

通航

一

覽

第

一

通航

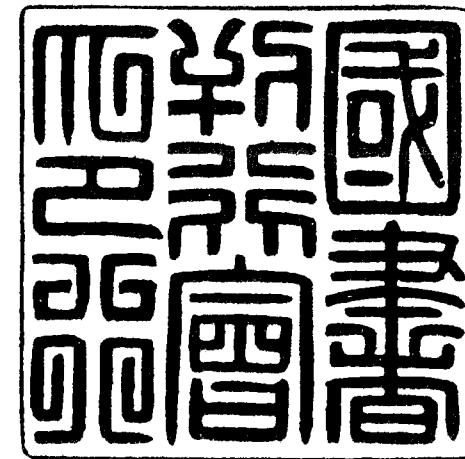
一

覽

第

一

3387426
25 NOV 1994



通航一覽

緒言

一本書は嘉永六年外交問題頻興の時に當り大學頭林達が職外交折衝の任にあるを以て、幕府の命に由り、對隣の琉球朝鮮支那より諸外國に關せる海政事項を綴集し、國號の起源、統治者の世系、我邦との交通等、大小の部門に區分して、上は永祿より下は文政年中に沿び、編年體に倣ひ、一々引書をも提證して、對外政要の起伏沿革を叙列し、終りに海防事項を附修して、時局を講究するものゝ捷覽に便じたるなり。記載詳略ありと雖とも、網羅する所の史徵文献は悉く精核にして、一も褒貶の私見を加へず、永祿文政間二百六十餘年の外交顛末を、諄正に公供したる一大完編なり。一、原書卷を立ること三百五十卷。本編三百五十卷、附錄廿三、凡例總目二卷、繪圖一帙、記載する所

は、琉球、卷一至二十四、朝鮮、卷一百三十七、長崎異國通商部、自卷一百三十八至一百六十九、異國渡來部、安南、南蠻諸國、卷一百九十七至二百三十八、唐國、卷二百六十八至三百三十九、至卷二百五十一、諸厄利亞、至卷二百五十二、柬埔寨、至卷二百六十三、暹羅、自卷二百五十五至卷二百六十六、斐萊、浡泥、田彈巴旦、摩利伽、瓜哇、萬老高、大人國、小人國、自卷二百七十七、魯西亞、至卷三百二十一、北亞墨利加、卷三百二十二、之。附錄は、専ら長崎、松前、蝦夷、下田、三崎、浦賀、房總要塞の海防、造艦鑄砲等の事項を擧げたり。體例慎密、朝廷の尊號、將軍の名稱の如きは、提頭、外國往來の文書は、其眞本に倣ひて提頭闕字の例を存したり。今本會が是を刊行するに當り、卷帙膨大なるを以て、専ら印式を縮約して、要覽を主としたるを以て、文書の法式の如きは、必ずしも一原書の體裁に準照せざる所あり。覽者諒焉。

明治四十五年六月

校 訂 者 識

通航一覽第一目次

卷之一
琉球國部一、○平均始末、
一

四六

卷之二
琉球國部一、○平均始末、
一

一五

卷之三
琉球國部一、○中山王來朝、
一

一四

卷之四
琉球國部一、○中山王來朝、
一

一三

卷之五
琉球國部五、○來貢、寛永十一年、
一

一〇

卷之六
琉球國部六、○來貢、慶安二年、
一

九

卷之七
琉球國部七、○來貢、寛文十一年、
一

五九

卷之八
琉球國部八、○來貢、天和二年、
一

五九

卷之九
琉球國部九、○來貢、寶永七年、
一

七七

卷之十
琉球國部十、○來貢、寶永四年、
一

七七

卷之十一
琉球國部十一、○來貢、正德四年、
一

七七

卷之十二.....三七

琉球國部十二、○來貢、正德四年、

卷之十三.....四〇

琉球國部十三、○來貢、享保三年、

卷之十四.....四一

琉球國部十四、○來貢、寛延元年、

卷之十五.....四二

琉球國部十五、○來貢、寶曆二年、

卷之十六.....四三

琉球國部十六、○來貢、明和元年、

卷之十七.....四四

琉球國部十七、○來貢、寛政二年、

卷之十八.....四五

琉球國部十八、○來貢、文化三年、

卷之十九.....四六

琉球國部十九、○來貢、文化三年、

卷之二十.....四七

琉球國部二十、○來貢、文化三年、

卷之二十一.....四八

琉球國部二十一、○薩摩國來貢、○來貢等、

卷之二十二.....四九

琉球國部二十二、○唐國往來、

卷之二十三.....五〇

琉球國部二十三、○唐國往來、

卷之二十四.....五一

琉球國部二十四止、○漂着、○漂流并異國、

卷之二十五.....五二

琉球國部二十五止、○漂着、○漂流并異國、

卷之二十六.....五三

琉球國部二十六止、○修好始末、從慶長四年、

卷之二十七.....五四

琉球國部二十七止、○修好始末、從慶長六年、

卷之二十八.....五六

琉球國部二十八止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十九.....五七

琉球國部二十九止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十.....五八

琉球國部三十止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十一.....五九

琉球國部三十一止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十二.....六〇

琉球國部三十二止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十三.....六一

琉球國部三十三止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十四.....六二

琉球國部三十四止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十五.....六三

琉球國部三十五止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十六.....六四

琉球國部三十六止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十七.....六五

琉球國部三十七止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十八.....六六

琉球國部三十八止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十九.....六七

琉球國部三十九止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十.....六八

琉球國部四十止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十一.....六九

琉球國部二十一止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十二.....七〇

琉球國部二十二止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十三.....七一

琉球國部二十三止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十四.....七二

琉球國部二十四止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十五.....七三

琉球國部二十五止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十六.....七四

琉球國部二十六止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十七.....七五

琉球國部二十七止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十八.....七六

琉球國部二十八止、○修好始末、從慶長九年、

卷之二十九.....七七

琉球國部二十九止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十.....七八

琉球國部三十止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十一.....七九

琉球國部三十一止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十二.....八〇

琉球國部三十二止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十三.....八一

琉球國部三十三止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十四.....八二

琉球國部三十四止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十五.....八三

琉球國部三十五止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十六.....八四

琉球國部三十六止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十七.....八五

琉球國部三十七止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十八.....八六

琉球國部三十八止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十九.....八七

琉球國部三十九止、○修好始末、從慶長九年、

卷之三十六

四〇

朝鮮國部十二、○來聘御用掛附御書御褒美等、正德度、

朝鮮國部十三、○來聘御用掛付類御褒美等、正德度、

卷之三十七

四一

朝鮮國部十四、○來聘御用掛附御書御褒美等、享保度、

卷之三十八

四二

朝鮮國部十五、○來聘御用掛付類御褒美等、享延度、

卷之三十九

四三

朝鮮國部十六、○來聘御用掛附御書御褒美等、寔保度、

卷之四十

四四

朝鮮國部十七、○來聘御用掛付類御褒美等、明和度、

第一目次 終

卷之四十一

四五

第一目次 終

通航一覽第一

序

漏、則何唯言語文辭之不失次叙也、實有不辱國體者存焉、蓋是編、肇於永祿、終於文政、爾後係此事者、將俟他日而續集之云、

嘉永六年龍集癸丑小春月、大學頭林韙識、印

門人關研書

皇國居輿地之正、寒暑中適、民物富庶、治隆於上、俗美於下、擊壤鼓腹、徧布海內、故異邦之來、通信貿商者不鮮矣、寔永中有以邪教攪邦俗者、於是、朝廷定制、通信則朝鮮琉球、貿商則支那和蘭而已、其他一切却之、蓋不啻其邪教之禁、亦以不待異邦諸品之給也、方今萬邦林立、皆以貿易爲業、商帆賈舶、陸續來往於洋中、故近者復來、懇請通信貿商者往々有焉、而士大夫之好奇者、徒於異邦之廢興盛衰與夫俗尚器械、則汲々求之不措、而我之所以應接於彼者、則未必留意講究、夫如是而夷舶入津、急遽應接之際、求其體例、而不得卒然處之、苟有一錯失、則其將辱國體者、不爲小矣、是余之所以豫慮也、因令僚屬數輩、就舊篇古記、足以徵者裒輯、其係夷舶應接之事、昕夕拮据、裘葛三換、以今茲告卒業、釐爲若干卷、命曰通航一覽、於是乎、海日有事、急遽應接之際、輒就此編、以求其體例、一覽瞭然、靡有遺

漏、則何唯言語文辭之不失次叙也、實有不辱國體者存焉、蓋是編、肇於永祿、終於文政、爾後係此事者、將俟他日而續集之云、

漏、則何唯言語文辭之不失次叙也、實有不辱國體者存焉、蓋是編、肇於永祿、終於文政、爾後係此事者、將俟他日而續集之云、

首にこれを略記す、

外國の中、唐山、朝鮮、琉球の如きは、其風土人情我國と稍相似たり、南蠻西洋等の諸國にいたりては、これに反した、利と詭とを專にする、甚しきは事を通商に託して、其國の覺を覗ひ、あるひは斬伐して奪ひし事、諸書に歷々たり、故に寛永中嚴にこれを排斥せらる、また我邦の人、異國渡海その來ること尙し、しかれども蠢愚の商夫た、利を求めて、往々彼邪教に陥るものあり、よて其頭またこれをも禁せらる、然る時は、異國の來往其關係する所、實に容易ならず、是此編の在ところなり、

一體例諸國の序次は、五大洲にかゝはらず、また大小によらず、もと我邦來往の由をみるへきためなれば、其來往の年代をもて先後す、然れども、琉球は我附庸、朝鮮は隣好の與國なれば、諸國のはしめにこれを位置し、長崎港、異國通商總括の部、及び異國渡海總括の部は、彼二國の外、諸蕃來往の總括たれは、其次となし、また南蠻と稱する諸州に至りては、勢ひ分割しかたきをもて、各一列とするを異例とす、但し通信通商の國にあらざるも、本邦の人漂

着せしか、あるひは本邦に漂着せし異船の類は、みな其國の部をたて、もらすことなし、

一漂着船等の中、言語文字相通せず、終に何國の船なるもしされるもの、あり、此等はたゞ、異國の部と題して、各國の末に掲く、

一寛永中南蠻船の事によりて、沿海の防禦を命ぜらる、元祿の頃異船の渡來稀なるをもて、しはらく廢せられしものありしか、寛政已來再その事を嚴にせらる、よて附するに海防の事を以す、かつ砲礮は、もと舶來の蠻物にして戰陣の神器、海岸防禦の要具、これより先なるはなく、船舶もまた闕へからざるものなれば、共に附録す、

一本編は各國、附錄は事をもつて門部を分つ、一部のうち、また分類して小目をたて、小目に係りし事は、其事により其目の下に、古今の來歴を分注して、概覽に備ふるあり、其小目といへるは、本編は入津漂着、あるひは拜禮獻上、附錄は御備堪所見立、又は船方調練等の如きこれなり、但し異國日記等に載る所、入津のうち拜禮の事を連記し、あるひは御書の因に拜禮獻上等の事を記せし類、分條し

かたきものあり、看る人察すへし、

一毎條考證の書を概修して、本文を略記し、考證の書は一字を低く列載して便覽とす、且禁裡及び將軍家の尊稱は、すべて擡頭す、また本文及び按注は、禁裡將軍家の御事のみ御謚號を記し、其他はたゞ、引書のまゝを錄して、此例に循はす、

一其祿萬石に満る輩は、本文及び按注に其實名を記す、萬石に満さるば、叙爵の人といへどもこれを略す、

一考證の書は、假令野人の手記に出るものといへども、當時の形勢を見るへきため、更に修飾せず、た

た孟浪杜撰の書は、これを抹去し、猥雜あるひは冗長に過たるは截略して其要を摘採す、

一一條のうち、同年の事考證一書にして兩事兩出せしは、はじめに年號支干を記し、餘は同年と錄す、

其書異なるに至りては、每書また年號を記して支干を略す、

一事の記に、大同小異かつ精粗あるは、其書の古きを存し、新しきを併せてその異同を分注す、然れども、其事によりてまた兩存せしもあり、

編人名氏

吉奇次郎太夫成身

一御書付の類はさらなり、外國の呈書、及び御返箇のことき、其擡頭闕字等、みな原書の本體を存す、傳寫その真を失へるものは、また其まゝを記して、敢て私作を加へす、自餘の書は闕格に及はず、

一采用の書、原本誤字ありて、類本の校訂すへきなく、文理解しかたきものは、本ノマ・ミ旁注し、脫行蠻食等は、□□□を加へて其闕を證す、また國字にてしるせし異國地名は、其旁にニを施し、異人の名は一を附し、漢字にて譯せしものは旁訓す、

一事體の詳細ならむかため、其圖をあらはすものあり、異國渡海の船、及び渡來の異國船、また其人物、あるひは朝鮮人曲馬、蠻國器物の類是なり、

一この編諸記録を涉獵網羅すといへども、引用の書多くは私記隨筆の類にして、殊に近代の事にいたりては、その材料乏しきにより、首尾全備せざりては、その典籍を得て、一たび補正のことあらは、もしくは海外處置の一助とならんか、

松平庄九郎忠得
戸田寛十郎氏功

志賀元三郎篤
高島俊七郎安詳

海老原武治利濟
山上八十郎正直

内海源五郎範儀
水野又一郎勝永

島田音次郎節信
田上作左衛門時明

神田金太郎徳純
那霸

通航一覽卷之一

琉球國部

按するに、國名の字、中山世鑑に流虬と書し、隋の時羽騎尉朱寬をして、其國に至らしめ、萬濤の間にをいて、地形を見るに、虬龍の水中に浮へる如きをもて、始て流虬といふと記し、隋書には流求と書す、宋書これに從ふ、南島志に、我永萬中源爲朝流れに從ひへるは、附新唐書には流鬼、元史には琉球に作る、本邦の書には、龍宮、留求、琉球などの文字も記せり、今俗に、海中龍宮城ありといへるは、即ち琉球なりとの説あれども、姑くこれを含く、中山傳信錄に、今の文字に改めしは、明の洪武中よりの事とせり、然れども宇治大納言が今昔物語に、仁壽三年宋の商人良暉か、琉球に漂流の事を載せて、既に琉球と記したれば、洪武以前今の文字を用ひし事知るへし、南島志に、此國地形南北長く、東西狭くして周廻七十四里、大島筆記には、南北四十里許、東西十里許とある、みな本邦の里數を以て、王府に國の西南にありて、首里といふ、海港二所、東北にあるを運天といひ、西南に在るを那霸

といふ、また間切といへるあり、猶郡といふ、其數三十六、即ち今歸仁、浦添、大里なり、此他海島三十六ありて、皆此國に屬すと記せり、大島筆記に、方位は本邦薩摩の南部二百四十里餘の海中にあり、八丈筆記には百三十里、琉球譜に漢土へは、福州へ西行四百里許といふ、本國を大琉球といひ、大島を小琉球とも稱せるよしもみ其實今究めども、大島今は薩摩に屬すと中陵漫錄に記し、枯木集には琉球領さり、彼大島筆記は、寶曆十二年同島に遷着せし琉人の話な記したるものにして、島津家にて扶助ありし、國統は、中山傳信錄、琉球國志略等によるに、始祖を天孫氏といふ、相傳ふる二十五世、逆臣利勇といふもの、其君を其名考ふ弑して自立す、浦添按司舜天これを討せしにより、國人推て王となし天孫氏に代る、これは日本人皇の後裔、大里按司朝公の男子なり、保元紀事略に、我永萬中源西八郎爲朝、琉球國に渡り、大里按司の妹に婚して舜天を産む、されども故土を思ふ事切にして、遂に日本に歸り、嘉慶二年平家の爲に自殺せしと記す、琉球譜に、大里按司は朝の舅なり、もしくは爲朝に其官を譲りしものか、然れば朝公は即ち爲朝の爲を書きて稱したるなるべしといへり、定西法師琉球物語にも、彼國氏の社は、鎮西八郎爲朝を崇めたり、其弓矢今に存すと見えたれは、此説三傳して義本にいたり、又天孫其實を得たるなるべし

稱し、王城は惟首里等の數所を有ち、自ら中山王と稱す、遂に國分れて二部となり、互に相攻伐せしむか、中山王尙巴志にいたり、山南山北を併せて一に歸す、されども猶中山の號を改めず、是より尙氏傳えて今にいたれり、明史には、中山、山南、山北ともに、尙を祖即位の時、國人殊に尊敬して、其尙ひし事をしらしめんとして、尙の字を加へて、終を専て氏とすと記し、中山聘使略には、巴志三山を統して、明主より尙氏を賜ふ、我應永中にあたれりとあり、使琉球錄及び琉球國志略によるに、巴志、父馬紹より、尙氏を稱せしし事は、南島志及び琉球屬和錄に、本邦に通せし事なり、本邦に通せし事は、南島志及び琉球屬和錄に、國史を引て、推古天皇二十四年南島の抜玖人來朝尋て、多禰阿麻彌度惑等の人朝貢す、祿秩を賜ふ事各差ありと記し、阿麻彌は今の大島、度惑は徳島にて、琉球の來朝を王代よりの事とせり、其後天朝遠略を事とし給はす、此間に琉球藩を漢土に稱し、其冊封冠服を受く、時に明の洪武五年、我應安五年なり、爾來清朝にいたりて朝貢猶絶えず、漢土朝貢の事例に、太田筆記に、足利將軍義量の時、應永二十二年十一月廿五日、義量より琉球王に贈りし返簡をのせて、文中進物等の事も見えたれば、其頃また來朝せし事知られたり、室町紀略、分鶴年代記等に、永享十一年また入貢の事を記し、公私雜翰に、將軍義

教よりの返簡も載す、貴久記、島津家譜に、嘉吉元年三月十二日義教島津陸奥守忠國に命して、大覺寺大僧正尊看を誅せしめ、尊看は、義教の舍弟、其賞として琉球國を授けし事みゆ、こは彼國薩摩の方向たるをもて、たゞ附屬せしまでにて、今のことく附庸君臣の姿には、あらざりし事必せり、官木當代記、慶長年錄等に、先年より綾船と稱して、毎歲薩摩に貢物を納ると記せしは、此時よりの事なるへし、また室町紀略、分鶴年代記に、文安五年入貢の事見え、將軍義政家譜に、寶德三年七月來貢す、九月其船去月末攝津國兵庫に着津せし、守護細川右京大夫勝元、早々人遣はし彼商物を撰ひ取りて、未富記同年八月十三日の下に、或説を引て、琉球の商船去月末攝津國兵庫に着津せし、島人難澁献する所の鳥目一千貫を、禁中に進らすとあり、康富記同年八月十三日の下に、或説を引て、琉球の商船去月末攝津國兵庫に着津せし、島人難澁大夫勝元、早々人遣はし彼商物を抑留して、島人難澁たるの旨申すにより、公方より奉行三人を遣はせり未だ返し遣はざるにより、奉行未だ上洛せすと記し、また齋藤親基日記に、六月廿八日琉球人參

洛、當御代六ヶ度目なり、長吏と號す、御寢殿の庭前に於て三拜、庭に席を敷とあり、こほ、寶徳以前の事か、こゝに當御代六ヶ度目さいひ、康富記に、先々年々あるをもしてしまく、朝貢せし事、及び其朝見の式、ならびに兵庫にて、貿易ありし事推て知るへし、また親基日記に、文政元年七月來貢の事見え、異國來往記に、天正十一年入貢すとあり、別本異國近一年御書草案に、同十八年豊臣太閤天下統一の賀儀として來朝、書儀を捧げ、太閤より贈りし返簡も見ゆ、また南島志、及び異國來往記に、同十九年明年太閤朝鮮を征せんとして、先書簡を琉球に贈りしに、國王尙寧大に驚き、事を明朝に告て返簡にも及ばず、是より慶長十四年まで、其來貢中絶すと記せり、異國日記に、慶長九年九月廿七日、島津空入_音惟新より、中山尙寧に答ふる書を載せ、文中羽林次將忠恒知國者殆若干餘年矣、自今以往書音無絶、永不爽舊約云々ありて、其歲貢を諭す、かこし、また同十二年九月、其頭琉球に渡來せし明の冊封使に、惟新より贈りし書をのせ、明朝の商船薩摩に通商あらん事な、はかりし事見ゆさては薩摩には猶希に書信及び商船等來りし記た、其歲貢を絶、また大島筆記に、國王の母后を聞得大君と稱し、王后を王妃と號すと、其官制は、品位の正從各九等あり、王の子弟を王子と稱し、正一品なり、領主を按司と稱し、從一品なり、天曹司、地曹司、人曹司とて、國家の政務を司る大臣を、三司官親方

と稱す、正二品なり、夫より以下の大臣を親方と稱す、從二品なり、親雲上と稱せるものは、武官にして三品より七品まであり、里之子といへるは、扈從の小童にして八品なり、筑登之と稱せるは九品なり、其冠服は、君臣ともに明朝の制にして、清朝の冊封を請るにいたりて、猶古を改めず、禮典は、元旦國王冠服を改て、先年德を拜し、それより群臣の賀禮を受く、同十五日の式これに同じ、冬至及び四時の佳節ならひに、朔望また冠服にて朝賀あり、世子の冠禮、冠は烏紗帽を以てし、王子按司の子は朝廷に冠す、昏禮は、粗本邦の俗に同じ、また父母の喪に職あるものは、給暇五十日にして復りて職に就く、然れども慶賀宴會等には、公私ともにかはらず、三年の後すへて初に復るを、これ南島志、琉球談等を併せ記せる所あり、樂曲は、漢土の樂、及び其國樂もあり、漢土の樂は、唐以來日本に傳はりしものと異にして、後世の樂と聞ゆ、其樂器は、笙、築築、笛、喇叭、大鼓などのよし大島筆記に見ゆ、志に答校徒流大辟絞斬梶首等の法ありしよし記

す、宮室の制、王府首里は平城にして山を背にす、四邊高く石垣を築きて、城門三所にあり、其宮殿は、唐造りにして疊を敷事日本の如し、王子、按司、親方、親雲上等の家作も、各自皆石垣を築き、樹木屏墻を廻らして、其末に溝を堀る、たゞ工商の家は櫛比せり、那覇には薩摩より在番の家居あり、風強き所なるをもて、家屋卑く造りて柱數最多しこ、大島筆記に載せ、定西法師琉球物語、及び琉球屬和錄に、那覇には、日本町といふもありしよし見ゆ、其伎藝文學は、中山王察度より始る、自後王の子姪、臣下の子弟をして、遠く漢土の國學に入れ、其業を肄はしむ、我延寶の頃、聖廟を創し、尋て學校の設あり、其いまた漢土に通せり前は、國僧多く日本に遊學し、歸りて其國の子弟に教へ、十三四歳よりして皆これに從ひ、字を習ひ書を讀む、其國の文字とてはなく、舜天の時より、いろはの字母を用ひて諸事を通す、今にいたりて、書法は多く日本の大橋流、玉置流を學ひ、片假名、平假名全國の貴賤通用ふ、薩藩往來の書式本朝に異ならず、弓矢刀鎗、また日本の製を用ふ、また和歌を詠し、茶湯圍

た大家の女子は、金銀の簪を用ひ、農商の婦女は玳瑁にて作りたるを挿せるのみにて、他の首飾なく、脂彩をも施さゝりしそそ、大島筆記にいふ此國の婦女、齒手甲に黥。るさきくし、文獻通考などに文身の事を記せり、中山にても此事ありしや、漂流の琉人に尋ねしに、さる事なしと答へしよしみゆざれども女子の手に彩を入れる事は、中山傳信錄に記したれば、こは古代の事にして、今は諸島にのみ其遺風存せるにや、また琉球談、大島筆記等に、國人最神を敬す、其神に海神あり、天神あり、天妃あり、巫女數十人これに仕ふ、其他伊勢、熊野、八幡、天満宮等本邦の神社もありしが、宗派は中山傳信錄に、臨濟宗と眞言宗のみとあり、此國氣候暖和にして、中山傳信錄、琉球國志略に、北極地を出る事二十六度二分三釐もあり、大島筆記に、隆冬雪水なく、十月より三月まで冬衣、四月より九月まで夏衣を用ふと、琉球談に、耕作は九月十月の間に稻種を下し、十月十一月の頃、本田に移し植へ、明年五月穫むるよしみゆ、夏山雜談、有斐齊箭記には、一歳中五穀再熟すといへり、產物は清一統志、中山傳信錄、南島志等に詳なり、就中綿、苧、芭蕉を第一とし、其他酒、黑砂糖、蕃薯、蘇鐵、疊、藥種、青貝細工、朱塗細工等なるよし、華夷通商考、萬國夢物語、大島筆記、官本要

○平均始末
按するに、隋書に煬帝大業六年、武賁郎將陳棱をして兵を率みて琉球海せしめ、男女千人を擒にして歸る、猶朝せずとあり、これを琉球を征するのはしめこす、元の至元中、及び成宗元貞の初、また使を遣ばし招諭ありしに、從はさりしかば、兵をもてこれを征せしかとも、功なくして歸り、終に通さりしよし清一統志、琉球國志略等に見ゆ、本邦にては文龜永正の頃にや、備中國連島の住人三宅和泉守某、此國を取らんとして、兵船十四艘を築し、薩摩國坊津まで來し、島津陸奥守忠隆りて、これを却くし、島津家譜に記し、また天正十年豐臣太閤備中國高松より、播磨國姫路に歸城し、將士の戰功を論じて、龜井武藏守妙矩に、因幡牛國を與へんとありしに、妙矩いふ我日本の内にて所望なし、琉球を賜はらば、渡海して伐取らんと、太閤これを壯なりとし、腰の團扇を把て、表に龜井琉球守殿裏に秀吉と書て判形を加へこれを與ふ、文祿元年朝鮮征伐の時、妙矩は琉球を征せんと望み、艦船五艘士卒三千五百を率鮮と琉球を兵を分て征伐せしは、兵もまた足るべからず、かつ朝鮮に渡海せしよし、寛永龜井妙矩譜、参考諸家傳等に載せたり、然るに島津家久僅三千の兵を遣し、不日にして闖國平均に屬し、永く其庸たりし事、此條に舉るゝこそし、これ島津氏の武功大なりといへども肯はざるにより、征伐すへき旨を請ひ奉る、よ遠く及ばせ給ふ所なるべし。

纂なこの遊藝も、粗本邦に相似たり、三絃を歌に合せて彈く事は此國より始り、鼓弓といふも此國にて造り出せしよし、これ琉球國史客、南島志、大島筆記、琉球談、中村氏筆記、落穂雜談、一言集、溫藏祕策等に、散見する所なり、其人物風俗のこときは、隋書及び文献通考等に、國人大要深目長鼻にして驍健なりと見ゆ、八丈筆記に、子生れるは、官人の家は、七日にして久米村の學士に名を求む、大島筆記に、明の世福州の學士三十六人琉球に渡りて、久米村に永住すとあり、されば其子孫今猶文學を專らせしよりて、此事ありしなるべし、其名日本の名乗に異なる事なし、童名を男子は思徳思次郎などよひ、女子は松金玉鶴など呼へるよし記す、琉球談、及び琉球人漂流聞見圖説によるに、男子元服以前は、髪を蛇蝮の蟠れるごとくにし、長簪を下より上にさかしまに挿て、其末額に至れり、成人して冠する時は、頂の髪を剃りて髪を小にし、短簪にて留置なり、明朝の時は、髪を剃る事なかりしに、清の冊封を受しより此事始れり、こは清朝革命の時、鼠弁の俗に改むへしと嚴令あるにより、止事を得す僅に中剃せしよし、かつ男歲二十五以上は髭を置、二十五以下は鬚を剃る事なり、ま

てこれを許し給ふ、此事、寛永島津家久譜には、九月朔日^ミ同日御稱號も賜はりしあれども貞享松平大隅守書上、島津家譜^ミも六月十七日^ミとし、御稱號は元和三年九月朔日賜^ミるを記す、此後家久に賜はりし御書、及び執政等の奉書にも、猶羽柴^ミ或は島津^ミと記されたれば、寛永譜載る所うけたし、よりて貞享書上、島津家譜に從ふ。

慶長十一丙午年六月十七日 島津少將忠恒、於伏見

御城御諱之字を被下、家久と改、太秦長光之御腰物

頂戴仕候、琉球國は家久十代之祖陸奥守忠國代に、

普廣院殿より、按するに京都將軍致拜領、永享年中よ

り薩摩に相從候處、按するに、此書前文十代陸奥守忠國傳

に忠國事に義教將軍の貴命に應じ、其

御舍弟大覺寺門跡義照大僧正尊着な討申候様子を尊看事義教卿

に對し、逆意有之段露顯いたし、日向國福島に落し下り、山邊氏を頼

み隠れ居られ候を、將軍家に聞え候て、忠國に早速詠俟いたすへき

よし御内書到来仕候に付、一族新納近江守、辯山美濃守、北條讚岐

守、家老本田信濃守、肝付三郎^ミと相議し、此等に人數を與へ、福島に

差遣し僧正を福島水徳寺へ招寄切腹いたさせ、一族山田式部少輔

斬首仕候、即ち其首を將軍家に獻上候處、義教卿御自筆の御感狀、

名物の御太刀御腰馬^ミがつ琉球國忠賞として拜領いたし候

是より琉球國は當分船を以年貢仕候、其以後福島に於て、僧正之社

を建立いたし、福島大明神^ミと號し、將又菩提所^ミとして、鹿兒島城下

へ大興寺^ミといふ寺を建立いたし、僧正之位牌を置、琉球島毎年之貢

物、先此寺へ遣し申儀に候^ミ記して、義教より授けし感狀二通を載

す、一通は嘉吉元年四月十三日、一通は同年六月十七日なり、貴久

記にも、嘉吉年中より琉球國島津に屬せしよ載せたれば、永享年

中よりさあるば誤りなるべし、近年致懈怠候、殊更權現様に御禮可申

上之旨、使札を以申付候得共、不致領掌候間、人衆

を差越可致退治之旨、山口駿河守直友を以致言上

候處蒙御免候、貞享松平大隅守書上、

夫琉球國者、自往古嘉吉年中屬我國矣、雖然背舊規不進貢、自薩摩再三遣使、以誘之不肯聽、故告相國家康公請伐之、家康公許之、貴久記。

慶長十一年九月一日、島津忠恒伏見にありて、大權

家久と號す、まことに家の名譽といふへし、琉球國

むかしより島津に屬する事ひさし、然るに近年來

貢せず、家久再三人を遣して、此事をはたるといへ

ども、敢て承引せず、すなはち此旨を大權現へ言

上して、これを討ん事をこひければ、則ちゆるし給

ふ、寛永島津家久譜。

琉球國之儀、五常之道そなはりたる國にて候得とも、往古は唐にも、日本にも隨はす、一國限に暮來候處、千百年以後、隋の煬帝の時、大唐に隨ひ初候よし、何の頃よりか、あや船^ミ申候て絹卷物など積載たる船、琉球より薩摩へ毎年參り、時之太守へ御

禮申たる由候處、吉貴様より十二代の御先祖、陸奥

守忠國様へ、永享年中に、普廣^ミ義教公より琉球國

を若那に作り、琉球^ミには、多く邪那^ミあり、大島筆記によると、

こほ宜野^ミ獨^ミ切に屬せし村名にして、諱名に附るを是^ミす、彼^ミ官職は按司親方などにて、謂鹿兒島へ來り様躰を窺ひ、ひそ

名は即ち其采地なるへし、

かに唯壹人小舟^ミに乗り歸帆いたし、かなひをやめ、

那船の湊に城をかまへ、湊口に忍かねのくさりを

はり、是に舟のかりたる時、上より目の下に見お

ろし射るへき手たてを拵へ、島々にも其用意して

待かくるよし聞へければ、家久公征伐御願あり、家

康公の御ゆるしあり、薩州舊傳記、

總別琉球より、島津方へ毎年綾船^ミ名付進物有し

を、近年唐へ相談、日本へ之音問不入事之由を、琉

球之^ミジャナ達て申、島津へ令無音、依之島津琉球へ

働く、^ミ官本當代記、慶長年

初中山與薩摩州世有隣好、天正十九年以來二國交

惡、使命遂絶、州守源朝臣家久、以告我卿祖乃發兵

擊之、南島志、錄琉球事略。

琉球國は、薩摩國と隣國たれば、深く好を通し綾船と名付て、年毎に音物を贈りしか、慶長年中彼國の三司官邪那^ミもの、大明^ミと議りて國王をす、

め、日本への往來をとめけるゆへ、薩州の太守島

津陸奥守家久使を遣はして、故を糺すに、邪那使に

の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日秀上人の作なりけるを奪取、簾板を以棚として其上に安置し歸帆致し、太守公^ミへ其段被申上ける、琉

球王は忠國公御時より、御當家にかなひ^ミは^ミなひ^ミは^ミ納貢の^ミこと、致來り候處、誰那^ミといふもの、按するに定西法師^ミ、琉球物語には誰那

の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日秀上人の作なりけるを奪取、簾板を以棚として其上に安置し歸帆致し、太守公^ミへ其段被申上ける、琉球王は忠國公御時より、御當家にかなひ^ミは^ミなひ^ミは^ミ納貢の^ミこと、致來り候處、誰那^ミといふもの、按するに定西法師^ミ、琉球物語には誰那

の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日秀上人の作なりけるを奪取、簾板を以棚として其上に安置し歸帆致し、太守公^ミへ其段被申上ける、琉

球王は忠國公御時より、御當家にかなひ^ミは^ミなひ^ミは^ミ納貢の^ミこと、致來り候處、誰那^ミといふもの、按するに定西法師^ミ、琉球物語には誰那

の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日秀上人の作なりけるを奪取、簾板を以棚として其上に安置し歸帆致し、太守公^ミへ其段被申上ける、琉

球王は忠國公御時より、御當家にかなひ^ミは^ミなひ^ミは^ミ納貢の^ミこと、致來り候處、誰那^ミといふもの、按するに定西法師^ミ、琉球物語には誰那

の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日秀上人の作なりけるを奪取、簾板を以棚として其上に安置し歸帆致し、太守公^ミへ其段被申上ける、琉

球王は忠國公御時より、御當家にかなひ^ミは^ミなひ^ミは^ミ納貢の^ミこと、致來り候處、誰那^ミといふもの、按するに定西法師^ミ、琉球物語には誰那

の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日秀上人の作なりけるを奪取、簾板を以棚として其上に安置し歸帆致し、太守公^ミへ其段被申上ける、琉

球王は忠國公御時より、御當家にかなひ^ミは^ミなひ^ミは^ミ納貢の^ミこと、致來り候處、誰那^ミといふもの、按するに定西法師^ミ、琉球物語には誰那

對して、種々の無禮を振廻ければ、家久大に憤り、同十三年駿府に赴き、神君に見え奉り、兵を遣して誅代へき旨を請ふ、神君家久か所存にまかすへきよし鉤命あり、琉球譜、按するに此書慶長十三年とし、かつ駿府にての事とせしは誤りなり、慶長十四年二月廿一日、それ琉球國は、室町將軍義教の時、家久十代の祖島津薩摩守忠國へ與へ領せしめ、永享年中より進貢す、豊臣太閤の時に及んて、琉球よりの交易の爲め、薩州へ渡海して朝貢す、大明帝是を聞き、琉球を責め我邦へ通貢するを絶しむ、夫より十餘年薩摩へ貢を納れず、家久神祖の威徳廣大にして海内昇平す、神祖へ奉賀を述へしと、家久より命するに從はず、然らば兵を出し是を討んと欲す、因て島津惟新及び家久、山口駿河守直友を以て是を告ぐ、是日兩公より惟新、家久へ、琉球を討つ事其意に任すべしと命ぜらる大三川志、按するに惟新にも此命ありし事他に所見なし、事他

慶長十三戊申年八月十九日、及び九月五日、兩度に山口駿河守より、島津少將家久の許に書牘を贈り、琉球國の事、並に唐船着岸の事によりて達する旨あり、

慶長十三戊申年九月、

尙々御人數を被催、先御使者を御渡被成、渡海仕候様可被仰遣事專一存候、其上に而相濟不存候は、被待御詫御人數計御渡被成尤存候、不及申候得共、御人數も不及御渡、渡海仕候様御才覺專一存候、尙追而可得貴意候、以上、

好便之條令啓上候、仍爰許相替儀無御座候、然者當城御番衆關東より被罷上候、就者此中在番之衆、銘銘駿府へ被罷下候、拙子も來月者當地罷立駿府え如何御座候哉、今度本上州より略文なり、下再び注せず、令申上せ候琉球人、上様之御禮申上候様に御才覺可然由、自拙者可申入通被申越候、若于今渡海不仕候者、御使琉球之被遣、被成御究可然存候、兎角琉球人渡海不仕候者、御人數計可被渡様被仰遣可然候哉、何様彼方より之返事之様子、被成御注進被待御意尤存候、猶惟新様え迄申入候、恐惶謹言、

慶長十三年八月十九日 山駿河守

直友判

薩摩少將様參人々御中

急度令啓上候、仍而硫磺蘭被成御進上候、本上州披露被申、則御黒印貳通持せ還上申候、按するに、此御印書壹通は、此年七月廿一日に出されしなり然者先度御國元に唐船着岸之由、御注進之通、是又本上州披露被申候處、一段之御機嫌之由被申越候、然者御用之御藥種々書立進上申候、御取被成早々御上御尤存候、御油斷被成間敷候、就中先度惟新より爲御使、本田助丞方被罷上候砌、琉球之儀申入候、到唯今琉球より無音之仕合に候哉承度存候、于今難澁申候者、御人數を可被渡旨、再三彼方にも被仰遣、其上難澁申候者、様子可被仰越候、披露可申候、先御人數を被催可被相渡御用意御尤存候、上様御禮申上候様に御才覺専一存候、何も追而可得御意候、將又我等事、明日六日に駿府に罷下候、先度より以後着岸之唐船に御注進、幸拙者罷下候間、御念之御入被成候段、具可申上候、御心安可被思召候、尙重而得貴意候、恐惶謹言、

慶長十三年九月五日

山駿河守

直友在判

薩州少將様參人々御中貞松平大隅守書上

慶長十四年春、以權山權左衛門尉久高爲大將、平田太郎左衛門尉增宗爲副將、專兵器者平田民部左衛門尉、長谷場十郎兵衛尉、兒玉四郎兵衛尉、或山鹿水助、勾坂式部少輔伊集院伴右衛門尉、有馬次右衛

門尉、越右衛門尉爲船大將、其外佐多越後守、川上掃部助、本田彌六、市來八左衛門尉、本田伊賀守、頬姓主、正純より返簡を贈れり慶長十四年己酉の春、権山美濃守按するに、權左衛門、後稱なり久高を大將とし、平田太郎左衛門を副將として、三千人の軍卒を引みて、兵船一百餘艘二月十一日に、甘一日の誤ともつなをひて琉球に發向し大島に着、なるべしそれより徳島按するに、琉球國全圖に渡姑島とあり、薩州舊傳記には、徳島と記すに赴く、島人これをふせくもの一千人はかり、これと戰て三百餘の首を得たり、其餘黨皆降人となり、寛永島津家久譜、

門尉、毛利内膳正、柏原周防守、村尾源左衛門入道笑柄、市來備後守、東郷阿波入道林半、伊地知四郎兵衛尉等爲卒將、都合其勢三千餘人、整兵船一百餘艘、按するに、慶長日記には、壁山權左衛門久高、平田太郎左衛門、新納刑部松浦筑前、鑓出雲木入播津、田村大和、加沼彈正、野村監物、本郷、城指義列、肝屬、梅北、富永兵士三千餘騎、雜兵八千餘人、兵船百餘艘と記す、而一月廿一日發舟、已著大島、振威赴德島、島郎出應而防戰者、殆千有餘人、其中斬首三百餘人也、故殘黨不日屬於旗下、而悉定焉貴久記、

慶長十四年兵船數艘を催し、大將樺山權左衛門殿、副將平田太郎左衛門殿にて、諸軍勢乗船之時、新納拙齋老樽肴を持せられ、祇園之淵まで見送にて候、其外にも送酒いたされ候衆多かりける、諸軍勢並居ける時、權左衛門殿座敷の辭宜いたされ候に付、拙齋老被申候は、此節琉球征伐の大將被仰付、渡海被致候は、家久公之御名代なり、早々大將の座に直り被成候へと有之候得は、無異儀上座被致候よし、權左衛門殿大將分を諸軍勢不足に存、なにとか底意有之候處に、拙齋老の言葉を聞、致納得けるとなり、夫より乗船にて、山川の湊より順風に帆を揚げ、大島に着船、彼島廣しといへとも無異儀責取、

鬼界ヶ島も手に附け、湛之島へ着船、此島の者ごも防戰候に付、鐵炮をうち懸候得は、棒の先より火を出し人を殺すとて逃けるとなり、按するに、此頃島人松記せしは、手向ひいたす者を討取、かまへたる所を踏不審なり、手向ひいたす者を討取、かまへたる所を踏潰し、冲の永良部と與論島をも責取らる、薩州舊傳記、慶長十四年、島津琉琉へ百餘艘を以相勵也、琉球へ着岸の時、ジヤナ帥人數於七島防戰す、按するに、七島なるに、や、于時野郎自註野郎とは無足下同し、ジヤナ敗北、琉球人或は討死、或は被疵、則七島毒島へ按するに、毒は無打入、ジヤナと云は、琉球にて武者大將なり、彼ジヤナ日本を嫌て、唐へ可屬との企なりしか、果して如斯年錄琉球事略、官本當代記、慶長年記二月廿一日、誤りなるへし、家久家老樺山權左衛門久高、平田太郎左衛門増宗に申付、人衆三千、兵船百餘艘差渡、久家も山川と申湊迄、致出馬下知仕候、權左衛門太郎左衛門、先大島と申島に致着船、大島を手に付候て、徳の島に參候へは、島の者とも防申候故、數百人討取申候によりて、永良部島無異儀相從申候、夫より琉球の地に押懸申候、

通航一覽卷之二

琉球國部一

○平均始末

貴札致拜見候、仍去頃琉球に爲御手遣御人數被指渡候處に、無相達大島と申島へ御着船候而、彼島之儀思召儘に被仰付、其より琉球國主被居候處に御人數赴被申、琉球之儀も漸相濟可申之由、御紙面之趣存其旨候、則右之趣達上聞候處、一段御機嫌共御座候間、御心易可被思候、追々彼地之様子可被仰仰候、不可存疎意候、何も期來音之時候、委細は御使者可被申上候、恐惶謹言、

慶長十四年六月廿六日

本多上野介

正純判

羽柴陸奥守様、貴報、貞享松平大隅守書上、

慶長十四年卯月朔日

山駿河守

薩州少將様參人々御中

直友在判

様御相談御尤奉存候、猶追而可得貴意候、以上、
急度令啓上候、仍奥州様御上洛之儀付而、先度以書
狀申入候つる、然處、琉球御動之儀に御座候間、た
た今は御上洛御無用之由、御詫之旨本上州より被
申越候條々は、御心得可被成候、先御上洛相延、於
我等珍重奉存候、不申及候得共、琉球之儀御行專一
存候、左様に候得者、彼表之様子急度可被成御注進
候、御油斷被成間敷候、尙追而可得貴意候、恐惶謹

慶長十四年卯月前日

山口駿河守

惟新様、參人々御中、貞享松平大隅守書上、

し、海陸より進みて、此日遂に王城首里を攻破り、國王尙寧三司官以下悉く降る、よて軍將樺山權左衛門平田太郎左衛門等、尙寧を率ゐて、五月五日琉球を發し、同廿五日薩摩國に歸陣せり、此征伐の事を記して、世間記 薩琉軍鏡、島津琉球合戦記、島津琉球軍精紀等數部あり、皆附近の書にして、其引證詳ならず、また月日事甚ともい、家傳の書と齟齬し、殊に其父頼節に過て、信を取るによしなし、されども其記載の内、家傳正史に類する説あるか、或は前後の事實に照應せるば、今一二姑く

（薩州舊傳記に、出陣に臨みて、薪納公齋華山館左衛門平田太郎左衛門を送別せし事見え。家傳の書にも、武城守が事絶て所見なきは不なり。或は指揮は武城守とは別人なる。實に龍伯忠ふ所ありて、くそとし言上に及ばざりしにや、こは稍冗長に涉れども姑くこに注考異するのみ。

慶長十四年四月一日、海陸より國王居城首里ご申城に取懸申候、國王尙寧降參仕候に付、早船を以右之趣申越、夫より樺山權左衛門平田太郎左衛門尙寧を率て、五月五日琉球を發し、同廿五日薩摩に致歸着候。貞享松平大隅守書上、島津家譜。

琉球には、那覇の湊に城を構へ、湊口に忍かねのくさりをはり、是に船のかゝりたる時、上より目の下に見下し、射るへき手たてを拵へ待懸たりしに、樺山平田等運天の湊へ着船、諸勢を揃へ彼所手に附、伊野波名護讀谷山の城を責落し、北谷へ向ひ、王位より一里有之那覇の湊口の城に皆楯籠ける故、首里の城には防き戦ふものなく、無異儀落城、王位降參いたされける、那覇の城には、矢尻を揃へ待懸たりけれども、舟一つも不見、後より押寄られ、殊に王城落城なれば、一戦に不及落城いたし、無相違琉球御手に入ければ、則早船にて鹿兒島へ其段被申上

候て、其年は順風おくれけるゆへ、諸軍勢首里那覇に滯留して、翌年尙寧王召列鹿兒島へ歸陣被致ける（按するに翌年あるは誤なり下説を是なりとす）

慶長十四年三月、琉球へ渡口の湊山川と申所迄、家久公御出馬御下知被遊、御先手を琉球へ被遣、段々責つふし、同四月中山王居城首里城に取懸候處、中山王尙寧降參仕候間、御先手の者とも中山王を召

さらへ、同五月薩州へ列來候、以上薩州舊傳記、

慶長十四年、是年之內我軍衆歸帆時、執中山王並三

司官來于薩摩、貴久記、

島津家久發兵擊琉球、前鋒進取北山之地、斬首百餘級、水陸鼓行、並入那覇港、中山之兵連戦皆敗、王城遂陥、尙寧出降、師起四十餘日、宗社失守矣、南島志、慶長十四年四月一日、家久那覇津に按するに、那覇は國の西南に在り薩摩山川港より二百四十餘里、大島より百二十里、徳島より六十里なり、又他の津といへるは薩摩舊傳記併せ考ふへし、騎兵足輕の死するもの數百人、つるに都の門に入て其城をせめ破る、爰に國王

は海岸一里許を隔て船を停め、夫より船を急に進めず、一日に五六日町を限り、日を経て兵船多く集り軍勢日々に盛になる、琉球にて此津口を破られしと、守備を專に群り禦く、島津の兵其虛を伺ひ精銳の兵を擇ひ、別船に乗せ遙に東西の方琉球國の背より、夜に乘して海陸共に進み攻む、別船の兵陸に上るに、守禦の兵あらされは、直ちに進み闖入し、戦ふ事三日、薩兵も死傷百餘人に及ぶと雖も、前後左右より攻撃れ大に破れ、琉球の王城首里も遂に破れ、首級百級を得、國王尙寧降を請ひ、三司官以下悉く降る、久高嚴く王城を守り、子姫妃妾を捕へ、是を薩州へ告く、家久檄書を馳せ駿府及び江戸へ告く、大三川志、

島津琉球を取んと欲す、これを察せず顯れて兵船軍器の用意夥し、琉球の商人薩摩にある者歸て國王に申す、琉球大に駭愕して海邊に壘を構へ備を設く、夏日波頭穩なるに至て、薩兵の老若を聚て、數百の海舶にのせ、旗旌目を奪ひ金鼓耳を劫して、次第々々に攻近つく、初は海岸一二里ばかりの外に在、俄に漕よせすして進むこと、一日に或は五

三司官等皆和をこふてたる、寛永島津家久譜、慶長十五庚戌年、琉球國來朝の時、我（按するに、定西法師自らいふなり）大坂に出、琉球人に逢ふて琉球攻の事を聞に、王后は其驕きに驚き給ひ、程なく失給ひぬと語りて皆涙を流しける、定西法師琉球物語（按するに、定西はもろ石碑中に見えたり、これによれば、本文に注せし琉球麗和錄の王后自は誤りならへし）

慶長十四年四月三日、島津家久の軍將、権山久高平田増宗、昨朔日軍を進め、琉球の那覇津に到る、初琉球より薩州に來り居る商人等、兵を發するを聞き、速に歸りて是を告ぐ、因て港口に鐵の鎖を張り、船路を遮り、兵を備へ大銃を發す、是に於て容易に攻難く、唯大砲を放て日を送る、又彼國の揚手甚嶮岨にして毒蛇多く、國民といへども經歷する事能はず、依て彼國にても守禦を設けず、薩兵是を知り、嚮に薩隅二州の猾徒を擇ひ遣はし、柴草を舟に積み其海濱に運送し、上風より火を放ち、林叢山嶽を焼き毒蛇悉く焼死す、且一計策をなし、薩州より追々兵を發し、老弱を擇はす數百艘に乗せ、多く旌旗を建て、金鼓を多くし、進て津口に迫る、初め、

町、或は七町、船數日々にかさみ軍勢々々盛なり、琉球國中を空して、皆此にあつまる、薩摩の精銳は、別に輕舸に乗て、はるかに東西より廻り、琉球の後の方より夜、まきれに漕つけ、明を待て俄に撃て上れば、琉球の兵悉く渡口に在て拒者なし、琉球不意を擊れ面背の敵に敗られて大に潰亂す、海上には舷を扣て聲勢を張り、陸地には戈を揮て斬戮を縱にす、一戦に大勝を得たり、此より永く屬國となりて朝貢絶す、碎玉話、雜話燭談、はじめ琉球征伐の事、明朝に聞ゆるにより、彼國にても邊海戒嚴あり、

萬曆四十年、（按するに、我慶長十四年は、彼萬曆三十七年に當るを、四十年と記したるは誤りなり）日本以勁兵三千、入琉球國擄其王、遷其宗器大掠而去、浙江總兵官楊宗業以聞、令嚴飭海上兵備從之、島津家琉球征伐御免を蒙りし事を、少しも察する事なく、鹿兒島其外の湊浦より、軍船夥しく引つらね、又日あらずして打立るゝよし風聞せしむ、琉球人薩州に有合ふ者とも急に走せ歸りて、此事を告げたりしかば、中山王尙寧大におどろき、速かに部

下に下知あり、又急使を馳せて大明皇帝に奏聞し
けるに、明朝も時今甚くおとろへたるころなれば、
大に驚く處にいかなる傳説の間違にや有けん、閩
州廣州浙江の間へ、薩摩勢先駆して、日本の大兵馳
向ふと聞へければ、中國の騒動斜ならず、近年朝鮮
の役終りたるを漸く枕を安んする所に、又倭寇の
しかも薩摩の剛兵共來るとや、いか様朝鮮軍の其
返報も有へき事なり、是は國家の大難事なりとて、
上下大に恐れ、琉球を救ふたはなく、只中華守禦
の會議評定混亂して、未だ相極らず、先づ閩廣浙
江の地を取固むへしとて、萬民震ひ懼れしなり、琉
球附録○按するに、此書載る所信
かたれこも姑く明史の因にまづ、

琉球平均の旨少將家久父子より使者をもて、執政の許に注進す、月日所見なし、七月五日、台徳院殿より御感書を出され、同七日東照宮より、かの國を賜はる旨の御黒印を下さる、本多佐渡守正信、本多上野介正純よりも返翰あり、

慶長十四年四月、薩摩兵百餘艘琉球へ渡り、彼島不及一戦、内裏を責崩帝王を擒て歸朝す、則彼島津拜領島中檢地するに、漸十二萬石餘有之(慶長日記、慶長小説)。慶長十四年四月、國王尙寧降參仕候旨、早船を以申越候故、使者を以致言上候處、權現様、台徳院様御感不斜、則御感狀を被下、琉球國永々家久に被下之旨被仰出、龍伯惟新も同前に御感狀頂戴仕候、至琉球指遣兵船、不移時日及一戦、彼黨數多討捕之、剩國王降參之上、并三司官以下、至于其地不

日可爲渡守之注進 諺以無比類餌共候、猶本多佐
渡守可申候、謹言、
慶長十四年七月五日
薩摩少將殿 判
台德院様
御印
台德院様
印

共に御座候、以上。

今度琉球に御人數被差遣候處、早速被屬御本意、國王并二司官以下歷々者共、至其御國被召寄之由、御注進之趣達上聞候處に、無比類御事共被成御感候而、御書被遣候、誠遠島之儀如何と無御心許奉存候處に、潔儀共拙者一人之様に、大慶不過之候、委曲爰許之様脉、山口駿河守殿以使者可被仰達候條奉省略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月九日 本多佐渡守正信 判
羽柴陸奥守様、貴報、

至琉球差越人數不經日數輩討捕之、其上國王就降參、近日至其國可爲着岸之旨、尤無双之仕合候、猶本多佐渡守可申候也、

琉球之儀、早述屬平均之由、注進候手柄之段、彼感思食候、即彼國進之條彌仕置等可被申付候也、

尙以、兩御所様御威光を以、早速被仰付候儀、彌大慶思召候通委披露仕候處、一段之御仕合

薩摩少將との御黒印

た。はた御感有て、黒印を賜はりて此島を家久に下さる、寛永島津家久譜。

慶長十四年四月、中山王尙寧降參仕候旨、家久様より早速東照宮、又は台德院様へ被仰上候處、御感斜ならず、則御感狀を以、琉球國永く家久様へ御拜領

被遊候、家久様御養父三位入道龍伯様、家久様之御實父宰相入道惟新様へ、兩御所様より御賜被成候、御代々之御判物にも、薩摩大隅、并日向諸縣郡、琉球國（接するに）寛永十一年八月四日、及び寛文四年四月五日の御判物に、琉球國十二萬三千七百石となり、御代々の御判物によるに同じ。全可致領地と被仰記、御拜領被遊候、薩州舊傳記。

貴札致拜見候、仍琉球爲御、手遣御人數被差渡候處に、大島と申島早速被仰付、それよりごく申島に御人數赴被申候處に、彼島之者共出向候に付而一戰、則被得勝利、彼島之者共二三百人被討捕候付而、重而不及異儀彼島相濟、其より琉球之國王被居候島に被取懸候處に、於彼地も國王雖被及行候、切崩數百人討捕、國王之居城取巻被申候處に、頻降參に付而被任其儀、國王下城にて下々方々に逃散候もの共被召返如前々有付候而、國王并三司官、其

外頭立者共召連、頓而可歸朝之由、使者を以御注進被成候御紙面之通、懇に達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、無殘處御仕合其御座候間、御心易可思召候、誠遠島ミシマ申於異國、無比類動御手柄不淺候、其許御滿足奉察存候、則琉球之儀被遣旨御座候而、御内書被遣候、御外聞實儀不可過之候、彌彼地之様子御注進可被成之由、御尤に御座候、猶爰元相替儀無御座候、此表何に而も相應之御用等御座候は、不被御心置可蒙仰候、聊不可存疎意候、何も追而可得御意候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十三日

本多上野介正純判
羽柴陸奥守様貴報

以上

貴札致拜見候、仍琉球ルシアン爲御手遣御人數被差渡候處、何も無殘所早速相濟、琉球之國王并三司官、其外頭立者共被召連、頓而歸朝可有之由、陸奥守殿ルガオノミコト御注進被成候、何も御紙面之通、懇達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、琉球之儀羽柴陸奥守殿ルガオノミコト被進候旨御座候而、則御内書

被遣之、無殘所御仕合御座候間、御心易可思食候、誠琉球之儀思召儀に相濟、御手柄不殘候、其元御満足之段奉察存候、將又爰元相替儀無御座候、何に而も相應之御用等御座候者、不被御心置可蒙仰候、不可存疎略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十二日

本多上野介正純判
島津龍伯様貴報

以上

琉球相濟申付而、御使者被成御上せ候、即江戸駿府スニマツ被參、返狀請取歸國之儀候、琉球相濟中、上様御感被成、即御朱印被進之由、本上州より我等方迄被申越候、目出度儀共御座候、委細者御使者可被仰上候間、書中不具候、恐惶謹言、

慶長十四年七月廿七日

山口駿河守直友判
少將様、參人々御中以上貞享島津式

同年十二月、少將家久及ひ入道惟新より、琉球國ルシアンを賜はりし拜謝ごして、物を獻するにより、東照宮、台德院殿より御内書を賜ふ、

慶長十四年十二月、權現様御内書按するに、此御書台
徳院殿より賜はり

したるは標現様さ記し

琉球早速退治旨、先回注進付而、以内書申越之處、重而來音、特青貝二十四孝之床屏風、並段子十端トド到來珍重之至感悅覽候、猶本多佐渡守可申候也、

慶長十四年極月十四日 御 判

薩摩少將殿

台德院様御内書、

就先度琉球一果之旨注進到來、以内書申越候訖、依之太刀一腰、馬一疋、並端子拾卷到來欣思食候、委細本多佐渡守可述候也、

慶長十四年極月十五日 御 判

羽柴兵庫入道ルガオノミコトのへ、

琉球國可被領知之旨申遣候處、祝着之段尤候、依爲音信佛草花桑茉莉、モリ花、並硫黃千斤、唐屏風ジンボウじちゃん五卷到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日 御 黑 印

權現様御内書、

爲音信段子十端、象牙並南蠻鐵砲到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日 御 印

慶長十四年十二月廿六日

本多上野介正純判
島津龍伯様貴報

以上貞享島津式

慶長十四年十二月十五日、島津兵庫入道今度琉球國ルシアンを賜る謝禮として、使者を江戸に指越し、御太刀

按するに、此書家久、獻物の内、太刀を脱す、其右兵衛主常陸主兩所へ、銀子百枚宛、紅糸五拾斤、女房五人へ、銀子貳拾枚宛、段子拾端宛也、島津同道之琉球屋形、

一兩日中駿府へ可被參と也、同十日着駿府、慶長年鑄、

同年八月十四日、少將家久尙寧を携へ、駿城に登りて

拜謁す、尙寧方物數品を献す、尙寧が、獻する所の品數、

るこく、其拜謁を六日家久拜謁の條に、混記せし

は誤りなれば、今官本當代記慶長年鑄等に從ふ、同十八日駿城

にをして、家久及び尙寧を饗應し給ひ、猿樂あり、常

陸介殿宣判鶴千代殿房卿舞はせらる、家久に刀脇指

を賜はる、同十九日御暇賜物あり、廿日駿府を發して

江戸に赴く、此時尙寧の弟、具志頭王子病によりて、駿河

奥津曙に滞留せしり、同廿四日終に歿す、

慶長十五年八月十四日、琉球王に御對面なり、慶長

見聞書朱書、

下さる、同十九日御暇を被下、翌廿日駿府を立、貞享

大隅守書上、島津家譜、

薩州舊傳記、紀年錄、

慶長十五年八月八日、琉球王見公、而獻之以緞子百

卷、羅紗十二尋、蕉布百卷、太平布二百卷、家久獻

之、以太刀一、及白銀二萬兩、十八日饗家久有猿樂、

賜貞宗之刀、及貞宗之短刀、御年譜、貴久記、

官本當代記、創業

慶長十五年八月十四日、中山王尙寧、駿府城に來て

慶長十五年八月十四日、琉球人出仕、去十日着駿府、

今日對面也、十八日島津被召寄有振舞、常陸介主能

を仕給ふ、加茂八島、鞍馬天狗、梅若太夫源氏供養、

老松、此時廣間疊ふるひたるさて、年寄中を折檻し

給ふ、從是江戸へ下る、駿府逗留中、琉球王弟死す、

鶴千代殿房卿舞曲をなし給ふ、其間かはらけ、あまた

たひめくりて、佳肴其數を知らず、家久貞宗の刀脇

指を拜領す、十九日御暇を賜はりて、駿河より江戸

にいたる、寛永島津家久譜、

慶長十五年八月八日、家久中山王を召連登城す、尙

寧緞子百端、羅紗十二尋、太平布貳百疋、蕉布百卷、

白銀壹萬兩、御太刀一腰献上し、家久も御太刀馬代、

其外品々献上仕候處、按するに、家久之獻物は尙寧と同御

代初に早速異國を從へ、其王を率ゐて來朝せしむ

る事、家久無比頗勵のよし、上意に而御感を蒙り

候、同十八日御饗應被下、御酒宴之上、常陸介殿御

鶴殿座を立て舞給ひ、貞宗の御腰物を大小家久に

了りて、其腰物を以て御腰物と呼ぶ、

慶長十五年八月八日、島津陸奥守家久、琉球の中山

王尙寧を携へ登營す、神君鳥帽子直衣を着し、大廣

間上壇に御着座、中山王白銀壹萬兩、段子百卷、羅

紗二十尋、芭蕉布百匹、太平布二百匹、太刀一腰を

献し、拜禮終り、家久より長光の太刀一腰白銀千枚

を献し、琉球を賜はる、謝詞を述る、武德編年集成、

慶長十五年八月十八日、島津を被召寄振舞あり、常

陸介主能を仕給ふ、自是琉球王をつれて江戸へ下

る、創業記、

慶長十五年八月十八日、駿府にて神君島津陸奥守

を御振舞あり、公按するに、紀伊能をし給ふ、紀藩無名書、

大三川志、

慶長十五年八月十八日、島津を被召寄振舞あり、常

陸介主能を仕給ふ、自是琉球王をつれて江戸へ下

る、創業記、

慶長十五年八月十八日、駿府にて神君島津陸奥守

を御振舞あり、公按するに、紀伊能をし給ふ、紀藩無名書、

大三川志、

慶長十五年八月十八日、島津を被召寄振舞あり、常

陸介主能を仕給ふ、自是琉球王をつれて江戸へ下

る、創業記、

慶長十五年八月十八日、駿府にて神君島津陸奥守

を御振舞あり、公按するに、紀伊能をし給ふ、紀藩無名書、

大三川志、

佐志貴王も外の琉球人も駿河へ参り、又江戸へ遣し給ふ、然るに其痛にてや有けん、佐志貴王は奥津にて死去せられけり、清見寺に墓所あり、其後に琉球人共御免を蒙り、國へ歸りけるといふ、琉球國營中見錄、

琉球人於駿州清見寺弔故君墳塚文

維時、寶永七年庚寅冬十二月二十三日、琉球國中山王使美里王子尙紀、豐見城王子尙祐等遣使、贊官喜手刈尙聰口前尙克從、於清見寺奉弔故具志別王子尙宏、法號求王院大洋尙公居士靈、嗚呼先生、傳聞故君中山主尙寧公之愛弟、而尙懿公第二之王子也、爲其人也、孝弟而好忠信、就尙寧王扈從薩州之太守、而至駿州不幸遇病、時也慶長十五年庚戌秋八月廿四日辭世於驛亭、時入卜築子茲、星霜荏苒、至今一百一年、吾國俗稱駿河王子者是也、嗚呼痛哉、天涯殞身不得回鄉、子孫雖多隔絕遐方、經有歲無求焚香、但有清見關月訪寥寂、三保松風問荒涼而已、吾輩歷此、爭堪感激、謹陳菲禮、以表寸忱之微、先生有靈鑑之、尙享、鹽尻。

同年八月廿五日、少將家久中山王尙寧を伴ひ江戸に

參着す、同廿六日、台徳院殿上使を以て、其遠來を勞せられ、廿七日精米千俵を賜ふ、

慶長十五年八月十九日、御暇を賜はりて、駿河より江戸にいたる、廿六日台徳院殿其遠來をなくさめ給ひて上使を下さる、廿七日また上使ありて、米千俵を賜はる、寛永島津家久譜、續本朝通鑑

慶長十五年八月廿五日、家久様中山王江戸に到る、廿六日台徳院殿より家久か宅に、其遠來を勞て上使を賜はる、廿七日重て上使を家久か宅に被下、精米一千俵を賜はる、家忠日記追加、天慶昌次記、島津家譜、貴久記

慶長十五年八月廿五日、琉球人着江戸、年十七八之小姓、十四五之小姓兩人、しやみせんを引、十七八計之小姓、名字オモヒシラ十四五之小姓、オモヒトタといふ、小うたをも謡ふ、在江戸衆彼小姓を呼、

しやみせんを引せける云々、言語も日本人と同し、但少宛は違となり、髪を頭之右にからはに結計也、上下の路次に、何時も宿入之時、笙、横笛、鐘、太鼓、簫箏にて管絃のことくして宿へ着と云々、是を道行といふ、王は彼座中へも不出、奥に有之隠れるゝ躰也、琉球にも日本之まぬをして、詩、和歌、連歌、又猿樂之能などもあり、宗旨は禪宗、淨土宗、聖道宗也、傳信錄に、此國の宗派は、臨濟宗と眞言宗のみとあり、自餘の書にも淨土宗等ありし事所見なし、島津家譜

王を伴ひて御城に登る、寛永島津家久譜、慶長十五年八月廿八日、家久尙寧を召列致登城候、尙寧段子百卷、虎皮十枚、太平布二百疋、蕉布百端、白銀一萬兩、長光之御太刀致献上之、若君様に御太刀一腰、段子五十卷、太平布百疋、蕉布五十卷を指上、記せしは誤りなり、他の譜に就て考ふべし、家久も御太刀馬代、其外品々致献上候、九月三日登城す、御饗應あり、同七日於御數寄屋、御手つから御茶を被下、同十二日又登城仕候、貞享松平大隅守書上、島津家譜

慶長十五年八月廿八日登城、琉球王獻緞子百卷、太平布二百卷、蕉布五十卷、自家久獻緞子百卷、虎皮十枚、

白銀壹百萬兩、太刀長光、獻嗣君以緞子五十卷、太平布百卷、太平布百卷、蕉布五十卷、於竹ち代君、

純子五十卷、太平布百卷、蕉布五十卷、於竹ち代君、

斤、九月三日賜美宴、七日召茶亭王川子、乘清風得

一碗、喉吻潤其惠至矣、十二日家久主伴琉球王而登

城、貴久記、家忠日記追加、島津家譜、大三川志

慶長十五年八月廿八日、家久携中山王登營、中山王

獻緞子百卷、太平布二百卷、蕉布百卷於將軍家、獻

す、按するにこの將軍家及び下の若君であるは、み

な大猷院殿の御事なり、諸中尙寧の獻物を脱す、九月三日

饗應あり、同七日御茶を賜はる、同十二日家久中山

の太刀一腰、段子百端、虎皮拾張、白銀壹百萬兩を

献す、又太刀壹腰、馬一疋、紅糸百斤を將軍家へ献

す、按するにこの將軍家及び下の若君であるは、み

虎皮十枚白銀一萬兩、御太刀自注光長、於將軍家、捧紅糸百斤、御太刀目錄於竹千代君、九月三日賜饗應、七日召家久賜茶、十二日家久携中山王登營、賜中山王暇、紀年錄按するに、尙寧御暇の事は次條に辨す。

慶長十五年、島津氏琉球王をたつさへて來府するの時、大澤少將基宿鉤命を奉はりて、肅禮披露の事を勤む、寛永大澤基宿譜

慶長十五年琉球國の王來朝して御禮の時、最上駿河守家親、奏者の役を勤む、寛永最上家親譜

慶長十五年、家久公初て武州江戸に御奉勤のとき、諸大名衆を御振舞被成、初日に右の上座淺野彈正

殿、其次に酒井左衛門殿、土屋民部殿、大久保相摸殿、土居大炊殿と次第列座也、左の上座は、藤堂佐渡守殿、夫より酒井雅樂殿、延壽院正紹が法印の號なり、川上因幡守久國なり、直に見之と

云々、久國談話、寛永島津家久譜貴久記

同年九月十六日、台徳院殿、家久及び尙寧を召て、また御饗應あり、家久に御暇下され、腰刀駿馬かつ櫻田戸而西歸、續本朝通鑑

監使を置て、政令を施すへしと鉤命を蒙る、武徳編年集成立成、慶長十五年九月戊午、賜暇於中山王、而賜宅地於家久、且授良馬、賜歸國之暇、壬戌家久以中山王發江戸而西歸、續本朝通鑑

慶長十五年九月十六日、島津家久及び中山王尙寧を饗し、即日上使を以て歸國の暇を賜ひ、家久に加賀貞宗の刀、及び馬を賜ふ、廿日家久中山王江戸を發し、中山道より洛に出て薩州に向ふ、大三川志、德川治世錄

慶長十五年、中山王尙寧到江戸拜大樹、乃命曰、琉

球國累世中山王之所有也、今無由立別姓、宜還本國以繼祖考之祀、又命家久賜琉球租稅、于時家久又引中山王歸薩摩、成功記、武徳編年集成、大三川志、但し大三川條に載

見るご物語す、官本當代記、創業記、慶長年錄

慶長十五年、琉球王江戸發足、美濃國岐阜へ到着之

にをいて宅地を賜ひ、今幸橋の屋舗なるへし、俗にこれを改め登城せしをもて、此俗稱存せるに、東琉球の事を任合他の譜なれば、今續本朝にて同廿日江戸を發し中山道をめらる、尙寧にも暇賜はりて懇命あり、寛永島津家久譜を書に、此日尙寧が登城及び御暇の事を載せず、たゞ紀年錄のみ、尙寧か御暇を十二日登城の時させしは、其實を得たるこそくねざき経て國に歸る路にして、歸國の後、毎歲奉貢すへき旨、尙寧申すといへとも家久以聞せず、

慶長十五年九月十六日、又饗宴を家久に賜はり、ならひに御馬を下され、櫻田の屋舗を拜領す、此日御暇を賜はる、廿日に江戸を出て、岐嶺路を經て京都に入り、それより國に歸る、薩州舊傳記

慶長十五年九月十六日、家久致登城、御饗應之上加賀貞宗之御腰物、并御馬致拜領、且又櫻田之屋敷を被下、直に御暇を賜はり、同廿日江戸を發し、薩州舊傳記兼而被仰渡によりて、中山王は東海道・罷上り、家人は木曾路を通り下國仕候、薩州舊傳記同廿日江戸を發し、家人は木曾路を通り下國仕候、薩州舊傳記並に家久尙寧が歸路を分ちしは、此書のみなり

慶長十五年九月十六日、台徳公島津に歸國の暇を賜はるへき爲に、再び饗應ありて、加賀貞宗の刀、並に駿馬を授けらる、中山王の後家久より彼國に

慶長十五年秋八月、家久率尙寧及王親陪臣等來、神祖誤りなし、乃命王尙寧使歸其國、以附庸於薩摩州、善繼前好、敬承先祀、於是則古南島地復舊域矣、南島志、中山王尙寧江戸に來朝あり、秀忠公大に憐み給ひ、薩摩侯附庸の國といひながら、諸大名のみにして、列は御老中の次に座し、十萬石以上の格とそ定められける、琉球屬和錄○按するに、諸記に此事所見なし、此書何に據れるにやいふかし

通航一覽卷之二終

通航一覽卷之四

琉球國部四

中山王來朝

國せしむへきの命を蒙り、また明主よりも請ふ旨ある
によて、ことし終に尙寧及び俘囚を國に還す、是より
彼土に監國を置、法制を定め毎歲薩摩に納貢せし
む、同年十二月十五日家久か使者、尙寧の謝使を率ゐ
て駿府に來り、家久か亡父三位法印龍伯か遺物を獻
し、龍伯はこそし正かつ尙寧か事を言上す、よて東照宮
彼謝使を駿城に召、前殿にをして拜謁をゆるさる、獻
物あり、尙寧か歸國、家傳の書に分明ならざれども、南浦文集載尙
寧か書牘及び琉球國事略等に、薩摩に在る事、三年にして
國に歸るぞ記し、はしめ尙寧か薩摩に水りしは十四年にして、今年に
いたりずして三年に及ぶに、今駿府記しによりて決す、此後將軍
家御代管、及び中山王襲封の時は、必ず使者を奉り、國王みづから來
らざる事となり、其官家の賀するを賀慶使といひ、襲封を謝するを恩
謝使と稱す、こは使者
少貞の條に詳なり、

慶長十五庚戌年、上意に而中山王歸國いたさせ申候。貞享八年平大隅守、上、島津家譜、貴久記、官本當代記、創業記、慶長年錄。○按するにこれらの書によれば、尙夢の歸國は慶

又歸帆仕候は可相掛其科候事
一如舊規判形無之商船着岸之時は、被相定少茂自由無之様、番衆被附置、此方に可有注進事、右條々、堅固可被相守者也、仍證達如件、薩州舊傳記、但し年月を記さ

琉球國王尙寧與大明福建軍門書略

小邦去日本薩摩州者僅三百餘里、以故三百年來以時獻不腆方物、修其隣好、頃有不肖畜夫、琉屬和銅に按するに、琉邪那の事は、平均始末の條に載す、さざいへり緩其貢期、是故薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者誠天之所命、而我亦以無苞桑戒也、不幸而爲其俘囚、在薩摩州者三年矣、州君家久公、外好武勇、內懷茲憫、待我以待貴客之禮、禮遇之厚者、三年一心加之、送還我於小邦云々、

慶長十六年、中山王尙寧得還國、南島志、
中山王尙寧日本に居る事三年、過を悔罪を謝し、慶
長十六年漸く本國に歸る事を得たり、此時神君家

長十五年のことくなれども、今は總記せしものにて、たゞ家久國に歸りて後、明年歸國せしめしを詳に記さるのみ、下の寛永島津家久等、其年を越さずして、歸らしむるは全く誤りなり。

石於薩摩矣、(成功記、武德編年集裏、大三川志、但し武徳編年
るに、下に載る貞享松平大隅十三書志、及び鹽尻月條に記す。○按す
るに、琉球の貢税を六萬石ミセしは誤りなるにや。

家久様中山上へ御渡之書付、

一其國之譜式。日本不相替樣可被威法度事。

様に可視仰付儀別要候事
一百姓連々困窮候由、其間得候間不謂儀百姓不致
辛勞様、可彼仰付矣事、

三勞未可看作假事
一每年渡唐船之儀、時分相違之故、海路不易候間、
自今以後、以番賦船頭波相主、若時分不一、便停、

慶長十六年十二月十五日、島津家久か老父龍伯か
遺物として、長光の刀、左文字の脇指を獻す、自注此年春
御覽之、藥種及彼邦之異物等獻之、駿府記、

參照武經全集
慶長十六年十二月十五日、島津家久か老父龍伯か
遺物として、長光の刀、左文字の脇指を獻す、自注此年春

知之狀如件、

薩摩中納言殿、貞享松平大
隅守書上

寛永十一年八月四日御諱御判

龍伯卒す、兵庫頭義弘も卒去す。(○按するに、島津家譜によるに、義弘入道惟新が卒せしは、元和五年七月廿一日なれば、此年の事也。) しは誤り、言上しけるは、中山王今に薩摩に逗留するに依て、大明帝より中山王歸國の事、請來るによりて琉球に歸らしむ。(按するに、大三川志、國朝大業廣記には、中(ここ)からへして請ふに依て云々と記す、其ことを謝する爲に、使者參向せしむる由申上る、琉球の使者駿府に來り、藥物并國產數品を獻す、武德大成記、大三川志、國朝大業廣記、

慶長十五年、家久國に歸り、其年を越さずして、中

山王を琉球にかへらしむ、中山は琉球の一名なり、

寛永島津家久譜、官本當代記、創業記、慶長年錄、

中山王歸國之後、其以來公方様御代替、若君様御誕生、又は中山王自分繼目之節は、中山王より江戸へ

使者差上候、尙寧被召列候節より、當正徳四年迄、

琉球人八度參府仕候。(薩州舊傳記、○按するに此書正徳四年の撰なれば、其いふ所かくのこし)

琉球國より毎年秋、米十二萬三千七百石餘を薩州

鹿兒島に貢す、驥尻、

寛永十一甲戌年八月四日、大猷院様御判物、

薩摩大隅并日向國諸縣郡都合六十萬五千石餘、

目録在別紙、此外琉球國十二萬三千七百石事、全可有領

中山王尙寧歸國の後、彼國守護に留りたる薩摩の將士歸朝せんとす、時に尙寧送別の宴を開き、其調味に蕃薯を出す、將士みなこれを珍味なりとして、乞ふて齋し歸る。(これ此物の本邦に渡りたる始めるべし、其後數多波豆國附諸島にも遣はされて、其地に植しめらる。) あり、國益の物たりとして、諸國に作らしめられ、伊豆國

島津家久中山王尙寧をして本國に歸す、(按するに、原條にあり、其證前時に彼國番手に残りたる薩摩の諸將も、

島津家人に贈せしものにして進らせけり、歸國の

朝せんとするにより、尙寧諸將を王城に招て饗應せらる、時に琉球芋をあつものにして、すゝめけれども、いつれも珍味なりとて喜悦しけり、國王自ら出

て、是は小國に澤山生する物也、賞翫せらるゝこそ満足なれどて、生なる芋を取寄出しければ、諸將とは珍物也、歸國のみやけに所望申たしとありけれ

は、國王悦び大なる苞にして進らせけり、歸國の

後、大守へも奉りければ、大守も珍らしと賞味し給ひ、これより歴々の調味と成、軽きものは食する事

能はず、年々琉球へ所望し求められしに、寛永年中にいたり、琉球より是をあまた獻し、其製法ぞくは

しく書付奉りければ、薩州にて作らせらるゝに、よ

く生して琉球より送りし所に違はず、他國へも遣

はしけり、按するに、享保年中島津氏よりの書上に、琉球より

和年間の事にして、(こと)に寛(こと)は認められぬ。

はしめ琉球より來りしもの故、琉球芋と號しけり、今薩摩にて作る所故、餘國

にては薩摩芋と唱ふれども、薩摩にては子今琉球

芋と呼なり、當時は諸國に廣まり澤山故、いやしき

食物のやうに思へども、其本を思へば、いやしむへ

き物にあらず、饑饉の節は、米穀の代りに食して人

命を保たしむ、島津琉球軍精記、

享保の頃、浪人青木文藏、蕃薯考、并國字譯を作りて、薩摩芋の國用に益ありて、人民の食料をたやすくする事を委しく記せり、其由上聞に達し、小石川御藥園にて試みに植させられ、農民にも作り習ふへき旨仰出され、伊豆の國附島々へも植させ、佐渡の國へも遣はさる、其上著述之蕃薯考國字譯板行被仰付、廣く作習ふべき旨觸させらる、其頃薩摩へ仰遣わされ、薩摩芋の時へ方、植付の法等を尋させら

る、薩州より献せし書付左に出す、(按するに、書付の結さも、其何年といふ事を脱せり)

さつま芋園の事

十月の節過、七日八日日の頃、畠より堀取るなり、種芋かこひ埋置やうの事、畠より堀出し土を能おこし、水にて洗ふ事なし、日に乾し候事なし、吹さらし候所は惡し、山の端にても家の陰にても、風あたり不申、日向の能温氣なき所に芋をいけ候分量ほど、深さ四五尺堀り、四方へ菰を當、底にも菰を敷、其上へ菰からを厚さ五寸ほど敷、芋のすれ合申様に、壹寸程ツ、間を置、一通ならへ、また其上へ菰を芋のみへさる程置、又一通ならへ置、其上へ菰を二枚程かけ、其上より土の通らさるため莧を壹枚かけ、其上へ土を七八寸もかけ置申候、

温氣にて菰ぬれ候へは、芋くさり申候、雨露通り候へはくさり申候、疵有之候芋は、かこひかたく候、疵の所よりくさり申候、疵のなきをかこい申候、箱に入れ、右之通にいたし候ては持不申候、土はきらひ候へ共、土の氣無之候ては、また持不申候由、

二月の中より十日め程に、苗とこ入と申て、日あたりよき所へ、馬糞をよくこなし、厚さ五寸程一通置、其上へ横にならへ、また其上へ馬糞を芋のみへさる程置、菰を壹枚通かけ置なり、また上家をこしらへ、廻りも風のあたらさる様に、菰にてかこひ、日むきのかたに口をあけ、晝は日にあて、晚には風のあたらさるため、口をふさき置、芽の出候時分は、芋壹ツより芽いくつも出申候、芽五六寸にのひ候時、かき取候て別々に植る、四五尺程つゝ間を置植る、芋のつるに五六寸間にふし立、五六尺にのひ候時分より、ふしの所毎に壹寸程つゝ土をかけ置候へは、其ふしより根出、芋出來申候、こやしは下肥をうすくして、芋にかゝらさる様に、きはへかけ申候、出來上り候までに、二度程こやし入候て能候よし、根元の所へこやし致し候、又ここへ入れ不申、直に畑へ植付候時は、芋をいかけ植る也、

薩摩芋

一是は唐國より渡來候哉、

一いつの頃より薩州にて作候哉、一唐國より琉球へ渡來、琉球より薩州へ渡候て、三十四五年程に罷成候、一唐芋と唱へ申候、皮の色は白赤薄赤御座候、赤き芋は十五日芋とも赤芋とも申候、薄赤色の事をほけ芋、三つ葉芋とも唱へ申候、何れも別種にて御座候、風味皆甘く少々つゝ替御座候、一琉球芋と申候て、別種有之様申ものも有之、又は同種と申ものも有之候、如何候哉、一琉球芋と申候は、唐芋とは別種にて、ほんすいも共唱へ申候、皮の色は白赤の芋も有之候、是はほけ芋、又は赤はんす芋とも唱へ申候、皆共内の色は白く有之、風味皆共別而之替無御座候、一此芋薩州へ作初候者、程久敷義にて、年間相知れ不申候、先達て申上置候通、少々つゝ作申候、一右銘々之芋を種取植付候得は、本芋の色にて替無御座候、所により稀には白はんす芋も出來候も有之、唐芋よりほけ芋出來候も御座候、一百姓共夫食貯置様は、如何様致し候哉、一貯置候得は、二三年計も持ものに候哉、

一琉球芋、唐芋生にて貯置候義は、十月頃芋を掘取、日當の暖氣成岸の下、同藪かけ濕氣なき所を見合、土中を堀り、下には茅またはわらを敷、脇にも

右之類のものを土の不掛様に致し、其中へ芋を入れ置き、上にも茅またはわらを置、雨など洩れ入さる様堅め置候へは、翌年三月頃までは痛不申候、右

時節相過候まで台置候は、土中より取出し家のうちに、わら茅の草を敷、其上に置候得は、五六月時

分までは持申候、または八九月頃堀取、四五日干調継ぬかに交せ、たわらなどに入、火を焚候うへに置候へは、翌年夏初までは持申候、中にも赤いも能持申候、

一久敷時候義は、芋を厚さ壹分程に切能干調、壺などに入置、毎々干候て保護致し置候へは、二三年までは痛不申候も御座候、

一飯料には、粉になし、たんこに致しもちひ候、またはゆて候ても給、食にもませ粉に致し候、大麥小麥粟蕎麥の粉などにましへ、たんこに致し候ても用申候、

一唐芋十部出來候地に、琉球芋は七部出來申候、右

薩摩芋琉球芋の分り相糺可申旨被仰渡、此節薩州より委細申越候に付、此段申上候、以上、

二月

唐芋苗持様植付之次第

一種かくし置様植付様之義、かつらを九十月の時分、霜不降内、長さ一尺四五寸程に切、日當りの岸の下暖氣なる所を見合、横之廣さ壹尺七八寸程に堀、かつらを四五寸程出し置き、深さ六七寸ほど土をかふせいけ置、翌年二三月頃雨降候砌、苗植致し段々にやしないをくれ、四月より五月上旬頃までに植付申候、

一苗芋は、正月末より二月初まで苗床に馬糞を厚さ壹尺餘り置、其上に芋を並べ、芋のみへさる程馬糞をかふせ、わら芥をかけ置、五日過明け候て見苗床にふせ置候得は、芽出候節芋共に別床に直し、芽出がつら三四尺に成長致し候節、七八寸壹尺程にも切、植付申事も有之候、芋薄く苗床にふせ置候へは、別床に直し候には、およひ申さず候、其儘床

に置かつら右のことく三四五尺になり候節、切候て植付申候。

但畠の植付候は、横にかつらを植付、土三四寸か

け申候。

一堀取候時分は、九十月霜不降うちに取申候、

一琉球芋唐芋かつらの様子、同様に相見へ申候、

以上、

二月

享保二十乙卯年閏三月九日、吹上奉行石丸定右衛門薩摩芋作被仰付候處、宜敷出來腐も無之、出精仕候に付、銀三枚被下之、其外添奉行以下拜領物被下之、以上、享保年錄。

有德院様薩摩芋種を御取寄、諸國御代官に被仰付、公民へ種を御貸被下、所々に作らせたまふ、その形狀は魚のことくにして、萬民見馴れれるものゆへに、これをくらはす、これに依て林大學頭へ命せられて、薩摩芋の功能書付開板あり、人これを喰ふときは、その徳ある事を記させ給ひしかば、世上の人漸く疑を散して、今専ら世上にこれを賞讃して、貧民のため、あるひは飢餓のときなど、甚た夫食の

和名、琉球芋、又名薩摩芋、呼其亦爲赤芋、按番諸、其種原出于琉球國、其品有白黃赤三品、而白者最勝、曾聞、彼國人殊貴重白者、嚴禁傳種於他邦、故本邦所有黃朱二種耳、不彼知其有白薯、遂呼黃者爲白薯、稻若水云、赤黃者性粘、白者、不粘、不粘爲上品、粘者爲下品、特梗糯之異耳、其白者、疑是番芋歟、然未敢決、愚按、扣鉢齋行厨集以朱薯爲香芋、未如何是、番諸錄

慶長十七壬子年、中山尚寧が使僧圓覺東堂薩摩に來り、家久が父宰相入道惟新に書牘を贈る、惟新回答して自後異心あるましき旨を諭す、異國日記、また某年二月十九日惟新より尙寧に贈れる返翰を載せて、文中早く嗣王を定めん事なし、事見ゆ、其返翰年代をのせされども、文意による必ず元和元年書なるべし、慶長十七壬子年三月廿日、答琉珠國王書

別來忽々、換一寒暑、徒竭遠望而已、多歉多歉、恭聞、錦旋之後匪意安、一國公族至於島嶼小民、各得其所矣、寔雖爲天幸、惟我家久公德化之所及也、祇

今圓覺東堂、爲正遣使遙渡大洋、一封書音數箇珍覲、逐一所拜受也、接するに、來翰等の事、今所見なし、自今以往國泰民安、長久之計貽厥孫謀者、在尚寧王之存誠、誓勿忘在萬之時可也、恐懼不宣、

藤氏惟新

拜復

中山尚寧王閣下

接するに、島津氏は、右大將頼朝より出たれば、清和源氏なるへきな、藤氏と書せる事は、島津朝請の事、島津豊後守忠久は、賴朝の庶長子にして、比判官能員の妹、母後局の所生なりし、御臺所の姫姫を連けて、姫姫中攝津國に落り下り、住吉にて忠久生誕あり、忠久の所生なりし、其邊の領主八文字民部大輔惟宗廣言に嫁し、忠久も其家に成長して、はじめ惟宗姓を負し、其後近衛内府基道の契子乎となりて、是より藤原に改めしと見ゆ、元和二年六月家久より安南國華都公に與ふる書にも、藤氏家久と記し、また三線山台徳院御廟前に、彼家より献備せし燈籠にも藤氏あり、然れば其頃まで藤氏を冒せし事推て知らる、

某年二月十九日、答中山王書、

今春賀詞千祥萬吉、如示諭、京畿干戈出于不意、無幾而東西太平、上下歡抃、珍重珍重、我少將家久公遣使於貴國、擇定嗣王、嗣王分定者國家長久之計也、自古嗣王不定、則國有覬覦者、若然則其憂在社席之間矣、早使親族之有才者嗣其祿位、則佞巧之徒、豈有亂國者乎、伏願擇師傅之知古今者、置之嗣王左右、教以成敗、示以節儉、古云、愛子教以義方、

通航一覽卷之五

琉球國部五

○來貢(寛永十一年正保元年)

接するに、參府の使者將軍家の御代替等な賀し奉るを、賀慶使さへ、中山王の襲封を謝し奉るを恩謝使と稱す。賀慶使は寛永十一年恩謝使は正保元年を以て、其式寶永正徳の兩度稍沿革あり、自餘大抵みな前規たりしなる。然れども、たゞには前年の參府に此事ありて、後年に其事見えざる類、寛永正保度はまちなり、自後もまた少からず、はたゞ記載の日はさりしにて、其毎度増減ありしにはあらざるへし、よて今姑く其所見の力を擧ぐ、たまに式寶等の缺少なるは、一々其辨を費さず。彼は書校して全備せらを見るへし、但し其事により新例のこざく聞えしものは、其故か其所に分注す。

寛永十一甲戌年、琉球國中山王尙豊使者、佐鋪玉城金武三王子來朝、閏七月九日、山城國二條城二丸にをして、大猷院殿に拜謁し、尙豊より數品を献し、また三使自己の獻物あり、こよし御代替拜賀として御上洛、去月十一日二條城着御なり、但し記載乏しくして、自餘の事所見なし。また山本氏筆記に、寛永七年六月十日、琉球使登城御禮と記したれども、他に絶て所見なけれは信じか。なし

寛永十一甲戌年閏七月九日、巳刻二條城二丸出御、分之獻備有之、獻廟日記、

寛永十一年閏七月九日、二條城に而琉球王使御禮、

人見私記、萬年記、柳營年表、藏錄

寛永二十癸未年五月五日、就若君様御誕生、自琉球國獻使者來朝之時、自大坂江戸迄泊所人馬觸事、元甲申年六月十三日、松平島津、薩摩守光久が許に、老中松平伊豆守信綱を遣はざる、これ琉球使を率ゐて参府せしによりてなり、同十九日光久參觀御禮となり、

寛永二十癸未年五月五日、就若君様御誕生、自琉球國獻使者來朝之時、自大坂江戸迄泊所人馬觸事、

一大坂

久貝因幡守

曾我丹波守

大坂川奉行なり

一伏見

大坂川奉行なり

一草津

大坂川奉行なり

一石部

大坂川奉行なり

一浜松

大坂川奉行なり

太田備中守

松平清兵衛

宮城三左衛門

松平清兵衛

松平伊賀守

石川主殿頭

土屋市之丞

落合小平次

一宮忠次郎

伊奈兵藏

稻葉美濃守

伊奈兵藏

坪井治左衛門

成瀬五左衛門

伊奈半十郎

按するに、喜左衛門は大津御代官なり。

下低書せしもの、みな御代官なり。

一土山 畫休

一關地藏泊所

一庄野 畫休

一四日市泊所

一桑名 畫休

一熱田 泊所

一岡崎 泊所

一赤坂 泊所

小野喜左衛門

本多下總守

小堀遠江守

佐野平十郎

松平越中守

成瀬隼人

竹腰山城守

佐野平十郎

松平越中守

本多伊勢守

水野監物

本多伊勢守

鈴木八右衛門

鳥山牛之助

一荒井 畫休

同 売之助

服 部 中

同 売之助

秋鹿長兵衛

一袋井 畫休

一金谷 泊所

按するに、三左衛門は此項御徒頭たり、或は此邊其采地たるによて此事ありしにや。

一岡部 畫休

一江尻 泊所

一吉原 畫休

一三島 泊所

一箱根 畫休

太田備中守

松平清兵衛

宮城三左衛門

松平清兵衛

松平伊賀守

北條出羽守

長谷川藤兵衛

井出半左衛門

落合小平次

一宮忠次郎

伊奈兵藏

稻葉美濃守

伊奈兵藏

坪井治左衛門

成瀬五左衛門

伊奈半十郎

次郎御舞臺之前庭上に引出備御覽、口付は御中間也、

一酒井河内守、酒井讚岐守を按するに、河内守忠清、讚岐召し、兩使可致御禮旨被仰出、則向兩使上意之趣

傳之、若君様御誕生之御祝儀使者金武王子は、下

段敷居際より四疊目出座、此時太刀目錄中段中

央に置之、琉球國王よりと河内守披露之、此節金

武王子御禮五拜、按するに、正徳已後の御次第書に、國王

然れば拜數其頃より改りしにや、但し琉球來聘日記抄に載る承

應二年の御次第書に國王及び自分の御禮三拜とあり、

さもこのけ誤焉なるも知るへからず、畢而本座へ退去、太刀目錄河内守

引之、其後繼目御禮使者國頭王子、御禮次第同前、

琉球國王繼目之御禮と河内守披露、本座に退去

之時、太刀目錄同人引之、

一河内守讚岐守被召出、若君様御誕生之御祝儀、并

彼國王繼目之祝儀獻之、兩使遠境來著、殊に日光

山迄可有參詣旨被聞召、御感不斜由被仰出之、讚

岐守、河内守、伊豆守、豐後守、對馬守、薩摩守御

次間に列座、向兩使傳上意之趣、因茲重而南之板

様にて兩使一同御禮一拜、畢而御納戸構に入御

進物引之、

金武王子自分之御禮

太平布二十疋

白紗綾十端

竹心香十袋

官香五把

壽帶香五袋

龍涎香二箱

燒酒三壺

國頭王子自分之御禮

練芭蕉布十端

竹心香十袋

官香五把

壽帶香三箱

燒酒二壺

右南板様に並置、重而御納戸構より出御、御上段御著座、金武王子於板様御禮、河内守披露之、本座ね退、次に國頭王子於同所御禮同人披露之畢而、殿上間に退去、

一河内守讚岐守を以て、薩摩守を御前に被召出之、中段祇候之時、今度琉球人遠路相連、其上日光に

可致參詣旨、御機嫌之旨被仰出入御、

一若君様御誕生之御祝儀物、大廣間南之板様に持出置、

御太刀一腰自注禮 太刀自注禮 御馬一疋毛自注鹿

緘二十卷

練芭蕉布五十端

畦芭蕉布三十端

太平布五十端

唐詩繪椀折敷十人

前 竹心香五十把

官香三十把

壽帶香

天鷲

正保元年琉球國來翰、

右進物一同に出之、一人宛板様に出て、内匠頭和泉守下段下之敷居際に下りて在之、畢而兩使退出、

一御振舞無之、

一御番衆出人勦番も有之琉球來聘日記抄、琉球人御禮次第

抑若君様御誕生千嘉萬悅、貴國太平之嘉瑞、何事如之哉、吾小國亦聞之、猶安樂爲萬歲萬萬歲之祝

儀、按するに、朝鮮使來聘記、敬進使者候、進獻之目錄別

紙在之、委細令口達之間、可然様於被達貴聞者、多幸多幸、誠惶謹言

寛永二年癸未卯月廿日 中山王

進上御年寄中琉球人來聘記附、朝鮮使來聘記附

賢

正保元年六月廿五日、松平薩摩守光久、琉球國賀慶

使金武按司、謝恩使國頭按司を率て登城、是嚴有院

様御誕生を賀し、且中山王尙賢其世繼を謝し申さ

ん爲なり、此時より國王來らす、使價を捧ぐる今に至る迄同し、山本氏筆記、

正徳元辛卯年十月十九日、松平薩摩守琉球人召連

參府御禮之節來
常々參府にも同斷
壹人 御暇之節、留守に差置候家
來常々御暇にも同断
壹人 都合

四人御目見仕候、

右此方より文言認之、古兩通之書付按するに、壹通は朝
見の書付なり、另一通は琉球人御用により、宗

對馬守家來御目、御前に差上之正寶令條、
見の事を願ひしにより、此例書を添て言上に及びしなり、

御用に付、島津帶刀殿より正徳四年被相糺候琉球

國之由緒、

一中山王死去、其子繼目之儀は、江戸に被相伺候に

不及、太守様より被仰付、其首尾江戸に被仰上事

候、按するに、寛文九年七月十一日中山王卒するにより、襲封

台命すへきや、島津氏より伺ひしに、舊例に任すへき旨、

雖せり、もしくは其時は故ありて、かく伺ひしにや、

一中山王部屋住柄之内、一度薩州に參上、大守様の

御目見仕事に候、薩州舊傳記、

先年より中山王薨し、世子の喪過て漢朝より冊封

使を受、我邦にをいては、三年の喪を待たず、彼國

王嗣位の忝きを謝し奉る例、島津家に定置所なり、

鹽尻、

七月三日、光久兩使を率ゐて江戸を發し、頓て日光山

に到りて御宮を拜せしむ、中山王尙賢より三種の献

物、

一中山王部屋住柄之内、一度薩州に參上、大守様の

御目見仕事に候、薩州舊傳記、

先年より中山王薨し、世子の喪過て漢朝より冊封

使を受、我邦にをいては、三年の喪を待たず、彼國

王嗣位の忝きを謝し奉る例、島津家に定置所なり、

鹽尻、

寛永貳拾歳在癸未孟夏日、
花餅之銘

琉球國中山王尙賢、奉納東照大權現、銘曰、靈
神盛德、永固洪基、寶餅資福、銘刻愧辭、花
飾瓔珞、葉染瑞璣、諸天下降、瞻仰獻之、寛
永貳拾歳在癸未孟夏日、

琉球國中山王尙賢、憑于薩州太守拾遺源光久、遣
臣尙氏全金武朝貞於日光山、齋黃銅華餅壹對黃
銅香爐壹筒、奉納東照大權現廟前、仍爲之銘、式
表丹誠、仰冀照鑑、其辭曰、莊嚴刹主、八面玲瓏、
儼然遺烈、鎮護日東、茲奉法器、式陳闕宮、群花潤
色、水在餅中、

寛永貳拾歳在癸未孟夏日、以上日光山志、

一琉球人御暇行列、去頃出仕之通也、

正保元年七月十二日

一今日は依無出御、御廣間中之間、南之敷居際に井

伊掃部頭、堀田加賀守、及松平薩摩守著座、同席

北之方襖障子際より、酒井讚岐守、酒井河内守、
松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對馬守東の方に順

順列座、

備あり、寛文度より、日光登山の事やみて東叡山御宮に參拜す、ま
た後年御三家方及び老中若年寄の宅廻勤の事あり、こは
最初よりありし事なるへれ歸府の後、同月十二日兩使登
城す、此日は出御なく、井伊掃部頭直孝はじめ、大老
老中大廣間に列座、光久も著座し、尙賢に上意賜物の
事を、酒井讚岐守忠勝これを傳へ、嚴有院殿より賜物
の事は、松平乗壽傳達す、畢りて兩使に御暇下され、
下官までに物を賜はる旨、老中これを傳ふ、此日、ま
た御譜代大名諸役人出仕せり、此時彼國よりの
正保元年七月三日、琉球國王之使者上下七十人な
り、社參として當地發足、赴日光山云々、松平薩摩
守所令同道也、これまで琉球來同月十二日、琉球國中
山王使者兩王子、從日光依歸參、今日御暇被下付登
城、今度遠境以兩使、若君様御誕生之壽詞、并彼國王
繼目之御禮共、目錄之通品々進上之、殊日光山に香
爐華瓶等獻之、尊崇深志之至御感不斜、中山王に白
銀并綿被贈遣旨、讚岐守傳上意之趣、猷廟日記、
琉球王獻備香爐花餅之銘

香爐之銘

琉球國中山王尙賢、奉納東照大權現廟前、銘
曰、壹爐香炷、噴霧湧雲、解脫風起、郁芬芬、

香爐之銘

琉球國中山王尙賢、奉納東照大權現廟前、銘
品々進上、尊崇深志之至御感不斜、依之、中山王
に白銀綿被贈遣旨、讚岐守傳上意之趣、本座の退
時進物引之、

一若君様より被遺銀子時服、右之席に持出、牧野内
匠頭松平和泉守老中と列座有之而、右之品々被
送遣之よし内匠頭傳之、次第同前畢而、公方様よ
り金武王子被下物、間之襖障子之際より東方中
之間に引下て出之、敷居際へ召出被下之旨、河内
守傳之頂戴、次に國頭王子次第同前、次に惣中に
被下物、兩使一同に召出、河内守傳之、終而若君様
より兩使に被下物内匠頭傳之、次第如最前、

公方様より、

白銀五百枚
綿五百把

白銀三百枚
時服二十枚

白銀二百枚
時服十枚

白銀三百枚
時服十枚

若君様より、

中山王

金武王子

國頭王子

兩使從來

通航一覽卷之六

白銀三百枚時服二十
白銀二百枚時服十
白銀百枚時服二十
白銀二十枚時服十

自注銀百枚
故二十也

國頭王子

流求國志

珍書披覽欣抃之至也、若君様御誕生之儀、於其國被聞及、使者金武到來、爲祝儀進獻之土產、如目錄逐披露于兩上様之處、御前の金武被召出、御機嫌不少候、委細使者可有演達者也、不宣、

附部朝臣重次
從四位下豐後守

同書韓昌忠和
從四位下侍從兼伊豆守

報復 中山王館前 琉球人來朝記、
朝鮮使來聘記附、

通航一覽卷之五終

方物を獻し、大猷院殿に拜謁して、中山王尙質の襲封を謝し奉る、また二丸にをいて、嚴有院殿にも拜謁す、自己の拜禮等、すべて前規に准せらる、

慶安二年九月朔日

琉球國中山王尙質使者久志川王子登城、中山王
按有三、今

是な通り町筋本町通常磐橋に入、大手下馬迄道中行列之次第、所謂、

一步行之者十人
摩守人
自注薩摩守人

一歩行之者十二人自注琉球人
下馬内三人 一具志川王子自注屋
轎に乘

一琉球騎馬
一從者十七人童共
唐裝束

よせ、同、ねさしふ、同、かなぐすく、赤はちまき、か

うち、同、あたにや、同、こはつ、同、あさと、小童
おもひし郎、同、まさふ郎、同、おもひこ郎、同、お

かね、同、おもひとく、同、まかも戸、
百二十人者變へ候。六年下ミサ要懸二置て、六萬上ミサ要懸二

志川は乗物橋に而屋轎より下歩行す、御徒番所

志川は乗物橋に而屋轎より下歩行す。御徒番所

不登城、但御譜代大名は悉出仕す、寛明日記

慶安二年九月朔日 大慶間に而琉球人御神代奉七
王之禮、其後自分之御禮也、甲斐肥前右加五人、御様
頬に著座、御太刀河内、何も長袴也、内何役にや詳ならず、無名氏之記。按するに、甲斐肥前河
大納言様へも二丸に而御禮也、御徒頭無名氏之記、
慶安二年九月朔日、琉球人御目見、依之、諸大名は

慶安二年九月前日 球政國王使者久志川三三御前
申上之、是は繼日御禮にはかり來聘す、大概如先
例、琉球來聘日記抄、如官日譜
抄萬年記、東武編、年要錄

太平布百疋
一綵芭蕉布三十疋
一落色蕉布三十疋
一久米綿百把
一丸燈籠一對
一玉之二枚折屏風一双
一燒酌五壺
以上
但書簡者御前不出之、蘇廟日記、

一大慶間出御長袴御禮被爲詣前々之通例平又三郎差添、中山王より
一御太刀一腰自注一御馬代銀五十枚

越前守、兼松彌五左衛門令案内、殿上之間下段に置之、十七人は同所之次間に並居、下官は御立關前庭上に置之、

前庭上に置之
一大廣間出御自注御長袴、御禮被爲請、前々之通松平又三郎差添、中山王より、
一御太刀一腰自注、一御馬代銀五十枚、一
太平布百疋糸、一綾芭蕉布三十端、一薄芭蕉布三十端、一久米綿百把、一丸燈籠二對、
一玉之二枚折屏風一双、一燒酎五壺、以上
但書簡者御前不出之、歛廟日記、
慶安二年九月朔日、琉球國王使者久志川王子御禮申上之、是は繼目御禮にはかり來聘す、大概如先例、琉球本聘日記抄、如官日譜抄、萬年記、東武編年錄
慶安二年九月朔日、大廣間に而琉球人御禮代替也、
王之禮、其後自分之御禮也、甲斐肥前右加五人、御様頬に著座、御太刀河内、何も長袴也、内何役にや詳ならず、按するに、甲斐肥前河内何名氏之記、
大納言様へも二丸に而御禮也、御徒頭無名氏之記、
慶安二年九月朔日、琉球人御目見、依之、諸大名は

慶安二己丑年七月十四日、去十日琉球人爲御禮參
著す、依之、爲上使井上筑後守を島津薩摩守方へ
遣并扶持方に可仕由に而、米貳千俵被下候、自注或は
記寛明日慶安二年七月十四日、松平薩摩守に井上筑後
守爲上使被遣之、是今度自琉球國、彼國元爲繼目之
御禮、所獻之使者來著之儀被聞召、然者米二千俵薩
摩守に被下旨被仰遣之、薩摩守就病氣、息又三郎爲
御禮登城獻廟日記

慶安二年七月十日 琉球人江戸に著す 同十四日
松平島津、薩摩守光久か許に、上使として大目付井上
筑後守政重を遣はされ、かの糧米として二千俵を賜
はる、寛永正保度賜米の記載闕く、承寛維錄に寶永七年參府の時、
千俵賜はりし、こよしより千俵せられしにや詳ならず、光久か嫡子又三郎久平登城
して謝し奉る、

かうち、此三人は黃はちまき、たまぐすく、
是は赤はちまき、おもひ二郎、まやまと、
たるかね、おもひかな、ま三郎、思ひと
く、此六人は樂人也。童也

士從者共むち持、はた持等、童子之外之樂人と、
右之族は下馬之大腰掛に置之、馬上十五人は、下
馬より步行國頭に差添、國頭は乘物橋より屋輪
を下、御玄關板椽之上に至時、前廉より依仰、

井上筑後守、宮城越前守、兼松下總守自注此三人、出
向令案内、殿上之間之下段に令着座、從者十五人
は同所次之間に着座、下官之族は御玄關之前庭
上に置之、

一已刻御黒書院出御、左馬頭殿按するに、甲府右馬頭
殿按するに、後御養君殿御事なり、順々御對顏酒井雅樂頭按するに、
披露之、
一大廣間出御、自注此節於御廊下、御近習之面而井番頭物頭等居見御上段御着
座自注御牧野長門守、按するに、御小姓役之、厚疊二疊敷之、御褥を敷、金之御刀掛置之、御
後御左之方、大森信濃守内藤筑後守御右之方、
大久保丹波守安藤備後守伺候自注各四人
御守衆也

一松平大隅守同薩摩守一人宛御禮、雅樂頭披露之、
則退去、
一雅樂守讚岐守大老忠勝召之、琉球之使者可出之旨
被仰出、依之、筑後守越前守下總守上意之趣傳
之、則三人殿上之間より令案内、大廣間之中之間、
東敷居際西向に令致着座、大隅守薩摩守列座、
一琉球國王より進物、

御太刀一腰	御馬代銀五十枚	壽帶香十
箱	香餅十箱	青貝香箱五
疋	綾芭蕉布三十端	薄芭蕉布三十端
久目綿百把	玉漉瓶一對	燒酎五壺
		以上、
		太平布百

右進物者、出御以前御目通南之板椽に、西之方よ
り車寄之方順々並置之、
一雅樂頭讚岐守召之、國頭王子可令致御禮之旨被
仰出之、則兩人國頭へ上意之趣傳之、國頭王子敷
居際より三疊目に罷越、中山王より獻上之太刀
目錄、雅樂頭持出中段之中央に置之披露、國頭拜
禮則退、太刀目錄雅樂頭引之、畢而御納戸構之内
に入御、

一右進物御勝手の方へ引入之、進物番着長袴役之、

次に國頭以自分之進物御禮申上次第、

壽帶香五箱

香餅五箱

練芭蕉布十端

畦芭蕉布五端

燒酎二壺

右進物、出御以前より車寄際に置之、此所より出
之、南板櫻御目通西之方より東之方順々並置之、
一重而御納戸構より出御、御上段御着座、國頭罷出
於板櫻御禮、雅樂頭披露之、則退去、
一右過而、雅樂頭讚岐守を以遠境來着、殊品々献上
之儀、御満悅被思召之旨被仰出之、大隅守薩摩守
此席に候、事畢而入御、入御以後進物引入之、次
第右同、

一筑後守越前守下總守令案内、國頭殿上之間下段
着座、

一雅樂頭、讚岐守、伊豆守、豐後守出座、并大隅守使
者に向而會釋有之、然而使者退去、三人之大目付
御玄關階上迄、先達而送之。自注老中送無之

一國頭王子之外、一人も御前わ不出、

一依上意井伊掃部頭、松平出羽守各長袴に而、大廣
間西御様に祇候、

一以上意中大名以下、并御譜代大名登城、大廣間東

一大手下馬久世三四郎自注百人組勤番小笠原右近大
夫按するに大手御門番なり家來雖相勸之、琉球人登城之内は三
四郎勤之使者退去以後、如元右近大夫家來へ渡
之、此外所々御番所、并加番等御目付中手前記置
之、

一今日は例月之御禮無之、

一琉球國より老中迄書簡差越之、琉球人來朝記、

豐後守御挨拶申上、此時大隅守薩摩守可令奏彼國之音樂之旨也、

一次左馬頭殿右馬頭殿順々出席、雅樂頭披露之、是異域之音樂可有見分之旨依仰也、御對面畢而退去、御連歌之間着座、

但西之御椽通御勝手の方より出座、又其方へ退去也、

一御白書院御下段に御動座、

御座疊御褥御腰物掛有之、但御座所東向に構

之、

一東之御襖障子開之御簾下之、

一南之方は、以御屏風相圍之、

一御簾之外際に、牧野佐渡守、久世大和守、土屋但馬守、内藤出雲守_{按するに、此四人みな御側衆なり}兩人宛北面、左右に伺候、

一南之疊櫈通、雅樂頭、讚岐守、伊豆守、豊後守伺

候、

一三之間東南之御障子際に、高家之面々、詰衆御奏者番、大御番頭列居、

一同北之方、諸番頭、諸物頭、其外役人等群居、

一三之間之東之御襖障子闔之、面々角一ヶ所開之、是此所より樂人共爲可令出入也、

樂之次第、

一一番、太平樂 太鼓、思ひとく、どら、思ひがな、二つかね、たるかね、ひちりき、かうち、各無言に而奏之、終而退、

二番、萬歲樂、たいこ、ろう、二つかね、ひちりき、役者右同、發微音唱歌、但非舞樂、

三番、難來郎、たいこ、思ひとく、ろち、思ひかな、二つかね、たるかね、ひちりき、かうち、はんしやう、ま三郎、はんしやう、まやま

ど、右同斷、童子也、

樂者以上七人にて、三度共七人宛出、内六人は

右畢而入御、

一入御以後、老中大廣間の出座、於三之間大隅守薩摩守國頭に、件之樂珍敷被思召、御氣色之御事也

依之、伶人に綿衣三宛被下之旨、上意之趣雅樂頭傳之、

但依爲下劣之族、即座不能頂戴、追而大隅守家

承應二年十月廿六日

使者遠來書翰披讀、被賀我貴大君承繼前業、琉球

闔國被奉祝之、其懇欵之志可以嘉焉、使者捧土宜

數品、登城拜謁、禮畢賜暇歸國、所賜足下如目錄、

可被領受之、不宣、

承應二年癸巳十月廿六日

阿部豊後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

回答中山王館前

大奉書、松平和泉守依病氣加刑無之、_{按するに、羅山文}
_{これに小異なり、参考}
闔國被奉祝之、其懇欵之志可以嘉焉、使者捧土宜

數品、登城拜謁、禮畢賜暇歸國、所賜足下如目錄、

可被領受之、不宣、

承應二年癸巳十月廿六日

阿部豊後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

回答中山王館前

十月廿六日

綿

白銀

五千兩

栗又一郎、加、近藤登之助、堺重門、大久保荒之所々御門番之覺、

下馬、渡邊圖書、大手、屋代越中、二丸、本、小

栗又一郎、加、近藤登之助、堺重門、大久保荒之

助、中口、高田庄右衛門、_{朝記附}

一二丸より御玄關迄、筵不敷之、

一國頭登城之道筋爲巡見、岡部小二郎太田十左衛門兩組共に被遣之、御步行也、

一同道筋儀式等、去月廿八日登城之時に不相替、

所々御門番之覺、

一大御番衆百人、鶴之間北之端群居、半袴、

一國頭登城之道筋爲巡見、岡部小二郎太田十左衛門兩組共に被遣之、御步行也、

一同道筋儀式等、去月廿八日登城之時に不相替、

所々御門番之覺、

一木桐但白木一紫緒但高麗打一蓋やらうふた、但右書翰
目錄共入之、淺黃羽二重服紗物に而箱包之、

同外家之覺、

一長一尺六寸五分 一橫六寸五分 一高五寸三分

一鑄銅無地丸座 一緒四打色茶一木桐

白木

一蓋やらうふ

一目錄之紙

た、めん

上同斷

右書翰箱寸法之事、爲後年可記置旨、老中

さうす、

依差圖記之、令條記

靈教類典、

復琉球國主

自注代執政承

使者遙來書簡披誦、賀我貴大君相承前緒治平國

家、被奉祝之、可謂懇欵之至也、使者獻土產數種、

被領受之、不具、

慶長年中以來、琉球隸屬薩州、故先是來貢數回、

其書札皆用俗字、諸執政回簡亦不拘文章、今載

二篇於此、按するに、一篇は明年の返簡なり、後冊に出す而各不悉錄之、琉

球一名中山國、羅山文集、

承應二年十月廿六日、琉球國使者御暇、於大廣間被

下物頂戴畢而、午刻白書院出御、御半袴、祇候之面

面何も長袴、松平大隅守同薩摩守御禮畢而、間之禊

障子開之、御簾掛之、重疊之上に御褥敷之御着座、伊豆守、豐後守、并奏者番詰衆祇候、御向之方番頭物頭祇候、于時大隅守薩摩守出座有之而管絃始る、和守土屋但馬守列居、南御椽通に雅樂頭、讚岐守、太平樂、萬歲樂、難來郎、右三番有之、琉球來聘日記抄、

承應二年十月廿六日、琉球人に御暇出る、

一銀三百枚、綿三百把、

中山王に被下、

按するに、前の引書によるに、三百枚は五百枚の誤りなり、五百枚、三百把は五百把の誤りなり。

一銀二百枚、小袖十、

國頭王子、

一銀三百枚、

惣中に、

右之通被下、於御白書院琉球人に樂被仰付御上覽、樂人七人に御小袖三宛被下、寛明日記、

同三甲午年十月廿三日、松平島津、少將光久より使者をもて、中山王尙質よりの獻物を捧ぐ、こは去年參府の使者歸國の御禮として、薩摩國まで使者を渡し獻する所なり、時に老中に書儀の往復あり、詳は薩摩國水貢の條にあり、

通航一覽卷之六終

通航一覽卷之七

琉球國部七

來貢寛文十一年、

寛文九己酉年七月十一日、松平島津、少將光久より中山王の襲封を伺ひ、舊例に任すべき旨命せらる、前王去年卒す、世中尙質こそし則襲封あり、但し前冊に載るこそく、中山王卒すれば、島津氏より先其襲封を命して後に其旨を言上に及へる事、舊例のよしなり、然るに此時襲封を命じて、いさゝ其故ありしにや、前後此事更に所見なし、はい

寛文九己酉年七月十一日、琉球王病死に付、如例相續之義、自松平大隅守可申付哉之趣、老中迄大隅守相伺處、達上聞可任舊例旨被仰出、人見私記、萬天日錄、

同十一辛亥年七月、琉球人參府によりて、道造及び行路の作法、火の元等の町觸あり、同月廿一日江戸に参着す、同廿六日、松平島津、少將光久の許に、上使を以て米二千俵を賜ふ、

寛文十一辛亥年七月、

一近日琉球人當御地に參着申候間、道筋之町々は、道を造り悪敷所は砂を入れつくり可申候、尤掃溜土とろ土なごにて造り申間敷候、御奉行衆御廻

被成候間、隣町と申合、なみよく早々造り可申候、少も遲々有間敷候、以上、

七月、大成令補遣、

寛文十一年七月廿日

一明廿一日琉球人彌御當地に參着仕候間、町中不作法無之様急度可申付候、見物仕候者共、ひさしより外へ不可出、琉球人通り候刻、ゆひさし高むらひ仕間敷候事、

一水打手桶面々家之前にならへ置、掃除無油斷仕、琉球人通り候少し前に水打可申事、

一琉球人通り候刻、名主下知致、月行事かけ廻り不作法無之様に可申付、兩木戸脇之家、主木戸に附居罷在、喧嘩口論無之様に堅可申付事、

一琉球人登城之日、亦は上野増上寺に參詣之日、正徳度にいたる町觸にのみ、此事見えて、享保已後これを載せるに、増上寺參詣の事、他の諸記録に絶て所見なし、只これよりや、然れど享保よりやみたるに、今其實を究めかたし、次に爰元發足之節、右可爲同斷事、

一琉球人參府之日より發足之日迄、中番さし置、當番之家主晝夜無油斷火之元可申付事、

附り、町中水溜桶水汲込、手桶面々家之前にならへ置、若火事出來候はゝ、兼而如申付候早々かけ集り消し可申候事、

亥七月

右者七月廿日御觸、町中名主月行事手形出之、
正寶事錄、大成令

寛文十一年七月廿一日、琉球人來朝、

金武王子越來親方垣本親雲上

稻福親雲上

宇良親雲上

平安山親雲上

保榮茂里主

松兼太郎兼真三郎

伊計親雲上

津波古親雲上

大城里

子思次郎

新川親雲上

金城親雲上

前田親雲上

親雲上

け着座、松平大隅守修理大夫列座、
一大隅守修理大夫壹人宛、下段敷居之内に而御目

見退去、其後雅樂頭美濃守御前に被召出之、金武
王子可出席之旨被仰出、台命之趣大隅守の右兩
人演達之、

一從琉球國王尙貞所獻之品々、出御以前より南之
板椽東西より御目通に順々並置之、御太刀壹腰、
御馬代白銀五拾枚、大卓青貝沈金二一、丸中央卓自朱塗二、數四、按するに、玉露叢(玉露叢)、中央丸卓と本柱籠飯
青貝二、按するに、同書に籠飯、但圓扇折枝青貝二あり、青貝梅の折枝もあり、

薄芭蕉布同、太平布百疋、久米綿百抱、泡盛酒

五壺、右之通献上之御太刀目錄、奏者番小笠原山
城守請取之、酒井河内守の渡之、中段下より二疊

目に置之、中山王よりと披露之、金武王子出席、
下段下より四疊目に而五拜而則退座、御太刀目

錄同人引入之、終而御納戸構之内に入御、
並置進物共、御勝手の方に引入之、進物番之輩役

之、其後金武王子自分之進物持出、御目通より少
西に寄而並置之、官香拾包、香餅香五管、練芭

蕉布十端、綾芭蕉布同、泡盛酒二壺、

一蓮池御門開之、出仕之面々相通之、
一金武王子之外、琉球人一人も御前に不出也、
以上七十六人之由此下に下宣送、柳營日次記、

一今日例月之諸御禮無之、
柳營日次記、
中山王右書簡寫
欽奉呈一封候、抑去歲吾薩州之太守光久、奉台命
而令予嗣琉球國王之爵位、因茲爲奉述祝詞、使小
臣金武王子附于光久、獻上郡國之方物候、伏冀以
尊大老之指揮、所可達上聽奉仰候、誠惶謹言、

寔文十庚戌年五月廿五日
中山王 尚貞判
進上
酒井雅樂頭殿
謹令呈上一翰候、抑去歲吾薩州之太守光久、奉鉤
命而令予嗣琉球國王之爵位、因茲爲奉述賀詞、使
小臣金武王子附于光久、獻上不腆之土宜候、伏冀以
諸大老之指南、可達台聽儀所仰候、誠惶不宣、

寔文十庚戌年五月廿五日
中山王 尚貞判
進上
板倉内膳正殿
土屋但馬守殿
一金武王子屋轎者、乘物橋之張番所之際に置之、
一龍口より板倉内膳正前を相越出仕之面々者、和
田倉橋より内櫻田御門可相通之旨、兼而より相
觸之、

但右進物、出御以前より車寄之際に置之、其所より運出之、
一從御納戸構出御、上段御着座、金武王子出席、於板椽奉五拜、奏者番松平山城守披露之、御次之間の退去、

一大隅守中段迄被召寄上意有之、御次之間に退去、
其後雅樂頭美濃守御前に被爲召之、金武王子遠境相越、辛勞被思召由御詫有之退去、大隅守の逃之、大隅守謹而奉之、金武王子の演述之、畢而入御、進物引入之、大隅守修理大夫退去、

一金武王子儀、伊勢守佐渡守令差圖、殿上之間に同列下段置之、子時雅樂頭、美濃守、大和守、但馬守、伊勢守佐渡守令下知、金武王子退散、右兩人御玄關階上迄先達也、從者十七人順々退出、但老中見送無之、

一右大手下馬迄相越之由注進之時、諸大名其外之面々段々退出也、

今日御座敷並御城中所々勧番

一殿上間之次に臺子飴之、御數寄屋坊主二人有之、

久世大和守殿

稻葉美濃守殿

慶延略記、玉露叢、

三才雜錄、

寛文十一年七月廿八日、琉球人五半時登城、四ツ半

時分退去、御徒方萬年記、

寛文十一年八月七日

但前條五日之所に、琉球人上野御宮參詣に付、

彼御地御番前日觸在之候處、五日者延候而如

此と見えたり、御徒方萬年記、

七月廿九日、琉球人老中若年寄等の宅にまいる、此事は
見ゆ、此時よりはしま、八月七日、修理大夫綱貴金武王子を
携へ、東叡山御宮に參拜して、太刀目録を獻備す、時
に道筋警固山内所々勤番等あり、此時より日光登山の事や
ミ定められし、故あ、
りて今日になる、

寛文十一年七月廿九日

一琉球人今朝御老中、並若年寄伊弉部頭松平美
作守^ノ居^{タリ}、其職元禄十四年より廢す、龍越候由、柳營

日次記、

寛文十一年

一八月五日、琉球人上野御宮に參詣に付、彼地御番

故高木善左衛門組助大森半七郎片頬十五人、如

之、

一八月七日、琉球人上野^ノ參詣に付、彼御地御宮御番^ノ袖原大膳組共に、可相勤候段被仰付候、

寛文十一年

一八月五日、琉球人上野御宮に參詣に付、彼地御番

故高木善左衛門組助大森半七郎片頬十五人、如

之、

一八月七日、琉球人上野^ノ參詣に付、彼御地御宮御番^ノ袖原大膳組共に、可相勤候段被仰付候、

寛文十一年

一八月五日、琉球人上野御宮に參詣に付、彼地御番

故高木善左衛門組助大森半七郎片頬十五人、如

之、

一八月七日、琉球人上野^ノ參詣に付、彼御地御宮御番^ノ袖原大膳組共に、可相勤候段被仰付候、

寛文十一年

に音樂を命ぜらる、此時、嚴有院殿の渡御、及び諸役人聽聞等の
事^ノ是より後^ノ詳ならず、まつ執權の宅にて命せられし
絶てなし、同九日琉球使登城、御暇賜物あり、諸事例の

ことし、

寛文十一年八月八日、於酒井雅樂頭宅、琉球人に被

仰付樂之番付、

一明九日、琉球人御暇被下候に付^ノ出仕致し候間、先

日之通長袴に而、何も可龍出候由、御目付衆被申

渡候、時分之儀、能登守殿^ノ寄土井利房、^ノ若年圖書直に

承候へ者、御老中御登城に而、左右次第琉球人登

城申候間、四ツ前後に而も候半哉、何も者五ツ過

登城候而可然由御申候、

一明日も先日之通、道番并被下候物引申候、但出し

申候様にと被仰渡候、非番書を以如此御座候、

本多半右衛門

一明九日、琉球人御暇被下候に付^ノ出仕致し候間、先

日之通長袴に而、何も可龍出候由、御目付衆被申

渡候、時分之儀、能登守殿^ノ寄土井利房、^ノ若年圖書直に

承候へ者、御老中御登城に而、左右次第琉球人登

城申候間、四ツ前後に而も候半哉、何も者五ツ過

登城候而可然由御申候、

一明日も先日之通、道番并被下候物引申候、但出し

申候様にと被仰渡候、非番書を以如此御座候、

本多半右衛門

一明九日、琉球人御暇被下候に付^ノ出仕致し候間、先

日之通長袴に而、何も可龍出候由、御目付衆被申

渡候、時分之儀、能登守殿^ノ寄土井利房、^ノ若年圖書直に

承候へ者、御老中御登城に而、左右次第琉球人登

城申候間、四ツ前後に而も候半哉、何も者五ツ過

登城候而可然由御申候、

一明日も先日之通、道番并被下候物引申候、但出し

申候様にと被仰渡候、非番書を以如此御座候、

本多半右衛門

一明九日、琉球人御暇被下候に付^ノ出仕致し候間、先

日之通長袴に而、何も可龍出候由、御目付衆被申

渡候、時分之儀、能登守殿^ノ寄土井利房、^ノ若年圖書直に

承候へ者、御老中御登城に而、左右次第琉球人登

城申候間、四ツ前後に而も候半哉、何も者五ツ過

登城候而可然由御申候、

日光參拜^{シテ}

ノ

誤りなり、

日光參拜^{シテ}

ノ

誤りなり、

人來朝記、

○

安藤氏筆記には、

本多氏筆記には、

右三組、先例之通相勤候様にと被仰渡、

一明日者、坂下御門紅葉山下御門明申候、

一御役當候御組々、並本番御供番助御供番も、上下
に而被出候様にと圖書相觸申候、

同月九日

一五年時過琉球人登城、被下物中山王に銀五百枚、綿五百把、金武王子に時服十、銀貳百枚、供之者中に銀三百枚也、道番平右衛門傳右衛門組共に相勤、琉球人被下物引役に沿右衛門組罷出相勤、

但大廣間御様の御玄關上之御様迄之手長仕候、

御徒方萬年記

寛文十一年八月九日

一琉球國中山王使者金武王子、今日御暇可被下之旨就被仰出、松平大隅守屋敷より辰後刻登城、道筋並從者之行列、先月廿八日爲御禮如出仕云々、金武王子於乘物橋、屋轎より下步行也、御玄關來時、階之上板様に高木伊勢守大岡佐渡守出向、令差圖殿上之間下段置之、從者之輩同次之間、下官之族者御玄關之前庭上に令居也、

一松平大隅守同修理大夫登營、是亦殿上之間下段

之庭上に着座、

一今日者、依無出御御廣間二之間、雅樂頭、美濃守、大和守、但馬守、内膳正北之方御襖障子際より東

之方順々列座、于時松平大隅守同修理大夫先達而、右之席南之方に着座、其後伊勢守佐渡守令案内、殿上之間より金武王子大廣間中之間敷居

際、西に向而着座、對老中一禮會釋有之而、金武敷居之内に出席、此時中山王に上意之趣、並白銀五百枚、綿五百把被遣之旨、雅樂頭傳之、

但金武出席以前より、右之白銀綿大廣間下段に並置之、御襖障子前方より明置之、金武王子見之畢而、伊勢守佐渡守有差圖而、大廣間北之御座敷松之間に金武退座、御襖障子闔之、

一此内、金武に被下白銀二百枚、並時服十、西之御様より持出之、大廣間中之間敷居壹疊隔而、中央より東の方に寄置之、進物番着長袴役之、伊勢守佐渡守令差圖、則金武出席而中之間中央に着座、此節白銀時服被下之旨、御意之通美濃守傳之、拜受畢而、伊勢守佐渡守差圖而、金武王子松之間に退、此砌右之被下物車寄の方に進物番之

輩引之、

一右畢而、金武從者之族に被下之白銀三百枚、西之御様より持出、中之間東の方敷居際に置之、進物

番役之、此時金武中央に出座、白銀從者惣中に被下之趣美濃守傳之、金武一禮有之而松之間に退、

被下物車寄之方引之、終而重而金武罷出、中之間敷居際に而一禮、大隅守修理大夫茂出座御禮也、終而各殿上之間退去、

一於殿上之間、琉球中山王に被遣之銀子綿等之目錄、並從雅樂頭之返簡、伊勢守持參金武に渡之、

一次自老中之返翰者、佐渡守持參金武に渡之、右過而金武退去、老中見送無之、伊勢守佐渡守御禮也、

一玄關階之上迄見送也、

一大隅守修理大夫大廣間に、伊勢守佐渡守令誘引出座有之而謁老中、琉球人御暇等之御禮述之事畢、

一高家衆詰衆者、中之間南の方敷居際、西より東之方の着座、

一奏者番衆、御留守居衆、大御番頭、御書院番頭、御小姓糺番頭、新番頭、其外役人諸物頭、南之御様

酒井雅樂頭并老中返簡、

一琉球中山王に、雅樂頭老中より返簡之事略之、琉球人來朝記、御日記

使者金武遙來、芳墨入手欣然不淺、抑琉球國可被傳續之旨、去年從薩摩國守光久就申達之、爲安堵之慶賀而進獻土產、如目錄使者持參登城、即遂披露奉備上覽之處、被召使者於御前奉拜謁畢、御氣色快然可謂幸也、莫勞遠想、猶使者可演說者也、不宣、

寛文十一年八月九日

使介金武來貢、芳簡拔閱、面話惟同、抑去年從薩

州太守光久、就申達琉球國傳封之儀、爲安堵之賀
儀被進獻土宜件件、使者捧之登營、如數披露之奉

備台覽之處、使者被召出而奉拜御前、御氣色殊宜
幸甚幸甚可被安遠懷、猶示諭使者畢、不宣、

寛文十一年八月九日

從四品侍從兼內膳正源朝臣重矩

從四品侍從兼但馬守源朝臣數直

從四品侍從兼大和守源朝臣廣之

回報中山王館前慶略記玉露叢、三才雜錄

八月十九日、琉球人江戸を發す、同廿七日、伊勢國桑

名の洋中にて難風に遭ひ、所々に漂着せし由注進あ

寛文十一年八月十九日、琉球人今日御當地發足に

付、中番御免之御觸在之、並寶事錄、

寛文十一年九月三日、琉球人去月廿六日之晚、熱田

に一宿仕、廿七日之朝、桑名渡船之處、四五里出難

風に逢、琉球人乘申候三艘之内、一艘者桑名ね着

通航一覽卷之八 終

通航一覽卷之八

琉球國部八

○來貢天和二年

天和二壬戌年四月、琉球人參府によて、道造およひ行
路作法等の町觸あり、同六日江戸に參着す、同九日上
使を以て、松平島津、中將光久に米二千俵をたまはる、
同十日、明日彼使者御禮により、出仕の輩衣服剝限等
の觸あり、

天和二壬戌年四月、

覺

一日琉球人御當地に參着仕候間、町中不作法無
之様に、急度可申付候、見物仕候ものとも庇より
外へ不可罷出候、琉球人通候刻、指さし高笑ひ仕
の觸あり、

問敷候事、

琉球人參着申候に付、通筋之町々は、道を造り悪
敷所は砂を入れ可申候、ところ土などにて作申間敷
候、勿論隣町と申合、并よく早々作可申候、少も
遅々有間敷候、琉球人當着之日は、水打手桶面々

家之前にならへ置、掃除無油斷、琉球人通候少し
前に水打可申候事、

琉球人通候刻、名主致下知、月行事駆廻り不作法
無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木戸に附居、
喧嘩口論無之様に墜可申付候事、

附琉球人登城之日、又は上野增上寺に參詣之
日、並爰元發足之節石可爲同前事、

戊四月

右者四月差入御觸

同月六日

覺

一日琉球人當着申候間、見物致し候ものとも、前
方相觸候通、彌行儀能見物可仕候、琉球人之跡先
に付き申間敷候、此旨町中不殘、早々相觸可申候、
少も油斷有間敷候、以上、

四月六日

町年寄

三

人以上正寶牛錄、
大成令補遺

天和二年四月六日、琉球中山王尙貞より、御代替
に付て、使者名護王子當地着、松平大隅守下屋敷
に入、御日記、温知、柳營秘鑑、

天和二年四月九日、松平大隅守に大目付内藤出

岸、二艘者尾州知多郡之内、多屋村大野村兩村被吹
付、其外乘申候船四十九艘之内、五艘知多郡之内、
森村北條村に着申候、一艘は遠州若松に着申候、琉
球人并松平大隅守家來相違無之由注進之、柳營日記、淡海
集、玉滴鑑見、武門諸説拾遺

中山王尙貞より、薩摩まで獻物あり、よて九月十五日
少將光久よりこれを捧ぐ、證は薩摩國來貢の條にあり、

羽守を上使として、米二千俵被下之、琉球人來聘

之故也、琉球來聘日記抄、柳營

天和二年四月十日、琉球人明日街禮に付、四品以下惣大名へ、五半時長袴登營之儀相觸之、琉球來聘

抄、
日記

四月十一日、中山王尙貞が使者名護王子登城、已後刻常憲院殿大廣間に出御、名護拜謁して御代替を賀してまつり方物を獻す、松平島津、薩摩守綱貴は、使者にさきたちて登營し、綱貴は、祖父光久の名代なるべし御譜代大名諸役人出仕す、前例御徒方道筋警固二組あり同十二日、使者西城に登る、老中、奏者番、大目付、御目付出仕せり、

天和二年四月十一日、

一琉球國王尙貞が使者、名護王子今日出仕、松平大隅守下屋敷より上屋敷まで今朝参り、日比谷御門八代洲河岸龍之口通、松平日向守屋敷前より、大腰掛之後、松平因幡守屋敷前通、江戸大繪圖による因幡守屋敷は、今の森川出羽守屋敷、松平日向守屋敷は、今の酒井稚樂頭中屋敷なり、大手御門道筋屋敷へ御徒目付遣之、面々警固出之、使者轎に乗、從者拾九人騎馬大手橋之先にて下馬、王子は乗物橋之前にて下乗、旗持鉢持等は大腰掛に

一已後刻大廣間出御、御長袴、御刀有田伊勢守、御上段、厚疊三疊裏、以大紋之縁包之御着座、御後牧野備後守、按するに、御側御板倉市正、金田遠江守、有田伊勢守、按するに、市正遠江守は御側衆、伊勢守は詳ならず、御小納戸、御様頬御小姓衆、下段に堀筑前守、井伊播磨頭、保科肥後守、後守、戸田山城守、自注、長袴、○筑前守正俊は忠昌みな老中なり、大老、加賀守忠朝、豊後守正武、山城守

一板様次に、堀田下總守、筑前守正俊が嫡子なり、奏者番詰堀田下總守、筑前守正俊に、堀田筑前守、井伊播磨頭、保科肥後守、天和二年四月十一日、琉球國中山王尙貞が使、名護王子登城、屋轎に乗る、從者拾九人馬に乗る、恩納親方、知念親雲上、平識觀雲上、濱比賀親雲上、絲數江洲親雲上、具志堅親雲上、宮平親雲上、稻峰親雲上、小橋川親雲上、濱川里の子、野里里主、識名里の子、伊舍堂真満苅、佐鋪思德、佐邊松兼なり、旗矛等は大手の腰掛にとまる、從者は大手の先にて馬より下る、名護王子は乗物橋の前にて屋轎より下る、御玄闘の階の上に到るとき、大目付彦坂壹岐守重紹、内藤出羽守正方出迎導て、殿上之間に至る、王子下段に着座し、從者は次之間に列居す、松平薩摩綱貴も登城して殿上之間に着座す、中山王尙貞

問へ退去之時、老中相越會釋有之而退去、

堀重御門

中御門

天野彌五右衛門

御臺所口御門

布施孫兵衛

先鐵炮頭孫兵衛

新兵衛は同母頭なり、御

琉人名護王子之外、壹人も御目見無之、御日記、

琉球來聘

憲廟實錄甘露叢

天和二年四月十一日、琉球國中山王尙貞が使、名護王子登城、屋轎に乗る、從者拾九人馬に乗る、恩納親方、知念親雲上、平識觀雲上、濱比賀親雲上、絲數江洲親雲上、具志堅親雲上、宮平親雲上、稻峰親雲上、小橋川親雲上、濱川里の子、野里里主、識名里の子、伊舍堂真満苅、佐鋪思德、佐邊松兼なり、旗矛等は大手の腰掛にとまる、從者は大手の先にて馬より下る、名護王子は乗物橋の前にて屋轎より下る、御玄闘の階の上に到るとき、大目付彦坂壹岐守重紹、内藤出羽守正方出迎導て、殿上之間に至る、王子下段に着座し、從者は次之間に列居す、松平薩摩綱貴も登城して殿上之間に着座す、中山王尙貞

衆、大目付、番頭、物頭、町奉行、大目付、其外御役人祇候、三之間に、御譜代大名外様之大名列座、四品以上中大名、御譜代無官之面々まで登城、

一王子殿上之間より壹岐守出羽守案内、中之間東之敷居際に西に向着座、但薩摩守令同列同席、

一獻上物、以御以前南板様に並置、

御太刀一腰、御馬馬鹿毛、自注琉球一疋、諷訪部文九郎庭

上に引出す、大中央卓二面、大硯房一對、大籠飯一對、羅紗二拾間、白縮緬五拾端、島芭蕉布同、晒芭蕉布同、太平布百匹、久米綿百匹、帶壽香三拾箱、香餅三拾箱、竹心香百把、泡盛酒拾壺、

右御太刀目錄、奏者番酒井大和守持出、中段下より四疊目置之、中山王よりと披露、王子出席、下段下より四疊目にて九拜して退去、御太刀目錄同人引之、

官香拾把、島芭蕉布二拾端、壽帶香拾箱、太平布二拾匹、泡盛酒二壺、

右品々、出候、前並置、王子重而出席、自分之御禮於板様三拜、奏者番酒井軻負佐披露畢而、殿上之

か獻上物、太刀一腰、馬壹疋、中央の大卓子、大硯屏

大籠飯、各壹對、羅紗二十卷、白綢紗、島芭蕉布、曝

餅各三十箱、竹心香百把、泡盛拾壺、大廣間の南の

板様に並置く、馬は諷訪部文九郎庭上に牽立たり、

名護王子か獻上物、官香拾把、島芭蕉布二拾端、壽

帶香拾箱、太平布二拾疋、泡盛二壺、これも同所に

置く、尙貞か書簡は、執政に呈する故御前に出さず、

已時の後御長袴にて大廣間に御出御、上段に御座な

る、牧野備後守成貞、板倉市正重、金田遠江守、小

姓衆、小納戸衆其後にあり、堀田筑前守正俊、井伊

掃部頭直興、保科肥後守正容下段に侍座す、南の板

様に、大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、戸田山

城守忠昌、板様の次に、堀田下總守正仲、詰衆、奏者

番衆、大目付、番頭衆、物頭衆、町奉行、目付衆、並諸

役人、上の間に、譲第外様の諸大名列居す、既にし

て彦坂壹岐守内藤出羽守、名護王子を導て中之間

に至り、敷居際に西面に座せしむ、薩摩守も同所に

到る、酒井大和守忠榮尙貞か獻上せる太刀と目錄

とを取て、中段之下より四疊目に置き、中山王より

天和二年四月十一日
一琉球人御禮有之、本加當御番組上下着用、琉球人
進物取次御徒方にて勤之、但右進物取次千壽按す
御役當の不足に付、助御供番、本御番、御徒相加取次申候、前
前琉球人登城之節、道番二組入候得共、此度は無
用に可致旨對馬守殿按するに、若年被仰渡之御徒方萬
中山王より之書簡、
欽差使价、奉呈書簡、恭聞、貴國大君昭代御連續、
四海無事、萬祥共臻、如吾小邦、又隔千里稱萬歲、
方今小使名護王子、捧不腆方物、從我薩摩中將光久、寅
奉述賀儀、伏希、尊大老指揮之達台聽、誠惶謹言、
延寶九年辛酉五月十六日 中山王 聞
尙貞

延寶九年辛酉五月十六日 中山王

進上

稻葉美濃守殿琉球人來朝記、續武家評林、

按するに、美濃守正則は、延寶八年正月大老酒井雅樂頭忠清より前なるによて、この來簡有しなり、また天和二年改元ありしは、延寶九年十月九日也。

青宮聽聽、誠惶不宣、

延寶九年辛酉五月十六日 中山王

進上

大久保加賀守殿

土井能登守殿

堀田備中守殿

板倉内膳正殿

温知柳營祕鑑、

天和二年四月十二日、西丸の琉人出仕に付、豊後

守、山城守、奏者番三人、大目付一人、御目付三人相

越、御日記、

四月十四日、琉球使登城す、巳刻御白書院に出御、そ

の音樂を聽せらる、同十六日御暇、賜物あり、

一巳刻白書院出御、

太平樂、瑣呐、照屋親雲上、鼓小鉦手拍

按するに、能登守利房は天和元年二月、内膳正重通も同年十二月退職せり、その事いまたかの國に聞へざるによて、書簡にそへしなり、

中山王より西之丸に書簡、

欽差使价、皇上短章、恭聞、貴國大君昭代御連續、

萬歲樂	同	同人	鼓着板	濱川	鑼
識名	三金	野里	三板	松兼	
難無樂	同	同人	鼓小鉦	濱川	鉦
着板	識名	三金	野里	三板	松兼
萬歲樂	半笙	真滿刈	鼓小鉦	濱川	鉦
識名	同	同人	鼓着板	濱川	鉦
唐歌	立笙	濱川	瑟	識名	思德
同	立笙	濱川	二線	松兼	思德
名	同	松兼	真滿刈	三線	識
三線歌	三線	識名	濱川	松兼	思德
右畢而、音樂被仰付候琉球人之時服被下之旨、松平	野里	同	松兼	真滿刈	
薩摩守の老中申渡之、 <small>琉球來聘日記抄、 琉球人來朝記</small>	野里	同	思德		
天和二年四月十四日、松平薩摩守綱貴琉球人をひきひて登城、國技を奏す、白書院に出御、右之縁通に、堀田對馬守正英、稻葉石見守正休等の近臣、中段の右之方に、備後守成貞、御座に近き右之方に、中段の右之方に、備後守成貞、御座に近き右之方に、中					

忠朝、下段の線通に山城守忠昌、この兩人鬪を夾めり、板縁に堀田下總守正仲、奏者大目付列候して、琉球の樂人を其前に並居らしむ、名護の王子は、其縁通に御座に向て座す、薩摩守綱貴は、名護か上之方に座て内に向ふ、詰衆芙蓉の間の役人衆は、勝手の方にあり、樂の次第、一番に太平樂、鑽呐は照屋、鼓小鉦手拍子は濱川、鉦着板識名、三金は野里、三板は松兼、二番に萬歳樂、鑽呐は照屋、鼓着板濱川、鑼は識名、三金は野里、三板は松兼、三番に難無樂、役人太平樂に同じ、四番も難無樂、半笙は真満刈、鼓小鉦は濱川、鉦着板は識名、三金は野里、思徳、三板は松兼、五番に萬歳樂、半笙は真満刈、鼓着板は濱川、鉦は識名、三金は野里、三板は松兼、思徳、次に唐歌二闋、第一闋は、野里、真満刈、思徳、松兼唱ひて、立笙濱川、瑟識名、第二闋は、立笙濱川、二線天和二年四月十三日、琉珠人登城音樂被仰付、本加御供番、助御供番上下着用出勤、御徒方萬年記、

一王子御暇被下、從者行列は十一日之ことし、
一松平謹撫宇登城、

一松平薩摩守登城

「今日御表依無出御 大慶間二之間に 老中若年寄
中着座、薩摩守南の方着座、其後王子中之間敷居際
百2切二音壓、討毛、一疊子會釋百2切、放言之日

出座、中山王に上意之趣、並賜物事筑前守傳達之、

白銀五百枚 級五百把 中山王に

に見之、差圖ありて大廣間北の方松之間に、名護王

白銀二百枚 裕十、
名護王子

右持出中之間裏局一疊附中少。以東之方也。
せおく、王子中之間中央着座、于時白銀時服被下

旨御意之趣山城守傳之拜覲退座
白銀三百枚 從者之族

右、中之間東の方敷居際に置之、王子出座、白銀從者忽中²坡下之歟、山城守傳之、一體有而退

去、薩摩守出座、御禮有之、

守老中より之返簡、彦坂壹岐守坂本右衛門佐王

天和二年四月十六日、松平蔭摩守、琉球國中山王尙貞か使名護王子を率て登城、大廣間中之間にて、堀田筑前守正俊、大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、戸田山城守忠昌、牧野備後守成貞、並堀田對馬守正英、稻葉石見守正休列座、筑前守正俊、尙貞に賜物白銀五百枚、綿五百把、並上意を名護王子に傳ふ、

天和二年四月十六日
一御書院御小姓組より出入四拾人、半袴、大御番三
組より出入人七拾人、同上、外様大名出仕無之、
御城内警衛
御玄關前
同明口偏門
中御門
琉球人西丸の出仕、薩摩守同道、加賀守、豊後守、
並坂本右衛門佐、其外奏者番
銀三百枚時服十
御弓頭 長谷川久三郎
鐵砲頭 夏目藤右衛門
坪内惣兵衛

若君様より被下之、御日記、
天和二年四月十六日、松平一雄

山城守、名護王子に賜物白銀二百枚、拾十、從者十九人に、白銀三百枚をたまふ事を傳ふ、執政の返簡

をは、彦坂壹岐守重紹坂本右衛門佐重治名護王子に授く、外に樂を奏せしもの七人、並濱比賀、宮平、稻峰は役人なれば、おの／＼時服三つ、賜はる、名護王子西丸にも參上す、若宮より白銀三百枚、拾十、中山王尙貞に賜る、憲廟實錄、

天和二年四月十六日、琉球人御暇被下、銀五百枚、

綿五百把中山王々、銀二百枚、時服十名護王子々、

此外惣琉球人ぬ銀三百枚、時服三つ、樂童子へ、右

之手長御徒助御供より十人、本御番より五人、御供

番より五人、都合二十人にて相勤、御徒方萬年記、

大老堀田筑前守返簡、

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳翰落手、如示我尊

大君繼前緒、國家間暇、太平重光、兆民安所、依之

遠表慶賀之祝儀、千里芳志可以嘉焉、即披露之、使者捧方物數品、登城拜禮事畢、台顏快然、勿勞

也、恩賚如目錄、可領受之、猶使者可演說也不宣、

天和二年壬戌四月十六日

從四位下左近衛少將兼筑前守紀正俊

回答中山王 館前琉球人來朝記
續武家評林

御本丸返簡

使者名護王子遠來、去歲仲夏芳翰入手、如諭我尊

大君繼前烈、國家閑暇、太平重光、兆民安所、依之

遠表慶賀之祝儀、千里芳志可以嘉焉、即披露之、

使者捧方物數品、登城拜禮事畢、台顏快然、勿勞

也、恩賚如目錄、可領納之、猶使者可演述也、

恐々不備、

天和二年壬戌四月十六日、

從四位下侍從兼山城守 藤原忠昌

從四位下侍從兼豐後守 阿部正武

回復中山王 館前

西之丸返簡

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳札披誦之、我幼大

君逐日御成長、彌豐安泰之祥、以堅永久之基、我

國之慶可推察焉、使者捧方物數品、登城述賀儀、

即言上之、千里之厚情可感謝也、恩賜如目錄、可

受納之、恐々不備

天和二年壬戌四月十六日

通航一覽卷之九

琉球國部九

○來貢

寶永七年

同二癸亥年八月十一日、去年參府の使者歸國により
從四位下侍從兼豐後守 阿部正武
從四位下侍從兼加賀守 藤原忠朝

回復中山王 館前以上、柳營祕鑑

同二癸亥年八月十一日、去年參府の使者歸國により
從四位下侍從兼豐後守 阿部正武
從四位下侍從兼加賀守 藤原忠朝

寶永六己丑年六月七日、御代替により舊例のことく、
琉球國賀慶使參府せしむへき旨、松平島津、少將吉貴

に命ぜらる、

寶永六己丑年六月七日、松平薩摩守え御書付、

御代替に付而、琉球國之司中山王差越使者、先年之
通來年其方召連可被申候、依之、參府延引候段者不

苦候、御日記、

同七庚寅年十一月十一日、琉球人、去る閏八月廿六日
薩摩國鹿兒島を發して、今日江戸に參着す、其以前、
道造り及び行路見物作法等の町觸あり、

寶永七年、此度御代替に付、琉球人來朝、閏八月廿
六日薩州發足、十月十六日大坂着、同廿日伏見に

着、同廿五日江戸に發足、十一月十一日江戸に着、
美里王子、二十九歳、豊見城王子、同、富盛親方、紫巾
大夫、與座親方、同、附後志堅原親雲上、新城親雲

上、座樂主取、江田親雲上、路次樂主取、佐久本親雲上、祐筆、屋官親雲上、宮城親雲上、別當、真喜屋親雲上、與力、知念里之子親雲上、嘉手苅親

雲上、喜屋武筑登親雲上、玉城親雲上、湧川親雲上、喜屋親雲上、與力、安忠、與力、久場筑登親雲上、富盛與人、仲嶺筑登親雲上、裏葉、照屋親雲上、役

丸、前川里之子、與座與力、仲原筑登親雲上、役人伊佐筑登親雲上、小姓、保榮茂里之子、童子、同、棚原里之子、樂童子、伊舍堂里之子、同、根路銘里之子、小姓、内間里之子、樂童子、小錄里之子、同、津瀬里之子、同、野國里之子、同、内嶺里之子、小姓、糸瀬里之子、童子、路次樂人十六人、牌持四人、冷傘持二人、琉球中間四人、

右は松平薩摩守御屋敷扣之寫也、
正使二人、副使一人、附役二人、右筆二人、與力六人、役人二人、小姓四人、座樂主取一人、樂人八人、別當一人、路次樂十六人、中間四人、人數百六十人、

右は松平薩摩守御屋敷扣之寫也、

正使二人、副使一人、附役二人、右筆二人、與力六人、役人二人、小姓四人、座樂主取一人、樂人八人、別當一人、路次樂十六人、中間四人、人數百六十人、

右は、島津淡路守様御屋敷扣之寫也、
由(接するに)淡路守惟久
は日向國佐土原城主なり
御馳走御座船出す御大名、
肥後熊本五十四萬五千石 細川越中守
長門萩三十六萬九千石 松平民部大輔
豊前小倉十五萬石 小笠原右近將監
石見津和野四萬三千石 松平肥前守
筑前福岡五十二萬石 川筋御檢分、御船奉行、四千石、
一家老島津將監、人數九十四人、一同須良隼人、人、三木
琉球人着岸之節、上荷船六十五艘、過書船六十五艘、右役船也、
大坂より伏見留迄、綱引四百五十人、外に船中之行列あり、月堂見聞集、
寶永七年琉球人參府人數之覺、
一先乘、島津筑後、人、五本道具、旗本、一七本道具、
一御長刀、一馬十五疋、一長柄三十本、一持筒五挺、
一旗竿一本、一具足櫃二荷、一弓三十張、一弩儀三、
一家老島津將監、人數九十四人、一同須良隼人、人、三木

具道一同市米治右衛門、三本同弟子丸興次右衛門、二本同

同兄弟丸興次右衛門、二本同

同弟子丸興次右衛門、二本同

寶永七年十一月八日、

覺

琉球人參り候に付、物見に罷出候者共、大勢可有之候、町中立留らせ候而は、往還之障りに可罷成候間、立やすらひ不申様に可仕候、此旨町中可相觸候、以上、

十一月八日

覺

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借裏々之者迄、爲申聞急度相守可申候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、

十一月八日

町年寄

三 人

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

覺

琉球人登城之道筋、松平薩摩守屋敷より松平丹後守屋敷脇、酒井石見守屋敷前、相馬讚岐守阿部民部屋敷之間より、霞ヶ關坂通り、井伊掃部頭番所前より、御堀端外櫻田くは大奥向御内覽等ありしにや、秋元按するに、此道筋例ご異なり、もし但馬守、間部越前守屋鋪前、夫より和田倉御門井上河内守屋鋪前、腰掛裏通大手御門迄退出之節、大手御門より腰掛表通り井上河内守屋敷前、八代洲河岸日比谷御門、松平丹後守、阿部對馬守屋鋪前通

右道筋之面々、屋敷前警固出之候様可被相觸候、
一琉球人登城之節、御徒二組道中警固仕候様可被
達候、面々屋敷前警固出候間、昨日相渡候書付之
趣可被申付候、

一兩使和田倉橋迄來時、可有注進候、

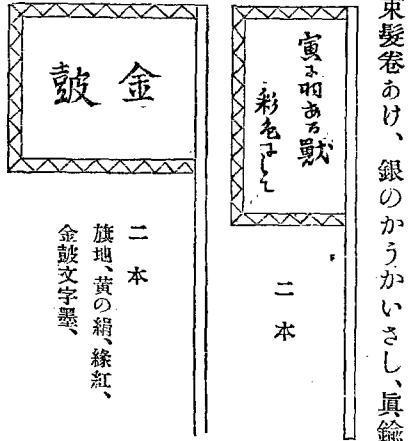
一兩使退出之節、大手下馬迄相越候時可有注進候、
一右之注進有之マ、出仕之面々退出候様可被致候、

一御玄關前より中之御門迄、莊敷候様可被致候、

一獻上之御馬、中之御門外腰掛に而、諷訪部文九郎
同與右衛門請取之、大廣間下闇するに、此以
下闇文なり

寶永七寅年十一月十七日、書付留、令條錄御

同月十八日、琉球使美里王子、豊見城王子登城、中將吉貴これを率ゆ、外様御譜代大名、諸役人、各其裝束にて出仕す、午後刻大廣間に出御、御直垂を召せらる、前例にて封を謝し奉る、獻物あり、其獻品、前例よりも多く、尙益より老中に贈る書式も、此時より漢文となる、
寶永七年十一月十八日、登城之行列
薩摩守騎馬五人自注、唐冠三騎獻上馬自注、どんす旗自注、の馬絹掛マタニカヒ、旗ハタ自注、彩色の獸一本、金鼓旗一本、銅角二、喇叭二、鎖呐二、
小太鼓、銅鑼何れも二行、傘鉾自注、めりく成敗棒竹朱塗自注、割人屏カツラ、カツラ装束、自注、唐冠、カツラ如此也、官人近習衣服なり、島の類銀のカウカイをさし、沓タマもあり、鎗、自注、脇を朱メニにし、カウカイ、自注、カウカイ事事、辨當持、副使親方乗物にて、自注、カウカイ、毛轎の長一行充二騎書翰黄色なる織物切にて包負也、尤正刀あり、親雲上馬上、カウカイ、近習あり、カウカイ、如此冠也、自注、黄色の縮緬ぐる卷の冠也、上々官馬上にて書翰背中負、但二通也、使先に書翰長持にして、油單かけ、書翰と染ぬきにして持ること也、眞の書翰は上々官負、長持はからなり



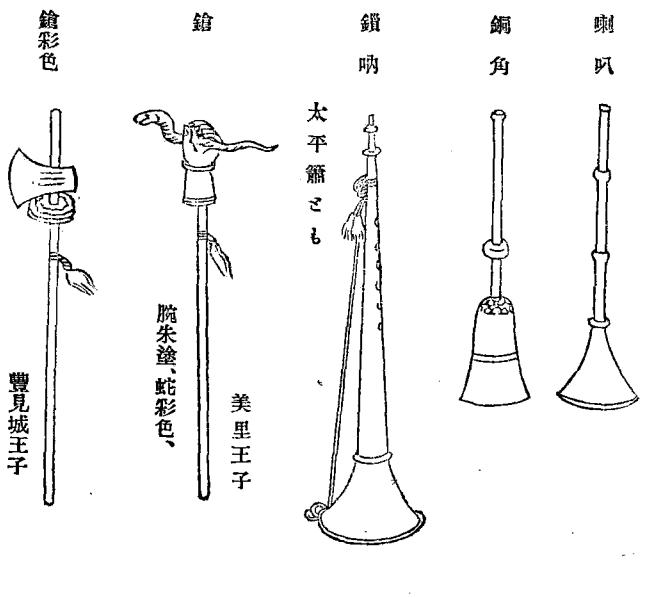
さかさまにしたる形なり、親方乗物也、小挾箱ゆた
類、毛毬の様なる頭巾被るなり、自注但樂器翼筒のゆ

事也、脇指の
類いつれもな
し、薩摩守侍
一人充附添、
但麻上下にて、
豊見城中
與前に同斷、
牌二行鎧斧を

寅年明あら黙
彩毛すもん

金鼓 二本

旗地黄の絹、縁紅、
金鍛文字墨、



<p>中山王使美里</p>	<p>二 本</p>	<p>聞集に載る正徳四</p>
<p>板朱塗黄漆にて、</p>	<p>一 は賀慶正使、ま</p>	<p>年一度の行列書には</p>
<p>如此筆太に書付、</p>	<p>一 は中山王府</p>	<p>一 は賀慶正使、ま</p>
<p>しらる</p>	<p>一 は恩謝止使、こあ</p>	<p>一 は中山王府</p>
<p>り書改まり、</p>	<p>然れは、同時よ</p>	<p>一 は恩謝止使、こあ</p>
<p>これに同きことく</p>	<p>已後</p>	<p>一 は中山王府</p>

御左右有之、已刻登城、申刻退去、登城道筋幸橋松

平薩摩守屋敷より、松平丹後守屋敷脇、酒井石見守

屋敷前、按するに、今の朽木佐守屋敷より、松平肥前守

間より、松平肥前守松平安藝守屋敷間之坂を通り、

井伊掃部頭表門前より、御堀端外櫻田御門より、秋

元但馬守間部越前守屋敷前、按するに、但馬守屋敷は、今

越前守屋敷は、同所酒井より和田倉御門、井上河内守屋

敷前接するに、今龍口北角森川出羽守屋敷より、腰掛裏通り、大手御門より登

城右之從者并供之族行列等薩摩守申付、

一使者轎に乗り、從者騎馬大手橋之先に而下馬、使

者に隨ふ、使者下乗橋之前に而、轎より下乘、

但道筋御徒頭四人相勤に而警衛す、道筋之面

面よりも、屋敷前警固出之、

一使者美里王子豊見城王子御玄關階上に至時、大

目付仙石丹波守折井淡路守出向令案内、殿上間

下段着座、從者同所次之間に列居、下官は御玄關

前庭上に群居、

一今日御規式に付、出仕之面々、直垂、狩衣、大紋、

布衣、素袍着之、

一松平薩摩守先達而登城、是又殿上間下段座上に

寶永七年十一月十八日、琉球人登城、午後刻大廣間
出御、御直垂御上段御着座、自注御床疊^{二疊重ね}、錦襷掛
懸之、琉球人出座、於御下段御代替之御禮、美里王子御目見、御奏者番松平兵庫頭殿披露之畢而退、重
而中山王繼目御禮副使者出座、豊見城王子御目見、
御奏者番松平宮内少輔殿披露之畢而退、其後兩使
自分御禮、一人充出座、御目見畢而退出、松平薩摩
守殿家來拭様にて御禮、太刀目錄奏者番披露之、右
未之刻相濟入御、御連枝方御登城、其外萬石以上之

中之御門 御弓頭

助前島太郎左衛門組 秋山十右衛門組

中之御門 御弓頭

助前島太郎左衛門組 秋山十右衛門組

一松平薩摩守家來島津帶刀於板櫈御目見、御太刀、
銀馬代、時服三獻上之、奏者番松平宮内少輔披露
之、

一今日御城内勤番、左之通、

一御禮之内、大廣間御納戸構之後御使番兩人勤之、

一通航一覽卷九

面々、布衣以上之御役人、何も年始之通裝束にて登
城なり、

御代替之使者

正使

美里王子

副使

富盛親方

附使

志堅原親雲上

右筆

屋宜

親雲上

與力

嘉手丸親雲上

同通詞

玉城

親雲上

同

湊川親雲上

役人

仲峯筑登

親雲上

小姓

棚原里之子

同童子

内間

里之子

富盛親方與力

前川里之子

醫師

宮里安忠

同 安慶田親雲上

親雲上

小姓

棚原里之子

同童子

内間

中山王繼目之使者

正使 豊見城王子

副使

與座親方

附使

新城親雲上

右筆

宮城親雲上

與力 知念里之子

親雲上

喜屋武筑登親雲上

同

久場筑登親雲上

役人

伊佐筑登親雲上

小姓

保榮茂里之子

親雲上

同童子 糸満里之子

與座親方

與力 仲原筑登親雲上

同

内嶺里之子

樂主取樂人

江田親雲上

路次樂主取

佐久

本親雲上

別當 真喜屋親雲上

策次

照

同 根路銘里之子

同 津霸里之子

同小

姓より勤 内間里之子 同 小錄里之子、

同 野國里之子、

以上三十六人、

右之通登城、此外末々之者外下馬腰掛に残し置、

一路次樂十六人、一牌持四人、一冷傘持二人、

一中間四人、以上惣人數百七十四人

御代替御祝儀獻上

一御太刀一腰、一御馬一匹、自注代金^{五十枚}、一二沉金中^口卓

二脚、一沉金丸中^口卓二脚、一沉金籠飯一對、

一島芭蕉布五十端、一練芭蕉布五十端、一薄芭

蕉布五十端、一太平布百疋、一久目綿百把、

一泡盛酒五壺、

御代替中山王使者美里王子自分獻上、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一鳥芭蕉布二十疋、一泡盛酒二壺、

中山王繼目使者豐見王子自分獻上、

一官香十把、一香餅五箱、一練芭蕉布十端、

一島芭蕉布十端、一泡盛酒二壺、承寛雜錄、月堂見聞集、枯木集

中山王書簡、

謹裁尺楮呈上閣下、恭聞、貴國大君新紹國統、四海昇平、萬祥畢臻、如吾小邦亦不效華封之祝乎、今茲特遣小臣美里王子捧不腆之方物、從我薩摩少將吉

貴、謹奉申賀儀、伏冀、諸大老採納焉、耑達旨聽、曷任悚踴之至、誠恐不宣、

寶永七年庚寅五月三日

中山王

尙 益

謹上

寶永七年庚寅五月三日

中山王

尙 益

命之旨、許寡夫嗣先人之業、敵國無異、歡忻何極、茲欲拜謝洪恩、從於吉貴遣小臣豐見城王子獻上贍穀之土宜、伏冀以諸大老指教、耑達旨聽、不勝感激之至、誠惶不備、

寶永七年庚寅五月三日

中山王

謹上

土屋相模守殿

小笠原佐渡守殿

秋元但馬守殿

本多伯耆守殿

大久保加賀守殿

井上河内守殿

土屋相模守殿

小笠原佐渡守殿

秋元但馬守殿

本多伯耆守殿

井上河内守殿

通航一覽卷之九 終

琉球國の印、寶永七年五月の書翰に見ゆ、鹽尻、續韓紀事、承寛雜錄、月堂見聞集、枯木集

寶永七年十一月十八日、琉球人登城、獻上手長役一組、道番四組、退出之節道番二組、御徒方萬年記、

同繼目書簡、敬修尺素、奉表徵志、去歲薩摩太守少將吉貴遵依鈞

通航一覽卷之十

琉球國部十

○來貢寶永七年

寶永七庚寅年十一月廿一日、琉球人登城す、已後刻大廣間に出来御、御小直衣を召せらる、前例は御書院にて御服も御良袴なり其音樂を聽せらる、御所望あり、畢て松平島津、中將吉貴及ひ琉球人、ならひに吉貴家人にも饗膳を賜ふ、同日彼國より天英院殿にも獻物あり、御饗膳の事前例なき所なり

寶永七庚寅年十一月十九日
布衣以上之御役人 寄合 法印法眼
明後廿一日、琉球人音樂被仰付候間、大紋布衣素袍着用登城候様、可被相觸候、

十一月十九日

同月廿日

明廿一日、琉球人松平薩摩守芝屋敷より、増上寺表門通り通町に出、芝口御門前より御堀端幸橋屋敷脇、此頃島津氏上屋敷なり、夫より日比谷御門、八代洲河岸龍之口井上河内守屋敷前、腰掛後通り大手御門より御門より御堀端幸橋薩摩守屋敷脇、日比谷御門、

芝口御門御堀端幸橋薩摩守屋敷脇、日比谷御門、八代洲河岸通り龍之口井上河内守屋敷前、腰掛け後通り大手御門より出仕、行列并道筋等警衛、先日之通御玄關より殿上之間下段着座、從者は同次之間に列座す、下官等先日之通り、一使者并從者下乘下馬如先日、御玄關到階下時、板様の大目付出向而令指圖、殿上間下段着座、從者は同次之間列居、下官は御玄關前庭上に群居、一音樂に付出生之面々、四品以上は狩衣、諸大夫は大紋、且文布衣素袍着之、

目東の方に着座、御向之様に疊敷之、兩使様頬通敷居

際に伺公、樂人は御向に列座、

一巳後刻大廣間出御、自注、御先立、井上河内守、

御太刀、大澤石衛門督、御劍、宮原刑部大夫

按する

内守は老中正學、右衛門

督刑部大夫は高家なり、御上段

四つ之角に厚墨三疊金入を以包之

刀掛有之、御着座之後座に間部越前守、按するに御側

御簾掛之、御小姓衆、御太刀役、御剣役、

御用入詮房

に御側

一御側衆御小納戸衆者、御納戸構に罷在、若年寄衆

は西之御様頬に伺公、松平肥後守、老中松平下總

守下段西之方に着座、御簾中奥御小姓揚之、音樂

初る、名帖、大平調、自注、桃花源、自注、不老仙、自注、

揚香、自注、壽尊翁、自注、樂、

御所望、長生苑、自

樂、芷蘭香、自注、壽星老、自注、正月、自注、三線歌、自注、

樂、壽星老、明曲、正月、自注、清曲、三線歌、自注、

樂、

午下刻樂畢而御簾垂之、薩摩守は御次、琉球人は

殿上之間に退座、松間衝立引之、御簾揚之、重而薩

摩守出座御目見、奏者番松平宮内少輔披露之、中

段迄被爲召之、老中御立合言上、上意有之、退座

畢而下段數居際立御、萬石以上之面々、其外出仕

之分一同御目見入御、薩摩守并琉球人兩使樂人

等に至迄御饗應被下、薩摩守は紅葉之間に而御

料理被下之、自注、金銀三汁十菜、

一兩使は、殿上之間下段御料理被下之、自注、右同断

料理由下之、自注、老中出席及挨拶、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一從者は、柳之間次に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一薩摩守家來は、蘇鐵之間にて御料理被下之、自注、

主、表坊

一虎之間御小姓組御書院番出人廿人づゝ、大廣間

四之間大御番出人七十人、但各素袍着之、

一出仕之面々、乗物は大手之方除之、内櫻田之方に

置之、

一兩使之轎は、下乘橋之張番所際に置之、

一紅葉間饗應奉行、阿部遠江守、稻葉紀伊

守、川勝能登守、按するに、此三人ま

大紋に而進物番三人、

柳之間次饗應奉行、鈴木飛驒守、石丸五左衛門

大島織部、按するに、此三人

給仕素袍に而、小十人組

等に至迄御饗應被下、薩摩守は紅葉之間に而御

料理被下之、自注、金銀三汁十菜、

一兩使は、殿上之間下段御料理被下之、自注、右同断

料理由下之、自注、老中出席及挨拶、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一從者は、柳之間次に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一薩摩守家來は、蘇鐵之間にて御料理被下之、自注、

主、表坊

一虎之間御小姓組御書院番出人廿人づゝ、大廣間

四之間大御番出人七十人、但各素袍着之、

一出仕之面々、乗物は大手之方除之、内櫻田之方に

置之、

一兩使之轎は、下乘橋之張番所際に置之、

一紅葉間饗應奉行、阿部遠江守、稻葉紀伊

守、川勝能登守、按するに、此三人ま

大紋に而進物番三人、

柳之間次饗應奉行、鈴木飛驒守、石丸五左衛門

大島織部、按するに、此三人

給仕素袍に而、小十人組

等に至迄御饗應被下、薩摩守は紅葉之間に而御

料理被下之、自注、金銀三汁十菜、

一兩使は、殿上之間下段御料理被下之、自注、右同断

料理由下之、自注、老中出席及挨拶、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一從者は、柳之間次に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一薩摩守家來は、蘇鐵之間にて御料理被下之、自注、

主、表坊

一虎之間御小姓組御書院番出人廿人づゝ、大廣間

四之間大御番出人七十人、但各素袍着之、

一出仕之面々、乗物は大手之方除之、内櫻田之方に

置之、

一兩使之轎は、下乘橋之張番所際に置之、

一紅葉間饗應奉行、阿部遠江守、稻葉紀伊

守、川勝能登守、按するに、此三人ま

大紋に而進物番三人、

柳之間次饗應奉行、鈴木飛驒守、石丸五左衛門

大島織部、按するに、此三人

給仕素袍に而、小十人組

等に至迄御饗應被下、薩摩守は紅葉之間に而御

料理被下之、自注、金銀三汁十菜、

一兩使は、殿上之間下段御料理被下之、自注、右同断

料理由下之、自注、老中出席及挨拶、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一從者は、柳之間次に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三

樂理由下之、自注、

一薩摩守家來は、蘇鐵之間にて御料理被下之、自注、

主、表坊

一音楽之節御目通に罷出候者共十六人、富盛親方、

與座親方、江田親雲上、照屋親雲上、安慶田親雲

上、保榮茂里之子、棚原里之子、森山里之子、伊舍堂里之子、根路銘里之子、内間里之子、小祿里之子、津瀬里之子、野國里之子、内嶺里之子、糸満里之子、右十六人、

一殿上之間金銀御振廻、自注、三汁十一菜、赤貝、大小調、本日次記、

奉奏樂曲之名數太平調自注、鑼呐、照屋親雲上

寶永七年十一月廿一日、琉球人登城、

通航一覽卷十

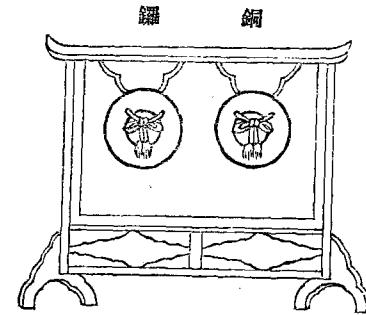
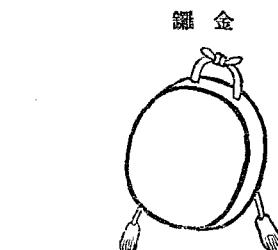
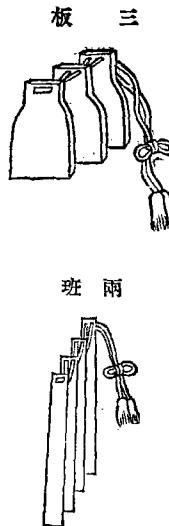
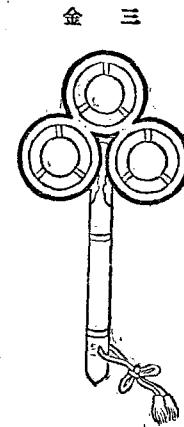
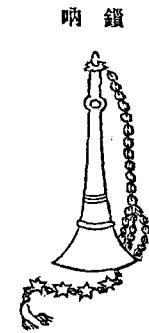
通航一覽卷十

九
十

右畢而同日樂人十六人之時服三領宛被下候、琉球
記、琉韓紀事、月堂見
謂集、賈氏表平木、
聘使

評林續編

琉球座樂器圖

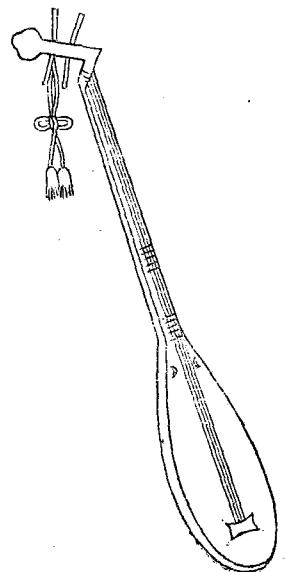


聘使球

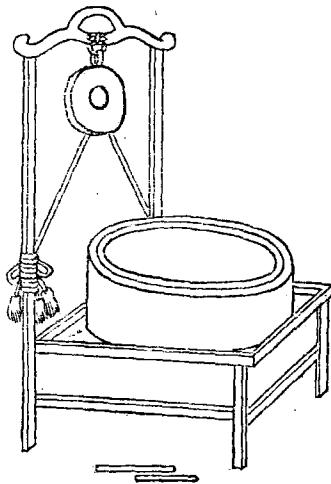
1

線二

晋书

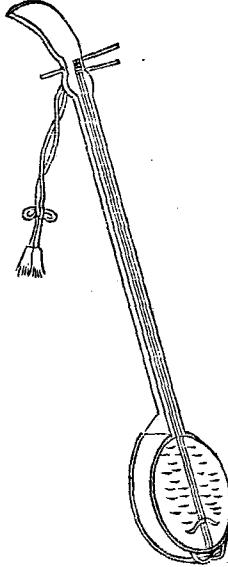
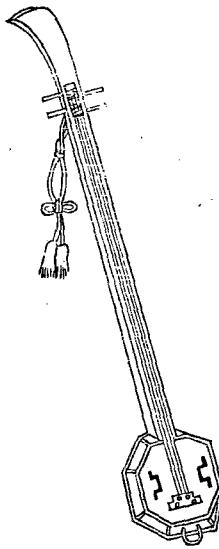


鑼 銅 小 (鼓)



線 三

線四



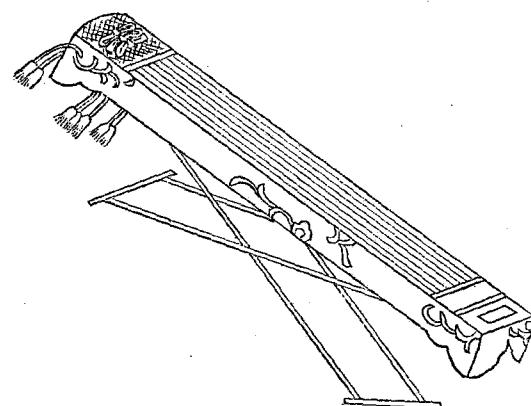
線長

琉球人之歌、自注エテ
ンラク、

キヤタエトニ、ハリハリ、

右之通文句三十口空

一於御本丸、琉球人ハ被下候御料理獻立、金銀御振舞、但二人前、一人前餘變有之、



寶永七年十月廿二日、巳刻、琉球國之爾使登城、大廣
間出御、萬石以上諸大名布衣以上諸役人惣出仕、

刺身	赤付地紙大くま籠
鯉子	刺身鰯子付九年母、
吸物	花菖蒲、
附後段	二之椀、一燒、一鶴入、
	汁鶴、小鰯、
	肴足打紙敷、
	燒鹽山梶、
	かき、鰯、くら ば、いり酒、
	か、は

三

茶菓子膳まんちう、水栗 後菓子かすていら、蜜柑、枝桔
にしめ長いも、
一柳之間にて御料理三汁八菜四十人前被下、雜事記、
賀永七年十一月廿一日

御臺様の獻上目錄寫

御代替之御祝自注、如此かにて認候よし しん上、
壽たひ香二十はこ、 しやひん二はこ、 りう
せんかう五十袋、 いしの入形二たい、 玉の
風鈴一つい、 （ちんきん御りや、うし箱、御硯箱）一通、 どんす二十二
本、 たいへいふ五十疋、 あやとんす五十九
丈、 あはもりさけ五つほ、 以上

國王繼目、しん上、
御かもし五かけ、 いしの手かみ二帖、 玉
籠飯一つい、 青貝御卓一脚、 ちんきんの
の硯屏一さう、 青貝御卓一脚、 ちんきんの
はせを布五十たん、 あはもりさけ三つほ、
以上、

ちうさん王
せう
益

檜之間に而御留守居松前伊豆守に渡之、(月堂見聞集、
雜事記、但し柳營日次記には、献上賜物、さもに廿五日ご記
し、雜事記には、十八日御禮の時す、恐らくは非ならん、記)
同月廿二日、明日琉球人御暇により、道筋警固及び賜
物持運の爲、御徒出役の事を御徒頭に命ぜらる、同日
出仕の輩、衣服刻限等の觸あり、

寶永七年十一月廿二日

琉球人御暇に付、道筋松平薩摩守芝屋敷より、直に登城候、如音樂之時、八代洲河岸通警固之儀、前々之ことく可被相觸候、

寶永七年十一月廿二日

而原牛一屋敷。一屋敷送

右如前々之警固之儀可被相觸候

右疏上下着之、疏球人之波

十一月廿二日御徒支

一萬石以上在府之面々

而、直垂狩衣大紋着之、五半時可有登城旨、從老中以切紙相達之、御日記、

寶永七年十一月廿二日

布衣以上御役人

法印法眼

明廿三日、琉球人御暇に付、大紋布衣着之、五半時登城候様可被相觸候

令條議、憲教類典、

同月廿三日、琉球人御暇により、午刻大廣間に出御、
前例御暇の時、出御なし、こたひ及び正徳度に出御あり、享保度よりまた古復せられしそ見ゆ。中山王尙益に上意賜物、過たり、及ひ使者御暇賜物の事を、老中より中將吉貴に傳ふ、兩使板様にをいて拜謁す、天英院殿よりも、また賜物あり、

寶永七年十一月廿三日、兩使御暇付而、登城行列道筋并警衛等、如先日御先立河内守、御太刀大澤右衛門督、

同月廿三日

一去廿一日音樂被仰付候琉球人、時服三宛被下之、今日薩摩守家來に相渡、

一兩番大番之出入如御禮之時、
一警衛、中之御門御鐵炮頭金田新太郎、堺重御門

御弓頭近藤源左衛門、御臺所口中之口前御鐵炮頭山村十郎左衛門、御日記、

寶永七月十一月廿三日

一琉球御兩使御暇被仰出候付、午刻大廣間出御、御上段御着座、自注、縫相直垂厚疊前之通御襷御刀掛有之、列座之面々先日之

式先日之席に滯座、老中御前召之、中山王より通刑座、使者從者殿上之間大廣間、惣體御座敷規意有之、薩摩守に河内守より申聞之、薩摩守同道

之、於彼席兩使に上意之趣、兩度に河内守傳達之、日兩使自分之被下物之儀申渡之、河内守御前能出御請言上退去、薩摩守出席下段敷居之内に而御目見、池田丹波守披露之、中段迄召出之、兩使遠路罷越太儀被思召候旨上意有之、老中御取合有之、此時薩摩守下段、下より五疊目東之方に着座、兩使一人宛於板様御目見、奏者番披露之、畢而大目付横田備中守、松平石見守案内、直に柳之間相越、中山王に被進物彼席に并置、使者に見せ、夫より殿上之間に罷越、御代替に付、白銀五百枚、綿五百把、金禰二十卷、中山王に、

自分代替に付、白銀五百枚、紅白羽二重百疋、八丈島五十反同人、右並置、使者に見せらる、殿上之間に退去、加賀守申渡之、

一四品以上之面々着座より、直に御前の罷出御目見、老中御挨拶畢而退去、御簾垂之、中奥御小姓役之、此時仕切之衝立後之間御同朋引之、畢而御簾揚之、下段御敷居際立御、萬石以上之面々、其外一同御目見相濟而入御、中山王に被進物目錄、并老中より之返簡箱に入、奏者番松平兵庫頭石川近江守持參、兩使に相渡之、相濟而老中殿上之間に出席、此時薩摩守遠路相越太儀に被思召候旨、上意之趣兩使に申聞之、其後兩使に之被下物、進物番持出之、

白銀二三百枚、

同斷

殿上之間二之間に而、

銀三百枚宛

蘇鐵之間に而

小袖三宛

美里王子

豐見城王子

兩使之從者

奉復中山王閣下

寶永七年十一月廿三日井上河内守源正岑
大久保加賀守藤原忠増
本多伯耆守藤原正永
秋元但馬守藤原喬知
土屋相模守源政直

信音累至、仍承爲告賢藩承襲事、特差使臣豐見城王子獻方物、以進謝誠意、遠著褒獎愈加、幸甚之至候、

久保八幡前より、土器町新堀端を通り、芝薩摩守屋

敷の罷歸候、尤人留に不及、乍去琉球人行列を妨行割不申、見物人不作法無之様に、町中可相觸候、以上、

十二月 合條錄

寶永七年十二月四日には、琉球人御三家方に廻る、道筋赤坂通同八日松平薩摩守菩提所へ(按するに、高麗韓紀事、續武家評林、詒林枯木集)

寶永七年

覺

明十八日朝五半時、琉球人御當地出足候間、町中不作法等無之様にいたし、火之元之儀念入可申候、參府之節相觸候處、見物之者殊之外込合候由有之間、名主致下知、月行事見廻り兩木戸脇之家主、木戸に附罷在、見物之者不込合様いたし、尤喧嘩口論無之様に可申付候、其外參府之節、相觸候通相心得候様に、町中此旨急度可相觸候、以上、

寅十二月十七日

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借下々召仕等まで爲申聞、急度相守可申候、少も油斷

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足、正徳元年正月六日、江州大津に着、月堂見聞集、寶永七年八月廿三日、某を(按するに、新井勘解由自らいふなり)御使として京都に遣さるへき事あり、其期は九月琉球貢使來らん後、爰を立て十一月には罷歸るへきよし、内内仰を蒙りしか、彼使風便能からずして、来るへき期を愆りしかば、其來るを待に不及、十月十二日に打立、同廿四日京に入りぬ、正徳元年辛卯正月在京の内、琉球の使聘事終て、歸るにて伏見に來り止ると聞いて、同き八日にかしこに在る薩摩守の第に行向ひて、美里豊見城兩王子等に相遇ふことを得たり、是兼てより仰下されし事なりしか故也、白石私記、

有間敷候、以上、

十二月十七日

町年寄三人正寶事錄、

寶永七年十二月十八日、琉球人兩使、其外今日江戸發足、柳聲日次記、

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足歸國に赴く、里之子自注童なり拜領之時服を仕立着之、美々敷事也、承寛葉錄、琉韓紀事、續武家評林、詒林枯木集

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足、正徳元年正月六日、江州大津に着、月堂見聞集、

寶永七年、琉球人逗留之内、屋良里之子と本因坊園墓あり、屋良三ツ置按するに、前免狀によるに負る琉韓紀事、庚寅之冬、琉球國屋良里之子從王子而來、在于江府薩摩侯羽林吉貴之弟、薩摩侯受官命與屋良園墓、屋良着三基子對國手本因坊、予在傍觀之、且以定其手品、蓋因中山王之請也、予許之、對國手着二基子焉、觀其下子、資稟不庸、工夫有素、積以歲月、而真積力久、則其進也豈可量哉、惜乎接遇日淺、離別期近、而教誨之不數多、雖然基之爲方、厚於陰陽變化之理、治國治人之方、盡存於此、其要在於方寸之間而已、歸帆之後勉焉、不怠專心致志、則雖隔千里猶咫尺、斯道在己、豈求外哉、

寶永七年庚寅抄冬之日

日本大國手

呈示琉球國屋良里之子月堂見聞集、

寶永七年、琉球人屋良里之子へ、本因坊より

按するに、井上因碩に

上因碩の譲り贈られたる基之免狀、林家門人樋口彌門書之、其頃は大久保加賀守儒臣也、如官日源抄、寶永七年十一月一日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

琉球姓中西筑登之墓

合佐々木萬次郎に時服を賜はる、貢の條にあり、
薩摩國來

通航一覽卷之十一

琉球國部十一

○來貢正徳四年

正徳四甲午年六月五日、當秋琉球人參府により、薩摩國より大坂まで渡海中、風波の時浦々保護の事、及ひ往來の商船等彼船に近づくましまき旨の令條を、老中より大坂御城代内藤豊前守弋信に渡す、またかれ往返ともに、美濃路通行たるよしを道中奉行に達す、これら之事は同年七月、彼使者薩摩國に着岸す、こゝの永を去るに、來貢、寶中評議ありしか、島津氏の申すむねに任せられて、參府あるへきに決す

通航一覽卷之十 終

正徳四年甲午年六月五日御書付

一當秋松平薩摩守、琉球人召連參府に付、薩州より大坂迄渡海之内、若風波荒候節は、浦々より船を出し挽入候様可被申付候、歸國之節は薩州迄も、右同斷可被心得候、

一右琉球人渡海之節、於泊々往來之商船等、琉球人乘候船に無遠慮入交繫、又者不限晝夜船中をの

そき、或は怪敷船杯も乘廻候儀有之由相聞候、當秋琉球人參府之節、右之泊々往來之商船等片付繫、其外不作法に無之様、浦々可被相觸候、尤

歸國之節も右同斷に可被心得候、

右之趣、大坂町奉行御船手に可被相達候、

右書付、御城代内藤豊前守に在府に付、河内守按すに、

老中井上

渡之、

正徳四年

當秋琉球人罷越候節、參府歸國共に美濃路を相

通候筈に候間、可被得其意候、

記正

右書付、道中奉行大久保大隅守に河内守渡之、御日

記正

令補遺

正徳四年當冬琉球人參府のよし、兩使與那城王子

は、吾大樹御代始の御賀を獻する使、金武王子は自

嗣封を謝し奉る禮使なり、されば兩使來聘の事、九

月十四日柳營に達せしに、諸大老議していはく、庚

寅の兩使薩侯家其費用を辨す、此度又兩王子の東

來打續、其費すくなしこせず、只々大樹を賀する使

は、しきらく延引可有かと、しかれども島津家曰く、

中山王尙益壬辰の冬薨せらる、されば先年より中

山王薨し、世子の喪過て、清朝より冊封使を受、我

琉球人罷越付而、御用被仰付候、

同年十一月十八日

御目付

鈴木伊兵衛

稻葉多宮

正徳四年十月廿六日

大目付

横田備中守

中川淡路守以上、御日記

琉球人罷越付而、御用被仰付候、

同年十一月十八日

御目付

鈴木伊兵衛

稻葉多宮

一押付琉球人參府に付而、諸大夫被仰付候面々、

御書院番頭 本多主水 改淡路守 秋元隼人改隼人正 同

近改丹波守 柄木彌五左衛門 改丹後守

一布衣被仰付候面々、

火消 戸田 鞠負

齋藤善右衛門 御鐵砲頭

御書院番頭 久世三之丞

御小姓組戸田肥前守組與頭

御徒頭 渡邊久左衛門

御腰物奉行 井上源藏

同 高田忠右衛門

西丸御門番頭 伊東刑部左衛門

同 謙訪兵部

同 岩谷山源右衛門

奥御右筆組頭 本目標左衛門

同日、奥に而、

吉田小右衛門

御腰物奉行 松平金七郎

柳生十郎右衛門

御腰物奉行 建部彦次郎

同 布衣

御小姓 石川助之進 改駿河守

小山宮内改宮内少輔

安部主計改主計頭

御小納戸

同 十月廿五日

覺

右之通、被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借

裏々之者共迄爲申聞、急度相守可申候、此旨町中不

残可被相觸候、以上、

町年寄三人

十一月廿三日

同月廿五日

爲右同斷事、

午十月廿五日

右之通被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借下

下召仕等迄爲申聞、急度相守可申候、少も油斷有間

敷候、以上、

町年寄三人正寶事錄、大成令補遺

十一月廿五日

同月廿六日

右之通被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借下

下召仕等迄爲申聞、急度相守可申候、少も油斷有間

敷候、以上、

正徳四年琉球王府の使、九月九日薩州鹿兒島府を

出で、十月大坂に着船、十一月六日大坂を發し、按

るに、出船及び道中の日次、月堂見聞

集ミ異れり、其是非いま決シタた、同廿六日江府に入侍

る、御年寄大和守豊後守河内守河内守は阿部正喬、

正喬なり河内守は井上より出されし諸驛への廻文休宿附略之、

鹽尻、

正徳四年、此度將軍御代替に付、琉球人來聘、午の

十月三日薩州鹿兒島出船、同廿七日大坂着、十二月

三日伏見へ着、同七日江戸下向、同廿六日江戸着、

此後の參府に増上寺に接するに、

寺の事所見なし、參詣之節、次に爰許發足之日、可

琉球人參候付、見物に罷出候者共、大勢可有之候、町中に立留らせ候而是、往還之障に可罷成候間、立やすらひ不申様可仕候、此旨町中可相觸候、以上、等の町觸あり、

正徳四年十一月廿二日

覺

琉球人參候付、見物に罷出候者共、大勢可有之候、町中に立留らせ候而是、往還之障に可罷成候間、立やすらひ不申様可仕候、此旨町中可相觸候、以上、

午十一月

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店か

り裏々之者迄爲申聞、急度相守可申候、此旨町中可

被相觸候、以上、

十一月廿二日

町年寄三人

同月廿三日

覺

琉球人通り候道筋、品川邊見物大勢可有之候、琉球人轎昇等人多、樂をも仕候故、場廣無之候而是難能通候間、見物之者共、道之障に不罷成候様申付候、右之通、被仰出候間、町中可觸知者也、

午十一月廿三日

正徳四年、此度將軍御代替に付、琉球人來聘、午の

十月三日薩州鹿兒島出船、同廿七日大坂着、十二月

三日伏見へ着、同七日江戸下向、同廿六日江戸着、

此後の參府に増上寺に接するに、

寺の事所見なし、參詣之節、次に爰許發足之日、可

り、不作法無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木戸脇之家主木戸に付罷在、喧嘩口論無之様申付可申候、琉球人登城之日、又者上野増上寺に接するに、寺の事所見なし、參詣之節、次に爰許發足之日、可

勅黒ぬり金紋、手明二人の間に一人充矢箱三荷、黒塗金紋、騎馬弓頭、鍔、挾箱、長柄三十筋、白鳥毛青貝の柄、手明同斷、騎馬鍔頭同斷、鐵砲三十挺、葛籠馬壹疋、自注黒天籠紙のふさん引馬五疋、荷挾箱十荷、臺傘、堅傘、督儀、空穗、黒熊毛調度掛貳荷、半弓朱重藤、矢鷲羽ふし、つけ旗竿二本、旗箱二、弓臺四組、七所銀藤金のいつかけ、羽袋黒塗金の唐草打出し具足櫃三荷、對挾箱、熊皮なげさや二本、白熊鍔二本、白大鳥毛長刀一、徒步六十人、刀筒二人、乗物供廻り、白熊十字文一、白鳥毛一、引馬三疋、茶辨當二荷、替乗物挾箱二十五、供鍔十本、乗物醫師六人、知行取衆數不知、引馬二疋、具足櫃、弓臺二組、對挾箱、大鳥毛對の鍔長刀一、徒步十人、乗物肝付主殿、引馬二疋、具足櫃一荷、弓臺二組、對挾箱、對鍔、徒步十人、乗物森川利右衛門、引馬二匹、弓十張、矢箱二荷、長柄十筋、具足櫃、徒步十人、乗物比志島隼人、供廻り大勢、

琉球人行列、乘物座樂主取一人、供四五人、長刀持一人、鍔持一人、傘持一人、役人左右二人、猩々皮の頭巾、淺黃と

櫃、徒步二十人、乗物島津將監、供廻り大勢、此外知行取騎馬衆數不知、月堂見聞集、

正徳四年、琉球人之名、

慶賀正使

與那城王子

謝恩正使 金武王子

織田大夫副使

知念親方

織田大夫副使 勝連親

方

贊儀官 南風原親雲上

贊儀官 喜瀬

親雲上

樂正 玉城親雲上

儀衛正 野原

親雲上

掌翰史 宮里親雲上

掌翰史 砂

邊親雲上

圉師 真喜屋親雲上

使贊

高嶺親雲上

渡具知親雲上

安里親雲上

當間親雲上

森山親雲上

運天親雲上

島袋親雲上

伊佐親雲上

樂師 伊江大城

親雲上

本部親雲上

安慶田親雲上

親雲上

永山親雲上

樂童子 濱川里之子

喜屋武里之子

保榮茂里之子

稻嶺里之子

禪廟里之子

手登根里之子

伊野波里

總人數百七十人、琉球人來朝一件、

正徳四年十一月廿六日、晴天、品川宿松平薩摩守殿

之子 久志里之子

此外跟伴等百三十八人、

五時過御通、琉球人四半時無滯相通候、竹橋轄簡、命せらる、

正徳四年十一月廿九日御書付

正徳四年十一月廿七日、松平薩摩守參勤に付、上使紀伊守、

同年同月廿八日

松平薩摩守

上使大目付横田備中守を以、米三千俵被下、琉人

召連參府に付而也、以上、御日記、

正徳四年十一月廿九日

松平薩摩守

今度琉球人間も無之處に、不相替召連、參府之儀

御機嫌に被思召候、依之加階正四位下被任之旨、

老中被傳之、柳營日次記、

正徳四年十一月廿九日、松平薩摩守に來月二日琉球人登城いたし候様にと被仰渡候、御徒方萬年記、

同月廿九日、琉珠人登城の日、出御以前彼使者御禮の

席拜見等の御書付出、此御書付は十二月朔日、彼献物

を納むるにより、御徒持運の事を役す同日、明日使者

制限等の觸あり、また御徒道筋警衛の事を、御徒頭に

紅との縫合の裝束、朱の棒を持、旗左右二本、緋縮緬金字に金鼓の二字あり、柄朱ぬり、手明一人宛、裝束同上、金鼓左右一人、裝束同上、笛左右二人、裝束同上、簪篋左右二人、笛左右二人、銅鑼左右二人、裝束手明同上、旗左右二本、緋ちりめん文圭星の圖あり、手明一人宛裝束同上、引馬二匹、乘物別當一人、供鑓、長刀、傘、茶辨當、挾箱、用物箱一荷、牌持一人、黒塗金字中山王府の字あり、手明一人、牌持一人、黒塗金字に賀慶正使の字あり、手明一人、書翰箱惣地柿色、金字に書翰の二字篆文にて書之、乗物副使一人、供道具同上、冷龜紺縮緬三幅縫合、上に金の玉あり、柄朱ぬり、手明一人、上輿正使一人、四方輿、わらひ手減金のかな物、内に組座あり、惣黒ぬり也、横棒入て昇手十二三人程、供廻り、鍔一本、長刀、傘持、草辨當、挾箱一人、用物箱二荷、牌持一人、惣黒塗金字に中山王府の二字あり、牌持一人、惣黒ぬり金字に恩謝正使の字あり、手明一人、書翰箱同上、乘物副使一人、供廻り道具同上、冷龜同上、上輿正使一人、同上引馬、乗物十七挺、引馬四疋、弓臺二組、對鑓、對挾箱、臺笠、堅笠、太鳥毛、長刀、具足

一來月二日、琉球人中山王使者登城御禮申上候節、出御以前使者御禮之席案内致し、見せ可被申候、

通詞も附參候事、松平薩摩守家老、並家來刀持、殿上間邊に罷在等

に候事、松平薩摩守家老、並家來刀持、殿上間邊に罷在等

に候事、琉球人御座敷見分前に、何も大廣間に相廻り、詰

候席々に可能在事、

琉球人自分御禮相濟候は、早速殿上間へ參候

様可被致候、

琉球人之兩使退出之節、大手下馬迄相越候時、可

有往進候間、其以後出仕之面々退出候様に可被

致候事、

十一月御日記

正徳四年十一月廿九日、大久保佐渡守

按するに、若年寄常春、

渡

候御書付二通、

御徒一組

明後朔日、琉球人獻上物に付而、四半時御城の罷

出運候様可被致候、

御徒二組

來月二日、琉球人登城に付而、松平薩摩守芝之屋

敷より幸橋之屋敷迄、右之通、登城之道警衛候様に可被致候、

同年十二月朔日夜、琉球人芝松平薩摩守屋敷より上屋敷迄、四時參候に付、道番御徒二組差出候様に、御目付鈴木伊兵衛被申聞候、

道番割

一番

長谷川半四郎組共

二番

松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前増上寺表

門迄、

門松平薩摩守上屋敷迄、

右之通相當候、御組々熨斗目上下に而、暮六時場所

に被相揃候様申遣候、此段半四郎殿甚右衛門殿に相觸申候、

同日、明二日琉球人出仕に付、道番割、

一番

松平薩摩守上屋敷より、松平丹後守屋敷前、櫻田

御用屋鋪前上杉民部大輔屋敷前より、外櫻田御

門井上河内守屋敷前迄、按するに、今龍之口森

二番

建部甚右衛門組共

増上寺表門前より、通町芝口御門御堀端、幸橋御

門迄、

三番

松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前増上寺表

門迄、

四番

右之通相當候、御組々熨斗目上下に而、暮六時場所

に被相揃候様申遣候、此段半四郎殿甚右衛門殿に相觸申候、

同日、明二日琉球人出仕に付、道番割、

正徳四年十二月朔日

一番

松平薩摩守上屋敷より、幸橋御門御堀端、芝口よ

二番

明二日、琉球人御禮に付、直垂狩衣着之、五半時登

城候様、溜詰國持御譜代衆、外様萬石以上嫡子共

に、高家詰衆、奏者番詰衆、並嫡子共、布衣以上御役

人、其外法印法眼之醫師等にも達之、

但、無官之面々は不及出旨、正徳年錄、

正徳四年十二月朔日

二番

明二日、琉球人御禮に付、松平薩摩守芝下屋敷より

將監橋片門前、增上寺表門通り通町、芝口御門より

御堀端、幸橋御門より薩摩守上屋敷迄、道筋掃除入念、間數に應し手桶を出し置可申候、先達而相觸候

三番

明二日、琉球人御禮に付、松平薩摩守芝下屋敷より

印法眼裝束に而、五半時登城候様可被達候、條

金集、

正徳四年十二月朔日

四番

明二日、琉球人御禮に付、松平薩摩守芝下屋敷より

下屋敷迄、

五番

明二日、琉球人御禮に付、松平薩摩守芝下屋敷より

增上寺表門前より、將監橋片門前芝松平薩摩守

下屋敷迄、

六番

右御組々には、五半時熨斗目上下に而、場所に被相

七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十四番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十五番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十六番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

十九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十四番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十五番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十六番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

二十九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十四番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十五番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十六番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

三十九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十四番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十五番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十六番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

四十九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十四番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十五番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十六番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

五十九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十四番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十五番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十六番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

六十九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十四番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十五番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十六番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十七番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十八番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

七十九番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

八十番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

八十一番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

八十二番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

八十三番

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所に被相

八十四番

虎旗上同 足輕 同 同

步行士_{上同}
供人

跟伴小人 笠

足輕 夷籠 合羽籠 同

足輕

圍師 騎馬唐裝束 真喜屋親雲上

足輕 夷籠 合羽籠 同

虎旗上同 足輕 同 同

步行士_{上同}
供人

跟伴小人 衣家 笠

足輕

步行士_{上同}
供人

牌小人 瑞球人

掌翰史 騎馬唐裝束 宮里 親雲上

步行士_{上同}
供人

跟伴小人 衣家

笠

足輕

步行士_{上同}
供人

牌

小人

瑞球人

步行士_{上同}
供人

跟伴小人

笠

足輕

步行士_{上同}
供人

牌

小人

瑞球人

步行士_{上同}
供人

跟伴小人

笠

足輕

足輕 同 同 同 同 同 同

馬廻士

步行士

同 同

贊渡使 同 同 同

足輕 同 同 同 同 同 同

馬廻士

步行士

同 同

贊渡使 同 同 同

足輕 同 同 同 同 同 同

馬廻士

步行士

同 同

贊渡使 同 同 同

足輕 同 同 同 同 同 同

馬廻士

步行士

同 同

贊渡使 同 同 同

涼傘
瑞球人 小人

驕 唐裝束 與那城 王子

步行士 同 同

贊渡使 同 同 同

同 跟伴小人 同 同 足輕 鎮瑞球人 小人

茶庫
瑞球人

瑞球人

小人

足輕 竅

瑞球人

小人

瑞球人

小人

引馬 一匹 夷籠 合羽籠 同

同

同 跟伴小人 同 同 足輕 龍刀瑞球人

瑞球人

小人

瑞球人

小人

衣家 瑞球人

小人

驕廻二參候

馬廻士

步行士

供者鑓

挾箱

乘馬 夷籠持 合羽籠持

同 同 同 同

驕廻二參候

馬廻士

步行士

供者鑓

挾箱

乘馬 夷籠持 合羽籠持

供押 足輕

足輕

同 同 同 同

步行士

供人

牌

瑞球人

小人

同

步行士_{上同}

供人

牌

瑞球人

小人

同

供押 足輕

足輕

同 同 同 同

步行士

供人

牌

瑞球人

小人

同

步行士_{上同}

供人

牌

瑞球人

小人

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

合羽籠 同 樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

步行士供人上同

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

合羽籠 同

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

合羽籠 同

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

合羽籠 同

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

合羽籠 同

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

衣家

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

伊野波里之子

小人

笠

合羽籠

樂童子

騎馬 足輕 跟伴

久志里之子

小人

笠

沓籠

合羽籠

使贊騎馬
鳥袋親雲上

衣家

步行士供人上同

跟伴

小人

合羽籠

笠

步行士供人上同

跟伴

小人

足輕

笠

沓籠

合羽籠

使贊騎馬
永山親雲上

衣家

步行士供人上同

跟伴

小人

合羽籠

笠

足輕

若黨

沓籠

合羽籠

使贊騎馬
永山親雲上

衣家

步行士供人上同

跟伴

足輕

合羽籠

笠

足輕

若黨

沓籠

合羽籠

使贊騎馬
永山親雲上

衣家

手鍵 挾箱

草履取

沓籠

合羽籠

同 同 供押

若黨 同 同 若黨 同 同 手鍵

肝付主殿

草履取

笠 挾箱

若黨 同 同 若黨 同 同 笠

挾箱

蓑箱

沓籠

合羽籠

同 同 同

乘物

醫師

若黨

草履取

合羽籠

乘物

醫師供人上同

挾箱

蓑箱

沓籠

合羽籠

同 同 同

乘物

醫師

若黨

草履取

合羽籠

乘物

醫師供人上同

足輕 挾箱

蓑箱

沓籠

合羽籠

同 同 同

足輕

同 同 同

小人

同 同 同

同 同 同

足輕 同

蓑箱

沓籠

合羽籠

同 同 同

足輕

同 同 同

小人

同 同 同

足輕 同

蓑箱

沓籠

合羽籠

同 同 同

足輕

同 同 同

小人

同 同 同

足輕 同

蓑箱

沓籠

合羽籠

同 同 同

足輕

同 同 同

小人

同 同 同

同 士若黨
草履取 手鍵
若黨 挾箱 合羽籠 士若黨
草履取 手鍵
士供人上同 士供人上同 士供人上同

釣わく 同

同 士若黨
草履取 手鍵
若黨 挾箱 合羽籠 士若黨
草履取 手鍵
士供人上同 士供人上同 士供人上同

足輕 同

同 用心乗物 同 同 同

足輕 同

琉球人御禮之次第、

琉球國中山王より、御代替并自分代替に付而、兩使差渡之、登城之次第、

一兩使は、松平薩摩守芝屋敷より、幸橋之屋敷迄今朝罷越、夫より松平丹後守屋敷より櫻田御用屋敷前、上杉民部大輔屋敷前より外櫻田御門、井上

河内守前より間部越前守屋敷前、和田倉御門より松平紀伊守屋敷前腰掛裏通、大手御門より登城、從者之供行列等、薩摩守より申付、但、芝之屋敷より幸橋之御屋敷迄御徒二組、幸橋之屋敷より大手迄御徒二組警衛之、道筋之面々より屋敷前警固出之、

一兩使轎に乗、從者は騎馬、大手橋先に而下馬せしめ、兩使に相從ふ、兩使は下乗橋にて轎より下輿、

但、旗持鉢持等、其外之役人、大手腰掛に相殘、

牌并涼傘は御玄關前迄持之、

一兩使御玄關之階を上りて、御玄關に入時、大目付出向案内して、殿上間下段に着座、從者は同所之間に列居、下官は御玄關前庭上に群居、

一今日御規式に付、出仕之面々、直垂、狩衣、布衣、素袍着之、

一百人組之頭、御鎧奉行、御持之頭御先手御目付、御規式御用に掛候面々は、假六位狩衣着之、

但、進物番は假大紋着之、

一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段兩使之座上に着座、

一出御以前、中山王より御代替に付而、老中之書翰掌簡史殿上之次之間中央まで持出、御奏者番請取之、使者立禮過而、中山王自分代替之書翰、次第同斷、

一薩摩守殿上之間より座を立て、松之間御襖之外上に着座、

一出御以前、中山王より御代替に付而、老中之書翰掌簡史殿上之次之間中央まで持出、御奏者番請取之、使者立禮過而、中山王自分代替之書翰、次第同斷、

一薩摩守殿上之間より座を立て、松之間御襖之外上に着座、

一出御以前、中山王より御代替に付而、老中之書翰掌簡史殿上之次之間中央まで持出、御奏者番請取之、使者立禮過而、中山王自分代替之書翰、次第同斷、

一薩摩守殿上之間より座を立て、松之間御襖之外上に着座、

一若年寄衆之面々御縁頬に伺公、

一下段東の方、御襖者はつし、松之間第二之柱に御襖立之、其内に國持大名初、表向四品以上列居、

御襖之外三之間にかけ、御譜代衆詰、御奏者番表向萬石以上詰衆并諸番頭諸物頭、布衣以上之御役人、并法印法帳列居、

但、寄合并布衣以下之御役人は不罷出、

一薩摩守出席、下段御敷居之内に而御目見、御奏者番披露、中段迄被召出、琉球人遠路召連御機嫌に被思召段、上意之趣紀伊守傳之、畢而薩摩守御次中段に罷出、上意之趣紀伊守傳之、使者御前可差出由、於御次薩摩守之紀伊守達之、相摸守相添、

一薩摩守重而出席、下段東方下より五疊目着座、御代替に付而、中山王より献上物目錄臺に載之、中奥御小姓持出、下段下より五疊目に置之、但、御馬は、御馬方口附之者張着之、庭上に奉立之、御厩方加藤權左衛門、西川清左衛門自注、差添罷出、

に伺公、

一兩使殿上之間より、大目付案内御中門之廊に着しむ、按するに御中門は正徳元年建られ、享保年中廢せらる、今の堺車廻門其所なり、御中門廻は則御車廻の事にて、其御門建しき以後、御中門廻と唱ふへ

き旨令せられしも、また其稱呼やむ、

一大廣間出御、御先立 松平紀伊守 御太刀

堀川兵部少輔 御刀 宮原刑部大輔、按するに信濃は老中、兵部少輔、刑部大輔は高家なり、御上段 繼綱綠厚疊二疊數之、御大蔵御小梨子地御刀、御着座、

一大廣間出御、御先立 松平紀伊守 御太刀

庸は老中、兵部少輔、刑部大輔は高家なり、御上段 繼綱綠厚疊二疊數之、御大蔵御小梨子地御刀、御着座、

一大廣間出御、御先立 松平紀伊守 御太刀

忠良ともに御側御用人なり、御太刀之役、御刀之役、掛置之、

一御着座之御後座に、間部越前守、本多中務大輔、

忠良ともに御側御用人なり、御太刀之役、御刀之役、掛置之、

一御側衆御小納戸衆は、御納戸構に相詰、

一老中下段西の方、下より五疊目を上座として順順着座、

一西之方御縁頬に疊敷之、溜詰、高家衆詰衆之四品以上列居、

一御着座之御後座に、間部越前守、本多中務大輔、

庸は老中、兵部少輔、刑部大輔は高家なり、御上段 繼綱綠厚疊二疊數之、御大蔵御小梨子地御刀、御着座、

開之、御敷居際立御、萬石以上其外伺公之面々、

一同御目見相濟而、御襖障子閉之入御、

一琉球人、明後四日音樂被仰付之旨、薩摩守に紀伊

守達之、老中殿上之間に相越、兩使に及挨拶退座、其後大

目付差圖有之兩使退出、大目付御玄關階上まで

先達而、從者順々退出、

一薩摩守退出、

一琉球人兩使之外は、御目見無之、

一御小姓組御書院番より、出入三十人宛、御書院御

番所に勤仕、本番共に何れも素袍、

一大御番出入百人、大廣間四之間に勤番素袍、

一出仕之面々、乘物は大手之方除之、内櫻田之方に

置之、

一兩使之轎は、下乗橋之張番所際に置之、

一御城中加番、御玄關東脇、御鑓奉行下條長兵衛、

一御中門、御持弓頭奥津能登守、御臺所口前御先

箇頭山川安左衛門、中之御門同断金田新太郎、

一臺部屋口、御先手弓頭窪田勘右衛門、下乗橋張

番前、百人組神保主膳、

右は御代替に付而、	一位様に、	右は中山王自分繼目に付而、
御太刀一腰	御馬代銀五十枚	卓二脚
島芭蕉布五十端	石之人形二	島芭蕉布五十端
布同	沈金籠飯一對	太平布百匹
酒五壺、	練芭蕉布同	薄色芭蕉
右は御代替に付而、	大香餅二箱	大香餅二箱
壽帶香二十箱	竹心香五百袋	竹心香百袋
料紙硯箱一通	石之手鑑二組	壽帶香三十箱
綾絹五十端	緞子二十本	島芭蕉布同
泡盛酒五壺、	太平布五十	太平布百匹

かねの火鉢一對 手巻二軸 縮緬五十端
練芭蕉布同 青貝唐卓一 丸どんたふ一
對 薄屏風一雙 泡盛酒三壺、

右は、中山王自分繼目に付而、

月光院様に

壽帶香二十箱 香餅二箱 龍涎香五十袋

青貝料紙硯箱一通 緞子十本 太平布三

右は御代替に付而、

壽山石之人形一軀 緞緬三十卷 芭蕉布

十四 綾絹三十端 泡盛酒三壺、

右は、中山王自分繼目に付而、

御代替に付而之使者與那城王子、公方様に、

島芭蕉布二十端 泡盛酒二壺、

中山王自分繼目に付而使者金武王子、公方様に、

大官香十把 壽帶香五箱 緞芭蕉布十端

島芭蕉布同 泡盛酒二壺 以上、

琉球國よりの書翰、

愚札を以御取次まで申上候、承り候へに、貴國上様御代を續せられ、四海太平にして目出度御事のみ御座候よし、拙者の小國よりも御祝儀申上度、王子を以、輕少の獻上物仕候、薩摩守にしたかひ御祝儀述奉り候の間、各様御請取候て、台聽に達せられ被下候は、難存可奉存候、

中山王代初御禮の書翰、

愚札を以、志をあらはし奉り候、去年薩摩少將上意の趣にしたかひ、拙者家督仰付られ候により、我國無異儀大悅仕候、仍之、御厚恩を拜謝し奉り度、薩摩守にしたかひ、王子をもつて目錄の通り獻上仕候、各様御指圖を以、達台聽は難有可奉存候、以上琉球人來朝一件、

正徳四年十二月二日、午刻大廣間出御、琉球人登城御禮申上之、布衣以上役人、布衣以上寄合、法印法眼之醫師裝束にて登城有之、正徳年錄、

正徳四年十一月には、琉球の使來りて、御代を繼れし事をも賀しまいらせ、其王の代を繼しをも謝し奉る、是より先、琉球より奉れる書法は、我國にて往來する如くなりしを、其王尙益か代より、其書漢

語を用ひ、書法の式等も改めり、されど異朝にしては、當代の御事のことく成るものなれば、稱し進らる所も、字を用ゆる所にも、然るへしとも見えぬ事もあり、我國の文字を用ひ來りぬるは、ひそり琉球のみありし、御代々の如くならん事は、國體にをいても可然と申したりければ、詮房朝臣按するに間部に越前守さらは其事いかにや、仰下さるへしと問れしに、執計ふべきやう侍るどて、琉球の書に、大君尊夫人、又は大廳等の字を用ひん事然るへからず、其國の心のことくして、彼者に申さるへしと記して、只何となく薩摩守に仰せらるへしと申、其後薩摩守の許より仰下されし事申候へは、左候は、今より後は、天子に上る書の如くにや書へき、我國より賜はる書には、上の字を用られし由見え侍り、また一位様、月光院様の御事、如何稱し進らすへしとあり、

彼使者申事あり、いかゞや答へ可申、記して進らす前代に大君をもて稱しまいらする事を止められしも、大君とは天子の稱なるによりてなり、いかて天子へ上る所の書法を用ゆへき、當時は天子より下、

方様とも申まいらす御事は、室町殿の代より、太上皇の御例を用ひ候類の故あるによれり、されば當ぬ事もあり、我國の文字を用ひ來りぬるは、ひそり琉球のみありし、御代々の如くならん事は、國體にをいても可然と申したりければ、詮房朝臣按するに間部に越前守さらは其事いかにや、仰下さるへしと問れしに、執計ふべきやう侍るどて、琉球の書に、大君尊夫人、又は大廳等の字を用ひん事然るへからず、其國の心のことくして、彼者に申さるへしと記して、只何となく薩摩守に仰せらるへしと申、其後薩摩守の許より仰下されし事申候へは、左候は、今より後は、天子に上る書の如くにや書へき、我國より賜はる書には、上の字を用られし由見え侍り、また一位様、月光院様の御事、如何稱し進らすへしとあり、

彼使者申事あり、いかゞや答へ可申、記して進らす前代に大君をもて稱しまいらする事を止められしも、大君とは天子の稱なるによりてなり、いかて天子へ上る所の書法を用ゆへき、當時は天子より下、

三公親王の上に立せ給ふ御事なり、又上様とも、公方様とも申まいらす御事は、室町殿の代より、太上皇の御例を用ひ候類の故あるによれり、されば當時公家にては、昵近の月卿雲客あり、武家にしては納言參議等を召つかはる、上の字等を用ゆる儀又は、是による、また一位様、月光院様の御事、天英月光等の御號を用ひん事然るへし、其書法の如きは、此類其國主に賜はらせ給ふ物の義、少しく差別あるへし、但、尚益王以來の書法の如く、漢語をのみ用ひ朝の故實も、當時の事體をも、心得さる故と聞えたれは、是等の事は、薩州よりよろしく指南あるへし、但、尚益王以來の書法の如く、漢語をのみ用ひんに、相當の文字得かたからんには、前例のことく右體我國往來の文字の如くならん事は、彼國の議定あるへしと記し下されたり、彼使者に承りて、我國の書式改まりし事は、前代に文貴は付給ふよし聞えて、先王敬を沒する所なり、只今承はる所のことは、是より後たゞ舊章に従ふへきにて候と申すへて、當時の事とも漢語をもてし得難し、大體由、薩摩守申したりけり、

通航一覽卷之十二

琉球國部十二

○來貢 正徳四年

正徳四甲午年十二月二日、琉球人音樂の時、出仕の輩衣服刻限の觸あり、また御徒道筋警衛のことを、御徒頭に命せらる、

正徳四甲午年十二月二日、

溜詰高家衆初、布衣以上御役人寄合迄、明後日琉球人音樂に付、狩衣布衣等着之、五半時登城候様達之、法印法眼醫師同斷、御日記、

正徳四年十二月二日、

布衣以上御役人
同 寄合

法印、法眼、醫師

明後四日琉球人音樂被仰付候間、狩衣布衣着用、法印法眼は裝束にて、五ツ半時登城候様に可被相達候、

同日大久保佐渡守按するに年寄常春、渡御書付、

御徒四組

明後四日、琉球人登城に付、松平薩摩守芝之屋敷より大手迄、如御禮之時警衛候様可被致候、道筋之儀は鈴木伊兵衛稻葉多宮_{御目付なり}按するに、可被談候、

同月三日、明四日道番割、

一番

高田忠左衛門組共
松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門迄、

二番

菅沼圖書組共
増上寺表門より通町、芝口御門御堀端幸橋御門

三番

吉田小右衛門組共
松平薩摩守屋敷前より、松平丹後守屋敷前日比

谷御門迄、

四番

中山主水組共
日比谷御門より、八代洲河岸龍之口松平紀伊守

屋敷前、腰掛裏通りより大手迄、

右之通相當申候 琉球人明六時薩摩守芝之屋敷出宅に付、道番組_は明七半時裊斗目上下に而面々場所に被相揃候様申遣候、道番之御方、右之

同月四日、巳中刻、大廣間に出御、琉球人の音樂を聽せらる、畢而松平島津中將吉貴、及び兩使從者、ならひに吉貴か家人にも御饗應あり、寶永度の例に准せらる、正徳四年十二月四日、巳中刻、大廣間出御、琉球人音樂上覽有之、布衣以上御役人、法印法眼之醫師裝束にて登城、柳營日次記、

正徳四年十二月四日琉球人音樂被仰付次第

一兩使松平薩摩守芝之屋敷より増上寺表門通、夫より通町に出、芝口御門前より御堀端、薩摩守幸橋之屋敷際、日比谷御門やようすかし通り、龍口松平紀伊守屋敷前腰掛後通大手御門より登城、行列并道筋警衛等如先日、一兩使并從者下乗下馬等如先日、一兩使御玄關之階を上り、御玄關に入時、大目付出向案内して、殿上之間下段に着座、從者は同所次之間列居、下官は御玄關前庭上に群居、一百人組之頭、御鎧奉行御持之頭、御先手御目付、御規式御用に掛候面々は、假六位狩衣着之、但進物番は、假大紋着之、一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段兩使之座上に着座、一大廣間下段東之方御襖はつし、松之間第二の柱に如先日御襖立、_{自注、北之方貳枚は立附置南之方貳枚は取拂}二之間より三之間へかけ、御譜代衆、詰衆、御奏者番詰衆並、何も嫡子、共に其外布衣以上之御役人寄合法印法眼伺公、

一御上段_{縫綱縫厚疊二疊敷之、御大箇御小箇赤地錦之}御着座、一大廣間出御、御先立、松平紀伊守、御太刀、宮原刑部大輔、御刀、堀川兵部大輔、_{下御役名等、前冊御禮之條に注す、次の間部越前守以下同し}御着座、一御上段_{縫綱縫厚疊二疊敷之、御大箇御小箇赤地錦之}御着座、一御着座之御後座、間部越前守、本多中務大輔、御太刀之役、御刀之役、御小姓衆、

通御心得御出勤可被成候、且退出之節、道筋も右之通御座候、

一明日本加御供番助御供番、但裊斗目上下にて出勤被致候様、本御番組頭衆に申渡候、

同日

明日琉球人、於殿上之間御料理被下候に付、手長入申候間差出候様、鈴木伊兵衛被申聞候に付、不勤被致候様、

_{手長役}春日内藏助組共

御組_は者、明六_ッ半時裊斗目上下にて、御城に被相揃候様申遣候、尤内藏助殿に以別紙相觸申候、以上、御徒方萬年記、

同月四日、巳中刻、大廣間に出御、琉球人の音樂を聽せらる、畢而松平島津中將吉貴、及び兩使從者、ならひに吉貴か家人にも御饗應あり、寶永度の例に准せらる、正徳四年十二月四日、巳中刻、大廣間出御、琉球人音樂上覽有之、布衣以上御役人、法印法眼之醫師裝束にて登城、柳營日次記、

正徳四年十二月四日琉球人音樂被仰付次第

一御側衆御小納戸衆は、御納戸構に相詰、

一老中、下段西の方下より五疊目を上座として順

順着座、

一若年寄衆は、西之御様頬に疊敷之、溜詰高家衆詰衆之四品

以上列居、

一御奏者番一人板様に伺公、令指圖音樂初、

萬年春^{自注}、鑽呐^{自注}、橫笛^{自注}、橫笛^{自注}

喜屋武里之子

一音樂勤候琉球人時服被下之旨、於松之間薩摩守

に紀伊守達之、

挨拶、

饗應奉行稻葉若狭守^{院番頭なり}、給仕假大紋進物番、

一薩摩守^{院番頭なり}、帝鑑之間に而御料理被下、老中出席及挨拶、

王者國^{自注}、明曲、

百花開^{自注}、管、喜屋武里之子、胡琴、稻嶺

頃皇^{自注}、清曲、長線、稱嶺里之子、琵琶、禰霸

天初曉^{自注}、里之子

鳳凰吟、鑽呐、安慶田親雲上、橫笛、喜屋武

里之子、橫笛、禰霸里之子、鼓小銅鑼、濱

川里之子、橫笛、禰霸里之子、鼓小銅鑼、濱

金保榮茂里之子、三板、久志里之子

慶皇部樂^{自注}、鑽呐、安慶田親雲上、橫笛、喜

屋武里之子、橫笛、禰霸里之子、鼓小銅鑼、濱

濱川里之子、橫笛、禰霸里之子、鼓小銅鑼、濱

金保榮茂里之子、三板、久志里之子

正徳四年十二月四日、

之、運候様可被致候、

御徒四組

明後六日琉球人登城に付、如此間警衛候様可被致候、道筋之儀は、鈴木伊兵衛稻葉多宮可被相談候、

同月同日、琉球人御暇の時、出仕の輩衣服刻限の觸あり、また道筋警固、及び賜物手長出後の事を、御徒頭に命ぜらる、

方萬年記、

納戸より受取、内藏助殿狩衣着用被成御勤候、御徒

若年寄森川重相伺申候處、其通に可仕旨被仰渡候間、則御

正徳四年十二月四日、

同月同日、琉球人御暇有之、狩衣布衣着用、法印法眼其

達之、御日記、

明後六日琉球人御暇に付、出仕之面々二日之通

正徳四年十二月五日、

明六日琉球人御暇有之、狩衣布衣着用、法印法眼其

装束着用、五半時揃之由被達之、柳營日次記、

正徳四年十二月四日、森出羽守殿被成御渡候御書

付、

御徒一組

明後六日琉球人被下候物有之候間、麻上下着

增上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

夫

松平土佐守屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷

より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔

屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷

前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛

等如先日、

右組々、明六ッ時熨斗目上下に而、面々場所に被

相揃候様申遣候、

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後

門迄、

四番

江原興右衛門組共

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前

に伺公
一兩使殿上之間より大目付案内、御中門之廊に着
しむ、

但御中門廊脇剪衝立を以構之

但御上段御簾は、中一間を巻上

一橋之間沙老中出塵中山王より使者差上且進上物仕御喜悅被思召候、次兩使御暇被下之旨、薩摩

守に紀伊守達之、次に中山王に被遣物之儀、并爾使拜領物、是又相達之、畢而御中門之廊に、老中

薩摩守相伴ひ列座。中山王より御代替に付。使者差上進上物仕、御喜悅被思召之旨、與那城王子に

紀伊守達之、次に中山王自分代替に付、使者差上進物仕御喜免波思召之役、金武王子の同八達之、

其以後兩使は御暇被下物申渡之、過而各座を立、

大廣間出御、御先立、松平紀伊守、御太刀、堀川
兵部大輔、御刀、宮原刑部大輔、御土安
御土安、御土安、御土安、御土安、御土安、御土安

御一目鑑二疊數
之御大茵御小茵赤地錦之緣、小葵御着座、
白綾鏡重數、梨子地御刀掛置之、

一御着座之御後座に、間部越前守、本多中務大輔、
御太刀之役、御刀之役、御小姓衆、

卷之三

卷之三

一 薩摩守退去して、殿上之間最前之席に着座

一右畢而、表向四品以上之面々、一列に御前へ罷出

御目見、紀伊守御取合申上之退去
先に西之方
溜詰々衆之四品以之、一同に御前之罷出御目見、

自注高家は出座に御取合同前、畢而退去、下段御禮老不及、相殘有之。

中開之御敷居隙立御萬石以上其外御瓦之面人
一同御目見相濟而、御襖障子閉之入御、

一御代替に付、中山王に被遣物之御目錄、并老中よ
り之返渝、自注箱殿上之間、御奏者番時參、掌翰

之選轉に入鳳之間の御事と云ひ、
史殿上次之間中央まで罷出請取、使者立禮過而、

中山王自分代替に付而、被遣物之御目録并返翰、
掌簡吏の御奏者番相度之、次第同斷、

一相濟而、老中殿上之間、相越、兩使、及挨拶、過

而兩使拜領物進上物持出頂戴畢而一夕之間江老中列座從者之被下物之儀兩使江紀伊守申渡

之、被下物進物番持出頂戴、兩使御禮有之、薩摩

守出座御禮述之

一薩摩守退出、

通航一覽卷十二

四之方御様頬に疊敷之、溜詰高家衆詰衆之四品
老中下段西の方、下より五疊目を上座として順
以上列居、順着座、
右年寄衆は、西之御様頬に伺公、
但寄合、并布衣以下之御役人は不罷出、
陸摩守出席、下段御敷居之内に而御禮、御奏者番
披露、中段まで被召出、兩使遠境相越太儀被思召
旨、上意之趣紀伊守傳之、老中御取合畢而、薩摩
守下段東の方下より五疊目着座、
帝使一人宛罷出、板様に而拜伏、御奏者番披露之
退去、夫より大目付案内、直に柳之間に相越、中
山王に被遣物兼而彼席に並置、兩使に爲見之、夫
より殿上之間の退去最前之席に座す、
被下物、
公方様より、中山王に、御代替に付而、白銀五
百枚、綿五百把、金襴二十卷
自分代替に付而、
白銀五百枚、羽二重百疋、八丈織五十端、
白銀二百枚 時服十
同斷
白銀三百枚
同
白銀二百枚、綸子染物百端、
自分代替に付而、
時服三宛
同
金武王子
與那城王子
從者惣中
金武王子
音樂相勤候者
十六人
同
断

一西之方御様頬に疊敷之、溜詰高家衆詰衆之四品以上列居、
一若年寄衆は、西之御様頬に伺公、
一下段東之方御襖はつし、松之間第二之柱に御襖立之、其内に國持大名初、表向四品以上列居、
一御襖之外三之間にかけ、御譜代衆、詰衆、御奏者番、表向萬石以上詰衆、並諸番頭、諸物頭布衣以上之御役人、并法印法眼列居、
但寄合、并布衣以下之御役人は不罷出、
一薩摩守出席、下段御敷居之内に而御禮、御奏者番披露、中段まで被召出、兩使遠境相越太儀被思召旨、上意之趣紀伊守傳之、老中御取合畢而、薩摩守下段東之方下より五疊目着座、
一兩使一人宛罷出、板様に而拜伏、御奏者番披露之退去、夫より大目付案内、直に柳之間に相越、中山王に被遣物兼而彼席に並置、兩使に爲見之、夫より殿上之間に退去最前之席に座す、

白銀二百枚、大紋羽二重百端、
月光院様より、中山王の御代替に付而、

白銀二白枚、縮緬染物五十端、

自銀二百枚、

白銀二百枚
山口染五十端

御代如神儀の書翰 老中より返事の趣旨

る、王はるかに御代始めを聞及はれ、早速國より出るものを獻して、御賀を申上らる。二月、ノリツ

遊候事、只今までの御規式とは趣すくれたり、誠に
其國の規模御仕合の事也、被下ものは目録のこと
く、使者のかへるに附し遣はす、事の子細は、薩州
より返事に申ししらしめらるへし、

候事を申し上らるゝために、別に使者を差し上、國の物を獻して御禮を申し上らるゝ云々、誠のごろ遠くあらはれ、御褒美の御言葉ありて、すみ賞せられ候事、ます／＼前々に加はりて、一段の御仕

敷に入候間、道筋掃除入念尙に應し、手桶に水を
出し置可申候、先達而相觸候通り、町中往來之者
立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に
可仕候、此旨町中相觸候、以上、大成令補遺、

明九日、上野御宮に琉球人參詣に付、御番可差遣旨、森川出羽守殿碑書付を以被仰渡候、琉球人松平薩摩守芝屋敷明六ツ時出足之由、御目付稻葉多宮被申聞候、

品香日聞傳

卷之三

御組には服穢相改、明六ヶ時更斗目上々に而御

明日竹橋御門之内に固め二組差出可申旨、大久保佐渡守殿御書付を以被仰渡候、御内々之儀に付、頭裏附上下組羽織袴に而可致出勤旨、勿論御

聞候に付、今日御腰塲三左衛門を申遣候、如官主簿
抄に寛政八年十二月十二日、上野賀禮の時、吹上上覽所において、御臺所姫君方御透見有之と見ゆ、これまたその御事なり、

戶田助太夫組共

通航一覽卷十二

台に存候、被下物目錄のこととく、使者のかへるに附
し遣はす、此外の事とも、委細に薩州よりの返事に
申し聞さるへきもの也、日上、琉球人來朝一件、
同月九日、兩使東寂山御宮に參拜す、御宮廻り警衛御
徒一組、道筋警固同六組、また吹上にをいて、かの行
裝御内覽により、竹橋御門内警衛御徒二組出役を命
ぜらる、かつ町觸あり、

正徳四年十二月八日
明九日、早天に琉球人上野參詣に付、松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門前より御堀端幸橋御門に入、薩摩守屋敷脇青山備前守屋敷、（今は今丹羽若狭守屋敷）松平安藝守屋敷前、永井備後守屋敷前、（接するに今櫻田御門外松平市正屋敷數なし）井伊備中守屋敷前、牛藏御門に入、竹橋御門に出、平川口前より戸田山城守屋敷前土手際、松平右京大夫屋敷前、（接するに山城守右京大夫構内）神田橋に出、御用屋敷前昌平橋に出、（屋敷ともに今一橋殿屋形なる）神田明神前本郷に出、同三丁目横町近藤登之助屋敷前より、天澤寺前天神切通し、下谷池歸夫より仁王門に入、同歸道仁王門より廣小路に出、小笠原右近將監屋敷前より、本多信濃守前筋達橋御門に入、通町芝屋

右御組々には羽織袴に而明六ツ時、竹橋御門之内に被相揃候様申遣候、
内藏助殿に申入候、明日上野御宮に、中根半十郎
佐々木五郎右被參候、先格之通布衣着用可被成
候、且又琉球人直に御宮に參詣、夫より御本坊に
參候由御座候御宮參詣済候は、早速御番御揚
候様存候、尙又於御先御目付衆御聞合御揚可被
成候、

右御縕々には、羽織袴に
内に被相揃候様申遣候、

一 内藏助殿に申入候、明日上野御宮に、中根半十郎
佐々木五郎右被參候、先格之通布衣着用可被成
候、且又琉球人直に御宮に參詣、夫より御本坊に
參候由御座候、御宮參詣済候は、早速御番御揚
候様存候、尙又於御先御目付衆御聞合御揚可被
成候、

二番 菅沼圖書館
源助橋より、芝口御門前御堀端幸橋薩摩守屋敷
脇、青山備前守屋敷前迄、

三番 吉田小右衛門組共
青山備前守屋敷脇より、松平安藝守屋敷前永井
備後守屋敷前、井伊備中守屋敷前より半藏御門
迄、

竹橋御門外より、平川口前戸田山城守屋敷前土手際、松平右京大夫屋敷前神田橋御用屋敷迄、

五番

柴田三左衛門差圖

永田彌左衛門組

御用屋敷次より、昌平橋神田明神前、本郷三丁目迄、

六番

土屋數馬組共

本郷三町目横町より、近藤登之助屋敷前、天澤寺前天神切通し、下谷池之端兩頬町仁王門迄、

上野より歸道番割

一番

土屋數馬組共

上野仁王門より、廣小路小笠原右近將監屋敷前より、本多信濃守屋敷前筋違橋迄、

柴田三左衛門差圖

二番

白銀町土手より中橋迄、

三番

吉田小右衛門組共

四番

中橋次より芝口御門迄、

五番

中山主水差圖

永田彌左衛門組共

六番

白銀町土手より中橋迄、

七番

吉田小右衛門組共

八番

菅沼圖書組

芝口御門外より増上寺表門迄、
六番 中山主水組共
増上寺表門前より、片門前町將監橋薩摩守芝屋敷迄、

右之通、盛闇を以相極申候、御組々には熨斗目上下に而、明七半時面々對所に被相揃候様申遣候、一別啓竹橋御門之内固之儀、大概祭禮上覽之節之内に罷出、鈴木伊兵衛稻葉多宮に相談可被成候、通之由、尤刻限より早めに御出勤可被成候、同日大久保佐渡守殿森川出羽守殿被成御渡候御書付、

御徒二組

明九日、琉球人東叡山御宮に參詣に付而、竹橋之内に罷出、鈴木伊兵衛稻葉多宮に相談可被成候、

十二月八日

明九日、琉球人東叡山御宮に參詣に付而、

御徒頭一人組共

御宮廻り勤番可被致候、

御徒六組

松平薩摩守芝之屋敷より東叡山迄、道筋警衛候様可被致候、道筋之儀は鈴木伊兵衛稻葉多宮可被承合候、

被承合候、

正徳四年十二月九日、琉球人上野參詣有之、正徳年錄、同月十一日、兩使老中若年寄の宅に參り、同十二日御三方に參る、其毎度町觸あり、同十八日仰せにより、新井筑後守中將吉貴か邸にいたりて兩使に面す、同廿一日江戸を發して歸國す、

正徳四年十二月十日

正徳四年十二月十一日、早天に御老中方に琉球人參候道筋、松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前町筋、増上寺表門前より御堀端難波橋を越、直に數寄屋橋御門に入、

歸道筋

上杉民部大輔屋敷前、松平民部大輔裏門前通あたらし橋に掛り、愛宕下筋増上寺裏門前通町へ出、増上寺表門通門前町、元之道筋芝屋敷に歸候間、道筋掃除入念間に應し、手桶水を入出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に可仕候、此旨町中可相觸候、以上、以上、大成令補遺正徳四年琉球使來りし時、わか問ふべき事ともあれは、其由を申して、十二月の十八日に、薩摩守の許に行むかふ、琉貴朝臣も對面に及ぶ、彼國のものとあひたり、此時には綠塗に水干袴太刀をは用ひす、腰刀に紅梅の扇をとりぬ、自注此扇は、近衛攝政大相國の賜ひしき

正徳四年十二月

戊閏十月十日

對馬印

右宿中柳營日錄

享保通鑑、○接するに、對馬は
大坂御城代安藤重行なり

享保三年閏十月十七日

同月琉球人之獻上物荷物、關原宿に止宿、
一日午之刻松平薩摩守琉球人同道、關原宿
晝休、柳營日錄

同月市中見物人作法の事、およひ道造等の町觸あり、
同八日琉球人江戸に着す、同十一日上使を以て、中將吉貴に米二千俵をたまふ、(俵數また古復す)

享保三年閏十月、申渡、

琉球人近々參府仕、登城下城道上野、按するに、正徳度上野増上寺參詣の日、有、これより後増上寺の事見へざるに由れど、
は、こだひよりやめられしにや、今詳に辨しかたし、猶寛文度の條に注、並御三家方、御老中方の參上、道筋の町々、道橋、下水、板橋、木戸、矢來等繕可申候、但當月中出來兼候木戸矢來、取拂苦しかるましき分は取拂可申候、
右は琉球人御馳走と申にては無之候間、馬足あやうからず候様に繕、新敷木にて繕候分は、古木に取合候様に色付、惣體今月中に繕可申候、但心得かたき事は、早々書付可差出候、

閏十月、天成令補遺、覺
享保三年十一月五日

琉球人參候に付、見物に罷出候ものとも大勢可有之候、町中に立留候而は、往還之障に可罷成候間、立やすらひ不申様可仕候、此旨町中被相觸候、右之通被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借裏裏之ものともまで申聞せ、此旨町中残らす可被相觸候、以上、

十一月五日

町年寄三人

同年十一月七日

一近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不作法無之様、急度可申付候、見物仕候ものとも、底より砂を入可申候、泥土などにて作申間敷候、勿論所隣町ご申合、並よく早々作可申候、少も遅々有間敷候、琉球人至着之日は、水を打、手桶面々家之前に並置、掃除無油斷、琉球人通候少し前、水打

可申事、
一琉球人通候刻、名主下知致し、月行事かけ廻り、不作法無之様に可申付候、兩木戸脇之家主木戸に附罷在、喧嘩口論無之様可申付候、琉球人登城之日、次に爰元發足之節可爲右同前事、

享保三年戌十一月七日

右之通被仰出候間、町中家持は不及申、借屋店かり下々召仕等まで申聞せ、急度相守可申候、少しも油斷有間敷候、

十一月七日

町年寄三人正寶事錄、

享保三年十一月八日、琉球人着府、柳營日錄、

薩摩守參府、享保年錄承實蘿錄、月堂見聞集

享保三年十一月十一日

米二千俵

松平薩摩守

右琉球使召連候に付被下候旨、大目付横田備中守龍越達之、柳營日次記、
享保三年十一月十一日、松平薩摩守殿に、此度琉球人逗留中、先規之如く爲御扶持方二千俵被下之由、
蓋鹽草、

同月十一日、中將吉貴より明日琉球の獻物を納るに、御徒出役の事、およひ彼使者登城のときは、道番に及はざる旨御徒頭に命ぜらる、寶永正徳兩度は、同十二日、明日使者登城により、出仕の輩衣服刻限等の觸あり、他衣服等の外、寶永前例に復せらる、その道番四組出

享保三年十一月十一日、石川近江守若年總茂、詰番本多久五郎へ渡、

御徒之者

琉球人獻上物有之候間、二十五人羽織袴着之、明

十二日四時御城に罷出運候様に可被申候、

同月十二日、琉球人明十三日登城、獻上物今日上り候に付、手長吉田小右衛門組共二十五人勤出、衣服常服同日御目付三宅大學被申聞、琉球人登城に付、道番之儀明日は入不申旨、江原與右衛門に被申聞之、

(未書)
琉球人道番は先年は出候處、此度は不出、此後御徒方道番相止、以上、御徒方萬年記、

享保三年十一月、石川近江守相渡書付、
琉球人登城之度々、御徒方道番に不及候、天和之通道筋之屋敷に御徒目付遣し、面々屋敷よりか

ため出之、掃除等申付候様可被申觸候、

十一月、享保年錄、

享保三年十一月十二日

高 家 衆

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁頬詰同嫡子

芙蓉之間御役人

此外布衣以下之御役人

明十三日琉球中山王使者御禮申上候間、直垂狩

衣大紋布衣着之、四ツ時、登城候様に可被相達候

無官之面々は不及登城候、

十一月大成令補遺、

享保三年十一月十二日

布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明十三日、琉球人中山王使者御禮申上候間、大紋

布衣着用、法印法眼は裝束にて、四時登城候様可

被達候御徒方萬年記、

同月十三日、中山王尙敬の使者越來王子登城、中將吉

御太刀一腰 御馬鹿毛、一疋 壽帶香三拾
箱 香餅一箱 龍涎香二箱 番芭蕉
布五拾端 島芭蕉布五拾端 薄芭蕉布
五拾端 縮緬五拾卷 太平布百疋
久米綿百把 青貝大卓二脚 堆錦硯屏
一對 青貝籠飯一對 羅紗二拾間
泡盛酒拾壺

壽帶香拾箱 大官香拾把 太平布二拾

疋 島芭蕉布二拾端 泡盛酒二壺

越來より

中山王書簡は、大目付仙石丹波守、松平石見守請取之、山城守へ渡之、

一御城中加番、堀重御門御弓頭松波六右衛門 中之

御門御鐵炮頭鳥居權之助 御臺所口前同加藤市右

衛門御日記、

享保三年十一月十三日

一巳中刻、大廣間に出御、御裝束、琉球人登城御禮

有之候、

但、御次第書別紙に有之、獻上物音樂目錄等附

錄之、

一琉球人登城道筋、松平薩摩守芝屋敷より、増上寺表門通、夫より通町へ出、芝口御門より御堀端、

幸橋薩摩守屋敷へ罷越、夫より松平丹後守屋敷

前より、日比谷御門へ入、八重洲河岸小笠原右近

將監、堀田伊豆守屋敷前通屋敷數、伊豆守屋敷は、今の大手腰、北角、森川出羽守

屋敷後、酒井雅樂頭中屋敷なり 大手御門登城、退出之

節右同斷なり、享保年錄、

享保三年十一月十三日、中山王使者登城、諸大名直

衣狩衣大紋布衣着之登城、無官之面々登城に不及、

將軍家御直衣にて出御、御上段御着座、御代替に付

享保三年十一月十三日、中山王使者登城、諸大名直

衣狩衣大紋布衣着之登城、無官之面々登城に不及、

將軍家御直衣にて出御、御上段御着座、御代替に付

貴これを携ふ、巳中刻大廣間に出御、越來拜謁して御代替を賀し奉る、尙敬および自分の獻物あり、

享保三年十一月十三日

一今已中刻、大廣間に出御、紺御直垂、御先山城守、御

太刀島山下總守、高家なり、御刀小笠原石見守、接するに御小姓薩摩守大隅守御目見畢而、越來罷出九拜畢

而、山城守於御次之間、遠境相越太儀思召旨薩摩守へ相達、畢而越來自分御禮、於板縁奉三拜、畢而島津家來壹人拜謁、

獻物

御太刀一腰 御馬鹿毛、一疋 壽帶香三拾

箱 香餅一箱 龍涎香二箱 番芭蕉

布五拾端 島芭蕉布五拾端 薄芭蕉布

五拾端 縮緬五拾卷 太平布百疋

久米綿百把 青貝大卓二脚 堆錦硯屏

一對 青貝籠飯一對 羅紗二拾間

泡盛酒拾壺

壽帶香拾箱 大官香拾把 太平布二拾

疋 島芭蕉布二拾端 泡盛酒二壺

越來より

享保三年十一月十三日、琉球使价越來王子謁、御前

出仕之輩著烏帽子直垂、萬年記、

同月十四日、明日琉球人音樂および御暇により、正寶永

番組、御供番組、助御供番組、熨斗目上下例刻出勤、御徒方萬年記、

享保三年十一月十三日、琉球人音樂および御暇により、正寶永

以上之御役人、法印法眼之醫師寄合裝束着用、四

り、彼賜物手長、御徒出役の事を命ぜらる、

時登城可有之候、享保年錄、

享保三年十一月十四日

明十五日、琉球人音樂、並御暇有之候に付、布衣

以上之御役人、法印法眼之醫師寄合裝束着用、四

り、彼賜物手長、御徒出役の事を命ぜらる、

時登城可有之候、享保年錄、

明十五日、琉球人音樂被聞召、並御暇被下候付

而、御同席同嫡子大紋着之、登城可有之旨相達

由、山城守殿被仰聞候間、御同席之衆御嫡子共に

可被仰通候、尤無官之面々は、被罷出及不申候、

守家來島津内記相添罷越、琉球人人數上下九十四人、人足三百人、御傳馬百疋、駄賃馬百疋也、柳營日錄、

享保三年十二月廿一日、琉球人江戸より歸伏見に

着、廿三日國元へ發足、月堂見聞集、

同四己亥年九月廿三日、去年參府せし使者、歸國の御禮として、薩摩國まで使札獻物を渡す、この日、中將吉貴より使者を以てこれを捧く、證は、薩摩國來貢の條にあり、

通航一覽卷之十四

琉球國部十四

○來貢 寛延元年

寛延元戊辰年五月廿七日、老中松平右近將監武元、同日奥御右筆二人、八月十一日大目付二人、御目付二人、琉球人參府御用を命ぜらる、

寛延元戊辰年五月廿七日

松平右近將監

右當冬琉球人御用掛被仰付候、於奥相濟、

平田半之丞

右同斷御用被仰付候、

同年八月十一日

新番所前溜

大河野 豊 前 守

能勢 因 帆 守

右者琉球人參府御用被仰付之旨、右近將監申渡

通航一覽卷之十三 終

之、

御目付

中山五郎左衛門

土屋長三郎

右同斷之旨、板倉佐渡守 按するに、若

方萬年

申渡之、寛延年 年寄勝清

錄御徒

同年八月、かの賜銀吹立を銀座に命ぜられ、金銀吹替等の浮説を禁すべき旨觸しめらる、此町觸はし、廿後道造掃除、及び見物人作法、火の元等の町觸あり、

寛延元年八月、覺

一琉球人參府に付、御用之儀銀座に申渡候趣、按するに、

寶曆度の御書付によるに、御用と御勘定奉行に申渡候、

就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀者、曾而無之事事朝鮮人之節之通、可被相心得候事、

事候條、決而右體之儀風説無之様可被取計候、諸事

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

八月

一琉球人近日參府仕、登城下城道、并御三家方、御

寛延元年閏十月

一右矢切に不及、奇麗に掃除可致事、

一字田川橋

一右者、冬之内水茶屋無之候間、取拂に及間敷候、

一日日本橋看商賣事、
一高輪水茶屋之事、

右者、冬之内水茶屋無之候間、取拂に及間敷候、可申候間、平生之通に而可相濟事、

若有之候者取拂可申事、

一京橋竹商賣事、
右者、朝鮮人之節之通に者不及、奇麗に取片付可申事、

一到着之日、登城之日、其外所々の出候時分、大火焚候商賣者、相止可申事、

一町々火消道具取入可申事、
一名主裏付上下、町役人羽織立付着し可申事、

一芝田町四丁目横町見苦敷家作取崩し、勝手次第板圍可仕事、

同年十二月申渡

一看板

右者享保三戌年、琉球人參府之節者、一樣無之勝手次第取はつし致候、此度も享保年中之通相心得可申候、尤見苦敷看板者、取はつし可申候事、

一幕屏風

右同斷に候、右之内二階に者有合候簾懸可申事、

一横町見通見苦敷場所矢切、

右矢切に不及事、
一町屋之内、明地板圍、

右板圍に不及、竹垣葭簾等に而取圍可申候事、

一町々木戸無之横町繩張致し、棒突人足差出し置可申事、
一琉球人登城之節者、芝松平薩摩守屋敷より幸橋屋鋪迄、夜中罷越候由申候之間、右道筋町々相應挑灯差出可申事、

一御暇之節、西丸より退出之刻、萬一夜に入候者、右道筋町々挑灯之儀同斷、已上、大成令續集、

一寛延元年十二月五日、琉球人到着に付申合、

一火之元之儀、別而入念可申事、
一逗留中自身番相勤、町内度々見廻、火之元可申付事、

一路次番無之所者、暮時より路次べ可申付事、
但、家主見廻り、火之元可申付事、

一路次家前井戸遠き所者、四斗樽に水を入、差置可申事、

一路次番無之所者、早速駆付候様に心掛け可申事、

一路次家前井戸遠き所者、四斗樽に水を入、差置可申事、

一路次家前井戸遠き所者、四斗樽に水を入、差置可申事、

辰十二月

覺

一琉球人參候に付、見物に罷出候者共、大勢可有之候、町中に立止らせ候而は、往還之障に可罷成候間、立やすらい不申候様可仕候、此旨町中可相觸候、

十二月

右之通、被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月七日

町年寄三人

一近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不作法無

之様、急度可申付候、見物仕候者共庇より外に不罷出候而、琉球人通候節、ゆひさし高笑仕間敷候事、

一琉球人參着申候に付、通筋之町々道を造り、惡敷間敷候、琉球人到着之日は水を打、手桶面々家之所に並へ置、掃除無油斷、琉球人通り候少し前、

一琉球人通り候刻、名主月行事度々相廻り、不作法水打可申候、
一間敷候、琉球人到着之日は水を打、手桶面々家之所に並へ置、掃除無油斷、琉球人通り候少し前、

一琉球人通り候刻、名主月行事度々相廻り、不作法水打可申候、

無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木戸に付居、喧嘩口論無之様申付候、琉球人登城之日、次に發足之節、右可爲同前之事、

右之通、被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

十二月八日

町年寄三人正賣事錄

十一月廿七日、かれ登城の時、出仕の輩下乗下馬供溜、及び出入口等の事を、御目付より達す、

寛延元年十一月廿七日、御目付中山五郎左衛門土屋長三郎達書三通、

一琉球人御本丸に登城、同日西丸に茂登城有之候付、御本丸より西丸に被相越候面々者、蓮池御門

通罷越、西丸中之口より登城、退散之儀者同所御玄關より、大手御門通退出之事、

一西丸に登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後、大手御門通退出之事、

但、内櫻田御門の方に退出之面々者、琉球人西丸大手御門入候を見合退出之事、

一大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相残候供之分者、主人登城候者、直に神田橋御門内

酒井左衛門尉屋敷脇、和田倉御門内馬場、外櫻田
御門外に相拂差置申候、且又下馬に相残候乘物
挾箱、並供廻者、小笠原右近將監屋敷前、本多伊
豫守屋敷後明地に相拂差置申候、出仕之面々退
散之節、屋鋪向寄之方、右之場所々之内に相廻
居候様御申付可被成候、尤供廻差引之爲、御徒目
付、御小人目付差出置候間、諸事指圖相用候様、
是又御申付可被成候事、

十一月

御目付

琉球人登城之節、下乗より内供廻召連候覺、
一四品以上、並萬石以上共、下乗より内、御玄關前
冠木御門外迄者、侍二人、草履取一人、雨天之節
傘持一人召連、冠木御門より内者、刀持一人、雨
天之節著手傘用候事、
一萬石以下、下乗より内、侍一人、草履取一人召連、
御玄關冠木御門より内者、刀持一人、雨天之節
著手傘用候事、

一萬石以上以下、共挾箱下乗橋内に一切入申間敷
候事、
但部屋有之面々は、挾箱内に入候事、

一諸大名留守居御座敷向者勿論、中之口邊に茂一
切差置不申候、主人刀持草履取指置候場所々々
に相拂候事、

十一月 御書付留、御觸書、但し御觸
書には日附九日ござり

十二月十一日、琉球人江戸に着す、同十二日松平島津、
少將宗信參觀御禮あり、同十三日從四位上中將に任
す、同日上使を以て米二千俵を賜ふ、
寛延元年十二月七日

御勘定奉行

琉球人參府付而、松平薩摩守に米二千俵被下候
間可被相渡候、尤先例之通可被心得候、

一琉球人松平薩摩守召連、來る十一日江戸着之事、

大成令續集、

年錄、

寛延元年十二月十一日覺

一琉球人今日到着候間、先達而相觸候通、火之元無
油斷入念見廻り相慎可申候、少も油斷有間敷候、
以上、

十二月十一日

町年寄三人正寶事錄、

寛延元年十二月十二日

一御禮之衆有之に付、御表出御御目見、

御黒書院

參勤

松平薩摩守

卷物二十

銀馬代

卷物二十

島津兵庫

鎌田典膳

御白書院掾頼

從四位之上

中將二被任

右之通、位階被仰付候旨、御老中御列座相模守

るに、老中申渡之、

八木二千俵

上使大目付河野豊前守

右者、此度琉球人參府に付、前々之通被下之、已上

一中之口登城之面々は、草履取召連候事、
右之通、御心得可被成候、

琉球人登城之節、出仕之面々供廻、御城内差置
候場所覺、

一御玄關前冠木御門外に而相殘候供廻、并御玄關
迄召連候供廻者、臺部屋口御門に相拂差置候事、

一中之口より登城之面々供廻者、中之口御門内片
寄差置申候事、

一諸大名留守居御座敷向者勿論、中之口邊に茂一
切差置不申候、主人刀持草履取指置候場所々々
に相拂候事、

十一月 御書付留、御觸書、但し御觸
書には日附九日ござり

十二月十一日、琉球人江戸に着す、同十二日松平島津、
少將宗信參觀御禮あり、同十三日從四位上中將に任
す、同日上使を以て米二千俵を賜ふ、
寛延元年十二月七日

一琉球人參府付而、松平薩摩守に米二千俵被下候
間可被相渡候、尤先例之通可被心得候、

一琉球人松平薩摩守召連、來る十一日江戸着之事、

御勘定奉行

琉球人參府付而、松平薩摩守に米二千俵被下候
間可被相渡候、尤先例之通可被心得候、

一琉球人松平薩摩守召連、來る十一日江戸着之事、

一琉球人自分之御禮相濟候者、早速殿上之間に相
廻り、詰候席に可被在之事、

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間に相
候様、可被致候事、

右之通、可被得其意候、西丸に而も同様に可被心得
候、

御目付

一來る十五日、琉球國中山王使者登城、御禮申上候
節、出御已前、使者御禮之席致案内見せ可被申
候、通詞茂附參候事、

一琉球人自分之御禮相濟候者、早速殿上之間に相
廻り、詰候席に可被在之事、

一琉球人自分之御禮相濟候者、早速殿上之間に相
來る十五日、例月之御禮無之候、此段可被相觸

候、按するに、これ琉球人御
禮あるによりてなり、

十二月

已上令條錄、
憲教類典

寛延元年十二月十二日、宮内少輔渡御書付、

御徒頭

御徒之者

高家

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間様頬詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

琉球人獻上物有之候間、二十人羽織袴着、來る十
五日五時、御城に罷出運候様可被申渡候、御徒方萬
寛延元年十二月十四日、松平右近將監、松平宮内少

輔御書付三通、

大目付

御目付

溜

御譜代大名同嫡子 詣

高家

鴈之間詰同嫡子 詣

御奏者番同嫡子 詣

菊之間様頬詰同嫡子 詣

芙蓉之間御役人 詣

御本丸布衣以上御役人 詣

右之面々、琉球人御禮之節、御本丸相濟、蓮池御

門通西丸に、出仕候様に、向々に可被相達候、
右同斷、

明十五日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布

衣着用、法印法眼裝束に而五半時登城、御本丸相

濟次第、西丸に罷出候様可被達候、無官之面々者
不及登城候、

但、法印法眼西丸に罷出に不及候、

右同斷、

十二月十五日

表向五半時揃、以上、御書付留、
憲教類典

寛延元年十二月十四日覺

一明十五日琉球人登城に付、松平薩摩守芝屋鋪よ

り將監橋片門前、増上寺裏門前通り、通町芝口橋

御堀端通り幸橋御門に入、薩摩守屋鋪迄、道筋掃

除入念間數に應し、手桶に水を入出し置可申候、

先達而相觸候通、町中往來之者立やすらひ申間

敷候、尤見物之者不作法無之様可仕候、此旨町中

不殘可被相觸候、以上、

右之通、被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、
以上、

十二月十四日

町年寄三人正寶事錄、
大成令續集、

同月十五日、中山王尙敬の使着具志川王子登城、中將

宗信これを率ゆ、午後刻太廣間に出御、使者拜謁して

御代替を賀し奉る、尙敬より有德院殿、惇信院殿、浚

明院殿に献物あり、使者もまた物を献す、同日西丸に

も登城あり、

寛延元年十二月十五日覺

一琉球人今日登城候間、道筋手桶に水を入出置、尤

琉球人通り候少し前に、水打、見物之者共往還に

立やすらひ不申、惣而不作法無之様先達而相觸

候通入念、勿論火之元切々見廻り候様、町中不

殘可被相觸候、以上、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相

觸候、以上、

十二月十五日

町年寄三人正寶事錄、

寛延元年十二月十五日、月次之御禮無之、琉球人登

城に付、午之後刻太廣間に出御、御老中方若年寄衆

五半時御登城、琉球國中山王正使具志川王子於大

廣間に御目見、中山王より献上物、

公方様に、一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽

帶香三十袋 一香餅二箱 一龍涎香百袋

一畦織芭蕉布五十反 一島織芭蕉布同 一

薄織芭蕉布同 一縮緬五十卷 一太平布百

疋 一久米綿百把 一青貝籠飯二對 一

同大卓二脚 一堆錦硯屏一對 一羅紗二十間

一泡盛酒十壺、

大御所様に、一御太刀一腰 一御馬一匹 一

壽帶香二十袋 一香餅二箱 一龍涎香同

一太平布五十四 一畦芭蕉布三十反 一島

芭蕉布同 一薄芭蕉布同 一久米綿五十把

一同日於西丸茂、被下物有之候間、布衣以上御役人

計長袴着用、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可
被達候、

十二月十七日御書付留、
齋教類典、

寛延元年十二月十七日

明十八日、琉球人又々登城に付、松平薩摩守芝屋鋪より將監橋片門前、増上寺表門通町、芝口橋御堀端通幸橋御門に入、薩摩守屋敷迄、道筋掃除入念、間數に應し手桶を出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者、立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可仕候、此旨町中可相觸候、

十二月大成令續集、

同月十八日、惇信院殿、浚明院殿大廣間に出御、彼音樂を聽せらる、畢て有德院殿、惇信院殿、浚明院殿より、中山王尙敬に上意賜物、及び具志川王子に御暇賜物の事を老中より傳ふ、

寛延元年十二月十八日、公方様大納言様大廣間に出御、琉球人音樂被仰付、畢而於席々御吸物御酒御菓子被下之、御老中方若年寄衆五半時御登城、

一殿上之間御下段、具志川王子、

一柳之間、從者惣中、

中山王へ被遣物、公方様より一白銀五百枚 綿五百把

十おいて、大納言様より一右同斷 具志川王子へ公方様より一白銀二百枚 時服十

様より一綿百把西丸に、大納言様より一右同斷公方様より一銀三百枚 從者惣中へ一時服三宛樂人共へ、

右之通、御暇に付被下之旨、於大廣間二之間、御老中若年寄衆御列座、松平右近將監中渡之、但、御本丸相濟、西丸に登城、寛延年錄

寛延元年十二月十八日

一琉球人四時登城、大廣間に出御、音樂被仰付、溜詰御譜代大名御役人登城、

一同斷に付、御手長役席々四組、並琉球人被下物一組、都合五組出役有之、御徒方萬年記、

寛延元年十二月十八日、琉球人登金城、奉奏樂曲之名帖、

第一奏樂

江里之子 以上續譜、

戊辰十二月十八日

音樂目

萬年春 賀聖明 樂清朝 日麗中天 春色嬌

乾道泰 凤凰吟 慶皇都 奉霞觴 詩家事

琉歌

樂器

鐘、橫笛、鼓、銅鑼、三金、三板、管、

胡琴、長線、琵琶、二線、三線、四線、

曲詞五首

日麗中天漏下遲公卿侍燕多令儀簫韶樂九迭

奉獻觴

音樂

喜歲熟民康長若此六龍廻駕鳳樓深寶扇齊開扶

玉几景星呈瑞慶雲多雨曜增輝四序和聖人道

大如天地歲歲年年奈樂何

春色嬌麗容和暖氣喧景物兒飄飄美堪憐花

開三月天嬌燒嫩如鮮草崩芽桃似火柳如烟

士女的王孫戲笑鞦韆青春天一去再不來請

乾道泰自注、清曲、 三弦 知念里之子 琵琶 伊

第五

春色嬌

洞簫

樂清朝

鑽呐

津波親雲上

笛

伊江里之

子

笛

德嶺里之子

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

大城里之子

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

大城里之子

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

伊江里之子

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

奥原里之子

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

津琴

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

洞簫

樂清朝

鑽呐

津波親雲上

笛

伊江里之

之子

笛

韻鑼

奥原里之子

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

津琴

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

湊川里

鼓

小銅鑼

知念里

之子

笛

韻鑼

大城里之子

鼓

小銅鑼

知念里

以使者具志川王子、如目錄献上候、御前に被召出
之、御喜色之儀候、猶薩摩守可申述候、恐々謹言、
看上苑内蝴蝶兒對對的穿花把兩翅揚清明上
景園和風吹牧丹玉樓人沈醉樂在香花兒天
乾道泰坤道厚水又綠來山又青風雨順五穀盡
皆豐登愛是皇恩雨露及遠今朝喜逢鳳闕降
綸貴寶國明王襲爵土袍千祥百福日月同光
福國兼佑民俺黎庶鼓腹而歌重見唐虞盛世
伊、辛シイ奉霞觴莫負良宵美景一杯一酌共一笑乏珍
蹉品肴三牲五鼎訓學男兒表若使三珍
遷教兒曹書香已有饒必得个个簪纓妙紹
箕裘伊須聳壑昂霄代代公侯萬古標
是詩家樂執政回簡

書翰令披見候、三御所様益御機嫌克被成御座、恐悅
之旨尤候、就御代替之御事、御祝儀爲可申上、今度

寛延元年十二月十八日、琉球人今日登城に付、十五
日同斷之御觸有之、正寶事錄○按するに、同斷さるは、
前に出す御禮の時の町觸をさす。同廿一日、琉球人御三家方にまいる町觸あり、同廿
七日江戸を發して歸國す、歸途尼張國になつて、使賛
寛延元年十二月廿日覺

中山王回答已上、琉球國聘使記附錄、松平右近將監武元
本多伯耆守正珍堀田相摸守正亮酒井雅樂頭忠知

寛延元年十二月廿八日、御三家方の琉球人參候道筋、松平薩摩守
芝屋敷より赤羽橋、土器町西久保八幡町より、天德寺裏門前、相良政太郎屋敷前通り、御堀端虎御門ね
入、松平筑前守屋鋪脇前、紀伊國殿へ罷越、夫より
麴町五丁目、四ヶ谷御門に出て、市ヶ谷八幡前より尾
張殿へ罷越、夫より又八幡前に出、市ヶ谷御門外、馬場松平出羽守屋鋪脇前、

御堀端通り、舟河原橋小石川御門外水戸殿へ罷越、
夫より聖堂前昌平橋に入、須田町通町芝口橋、増上寺表門より片門前町、將監橋より薩摩守芝屋敷に
歸り候間、道筋掃除入念間數に應し、手桶に水を
入出し置可申候、先達而相觸候通、町中往還之者、
立やすらひ申間數候、尤見物之者不作法無之様可
仕候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、
辰十二月右之通、被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月廿日

町年寄三人

時服三宛

大目付

寛延元年十二月廿八日 河野豊前守

能勢因幡守

同二宛

御目付

右者、琉球人御用掛り相勤候に付被下旨、於芙蓉間老中列座、右近將監申渡之、

銀五枚宛

御徒目付

岡松覺右衛門

小知藤右衛門

菰田仁右衛門

窪田忠藏

小川孫七郎

秋山豊五郎

表琉麻氏渡嘉敷親雲上法直嚴玄性居士之墓、
渡嘉敷親雲上、姓麻名直富、是琉球國中山王正使
具志川王子之使贊官也、從江都歸到尾州宮驛而
病、物故時寛延二年己巳正月十二日、本日葬埋于

海國寺地方、

琉球同僚泣血拜立琉球國聘使記附錄

同二己巳年二月十六日

右同斷に付被下旨、於燒火之間若年寄出座、宮内少輔申渡之、

右者、去年琉球人御用相勤候に付被下之旨、伯耆

守申渡、若年寄侍座、寛延年錄、

通航一覽卷之十五

琉球國部十五

○來貢 寶曆二年

寶曆元辛未年九月廿日、大目付御目付各二人つゝ、琉球人參府御用を命ぜらる、是より先、老中本多伯耆守正珍、其御用取扱ひ仰付らる、

寶曆元辛未年九月廿日

大目付伊丹兵庫頭
松下肥前守
御目付横田十郎兵衛
稻生下野守

右者、來年琉球人參上に付、御用可相勸旨被仰付之、

同二壬申年二月廿一日

琉球人御用掛 御徒目付松前主馬
右被仰付之、下野守代なり、御徒方萬年記、

同二壬申年六月、琉球人の賜銀吹立を銀座に命ぜら

通航一覽卷之十四 終

れ、かつ其事により、市中の浮説を禁せらる、その後、またしはく町觸あり、みな寛延度に同じ、

寶曆二壬申年六月

御勘定奉行

琉球人に被下候銀子之儀、去る辰年接するに寛延元年なり、被下候銀子之位に、吹直被下候間、可被得其意候、尤其外より贈候銀も、右位之銀遣す筈に候間、贈物有之面々より申達次第相談候様、銀座に可被申渡候、

六月、大成令續集、

寶曆二年六月覺

琉球人參府に付、御用之儀銀座の申渡候趣、御勘定奉行の申渡候、就夫、浮説可申觸哉、金銀吹替之儀は、曾而無之事に候條、決而右牴之儀、風説無之様に可被取計候、諸事去る辰年之通、可被相心得候、以上、

六月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

七月二日

町年寄三人正賀事錄、

寶曆二年十一月

右者、寛延元年琉球人參府之節、一様に無之勝手次第取はつし致し候、此度も寛延年中之通相心得可申候、尤見苦敷看板者、取はつし可申候事、

一幕屏風、一二階窓簾、

右同斷候、右之内二階に者有合候簾掛可申候事、

一萬石以下、下乘より内侍一人、草履取一人、雨天之節は、傘持一人召連、御玄關前冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用ひ候事、

一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内に、一切入間敷候事、

但、部屋有之面々は、挾箱内入候事、

一中之口より登城之面々、草履取召連候事、

一音樂之節は、供廻り平生之通召連候事、

右之通、御心得可被成候、

十一月

横田十郎兵衛
松前主馬

琉球人登城之節、出仕之面々供廻り、御城内に差置候場所覺、

一御玄關前冠木御門外に而相殘候供廻り、并御玄

關前迄召連候供廻、四品以上は臺部屋口御門之内に差置、四品以下萬石以上以下共、供廻は中御

門外御先手加番所後に差置候事、

一中之口より登城之面々供廻りは、中之口御門内片寄差置候事、

一諸大名留守居御座敷向は勿論、中之口邊にも一

切差置不申候、主人之刀持草履取差置候場所場所の相拂、尤西丸に而も同様に候事、右之通、御心得可被成候事、

十一月

横田十郎兵衛
松前主馬
御書付寫集、大成令續集

寶曆二年十一月

一琉球人御本丸に登城、同日西丸にも登城有之候に付、御本丸より西丸に被相越候面々は、蓮池御

門通罷越、西丸中之口より登城、右召連候供廻りは、同所御裏御門外、御春屋前脇に相拂差置、琉

球人退散以後、右供廻り繰入、退出之儀は、同所御玄關より大手御門通退散之事、

一西丸登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後、大手御門通退出之事、

但、内櫻田御門の方に退出之面々は、琉球人西

九 大手御門入候を見合、退出之事、

一大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相残候供之分は、主人登城候は、直に神田橋御門内小笠原伊豫守屋敷後、和田倉御門内馬場先、櫻田御門外上杉大炊頭屋敷脇、水野肥前守屋敷前に

寶曆二年冬十二月二日、中山王尙喜使今歸仁等來聘、琉球國聘使記附錄

相拂片寄差置申候、且又下乗内相殘候乗物挾箱、并供廻りは、小笠原伊豫守屋敷前、本多丹後守屋敷後明地に相拂差置申候、出仕之面々退散之節、屋敷向寄之方、右之場所々々之内に相廻居候様、御申付可被成候、尤供廻り爲差引之御徒目付、御小人目付差出置候間、諸事差圖相用候様、是又御申付可被成候、

十一月

横田十郎兵衛
松前主馬御書付寫集、御

十二月二日、琉球人江戸に着す、其後松平島津、少將重年に米二千俵を賜ふ、

寶曆二年十一月廿八日、信濃守按するに、若年渡、寄小出英智、 御勘定奉行

琉球人松平薩摩守召連來月二日江戸着候筈之事

同年十二月

御勘定奉行

琉球人參府に付、松平薩摩守に米二千俵被下候之間、可被相渡候、尤先例之通可被心得候、已上、大成令續集、

右之通、御心得可被成候、以上、

同月十三日

横田十郎兵衛

琉球人登城御暇之節、御目通之外、殿中熨斗目麻

通航一覽卷之十六

琉球國部十六

○來貢

明和元年、

明和元甲申年三月十九日、大目付御目付各二人つゝ、
琉球人參府御用を命ぜらる、老中御用懸は、松平右京大夫輝
高なり是より前命せられしな
し、五月彼滯府中、火災の時立退場の事を、老中より
寺社奉行に達す、此事はしめ同月かの賜銀吹立を、銀座
に命ぜらる、により、銀子を贈れる輩も、これに准す
へき旨令せらる、

明和元甲申三月十九日

大目付池田筑後守稻垣出羽守、御目付曲淵勝次郎
長崎半左衛門、琉球人參府之節、御用可相勤旨被仰
付之、御日記

明和元年五月

琉球人、當秋江戸表逗留中、若出火之節、愛宕下青
松寺退場に致度由に候、此儀は薩摩守方より相對
可致旨相達候間、右之趣青松寺は可被申置候、

寺社奉行

正使 譾谷山王子 副使 洩川親方 賛儀
官 護久親雲上 樂正 小祿親雲上 儀衛
正 牧志親雲上 掌翰史 兼ヶ段親雲上
園師 真喜屋親雲上 使贊 森山親雲上

同月 五月

琉球人は被下候銀子之儀、當春朝鮮人は被下候銀
子之位に吹直被下候間、可被得其意候、其外より贈
候銀も、右之位之銀遣候間、贈物有之面々より申
達次第、相談候様、銀座は可被申渡候、

五月已上、大成令續集

十一月九日、琉球人江戸に參着す、同十二日上使を以
て、松平島津、中將重豪に米二千俵を賜はる、此日重豪
從四位上中將に叙任す、

明和元年十一月九日、來聘琉球人姓名、

正使 譾谷山王子 副使 洩川親方 賛儀
官 護久親雲上 樂正 小祿親雲上 儀衛
正 牧志親雲上 掌翰史 兼ヶ段親雲上
園師 真喜屋親雲上 使贊 森山親雲上

樂師 高宮城親雲上 同 前川親雲上 同
翁長親雲上 同 鶴島親雲上 同 多嘉山
親雲上 同 幸地親雲上 同 久志親雲上
同 德原親雲上 樂童子 田島里之子 同
德村里之子 同 源河里之子 同 佐久真
里之子 同 羽地里之子 同 神村里之子 同
右之外、醫師中官下官等有之、

琉球人は不相普召連參府之段御機嫌被
思召依而被任中將、從四位上新叙は松平薩摩守
右被仰付旨老中列座右京大夫申渡之、以上、柳營
同月七日、琉球人御禮の時、出仕の輩下乘下馬供溜出
入口等、及び衣服の事を、御目付より達し、同時出御
已前、使者御席拜見等の事、出仕の輩衣服刻限等の
事、ならひに布衣の役人のみ、西丸にも登營すへき旨
命せらる、

明和元年十一月七日

一 琉球人、御本丸は登城、同日西丸はも登城有之候
に付、御本丸より西丸は被相越候面々、蓮池御門
通罷越、西丸中之口より登城、退散之儀は、同所
御玄關より大手御門通退散之事、

一 西丸は登城無之面々は、琉球人御本丸より退散
後大手御門通退出之事、

但、内櫻田御門之方は退出之面々も、琉球人西

同日

右之通掛り、明和年錄、
栗園漫抄

上使池田筑後守

松平薩摩守

米二千俵
木塙太郎左衛門
矢野清左衛門
島津矢柄
岩下左次右衛門
目付

同日

右は、琉球人參府に付被遣之、
琉球人參府に付被遣之、

門外に相拂差置申候、且又下乗に相殘候乗物挾
箱、并供廻りは、小笠原左京大夫屋鋪前、本多丹後

守屋敷向寄之方、右之場所々々之内に相廻し居候様、御申付可有之候、尤供廻り差引之ため、御徒目付御小人目付差出置候間、諸事差圖相用候様、是又御申付可被成候、以上

十一月 曲淵勝次郎
長崎半左衛門

曲淵勝次郎
長崎半左衛門

置候場所覺、

御文關前 完才御門外に而林列便供廻りは、臺部屋口御門内に相拂、

差置申候事、

寄差置申候事、

詔力名留居御座敷向は勿論 中之口邊に各
切差置不申候、主人刀持草履取差置候場所々々

右之通、御心得可被成候、以上、
に相拂申候事、

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

卷之三

一琉球人登城、并御暇之節、御目通の罷出候者之外は、殿中熨斗半袴着用可致旨、右京大夫殿攝津

守殿 按するに、若年被仰渡候、依之御達申候、以上、
十一月 寄松平忠恒、
曲 諸勞次郎

曲渢脛多良
長崎半左衛門已上、令條
錄、御觸書、

明和元年十一月

一來る廿一日、琉球國中山王使者登城御禮申上候
節、出卸以前ニ使賈印豐之帝改案内、見サ可波由

食日從以前の御者御福之用到案内見せ可被申候、通詞も附參候事、

琉球人御座敷見物前に、出仕之面々大廣間に廻詰候席々可罷在候事、

一琉球人自分之御禮相濟候はゝ、早速殿上之間り參候之儀、可被致疾事、

右之通、可被得其意候、西丸に而も同様可被心得候

十一月 天明集録

高鷹之間詰同嫡子
御奏者番同嫡子家

一供之者、衣服五節句之通平服之由、
一老中方、五時登城之由、

通航一覽卷十六

十一月 曲淵勝次郎
長崎半左衛門

同月廿一日、巳中刻大廣間に出御、中山王尙穆の使者、讀谷山王子拜謁して、御代替を賀し奉る、尙穆及び讀谷山自分の献物あり、西城にも登る、また献物あり、

明和元年十一月廿一日

一巳中刻大廣間に出御、御直垂、御先立周防守、松平肥後守、酒井老中、康福、御太刀由良播磨守、高家御刀横田筑後守、御小姓、御上段御着座、御簾懸之、御後座御側衆御太刀之役伺公、

一御下段西の方、上より三疊目、肥後守、雅樂頭、兵部大輔、雅樂頭松平肥後守、人用人板倉勝清老中着座、一西之御縁に、佐渡守御側御若年寄、御刀横田筑後守、御小姓御上段御着座、御簾懸之、御後座御側衆御太刀之役伺公、

一南板様に諸大夫、鴈之間子、奏者番子、菊之間子、

一番頭、芙蓉之間役人伺公、

一二之間、四品以上之御諸代大名列居、三之間、布衣法印法眼列居、

一薩摩守御下段御敷居之内御目見、琉球之使者召連遠路大儀被思召之段、上意有之退座、中山王よ

一今日琉球人登城に付、御表の出御、御目見相濟、夫より西丸に登城、殿中裝束、
一塙重御門御弓頭長谷川太郎兵衛、中之御門鐵炮頭諏訪左源太、御臺所口前、并中之口竹中彦八郎、御日記、
明和元年十一月廿一日

一公方様に、中山王より献上物、
一御太刀一腰、一御馬一匹、一壽帶香三
十箱、一香餅二箱、一龍涎香百袋、
太平布百疋、一畦織芭蕉布五十端、一島

織芭蕉布五十端、一薄芭蕉布五十端、一久米島綿百把、一縮緬五十卷、一羅紗二十間、一青貝大卓二脚、一堆錦硯屏一对

公方様に正使讀谷山王子自分献上物、一壽帶香十箱、一大官香十把、一太平布二十疋、一島織芭蕉布二十端、一泡盛酒二壺、以上

若君様に中山王より献上物、一御太刀一腰、一御馬一匹、一壽帶香二十箱、一香餅二箱、一龍涎香五十袋、一太平布五十四、一畦織芭蕉布三十端、一島織芭蕉布三十端、一久米島綿三十把、一縮緬三十卷、一羅紗十間、一青貝大卓二脚、一堆錦硯屏一对

對、一青貝籠飯一對、一泡盛酒五壺、以上

若君様に正使讀谷山王子自分献上物、一壽帶香十箱、一大官香十把、一太平布二十疋、一島織芭蕉布二十端、一泡盛酒

明和元年十一月廿一日、今午上刻琉球人登城御禮相濟、未上刻退出、夫より西丸に登城、献上物手長御役當有之、御徒方萬年記、
同月十日、琉球人御暇の時、御徒頭西丸にも登營の事、及び御徒方給仕手長の事を命ぜらる、同廿三日高家由良播磨守に、音樂の時御太刀の役を仰付らる、同廿四日明日音樂御暇により、出仕の輩衣服刻限等の觸あり、

明和元年十一月廿三日、松平右京大夫良阿彌を以、渡御書付、
明後廿五日、琉球人音樂被聞召候付而、

御太刀之役、右之通可被勤候、十一月、御觸書、

明和元年十一月十日

一琉球人御暇之節、御本丸御規式相濟、御同役之内、四人被仰合、西丸に御越可有之候、尤於西丸右之趣、右京大夫殿攝津守殿松平忠恒、若年被仰渡候、

諸事寛延元辰年之通、御心得可有之候、以上、

十月

曲淵勝次郎

高鴈之間詰同嫡子家
御奏者番同嫡子
菊之間縁頬詰同嫡子
法印法眼之醫師
芙蓉之間御役人
御本丸布衣以上之御役人

帝鑑之間手長御徒拾人程

殿上之間手長御徒拾人程

柳之間手長御徒一組

右者琉球人音樂相濟、松平薩摩守、并中山王使者
於席々御菓子御吸物御酒被下候節、手長御徒
書面之通、御差出可有之候、諸事寛延元辰年之
通、御心得可有之候、以上、

十一月

曲淵勝次郎

長崎半左衛門

御徒之者

明廿五日、琉球人被下物有之候間、熨斗目麻上

同月廿四日

明廿五日、琉球人被下物有之候間、布衣以上御役人

下着之運候様、可被申渡候、

十一月廿四日

此外、一通御書付略之、御徒方萬年記、

明和元年十一月廿四日、松平右京大夫良阿彌を以

渡、稻垣出羽守達、

右明廿五日、琉球人登城に付、殿中熨斗目麻上下着
計長袴着用、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可
被達候、

十一月廿四日、條令集御觸書

明和元年十一月廿四日

十一月廿五日、琉球人登城に付、殿中熨斗目麻上下着
之、代合六時過、御日記、

一明廿五日、大廣間に付被下之旨、老中列座右京大夫申
渡之、

帝鑑之間松平薩摩守
殿上之間讀谷山王子
琉球人登城、音樂被聞召御暇被下候に付、溜詰御譜
代衆、高家詰衆、御奏者番、菊之間御様頬詰、何も嫡
子、布衣以上御役人、法印法眼之醫師登城、已上刻
大廣間出御、音樂相濟而入御、手長并琉球人被下
物手長等御役當有之、御徒方萬年記、

明和元年十一月廿五日

今已上刻、大廣間に出御、琉球人音樂被爲聞并御、

暇被下候に付、溜詰御譜代大名、高家鴈之間詰、
御奏者番、菊之間様頬詰、同嫡子共、芙蓉之間御
役人、布衣以上之御役人、法印法眼之醫師登城
有之、

一入御以來大廣間之三間、

御代替之御祝儀

銀五百枚

綿五百把

時服十

銀三百枚

綿五百把

時服十

正使 中山王ね

惣 中山王ね

銀五百枚

綿五百把

時服十

仰付、殿中裝束、

大廣間

正使 中山王ね

正使 讀谷山王子

時服三宛 音樂相勤候
樂人十三人
右之通、御暇に付被下之旨、老中列座右京大夫申
渡之、

銀三百枚

綿五百把

時服二十

帝鑑之間

松平薩摩守

殿上之間

讀谷山王子

柳之間

從者

蘇鐵之間

松平薩摩守家來共

右は若君様より被下之旨、伊豫守 按するに、老中
申渡之、柳營日次記、

明和元年十一月廿五日

琉球人御暇に付登城、御表に出御、御目見音樂被

天初曉
瑞氣降來臨五彩卿雲扶日昇江山美錦
新良晨慶俺君王新即位恩

光普照東溟家家戶戶管絃
禮拜祝聖明物華天寶人阜年豐俺通國萬古
千秋慶太平

卷之三

以來眞眞稀見罕 有的盛世了
凡國家明主立有極賢者都在官行仁政布恩澤
俾人心感化致遠近悅來是爲盛今朝廷
君相繼起保民猶赤子惠且愛治至隆卿雲置
四方紫氣繞宮殿山川秀岳瀆麗兆壽考萬年順
嗟呀金闕固福子孫百代永燭調觀人各順
性遂願喜皞熙之世歌衢壤舞閭巷賀子孫繁衍
衍祝萬福無窮樂昇平

通航一覽卷之十七

銀七枚宛
御勘定組頭
土山甚十郎

同五枚
御勘定
水島本十郎

同三枚
御勘定
藤井宗五郎

同福守半太夫

右者、琉球人人馬割御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡、已上、柳營日次記、

○來貢 寛政二年
寛政元己酉年十二月四日、老中松平伊豆守信明、琉球人參府御用を命ぜらる、同二庚戌年正月十三日、大目付御目付も同く御用懸となる、
寛政元己酉年十二月四日

來戌年秋琉球人參府に付、右御用取扱、
右於奥相濟、

同二庚戌年正月十三日

大目付
山田肥後守

松浦越前守

右琉球人參府に付、右御用可相勤旨、於新番所前

溜伊豆守申渡之、

御目付
桑原善兵衛

井上圖書

右同斷之旨、於同席備前守按するに、若干申渡之、以寄京極高久

通航一覽卷之十六 終

上、寛政年錄、

寛政二年九月、琉球人登城、及び上野御宮參拜の時、御徒道固の事によりて、御目付御徒頭と往復あり、同年十月かれ城登の時、正使副使下乗等の事を御目付より達す、番所等に達せしなるべし十一月四日、同時出仕の輩、下乗下馬供溜等の事、及び御禮御暇の時、御前に出ざる輩衣服の觸あり、

寛政二年九月廿八日、御目付達書、

琉球人登城、并上野御宮の參詣之節、正徳之頃參府之節は、御徒方道固有之候由、其後何頃右道固相止候哉、且明和度道固は無之候得共、通行道筋の御徒方罷出候儀茂有之候哉致承知度、被成御調否之儀、

御附札に而御申聞可有之候、以上、

九月
桑原善兵衛

右下乗橋外百人組張番所前、

右之答、同晦日左之通、

一正徳四年十二月、琉球人登城之節、并御宮に罷出候節、御宮廻り道固御徒罷出申候、

一享保三戊午十一月、琉球人登城之節、道固罷出候に及不申候旨、御目付三宅大學御徒頭江原與右

十月

井上圖書

寛政二年十一月四日、御目付達書、

琉球人登城之節

一萬石以下下乗内、侍一人、草履取一人、兩天之節
は傘持一人、御玄關前冠木御門より内は、手傘相

用候事、

一下乗内に挾箱一切入申間敷候事、

但、中之口に部屋有之面々は、挾箱内に入可申

事、

一中之口より登城之面々は、供廻り中之口御門内

に片寄差置可申候事、

一下乗所に相殘候供廻り、并乗物共登城には、直に

相拂、大手向寄之分は小笠原左京大夫屋敷前わ

差置候、内櫻田向寄之分は、内櫻田下馬所に差置

候事、

一大手下馬所に相殘候供廻り、登城候と直に相拂、

酒井左衛門尉屋敷脇に差遣置候事、

内櫻田下馬所に相残り候供廻り、登城候と直に

相拂和田倉御門内馬場際に差遣置候事、

一出仕之面々退散之儀は、琉球人大手御門邊迄罷
越候を見合退散之事、
但、出仕之面々供廻り、御徒目付御小人目付致
差引候事、

右之通、伺相濟候間申達候、以上、

十一月四日

井上圖書

寛政二年十一月四日、御目付達書、

琉球人登城、并御暇之節、御目通に罷出候者之

外、殿中熨斗目半袴着用之事、

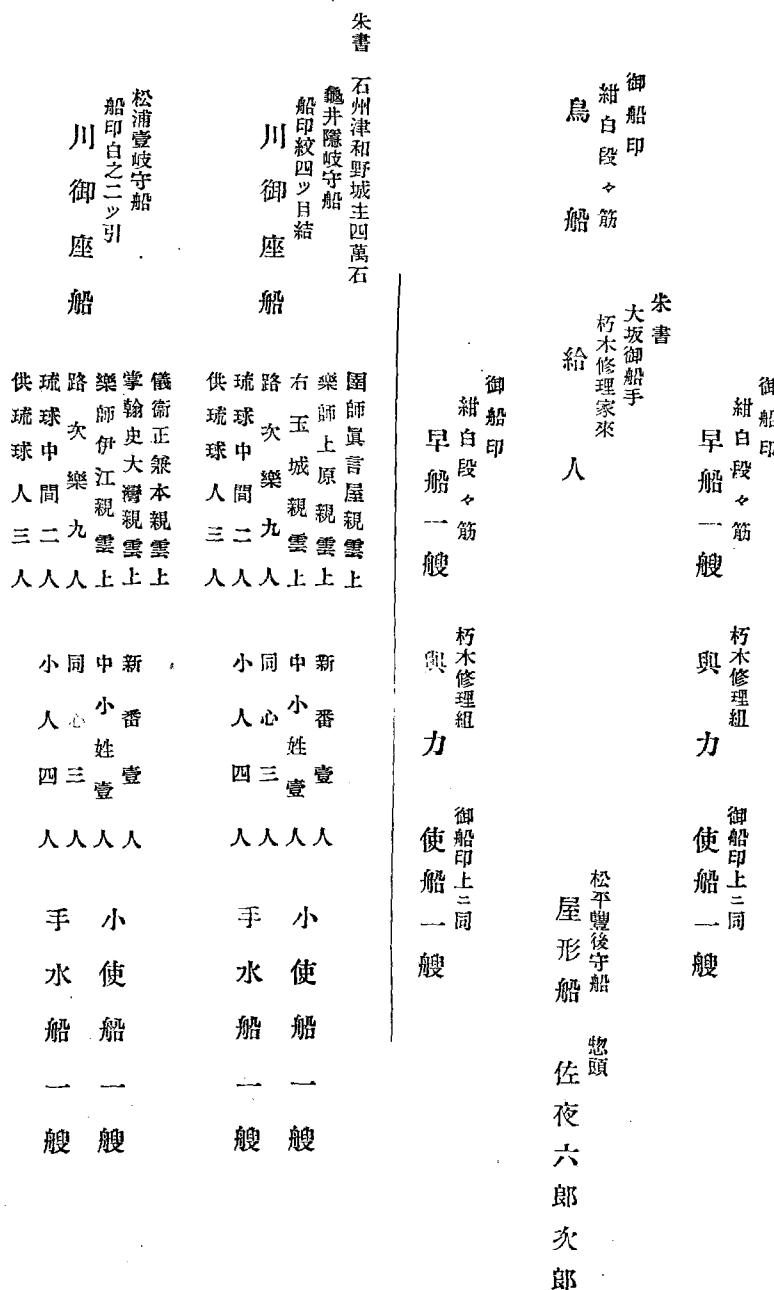
右之通、伺相濟候に付申達候、以上、

十一月

桑原善兵衛

同月琉球人川行して大坂に着す、同廿一日江戸に参
着、同廿五日松平島津少將齊宣參勤御禮あり、同廿七

日米二千俵を賜はる、同日齊宣從四位上中將に叙任
す、
公方様御世繼につき、寛政二年の冬薩州侯_{自注、松平}
に從て、琉球王の使者參府、十一月に浪華の川行あ
り、其行列、



小使船一艘

朱書
豐前小倉城主十五萬石
小笠原左京大夫船
船印三階菱
川御座船 正使宜野灣王子
使贊儀官 田里親雲上
使贊 座喜味親雲上
使番壹人 伊渡山親雲上
右同 樂童 同渡慶次里之子
樂師 與世山親雲上 小波津里之子
右同 樂童 國頭里之子 醫師壹人
右同 樂童 波慶次里之子 琉球用達壹人
牌持貳人 人 球館間役壹人
涼傘持壹人 小人三人 同心貳人
供琉球人六人 小人三人 同心貳人
手水船一艘

小使船一艘

供琉球人十二人 松平豊後守船
小屋形船一艘 同心一人 小屋形船一艘 船印丸二十文字
小人二人 供之者 川御座船 副使
同心壹人 樂正識名親雲上 幸地親方

小屋形船一艘 同心一人 上荷船一艘 右同伊舍堂里之子
小人二人 供之者 同心壹人 新川親雲上
樂童子上間里之子 同心二人 琉球用達一人
樂師新川親雲上 中小姓二人
右同和守慶親雲上 馬廻一人 使船一艘同心二人
樂師新川親雲上 琉球用達一人

供琉球人七人

吉井七郎右衛門 上三司 御船修理家來
屋形船一艘 用人 使船一艘 松平豊後守船
伊集院隼衛

上三司 小屋形船一艘 早船一艘
同 心 一 人

小人二人

馬廻中小姓用達供之者

同	此間披而
同	○
弓	大島毛
具足	鏈
步行	歩行
刃籠	刃籠
	駕
	步行
	步行
	刃籠
	騎馬
	鎗
茶辨當	
駕同勢	
弓	

步行
刀籠
駕

步行
刀籠
騎馬
鎗

茶辨當
駕同勢
弓

步行
刀籠
長柄

具足 武具長持

鳥毛
鑑
步行
打物

鑑
長柄
芥辦管
馬同義
曰
具足
挾箱
鑑

100

挾箱 步行 步行 刀龍

騎馬 鎮
鎗 長柄
駕同勢
弓二張 具足
武具長持

長柄茶辨嘗館

挾箱
乘替
馬
駕
兩供
供供
醫挾
掛耆

大鳥毛	撫箱
鎗	館
挾箱	館
鎗	步
步行	行
步行	步
步行	行
步行	步
打物	物
乃籠	乃籠
乃籠	駕

館
薩摩家來
○騎馬
是より
琉球人行列
薩州
薩馬大勢此末大勢
ヘカタシ
其外品々
挾箱

大押 島津石見甲子夜話
寛政二年十一月廿日、攝津守按するに、若年渡、
寄堀田正敦、琉球人松平豊後守召連、明廿一日江戸着之事、
十一月廿日
御目付江
同月廿二日

之、以上、寛政年錄、

上使山田肥後守

現
人
松平豊後守
石
道
明
廿
一
日
江
戸
着
之
事

右は、琉球人召連參府に付被遣之、柳營日次記、
同月廿九日、來月二日使者登城の時、御席拜見等の事
を御目付に傳へしめらる、十二月朔日、中將齊宣より
かの獻物を納るにより、御徒一組持運の事を役す、兼

不就參府被遣之
同月廿五日

寛政二年十一月廿九日、大膳亮按するに、若年渡寄青山幸完、出仕の輩有其達書あり、同日明日登城により、出仕の輩有限等の觸あり、

參勤
松平 豊後守
島津 伊賀
松平 豊後守
島津 伊賀
卷物二十、
銀五拾枚、
同、
銀馬代、
卷物二、

一來月二日、琉球國中山王使者登城御禮申上候節、
出御以前使者御禮之席、致案内見せ可被申候、通
詞も附參候事、

同月廿七日

松平豊後守
此度琉球人召連、御機嫌に思召候、依之從四位上
被任中將、

一琉球人自分之御禮相濟候は、早速殿上之間に參
右之通、可被得其意候、
候様可被致候事、

寛政二年十月廿四日

琉球人獻上物、登城前日松平豐後守家來差添持參、直に大廣間に飾付候間、其節御玄關手長之儀、御目付達有之、

同年十一月晦日、青山大膳亮春阿彌を以渡御書付、
琉球人獻上物有之候間、羽織袴着之、御禮前日御城の罷出運候様可被申渡候、

御徒之者

琉球人獻上物有之候間、羽織袴着之、御禮前日御

十一月

同年十二月朔日

琉球人獻上物有之候間に付、手長一組出役有之、以

上御徒方萬年記、

高

寛政二年十二月朔日

鴈之間詰同嫡子	家
御奏者番同嫡子	
菊之間緣頬詰同嫡子	
芙蓉之間御役人	
御本丸布衣以上御役人	
法印法眼之醫師	
明二日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣	

同日

十二月朔日

着用、法印法眼裝束に而五半時登城候様可被達候、無官之面々は不及登城候、

十二月朔日

御譜代大名

同嫡子

御徒之者

明二日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋着用、五半時登城候様可被達候、尤無官之面々は不及

登城候、

十二月朔日、柳營日次記、制令通覽、

同月二日、中山王尙穆の使者宜野灣王子登城により、大廣間に出御拜謁をゆるさる、御代替御禮なり、獻物等例のことし、

寛政二年十二月二日、琉球人登城道筋、芝松平豊後守屋敷より増上寺表門前、夫より通り町芝口橋際より左に、幸橋御門に入、豊後守中屋敷に立寄、夫より松平肥前守屋敷脇、松平大膳大夫屋敷前通り、日比谷御門八代洲河岸辰之口水野出羽守屋敷前通り、大手御門より登城、

高

寛政二年十二月朔日

尤退出之節、右之道筋之通、一話一言、

寛政二年十二月二日琉球人御目見御次第書、

一從琉球國中山王、就御代替使者宜野灣王子差渡

候付而登城、

一宜野灣王子御玄關階之上に至時、大目付貳人出向案内而、殿上間下段差添着座、從者同所次之間に列座、下官之族は御玄關前庭上群居、

一松平豊後守登城、殿上之間下段着座、

一出仕之面々、直垂狩衣大紋布衣素袍着之、

一中山王書簡、大目付貳人に而請取之、

一大廣間出御、御上段御厚疊敷重、以唐織包、四之角大總付之、御襷御刀掛御着座、

一御簾掛之、

一御後座に、御側衆御太刀之役伺公、

一御下段西之方三疊目通り、松平肥後守、松平隱岐守、松平若狭守、老中彈正大弼按するに、老中順々着座、

一南板縁次に、諸大夫之鴈之間詰同嫡子、御奏者番以上列座、

一西之御縁類の方に疊敷之、高家鴈之間詰之四品

一中山王書簡、大目付貳人にして請取之、

一宜野灣自分之進物も、同事に並へ置、

但、獻上之御馬、諷訪部文九郎村松四兵衛支配
之、御馬乘二人庭上に奉出、文九郎四兵衛差添
罷出、

一獻上之御太刀目錄、御奏者番持出之、御中段より
二疊目置之、中山王と披露之、宜野灣出席御下段
より四疊目に而奉九拜退去、御太刀目錄御奏者
番引之、

一老中召之、宜野灣儀遠境相越、太儀に被思召旨被
仰出之、於御次御詫之趣、豊後守の老中傳之、則
宜野灣重而出席、自分之御禮於板綠奉三拜、御奏
者番披露退座、大目付二人案内に而、殿上間の同
列下段に着座、豊後守も殿上之間の退去、

根平 豊後守家來壹人

右於板綠奉拜台顔、御太刀目錄御奏者番披露退
去、畢而御間之御襖障子老中開之、御敷居際立
御、御譜代大名、其外一同、御目見相濟而入御、
一老中彈正大弼殿上之間の相越、向宜野灣會釋有
之則退去、其後大目付差圖に而宜野灣退出、大目
付貳人御玄關階上迄送之、先達而從者退出、
但、老中彈正大弼送無之、

一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所
に勤仕、
中山王獻上物、

一御太刀一腰 一御馬一疋自注裸脊 一壽帶香

三拾箱 一香餅二箱 一龍涎香百袋

一堆錦硯箱一對 一泡盛酒十壺

一畦織芭蕉布五十反 一太平布百疋

島織芭蕉布同 一久米島綿白把 一縮緬

五十卷 一羅紗二十間 一青貝大卓二脚

宜野灣王子自分之御禮獻上物、

一壽帶香十箱 一大官香十把 一太平布二
十疋 一島織芭蕉布二十端 一泡盛酒二

壺 琉球人之名官、

正使 宜野灣王子 副使 幸地親方

贊儀官 田里親雲上 樂正 識名親雲上

掌翰史 大灣親雲上 儀衛正 兼本親雲上

圉師 直喜屋親雲上 樂師 上原親雲上

玉城親雲上、伊江親雲上、與世山親雲上、親川

謹呈一翰候、公方様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存
候、然者就御代替、以使者御祝儀申上候儀、從豐後
守奉伺候處、伺之通被仰渡辱次第奉存候、因茲爲御
祝儀、今般宜野灣王子差上之候、隨而御太刀一腰、
御馬一疋、并目錄之通獻上之仕候、宜御執成奉願
候、誠惶謹言、

四月三日

中山王尙穆判

松平越中守様

謹上

鳥居丹波守様

松平伊豆守様

謹上

和泉守様

按するに、越中守は定信、丹波守は忠意、
和泉守は秉完なり、伊豆守は前におり、

謹呈一翰候、公方様益御機嫌克被成御座、恐悅奉存
候、御代替以使者御祝儀申上候段、豊後守奉伺候
處、伺之通被仰渡、今般宜野灣王子差上之候、依之、
爲御祝儀、御太刀一腰、御馬一疋并目錄之通獻上仕
候問、如斯御座候、誠惶謹言、

四月三日

中山王尙穆判

謹上本多彈正大弼様、一話一音、栗園漫抄、○按するに、
より、別簡を贈りし在り、
寬政二年十二月二日、琉球人登營、殿中裝束、出入人
素袍着、如官日簿抄、
寬政二年琉球國中山王之書翰寫、

同月三日、明後五日御暇の時、賜物持運の御徒、同四日明日音樂により、給仕手長の御徒出役の事を、御目付より達す、同日出仕の輩、衣服刻限等の觸あり、かつ、かれ登城の毎度、出仕の輩妄に見物する事を禁せらる、此御書付はし

寛政二年十二月三日、安藤對馬守按するに、若年寄信明、專阿彌を以渡御書付、

寛政二年十二月四日、松平伊豆守御目付桑原善兵衛を以渡御書付、

明後五日琉球人被下物有之候間、熨斗目上下着運候様可被申渡候、

十二月三日

御徒之者
高 脇之間詰同嫡子
御奏者番同嫡子
菊之間綠頬詰同嫡子
芙蓉之間御役人
布衣以上之御役人

明五日琉球人音樂被聞召候節、御菓子被下候、寶物を賜はりしり、此時菓子之外、酒吸物は賜はらず、寛政八年にいたりて、再び享保已席々左之通、

帝鑑之間

給仕手長 松平豊後守
殿上之間御下段 中山王使者
給仕手長 御徒貳人
柳之間御次 徒方萬年記、御從者

明五日、琉球人音樂被聞召、并御暇被下候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法服之醫師裝束に而、五半時登城候様被可達候、無官之面々は出仕不及候、

十二月

同日松平伊豆守口達之由、御目付井上圖書爲見候御書付、

琉球人登城之節、出仕之面々猥に見物有之哉之

趣相聞候、左様には有之間敷事に候、外國人之事に候得は、別而御外聞にも抱り候間、平日よりは猶更御作法も相立候様、辨も可有之事に候、一切殿上之間御廊下之邊に不相越候様、一統可申達置候、以上、御營日次記、御徒方萬年記

同月五日、大廣間に御暇、音樂を聽せらる、畢而御暇賜物あり、同六日、廣大院殿に獻物あり、

寛政二年十二月五日

一今五時大廣間に出御、於御椽頬琉球人音樂有之、九時相濟被遊入御候而以後、於大廣間老中列座、琉球人御暇被下之、中山王に御代替に付、銀五百枚綿五百把、正使に銀二百枚、時服十、從者惣中銀三百枚、樂人十人、時服三宛、右之通被下之、

一松平豊後守帝艦之間、王子は於殿上之間御下段御菓子被下之、樂童子從者には於柳之間、右之通被下之、

一松平豊後守家來り、於蘇鐵之間御菓子被下之、御玄關前腰懸、并大手下馬腰懸におひて、下官に強飯被下之、御營日次記

寛政二年十二月五日、琉球人音樂、并御暇之次第、琉球人音樂被聞召、且御暇被下置候に付登城、宜野灣王子御玄關階之上至時、大目付二人出向案内に而、殿上之間下段着座、從者同所次之間列座、下官之族者御玄關前庭上群居、

一松平豊後守登城、殿上之間下段座上に着座、

一大廣間御下段御次之御襖障子取拂、二之間北之

方二本目三本目柱之間より、御襖障子際東の方に四品以上之御譜代大名列座、

一二之間に諸大夫之御譜代大名列座、布衣以上御役人、法印法眼之醫師列居、

一西之御椽之方疊敷之、高家鷹之間詰之四品以上

列居、

一出御以前、松平豊後守大廣間御下段、上より五疊目通東の方着座、御向之椽に疊敷之、宜野灣御椽御敷居之際東の方伺公、琉球之樂人は御向に列

居、

一大廣間出御御先立、按するに、御先立の姓名を脱す。御上段御厚疊

三疊重之、以唐織包之、四之角大總付之、御縷御

刀掛御着座、御簾掛之、御後座御側衆伺公、

一御下段西之方、上より三疊目通松平肥後守、松平

隱岐守、松平若狭守、老中彈正大弼順々着座、

一西之御様頬に若年寄伺公、

一御前之御簾あかり、中奥御小姓役之、

一音樂始御奏者番勤之、樂畢而琉球人殿上之間に

退去過而、豊後守着座より進み出御御目見、老中

御取合申上候而御次に退去、畢而入御、

但、溜詰御譜代大名謁老中彈正大弼退去、豊後

守殿上之間に退去、

一入御以後、大廣間二之間老中彈正大弼若年寄、北

之方御襖障子際へ附、東の方へ順々列座、于時豊

後守先達而右之席南の方に着座、其後大目付二

人案内に而、殿上之間より宜野灣、大廣間上之間

御敷居際西へ向着座、對老中彈正大弼一禮、各會

釋有而、宜野灣御敷居之内に出席之節、豊後守に

從ひ二之間中央迄罷出、此時御代替に付、遠路使

者差上御喜悅被思召候、中山王の白銀綿被遣由、
上意之趣老中豊後守に傳之、

白銀五百枚、綿五百把、中山王の

右之被遣物、最前より大廣間御下段に並置、御襖

障子明置、宜野灣の相見せ、畢而大目付二人差圖

に而、四之間の宜野灣退、御襖障子御同朋頭兩人

に而、内の方より開之、

白銀二百枚、時服十、宜野灣王子の

右西之御様より進物番持出、大廣間三之間、上より一疊隔中通東の方に並置、大目付二人案内に

而、宜野灣二之間中央の出席、于時白銀時服被下旨老中傳之、一禮畢而三之間に退去、拜戴之畢

而、大目付差圖に而四之間に退去、被下物御車寄之方の進物番引之、過而、

白銀三百枚、

從者惣中時服三宛、

右白銀西之御様より進物番持出之、三之間東之

方御敷居際に置之、此時宜野灣二之間中央迄出

座、白銀從者惣中に被下、且今日樂相勤候に付

而、樂人の時服被下旨、宜野灣の老中傳之、宜野

灣一禮有而殿上之間に退座、

一殿上之間に而、中山王の被遺物目錄、并老中より之返簡、大目付貳人持參宜野灣の相渡、

一高家鴈之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、翁之間様頬詰同嫡子、三之間南の方敷居際後にして、西之

方より東の方に折廻し着座、

一御奏者番、且芙蓉之間御役人、布衣以上之御役人、南之様西之方より御車寄東の方折廻し列居、

一宜野灣退去、大目付貳人御玄闌階之上迄見送、

但、老中彈正大弼送無之、

一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所

に勤仕、

一大番より出人百人、大廣間四之間に勤仕、

又琉國之音樂上聽之時之樂帖、并曲詞、

第一奏樂、

萬年春 鐸呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鍋鑄板 渡慶國頭里之子 銅鑼鑄板 上間里之子 韻鑼

伊舍堂里之子 捶板 伊是名里主

第二奏樂

萬年春 鐘呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鍋鑄板 渡慶國頭里之子 銅鑼鑄板 上間里之子 韵鑼

伊舍堂里之子 捶板 伊是名里主

第三奏樂

賀聖明 鐘呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鍋鑄板 渡慶國頭里之子 銅鑼鑄板 上間里之子 韵鑼

伊舍堂里之子 捶板 伊是名里主

第四奏樂

樂清朝 鐘呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鍋鑄板 渡慶國頭里之子 銅鑼鑄板 上間里之子 韵鑼

伊舍堂里之子 捶板 伊是名里主

第五唱曲

天初曉 三絃 國頭里之子 琵琶 渡慶次里

之子 洋琴 上間里之子 三絃 伊舍堂里

紗窓外 楽器 朱書折本 又奏樂帖

春天景 洋琴 上間里之子 三絃 伊舍堂里

之子 琵琶 小波津里之子 洞簫 渡慶次里

次里之子 琵琶 小波津里之子 洞簫 渡慶次里

國頭里之子 琵琶 小波津里之子 洞簫 渡慶次里

伊舍堂里之子 琵琶 小波津里之子 洞簫 渡慶次里

第六奏樂

鳳凰吟 鐘呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

之子 琵琶 小波津里之子 洞簫 渡慶次里

朱書折本 又奏樂帖

次里之子 笛 小波津里之子 鼓 小銅鑼 天初曉

國頭里之子 銅鑼 鐅子 上間里之子 韻鑼 天初曉

伊舍堂里之子 搜板 伊是名里主 第二奏樂

慶皇都 鎖呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶 次里之子 笛 小波津里之子 鼓 小銅鑼 天初曉

國頭里之子 銅鑼 鐅子 上間里之子 韵鑼 天初曉

伊舍堂里之子 搜板 伊是名里主 第三唱○曲版力

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 四絃 渡慶次里之子 洞簫 小波津

里之子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里

之子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之

子 琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里

節者奉持壹人、御立闌前冠木御門より内者、手牽

相用候事、一下乘内に挾箱一切入申間敷候事、

但、中之口部屋有之面々者、挾箱内に入可申

事、片寄差置可申候事、一中之口より登城之面々供廻り、中之口御門内に

片寄差置可申候事、

一御玄關より登城之面々供廻り、草履取とも、臺

部屋口御門内に差遣置候事、

一下乗所に相残り候供廻り、并乗物とも、御本丸退

散之分者、登城候と直に小笠原右近將監屋敷前

に相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸の罷越候面々供廻り者、登城候

と直に京極備前守殿脇に相拂、西丸下乗所に相

残候供廻り之儀も、同所に相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸の罷越候布衣以上之面々、琉球

人下乗橋邊迄退散を見合、蓮池御門西丸御裏御

門通り、中之口より罷越退散之儀者、琉球人外櫻

田御門邊迄罷越候を見合、致退散候事、

但、右之面々供廻り者、西丸御裏御門外に相拂

差置候事、

一大手下馬所に相残り候供廻り、登城候と直に相

拂、酒井左衛門尉屋敷脇に差遣置候事、内櫻田下

馬所、西丸大手下馬所に相残り候供廻り者、主人

退散之最寄次第、和田倉御門内馬塙際、并外櫻田

御門外上杉彈正大弼屋敷脇、松平駿河守屋敷前

に差置候事、出仕之面々退散之儀者、大手最寄之

分者、琉球人内櫻田御門邊迄罷越候を見合、内櫻

田最寄之分者、琉球人西丸大手御門入候を見合

退散候事、

但、出仕之面々供廻り、御徒目付御小人目付致

退散候事、

右之通、伺相濟候間申達候、以上、

辰十月

矢部彥五郎

松平田宮_{御徒方萬年記}

同年十一月廿五日、琉球人江戸に参着す、同廿九日松

平島津、中將齊宣に、米二千俵を賜はる、

寛政八年十一月廿四日、備前守_{寄京極高久渡}

御目付

同年十一月廿五日江戸著之事、

琉球人明廿五日江戸著之事、

十一月廿四日寛政年鑑、
寛政八年十一月廿五日、琉球人江戸參著、史、近世東西略
寛政八年十一月廿九日 上使安藤大和守 松平豊後守
米貳千俵

右琉球人召連候に付被遣之、_{寛政年鑑、如官舊簿抄、}

十二月三日、かの使者御禮の時、御席拜見等の事を、若年寄より御目付に傳へ、また御禮御暇の時、御前に出さる輩、衣服の事及び同時安りに見物いたすましき旨を、大目付御目付より達す、同五日中將齊宣よりかの獻物を納るにより、御徒一組つゝ兩丸に出て持運の事を役す、兼日御目付より、此事及び西城登營の時、御徒勤番の事を達す、同日明日御禮により、出仕の輩衣服刻限等の觸あり、

寛政八年十二月三日、兵部少輔_{按するに、若年渡御書寄井伊直朝}渡御書付、

御目付

來ル六日琉球國中山王使者登城御禮申上候節、

出御以前に使者御禮之席致案内、爲見可被申候、

通詞も附參候事、

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間に相候、

右於新番所前溜、采女正申渡、

矢部彥五郎 御目付

松平田宮

黑門、文殊櫻、
御目付
所々出人 弓拾張 鐵炮貳拾挺 鐣貳拾本

御宮
所々出人 弓五張 鐵炮拾挺 鐣貳拾本

相馬因幡守

昨日琉球人音樂之節、三曲濟候を五曲と心得、大目付に申達候段、龜忽之至不調法にて候、依之御目通差扣被仰付之、

右於同席同人申渡、兵部少輔侍座、以上、寛政年錄、同月十二日、使者東叡山御宮に參拜す、此日、吹上に内覽あり、同十五日江戸を發す、

寛政八年八月廿一日、御目付達書、

寶曆二申年十二月十九日、琉球人上野御宮に參詣之節、御徒頭永井内膳組共勤番被相勤候に付、御固場所繪圖面有之候哉、御糺否御申聞可有之候、以上

八月

矢部彥五郎

松平田宮

同年十二月十一日、井伊兵部少輔盛阿彌を以渡御書付、

明十二日、琉球人東叡山御宮參詣に付、御徒頭壹人御宮廻り勤番可被致候、以上、御徒方萬年記、

寛政八年十一月廿九日、對馬守渡、

同年十二月九日、對馬守渡御書付

十一月

右之通、申渡候間可被得其意候、

同年十二月十日、御目付廻狀、

右琉球人上野御宮拜禮之節、相詰候面々長袴着用之事、

御目付

一年後十二日、琉球人上野御宮拜禮に付、出役之儀同後兩人罷越候様、且御用向者只今迄之通、彦五郎田宮取扱可申旨、對馬守殿鍋三郎右筆尾崎鍋三郎接するに、奥御

り、を以被仰渡候、

同月十一日兵部少輔渡、

御目付

御目付壹人

同月廿日

右琉球人參府御用相勤候付、於御前拜領之、

金壹枚づゝ

奥御右筆

尾崎鍋三郎

古川吉次郎

明十二日、東叡山御宮に琉球人參詣之事候間、申合可被相勤候、誰被勤候哉書付可被差出候、

十二月十一日以上、寛政年錄、

同月廿五日

右琉球人參府御用相勤候付、於奥被下之、

時服三

大安藤

大和守

古川吉次郎

同

池田筑後守

御目付

矢部彥五郎

松平田宮

時服二

大久保元次郎

御徒目付

大久保元次郎

村田兵左衛門

栗田喜兵衛

福岡久右衛門

右琉球人參府御用相勤候付被下旨、於芙蓉之間老中列座、采女正申渡、若年寄中侍座、

銀三枚宛

大久保元次郎

御徒目付

大久保元次郎

村田兵左衛門

栗田喜兵衛

福岡久右衛門

寛政八年十二月晦日、琉球人松平豊後守芝屋敷より歸國、如官日簿抄、

寛政八年十二月十五日、琉球人歸國江戸發足、近西世典、

寛政八年十二月十九日、老中安藤對馬守信成、參府御用を奉はり

しにより時服を賜はる、其後大目付御目付等にもま

た賜物あり、

寛政八年十二月十九日、

時服七 御座之間 安藤對馬守

着之、來廿二日五時過、西丸に罷出運候様可被申渡候、

十一月

同月廿一日、御目付達書、

明廿二日、琉球人御本丸西丸に獻上物、松平薩摩守家來大廣間に飾附候間、先達而申達置候通、御心得可有之候、以上、

十一月廿一日

仙石次兵衛

黒川興市

同月廿二日

琉球人獻上物手長

遠藤三左衛門組共

以上御徒方萬年記

文化三年十一月廿二日、大炊頭攝津守殿渡御書付、

高 小山新三郎組共

以上御徒方萬年記

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁頬詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御役人法印法眼之醫師

右之面々、琉球人御禮之節、御本丸相濟蓮池通り
西丸に仕候様に、向々に可被達候、

十一月

柳營日次記、御徒方萬年記、制令通彙

同月廿三日、中將齊宣豐後守齊興、使者讀谷山王子を率ゐて登城す、已上刻大廣間に御、讀谷山拜謁して、中山王尙顯の襲封を謝し奉る、獻物あり、畢て西城に登り、慎德院殿に拜謁す、また獻物あり、廣大院殿に之、物を

明廿三日、琉球人御禮申上候間、長袴着用五半時登城、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、但、法印法眼、西丸に者罷出に不及候、

十一月廿二日

御譜代大名同嫡子 詰

高 鴻之間詰同嫡子 家

御奏者番同嫡子

菊之間縁頬詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御役人法印法眼之醫師

御本丸布衣以上之御役人

西丸布衣以上之御役人

のこざし事例

文化三年十一月廿三日

琉球人登城に付、溜詰、御譜代大名、高家、鴈之間

詰、御奏者番、菊之間縁頬詰、右父子共布衣以上

御役人法印法眼之醫師登城、

一從琉球國中山王自分之代替に付、使者讀谷山王子差渡候に付登城、

一從谷山王子御玄關階之上に至時、大目付、伊藤注一人自河内守神保佐渡守同向、案内に而殿上之間下段着座、從者出

前次間列居、下官之族者、御玄關前庭上に群居、

一松平薩摩守同豊後守登城、殿上之間下段座上に着座、

一出仕之面々各長袴、

一中山王書簡、大目付二人に而受取之、

一讀谷山御禮之次第

一已上刻大廣間に御、御先立、御上段

御厚疊三疊重、以

大總付之、御御着座、

一御簾掛之、

一御後座に、御側衆御刀之役伺公、

一御下段西の方、上より三疊目通より、松平讚岐守

右出座、御下段御敷居之内に而御目見、御奏者

番披露、御中段迄被召出、今度琉球之使者遠路召

連大儀に被思召之段上意有之、老中御取合申上之、御次に退座、

松平薩摩守

右出座、御下段御屋敷居之内に而御目見、披露同

前、退座過而老中召之、讀谷山御前に可差出旨被仰出、於御次間御詫之趣、薩摩守に老中達之、但、讀谷山御禮之内、薩摩守豊後守御襖之外扣罷在、

一 中山王より所獻之品、出御以前より南之板緣東西より御目通順々に並置、

讀谷山自分之進物も、同事に並置之、

一 獻上之御太刀目錄、御奏者番持出之、御中段下より二疊目置之、中山王と披露、讀谷山出席、御下段下より四疊目に而奉九拜る、退去、御太刀目錄御奏者番引之、

一 老中召之、讀谷山儀、遠境相越大儀被思召旨被仰出之、於御次之間御詫之趣、薩摩守に老中傳之、則讀谷山に薩摩守達之、御請申上、其趣老中に薩摩守述之、

一 讀谷山重而出席、自分之御禮於板緣奉三拜、御奏者番披露、退座、大目付二人案内而殿上間に同

列下段着座、薩摩守豊後守も殿上間に退去、

松平薩摩守家來壹人

御太刀 銀馬代卷物二 川田伊織

右於板緣奉拜台顔、御太刀目錄御奏者番披露、退

去畢而御次間之御襖障子老中開之、御敷居際立御、御譜代大名、其外一同御目見相濟而入御、一老中殿上間に相越向、讀谷山會釋有之、則退座、其後大目付差圖に而讀谷山退出、大目付二人御玄關階之上迄送、先達而從者順々退出、但、老中送無之、

一大御番より出入百人、大廣間四之間勤仕、

中山王獻上物、

一 御太刀一腰 一 御馬代銀五十枚 一 中央卓二脚 一 石人形二軀 一 籠飯一對

一 島芭蕉布五十端 一 薄芭蕉布五十端

一 線芭蕉布五十端 一 太平布百疋 一 久米島綿百把

一 泡盛酒五壺

讀谷山王子獻上物、

一大官香十把 一 壽帶香五箱 一 島芭布十端 一 線芭蕉布十端 一 泡盛酒二壺

儀刀一口 馬代白金五十錠 卓子二

壽山石偶人二 剔金飯簾一 繼紋蕉布三

文化年錄、

文化三年、中山王所貢於儲君如左、

儀刀一口 馬代白金五十錠 卓子二

壽山石偶人二 剔金飯簾一 繼紋蕉布三

十四 線芭蕉布三十匹 薄芭蕉布三十匹

太平布五十四 久米綿五十把 阿滑

黙唚酒三壺、

所貢於妃、

鬚五 石手鑑二 玉硯屏一對 螺鉗卓

子一 剔金飯簾一對 縮緬五十四

練芭蕉布五十四 阿滑黙唚酒三壺自注、内紅此方にいふ一反なり、物部氏聘使記にも、終にその儘に記すのみ、祝禮草。

琉球國王代替に付、文化三年來朝人數姓名并道書、正使

讀谷山王子 副使 小錄親方 賛儀官 久志親雲上 樂正 譜久村親雲上

衛正 古波藏親雲上 掌翰史 外間親雲上

正使使贊 諸見里親雲上 同 野崎親雲上

同 名護親雲上 同 小波津親雲上 同

渡度次親雲上 副使使贊 板良敦親雲上 同

同 濱元親雲上 樂師 當間親雲上 同

多嘉山親雲上 同 東風親雲上 同 嵩原之子

同 玻名城里之子 同 本部里之子 同

伊江里之子

右二十四人は、登城之節御玄關より上る、其外御玄關へ上り不申候、都合九十餘人のよし、登城并上野御宮拜禮之節は、途中も管絃有之、御三家廻り、御老若廻りは、人數も少く管絃も無之、

登城之節道筋、

芝松平薩摩守屋敷より、將監橋増上寺表門前、夫より通町芝口橋さきわより左へ、幸橋御門より入り、薩摩守屋敷前脇、松平大膳大夫屋敷脇前通り、日比谷御門八代洲河岸龍之口水野出羽守屋敷脇通り、大手御門登城、

御本丸より西丸の登城、并退出之節道筋、

内櫻田御門より、植村駿河守屋敷前通り、西丸大手御門より登城、退散之節、同所大手御門より、青山下野守屋敷前通り、外櫻田御門上杉彈正大膳屋敷脇通り、松平肥前守屋敷脇通り、薩摩守屋敷に立

寄、夫より御本丸の登城之道筋之通、雜事記、文化三年十一月廿三日、琉球人登城に付、溜詰御譜

代大名、高家鴈之間詰、御奏者番、菊之間様頬詰、右嫡子共、布衣以上之御役人、西丸共長袴、法印法眼

同月廿五日堀田攝津守渡御書付二通、

御目付付、

十一月廿七日表向五半時揃、

御城中所々勤番、

中之御門 柄木五郎左衛門

御臺所口前

渡邊喜右衛門

溝口孫左衛門已

上、文化年錄、

文化三年十一月廿三日

御 謂	溜
同 婦	詰
鴈 之間	御譜代大名詰
御 奏	家
者 番 同 婦	鴈之間詰同嫡子
菊 之間	御譜代大名高家
緣 頬	鴈之間詰同嫡子

來ル廿七日、琉球人音樂被聞召御暇被下候間、長
袴着用登城候様可被達候、

十一月廿三日

同月廿六日、大炊頭渡す、

高	家
鴈 之間	鴈之間詰同嫡子
御 奏	御譜代大名高家
者 番 同 婦	鴈之間詰同嫡子
菊 之間	鴈之間詰同嫡子

同月廿七日、松平島津、中將齊宣父子、讀谷山王子を携
へて登城す、已上刻文恭院殿、及び慎德院殿大廣間に
出御、音樂を聽せらる、時に御所望あり、畢りて中山
王尙願に上意賜物の事を、讀谷山に傳へしめられ、同
人にも賜物あり、御暇を下さる、また齊宣父子、及び
讀谷山ならひに從者、齊宣家人にも飲食を賜はる、
文化三年十一月廿七日

一琉球人音樂被聞召候に付、溜詰御譜代大名、高家
鴈之間詰、御奏者番、菊之間緣頬詰、右父子共布
衣以上御役人法印法眼之醫師登城、

一琉球人音樂被聞召、且御暇被下候付而登城、

一讀谷山王子御玄關階之上に至る時、大目付二人

芙蓉之間御役人
御本丸布衣以上御役人
法印法眼之醫師

明廿七日琉球人音樂被聞召、并御暇被下候間、長
袴着用五半時登城候様可被達候、

本丸相濟次第、西丸の罷出候様可被達候、

十一月廿六日、制令通彙、
御徒方萬年記、

出向案内、殿上之間下段着座、從者同所次之間列
居、下官之族は御玄關前庭上に群居、

一松平薩摩守、同豊後守登城、殿上之間下段座上に
着座、

一出仕之面々各長袴、

一大廣間御下段御次之御襖障子取拂、二之間北之

方二本目三本目之柱之間より、御襖障子際東之

方に、四品以上之御譜代大名列候、大納言様御厚、御
疊はニ疊重れ、御

着座、

一御後座に御側衆、御刀之役伺公、

一御下段西の方上より三疊目通りより、松平讚岐
守、井伊辨之助、老中對馬守順々着座、

一西之御縁に、若年寄青山大膳亮、小笠原近江守伺
公、大膳亮幸元、近江守
貞溫さもに西丸御附なり

一御前之御襖拂之、中奥御小姓役之、

一御襖卷上、音樂始、畢而琉球人相退、御簾垂、其後
又琉球人罷出、御襖卷上、二度目音樂始候事、

但、入御之節御簾垂候に不及、

一音樂始御奏者番勤之、

白銀貳百枚 時服十

讀谷山王子に

一入御以後、大廣間二之間老中若年寄、北の方御襖
障子際に附、東の方に順々列座、于時薩摩守豊
後守先達而、右之席南之方着座、其後大目付二人
案内に而、殿上之間より讀谷山、大廣間三之間御
敷居際西に向着座、對老中一禮各會釋有而、讀谷
山御敷居之内に出座之節、薩摩守に隨ひ、二之間
中央迄罷出、此時中山王代替に付、遠路使者差上
御喜悅に被思召候、中山王に白銀綿被遣之由、上
意之趣老中傳達之、薩摩守讀谷山一禮有之、

右之被遺物、最前より大廣間御下段に並置之、御
襖障子明置之、讀谷山に爲見、畢而大目付二人差
圖に而、四之間に讀谷山退、御襖障子御同朋頭兩
人に而内の方より閉之、

文化三年

恭依台命奏樂儀注、

一初設列樂器奏樂，自一章至二章，畢撤去樂器、

二次提出樂器，唱曲畢提收樂器、

一又次同前儀，奉唱歌舞儀注、

一提出三線唱曲畢，提收三線、

第一奏樂

萬年春 鐘呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子 笛 玻名城里之子 鼓銅鑼佐

久真里之子 銅鑼板仲吉里之子 韻

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第二奏樂

賀聖明 鐘呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼佐

久真里之子 銅鑼板仲吉里之子 韵

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第三奏樂

樂清朝 鐘呐 多賀山親雲上 笛 渡具知

里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼佐

久真里之子 銅鑼板仲吉里之子 韵

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

慶皇都 鐘呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼佐

久真里之子 銅鑼板仲吉里之子 韵

第三唱曲

第一奏樂

春佳景 洋琴 伊江里之子 三絃 玻名城

里之子 琵琶 佐久真里之子 二絃 本

部里之子 鈸 佐

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第二奏樂

想鄉歌 春佳景 洋琴 伊江里之子 三絃 玻名城

里之子 琵琶 佐久真里之子 二絃 本

部里之子 鈸 佐

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第五唱曲

第四唱曲

書窓外月影斜孤牀的人不得合眼寂然挑燭自獨自獨

自道在琉璃風氣暖和到京都霜雪相交地異時殊客心

客心動思量起父母年高奉王命敢畏劬勞願願王事不

悞不悞不悞辨我鄉國隔斷重洋天家恩渥海路海路

路靜又

春佳景

春氣偏敷物色新江山妍韶萬里正堪憐花開三月天濃芳爛熳鮮草如茵桃似大柳含煙又香羅士女要鞦韆春將歸幾時又來前行咏上林春蝴蝶對對的穿花把兩翅揚金衣惜春殘花弄管絃玉樓人沈醉倒在太平天又

開元霄

好的是新年又新年陽和着了物妍賞元霄鰲山燈萬盞

處處是管絃又天星移下照着坤乾撞龍鐘就把更來定

一更鼓兒天又三五良霄月華嬪娟鬧開元霄就在門前兒

站笙簫度無邊遊子佳人香羅新鮮百技神燈千炬紅燭

聯二更鼓兒又士女遊行夜不禁到處鳳簫羯鼓盡羅綺

金五好弛繁又都城錦繡之夜值千金花市周遊忘却回

家心三更鼓兒發又人醉笙歌風度羅紗九陌蓮燈煥月

下芙蓉花匝路轉香車又繁華此夕自古雖佳而今春富貴尤是稱了佳

新囉

人家樂賞端陽同歡同樂那佳辰邀衆友各帶着酒肴啖葵花妍榴噴火奇然熱閑雨過桑畦孰賦膏我等在此同賞着快活惟由我天家新雨露民康物阜我遊觀的好又想鄉歌

歡樂歌

書窓外月影斜孤牀的人不得合眼寂然挑燭自獨自獨自道在琉璃風氣暖和到京都霜雪相交地異時殊客心客心動思量起父母年高奉王命敢畏劬勞願願王事不悞不悞不悞辨我鄉國隔斷重洋天家恩渥海路海路路靜又

瑞雪晴紫雲初浮日邊江山萬里呈祥光欣逢熙洽時鳳翰飛降恩臺流海島五穀皆豐發處處衢弄管絃天恩頤聖明高樓春色正芳鮮只見榮光燦熒明一則福二則祿三則壽黃金積掌珠充斗門闌喜氣如春晝看世上誰

能得勾丹桂芳名清百品遐齡真罕康寧三名共馳湊永
歲綿代天長地久綠槐漫筆、

文化三年十一月廿七日音樂被聞召御暇被下候に付
帝鑑之間 松平薩摩守 同豊後守

殿上之間 御下段 讀谷山王子 徒者

柳之間

蘇鐵之間

接するに、栗園漫抄には、松平薩摩守家來河田伊織、其外家來ござり。

右於席々、吸物御酒御菓子被下之、

一御玄關前腰掛大手下馬腰掛にて、下官に強飯被
下之、漫抄もなし

松平薩摩守家來

帝鑑之間

御給仕 十人

柳之間

御給仕 十人

柳之間

御給仕 二十八

柳之間

同月廿四日同人渡、

大目付

御目付

御宮廻御番

小笠原重左衛門組共以

上、御徒方萬年記、

同月廿四日同人渡、

十一月

御宮廻御番

小笠原重左衛門組共以

上、御徒方萬年記

文化三年十一月晦日、琉球人上野御宮參詣道筋、芝松平薩摩守屋敷より、將監橋増上寺表門前、夫より通町芝口橋際より左に、幸橋御門に入、薩摩守屋敷前脇、松平肥前守屋敷脇通り、井伊掃部頭屋敷前、御堀端通り半藏御門に入、竹橋御門出、平川口御門前民部卿殿屋敷前通り、神田橋御門出、水野壹岐守屋敷脇通り、稻葉丹後守屋敷左に、戸田越前守屋敷前、筋違橋御門出、御成道通、上野黒門文殊樓通り、御宮に參詣、夫より文殊樓に出、凌雲院前通り、本坊の罷越、夫より薩摩守宿坊圓覺院に立寄、罷歸候節、元之道筋より筋違橋御門に入、須田町通日本橋通町、芝口橋増上寺表門前通將監橋、夫より芝薩摩守屋敷に入、落穂雜談一言集、

文化三年十一月晦日、琉球人上野御宮拜禮、途中も管絃有之、

同年十二月四日、琉球人御三家廻り、此節も人數少く管絃も無之、右御三家方に罷越候道筋、

芝薩摩守屋敷より、赤羽根橋、土器町、西久保八幡前天德寺裏門前、相良志摩守屋敷前通り、御堀端へ出、夫より虎之御門に入、松平官兵衛屋敷前わき、

十二月三日、老中土井大炊頭利厚、參府御用を奉はりしにより時服を賜はる、其後大目付御目付以下、また御褒美あり、

文化三年十二月三日

御座の間

時服七 土井大炊頭

右琉球人參府御用相勤候に付、於御前被下之、文化年錄、御徒方萬年記、栗園漫抄

文化三年丙寅年十二月三日、御前にをいて土井大炊

頭利厚、琉球人來聘御用相勤めたるに依て、時服七を賜はる、片山兵筆記、

文化三年十二月七日

大目付

伊藤河内守

神保佐渡守

御目付

仙石次兵衛

黒川興市

奥御右筆

青木忠左衛門

間宮平次郎

金一枚充

右同断御用相勤候に付、於奥被下之、柳營日次記、

同月七日

御徒目付

竹内源左衛門

野中新三郎

小田切彦兵衛

銀三枚充

銀七枚充

御勘定組頭

關川庄右衛門

芝與一右衛門

今村岩之助

重野長左衛門

右琉球人參府御用相勤候に付被下旨、於燒火之

勤候に付被下之、
右於御右筆部屋綠頬、大炊頭申渡之、柳營日次記、

通航一覽卷之二十一

琉球國部二十一

○薩摩國來貢

承應三甲午年十月廿三日、松平島津、少將光久より使者をもて、中山王尙質よりの獻物を捧ぐ、こは去年參府の使者、歸國の御禮として、參府せしば、承應薩摩國にて使者を渡し獻する所なり、時に老中に書儀を來す。來簡所見なし、回簡あり、寛文十二年九月十五日天和三年八月十一日、正徳二年九月廿七日、同五年十月廿一日、享保四年九月廿三日、また此事あり、但し、其前後見えざるは、たまく記載の見るべるにて、參府の毎度必ずありし事推てしらる、猶來貢の條併せ

承應三甲午年十月廿三日、去年琉球人參候處、御馳走被仰付候爲御禮、薩州迄使差上候よしにて、大隅守殿以家來今日御城に上る、

目錄之覺

一壽帶香五箱	一香餅同	一綾芭蕉布廿端
一畦芭蕉布同	一燒酎三壺	中山王尙質 慶安

元祿間記、
復琉球國王、代執政、○承應
三年十一月

通航一覽卷之二十 終

六月八日之來書、頃日自薩州相達、就知去秋貴國之使者國頭遠來、納貢奉賀我貴大君、登營拜禮事畢賜暇歸國之時、所賜足下之件々如數拜戴、且國頭及其從者等亦蒙恩賚、足下欣歡之、聞今度遣使者屋富祖、到薩州奉拜恩惠之恭、而詳得其旨也、乃啓達御前快然、且謝余所寄之菲物、又被惠土宜、如別錄受之、其厚志可以喜之、其餘因薩州少將演之、不備、羅山文集、○接するに、此返簡、原本に老中の名をなせず、

寛文十二壬子年九月十五日

一官香十包	一香餅五箱	一香合、青貞、
一細布十疋	一綾芭蕉布十反	一泡盛酒三

壺

右者、琉球人去年歸國に付て、中山王より爲御禮、以使者薩摩迄差上候、依之、松平大隅守より使者市來八左衛門持參進上之、本多長門守、接するに、老御奏者番、請取之、柳營日次記、萬天日錄玉露叢、

天和二癸亥年八月十一日、琉球中山王使者歸國に付、爲御禮中山王より獻上物、

廿反	一細布十疋	一綾芭蕉布廿反	一練芭蕉布
一官香廿袋	一香餅二箱	一竹心	

香廿袋	一泡盛酒五壺
右差上に付、松平大隅守より以使者差上之、 <small>柳營日次記、實錄、</small>	
正徳二壬辰年九月廿七日、御代替に付、從琉球國中山王、去々年兩使差渡候處、御禮申上品々被下之、其上兩使并從者等迄拜領物被仰付、爲御禮、從中山王使者以上間親方、當夏薩摩守國許迄書簡、并獻上物到來に付、薩摩守より以使者差越候、如左、	
一龍涎香三拾袋	一綾子貳拾卷
一泡盛酒三壺	一細布貳拾反内、島十反
一泡盛酒三壺	一八重山島熬海鼠二匣

御臺様わ

三拾まさき

一あはもり酒二壺

一くはん香貳拾把

一いろしゆす

同年十一月十九日、琉球國之返翰、薩摩守使者は、接するに、老豐後守、中阿部正喬相渡之、

同年十二月廿七日

時服貳宛

儒者服 部 清 助

寄合 佐々木 萬次郎

右琉球人返翰御用相勤候に付被下之、御日記、御徒方萬年記、正徳五乙未年十月廿一日、御代替に付、琉球國中山

王去年兩使差渡候處、御禮申上品々被下、其上兩使
并從者等迄拜領物被仰付候爲御禮、中山王より以
使者屋部親方、今般松平薩摩守國元迄書簡并獻上
物到來、依之、薩摩守より以使者、中之口迄獻之、左
之通、

一官香二十把	一色繡子三十卷	一泡盛酒
一位様 <small>按するに、天英院殿、</small>	一八重山島熬海鼠二箱	一泡盛酒三壺

二壺
月光院様に
一宮香三十吧
一色鶴子二十卷
一抱盛酉

享保四己亥年九月廿三日、琉球國より去年品々被
二壺正德年錄。

下之、爲御禮宮城親方を以、今度薩摩守國許迄書
簡、并獻上物差上、薩摩守より差出、
一龍涎香三十袋 一段子二十卷 一紺布二

十端 一八重山島熬海鼠二箱 一泡盛酒
三壺御日記、

嘉慶十二年夏至二月三十日 今如君在人與之查處

卷之三

之、享保年錄。

元文三庚午年八月十六日
一竹千代様御誕生、爲御祝儀琉球中山王より獻上
物左之通、

公方様
一壽帶香二十箱
反内、島織五反、
一純子十卷
一細布十

一太平布十疋	一芭蕉布二十反	一八重山
島熬海鼠壹箱		
一泡盛酒二壺		

九絲言稿
一壽帶香二十箱
一純子十卷
一細布十反
內、五反島織、

一太平布十反	一芭蕉布二十反	一八重山
島熬海鼠壹箱	泡盛酒二壺	
竹千代様之		

一 壽帶香三十箱	一 純子二十反	一 太平布
二十反	一 細布二十反	一 芭蕉布三十反
一八重山島 熬海鼠二箱	一 泡盛酒三壺	

右、松平大隅守使者黒川設樂、宮之原甚五兵衛を以
差上之、承寛牒錄。

て中山王尙敬よりの獻物を、松平島津、中將繼豐使者をもて捧く、よて同十三日、有德院殿惇信院殿より、彼王に物を賜はる、(竹姫君は、享保十一年十二月十一日繼豐、邸に御入奥御婚禮あり、但し姫君他室に御入輿のときは、元文三戌午年、浚明院殿御誕生の賀儀として、御誕生ありしは、去彼王より老中に書簡を贈り、院殿御誕生の時は、正保元年六月賀慶使江戸に來る、こは來貢の條に出す、それより後は、江戸まで來貢の事やみぬ、有徳院殿、元甲申年正月五日、孝恭院殿御誕生を賀し奉りて、惇信院殿、浚明院殿に物を獻す、八月廿六日、松平島津繼豐より使者をもて、これをたてまつる、九月十二日三御所より彼王、及び使者本部王子に賜物あり、明和五年正月廿六日、(寶曆十二年十月廿五日御誕生なり)また獻物あり、この事若君御誕生の毎度必ずありし事なるへれども、此餘今所見

年就竹姫君御入輿、爲御祝儀琉球中山王獻物到着之趣に而獻上、	一龍涎香三十袋	一段子二十卷	一細布二
右依之、公方様より銀百枚綿五十把、大納言様より	十反	一縞細布二十端	一八重山島煎海鼠
<small>按するに、惇信院殿 御事なり下同し、</small>	一管	一泡盛酒壹壺	
銀百枚、同月十三日中山王に被下			

元文三年、若君様御誕生に付、琉球國王より御祝儀
申上候書面、
謹呈一翰候、公方様、大納言様益御機嫌能被成御
座、恐悅奉存候、然者去歲五月廿二日、於西丸若
君様被遊御誕生、奉稱竹千代様之旨、大隅守委細
相傳承知仕、誠以目出度御儀不可過之奉存候、右
之御祝儀爲可申上、使者本部王子薩州に指越、目
錄之通獻上仕候、尙大隅守可申上之條、宜御執成
奉頼候、誠惶謹言、

元文三年九月十二日
松平左近將監様
松平伊豆守様
本多中務大輔様

公方様より
銀白枚 同五拾枚 中山王に
右被下物、於蘇鐵之間松平大隅守使者小川瀬兵衛
に銀臺引渡之 中山王使中川王使著
本部王子に

大納言様より

銀百枚

同貳拾枚

竹千代様より

銀貳拾枚

綿百把

中山王王子内

本部王王子内

延寶九年辛酉四月十四日 筵 貞 判
進上 大久保加賀守殿土井能登守殿
堀田備中守殿
板倉内膳正殿右被下物、於西丸松平大隅守家來千頭文左衛門に
引渡之元文年錄 承寛襍錄

明和元甲申年正月五日、若君御誕生に付、琉球國より薩州迄、使者を以獻上物有之、中山王并使者王子内被下物、薩州家來の老中申渡之、如官目添抄、天和元辛酉年、去歲嚴有院殿薨御により、中山王尙貞より弔使を薩摩に渡して、書簡を老中に贈る、回答のり、淨德院殿逝去の時、淨德院殿は、常憲院殿の若君にして、徳日逝去なり弔使は明及ひ常憲院殿、文昭院殿薨御の時も、また此事あり、餘所見なきは、記載の乏しきのみ。

大樹薨御、脱せしるべし同稿訃音達陋邦、驚痛絶言語候、由是今度遣小臣上間親方到薩州、就于我太守中將光久恭述弔詞、以諸大老指南奏達所仰候、誠惶不宣、

竊聞、去歲閏五月貳拾八日、貴國幼大君薨逝、訃音到日、驚慟仰天、茲遣小臣保榮茂親方于薩州、憑于我太守光久、謹述哀詞、伏願、三大老憐察切達台聽、誠惶不宣、

貞享元年甲子五月四日 中山王 尚 貞 判

寶永六己巳年來簡、
謹呈上一簡、今歲己丑孟春十日、先大樹薨御、訃音達陋邦、驚痛絶言語候、由是今度遣小臣大宜味親方到于薩州、就我太守少將吉貴、恭述弔詞、以諸大老之取捨、奏達所仰候、誠惶謹言、

寶永六年己丑六月四日 中山王 尚 貞

進上 大久保加賀守殿

阿部 豊後守殿

戸田山城守殿按するに、山城守は忠昌なり

同老中返簡、

芳簡披閱、晤語惟同、如示去歲閏五月、我幼大君不

幸早世、官僚慟哭、衆黎悲泣、可以察焉、遠差使于薩

州、就太守光久告弔、千里厚誼、多謝多謝、敷奏以

貞享元年甲子十月十五日 藤原 忠昌

從四位下侍從兼賀守

安部 正武

答復中山王館前以上、溫知柳營祕鑑、

天和元年辛酉十月十三日 安倍 正武

從四位下豐後守 紀 正俊

從四位下侍從兼賀守 藤原 忠朝

貞享元甲子年來簡、
回復中山王館前

芳簡披誦、如示去歲仲夏八葉遇國哀、百姓如喪考妣、可以推察焉、嗣大君治世、海內靜謐、兆民安所、

武威弘宣、政教廣寧、可安遐想、今般遣弔使上間親方

于薩州、述哀儀矣、太守光久傳達之、千里之厚情、豈不謝之哉、書中之趣、具達於尊聽、莫介于懷、恐々不備、

按するに、加賀守は忠朝、能登守は利房、備中守は筑前守正俊、初名、内膳正は重通なり、

小笠原佐渡守源 長重
土屋相模守源 政直_{琉韓紀事}

正徳四年甲午年七月十九日、文廟薨御、從琉球國中山王申來付而、今朝大和守_{中久世重之}、老宅に薩摩守使者呼之、中山わ返簡、并薩摩守奉書渡之、御日記

正徳元年辛卯年五月十五日、松平島津、中將吉貴を召して、琉球國先年飢饉、しかのみならず、王城焼亡ありしかとも、吉貴助力をもて、去年賀慶使參府せしむるにより、明年の參觀御免の旨恩命あり、自後來貢使の事によて、御手傳御免、及び御手當拜借等の事あり、

正徳元辛卯年五月十五日

琉球國去己年_{十四年なり}、元祿飢饉、其上中山王居城焼失、打續大變有之處、薩摩守以助効、去年琉球之兩

使先例不相替召連參府仕候段、旁以太儀被思召候、依之、來辰參府御用捨被仰付、御日記

天明八戊申年九月十一日

松平豊後守

右此節御用も相勤度旨、相願候事に候得共、近年琉球人召連致參府候に付、彼是物入多にも可有之候、

右者、琉球國中山王代替に付、來々辰年使者召連候

申渡之、柳營日次記、

寛政六甲寅年閏十二月六日

松平豊後守

右者、琉球國中山王代替に付、來々辰年使者召連候様被仰出候處、其方領分城下火災打續、損毛等も有之、追々多分之用費相重り、來々辰年召連候手當難澁之旨、且琉球國も凶年後々も有之、其方より參府之手當被致儀之由、右之儀も差支、旁迷惑之趣、段

老中松平可談旨被仰出候、定信、申渡之

右御黒書院溜にをいて、老中列座牧野備後守_{に貞長}に付、御用捨被仰出候處、其方領分城下火災打續、損毛等も有之、追々多分之用費相重り、來々辰年召連候手當難澁之旨、且琉球國も凶年後々も有之、其方より參府之手當被致儀之由、右之儀も差支、旁迷惑之趣、段

段申立、拜借被相願候、前々琉球人召連候に付而

者、右體拜借之御沙汰に不及、尤通例領分火災、并

損毛等、且又都而拜借可被仰付候儀も無之候得と

も、先頃上納金をも被致候以後之儀に候得者、打重

候時節、其手當可爲難儀申立之趣無餘儀相聞候に

付、格別之譯を以、米壹萬石金貳萬兩拜借被仰出

候、返納之儀者、來る巳年より十ヶ年賦に上納可被

致候、委細之儀、御勘定奉行に可被承合候、

右於御白書院縁類、老中列座伊豆守_{松平信明}、申渡

之、寛政年錄、

文化二乙巳年六月四日

名代 松平豊後守

松平薩摩守

琉球中山王代替に付、來寅年使者被召連候に付、拜

借被相願候、此儀者難被及御沙汰候、乍然外國の懸

り候儀に付、格別之儀を以、金壹萬兩米壹萬石拜借

被仰付之、

右御白書院縁類において、老中列座下野守_{青山忠裕}、申渡之、柳營日次記、御徒方萬年記、

文化三丙寅年三月廿六日

名代 島津淡路守

松平薩摩守

琉球中山王代替に付、來寅年使者被召連候に付、拜

借被相願候、此儀者難被及御沙汰候、乍然外國の懸

り候儀に付、格別之儀を以、金壹萬兩米壹萬石拜借

被仰付之、

右御白書院縁類において、老中列座出羽守_{水野忠友}、申渡

之、柳營日次記、御徒方萬年記、
如官日簿抄、

御勘定奉行江

校平薩摩守

領分琉球國、近來凶年打續、其上大風雨等に而作毛
不熟、一統之飢饉可及飢者多有之、追々手當被申付
候得とも、彼國手廣之儀に付難行屈、殊に異國之儀
故、御手當之儀被相願候、依之、米壹萬石金壹萬兩
拜借被仰付候間、可被相渡候、上納之儀者、例格之
通可被致候、

文化十四年丁巳十二月廿七日

琉球國連年凶災、去年者餓死之者共も有之に付、被相願候趣達御聽候、對外國不容易儀に付、金五千兩拜借被仰付之、委細之儀者、御勘定奉行可被承合候、

○貿易
按するに、此國の商船足利家の時より、攝津國兵庫に來りて貿易あり、薩摩にての貿易久しき事はいはすして知るへし、猶初卷平均始末のはしめに辨す。

慶長十五庚辰年 琉球二月用ヒ召會御日よりの時 琉
球は今より薩州の屬國たらしむ、然る上は此已後
商船の往來通路心のまゝたるへしと仰渡されしか
は、琉球王つゝしんて御請申上る、島津琉球軍精記、○
接するに、商船往來
心のまゝさあるは、即ち薩摩の事にして、他
國の往来をゆるされしにはあらざるへし、
島津家久より、中山王に渡す書付の内、

得者、相渡候所すくなく御座候よし被申候、以上、名山藏手簡附錄、

貞享三年丙寅年十二月十五日、松平薩摩守へ老中大久保加賀守渡す書付、
薩摩大隅兩國より、琉球に年々商賣之儀、向後金高二千兩可限之、其上に金銀堅遣間敷候、但、諸色之内差而不入品者、一切不調様、自今已後可被相心得候、以上、

十二月十五日、御日記

貞享三年十二月十五日、松平薩摩守琉球國賣買の

某年十一月朔日、小瀬復庵手簡之内、按するに、原書年代を記す、ふに、正徳享保の頃なるへし、一話一言にもこれをのせて、末に加賀所藏白石共贈答せし小瀬氏なりこれあり。

外國へ金銀出申候儀、長崎一口迄のやうに皆存候へとも、朝鮮琉球へ毎年八儀を歴出候事有之候、銀每歲貳千貫目つゝ、朝鮮へ渡申候、琉球へは八百貫目宛渡申候、十ヶ年に正銀貳萬八千貫目、外國之貨に成申候、先年御吟味之事に而、能承候に、慶長已來外國へ露顯之上に而相渡候吹出銀十分之内七八分も相渡申候、金子は夫に合せ候

通航一覽卷二十一

海上三十六里といふ、尤難海なり、三月より六七月時分迄の間、琉球國より薩州に至る交易船通行す、諸國の廻船絶て用なき所なり、旅衣集草、琉球へは、薩摩山川の湊より涉る、山川より琉球は真南に當る、二月三月九月十月の北あなぢの風を用ゆ、戻りには六月七月のませ風を用ゆ、潮行早く東へ片沙なり、琉球へ渡るには、東のやくるをきらふ、山川より七島其外島々をつたひて行けとも、島島の間々浪高く、乘にくきに依て、日和を考へ、すくに乗なり、直乗には三百里といへり、島々をつたひては二百二十里餘といへり、四夷八蠻船行記、近頃中山傳信錄を見るに、琉球へは中國の冊對使も商船に乗りて行く、琉球は中繼をして薩州へ唐物をうるとなり、夫ゆへ長崎の外より唐物たくさんに日本へ渡るは、皆琉球より薩摩へ取次て得る故と、或老師語りたまへり、文會雜記、

琉球より薩摩へ貢する船を、楷船とて琉球の用役上乗りし產物を積み、薩摩の琉球假屋といふへ荷を上げ、薩摩への拂方等にす、其船を琉藏役といふ、楷船とは琉球の用船なり、本唐へ貢するを進貢

といひ、其船を進貢船といふ、進貢船は矢倉を揚げ、挿間を明け砲を置、弓鐵砲等を備ふ、是海賊の用心なり、進貢船二三度程用ひたれば、矢倉を除きて狭間を塞き楷船といふ名目になり、琉球國王の印なり、楷船薩摩へ通ふには、海賊の患もなく、其上薩摩よりの制禁もあるか故に、狭間を塞き武器の備なし、船中用心の爲に刀一腰を入れ、尤改切手あり、改の次第那霸官の物奉行那霸の里主へ出す、此兩官第一薩摩へ通路の事を司る役なり、里主は取分那霸の總司にて重き官のよし、外に里主といふあり、それとは別なり、右兩官より三司官へ差出し、三司官より薩摩の侍琉球在番奉行へ出し、其改を受、其切手を琉球假屋の役人へ見せ、改めさする事なり、假屋とは薩摩に在る琉球の屋敷なり、在番として親方も詰居り、假屋守りとて薩摩の役人も詰る事なり、此方に限らず、諸の荷物悉く其通の改方なり、大島筆記、

薩侯の城下に琉球人の旅館あり、琉球屋敷といふ、常に來り居る球人は、薩摩言葉をいふとなり、其人常服は袴のみにして、綿衣は絶て着せずとなり、また西國の或商人物語れるは、琉球に商に往く船は、薩州より切手を請取て發す、彼國に着ても渡口の浦に、清國の番所ありて上陸協はす、渡口の別方にも浦あり、この所には薩侯の番所在て、この所に乗入切手を出せば、廻上陸を免す、この邊の住家總て遊女の若き婦にして、我が商到れば毎に配偶をなし、夫より婦に憑んで彼國と貿易す、彼國禁にして我と商賣成す、思ふに清國に憚ならん、困てこの若き婦女の事に及ぶか、球俗誠に直實、この婦女のこそも、不信の事曾てあらず、

中山傳信錄を閱するに、以上の事見へす、但曰、久米は在那霸、亦名大門村、洪武中賜閩人三十六姓居之、不他徒故名唐營、亦稱營中、後改唐營、

この文に據れば、是等が清國の番所と云しものか、那霸は清國の渡口なり、以上、甲子夜話、

享和二壬戌年十二月廿七日、松平島津、中將齊宣を召去る寛政十二庚申年、清朝より琉球に持渡りし藥

事和二壬戌年十二月廿七日、松平島津、中將齊宣を召去る寛政十二庚申年、清朝より琉球に持渡りし藥

種器財等賣捌の事、願の旨は御免なく、其費用手當として、金一萬兩賜はる旨、老中松平伊豆守信明これを傳ふ、琉球國志略に、清の嘉慶五年彼冊封使琉球に至りし事見ゆ、則其対應の費等夥しく殊に其持渡れる品強て賣渡し、琉球にて止事を得ず、買取る事なるよし見えたれば、此時其品買受、これを賣捌さて其費用に係れるより、唐國往來の事なれども、斷してこゝに收む、

享和二壬戌年十二月廿七日

松平豊後守

先達而被申達候通、琉球より薩州に送越候藥種之間、彼國の差戻候様に被仰出候、右費用手當も可有之候付、金一萬被下之、

右於御白書院縁頬、老中列座伊豆守傳達之、書付渡之、享和年錄、

享和二年十二月廿七日

松平豊後守

去々申年、琉球國に清國より持渡藥種器財頗候儀に付、奉願候趣有之候、依之、金壹萬兩被下之、

右御白書院御縁頬老中列座伊豆守申渡之、書付相

渡、柳營日次記、

通航一覽卷之二十二

琉球國部二十二

○唐國往來

按するに、琉球事略によるに、琉球の漢土に通せしは、我文中元年、明の洪武五年、明主の招諭によりて、七月中山山南、山北の三王各使して朝貢し、封爵の事を請ひしより始れば、我弘和三年、明の洪武十六年、明主、勅合文冊を三王に授く、是より三王皆明朝に請ふて、其封を嗣き、冊封使等の事あり、中山王尙忠、時、山南、山北を併せて、明主につかふる事いよ／＼謹じ其係尙忠達か時、我寶徳二年、明の景泰元年より、三年に一度朝貢し、貢使百五十人に入らすと議定あり、清朝にいたりても、冊封は舊のこゝく、進貢は、則進貢船、接貢船ありて渡海せり、其事くはしくは、下の正徳年中、島津氏より琉球に尋問の條にあり、但し、琉球は本邦の屬國たるに、かく漢士に往来せしは、其來る事の久しく、しかのみならず、小國にして、彼士に隣り、薩摩よりも遠海を隔たれば、其勢實に已む事を得ざるを以て、陰に許されしなるべし、

通航一覽卷之二十一 終

慶長十一丙午年九月、島津少將家久より、其頃琉球に渡來せし明の冊封使に書牘を贈り、その商船薩摩に來りて、通商せん事をはかる、る中山王尙寧冊封の時に當て、正使夏子陽、副使正祐なり、同十二年福建省泉州府の商船薩摩に入津す、れ東照宮御代にいたりて、唐船渡來通商の裏記録に見えしは、慶長五年なり、

慶長十一丙午年九月、呈大明天使書

日本國薩摩州刺史藤原家久、謹上書大明國天使兩老大人鈞座下、伏以、天使奉詔命、不憚萬里鯨波、遠至琉球小島、我雖未接光霧、望盛德於千里之外矣、

先是、華人茅國科、在朝鮮與日本者三四年矣、我恭敬皇朝之餘、遣船并差喜右衛門尉、送還於中華之地、未審國科勇健否、迄今令人起此思矣、今幸官船招喜右衛門尉、忻甚々々、想是兩地不通商船者三十餘年、頗爲慊矣、恭惟、天使兩老大人感我恭順之誠、自今以往、年々使中華商舶來於我薩摩州、阜通財賄、何幸如之、然則、皇恩德澤當永矢而弗誤矣、謹此拜獻金屏二双、小篋三重二箇、伏乞、各々笑納、臨楮不勝瞻懸、仰祈尊照、不宣、

日本慶長十一年九月 日 藤原家久

國師

慶長十六年辛亥年、琉球國中山王尙寧、薩摩國を出て、本國に歸る、これ東照宮台德院殿よりの恩免あり、かつ明主よりも請ふ所あるによりてなり、證は、中山王來朝の條にあり、此時島津少將家久、渡唐船の事を尙寧に達す、島津家久より中山王に渡す書付の内、毎年渡唐船之儀、時分相違之故、海路不易候間、自今以後は、以番賦船頭被相定、若時分はつれに、渡唐

又歸帆仕候は、可相懸其科候事、薩摩舊牒記、但し、全條に、文は、中山王來朝の

慶長十八癸丑年、少將家久仰を奉はり、中山王尙寧に命して、書を福建軍門に贈らせ、日本明朝互市の事をはからしむ、其後家久か父、宰相入道惟新よりも、尙寧に書牘を贈りて、其成否を尋問せしか、終に事調はす、異國日記載尙寧が書牘の末に、癸丑春三月とあり、癸丑は慶長十一年にあたれり、然るに、琉球國志略等に、尙寧より其事を彼國に達せしを、萬曆四十年十一月とす、萬曆四十年は慶長十七年なり、されども今異國日記に從ふ。

先年に載せたり、故に先年といふなり、元和七年六月十二日條 薩摩より琉球へ書の案を遣し、大明へ如此書を遣候へと申遣候へ

とも、琉球より如此書を大明へ遣し候事は、不成よしなり、其書の案、板倉伊賀守殿の内、恕菴持候を伊州被爲見候、此書の心も、唐と勘合調度との文言なり、右の書案を寫し置、如左、

與大明福建軍門書

中山王尙寧、上書大明國福建軍門老大入閣下、恭審小邦去日本薩摩州者、僅三百餘里、以故三百年來、以時獻不腆方物、修其隣好、頃有不肖嗇夫、緩其貢期、是故、薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者、誠天之所

命、而我亦以無苟桑之戒也、不幸而爲其俘囚、在薩

摩州者三年矣、州君家久公、外好武勇、內懷慈憫、待我以待貴客之禮、禮遇之厚者、三年一心、加之、送還我於小邦、於是吾民之歌於市、扑於野者、茲非幸歟、州君寄言於我、其言曰、夫邦國在四方也、有金玉者、或不足乎錦繡、有粟米者、或不足乎器皿、若有餘而不散、不足而無聚、民用不足、而其貨亦腐、惟坐而待腐、不如通其有無各得其所矣、日本非無金玉器皿、其土宜質素、而不及於中華之文質彬々、是故使我參謀於兩國、一以使日本商船許以容之大明邊地、二以使大明商船來我小邦、交相貿易、三以使一遣使年々通其貨之有無者、匪翅富兩國人民、大明亦無爲倭寇嚴備兵衛矣、三者若無許之、令日本西海道九國數萬之軍、進寇于大明、大明數十州之隣於日本者、必有近憂矣、是皆日本大樹將軍之意、而州君所以欲通兩國之志者也、伏冀、軍門老大入於斯三者、許一於此、我小邦大沐大明之德化、且遂日本夙志、是亦天朝恤遠字小之仁心也、若然則、永守藩職無生貳心、遐方嚮化之念、沒世不忘也、伏楮伸鄙忱、仰祈尊焰、不宣、

癸丑春月日

答琉球國王書

名護爲遣使、上國審聞國王之操履麗安、甚以爲快矣、且復去歲小春初六華翰、至於今歲暮春之初落予手矣、即開緘拜閱者再三、宛如拜尊顏、特闢春溫之笑語耳、貴國政事、無小無大、因革之、損益之、而隨時之宜、是皆長久無事之基也、至幸々々、國上卿爲參謀、遙赴中華之地、未審福建布政司有一顧否、念茲在茲、想是國王溫和之氣、誰敢色厲乎、兩國之和睦可計日而待也、倭國東西無事人民之所盤礴也、今復件々珍覲、々々拜受、借名護三寸者也、尊焰不宣、

暮春二十一

惟

新

拜復 中山國王閣下以上、異國日記、

按するに、此書牘年代を記されども、文意を玩味するに、互市の成否を問尋せし事必定なれば、こゝに載す

萬曆四十年十一月、尙寧使をして再び朝貢を修し、歸國の事を奏す、福建の巡檢丁繼嗣奏して、日本の爲に併せられ、其貢物もまた日本の產なり、琉球の心はかりしるへからずと申す、海道參政石崑國其貢物を驗むるに、日本の產物相雜りしかば、其使入朝の事をやめ、其貢物を計り收めて、物多く賜はりて

りて、明室全中山王尙賢中山王尙豐は尙寧の弟なり、第三子、ことしはしめて使者を通す、慶安二己丑年是よりさき、彼土にいたりて、抑留せられし琉球人を、清人護送あり、

明の懷宗崇禎十七年自注、日本正保元年に當る、明朝亡ひて、清朝

に一統し國號を改る、長崎志、

大清順治三年、福建平尙賢請封、使者與通事謝必振等、至江寧投經略臣洪承疇、轉送入京、禮部言、前朝勅印未繳、未便授封、遣通事往諭、琉球國志略、

慶安二己丑年八月二日、松平薩摩守方より申て曰、

去七月六日福州之船難風に逢、某領内へ着岸仕之由

なり、様子承届、長崎奉行且松平筑前守迄注進可仕

と申來云々、右は琉球人去戌年に保三年なり、大明を

參候處に韃人方に被執候然處に、今度琉球人に暇

を出し、唐人の韃人に成たる輩廿餘人見送と稱し、

琉球人に相付遣候處に、難風に被漂、松平薩摩守領

日記

内山川と申所に着船するのよし重て注進有之寛明

日記

還本國、非常貢之物一併給付帶回、始足以壯天朝之威正天朝之體、章下禮部覆如撫臣言、琉球國志略、

琉球事略、

正保三年戊午年、明の隆武元年、清朝革命の後、明の崇禎十七年亡ひ、清の康熙即位あり、順治改元す、されども福王、唐王、永明王猶僅に明暦を奉し、永明王の永曆十三年、清の順治十六年にいた

なるへければ、姑く存す、

なるへければ、姑く存す。
廈安三庚寅年、廈門鄭彩より
鄭彩は臺灣國主鄭成公が一

歸國する事を得たり、

族にして、明主より征虜琉球國に書牘を贈り、日本にはか
大將軍建國公に封す、征虜琉球國に書牘を贈り、日本にはか
りて、其武器及び火薬等を送入あらん事を求め、かつ

延寶元癸丑年九月廿五日 琉球國貢稅之小船 於大
清之地海塘山爲賊船被爲破却、依之、彼賊船東竄
乙晉 按するに、清の順治十八年、我寃文元年鄭成功、臺灣の蘭人

其便宜を得て、みつからも日本に乞ひ、其力を借りて
清朝を伐んとす、證は、唐國福建晉臺閩府之部鄭氏援兵願、并風說の條にあり、

之輩を逐て、これに據り、其子鄭經の時東寧を改む。康熙二十二年、我天和二年、經の子鄭克塽、清朝に降りて後、爲過料銀子三また臺灣に復せしより重修臺灣府志に見ゆ。爲過料銀子三百貫目被召上之賜中山王、仍爲御禮薩州迄、以使者

か父兄久の時、元和三使をもて琉球國の献物を捧ぐ、これ
が父兄久はりしなり、九年父賜ひに、臺灣人洋中にて、清朝貢税の琉球船を

品々上獻之、御日記、人見私記、如官日簿抄

奪掠せしにより、入津の臺灣船より贖銀を收められ、中山王に賜はりしによりてなり、臺灣國主鄭經、この事を崎に渡さりしも、こし去年その國に剽剗せし陸奥國相馬のものに崎に渡さりしも、こし去年その國に剽剗せし陸奥國相馬のものに

内按するに、蘭人の臺灣を逐れば、寛文元年の事。トニ子イム内なれば、こゝに阿蘭陀の内であるは説りなり。
奪取之、其後トニ子イム長崎に入津之節、爲過料銀三百貫目公儀に被召上、其銀子琉球國に被下に付

衣食を與へ船を仕立て長崎に譲送す長崎奉行官命を得て其船上にて賞銀二十貫目を與へかつ其國拘留の琉球人を歸國せしむべき旨を諭して歸らせしも同二甲寅年鄭經が臣楊英より長崎奉行に書翰を來たし琉球人の事によりて申す旨ありかの銀子も返進すその事は唐國福建省臺灣府之部漂流の條にあり併せて見るへし同年其貢船また臺灣人に妨げられしか、辛ふして福州に着岸す、その頃、靖南王耿精忠明朝に歸屬して、福建に據り使して琉球に硫黃を求める琉球よりも使札を送る、然るに精忠既に清朝に降りしかば、其使者清人に捕はれ、日本又は臺灣に赴きたらんとの責問に

爲御禮薩摩國迄從中山王獻上之品々			
一太平布百疋	一芭蕉布五十反	內、綾織或拾五疋	
一細布拾疋	一縮布拾反	<small>按するに、東日記玉露 叢には、縮緬につくる。</small>	
一硯屏玉一双	一八重山煎海鼠一箱		
盛酒三壺			一治
右之通、松平大隅守より、以使者差上之謁老中、柳原 <small>記慶安元諱間記 東日記</small>			
玉露叢、 <small>三才雜錄</small>			
延寶二甲寅年、從琉球國、大清へ貢納之船歸帆往待			

還之様子申上候覺、
一琉球より大清へ貢納之船大小貳艘、去年丑三月
三日琉球呂船、船

啓手之者之由候、此等之旨於福州、琉球通事謝必
振乞申者物語候事、

三日琉球出船 小船は同十九日福州之湊之内 安鎮と申所に着仕候、大船は十七日官塘山と由島に繋き、同十八日湊口五虎門を志乗候處に、定海と申島より賊船大小十三艘潛出し、鉢太鼓を打、鬨の聲を揚、石矢火、弓、鐵砲を射懸打かけ、帆燒を擲かけ、礮を投入候間、琉船よりも石火矢弓

儀相伺候處に、早速可罷旨申來候。此飛脚往還
に日數押移、漸同年十月十一日、琉球使者多賀眞
親雲上、喜友名親雲兩人、上下廿人にて、福州罷
立、當正月廿日北京へ參着致候由に御座候、我々
共は福州に殘居申候事、

鐵砲にて防候、後には右の船共にて、琉船を取
圍四方より漕寄、鍵長刀を以て突掛り候、琉球人
も鍵長刀にて防ながら、湊口を心懸、船を乘候處
に、順風能五虎門近く成申候に付、賊船は引退候、
琉球船之垣廻散々被打破候得共、船は無恙、同申
之刻閩安鎮へ入津仕候、琉船中に士壹人、水主四
人討死仕候、手負上下廿四人、何れも淺手ゆへ死
不申候事、

右海賊は、錦舎^{経するに}、家老蕭啓と申者之手之者にて御座候、彼蕭啓當時は靖南王へ隨身仕候、賊船にも討死十六人、手負十九人御座候由承及候、先年戊之年之琉球貢納船を取候海賊も、右蕭

通航一覽卷二十二

二百五十五

可申義如何に候間、福州へ殘居候琉球人は、先歸帆可仕候事、

一右北京に罷居候使者、福州へ罷下候刻、福州之御關所へ參懸候は、御通し候て、從琉球迎船差越候迄、福州に被召置可被下事、

一向後琉球人、福州に逗留仕候時分は、如跡々不相替用物賣賣御免被成可被下事、

一從琉球罷渡候者には、如先規飯米被仰付可被下事、

右之通、兩人之通事にて訴訟申候處に、四月十八日に、右之訴訟如願被申付之旨、靖南王返詞に申聞候、乍然此頃は、軍勢過分に抱置被申候に付、兵糧手つかへ之由にて、飯米は不被渡候事、

一五月二日、靖南王へ琉球人召寄饗應被申候、同日琉球人へ之書翰相渡、福州に罷居候琉球人共は、不殘可致歸帆候、北京に罷居候琉球人使者、福州へ罷下候は、關所無口能差通、福州に可召置候間、心安可存由被申聞候、同八日靖南王之役人布政司と申人より、傍注、官の名なり琉球へ之添狀被相渡候、一琉球通事兩人へ致相談候は、唯今亂國に罷成候

以上、

寅七月廿日

同五丁巳年春、琉球渡唐船之者共申上候覺、

一三月十日琉球那霸津出船仕、同廿五日唐之津口五虎門へ走入候處、番船參候を見候得は、韃人にて候、内之様子相尋候處に、大清に立歸候由申候付、閩安鎮へ致着船、通事を船より下し案内申達候、則去丑之年年なり、下同、即延寶元進貢使之義相尋候處に、南京之内蘇州ご申所へ罷居申由申候事、

一四月十四日、船より官屋へ下候て、琉通事謝必振鄭表、去年上將軍より按するに、靖南王琉球へ硫磺所望使者陳遊擊事相尋候處に、彼陳遊擊儀、琉球

より歸帆候節、福建上將軍儀、辰九月十九日降參仕、最早福建は、韃之大將康親王入城之由、福建之内連江縣にて承及候に付、則琉球より上將軍への咨文燒捨、乘船荷物等打捨、はし船より陸へ上り、髮を剃髪之躰にて福建之脇に忍參候處、連江縣と羅深縣との境之關番、林寅廷と申もの見付不審に存揚捕、福建按察司と申役人に相届、於彼所穿鑿候に付、上將軍より硫磺爲所望使者琉球へ差越候處、硫磺無之由にて不相達歸帆候通申候得は、籠舍申附、定て長崎又は臺灣へ參候哉と稱敷及穿鑿候間、琉球へは參候、右兩國へは不參候由申候處、何之證有之哉之由申に付、上將軍より琉球へ遣候人數書爲見申、その上銀子三十貫目餘差出、致詔言赦免有之由候事、

康熙十二年癸丑は、延寶元年に當り申候、その頃福建の靖南王大明方にて、清國と合戰の用意に、琉球へ硫磺を求めて船を渡し候により、琉球よりも使者を相添、靖南王へ書翰を遣し候、琉球の使者いた福建へ參着せざる内に、靖南王清國へ降参のへ、琉球の使者韃靼に滞りて、年を経て琉球へ不罷歸

候、延寶五年丁巳の春、琉球より又福建へ船を渡し候、その時の使者船中にて、福建の様子を見聞候へは、船附の番船の體、皆韃靼人にて候ゆへ、始て靖南王降参にて、福建も韃靼領になり候事を存し、さて丑の年渡海の使者の、捕はれて在る所をも存候と聞え申候、

一延寶四年丙辰の九月、靖南王清國へ降参のへ、延寶五年の春、渡海の琉球人も韃靼人の體に成り申ゆへ、清國の都へ参り、先年これらはれて居申候琉球の使者の詫言いたし、前後兩度の琉球人、共に歸國仕候と聞え申候、

一延寶五年、按するに、清の福建布政司より琉球に致す咨文、

福建處等承宣布政使司爲訪詢清朝事、康熙拾陸年參月貳拾玖日、准琉球國中山王世子尙咨稱、照得甲寅伍月内、前年在閩貢使趨回本國、切切告稱、福建靖藩主叛君猾夏無名出師、伏思、我祖先王蒙清朝高恩、封立藩王、是以、與舉國臣民、即慮朝廷驚動、切恐天下煩擾、本欲飛越而同心戮力、恨奈海山萬里不能如意耳、爲此特遣正議大夫使

者都通事蔡國器、毛自彬、曾益、倪定基、鄭明良等官、前詣福省、探訪安否、移咨貴司、請乞察照施行等因到司、准此案照、先爲進貢事、康熙拾貳年參月貳拾陸日、准琉球國中山王世子尙咨開、照得敝國遵依會典、兩年一次朝貢、查康熙拾壹年該應循期、擬合進貢不敢愆越、爲此虔備方物、海紅貳隻遣官坐駕、率領水梢、每船均幫上下員役、共不盈貳百人數、解運方物、前赴福建布政司投納轉解、但敵國窮乏愧無寸報、又將土產紅銅壹千斤、大小火爐貳個、絲烟貳百匣等進上、據此合行遣官營解、前赴福建布政司投納、外理合備咨告投、今遣耳目官吳美德、正議大夫蔡彬、都通事程泰祚等官、資咨捧表赴闕、外其船貳隻煩乞移咨轉達禮部、及來夏風汛先賜遣歸而赴京、貢使官伴俟後貢船隻替換駕歸、爲此移咨貴司知會、仰祈察照施行等、因到司准此又爲進貢事、康熙拾貳年捌月初捌日、奉巡撫都察院劉案驗准禮部咨主客清吏司案呈、奉本部送禮科抄出該本部顯覆、福建巡撫劉

美出哨五虎門、瞭見外洋有賊船拾餘隻、與琉球國貢船對敵、奮勇架砲攻擊、賊船隨即奔潰大洋而去、引帶貢船等語、又琉球國都通事程泰祚報稱、本國耳目官吳美德等百餘人前來進貢、至竿塘外洋遇賊船大小拾餘隻、前來攻打、被賊用砲打死隨伴肆人、被傷貳拾餘人、本船正在危急、幸有閩安鎮官兵船隻、出五虎門外巡哨、架砲衝打久攻、各賊船遂奔逃大洋、官兵船隻引進鎮口等語、查琉球國進貢船隻、在外洋與賊船攻打、經出哨官兵遇救引進、無有勦獲應無容議等因、康熙拾貳年柒月貳拾參日、奉旨閩安鎮官兵見貢船被賊攻打、即前往救護引進可嘉、着再議具奏、欽此欽遵抄出到部該臣等再議得、覆禮部、疏內議、琉球國淮貢人役、在外洋與賊攻打、經出哨官兵遇救引進、無有勦獲應無容議等因、具題奉旨、閩安鎮官兵見貢船被賊攻打、即前往引進可嘉、着再議具奏、欽此查敘功之例、照武職官員斬獲賊寇多寡議叙、把總柯美並無斬獲賊寇之處、不便議叙相應、仍照前無容議等因、康熙拾貳年捌月初壹日奉旨依議、欽此欽遵抄部送司、案呈到部、合咨貴院、煩爲欽遵查照

顯前事、內開該臣等議得、福建巡撫劉疏稱、琉球國先到貢船壹隻、於竿塘外洋被賊攻打、併官兵出哨進貢人役于竿塘外洋被賊攻打着傷、併官兵出哨引進緣由聽兵部議覆、外據稱琉球國應於康熙拾壹年貢期、拾貳年參月拾捌日、至閩將貢物及來使准其來京、其進貢硫磺留於福建、督撫照例收貯、臣部移文工部、俟應用處使用、至於貢馬拾匹內壹匹倒斃無容議等、因康熙拾貳年陸月貳拾捌日奉旨依議、欽此欽遵抄部送司奉此相應、移咨前去煩爲查照、旨內事理、欽遵施行等因到院、准此擬合就行、爲此備案仰司、備照咨文奉旨內事理欽遵查照等因奉此、又爲進貢事、康熙拾貳年玖月拾貳日、奉巡撫都察院劉案驗、准兵部咨職方清吏司察呈、奉本部送兵科抄出該本部覆、禮部尙書哈○等題前事等、因康熙拾貳年陸月貳拾捌日奉旨依議、欽此欽遵抄出到部、該臣等議得、禮部覆、福撫劉疏稱、琉球進貢人役、於竿塘外洋被賊攻打着傷、併署閩安副將軍遊擊化守登官兵、出哨引進緣由聽兵部議覆等、因查該撫疏稱、閩安鎮左營、把總柯

紅隻、發回伊國可也等因、康熙拾陸年貳月貳拾陸日密顯、本月貳拾玖日、奉旨、吳美德等應即發往閩省、令該督撫酌議、一併發遣回國着再議具奏、欽此欽遵於本日密封到部、該臣等再議得、福建總督郎密疏內稱、琉球國難彝雜氏等拾貳名、照例給口糧銀兩、暫爲豢養顯明前來、應仍照例給與銀米豢養、又稱、該彝既無原來紅隻、其貢使吳美德等原坐紅貳隻、同來李切銘等已打發回國、福建現無紅隻等語、今查、琉球國貢使吳美德等現在江蘇州府、臣部移文江寧巡撫、照例沿途撥給驛遞夫役食物發往閩省、應俟吳美德等到閩之日、令該督撫將雜氏等拾貳名一併酌議、如可遣回伊國、即速撥給紅隻遣發、如有難以遣發之處、該督題請之日、別議具奏等因、康熙拾陸年冬月初拾日密顯、本月拾貳日奉旨依議、欽此欽遵於本日密封到部、欽此相應密咨前去、煩爲查照旨內事理、欽遵施行等因到部院、准此擬合就行、爲此備案行司備照咨文奉旨內事理、即便欽遵查照彙詳通報等因、奉此又爲稟報事、康熙拾陸年柒月貳拾肆日、奉巡撫部院楊案驗、本年柒月貳拾肆日准禮部咨開、奉

御前發下紅本、該本部密覆、福建巡撫楊顯前事內開該臣等議得、福建巡撫楊疏稱、琉球國彝官蔡園器等坐紅壹隻到閩、臣行藩司驛道查稱、該國世子尙貞差來、探問天朝捷音、並接康熙拾壹年貢使吳美德等歸國、有帶執照咨文等語、查康熙陸年拾月內、臣部具題嗣後如有彝文投到該督撫者、即行將原文開閱議題、今該撫將執照咨文開閱而未經議明、具題殊屬不合、其來探問天朝捷音、世子尙貞非係特行、達部咨文無容議、又查、本年參月內臣部顯覆、福建總督郎密題一疏內稱、琉球國貢使吳美德等現在江南蘇州府、臣部移文江寧巡撫、照例沿途撥給驛遞夫役食物發往閩省、應俟吳美德等到閩之日、該督撫將琉球國颶風飄至雜氏等拾貳名、一併酌議、如可遣回伊國、即速撥給船隻遣回、如有難以遣發之處、該督題請之日、別議具奏等因、具題奉旨依議、欽遵咨行、福建總督江寧巡撫在案、今該國既有接取紅隻、相應移咨、該督撫將前來貢使吳美德、及飄來雜氏等拾貳名、一併速行遣回伊國、通詳速報施行等因奉此、又爲報明歸國事、奉巡撫部院楊批、該本呈詳查得、進貢彝官吳

美德等并飄風雜氏等、遵奉部文俟吳美德等到閩之日、或遇伊國進貢、或遇有來接紅隻一同帶去等因、今琉球國現差蔡國器等、駕紅來閩接回貢使、查吳美德等原赴京、官伴貳拾員名除在蘇物故官伴共參員名、已經回閩返國、官伴只壹拾半員名、并飄風雜氏等壹拾貳名、接貢官伴玖拾參名內、摘出存留在驛官壹員伴五名、實摘回返國官伴捌拾柒員名、以上三項返國官伴水梢通共壹百拾陸員名、一同遣發回國、至該彝啓行之日飾行閩安鎮、派撥兵船護送出境以防不虞、以示桑遠者也、茲據該廳詳覆造冊、前來相應據轉、伏候憲臺察審批示、以便遵行等緣由奉批如詳、俟彝使定有行期、先行通報繳冊存查等因奉此、今准前因合將歷奉部文、并貢使跟伴遣回緣由備敘、明白合就咨覆爲此理合備由、移咨貴國、請爲察照施行須至咨者、右

琉球國中山王世子尙

康熙拾陸年七月廿一日

咨

印

清朝事
右福建道より琉球へ遣す狀一通、松平大隅守所に留て公儀へ獻せず、大隅守より吉良上野介義央寫置を借て寫す、以上、華夷變態、

自見致し、使者并末々まで大分拜領物仕、旅宿并道中船中ともに、殊外懇成馳走にて御座候、一琉球より織物等持渡候、譯は、琉球國金銀無之國にて候所、大唐之王并官人ともへは、銀子を進物仕候に付、琉球人薩摩へ參り、町人ともに銀子を借候、町人との銀子までにては不足致し候得は、御藏銀を拜借仕持渡、唐にての進物に仕、其餘銀を以、糸物杯を買來り、鹿兒島または京都へ差上せ相拂ひ、其代銀を以、前年の借銀を相辨、又借銀致し唐へ持渡、年々右之通仕候に付、鹿兒島に糸織物等有之候、御藏銀の返上には、右織物等を差上候に付、御藏に唐織有之事に候、薩州舊傳するに、琉球事略によれば、「この外、官に晋呈の書付あるへければ、さも今所見なし」記○按琉球冊封の事、大明洪武年中に始れり、それより後、其國王嗣を立て貢使を進らせて、封を請ふに及て、給事中一員行人一員を冊封使となされ、玉帶蟒衣極品の服色を假さる、閩の三司其使の料大船貢艘を作る、凡其價各貳千五百兩餘を費す、黃屋二層を作りて、詔書を安置し、貯ふる所の器

用をこはくを以てす、冊封使福州に至て、南海の神を祭りて船に登る、彼國に至時、其王法司官一員をして數千人を引具して、其船を那霸港に引入しめ、其國の衆官大小官百餘員をして、龍亭を迎恩亭に迎へ拜せしむ、自注、龍亭は、詔書を藏め使館にみちひき至りて、自注、迎恩亭より被送、天中堂に安置し、衆官また禮を行ふ事始のことし、三日ことに大臣一員をして安否を問ふ、冊使まつ先王を祭るの禮を行ふ、其廟は國門の外にあり、天使廟に至るとき、世子素衣黒帶して自注、服の門外に拜す、祭訖りて後、中堂に於て酒を行ふ、次に封王の禮を行ふの日、世子衆官をして館門國門館を去る事三拾里、路殊に嶮し、門を去る事五里的外に牌坊ありて、其扁を中山といふ、の外に候せしめ、詔勅をみちひき王宮に至る、其國門館を去る事三拾里、路殊に嶮し、門を去る事五里的外に牌坊ありて、其扁を中山といふ、自注、牌坊とは我國のつねの門のことくにして額を打所なり、扁は則額なり、これよりして路平らかにて、左右は石を疊て墻とす、世子この所子の冠服の事見えず、其國の人の申す所、封王の禮行はれさる間の冠服といふよし見ゆ、其書の説に其門とは云々

宮門は三層にて、一層ことに階あり、正殿は山の巔にあり、龍亭を殿の正中に設けて、これを拜す、自注、王玉妃等に賜る所の物の事第一條に見えこそし、禮終て別殿に宴を設く、金鼓笙箫の樂あり、後日には拂塵の宴を設く、自注、これ冊使路次の塵を拂ふの儀歟後日に天使を迎へて、天界圓覺等に遊はしむ、其後王始て天使館に至る、後日に餞行の宴を設く、行に臨て黃金を以て送贋の禮とす、已にして冊使船に登る、王また是を護送せしむる事、初迎ふる事のことし、又王親政史等をして、表を進うて思付

(して) 又其儀註する事長ければ是を略す、唯今
からさる事もある。自注(大明の時は、三年一貢なりと云。○按するに、薩魯舊傳
記に隔年一貢とあれば、毎年一貢なりと云。) 云へるは誤りにや、毎閏廣の人に尋問しに、其答ふ
所のものに見えし所は、琉球國大清に貢する
事、福州より入る一年を全貢といふ、其船二艘、
次年を折貢といふ、其船一艘、來る事は冬至を期
とし、去る事は端午を期とす、琉球館を福州に設
けて是を待つ、其貢官は二員、正使耳目官と云
ひ、副使は大夫といふ、其使來る時は、福建承宣
使司より轎傘執事等を以て是を迎へ、筵を設け
通船の人悉く宴賞ある事、其差あり、其貢物は、
正銀、漆器、海味土產の類なり、十二月に京師に
達す、唐官一員是を護送し、朝廷宴を設けて優待
せらる、(自注、これ其次第は、薩摩より進る所) 其交易の例、
船數を定められて、銀額をは定められず、金貢の
年は拾餘萬、折貢の年は唯五六萬を用ふ、是は福
州の港淺くして、大船進みかたきか故に、少しき
船を用ふ、船少しきにして、多く載る事かなひか
たき故なり、其國の人買ふ所の唐貨、細物は系網

綾緞等、粗物は紙薬蘇木、其銀は老板元銀二ツ寶を用ふ、自注、老板は我國の古銀、元銀は我國の元字銀を、ふものこ見えたり、金員の年に拾萬といふは銀拾貲目にて、折貢の時五六萬といふは銀こしよりさき、猶其五六貢目を用ふる事見えたり。其國の使福州の政官に送る所の例萬金を費す、康熙三十七年自注、本朝元祿十一年なり、巡撫官張仲舉一槧に蠲免せしかば、其國の人彼德を感じて今に至るまでこれを祀る、琉球國事略、

一琉球の進貢船は、兩艘にして、其第一の船に、百貳拾人、第二の船に七拾人計乗る、接貢は一艘にして百人計乗る、年々春三月頃艤ひして、那霸港に碇を起し、四拾八里を經て自注、日本里數姑米山の下に纜をつなぎ、風を待ち帆を揚て洋中に出れば、波濤渺漫として數日山を見ず、風順なるときは、七八日を過すして、福州の内五虎門いふ所に至る、那霸よりこの所まで四百里餘あり、自注、日本里數に到り、虎門より内は、一條の川にして、其濶さ三百間計の所もあり、また百間餘の所も有、兩岸は民家にて田疇もあり、

一此川を登る事五里計にして、閩安鎮いふ所にて、船を司る官人出迎ひて船を改、川口通事とい

一琉館は、大保境いふ所にあり、清朝より營築せり、薩藩の琉館より狹少にして、其製頗る精緻なり、瓦をもてふく、上に樓あり、板をもて床とす、其下は土間なり、たゞ、其廳堂のみ瓦をしけり、船は鴨母洲いふ所につなぎ置く、川口通事は是より琉人を引て琉館に入れる。

一琉館は、大保境いふ所にあり、清朝より營築せり、薩藩の琉館より狹少にして、其製頗る精緻なり、瓦をもてふく、上に樓あり、板をもて床とす、其下は土間なり、たゞ、其廳堂のみ瓦をしけり、人あり、武官は刀を佩ふ、各屬官五六人あり、館の大門と二の門との間に其官舍有、晝は門を出て遊観する事を許す、夜は事幹ありても出る事を許さず、

一進貢使春三月頃福州へつき、琉館へとまる事七八ヶ月計にして、秋冬の交九月末十月初の頃、正使副使以下の官員貳拾人計り北京に赴く、その餘は皆琉館に残りて、明年貢使の歸るを待、一貢使北京へ赴く時は、延平府、建寧府、衢州府、嚴州府、杭州府、嘉興府、蘇州府、鎮江府、揚州府、濟寧府、臨清府、天津府、北京府へとまること、

一大和殿いふ所にて、清帝に拜謁す、其殿甚た高大なり、早朝は蒼茫として、物のあやめもさたかならず、日登りて後、はじめて玉座を見る、中山王より清帝へ、硫黃壹萬貳千六百斤、紅銅三千斤、錫千斤を貢す、

一清帝より中山王へ、錦八疋、緹金緞八疋、緹金紗八疋、羅緞八疋、綿拾貳疋、緹拾八疋、羅拾八疋を賜ふ、

一正使副使へ、羅緞三疋、緹八疋、緹五疋、裏二疋、布二疋宛を賜ふ、

一北京都通事、存留通事へ緹五疋、羅五疋、緹三疋宛を賜ふ、存留通事は福州琉館へ留るものと云ふ、

一使者の僕從へ、緹三疋、布八疋宛を賜ふ、

一吏部尙書の宅にして、兩度宴を賜ふ、初て京に至りに拜謁す、

一朝鮮琉球安南緬甸の四外國、其次席をもて清帝に拜謁す、

一北京には琉館なし、賜謁宴賛の禮終るまで客亭唐山里數、

一北京には琉館なし、賜謁宴賛の禮終るまで客亭へとまる、其間四十日餘也、

し、宴終て後、其卓子上の器皿をたまふ、各みつからこれをたつさへて歸る、

一貢使國に歸るときは、接貢船に乗る、

一貢使清帝へ拜謁のときは、琉服をもらず、中山王冊封使を迎ふるときは明服也、むかし祖先のとき、明帝の賜ものたるをもて、國王は是を服する事を許す、陪臣は是を服する事を許さず、

一琉球冊封のとき、正使は満人なり、副使は漢人なり、即周煌は漢人なり、金魁は満人なり、島津氏藩士をして筆記せしるものなり、此書は寛政八年來朝の使者告める所を、○按する

文化五戌辰年る、中山王尙頤の冊封の時也、按するに、清の嘉慶十三年に當

冠船附諸事勤方、并勅使方々被差越候次第、

六月十五日

一今夜五時分、慶良間島の冠船渡來之相圖火相見

得候事、

同十七日

一兩勅使并副使乘合之船一艘、參將彈壓官、其外附添候ものとも乗船壹艘、今月十一日唐出帆、海路無滯參將乘船者、昨十六日八時分那霸着船、勅使乘船者那霸近乗參候砌、向風相成、其日難乘入、

一此時進物無之、

一勅使乘船那霸湊内被乘入候付、當役使者にて祝物被遣候、品員數前條同斷、

附

一副將者、都通事壹人船元相迎祝物被遣候、品

附

一三接之使者、三司官壹人、久米村紫金大夫壹人小舟漕出相迎候、

但、舟飾前條同斷、

附

上、並佐事水主とも四人乗せ付有之候、

付、參將乘船へも、右存留小渡里之子親雲

一頭接之使者、中議大夫壹人小舟漕出し相迎、兩勅

使へ進物被遣候品員數別冊有之、

但、使者船屋形並鳥居立、檣に風見旗付、其下

に赤染木綿布に、恭接之二字書候旗引之、

一二接之使者、五舅壹人、正議大夫壹人小舟漕出、

右同斷、

但、舟飾同條同斷、

附

上、並佐事水主とも四人乗せ付有之候、

付、參將乘船へも、右存留小渡里之子親雲

一頭接之使者、中議大夫壹人小舟漕出し相迎、兩勅

使へ進物被遣候品員數別冊有之、

但、使者船屋形並鳥居立、檣に風見旗付、其下

に赤染木綿布に、恭接之二字書候旗引之、

一二接之使者、五舅壹人、正議大夫壹人小舟漕出、

右同斷、

但、舟飾同條同斷、

附

上、並佐事水主とも四人乗せ付有之候、

付、參將乘船へも、右存留小渡里之子親雲

一頭接之使者、中議大夫壹人小舟漕出し相迎、兩勅

使へ進物被遣候品員數別冊有之、

但、使者船屋形並鳥居立、檣に風見旗付、其下

に赤染木綿布に、恭接之二字書候旗引之、

一二接之使者、五舅壹人、正議大夫壹人小舟漕出、

右同斷、

但、舟飾同條同斷、

附

上、並佐事水主とも四人乗せ付有之候、

付、參將乘船へも、右存留小渡里之子親雲

一頭接之使者、中議大夫壹人小舟漕出し相迎、兩勅

使へ進物被遣候品員數別冊有之、

但、使者船屋形並鳥居立、檣に風見旗付、其下

に赤染木綿布に、恭接之二字書候旗引之、

一二接之使者、五舅壹人、正議大夫壹人小舟漕出、

右同斷、

但、舟飾同條同斷、

附

上、並佐事水主とも四人乗せ付有之候、

付、參將乘船へも、右存留小渡里之子親雲

一頭接之使者、中議大夫壹人小舟漕出し相迎、兩勅

使へ進物被遣候品員數別冊有之、

但、使者船屋形並鳥居立、檣に風見旗付、其下

に赤染木綿布に、恭接之二字書候旗引之、

一二接之使者、五舅壹人、正議大夫壹人小舟漕出、

右同斷、

但、舟飾同條同斷、

附

員數別冊有之、
一參將彈壓官者、入津之當日右同斷祝物被遣候、品員數別冊有之、
一寛政十二申年冠船之節者、遊擊都司巡捕官渡來有之候、尤彈壓官者、巡捕官同前にて、副將參將者遊擊都司より上官之由候得とも、取持方等之儀者、三人とも同様、申年例通申付候、且千綱壹人把綱三人者、比年海賊相増專爲防方、先例より加増被別渡、取持旁之儀者、惣而右三人より輕き方申付候、

一國王迎恩亭に被罷出、使者を以勅使下船被致候様被申達、夜九時分下船有之候節、並勅詔、勅書、誥命文、諭祭文、海神諭祭文等通堂崎に差卸、龍亭館に被相越候間、三司官以下諸官先相備罷通、龍中途に被出迎、兩勅使も下轎にて禮儀有之相濟、國王より惣役を以、皇帝安否被相伺濟而、龍亭に向、國王並三司官以下諸官三跪九叩頭仕、勅使旅館に被相越候間、三司官以下諸官先相備罷通、龍迎恩亭に龍亭彩亭居ゆ、兩勅使龍亭左右に被立、

國王より惣役を以、皇帝安否被相伺濟而、龍亭に向、國王並三司官以下諸官三跪九叩頭仕、勅使旅館に被相越候間、三司官以下諸官先相備罷通、龍途中に被出迎、兩勅使も下轎にて禮儀有之相濟、國王より惣役を以、皇帝安否被相伺濟而、龍亭に向、國王並三司官以下諸官三跪九叩頭仕、勅使旅館に被相越候間、三司官以下諸官先相備罷通、龍

最前、

但入津之當日、詔勅迎之禮式相濟、歸掛け旅館
に被差出安否被相尋、先例候通、此節者勅使船
中草臥にて對顏難成由有之候付、今日被差越
候、

閏六月十五日、

一兩勅使崇元寺に被差越、尙成王に王爵追封、尙溫
王尙成王に諭祭文執行付、勅使旅館に爲迎、三司
官一人、王舅一人、其外諸官差越、兩勅使に一跪
三叩頭之禮儀濟而、節並詰命文、諭祭文龍亭載、
香奠緒銀彩亭載、三司官以下右に向、三跪九叩頭
仕、四時分勅使發駕、三司官以下先備罷通、

一尙成王神位廟前庭假檀に致安置、國王門外被差
出、龍亭彩亭被相迎、諸官を率三跪九叩頭之拜禮
濟而、國土先達而被罷歸、尙成王神位之側被立
扣、

一龍亭廟内に居、彩亭宣讀臺之側居、執事人節と衣
を迦正使に授け、詰命文者副使に授け、又諭祭文
捧軸官捧之、各廟内臺之上に相直し、勅使左右に
被立龍亭引取、宣讀官宣讀臺之下に立、國王香を

被燒、庭にて諸官を率三跪九叩頭之拜禮濟而、本
之座に罷歸、捧詰官廟内に入副使より詰命文被
授候間、宣讀官一同宣讀臺に登、詰官にて詰命文
之寫被燒收濟而、捧詰官詰命文廟内に捧入副使
に授け、本之通臺之上に相直し、國王諸官を率、謝
恩之拜禮三跪九叩頭被仕、引次尙成王神位之前
に罷歸、一跪三叩頭被致相濟、正使節被取揚、勅
事人節之衣を迦、最前之通臺之上に相直、

一尙溫王尙成王、神位庭前庭假檀に致安置、國王
被立、國王廟前庭にて諸官を率、諭祭文向ひ三
跪九叩頭被仕、濟て本之座に罷歸、捧軸官廟内
に入、勅使より尙溫王に之諭祭文被授候間、宣讀
官一同宣讀臺に登、兩勅使神位之前に罷歸、燒
香祭酒有之、勅使廟内に罷歸、引次捧軸官にて
諭祭文開展、宣讀官讀之畢而、國王瘞坎に被罷
者、禮物長吏を以銘々相盾候、品員數右同斷、

八月朔日

一冊封之禮式執行に付、勅使旅館に爲迎、三司官壹
人、王舅壹人、其外諸官差越、兩勅使に一跪三叩
頭之禮儀畢而、節並勅詔書龍亭に載、拜領物者
彩亭載、三司官以下右に向、三跪九叩頭仕濟而、
四時分兩勅使發駕、三司官以下先に相備罷通、國

王守禮門前被差出、龍亭彩亭相迎、諸官を率三跪
九叩頭之拜禮濟而、城之庭に先に被相越居、

附

一尙成王に追封規式之時、樂有之、

一兩神位に銀貲賈目、素緒百疋香奠有之、

一副將參將彈壓官に者、攝政相伴にて拾六碗之料

理馳走有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫
相伴にて右同斷、

一右外之人數に者、正議大夫以下都通事相伴にて、
拾貳碗之料理馳走有之、

一右之謝禮早速三司官を以被申達、禮物者當役長
史を以被差遣候、品員數別冊有之、

聞仕濟て、勅詔勅書闕庭に持登副使請取、如元臺

ニ被相直候間、國王諸官を率、右同斷拜禮有之、

亦國王闕庭に被登、正使より拜領物被授妃に之

て最前之通、臺に相直し、又國王庭にて右同斷拜

拜領物者、副使より被授候に付被頂之、三司官に

被頂之如元臺に相直し、又國王庭にて右同斷拜

禮相濟、又國王闕庭に被登、詔勅者傳國之寶仕候

間被留置度旨、川口通事を以被申達、尙溫王代之

詔勅入披見、副使より新詔勅國王に被相渡候間、

被頂之如元臺に相直し、又庭にて右同斷拜禮相濟、

正使節被取揚、執事人節之表を迦、最前之通臺に

相直、左候て詔勅拜領物取收、

一右相濟、兩勅使本殿二階に被登、先代皇帝より被

下置候額拜見被仕、

一右旁相濟、勅使并國王着替被致、惣役を以北宮に

被申入、互に一跪三叩頭之禮儀にて着座、茶馳走

相濟又以互に着替有之、貳拾碗之料理并圍碟馳

走濟而、七時分勅使被罷歸候付、國王歡會門外罷

出、節に一跪、兩勅使に一揖にて被相送、

附

一國王に拜領物卷物三拾疋妃に拜領物卷物貳拾

定、

一冊封規式之時、樂有之、料理馳走之時者、樂并琉

歌三味線有之、

一右謝禮并勅使以下末々まで禮物遣候儀、諭祭同

斷、品員數別冊有之、

一副將以下料理馳走方、右同斷、

同八日

一右謝禮并勅使以下末々まで禮物遣候儀、諭祭同
斷、品員數別冊有之、

一右謝禮并勅使以下末々まで禮物遣候儀、諭祭同

斷、品員數別冊有之、

但、料理馳走之時樂有之、

同十五日

一右謝禮并勅使以下末々まで禮物遣候儀、諭祭同

斷、品員數別冊有之、

一右謝禮并勅使以下末々まで禮物遣候儀、諭祭同

斷、品員數別冊有之、

但、料理馳走之時樂有之、

同十六日

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

附

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

同九日

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數ね被罷歸候砌、禮儀如最前、

者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

附 謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、

一勅使以下末々まで進物被遣候後右同斷、品員數別冊有之、

一千綱以下末々まで馳走方、仲秋宴同斷、

一副將參將彈壓官わ者、不快之由にて不被差出候に付、仲秋宴之通料理被相贈候、

同十九日

一兩勅使爲餞別被申入、九時分被差越候に付、禮儀之次第亦者馳走方、躍等諸事仲秋宴同斷相濟、入相時分被罷歸候、

附

一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、

一勅使以下末々まで進物被遣候儀、右同斷、品員數別冊有之、

一千綱以下末々まで馳走方、仲秋宴同斷、

一副將參將彈壓官并把綱二人者、不快之由にて不被差出候に付、副將參將彈壓官わ者、仲秋宴之通料理被相贈候、

同廿二日

同廿五日

一兩勅使爲暇乞、九時分城元に被差出候付、互に禮儀有之茶馳走相濟、王子、三司官、紫巾官、耳目官罷出、勅使に一跪三叩頭仕、引次副將參將彈壓官千綱把綱罷出、國王に打三躬之禮儀可仕と有之候處、國王依挨拶一揖禮有之、國王も半揖にて對顏濟て、勅使國王被致着替料理馳走躍等見物、都益差出送酌有之、六時分被罷歸候、國王番所階下三司官、王舅、紫巾官、耳目官門外罷出禮儀有之、而仲秋宴同斷相濟、勅使暇乞有之候付、先例之通真和志殿の國王先達而被差越、兩勅使被申入、攢

三司官、王舅、紫巾官、耳目官門外罷出禮儀有之、寺に申入、紫金大夫相伴にて、右同斷送酌有之、

附

一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、且被罷歸候砌、副將參將彈壓官者、客屋に申入先例之通、攝政相伴にて攢益差出送酌有之、千綱把綱わ者安國寺に申入、紫金大夫相伴にて、右同斷送酌有之、

人、久米村大夫四人、那霸官壹人、長史壹人、都通事四人、宮古藏船手、大屋子之内壹人、那霸筆者壹人、使者を以問安有之、進物被遣候、品員數別冊有之、

一每月朔日十五日には、右之外當役壹人、長史壹人を使を以進物被遣候、品員數右同斷、

一仲秋重陽之節供には、兩勅使に當役、副將、參將、彈壓官千綱把綱より、相公與申小姓分之もの兩人つゝ、供壹兩人つゝ、相附、川口通事並久米村長吏通事案内にて、城に差越候付、勅使使者者上座にて、耳目官壹人、長史、川口通事相伴にて、拾碗之料理、副將以下把綱使、並供唐人者、同所下座にて通事相伴にて、八碗之料理馳走引出物等遣候、引出物左に記す、

一銀子貳拾目、勅使使者、並川口通事に壹人分、

一同拾匁、副將參將彈壓官使の右同、

一同八匁、千綱把綱使の右同、

一千綱以下末々之ものわ者、依申出先例之通、振舞料差遣候、

一兩勅使着船より、毎月朔日、五日、十日、十五日、廿日、廿五日六度づゝ、三司官壹人、五舅壹人、紫金大夫壹人、久米村惣役耳目官壹人

一同壹夕、供唐人の右同、

十月朔日

一冠船兩艘之船神菩薩、上之天后宮より龍亭に勧請仕、中途行列にて乗船有之候、

同二日

一兩勅使乘船に付、正使節副使海神諭祭文高館屋被持出、臺に相直、兩勅使一跪三叩頭被仕相濟、龍亭二臺之前に相直、執事人にて節並海神諭祭文龍亭に載、兩勅使發駕、國王迎恩亭に被待居、龍亭迎恩亭に相直、兩勅使左右に被立、被王諸官を率龍亭向ひ、三跪九叩頭之禮被仕、且勅使付て皇帝安否被相伺候付、回朝代奏者返答有之濟而、互に一跪三叩頭之禮儀有之、八時分兩勅使船に被差越候付、國王も一同通堂崎まで被差越、勅使の禮儀有之、正使節副使海神諭祭文持乘船被致候付、國王節に被相向禮儀有之、又勅使向禮儀有之、引次王子三司官以下諸官、於通堂崎に勅使の禮儀有之候、

但、節拜禮之時樂有之、

同五日

一今日四時分冠船兩艘、謝恩船返船四艘立にて、那

霸川出船仕候事、一右に付、三司官壹人、表史壹人使を以て、進物被遣候、品員數別冊有之、

一司官一人、惣役長史壹人小舟漕出相送候事、但、船飾入津之時同斷、旗之字者恭送之二字書

調候、

一耳目官壹人、正議大夫壹人、長史壹人、小舟漕出右同斷、

但、船飾前條同斷、

同十日

一冠船兩艘、謝恩船返船四艘立にて、去五日那霸川出帆、同日七時分慶良間島之内安護之浦に潮掛有之候處、同九時分歸唐出船仕候段、飛船到來有之候事、

附、冠船兩艘返船者歸唐致直乘謝恩船之儀、者仕候段、久米島より飛船到來有之候、

一勅使乘船には、護送大通事崎原雲子親雲上、并船頭佐事水主二十人乗せ付差渡申候、

一參將乘船には、佐事水主五人乗せ付差渡申候、

一勅使滯在中、左之通申渡候、

一把門官と申久米村之者九人、勅使旅館本門外左

右之番所に晝夜詰居、内外より之用事通達仕候、

一火矢打人毎日同所に詰居、朝晚并勅使外に被罷

出候節、火矢打申候、

一樂人同所詰居、毎日朝晚樂仕候、

一用聞役首里那霸久米村之者に申付、那霸の役所

相立詰居、勅使以下唐人用事相達候、

一辻平等役與申右同斷詰居、勅使以下に毎日野菜

肴等相渡候、

一大臺所役と申右同斷詰居、勅使以下飯米酢醤油

之類相渡候、

一天使館當與申右同斷詰居、惣客人宿迄、掃除并

入置道具等相調候、

一物奉行壹人那霸の詰居、毎日飯米野菜肴、其外諸

事差引方申渡候、

一惣横目按司壹人、親方壹人、中取筆者等相附那霸

に詰居、諸事締方申渡候、以上、

冊封之時、勅使獻立并卓之圖、

但、七宴とも大概同格、

一小碟、漬天門、 小碟、奈良漬瓜、

小碟、醤、

小碟、地漬蕪、

初段大碗四、

一毛蟹燕窩、松子仁、烏心豆、

火腿、

小碟、醬油、

小碟、地漬大根、

一ふかひれ、小ゑび、木の子、

火腿、

一清炖うづら、さ松茸、赤玉子、

木の子、底、肉糸、

火腿、

一玉子、赤玉子、

一點心、黄米糕、干小ゑび、火腿、

一段大碗四、

一鴨、生竹の子、小ゑび、木の子、

火腿、

一玉子、赤玉子、

一鹿筋、赤玉子、白くき菜、

火腿、

一三鮮、大はまくり、紅い、鹽吹かい、

川茸、赤玉子、生竹の子、

青筍、

一燒鹿肉、烏心豆、赤玉子、

干重餅、

一湯、川小ゑび、

三段宮碗四、

按するに、宮碗もしくは、色碗の誤寫なるもしるへがらす、

底、肉丸め、一大ゑび、赤玉子、

火腿、

一水龜、烏心豆、赤玉子、

一海馬、烏心豆、赤玉子、

小ゑび、火腿、

一湯、山東粉、

一顆心、肉火燒、

一湯、川のり、

淡地あめ、

二百七十七

一大かい、烏心豆、木の子、みゝくり、底、かや芋、

一田にし、烏心豆、火腿、木の子、

一炒豚足、れん肉、赤玉子、

一色半へん、烏心豆、木の子、底、肉丸め、

一黠心、水山吹、一湯、紅かゝり、

一炮、烏心豆、紅かゝり、赤染肉、木の子、せん糸瓜、一炒鶏、青等、しめじ、

一拌和菜、わさかゝい柱、火腿、寒天、青等、赤玉子、小ゑび、

一蒸魚、烏心豆、赤玉子、

一食、一湯、小漬くり、一炒鶏、青等、しめじ、

一桔餅、一氷糖砂、一花生仁、一瓜子、

一荔枝、一芭蕉實、一銀魚、一葡萄、

一龍眼、一馬蹄、一さゝひ、一蓮根、一燒肉、

一千小ゑび、一萬密漬、一燒鶏、

食卓

全		羊		全		豚		塔	
豚肢	庭鳥	猪肢	海蚶	干魚	紅螺	羊肢	海蚶	鹿筋	鴨
猪肢	海蚶	干魚	紅螺	海老	海螺	海老	海螺	千魚	鯛
海蚶	干魚	紅螺	海螺	海螺	鰐	海螺	鰐	紅螺	鰐
千魚	鯛	海螺	鰐	鰐	金花	光餅	饅頭	海老	海螺
紅螺	鰐	鰐	金花	光餅	木餅	饅頭	油餅	海老	海螺
海螺	鰐	饅頭	油餅	木餅				海螺	鰐
海螺	鰐								

小文臺	○ ○ ○	香合	○ ○ ○	香物	○ ○ ○	香物	○ ○ ○	香物	○ ○ ○
香爐		香起火筋		香物		香物		香物	
箸	三		三	箸	三	箸	三	箸	三
汁物				汁物		汁物		汁物	
孟	口		口	孟	口	孟	口	孟	口

六宴には、金花飾無之、右者勅使一人分

但、相伴之國王に者肴卓無之、

冊封之時、副將、參將、彈壓官、千綱把綱客唐人

獻立、并卓之圖、

但、七宴とも大概同格、

小碟、漬天門、

小碟、酢、

小碟、地漬蕪、

小碟、醫油、

小碟、地漬大根、

初段大碗四、

一燕窩、玉子、鷄皮、烏心豆、

底、鷄糸、

一ふかひれ、小ゑび、木の子、

底、肉糸、

一清炖うつら、烏心豆、赤玉子、

底、つみ入、

一刺參、かや芋、干竹の子、鷄皮、

底、肉糸、

一黠心、けさらいな、

一湯、紫のり、

二段大碗四、

乾盤九、一食、一湯、せん糸瓜、

一桔餅、一馬蹄、

一冰砂糖、

一蒸龍眼、

一千小ゑび、

一れんげ、

一漬やくか

い　一燒鶏、
食卓

六宴には、銀花飾無之、

右者、副將、參將、彈壓官、千綱把綱客、唐人一人分、

但、千綱把綱客唐人に者、肴卓無之、

冊封之時、全廩給事廩口糧月糧獻立、

但、七宴とも大概同格、

小碟、地漬瓜、

小碟、地漬立田、

小碟、醬油、

初段大碗四、

似燕窩、海粉、赤玉子、
底、薄し、

牛筋、海粉、木の子、
底、せへん、

海鼠、海粉、木の子、
底、葛肉、

鰯、海粉、木の子、
底、毒頭、

一點心、色付高麗餅、

二段宮碗四、

蒸ふた、海粉、みくくり、
底、あげ魚、

やくかい、海粉、紫のり、
底、薄肉、

蒸あひる、木子、紫のり、
底、薄肉、

猪、海粉、赤玉子、
みくくり、

一湯、川のり、

肴卓	香物
塔	香物
羊肢	香物
豚肢	香物
鴨	香物
榮螺	香物
鰐	香物
海老	香物
鰻	香物
干鮓	香物
銀花	香物
鰻頭	香物
油餅	香物
油餅	香物
蔓頭	香物

一點心、大まき餅、

一湯、糸鶏、
川のり、

一館拾本　　一長刀拾振　　一金之屏風貳双

一馬具壹通　　一具足壹領　　一金扇子百本入箱

拾　　一金砂子扇子貳百本入箱貳拾　　一銀扇子

二百本入箱貳拾　　一綿子貳百把　　一白練芭蕉

布三百端　　一白細上布百端　　一金鶴一對但、銀

岩形臺共、内、一雄鶴兩目八百七拾五枚、一同銀臺兩

目四百九拾五枚、一雌鶴兩目八百六拾六枚、一同銀

臺兩目四百七拾九枚　　一銅五百斤　　一錫五百

斤、

右謝恩獻上物、以上、琉球冊封使一件帳、

右尙溫王尙成王神位に諭祭之時香奠物、

一鱗緞貳疋　　一青藍緞各貳疋　　一藍素緞參疋

一閃緞貳疋　　一衣素緞貳疋　　一錦參疋

一紗肆疋　　一羅肆疋　　一細肆疋、

右國王に拜領物、

一銀貳貫目　　一素絹百疋　　一藍素緞貳

疋　　一鞋躡壹疋　　一青藍絲緞各貳疋　　一藍素緞貳

疋　　一閃緞壹疋　　一衣素緞貳疋　　一紗肆疋、

右妃に拜領物、

一金掠刀貳腰　　一銀掠刀貳腰　　一刀貳拾腰

る、柁も折れしゆへ、帆の切れなことを船へ付ひかせ、兎角して漸く霧の中に島山を見付ぬ、何れも何國やらんと疑ひけるに、潮平謂るは、山の圍ひ本唐の様に見ゆ、船中に十九年前元甲子年、自注延享自注前船中其時分流れしこき、乗りたるもの壹人あり、城なり、其の船さるゝ内、見覺へたる方角彼是を考ふるに、多くは日本四國邊の地なるへきよし、さらは流すに心得ありとて、船より入れは檣の在所等、日本の船と殊の外違ひ、異様に見ゆへしとて、官藏船中上自注其の船の入口の上に穴を明け、八帆の柱を立檣のことくし、舳の飾を切流し舳逆しに流し入り、是少しにても異様に見えぬ様にこのことなり、廿一日柏島沖より入りしを、柏島の役人見付船を乗懸尋しに、薩摩守の内本琉球の楷船なるよし答へ、其事の様をいひ、碇入るべき所などを頼みしにより、引船を出し大島の西大渡島へ引き、廿二日大島の湊へ入れ、碇を卸させしなり、此船は楷船とて琉球の用役上乗りし產物を積、薩摩の琉球假屋といふへ荷を上げ、薩摩への拂方等にす、其役琉藏役といふ、潮平親雲上則ち其役なり、親雲上は頭役とて、物頭の

格なり、楷船とは琉球の用船なり、本唐へ貢するを進貢といふ、其船を進貢船といふ、進貢船は矢倉を揚げ狭間を明け、砲を置弓鐵砲等を備ふ、是海賊の用心なり、進貢船二三度程用ひたれば、矢倉を除き狭間を塞き楷船といふ名目に成、琉球國の官船とし、薩摩へ行通ふ船とす、春先楷船といふは、春より乗る、夏立楷船といふは、夏より乗るといふ名なり、船印木綿の四半紺地三巴の紋なり、是琉球王の印なり、公私の荷物多くはねたれども、此印は恙なく持つけ、禮日等には舳に飾れり、楷船薩摩へ通ふには、海賊の患もなく、其上薩摩よりの制禁もあるか故に、狭間を塞き武器の備なし、船中用心の爲に刀壹腰を入れる。尤改切手あり、九月廿五日首途の御祝とて、御料理遣はされたる夜、彼是御懇意の至、此度の御恩惠御禮も申盡しかたしとて悦合り、程なく歸國す。大島筆記、○按するに、文中薩摩に到着の事所ありし事推て見なれども、結文を見て其到着、かつ扶助等知るへし。安永四乙未年五月、志州鳥羽浦に琉球人漂着す、近世東西略史、文政二己卯年五月十三日、常州多珂の郡川尻村に

候處、次十七日逢大風、梶本木波に被打折、十死一生之涯に相成、大檣切捨、風謐當御、地漂着仕候間御改被仰付可被下候、以上、

琉球船主

泉崎村渠筑登之船主

當銘印

卯五月十三日

右印は、丸印にて此方の印に相違無之候、但し龜抹なり、

漂着の琉球船、其由を尋候に、十三日雨中早天に、川尻村海面汀近く漕入船の繋り場、何にて可宜哉と仕形を以渔船に問候由、漁船大きに驚き、大畳に磯間かゝり場指圖いたし候由、夫より異國人貳人陸に上り、庄屋藤左衛門宅を尋ね候趣、日本言葉を遣ひ候由なり、時に七十五歳に相成候老母有之候を見て、ナンデヤと申候由、庄屋の妻ヲヤと答候得は、いくつになると申候由、七十五になると申候へは、我等もヲヤハ八十五になると申て、涙を浮へ手を合て我を案し候事にも可有之と申仕形を致し候由、殊勝なる事に有之候、其後茶を出し候へは、茶臺へ式禮有て茶を飲候様子、此方の人には異なる事なし、何ぞ給へ候やと申候へは、不分様子に付、仕形にて見せ候得者、至極悦びの様子見えけるにより、看もなくてと申候へは、シケヂヤカラと申ものにて、此ものはかり日本の詞を遣ひ候なり、右漂着の節漂流人より差出候訴狀、覺、

私共乘船之儀、中山王年貢米積越用八重山島に相渡り年貢積入、閏四月十六日彼島より出帆仕

夫より船を汀に引寄、積入候俵物等を改、不殘此方引揚候由、積入の品は、粟、小麥、玄米少々有之候美久五郎皆晝夜を不別、川尻へ相詰也、

由、異國船と申は、琉球國泉崎村仲村渠筑登之と申者

の船にて、船頭東村當銘、とし四十三、水主は同村國吉とし二十三、玉城とし三十五、大城とし三十

五、比嘉年三十七、島袋年三十一、宮城とし二十九、金城とし三十二、小橋川とし三十一、山城とし三十

三、高江州とし三十四、嘉數とし二十八、以上十二人、船は九反帆、馬艦と申船之由、清朝嘉慶二十四

年卯四月十六日、八重山島といふ所より、出帆いた

し候由之處、其翌十七日、大風にて辰巳の沖へ被吹

流、夫より南風に吹替り、東北へ相走り、十二日よ

り(按するに廿二日)北風にて此濱面に漂候由、其中彼

地に於て、中山王大美殿と申殿の普請材木檣木數

百本積入候よし、是又漂流の中不殘海中へ投入、此度は唯送狀はかりにて、所持の材木一本も無之、右

所持之送狀十二通有之、皆同手跡同文言、唯小麥の

數かはり候計りなり、其寫、

送狀

御用意御藏

栗十五石六斗七升五合六勺

但、一俵に付絃懸計飛入にして、二盃小升、

右見届差登申候、

卯四月十七日

御物奉行所

喜舍場親雲上印

同在番

潮平之親雲上印

具志堅親雲上印

右御用意爲御物多配分を以、九反帆馬艦船主泉州村仲村渠筑登之之船頭當銘、船より積登申候、運貨米は當所に而相渡申候、以上、仕上世役擇海目差譜久山にや印

卯四月十七日

右通相違無御座候、以上、

沖間與人印

同在番

印

按するに、八重山島出帆を四月十六日と記して、此送狀に、十七日あるは、時日符合せず、姑く疑を存す、

人物皆柔軟に相見候、髮は平生丈け長く蓄ふる

由に候得共、此度漂流寒苦に因て、神明を祈り各

髮を立ち詰候由也、此方の山伏のことくまごひ居候也、古來は丸に惣髮に有之處、明朝敗滅の後、今朝北狄の餘胤を以、中華を猾し風俗を革め、皆鼠辯の姿に成候に付、琉球人をも是非に其風俗に改めんと命令に付、不得止事中を始てそり候由、今は中そりを加へ候なり、惣髮相見え候、

一衣裳は、イセウと唱へ、皆からむしにて作り候由、至極の龜布なり、仕立はゑりを廣くして、一面に幅廣に縫立候、帶は一は、ものを、よりなしに前にて兩膝に詰ひ下け、常に手拭の様なる物を腰に挿み居候なり、

一積入候諸品、金碇三ツ、木碇貳ツ、金碇は三ツ足

に有之由、木碇は此方の方言に山太郎と申碇に

少し替り、大概似寄候由丹後といふ手桶芭蕉繩

二房、砂仁繩貳房、白米壹人壹石つゝ、傳間船壹

艘、味噌壺壹荷、菜櫃壹つ船を引上候ほどりへ上

置候、太繩廻り壹尺位にも見え、木の皮を以制し候様子、香氣も少々有之間、もし是を砂仁繩とも申候哉、

一船長さ拾四五間、横四五間、深さ一丈壹貳尺、清朝福建州の船に似寄候得共、削方制作至て龜抹にて、危様に相見え候、帆柱三ヶ所中、壹ヶ所作り附、居所舳にあり、竹をかき附、上に笞を張る様子、屋根中棟通り三尺程明き、赤き木を帆板にかけ、笞を其次にかけ、潮除の様子、舳に石灰ぬりに赤き丸あり、艤に黒板に白き半月の如き丸あり、水つき石灰塗り、敷板異なる事なし、ホケ左右に薬研の縁の如く開く、帆柱押の木に船板あり、觀音の札なり、

同年六月十日薩州より右漂流人迎の役人川尻へ着一昨八日江戸出立之由、

高三百石

馬廻り

四本孫左衛門上下六人

留守居添役

高百五拾石

河野新大夫上下五人

目付役

小田善兵衛上下貳人

外に

ペ人數拾六人
琉球人漂流聞見圖說(○按するに、江戸往進及び歸國の月日等をも)

○漂流、并異國人漂到、

り、せ

本邦の船、琉球に漂流の時は薩摩に送り、唐國及び朝鮮の船は、其本國に送れる御規定なり、自餘の異國船は、より長崎に送れる例なるべし、長崎覺書に載る寛永十四年漂到の黒船にてしられたり。

將軍家よりの御掲にて、本唐朝鮮の船は本々へ送り、日本の船は薩摩へ送る事なり、紅毛韃靼の船は、又外に御掲あるよしなり、大島筆記、(按するに、此十二年薩摩領大島に漂着せし瑞穂入潮、書は薩藩戸部良熙寶曆)

某年陸奥國の船、琉球運天港に漂流す、大島筆記に、年代に注せるところ、寶曆十二年大島に漂着せし潮平親雲上より聞たるよしにて、潮平彼國に在りて、漂流人を扱ひし事見えられは、寶曆十二年前の事なし、安永三甲午年三月廿四日、また尾張の廻船漂流す、薩摩より在番の士二人出て、漂流の故を尋問し、扶養を加へ上陸を許さずして薩摩に送り、それより大坂に護送あり、後尾張殿より彼藩士二人に謝物を贈らる、

琉球運天の津へ、奥州船漂着し、潮平親雲上其用方に参る、首里より二十四五里の所なり、奥州もの言語通しかたきのみならず、連天の者も、同し琉球

人なれども通しかたく、彼是不自由にありしよし語れり、大島筆記、

語れり、大島筆記、

尾州の商人に、大坂廻船を持しあり、自注、長者町紙屋州大坂松本町政之助去る安永二癸巳年霜月十九日、米貳拾五歳、其外九人、及ひ材木を積て、城西堀川より出船し、志州鳥羽へ

着、自注十一月和を見て、ともづなとき紀州里の浦へかゝり、夫より大坂へ志て乗り行く、月廿八日、明方より風いみしくして、いたつらに吹放され、浪にたゞよひし、同し港を出し船三四艘しはらくみえしか、行るも知らずなりぬ、たゞ九人乗りける船の者とも、消なんとする命つきせずして、百二十日はかり海上に日を送りし、其間風静りて、磁石針を以て考ふるに、日も月も大方北の方に見えぬ、扱ははかりりなき南海こそといと心ほそく、念佛なんことなへ、せめては陸地あらん所へつきて、水のみ死せは、うらみは残らしと祈誓しける、かゝるに大きなる鳥鷺のことくにして、背黄に羽は薄黒の色にして、つはさ大よそ一丈四五尺もありなんと見ゆるか、二羽來りて船にとまる、扱は島も近きにこそと、うき中にも嘻しく米あらひてあたへけなん聞えし、鹽尻。

て寺院にまみて、船中にて死せし者の追福なとせしと云々、

十一月尾州へ歸り来る、十二月廿八日、我公より按るに、尾張薩摩の家人佐合氏等に時服二つ、賜りし、是は琉球にして漂船の者ともいたはり侍りし故

寛永十四丁丑年、琉球に南蠻船一艘漂着到、則薩摩に來たし、それより長崎に送り獄に置る、寶永三丙戌年九月二日、松平島津少將吉貴より、去月大島に漂着の阿蘭陀人諸尼利亞人を長崎に護送あり、享保二十乙卯年十月十一日、朝鮮船永良部島に漂到、其地出帆してまた大島に漂着せし、明年元文元丙辰年三月三日、彼島より歸帆せしめし旨、同年六月廿八日、松平島津中將繼豐か老臣より、長崎奉行細井因幡守に注進す、其後清朝の船も漂到す、大島筆記に、二十三年前このみ阿蘭陀人諸尼利亞人を長崎に護送あり、其年代を記さず、前にいへるところ、今は寶曆十二年より算へしなれば、元文五年寛保元年の間なるべし。

寛永十四丁丑年、琉球に黒船一艘漂着す、薩摩へ送り來、薩摩より長崎へ送來、則入籠被仰付候、

九人の内一人は船中に而死す、薩摩にても船よりはあけさりしか、孟蘭盆の日を幸ひに、吏に告

琉球へ漂着す、薩摩番のもの捕之、さつまへ連越し候を、早速長崎へ送られる、伴天連六人日本人三人也、奉行馬場三郎左衛門榎原飛驒守詮義有之候處、日本に邪宗を弘むへきたために、しのひて来るよし白状す、依之長崎の牢に入おかれ、落着不分明なり、此時九州中に出され候御奉書略之古集記、長崎事始細見錄寶永三丙戌年八月、琉球之内大島と申所へ異國人六人漂着、松平薩摩守殿より長崎に御送り、九月二日着船、奉行所にて御詮議有之候處、三人はエグレンス、三人はヲランダ人にて、疑敷儀無之、イスパンヤに被捕、彼國を逃去、アソント申所より漂流いたし候よし、承實錄錄。

元文元丙辰年六月廿八日、松平大隅守老臣より長

崎奉行細井因幡守へ注進、

一筆啓上仕候、琉球國之内永良部島に、去年十月十日異國小船一艘致漂着卸碇候付、早速役人共罷出見届候處、男十八人女十人、内貳人は幼稚者乗組、朝鮮人似寄候、故漂着候次第出所等相尋候得共、言語文字相通不申候、然其朝鮮と申儀者相聞得、漁船遭逆風漂來之體に而、船具衣類之外積荷も無之、

六月廿八日 堀四郎大夫興昌判 種子島彈正久基判 島津木工久豪判 島津主殿久貫判

細井因幡守様參人々御中、公事餘筆、
本唐の船も、二十二三年前琉球に漂着す、其時唐船へ塗る石灰の仕來を見るに、琉球國にて年來せし石

灰よりは、仕様かはり有て、彌船の爲堅固になるよし、大島筆記、

通航一覽卷之二十五

朝鮮國部一

按するに、この國唐堯の時に當り、檀君なるもの、はじめて開基して君となり、國を朝鮮と號す、よりて是を大始祖の廟と稱するよし、朝鮮國史客、輿地勝覽等に載す、閑田耕筆に、朝鮮國初の主を檀君といふ、これ素盞嗚尊なりと、對馬にての話也、なんん、其素尊の朝鮮へ渡り給ひしきへる處、對馬の西北にて、飛前と名號さそ 私接 素尊 一旦新羅へ渡たまひしきいふことは、神代記中一書の記に見え、されども夏商を経て、その世紀考へ知るたりと記す、されども夏商を経て、その世紀考へ知るへからず、周にいたりて、箕子の封國となりしより以降、或は郡府となり、或は三韓起り、或は三國鼎峙す、その間また渤海任那をはじめ、卓淳、耽羅、肅慎、多禰島等の諸部落、大小強弱の異なるありといへども、各自に酋長あるものなり、高麗にいたりて、終に諸韓を一統せり、いま朝鮮國史客、蕃國傳、三韓紀畧、日韓提要、朝鮮年代記等の諸記を參互合考して、その大概をこゝに述ぶ、

周武王の時、箕子封を受て國を後朝鮮と稱す、四代の孫箕不秦に屬し、その子箕準、漢高祖の初年燕

人衛滿に迫られて南に奔れり、よて衛滿その國に據りて、なを朝鮮と號す、滿の孫右渠漢詔を奉せざるにより、武帝これを滅ぼし、その地を分て四郡とす、樂浪、臨屯、玄菟、眞蕃是なり、昭帝また改めて二府を置く、平州都督府、東府都督府是なり、然れども、令行はれずして、三韓並ひ起り、馬韓は西にあり、その始祖箕準は衛滿を避けて南遷し、國を建て五十四國を統ふ、相傳する二百餘年にして、百濟王溫祚に并せらる、辰韓は東にあり、蕃國傳に、秦の亡人よて秦韓と稱し、また辰韓と辨韓は南にあり、二韓は始祖年代等詳ならず、統國各十二、その子孫ともに新羅に降る、この時に當りて、新羅國、高勾麗國、百濟國また漸々興起し三國鼎立せり、新羅は東南に、高勾麗は北に、百濟は西南にあり、新羅の始祖朴氏赫居世は、辰韓に據りて國を徐羅伐と稱す、實に宣帝五年鳳元年なり、二十二代知大路立て、始て王と稱し國號を新羅と定む、斯羅新羅の三稱互にして定名なし、こにいたりてはしめたり、二十九代法敏の時、百濟高勾麗の二國を吞噬し、九州に分ち、郡縣四百五十を置けり、始祖赫居世より三氏相續き、脱解より昔氏九代にして、十三代令昧鄒立てより金氏となる後唐廢帝清泰一年高麗に降る、高勾麗は高氏、して高麗とせしもの始祖を朱蒙といふ、故の辨韓の地に據りて國を建つ、漢元帝建昭二年に當れり、新羅建國に後る事二十年なり、國を前部、後部、上部、下部、南部、西部の六部と定む、其後若人國を奪ひ、北沃沮を并せ、南濱貊にいたり、南扶餘に接す、朱蒙より高氏相承る二十八主、すへて七百五年、唐高宗總章元年唐のために滅ぼさる、百濟の始祖溫祚は、高勾麗朱蒙の次子なり、河南に奔り、馬韓の酋より百里の地を得て國を建つ、漢成帝鴻嘉三年に在り、高勾麗におくる事十九年なり、はしめ十一年にして、唐高宗顯慶五年唐に降る、また渤海國は、新羅の叔世に起る、その始祖大祚榮は、高勾麗王高氏の支別なり、その國亡ふるとき、榮州に奔り遂に自立して王と稱す、唐開元元年玄宗より封爵

を請て、渤海郡王となる、肅慎濱貊沃沮等の數國を并せ、南新羅に接し、東北靺鞨にいたり、廣袤二千里、都督刺史等を置く、子孫十餘代二百十餘年にして、契丹國主のために滅ぼさる、これ後唐明帝天成元年に在り、高麗國は新羅の季世に、弓商叛して王と稱す、其部下王建なるもの、その黨のために權尊せられて、衆を領し尋て新羅を滅し、諸韓を統一して國を後高麗と號す、東松岳に都し、南京西京を定め、すへて十道三京四府百十八郡を置けり、三十二代恭愍王逆臣のために弑せられ、養子辛禡嗣く、その子辛昌の時、權臣李成桂昌を廢して、王氏の支族瑤を立、四年にして成桂瑤を貶黜して、終にその宗祀を絶てり、始祖王建後梁末帝貞明四年國を建しより、王氏相承る三十三主、四百七十五年にしてはる、時に明太祖洪武二十五年なり、その年李成桂自立して名を旦と更たむ、これを恭獻王とす、李旦すなはち明朝に請ふて、國を朝鮮と復號す、是より李氏相繼て一統せり、風俗等諸記に載せたるもの探錄すといへとも、高麗國以前の事は、當今にあつからされはこゝに收めず、初めかの國より朝貢の

合せて五十五主、共に九百九十二年にして、後唐廢帝清泰一年高麗に降る、高勾麗は高氏、して高麗とせしもの始祖を朱蒙といふ、故の辨韓の地に據りて國を建つ、漢元帝建昭二年に當れり、新羅建國に後る事二十年なり、國を前部、後部、上部、下部、南部、西部の六部と定む、其後若人國を奪ひ、北沃沮を并せ、南濱貊にいたり、南扶餘に接す、朱蒙より高氏相承る二十八主、すへて七百五年、唐高宗總章元年唐のために滅ぼさる、百濟の始祖溫祚は、高勾麗朱蒙の次子なり、河南に奔り、馬韓の酋より百里の地を得て國を建つ、漢成帝鴻嘉三年に在り、高勾麗におくる事十九年なり、はしめ十一年にして、唐高宗顯慶五年唐に降る、また渤海國は、新羅の叔世に起る、その始祖大祚榮は、高勾麗王高氏の支別なり、その國亡ふるとき、榮州に奔り遂に自立して王と稱す、唐開元元年玄宗より封爵

事、蕃國傳に、神功皇后攝政元年、后親から新羅國を征討し給ひ、かの國王面縛して降り、質を出して再び叛情なきを示す、實に後漢獻帝建安六年にして、新羅第十代奈解の時にあり、これを視て、高勾麗國十代山上王、百濟國五代肖古王ともに神后的軍門に詣り、永く藩屏たらんを請ひ、また質を入れる、是よりして三國朝貢を廢せず、新羅は四十代憲德王の時、我弘仁五年より朝貢を絶つ、及び任那國もこの時より貢を獻せり、その後新羅の叔世に當りて、齊明天皇七年より耽羅國、天武天皇六年より多羅島、聖武天皇神龜元年より渤海國等各朝貢あり、また伊跋國、卓淳國、肅慎國等を擊ち從へり、のち高麗國起るに及びて、絶て通信なしと載す、今の朝鮮國となりて、後圓融院永和三年將軍義滿の時より、かの國隣好を修し、互に信使往来ありし事、槎客便覽等に見ゆ、後陽成院文祿慶長の間、豐臣關白征伐の後隣交絶えしを、東照宮御深慮ありて修好し給ひ、慶長十二年通信使來聘ありしより今にいたれり、三韓紀畧、日韓提要等に、その國土は漢城に都し、封疆は東南西の三面は渤海にして、西北は鴨綠江に抵り、北は女眞に隣り、

遼東の東南に在りて、正に日本と對した、一海を隔てり、東西二千里、南北四千里、異國出契によれば、本邦の六丁なり、隣好始末物語解及び海東諸國記等には、國の一里は、本邦の一里なり、然れど諸記に我里程にして、東西二百里、南北四十里とするもの多ければ、一里を八道に分ち、中を京畿と百里とするもの多ければ、一里を八道に分す。諸記に郡四十或は四十一そし、府五十六或は六十九、或は七十そし、道に觀察使、兵馬、水軍、節度節制等の使あり、府に府使、或は府尹あり、州に牧使、郡に郡守あり、縣に縣令、或は縣監ありと記す。また天和風聞記載雨森東五郎筆記に、朝鮮國朝拜の規式は、正月元日及び冬至なり、その儀正三位格の輩にとまり、其已下を庭拜といひ、名署をさけ、朝廷拜して退く、また朝會にて正月十五日にあり、もし故あれば別に日をトす、其日國王廟に臨みて百官の高下によらす、國政につき存意あるもの、本日直奏のよし、毎月朔望兩度望闕の禮あり、八道諸郡またしかり、大赦の事、太子誕生、立太子、および入内等の時行はるゝよし、また進豐宴と稱して、國中

は毒死を命するよし、朝廷より以下官人の頒祿及び從者の事、正一品一科四季に、中米十四石、糙米四拾八石、紬六疋、正布十五疋、春秋に田米二石、春冬に黃豆二十三石、夏秋に麥十石、春は楮貨十張、三韓紀略に、楮貨一張は從一品二科は、中米十二石、糙米一升に準す。又、從一品二科は、中米十二石、糙米四拾三石、紬二疋、正布十五疋、田米二石、黃豆二十石、麥九石、楮貨十張なり、かく正從一品一科九品十八科まで頒祿あり、兼官の輩は、朔布とて毎月俸銀あるよし、朝廷方舉家二百人許もあり、その行列及び正一品の輩は、平轎子に乗り、判書弁に正從二品の輩は、詔軒といふ車に乗り、朝廷方は凡二十一人餘も從へ、判書等は同十餘人のよし、都郡文官の地頭、此方送使接待に出る時は乗輿なり、其外馬上にて往來す、地頭萬戸惣して一村を指揮する人、日本譯官にても掌上役に仕はるゝ時は、蓋を持たずるなり、東萊府使は衛祿米とて、諸郡に公役より貯公米十五疋なれども番船中船宛行の公米、和綿贈答の入費銀、及び炭薪の殘分、其外釜山浦廻米改、

靜謐豐年等打續きたるときこれを催し、また國王朝に臨み百官相賀す、其日音樂等ありと載す、韓事品彙に、これ享保十年朝鮮國和館の番手小田切四郎國都より兵衛より、宗對馬守の間に對へし書なり、北京より北京まで三千二十九里、或は三千五百里あり、東萊府より平常十三日、その行程九十九里なり、北京よりの勅使は、雙方の吉凶によりて定數なし、朝鮮より北京に使者の次第、皇曆使は毎歲八月都を立て、十二月歸朝す、冬至使は毎歲十二月都を出て四月歸朝す、此兩使は定例なり、謝恩使は勅使の後、毎度これを遣す、或は冬至使、謝恩使兼帶の時もあり、賚咨官は臨時の使者なり、其餘進賀使、進香使、告訃使、雨森東五郎筆記に國王薨去の時謹を請ふの使者あり、北京よりも冊封使として國王即位勅許の使者來るよし、奏請使、辨誣使等の使者、また臨時に遣すよし、國禁は北京より朝鮮へ、武具軍書角黃色の巻もの端物類を出すを禁制し、また朝鮮より人參銀等私に持行を禁せり、これを犯すものあれば罪科に行ふ、刑罰は杖罪斬罪等なり、以前は謀叛人などの大罪は火刑に行ふもありしよし、火刑は鍊を焼きて直に身に熨するよし、多は杖罪にて、亂杖刑問打臀捧革などいふ杖罪の科あり、此外高貴の人の重罪

また魚漁運上等彼此にて三月全く相務る時は、凡銀五十貫目もあまし得るよしと載す、異本朝鮮物語に、諸臣下の類族二ツに分れ、南方といひ西方といふ、猶日本の源平のことし、今國政をとれるは南方なり、また西方より出て勤るもありて、其事南西にかかるなり、官人より下賤にいたるまで、衣服は異なれども何も無刀なり、尤武官軍官の輩は、表方勤仕の時計り、鍔を負武具も帶す、鍔を負たるを見ると、鍔にてはなく本邦の刀なり、造りも本邦のこどし、これを背に負ひ、もし拔時は左手にて上げ、右手にて拔よし、鎗を持せ行をみるに、皆拔身にして都で鞘はなしとあり、また此書および雨森東五郎筆記、韓事品彙、隣好始末物語解等に、その人智源沈にして其俗獷獰なり、文藝を嗜み武備を勵み賞罰を嚴にし、儉朴をたつとふなり、書籍は有來のもの新たに編集あれども、その人の死後ならては梓行せざるよし、武藝は馬を乘事本邦にまさり、その稽古には、溝をほりて乘馬の奔迭を制し、馬上の諸藝講肄するよし、弓術は唯一流なり、武器は弓を第一とすれども、本邦の大弓のこときはなし、及第

には専ら弓を以てす、刀鎗の術もあれども、これをもて及第の事なし、勿論その精き術あるを聞す、甲冑及び兵器の類、何も本邦の如く造作す、寛文中長崎の賈人、密々に武具を大分朝鮮に渡す、寛文七年なり、詳よりて彼國本邦の武具多くなれり、尤文祿慶長の役に捨りし武具、又漸々持渡りし武具残り、また彼これを便利なりとて追々作りしにより、本邦のことく用ひ来るよし、陸陣船戦共毎年稽古し、殊の外兵事調練と相みえ、釜山などにても、船戦等修行の躰なり、軍船は釜山浦にある番船二艘、中船二艘、同浦の内開雲浦豆毛浦の萬戸預りの番船中船各一艘、その浦々に三月より八月まで、これに乗組の人馬軍官砲手都訓導以下すへて七拾三人、番船一艘にのせ置き、また射夫砲手以下すへて二十人中船にのせ置き、各浦の番船人數これに準ず、但し九月より一月まではその半減なり、さて朝廷勤仕せし人の子孫にても、器量なくして及第ならざるものは庶人となる、されども世にこれを名家の子孫と唱へ、三代までは士閥良といひて及第する格なり、三代其事に及ばざれば、名號ともに廢

り、終に農民となるよし、農事檢視は毎歲敬差官なるものを、都より八道に指下して點檢あり、凶年にはその貢をゆるす、麥作は貢稅の沙汰に及ばざるよし、旱魃等には雨祭りす、都にては最初五六品の輩これを行ひ、雨ふらされはまた參議參判判事等追々に祭りて、猶降されは國王親からこれを務む、鄙にては地頭これを祭り、勿論巫覡の祭もあるよしと記せり、金鶴雜話に、かの國漆工拙し、故に漆ぬるの法を學ぶ事を望む、梨子地の器物は殊に懸望せり、傘もなきゆへ、ひそかに取て往くものあり、扇筆竹扇墨真鑑の器これら類多し、何れも巧妙を盡したことなく、多くは質朴にして拙作なり、されども唐山の風に近くして俗氣少しおり、また韓事品彙に、都にては肆店の商賣また擔ひ賣もあり、藥種端物其外紬等種々積置て商賣す、また毎日未明より終日魚菜の市あり、賈人の家は二階作り多きよし、和館には門前に立、魚菜等商賣す、各道の府には朝市あり、其外は日を定めて、諸郡に大市立、近郷より出て交易す、運上は十分一のよしこ載す、雨森東五郎筆記、及び韓事品彙等に、彼國元來

箕子の子孫數十代相續せし故、聖人の德化おのづから國中に及び、美風を慕ひ風俗古今替りなし、蒙古起りて天子となりしかば、やむ事を得す元に順從せしか、明の太祖天下一統の時、速かに胡服を改め剃額を禁してより以後、明の年號を用ひ、いよいよ君臣の禮義を執行ふ、後また清に至りて、漢土も一般胡服剃髮成しに、朝鮮は猶明の制度を替へざるにより、其命ありしに剃髮胡服の事、たゞひ滅國に及ぶとも従ひかたしと捍言して濟しとなり、おもふに朝鮮なこは、羈縻の州にて正朔をうけ、君臣の儀式を行ふのみにて、諸侯王のこときにもあらず、かつ胡人の質は、苛禮細節に拘はらざるゆへなるへし、國王は袞龍の袍服なり、その冠服は北京より来る、常服は自國の細袖極品のよし、かの國にて鶴鯉は出世のものとて、みたりにこれを食せず、鯉は大にして額に星あるを食す、魚は鯛、鱸、鱈、青魚、石頭魚、鯈魚、廣魚、鮋魚、鮭、松魚、銀口魚、鳥賊、鮒、白蛤、紅蛤、鮑、小鰐、海參等の類を食す、鳥は鶏、雉子尤嗜めり、他鳥は賞翫せず、柑の類本邦より渡る外になし、濟州に每歲進呈となる金橘あ

り、是柑子の類のよし、寒國にして鳬雁多し、鹽漬にして大口魚とともに、年々對馬より浪華に送る、價も廉なり、干鱈生鱈も來る、干鱈は性や、堅牢、生鱈は腸をさり深雪の中に埋む、故に性脆にして鹽なし、胡桃海松子も多く來ると記す、落穂雜談、一言集追加、韓事品彙、異本朝鮮物語に、朝鮮は至て貧國にて、兀山多く良材少し、故に家屋の造作庵末なり、都下繁華なれども、大駄本邦郷町の如きよし、その町々家造りは、座敷といへども、多くは板敷にて、客來の時疋などを敷なり、またつろこ唱へて、座敷の南座を土にてぬり、其上に相應の物をしきて、爨火の煙りその下にめぐらしめんかため、石組などにて道を付、煙をやり溫暖を満しめ、老人は四季ともに多分其席に就て居れり、彼いふ、此くつろ有て以來、その人短命なりとぞ、名におふ釜山浦といへるも、民家五六百軒に過す、都下の家屋も本邦のことくせきて建す、故に火事も多くは一軒焼のよし、火災の時は、修城焚火司の職役屬吏を率ゐて揮麾し、その近邊のもの同しく防けり、總して都にては、夜行を禁し、たゞ正月十五日の夜、踏橋

といひて夜中往來をゆるし、其餘は毎日酉の下刻ばかりに、諸方の烽火都に達するとき、鐘をつき往来を止む、是より公用のものは、印札もて往來す、冠帶の輩は札なくしてこれをめざる、捕盜鷹禦禁衛の職役夜中廻りて嚴重にし、胡亂のものはこれを捕ふ、鶏鳴の後より往來を免すよし、その踏橋の夜は、貴賤隨意に出遊し、橋上にて月を賞す、殊に若年の輩は橋を踏て東西に逍遙し、夜中賑々しそそ、男子笠を着してよりのち、相應の職役を勤るゆへ、本邦の元服に同じ、婚姻の事、國制に男は年十五、女は十四にして初て相營む、されども父なきさらなり、庶人といへとも冠帶などし、從者も力に應し多人數を従へり、婿いりの時は、尊鴈と號し雁一羽婿に先たちて持たせ、婿なるもの婦の家に至るとき、これを正面に飾る、婿これにむかひて四度半拜す、婦婿に對して四度半拜し、婿また四度半答拜す、其後盃酒の禮等あり、其盃は小瓢を二つに割り、内に漆ぬりておの／＼紅緒を給へり、これを互

出家は預からず、出家の渡世は田畠等所持のもの多し、その所持なきものは、種々の細工又は日雇紙など漉き營むもあるよし、かの國は金銀殊の外少く不如意なり、金銀山も大分あれども、山中へ深く堀らさる故、一圓に出す錢も少けれども、近年は鑄出として粗多くなりぬ、錢の銘は常平通寶なり、他の銘あるをみす、都には東萊などのことく娼婦なく、諸郡にはあれども、何れも官婢なり、都にても高貴の婢など、自ら營み居れるは娼婦のことし、時により都より諸郡に令して、娼婦の容貌よく器用なるものを選みて上すへきとの事あり、是は女醫の稽古の爲のよし、禁中及び公家の婦女は、男醫診脈等ならざるゆへ、女醫あるよしなりと記載す、

○修好始末

從慶長四年

接するに、隣交の大意は、前に辨するこくなれども、もと宗氏かその國と和親貿易ありしによる、故に約命により、中間にありて毎にその事を主とせ考ふべし、猶貿易の條件せ考ふべし、

慶長四己亥年、是より先、豊臣太閤朝鮮國を征伐し、文祿元年四月に一旦和議に及ひしか、事破れて再舉ありしより慶長元年隣交中絶す、東照宮元よりこれを快させられず、是年宗對馬守義智に懇命ありて、好和再興

にとりかはせとす、婿の盃を婦に與へ婦の盃は婿に贈る、規式終りて後、房親禮とて祝事あり、その日婚婦を家に伴歸りて、舅姑に見えしむ、もし故障れば親遠くとも同姓より養子とす、同姓なきもの異姓より立るといへども、養子と唱へす、これを収養といひて喪を行はす、期年の服のみ、同姓の養子は親遠くも三年の喪を行ふよし、孝子孝婦等勝れしものは、公儀より白米木綿の類、其ほどに應して褒美あり、むかしは至孝なるもの、門前に、公儀より碑をたて孝道の次第を銘して、末代孝子の家と相知る如くす、その家今猶存せるよし、先祖は忌日に祭る、必三日潔齋し、誕日にも祭る、また秋夕に唱へて八月十五日、都鄙ともに魚肉珍味を墓所に供してこれを祭れり、都に佛寺なく、各道には數多あり、又山城を構へし寺、八道のうちにまゝあり、此寺には僧將と稱し、頭分の僧あり、これらの類には、朝廷より官位および金印等を渡し、武備を兼て常に講習するなり、かの國儒道ゆへ、俗人の葬式に

を議せしめらる、よて義智明年に至るまで、州使二度に及びてこれを謀れども、使者一人も還さず、同五庚子年また使者を遣す、こゝにをして彼邊將よりはしめて答書を來す、

日本朝鮮御隣好之儀、文祿元壬辰年、朝鮮陣以後中絶仕居候處、慶長四己亥年、當對馬守按するに、古義論、祖父對馬守義智、從權現様蒙仰候者、朝鮮者隣國に而古より通交有來り候處、按するに、事は貿易の條に詳なり、不慮之一亂に才覺和好可相整候、彼國可致同心趣に候は、公命と可申候、同心無之若敵對之仕形有之候は、其儘に者難被閥候、可被向御馬候間、其旨相心得候様にと被仰付、被成下御暇、對州之罷下り候、按するに、貞上、及び朝鮮記これに同して慶長六年に係け、まことに譲りなり、以後以御書彌無事相整候様に、可入精之旨被仰付候、依之、慶長四年初度に者梯七太夫と申者、二度目に者吉副左近、同五年三度目には袖谷彌助彼國に差渡候得共、一向に承引不仕候、子細者對州之儀は古より年久敷通用仕來候處、秀吉公無故兵を起し、無罪人民を數多殺し、對馬守先鋒仕、王都を破り陵墓を發

き、朝鮮反亡國候遺恨難忘、按するに、異本朝鮮物語に、鮮失し、其以後今に至ても人數中々少く、の國人大分、死また往古之人數には合ひ不申由ニ載す。其上萬事大明之差圖受候得は、私に通交難成よし申切候而御代替を曾て實ニ不存、前後都而三度迄使者を還し不申、書翰之返答も不仕候。

日本主君家康公、島主義智及柳川調信に命して曰、日本朝鮮和交の事古來の道也、然るを太閤一亂の後其道絶し、通好は互に兩國の爲也、先づ對馬よ

り内々書を遣し尋ね試み、合點すへき意あらば、公儀よりの命と申すへしあるほどに、對馬より私

かに書を渡す、朝鮮より云々、馬島は古來朝鮮と相

通し、勘合の船を渡し、按するに、勘合圖書の事、嘉吉三年なり詳かに貿易の條に見ゆ。商賣の道を通し、島主は島を保ち、其外は家業を相樂

む事久し、然るに太閤無放して、兵を起し罪無き生

靈を殺す、馬島先鋒となつて、王京を破り王陵を崩

す誠不同戴天讐也とて、對馬の使を殺す事兩回也、

朝鮮講和書契、○按するに、下の朝鮮通交覺書に、使者も殺しの由風聞さるを是こそす。

慶長四年東照神君、召義智君被命朝鮮通交之事、於是上梯七太夫被仰達朝鮮之處、留不歸之間、被遣吉

副左近、是亦久不歸、同五年庚子、袖谷彌助遣朝鮮

令請通交之處、留不歸之間、重被遣石田甚左衛門、漸得返翰歸了、本州編繪略、

慶長五年庚子春、義智公遣武田喜兵衛於朝鮮、使視邊海之事勢、喜兵衛搶海邊賊卒歸也、同年以袖谷彌助爲使、贈書於朝鮮請通交、彌助亦不歸矣、亦遣石田甚左衛門、於是邊將與回翰於石田返之也、韓錄、本州

穆、喜兵衛邊海の朝鮮人一人捕へて歸る、同年袖谷彌助を使として書を贈り通交を請ふ、彌助又終に歸らず、又石田甚左衛門を遣す、此時邊將返翰を石田甚左衛門にあたへて返す、白石叢書、

勝國之主、按するに、豊侵伐朝鮮前後七年、聲言報先世

之仇、然其禍亦慘矣、自注先世之仇、言高麗王我國初乃命

對州、與朝鮮和講復修舊好、先是州使者、數往朝鮮

而不得回、初州使梯七太夫久之不回、次吉副左近、亦次袖谷彌助皆不得回、慶長五年冬始得報書而還、

蓋是之時、彼亦既厭上國留屯將士驕傲尤甚、欲與我

渝平以紓其患、州使石田甚左衛門始得報還、其書不

題姓名、相傳是彼邊將所報也、國書復號紀事、

太閤秀吉公朝鮮征伐之後は、不通の手切ご成也、

義智公東照君之蒙御意、通交之御請あれども、日本は共に不戴天讐なりとて、使者三人まで殺し不返其上にても義智公使を被使、通交之求やます、四度目之使者石田甚左衛門初て返簡を取歸る、日韓提要、

慶長五年四度目には、石田甚左衛門と申者使者にて書翰を遣候得は、漸此時使者をも還し、返翰を差越申候、朝鮮通交大記、日本通修好本末

慶長五年明の萬曆二十八年、彼國其邊將をして始て我に復せし書に、朝鮮通交大記、日本通修好本末而書翰を遣候得は、漸此時使者をも還し、返翰を羊陸相交、古人所譏而有問不答、亦云非禮、茲布遠情、以報惠書、貴邦敵邑隔海爲鄰、世結懽好數百餘年、貴邦曾無鹽奴饑婦之忿、而遽馳無名之兵、先侵興國之境、使廟社丘墟生靈魚肉、編には、無内に作る。若爭曲直則將軍亦無辭矣、兵連禍結十年于茲、靡爛之慘屯、于今不撤、故謀無輕重、事無大小、必皆先稟於皇朝、聽其處決、況講和之事、不可不待準可而輕決於兩言、戊戌以後所送之价、按するに、諸記みな慶長四年とあるが、戊戌とあるのは慶長三年兩國相當、要和之說或可勉從、但皇朝之於敵邑、視之如子、不唯救難於一時、使經理提督諸將官領兵留屯、于今不撤、故謀無輕重、事無大小、必皆先稟於皇朝、聽其處決、況講和之事、不可不待準可而輕決於兩言、戊戌以後所送之价、按するに、諸記みな慶長四年とあるが、戊戌とあるのは慶長三年兩國相當、要和之說或可勉從、但皇朝之於敵邑、視

19年よりの事と聞天將帶去至今不還、故久闊回音、以致貴邦之恠訝爾、非有他意於其間也、古語曰、信不由衷、質無益也、設使敵邑不惜二使再尋前好、而貴邦之無信猶夫前世、區々盤血只欺鬼神、誠能以信爲本、有如皎日、毋踵前失、要爲永好、則天朝自有解紛之舉、而敵邑亦遵香火之約矣、是また續方策合編同し、和文

羊陸相交る古人の譏る所にして、しかも間あつて答へざるも、亦禮に非ず、因て違情を伸て、以て惠書に報ゆ、貴邦我國海を隔て、隣を爲し好みを結ふもの數百餘年、曾て一言の忿りなくして、邊に兵を起し隣國の境を犯し、廟社をして丘墟、人民をして魚肉たらしむ、若曲直を以て是を論せば、將軍も亦詞なからむ、兵禍の久しき既に拾ふべし、然も天朝の我が國に在ける、是を親こゝ子のこゝくす、但難を一時に救ふのみに非す、また經理提督の諸將官をして兵を領し、留て我國を鎮めしむ、因ておよその事、必先是を天朝に申し其處決を承く、況此和を講するのと、是を天朝に訴へ其許まるゝを待すして、軽しく兩國の私言に決すへけむや、戊戌年以來遣る所の使价、皆天將是を帶去れり、故を以て久しう回音を闇き、貴國の怪みをいたすのみ、他意あるに非す、古へにいはく、誠信の心なくして盟をいたすは終に益なし、たゞひ敵邦をして、一价を通し舊好を修めしむとも、貴國の信なき、なを前日の如くならば、其盟

をいたす、徒に鬼神を欺くに過ぎざるのみ、貴國もしよく誠信を以て本まし、永く好みを結ふに心あらば、天朝ものつから是に處する道有て、敵邦また其盟約に従はむ。(朝鮮通交大紀)

慶長四己亥年東照大君、對馬守義智に命し給ふは、日本隣睦を修する事、其年已に久して、一旦干戈にちよへるば、誠にゆへなきのいひ也、凡好を通し交りをむすぶは兩國の益なり、たゞひに中頃のうちみを忘れて、なむく隣交をむすぶへきの條、其旨彼國に通すべし

さの御事なり、ひそかに接するに、豊臣太閤の逝去其間もこれな

く、翌年早速和好の儀仰出され、兩國の益なりとの給ふ御深慮の

ほこりがゝやと察するに、第一は日本に近き異國朝鮮にしくはな

し天下の理一致なければ、一郷一里に住居する者も囊をならへた

る比隣には、其したしみ殊に厚き道理にて、春秋傳親仁善隣國之寶

也こゝへば、好みを結び給ふも其道理一致なるにや、第二には、壬

辰の變に、日本より彼國先王の墳墓をも掘くつし、書翰にも不共戴

天之讐といへるほさなれば、時節をうかゝひ、大明の援兵をこひ、

復讐の舉これありては、開國御草薙のはしめ、きはめてなされたた

きの勢もこれあり、其上彼國と和好を結ばれ、使命の往來これある

こきは、御威光異國にも達したるこ相見へ、國內の人心を服し、大

小侯伯は申にむよはす、遠國邊地までも推戴の心をいたき、泰平を

こなふへき端とあほしめされたるにや、第三には、既に新羅の日本

をせめ、高麗の元朝の先導たる殷のかんかみ遠からず、されば朝

鮮こゝさねて隣好を結ばれ、彼國の事變を察し、且は我國武勇の盛

なる事、自然と漢土にも達し、又は唇亡齒寒の患ひながらしめ給ふ

事、保國永久の策と思召されたるにや。(隣交始末物語解)

通航一覽卷之二十五 終

通航一覽卷之二十六

朝鮮國部一

○修好始末

從慶長六年
至同八年

慶年六年丑年、宗對馬守義智、去年朝鮮國邊將よりの返書を得、猶和睦のため、此夏使臣井出彌六左衛門をして、往年の俘囚を送り還し、釜山浦にて彌六左衛門、かの官吏と接待問答して歸國せしか、秋冬の間また彌六左衛門等を遣はして其事を相はかり、かの禮曹參議東萊府使と書の往復あり、

宗義智始て、かの邊將の返翰を得、彌和睦のため、

慶長六年丑年井出彌六左衛門と申者、使者として

壬辰の捕れ對州に有之候を送遣し候處、於釜山浦

知司譯院事朴大根と申官人罷出接待仕、和交之儀

問答いたし、彌六左衛門罷歸候、按するに、此年義智よりるに、この使者の歸國は七月

なり、(日本朝鮮修好本末)

慶長五年此頃我州連りに和を求む、かれ和好をもてめは、宜く先俘擄を還し、其後此事を議すへしといひし故、慶長六年萬曆二十九年夏、公按するに、義智よりを下さす下おな

し、井出彌六左衛門智正をして、俘を彼國に送り、また是を諸州に求めて陸續に還されたり、是より先、公柳川調信と相議し、武田喜兵衛をして、彼國の邊民一名を捨へ來り、按するに、前年の事なり、我國和を求める意を諭し歸らしめ、夫をして和好の便を致さしむ、此時また其邊民を還されたり、此年彌六左衛門をして和を求められしの事を、政事撮要に記して、對馬島倭平義智、連遣橋智正刷還被擄男婦、來要和好、乞通關市、遣柳根具由奏聞、并咨禮兵二部軍門等衙門とあり、朝鮮通交大紀、

慶長六年公、井出彌六左衛門智正をして、とらはれを朝鮮に返し送る、

按に、此年より慶長九年まで、返す所の男女凡一千七百二人也、井出彌六左衛門智正は、皇明從信錄に見えたる橋智正也、津島記略、

慶長六年義智公、以井出彌六左衛門智正爲使、遣於朝鮮刷還俘擄、且還武田善兵衛所擄來之賤卒、以益請通交、智正到釜山、知司譯院事朴大根接待之、其後義智公與調信等相謀、求俘擄於諸州牧守、漸次還之朝鮮也、韓錄、白石叢書、

慶長六年、朝鮮國禮曹復對馬島主書、
朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國豐臣平公足下、信
足下、使至得足下書、具悉貴國近來消息良慰良慰、
自古兩國之交不論勢之強弱、誠如來教、所云如於義
之曲直安有不辨者哉、以此推之、其曲安在、直又安在
耶、足下所謂上古泛樓船揚旌旗赴貴邦數次者、又指
何代而言耶、羅濟按するに、新羅百濟をさす、以來雖有邊徼偶發之
患、是不過島嶼間寇掠之徒耳、其有傾國興兵無故
侵、是如壬辰丁酉之甚者乎、丁酉は慶長二年なり、王辰は文祿元年、孤
寡抱怨神人共憤、足下論此其不慊於心乎、古今天下
強弱何常、足下獨不見吳越之事乎、黃石公云、柔能
制剛、弱能制強、兵家之勝敗未易言也、今者聖天子
命、留精兵二十餘萬分置八道、屯耕教練、敵邦事無
大小、皆稟天將處分、不敢毫有自擅、倘足下悔禍表
誠以求後福、則天朝水陸諸將必因其可驗之實、而轉
稟天朝有所裁處、豈非兩國之幸也、來書所謂時運務
急者、恐不在敵邦而在足下矣、幸足下勉之、餘在棚
川平公處答書、不宣、

萬曆廿九年八月日禮曹參政鄭暉、

朝鮮國禮曹復柳川調信書、

至恩、敵邦之厚義、何足下不忍而自絕之如此、戊戌
之冬長三年なり、水兵天將陳都督興敵邦邊將、摧破倭
船於南海岐洋觀音浦、約東天朝諸將、欲追擊歸師問
罪貴島、而敵邦以禍本不全出於貴島、懇請而止、足
下負敵邦、而敵邦終不絕貴島之意、想足下亦有聞
矣、聖天子甚怒日本蔑冊使而動兵甲、飾兵部留名將
及精兵二十餘萬、分置敵邦八道、以爲數十年屯耕教
練之計、至今天將等皆以貴島爲罪、昔乃謂敵邦誤親
貴島勾引兵禍、此蓋以足下及足下之子、再爲先鋒嚮
導、故再來諭有之、對馬島守在大坂、待報朝鮮和不
和之事、而後載運軍糧、云敵邦所不爲自擅之事、足
下欲脅而成之耶、以足下之力可止日本之兵、則雖講
和如前日、而述而背盟、又如前日、足下先既誑而負
之、又將再誤耶、敵邦惟天朝之令、而天將說稱對馬
島累誑天朝及朝鮮、非有異常忠欵、而其言尤不可視
聽、云敵邦獨能擅かず乎、雖然無拒將來、不追既往者、
聖人之心也、包荒含垢、詩人革面者、王者之道也、日
本若能以誠信相與、而貴島亦且大如懲悔表著其非
常忠悃、固所以自効於天將、而得全轉奏天朝、則人
所欲天必從之乎、斯時也、惟敵邦惟皇朝、是從前日

朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國豐臣平公足下、別
書與被擄人口俱至、備審誠欵、上年報書亦已兼悉、
第天朝諸將留在國中、天將不見許、則敵邦無自擅之
理、足下勿以遲報爲訝、貴島與敵邦雲水相望、而島
中良材皆我國之土產、則縱敵邦不以父母之邦自居、
而貴島寧忍負而絕之、二百年來敵邦於日本世篤隣
好、視貴島之人有如內地赤子、時節朝聘賞賜優渥及
足下之身、超授二品重秩、按するに、柳川三代略記による、彼國嘉喜大夫の位を授ししない、
ふなる敵邦之命似於足下不圖、而其待足下則至矣、島
中肖翹草木孰非國家之所涵育哉、昔年足下來言、關
纏返、兵戈大起、按するに、慶長元年再役をさす、而足下爲先鋒嚮導、
既久京城追至平壤、是未知足下誑敵邦耶、關白脅足
自新立、要尋舊盟、敵邦信足下之言、遣使通好使价
海德至厚也、日本待天使無禮、及肆桀逆冊使甫旋、
衆軍繼後、足下首謀指揮諸倭、將襲我舟師、足下之
子按するに、豐前守知永なり、與攝津行長爲先鋒、再犯全羅道、是未
知足下誑天朝及敵邦耶、關白脅足下而然耶、天朝之
子守知永なり、與攝津行長爲先鋒、再犯全羅道、是未

之事、何可提起再論、唯在足下盡誠意耳、費使久留
慮足下懷疑、請于天將賞米先送來書、則天將轉報於
天朝、上司如有處置、當遣人報知、不宣、

萬曆廿九年八月日

朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國豐臣平公足下、別
紙所論要時羅等按するに、國書復牒紀事に、按惑讛錄、要時羅
釋生與四郎始到敵邦、天將輒即拿送天朝、其後處置非
敵邦所知、蓋往年日本待天使無禮、反動兵戈、天朝
深怒其桀逆、拿問要時羅等、足下豈不聞乎、自古無
殺使之國、敵邦粗議此義、要時羅數輩殺之何快於敵
邦、留之何損於日本、而敵邦強留不放歸乎、其無此
理、想宜諒之、不宣、

萬曆貳拾玖年捌月日、

禮曹參議鄭暉、

對馬島主與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守豐臣義智、謹稟朝鮮國禮曹大人
閣下、僕雖在大坂以調信之信、達吾內大臣家康、怪
之重命僕歸去、督貴國之信、是以去七月中旬歸島、
于時橋智正歸來出示貴版、薰誦再三珍書重中曰、敵
邦事無大小、皆稟天將處分、不敢毫有自擅、倘足下
悔禍表誠以求後福、則天朝水陸諸將必因其可驗之

實、而轉裏天朝有所裁處、豈非兩國之幸云々、僕謹以聞之、太閣在日家康常諫撤兵、讒臣強拒之、及其薨之日、或日解納家康之諫、故隨邦改非求和、所謂豈非兩國之幸、隨邦無貴無賤人心短戚也、所冀下無遲延惟幸、因茲再差橋智正、漏洩心事、餘在調信之書、萬萬恕宥、恐惶不宣、頓首謹言、以上、方策新編、

日本國豐臣調信謹白朝鮮國把總孫公足下、伏以、西遊東還跋涉之勞、推以圖之、事勢如何逐一示之、余先日以貴國去秋報章之旨、馳稟槐門家康君、君命曰、汝止上京速決和交成不成來、天朝群議未決、以緩大事則太不可乎也、和交若不能成、則貴國請早示其實、莫巧言緩延、只速聞成不成之事、蓋是家康君之意也、古來愚慮者保國、聰敏者誤國、恐足下慎之、

餘在智正口布、不宣謹言、朝鮮譜和書契、

慶長六年云々攷事撮要に記して、對馬島倭橋智正等又來、脅和諍探天兵有無、移咨萬軍門、按するに、國理萬世徳なり、乞差遣天朝委官嚴詞開諭、朝鮮通事、朝鮮國禮曹參議鄭暉奉復日本國對馬州太守平公足下、信書再至、益審足下倦々之意、修好曲折前書粗悉之、敵邦事無大小不能自斷、俱稟天朝處置、實足

所知也、足下既知事情、又何用忙哉、舊好若諧、則涵育並利、安民息爭、乃王者之事、豈以已往爲介懷哉、和之易成如可以任意、則不必待足下煩諭、而敵邦已自決矣、往年日本失禮冊使、重致聖天子之怒、近又零賊頻發、益忤軍門邢老爺之心、和事之漸遲者、皆是貴國之所自爲、而今乃責速成於敵邦、足下已深察此等事、而有此事乎、其未能深察乎此、而徒勤往復乎、敵邦竊惑焉、曲在貴邦、則據何狀而爲辭於天朝、害遲速、皆在足下自己求之者、幸與柳川平公熟諒而處之、和成爲兩國之幸、足下與柳川亦蓋愆而流名、其不美耶、統惟照諒、不宣、

萬曆二十九年十二月初一日、朝鮮譜和書契、

慶長六年明の萬曆廿九年、此年禮曹參議鄭暉奉調信に復せし書あり、その書左にしるす、朝鮮國禮曹參議鄭暉奉復日本國豐臣平公足下、夏刷還人口、委致信書、敵邦具悉足下之意、亦據各人説稱、日本自關白逝後、國中不靖、而家康公有悔禍之意、對馬島與足下深量利害、要講舊好、此與前

後走回人所言相符、敵邦與留守天將同議、即將此意及足下書、稟報軍門邢老爺曰、日本之事既如彼、對馬島之欲通歡亦如此、請撤移防海天兵、休養其力、以觀對馬島所爲、更議進退、軍門批回曰、日本事情曾因福建往來飛報已爲聞知、今據所稟亦然、當依之處之、但此聞海上零賊竊發、深慮朝鮮亦爲對馬所賣、敵邦與留守天將再稟、海上零賊必是小島下倭所爲、對馬島方要講和、必不作此事、於是軍門命海防諸將移住內地、使之更寧對馬島形止、敵邦庶自此而事可諧矣、今見來書、果如軍門邢老爺所料、足下亦潛搶海邊無知鹽卒、以問國事、敵邦豈知足下作如此屑々兒戲事乎、按するに、この鹽卒であるは、去年の使者武田喜兵衛捕へ來り、今年送り還す處の鹽卒の事をいふなるへし如此之輩、縱據去數萬無損、刷來數萬無益、貴邦

按するに、貴邦は敵下戸賊卒得興聞於國中之大事乎、自邦の誤寫なるへし、只見其反覆之狀於天朝、今此來書非是要和、乃自絕於天將、曾謂足下有長慮、而處事乃如許耶、自壬辰以後天朝謂、敵邦誤親貴島、勾引兵鋒、其後天朝將官經理國事、細微猶不得自擅、況此等大事乎、細看來諭、一向督脅敵邦事勢、足下知之、既悉何亦有意、倘此言徹於天朝、則徒激天怒、而反有害

萬曆二十九年十二月初一日、

和文

去夏人口が還り、よつて惠書を承く、敵邦まさに足下の心を盡す、日本關白の逝てより、國內靜ならず、家康公禍悔るの意あり、且對馬島主足下さ深く利害を量り、舊好を修めん事をもざむ、前後人口のいふ所と同し、敵邦よりて留守の天將と相議し、その所聞及足下の書を以て、是を軍門邢老爺にまふし、かつ海を防ぐの天兵を内地に移し、對馬島のする所を見て、是を處置をなさんことを是を聞けり、宜く詣ぶ所のこゝく是に處すべし、但聞此頃猶海賊の發するありて、朝鮮また對馬の爲に欺かれん事を慮るのみ、依て再ふに、海上の小賊、必是小島下倭のする所ならむ、對馬島今まさに和をもどむ、ものつがらこうにいたらし、爰に置いて軍門始て海防の諸將に命し、しはらく内地に移住し、もつて對馬のする所を察せしむ、今來書のいふ所をみると、果し邢老爺の料る所の如

し、おもはさりき、足下の長慮をもつて潛りに海邊無智の下民を執へ去て、問ふに國事を以てせんとは、此輩たる數萬を執へ去るも、我に損することなく、又數萬を還し來るも益なし、但下戸殘卒能く國中の大事を預り聞へんや、いかんそ足下此兒戯の事をなして、たゞに疑ひを天將に取や、これ和を求むるに非すして、却て和を絶つの計さるへきのみ、かつ壬辰の亂ありしよりこのかた、天朝おもへらく、敵邦誤て貴島を親しみ兵禍を招けり、今天朝將官をして我國事を治めしむ、細事といへどもつから事にする事を得ず、況此講和の事をや、然るに來書のいふ所をみると、事我を脅かし和事を促す、此事もし天朝に達せば、却て天怒を激し、終に和議の害たらん、但足下深く舊態を改め誠を盡し、天將をして疑ふ所ながらしめは、敵邦の是が請ふ事をいたすをまたすして、和事のつから成へし、若天朝の處置を蒙らば、前日足下いふ所の人、必上使の使として來到るへし、且前日既に是を天朝に達す、回諭猶いたま至らす、回音今日來るこあらば、敵邦明日飛船をして是を報せん、唯足下是を待へし。(朝鮮通交大紀)

慶長六年十一月下旬、袖谷喜助飯由市右衛門と申者兩人使者に申付、釜山東萊に差遣和交之儀申談、兩所に而請合不申候は、都に通り書簡を相渡、譯官を以心之及文通交之事申叶候様にと申合差渡候處、彼使者東萊より都に遣候と申候而、其後便りも無之、如何様に罷成候も不相知候、貞享宗對馬守書上。

對馬より遣す書の案、

對馬州太守拾遺侍從平義智、謹啓東萊釜山兩令公足下、智正歸日、貴國將付舌端之事、陋島信之、即訴吾殿下、和好時至者乎、寔雖爲難事、書契已成矣、今月貳拾肆日達陋島、餘一件之事是在陋島、分内之事不足爲難也、接するに餘一件之事をあらば、前の朝鮮通交大紀に載する放事摘要にいふ所、開市の事をさするへ、若其和期較遲、則陋島之不幸也、故今差飛船說心事、請速稟禮曹大人示報章、報章至則即差智正、齋書契護送餘件者必矣、勿怠勿怠、恐惶不宣、謹言、朝鮮譲和書契、

慶長七壬寅年、對馬守義智また使書を遣はし、この事、さし、また春にありて決した和好を謀れともいまた調はければ、姑くこゝに掲げず、たとえ調はす、時に義智御書拜賜あるにより、尋て使者を發す、こゝにをいて、秋諸記多く春に載す、今かれより全繼信孫文或を對馬國に來して、その事を相議す、慶長七年壬寅六月中旬、又梯七太夫小野新十郎と申者兩人差渡候處、去年之使者は大明に列參殺之候由、初此度之使者も彼地に留置、書翰披見之沙汰も無之、乘參候船の水主計歸國仕、使者は都に通り候よし、釜山浦にて承候と申聞候、其後此度之使者

も殺之由風聞仕候間、和交之儀一切埒明不申候處、權現様より御書被成下、彌無事之儀相調候様に可入精旨被仰付候、

其許之様子懇被申越候、無事之儀彌相調候様可被入精候、將又大鷹二居虎皮一枚遠路祝着候也、

五月廿三日

家康公御黒印

右に付、同年十一月(按するに、前後の語勢による)井出彌六左衛門と申者使者に申付、釜山迄差渡し、譯官を以和交之儀申談候處、對州之儀者古來より約條之船を渡、商賣の道を通し、年久敷通用仕來候處、秀吉公無故兵を起し、無罪人民を數多殺之、剩陣中に對馬守致先手、王都を破り國王之丘墓迄堀崩し、朝鮮及亡國候遺恨忘難く、其上萬事大明之請差圖候故、私に通交難成候、從是前兩度之使者被差渡候意趣、大明に相伺候へども其返事無之候、依之、通交不能成旨申切候而、御代替り候と申儀も、一圓實共不存、和交之儀不相調候、貞享宗對馬守書上(○按するに、この書の記載前後混同せしに似たり、姑く存して後考を)

慶長七年宗對馬守義智和陸すへき趣を、朝鮮釜山

慶長七年春、朝鮮僉知中樞府事全繼信錄事孫文或來于對州、窺義智公欲通交之誠否、於是義智公與調信等、接對全繼信孫文或議通交之事、白石叢書、此年鄭同孫文或の事、朝鮮物語、朝鮮譜和書契の外、他の所見なく、諸記多く慶長七年全繼信孫文或の二使と同時に、金光も歸國すとあれども僧仙巖の筆談等によると、金光の歸國は慶長八年なれば、諸記に從ひたし、よってもふに、これ全く前年全孫の事と、今年鄭孫の事とを混淆し誤りしるべし、いかんこなれば、全孫の事八年なれば、豈宗氏最初鉄命を奉てより、年々かく勤苦の中、慶長七年の記事なからんや、また金光の事七年とすれば、筆談の年月に吻合せず、然れば七年は全孫にして、今年また鄭孫の兩使來りて、和好を議せし事知るべし、かつ韓錄に、慶長七年全孫兩使の事を載せ、また今同兩使來聘さあり、

その誤りは姑く舍て、昨今年等て使者來りし事明らげし、よりて次年までの事さすかく一使をかへて事情を探問し、猶決著のため明年また兩使渡來せしものなるへし。

慶長八癸卯年、朝鮮の鄭同知僉

按するに、朝鮮譜和書契によるに、僉僉は僉知の事

和睦の事の信偽を、慥に聞届たき由申ければ、義智

和睦の御内意相違あるへからざる旨を兩人に申聞す、其頃朝鮮王の所縁なりける金光といへる者、生口となりて薩摩にありけるか、朝鮮へ歸らんとて對馬へ立寄逗留しける内なれば、義智委細に金光にもいひ含めて、兩使に添て歸國せしめる、其時筆談蘇長老記之、朝鮮物語

慶長八年朝鮮人來聘、僉知中樞府事全繼信、錄事孫文或、

窺請通交之誠否、且欲知日本時勢也、韓錄

柳川調信才覺を舞し、九州中國四國に據はれ、歸國を望む者を賄賂を以て、招きよせ送り歸す、又王の一族金光と云人薩摩にあるを招き渡す、其時對馬の使井手彌六左衛門、朝鮮訓導朴大根と云もの相對して、度々書を通して後、次第に對馬の革心致忠、特に内府家康有道の主君なりと云事を聞て、萬

臣亦戴朝冠、而大事已成矣、爰有一佞臣、讒曰、雖擒朝鮮二王子、應請還國、朝鮮俾一王子過海仲謝者是道也、纔差一介使臣伸謝、蓋不是蔑日本者乎、是以太閣再發兵、然則和議只止于王子一件而已、貴意如何、自雲曰、先師筆談先在貴府之日、寫以呈覽、故不記于此、朝鮮譜和書契

玄蘇與金光書

按、金光朝鮮王戚、被擄在薩州者、義智以請、

乃命薩州附全繼信孫文或而還之、事癸卯冬、

云、又按、國書復號紀事係事壬寅者恐非矣、

癸卯我慶長八年、當明萬曆三十一年、

床話書與朝鮮歸客金公足下、自注、依島主義智柳川調信之所望者也、余按、

倭史曰、人皇第七代孝靈帝四十五年己卯、秦始皇即

位、既而好仙、就日本求長生不死藥、日本又就求五

帝三皇書、始皇送之、後二十五年始皇焚書坑儒、故

孔子全經存于日本爾云々、余以謂日本所通用文字、

纔有四十八、稱之曰假名、國人先是未視中國書、豈

得輕下鄙而解意乎、韜櫝藏之而已、後至應仁◎神帝、

時、就百濟國求博士傳經史、無貴無賤通習中國文

字、佛經儒教、諸氏百家書次第相逐來、人果知儒有五常、佛有五戒、日問月學、遂作文明之國、於是中國指日本、爲東方君子國、寔華也、及其季連、國屬艱虞、公戰私鬪、拋文籍業干戈者、一百餘年于茲矣、不知中國之貴、不覺善鄰是審、君子之國變作猛獸之國、爪長牙利者興盛、爪短牙鈍者喪亡、可歎焉可悲焉、近來有平秀吉、始不知何名、身長田畝之間、氣凌雲漢之外、國王聞其爲人、召授衣冠、一日九遷領關白職、而伐一百餘年不庭輩、戰必勝攻必取、六十六州商客供地產、可謂草木亦識威名者也、一朝命義智曰、聞昔朝鮮差信使過海、前有鄭後有申、按するに、鄭嘉吉元年來りて義智の時承和三年來りて聘あり、申は申叔舟にして、鄭夢周とは鄭夢周として、人稱美二使曰、使哉使哉、事猶在耳、可尙焉哉、爾來日本雖差信使、朝鮮闕使者久矣、汝速超海誘使復舊則可從後、廷議紛然、不能速決、翌年庚寅、以義智爲南針、黃金許三使按するに、黄允吉、金誠一、許歲之なり、過海、又其翌年辛卯、余及調信護送三使超海、同年秋八月歸國、翌年壬辰果及大亂、吁是誰愆乎、二使過海、而隣交不絕

暦三十一年癸卯、日本慶長八年鄭僉知錄事孫文或、按するに、朝鮮譜和書契によるに、僉僉は僉知の事馬島に渡し、日本の時勢を探問す、金光歸國の時、馬島在留の中蘇長老を頼み筆談の事、按するに、天正庚申の年なし、然れば甲申の誤り歟、甲申は天正十二年なり、憑朝鮮通書契、要開貢路、朝鮮不聽之、因循歷年者又久矣、及吾太閤執國政、要借路於朝鮮直訴之、朝鮮遮路故及鬭戰、不日而到平壤、於是沈遊擊、入吾營問起兵緣由、僕以前事答之、沈遊擊約之、以天使過海之義以去矣、然後沈遊擊再入營曰、天使在順安、身自行伴來云々、僕待之則天兵出國營、僕又通書於沈遊擊要講和、沈遊擊得々來西江、僕相逢一笑以尋舊約、沈遊擊重伴謝用梓徐一貫等來、號天使過海、謝徐面于太閤、直聞口中之言以歸矣、其言皆難達天聽之事也、是以謝徐閉口、何況於沈遊擊乎、僕謂沈遊擊曰、若取太閤不中之言、以訴天朝、是僕教太閤遂過也、如之何而可乎、僕所思無他、天朝欽差冊封之使、過海俾群臣授職、則恐大事全乎、沈遊擊達此言於兵部尚書、於是天按使過海、太閤頂戴冊封、以稱萬年萬年萬萬年、羣

者久矣、按するに、此二使は、三使過海而隣交已變者速也、按するに、即ち鄭申をさす、れ黃金許、蓋其所見如何如何、今也孔丘盜跖、共塵埃不足強論可否、束高閣焉、吾槐門家康公、任太閤秀吉公遺命、多年乞和於貴國、貴國未示諾不諾之事、只賜義智及調信報章、必曰好事緩嫌事急、想是以大器晚成也、孰謂之非乎、雖然義智及調信決不知畢晚成功、而爭抑留猛獸超海乎、其故何也、拙匠若刺指出血、大器果不成、不成則義智及調信罪科難免、足下久作客、熟知日本時勢、凡所見聞不遺一毫、請稟諸閥老、以信使過海爲和交之驗、乃是足下忠貴國者莫大焉、余所思在茲、但足下意、祖二使耶、祖三使耶、併在眼中而已、古云、聞清商而謂之角、非彈絃之過也、聽者之不聰矣、見和璧而爲之石、非璧之賤也、視者之不明矣、慎之慎之、吁人之與人戰者、是重義而輕命也、與獸戰者是非勇也、而忘逃也、是亦能辨之、余年近古稀、餘命有幾乎、治亂興亡雖不關泉下人、而爲憂兩國蒼生之憂而云爾、憐察朴壽永卿、語未悉通、因是手自錄呈床話、煩貴眸、李閱老及全僉知共辱識荆於千里之外、其亦以是語之、癸卯冬十一月日、日本國沙門仙巢老人、仙巢稿、

御代替り候と申儀も、一圓實とも不存、和交之儀不相調候に付、伺上意朝鮮陣中に、諸國の捕參候朝鮮人數百人度々に送返し、其上薩摩に被捕居候金光と申者、彼國王之一族之由承及候に付、是又伺上意返渡候節、於對州筆談を以、兩國和交之儀委細申合、使者相添爲致歸國候、金光於彼國、權現様御代に成、日本御治世之趣、御仕置等之儀具に申傳候に付、漸書翰請取、通交之道少々相調候、貞享宗對馬守書上

等、不信和好之請、亦加藤清正令家臣三人刷歸人
口、致書契子福建金軍門、清正書辭甚慢、其家臣之
所稱、與孫文或所稱不同、是以廷議不一、同年十二
月孫文或馳到釜山、接待對州使臣、細言此間事、且
贈書於對州使勉勵、期於和好之成矣、○按するに、此書
以下變長七年にかけ、かつ使者姓
名の誤りは、既に本文に辨す。

慶長七年壬寅秋、遣全繼信孫文或等來到于州、州刷
得薩摩州所擄金光等、附使而還、金光朝鮮王威、被
擄在薩摩者、義智以請、乃命薩州而還之、攝要云、三
十年壬寅橋智正二次出來、察問天兵有無、情形難
測、願得兵水將一員、量帶選鋒數百、督同本國邊將
訓練兵卒、使聲聞遠播等情、須付賀至使臣金功奏聞
于帝、三十一年癸卯、對馬島遣橋智正刷還被擄男婦
數百餘名、來求和、國書復號紀事

慶長七年、明の萬曆三十年、朝鮮僉和全繼信錄事孫
文或我州に來り、和好の事を議す、是よりさき、朝
鮮國王の戚金光、薩摩のために擄にせらる、公是
を求めて玄蘇をして、和を要むるの事を書し示し、
且神君講和の思召を諭し、繼信等と同しく歸らし
む、朝鮮通交大紀、

宗義智井出彌六左衛門使の事記せり、公儀の申上、諸國に擄はれ來居候朝鮮人數百人を段々送返し申候、殊朝鮮國王之一族金光と申者、薩州に被擄居申候を申請、於對州僧玄蘇長老筆談を以、金光に申候は、從公儀和陸之儀被仰掛候得共未相整、事於延引者、義智共に無首尾に候、貴殿久鋪日本に被居候而、當御代に成、御靜謐之趣御仕置之次第能被存候間、被致歸國候はゝ、念頃に被告候様にと申合候、慶長七年之春、朝鮮より講和之使者として、全繼信孫文或兩人對州に參、義智に對面仕、和睦之實否をも伺ひ歸國仕候、則金光も同前に送還し申候、此時日本之海賊、朝鮮之唐浦に渡り、竊に漁民を捕來候、此惡事によつて、開城府之押に參居候大明之李總兵なご、和睦之望を誠と不仕候、其上加藤主計殿壬辰之亂に、被捕置たる朝鮮人を被送還候とて、其家臣より相添遣し候書翰、甚不敬に候而、朝鮮人致腹立、彼是に而和好難整延引仕候、日本朝鮮修好本末、日本に係しそくなれば、○按するに、此書兩殊に年代を誤れり、

通航一覽卷之二十七

朝鮮國部三

○修好始末

從慶長九年至同十一年

慶長九甲辰年七月、朝鮮國よりいよ／＼隣好談判のため、また僧松雲、及び孫文或對馬國に渡來す、よて宗對馬守義智、即老臣柳川下野守を使者として御旨を窺ひ、十二月かの兩使を率ゐて京に上り、御上洛を待奉る。

通交之道少々相調候、乍然此上にも彌日本之様子爲可承届、慶長九年甲辰之秋、從彼地松雲大師并孫文或と申者差渡候、貞享宗對馬守書上。

慶長九年甲辰、明の萬曆三十二年、朝鮮孫文或僧惟政をして、同しく來り和好の事を議せしむ、朝鮮通交略記

慶長九年の秋、孫文或再び其國の僧松雲と共に使して、さきに義智かつかはせし使自注、則同しく對州に来る、殊號事略、大記、津

慶長九年夏、按するに諸記多く秋われは誤りなるへい、自高麗爲使淨雲大

師と云僧來、家康公關東に下向し給ふ後京着す、依之翌年春迄在り、官本當代記、創業記

朝鮮國禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使至遠承惠書、並刷還被擄男婦五十名、慰謝良深、前日所要之事、曾令孫文或、面稟軍門矣、文或自蜜雲今纔回來、蹇老爺以爲馬島嚮欵之誠、固已領之、但日本素無誠信、向年兩冊使之去、非但不奉詔勅、待之亦不以禮、今雖要和、安知後日不爲反覆如前日也、決不可輕信其言而遽許其請、我國雖欲勉副、而誠不可違越天朝

擅便行之、但貴島與我境密邇、世致誠欵、豈可以日本之故并與貴島而絕之哉、日本若能自此更輸誠意、終始不變、則帝王待夷之道、自來寬大、天朝亦豈有終絕之理哉、唯在日本誠不誠如何耳、幸將此意細陳于內府公、何如、千萬勉之、自貴島出來倭子前後二十三名、或言饉餓敢丐生活、或稱厭避僑役舉家逃來、此輩情雖可憐、義不可容留、並附船尾還送、橋使且往來勞苦、畧以米斛獎遣耳、餘在葆真大師弟子松雲及孫文或口宣、不具、

萬曆參拾貳年柒月日

禮曹參議成以文

姑且許之、日本若能自此更輸誠意、終始不怠、則帝王待夷之道、自來寬大、天朝亦豈有終絕之理哉、唯在日本誠不誠如何耳、幸可勉之、餘在孫文或口宣、不宣、萬曆參拾貳年七月日、

和文

橋使至り書を惠まる、前日もこむる所、既に孫文或をして、面り是を軍門にもふるしむ、蹇老爺おもへらく、馬島和をもこむるの意是を領せり、但日本もこより誠信なし、向年兩冊使之の至る、勅意をうけざるのみならず、冊使を待つゝ又禮を以てせず、今和を求むといへども、いつくんそ其後日の反覆、また前日のこそくならざるをしらむ、且金光を遣り脣謀を構へ、專いつわり脅す、また此頃聞く、來歸審ならざるの船あり、防護姉妹島の間に出没す、其情形尤測りかたし、輕しく其いふ所を信し、是が和を許すべからず、日本もし是を以て兵端させば、天將宜く水陸夾み攻め、以て國威をしあへべきのみ、よつて偵察官をして、更に厳しく心を用ひ、大小の事情速に是を馳報せしむ、是橋使の見る所也、我國天朝の意に違ひ、擣にもこむる所に從つてあたはす、但貴島に至ては、もつとも我國と相近し、久しく誠欵をいたして、近頃又連りに人口を刷還す、日本の故を以て、貴島をあはせて絶へけむや、よつてもたらし來る所の物貨、姑くこれが貿易を許す、日本若よくさらに誠をいたし、終始怠らすは、天朝の夷狄をまつ、其道ものづから寛大也、いかむそ終に其和を絶に至らむ、此事たゞ日本の誠不誠にあるのみ、餘は孫文或が口宣に附せり、朝鮮通交大記、

慶長九年、孫文茂并松雲大師釋惟政といへる兩人、和議の相談として來れり、對馬守義智二使を對州にとゝめ、家臣柳川調信を以て其よしを言上す、彌二使を召つれ上京すへきの命ありて、其年十二月京師に達す、朝鮮記
隣交始末物語解、

慶長九年講和使釋松雲惟政大師、錄事孫文或、秋七月二使到本州、而議和好之事也、太守義智公留二使命調信曰、義智須伴二使到京都、調信受命歸州矣、於是義智公與玄蘇調信等、同伴二使發對州、十二月到京都、待東照君入京都焉、當是時而本國海賊船、到朝鮮侵卯島每島斜藪島等地、故天將未信和好之事也、韓錄白石叢書。

韓錄

慶長九年七月、日本之様子彌爲可承屆、朝鮮より再
孫文或松雲大師を差渡候故、義智兩使を對州に留
置、其旨家臣柳川權之助を以て、接するに、權之助は調信
野守と稱せり、御案内申上候得は、急き兩使を召列、
京都へ罷登相待候様にとの上意に付、義智兩使を

寺を旅宿と定め 按するに、槎客便覽には、紫野大德寺
寺を旅宿と定め 按するに、槎客便覽には、紫野大德寺
同姓、而更始號柳川、慶長甲辰秋八月、朝鮮差松雲
惟政大師、及僕知孫文或二使遣本島 告曰、日本若
有誠心、奏于天朝可講和好云々、居士入京欲聞將
軍、則頃日遊東武、居士相逐去、奏二使之言、將軍
曰、汝速伴其使入京、則面陳心事、居士奏命、即辭東
武、即下舟以將軍之命傳二使、亦復相伴入京、屢待
將軍歸駕、仙巒稿載流芳院
肖像贊并序文

慶長九年十一月高麗より相雲方船を申借、金孝綱と申唐人二人來朝仕、將軍様江戸の御下向以後京

着す、翌年春迄在京す、是は先年彼國の番手として、大明朝より番手を置申候、彼軍勢狼藉不可勝計、高麗王是を迷惑申候て、大明の衆皆歸國申候様に、日本より御斷可被下候よし、御侘言のために渡

り申候と聞へ申候、此時大聖庵の圓耳出合候て、互に佛法のせんさく仕候て、筆談共に御座候由、慶長書、慶長年錄、慶長見聞録案紙、慶長小説、○按するに、これらの書使者の名姓も異り、その記載も混淆して誤りに似たれども、姑ら

（く参考に）慶長九年、今年朝鮮使人僧松雲孫文或金孝存す、慶長十乙巳年二月十九日、東照宮伏見に御着城、三月四日對馬守義智かの使者松雲孫文或を率ゐて、伏見に登營し、（義智鉤命により、兩使ともに舊冬より滞留せしなり）、兩使拜謁畢りて、特に本多佐渡守正信承允長老して、和睦の事を仰せ含めらる、兩使拜諾して歸國す、時に義智に兩國通交の事等を命ぜられ、加恩を賜はる、（加恩等の事、宗氏朝鮮國御用御加增の條に詳なり）、今年また俘囚若干を刷還せしめらる、

伴ひ、玄蘇長老柳川權之助を召列候て上京仕候、此頃日本之海賊船、朝鮮之卯島、斜敷島、其外之諸島へ渡り、其所々を侵し候故、彼國又々不審に存、和好之儀を誠と不仕之由に御座候、日本朝鮮修好本末、慶長九年、朝鮮の僧松雲大師、并錄事孫文或對馬に來りて、義智に逢て彌様子を尋問、和睦の儀御許容なるへきに於ては、江戸へ罷り下り、朝鮮王忝く存せらるゝの趣御禮申し上へし、若なを滞る事あらは、對馬より先づ歸るへしとの義なりと云々、義智即ち對馬に留め置、家老柳川下野守調信を江戸へ遣し、其をもむきを言上しければ、家康公仰に云、來年秀忠公御同道にて御上洛あるへし、其節京都にて朝鮮使者の禮を御受あるへし、按するに、是まで朝も前後の事勢によれば、是等の記載趣意齟齬せんに似たり。鮮聘考同し、されど對馬守松雲を召連罷上り、京都にて待ち奉るへしと仰出さる、調信急き歸國して、義智に上意の趣を申し聞せ、松雲にも語りければ、安堵の喜をなす事限なし、即義智并調信對馬を發足し、松雲并錄事同道にて上洛す、其頃朝鮮對島往來書簡の役人たるに依て、蘇長老も同道す、二月廿七日京都に着ければ、板倉伊賀守奉て、本法

鮮の使者に御上洛の行列を見物せしむへしとの事に依て、松雲錄事等大津の追分まで

到る。罷出拜奉る、入御此行列路次に裝を盛にして、朝鮮

人にみせしめ給ふ、供奉の人數、都て十萬人といふと記す。

家康公は伏見に御座あり、秀忠公は京都に御座あり、按するに、續本朝通鑑に、逢坂日岡の間

ありしは、三月廿九日なれば誤りなるべし、本多佐渡守

元長老御使として、松雲に對面和議相定まる、按するに、

度は伏見へ來り御禮申すへし、近年の内に急度信

使を渡し、秀忠公へ御禮申し上へしと云々是に依

及して、三月廿七日出京、四月十五日對馬へ歸着

す、朝鮮物語、○按するに、續本朝通鑑に、

松雲留洛之間、林忠選述筆談あり、

慶長十年宗對馬守義智松雲孫文或を携て、伏見に

來り公に謁し土宜を獻す、公曰、近日天下を右大將

に譲らんとす、近年又朝鮮來貢使を率て江戸に赴

て御暇を賜りける、此度は秀忠公へは御目見に不

及して、按するに、正信に對事畢

て、正信の後、秀忠公へは御目見に不

及して、正信の後、秀忠公へは御目見に不

へしとなり、慶長日記、

慶長十年、明の萬曆三十三年二月、神君台徳君上洛、命して公をして惟政文或等を率ひ、拜謁を山城伏見城に賜ふ、且執政本多佐渡守及び天龍寺の僧承允をして、公に諭して惟政等と和好之事を議せしむ、此事を致事撮要に、萬曆三十二年

按するに、我慶長九年なり、

七月橘智正等留駐海上、投降倭子連續出來、情形叵測、遣僧人松雲于日本、爪探賊情、刷還本國被擄人口一千三百餘名、致家康意曰、我於壬辰在關東、不會承允をして、公に諭して惟政等と和好之事を議せしむ、此事を致事撮要に、萬曆三十二年

按するに、我慶長九年なり、

七月橘智正等留駐海上、投降倭子連續出來、情形叵測、遣僧人松雲于日本、爪探賊情、刷還本國被擄人口一千三百餘名、致家康意曰、我於壬辰在關東、不會

慶長十年二月十九日、朝鮮來貢使僧松雲孫文或和を乞、於伏見城奉拜神祖、獻方物、修好被命、松雲紫衣を聽し、歸朝の暇賜、且依乞男女虜一千三百餘歸す、柳營年表祕錄。

慶長乙巳仲春、將軍歸駕漸入京、少焉於伏見華第面于二使、其待遇之厚、不言而可知矣、然二使雖歸國、未報和好之事、不審々々居士下野守をさす、柳川、依跋涉之勞、嬰疾病之厄、醫方無驗、謂令嗣智永曰、死期在近、沒後汝莫忘于朝鮮和事、則別有何追福乎、仙巢稿

載流芳

慶長十年春二月、東照君台徳君共入京師也、此時台徳君任征夷大將軍、參內之後、於伏見城引見二使、其後東照君以本多佐渡守釋承允爲上使、而告和好之事也、義智公使之傳於二使焉、東照君亦命義智公曰、汝掌兩國之通交、而爲本國之藩屏、自今以後許毎年之參勤、須三年一參勤以述其職、乃加賜二千八百石地也、義智公遂伴二使歸州、使家臣護還也、此時二使相約曰、和好成則可差信使云、此時二使入京都寓于大德寺、韓錄、

慶長十年、宗對馬守松雲等を召つれ京都へ參着す、按するに、この書及び朝鮮通交覺書等に、御目見畢て、本多佐渡守を御使として、朝鮮和睦の評定し給ふ、來年天下を台徳君様の御讓可被成候、按するに、この年四月十六日御辭職の勅許及び將軍宣下なれば、近年の内使者を江戸へさし上げし、松雲は出家也、使者にはいたさず、官人を差し仕事と之上意に而、御加増拜領被仰付候、其後御暇被

越へきの旨あり、朝鮮聘考、

三百十九

先年秀吉公時代、高麗國より亂取日本へ召具し來る者數千人あり、殊もつて關東に多かりき、慶長十一年の年、朝鮮國の僧松雲日本へ渡り、江戸へ來て（接するに、この書慶長十一年とし、ま此者共歸國の御詫申により、皆高麗へ歸し下さるゝ、よろこぶ事限なし、見聞軍抄）。

慶長十年、明の萬曆三十三年、公井手孫六左衛門智正をして和を求めしむ、改事撮要に、對馬島倭遣橋智正來求和とみえたり、

請令廟堂量處留兵便宜箭、李德馨、

伏聞、中朝統撤成兵、諸將啓行、今之爲百姓所苦者、莫甚於天兵、而天兵一朝捲回、其小快於眼前則有矣、日後元氣索然、異症橫發、則未知國家將何以善處耶、倭賊南邊蕩然連歲無竊發之警者、只是藉天兵聲勢耳、今者無他計、而盡撤賊之生心侵軼在朝夕矣、既無備禦之方、又乏權變之謀、嬉嬉姑息苟度時月、兵單而益蹙、糧匱而益竭、若此而終稅駕於何地也、竊念、對馬島密邇釜山、爲水路咽喉、其距五島、日岐島、平戶、薩摩等處、亦不如釜山之近、則馬島之於我爲害迫矣、彼緣地瘠生薄、素資于開市、則一日未嘗

亟宜決定主意以爲方便、且如爲之當聞奏天朝、奉旨乃行、詳陳此賊形勢、及先王爲民開市、天將遣使退賊、近日賊之累遣使乞和曲折一々、明白敷奏天朝、仍請留一枝水兵圖完此事、使許和之令出於天將、或責刷還被擄人自效其誠、量定約條、以中其心、則南邊之事庶有歸宿、且遣使退賊、雖天將所諱、而許款緩兵之舉、實其外爲大言、而內深欲者善辭、而達之天朝、亦必以此計、爲不得已、豈不爲區處乎、

和文

伏て承ばる、中朝盡く留兵を遣し、諸將をして發行せしむる、今百姓の苦しむ所のもの、天兵より甚しきはなし、今天兵悉く入り歸る、眼前に在て、一時の快きを得て、然も日後若不善の變あらば、また何を以てか是に處せむ、倭賊ひそひ退き、連年我邊をひそひなきものは、唯我國かの天兵の勢をかがるによるのみ、今他の良計なくして、天兵をして盡く還り去しむ、賊の再び我を犯す恐くは日夕の間にあらむことを、竊におもふ、對馬島釜山に近して水路の要地たり、彼五島、壹岐、平戸、薩摩等の處を去る、却て我釜山の近きにしがさるときは、馬島の我における害たること、追れり、且彼地瘠食糧く、たゞ貿易をたのみとするときは、おのづから一日も我國を忘れざるへし、高麗の末倭患累年不絶、依て往き征せしめ、其後終に其和を許し、圖書を給し、船數を定め、恭讓王の時、曾て朴歲をして是を討たしむ、わが朝獻願又將をして往き征せしめ、其後終に其和を許し、圖書を給し、船數を定め、

忘本國、豈其邈然而無意於我乎、高麗之季、倭患歴歲不絶、恭讓朝朴歲嘗往討本島、本朝獻廟亦遣將往征、其後許其納款、賜圖書定船數、羈縻往來、邊境寧謐、赤子得休養生息於聖澤之中、今過二百年、先王爲民而馭此夷者、計固至矣、曩在戊戌冬、臣跟隨天將在順天聞賊兵退、妄意國家於對馬島終難絕矣、但壬辰兵起、本島爲嚮導、必我天兵盛集、聲罪示威、然後庶有所懲、懲而廢之、則得於處事之權矣、用是胃進所懷、仍具揭於天將、會黃慎亦爲此陳疏、而廷議不同、務在持重、遂致差失事機、良可歎也、數年以來朝家規畫、尙無定計、紛々漫々消費光陰、言及防備、俱曰無可爲矣、精神不強、肢體日解、折衝禦侮、未聞其責、至於欲說計而緩禍者、即云、時議方以此爲非、難可行、噫安危存亡機關至大、不早決處座待噬臍、儻邊上有警而内地瓦解、則此時始定論議而能捍禦乎、賊首既死、舉兵再來、非臣淺慮所及、若馬島之倭、擣駕數十船、出沒視我、則必以乞和之得不得而決矣、此乃近睫之火、迫脣之災、其可恕乎、今若國亡、而此事不可行則已矣、儻機過而始講、或旣動而後、我反欲行計、則操縱伸縮益出于彼賊、而差悔甚矣、

以て是を驕し來往せしむ、我邊境をして靈謐、百姓をして安堵せしむるもの、今二百年に過たり、先王の此夷を馭する、その謀事誠に至れり、臣戊戌の冬にあつて、天將に隨ひ順天に在の時、賊兵の退くを聞て、よつておもふ、我國對馬島に於て、終に是を絶に難からむ、但壬辰年兵起るの時、本島是を嚮導たり、姑く天兵の力をかつて、彼を威し明らかに其罪をかそへ、これに威靈を示し、彼をして深く屈し伏せしめ、其後是を和を許し、よつて是を驕さば、誠にそのここに處するの宜を得たりとすへし、依て所懷を陳し、且是を天將にもふす、黄愾亦此ことを陳せり、然も此時廷議同し、かしさるを以て、終に此機を失ふに至れり、誠に嘆へし、數年來朝家の處置今に至て、今まで定まる所なし、若早く是を決する、ことなく、その邊上事あつて、國內騒動するに至り、初てよくその議をため是を防ぐへばや、今賊首既に死す、其再び兵を擧て來るや、臣が淺慮の及所にあらずといへども、馬島の倭人その數十船に駕して、我を窺ふを察するに、是和の成不成をもつて、その計を決せむとする也、誠に眉に近きの大膚に迫るの災さいひつへし、是をおもはざるへけむや、若彼にして再び我をおかさしめ、其やむことをきに出て、我よりして是に和をもとめしめは、其操縱伸縮の權、彼に在て我はつかしめたる愈多くらん、宜く急に主意を決し、此賊の形勢、及び我先王市を開くの事、且天將をして其使を遣り、賊を退けしむるのことを、又近日賊の累りに和を請ふの曲折をもつて、盡く明らかに天朝に奏し、姑く水兵一軍を留め、此ことをの始末を完成せんことを請ひ、且其和を許すことをして、天將より其令を成さしめ、またこれに其虜を選し、誠を致さむ事を責め、其後宣し

きを量り、約條を定め、以てその心に満しめん、希くは邊境のことを定むることを得む、其使を遣り賊を退る事に至ては、天將外にれないふことを譲さへとも、其實深く欲するものなり、今もし能是を天國に達し、この計そのやむことを得ざるに出る事をしらは、いかむそ我爲によく、是に處する事ながらむや、(朝鮮通交大記)

慶長十一丙午年、是より先、かの國よりも、しばく使者ありて、交好漸く成るへきに及て、この秋かの禮曹成以文より義智の許に、書を贈りて求むるむねあり、よて義智また使を馳てこれを言上せしに、東照宮御喜悦ありて、使者に御羽織等を賜ふ、終に其請ひにより、かの國王に御書を贈られ、また往年犯陵の罪人を送らるこ、において調和全く整ひ、冬にいたりていよいよ信使來聘あるへきよし、義智使して言上す、また使者及び朝鮮の使者にも賜もあり、(明年正しく信使來聘の事、下條に詳なり)

慶長十一丙午年、朝鮮國禮曹參議より書翰を以て、對馬守義智方へ申來れるは、我國日本において好を通ずる事、二百年になんくとす、おもはさりき、壬辰の年秀吉ゆへなふして兵を動かし、はつかしめ先陵におよひ、至痛心にあり、ひさしく猶いま

たわすれす、我國にありて誠に先みづから好みを通するの理なし、但右府ことく秀吉のするところに反すといふ、いまもしまつたために書をいたし、犯陵の賊を縛送せば、我國また相報するの道なからんやといへり、早速其趣井手彌六左衛門をして言上す、東照大君歡喜なめならすおほしめされ、即時に井手彌六左衛門を御前に召出され、御召被成たる御羽織、ならひに白銀頂戴仰付られ、右の御羽織ならひに白銀、于今對州之庫内におさめ、永く鎮家の寶となれり、則其年東照大君より、彼國主へ御書翰をつかはされ、ならひに犯陵行賊を捕へこれをわたす、(朝鮮物語)

其後義智、公儀に此節和交相整可申勢相見え申候故、則彌六左衛門を直に駿府へ差越、(江戸遂の誤りなり)御案内候處、殊外御滿足被遊候と之御事にて、彌六左衛門を早速御前に被召出候て、被成御召候御給羽織、自注金入之箭編珍裏、銀子拾枚被成下候由に御座候、御羽織御銀子今有之候、慶長十一年七月禮曹參議成以文より、返翰を以返答申越候、返翰別紙に有之(按するに、朝鮮通交大記)、義智右之返翰を以、御案内

申上候處に、從權現様御書翰を朝鮮に被遣、拂御通交を御乞被遊候付、彼國能得心いたし通交相整候、(日本朝鮮修好本末、

丙午春、禮曹報書、因請果欲通和先致國書、州乃遣橋智正、具狀以聞、乃附以國書、

攷事撮要曰、三十四年内午春、撫院差原任遊擊劉興漢、來到本國邊上偵探倭情、無論緩急、不時飛報、冬日本國源家康修書通好、遣回答使呂祐吉慶暹等如

公足下、併來忽承惠書、可想貴島在中間周旋致誠之意也、良慰々々、我國於日本通好垂二百年、不意、壬辰之歲秀吉無故動兵、辱及先陵、至痛在心、久猶未忘、在我固無先自通好之理、但聞、右府盡反秀吉所爲云、今若先爲致書縛送犯陵之賊、則我國亦無相報之道乎、惟在貴島著實完事而已、更須勉之、不宣、

萬曆參拾四年七月日

和文

使をして書を惠む、よつて貴島中間に在て、兩國の爲に周旋するの誠をみつへし、わが國日本に於て、好みを通するの事、既に二百年なり、もとはさりき、壬辰年秀吉ゆへなくして兵を動かし、我先王の陵墓を辱めしむるに至らむことは、此痛み今に至て、いまた忘れざるものなり、但聞く、右府盡く秀吉のする所をあらたむさ、今もしくまつ其書を致し、且陵を犯すの賊を縛送せられは、我國また相報るの道なからんや、但貴島實によく此事を完成するにあらむ、宜しく是を勉むへし、(按するに、この書また陳倭情劄を載す、其文中修好的事に關係すれば参考のため連記す)

李德馨倭情を陳するの劄あり、この劄子、己酉年以後の劄を見へたり、よつて姑く類聚して左にしる

年禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平

以、臣伏聞、憲府以備邊司許令與倭開市、忘深讐
弛大禁、而啓他日無窮之患、請有司堂上推考色郎廳
罷職、大義凜然令人起歎、第其間利害有未能釋然
者、此賊之爲萬世必報之讐、三尺童子所共知也、既
不能斥絕、而與之羈縻、則開市終可閉乎、法官既不
許之、則果哉未之難矣、往在辛丑年、天兵纔撤南徼
蕩然、馬島倭子橋智正持書出來、中外人心騷動靡
定、及見禮曹修答書契、有即爲許和之意、臣適膺體
計、及見禮曹修答書契、我國氣力毫無依據操縱者、必
須藉重天朝、陽開陰闔、以絕其奸脅之端、然後處事
處、不得已羈縻遷退、以冀十餘年無事、而爲自強之
計矣、但雖欲爲此計、我國氣力毫無依據操縱者、必
須藉重天朝、陽開陰闔、以絕其奸脅之端、然後處事
狀、謬蒙先王獎諭施行、其後馳裏萬軍門、得其諭帖、
遣人馬島、覘探賊情、乘機善導以過數年、不幸而金
械送犯陵賊、朝廷輕遣惟政渡海、又不幸而馬島詐稱
光來肆悖說、朝廷輕遣惟政渡海、又不幸而馬島詐稱
事、每切嗟咄暨乎、奸賊玄蘇假書來我、而我乃依
舊例許和、譬諸着碁局已了矣、按するに、下文は宗氏
貿交の條にゆづる

朝鮮、述欲和好之旨、朝鮮王李昭得東照君之書、決
通交之事也。韓錄、本州編稿略
義智公家老調信と相談ありて、井出彌六左衛門を
使者として、諸國に有之俘擄を御請被成、幾千人とも
なく、數年之間に歸さる、夫より彼國よりも此方
の誠信を知り、東照君よりの御書簡被遣は、通交あ
るへしこなり、又陣中先王之陵を堀たる者送られ
よとなり、依之朝鮮の書簡を江戸へ被上、墓を堀た
る者朝鮮に被遣、其後東照君より御書簡渡り、通交
の事相濟たる事なれども、數年の間義智公誠の御
意をつくされたる故也、義智公御勳功は限りなき
事なり、東照君以來隣國誠信の結なれば、昔とは違
ひたる事也、日本朝鮮誠信は、對州より通交ある事
なれば、萬事を大切になされず○ば不叶儀なり、其上
對州は、朝鮮に年久しき交なれば、御懇切之御届なく
ては難叶、義智公御通交御請ひ被成時も、對州は征
伐之先鋒被成たりと恨る事あり、然れども義智公
にも至極の御届被成たる事あるにより、後には合
點いたされたる事也、其子細は、天正十九年陣前に
御直に朝鮮御渡海大事の兆を御告あり、朝鮮承引

臣伏て聞、司憲府啓すらく、備邊司倭に許し市を開くのこゝ、其仇
讐を忘れ、大禁を弛へ、他日窮りなきの患ひをひらくなり、堂上官
郎廳に至て、各其罪を正すへしこ、誠に大義凜然たり、但我國倭を
絶こあたはす、終に是を羈縻する計ひ用ひざることを得ざるこゝ
は、是に許して市を開かざることあたはす、辛丑年天兵纔に還り、
馬島の倭橋智正書をもたらし出来るのこゝ、禮曹の答書、遙に是
に和を許すの意あり、臣時に邊上に在て、是をもふ和を許さ
る時は、目前海賊を防ぐに計りなく、是に和を許す時は、たゞに仇
怨を忘るゝの差へきたるのみにあらず、また後來處しかたきの患
ひあらむこゝを、然も既に是を絶こあたはさる時は、しばらく
是を羈縻の計を用ひざることあたはす、但威を天兵に借り、其我
を脅すの端をたつて、其後漸に和を許す、是其事に處するの權を
得たりとすへし、依て禮曹の書契を改撰し、且此事を啓聞す、先王
臣がいふ所に依て、施行せらるゝことを蒙れり、其後萬軍門に申
し、其諭帖を得て是を馬島に送りいたし、以て機に乗じ是を導き、
數年を過て緩かに其和事をなさんと計りしに、不幸にして朝廷金
光が恃説を信し、輕しく惟政を遣り、其後不幸にして馬島誑りて、
陵を犯すの賊なりとて罪人を繕送す、朝廷よつて通信使を遣らる、
また奸賊玄蘇が假書を持ち來るに及て、舊例によりて是に和を許
さる、是甚を着て局既に了しに譬ふ、誠に悔へからざるのみ、(朝
鮮通交大記)

慶長十一年、朝鮮禮曹參議成以文贈書於義智公、義
智公以朝鮮之所告、啓聞東照君、於是東照君贈書於

なくして及大亂、其後大事の御届被成、誠信ある事
を彌被仰渡たること也、其上陣中に、兩王子恙なく
免れ歸られたる事も、義智公御志をつくされたる
故也、是も朝鮮へ御告げ被成、彼國よりも感したる
返答あり、ケ様に陣中にも御志をつくされたるは、
對州兔角朝鮮を捨て難叶、土地なれば、遠き慮り被
成たる事なり、其誠を感じ和陸相濟、日韓提要、
朝鮮之書物輿地照覽と申内に、朝鮮國之儀、日本と
和好不仕候而者不宜、兔角以來末々迄も、和好之心
得可然と有之候、是を以て考るに、日本と不和好な
れは、朝鮮之ため惡敷儀多有之と存候、異本朝鮮物語、
慶長十一年十一月六日、高麗與日本有入魂は、明朝
の番手可引取の由に付て、自高麗使者可渡海由、從
對馬以使者江戸へ被申、自大御所刀銀、按するに、義智
しな其上九州にて米千石彼使按するに、朝鮮の使にたまひ
軍同刀銀被下歸國也、官本當代記、創業記、自將
慶長十一年、對州の宗義智使節を以て言上して曰、
先達て鈞命を蒙ふる、朝鮮國王和を整ふへくんは、
信使來聘すへしこ相達する處に、是を承服し、大明

に着岸すといふ、神君欣然として對州の使には、御刀を授けられ、雞林の信使に、米穀千石を鎮西にて與らる。集成 武德編年

丙午家康因義智致意曰、壬辰之事、身在關東無所與知、况今盡反平賊之惡、實非讐怨、又獻犯陵賊、冬遣

呂祐吉慶遷丁好寛、方鏡新編載日觀要政

寶永七庚寅年巡見使に書上の内、覺

日本朝鮮和好之儀、慶長四己亥年從東照宮様、私高祖父對馬守義智に被仰付候節、好を通し交を結ふは、兩國之益也、互に中頃之恨を忘れて、永久可被結隣交之旨被仰掛、和好相整候様に被遊、御領至而深き思召數々被成御座候由申傳候、其節は朝鮮に付、陣の誤りなり、關原御秀吉公恩顧之諸大名も多く、衆議區々成時節に候へは、難被安御心勢も有之、右和交之義急義智に被仰付、何卒可入精之旨御書迄被成下、重々蒙上意候、依茲以使者四度迄遣書翰之所、三度迄は使をも還し不申、尤返翰も不仕候、四度にいたり、初而使者を還し遣返翰、壬辰之擄等之義申越候に付、様々に手廻し仕、彼國の虜等數百人

送りかへし、其外別而盡心力候に付、御神慮之通に和交首尾克相整へ、朝鮮國より之信使誘引仕候、御當家に相改り候賀儀を申上させ候へは、兼而如御神慮、異國迄も無其隱、日本一統之御響を以、被含疑心候ゆへ、北京之幕下に而は御座候へ共、國王終に北京に來朝と申義無之、衣冠諸事共に古來之通被唱太平候由に御座候、右兩國之益に被仰越候義、先は朝鮮國之事、日本へ信使を渡し隣交を篤く仕候へ、北京のことを頭を剃、戎服をも可着處に、古來之冠服少も改り不申候段、偏に日本御隣交之御影に而候へ者、朝鮮國にも別置候、左も無之候は、とく北京のことく頭を剃、戎服をも可着處に、古來之冠服少も改り不申候段、而添不存候而不叶義御座候、抑又時として北京より難題を申掛、北京帝之末子を養子に可遣扱と被申越義有之由に候へは、左候は、朝鮮王之血脉も相絶、國亡目前之ことに御座候に付、達而被致辭退、若不相叶候は、朝鮮之滅亡此時に候間、日本へ加勢を乞申候間なご申義申候に付、北京も輒自由に不計之由に候、此等之義則朝鮮之益と申へく候、右之譯御座候に付、朝鮮人北京へ罷越候節は、何角

と入目大分之事に候へは、指而益も無之御事に、無用之御費之由申觸、頃年之信使之節にも、同前之取沙汰等有之由に御座候、尤此段一通り御尤に聞候事に候へとも、大根元之大義を不存ゆへに而可有御座候、然上は、彌御隣交之道篤く被行之、就中對州屏之武備嚴重なる様に被仰付、朝鮮國不及申、大清韃靼其外之胡族迄も相響、日本武威之熾なる所を恐入申候様に被連候は、彌本朝之御爲、過之候御事御座有間敷哉と乍恐奉存候、以上、

月日
右之御和交之義、御深慮之數之内に祕事之由御座候、御取捨之儀は御吟味次第に可被遊候對藩政事問答

事に而御座候哉と奉存候、右之外にも、兩國交易をいたし有無を通し、就中人參等は衆藥之内に而、専人煩を救ひ候主義之義候へは、旁以隣交者當國之益と被仰掛、御通好之道篤く被仰付候段、誠に至而深く至て遠き御神慮と承傳候程之者、乍恐感戴不仕候者無御座候、右之段之譯に御座候へ者、大清韃靼其外胡族迄も無其隱、兩國御隣交誠信之信使之義候故、至而重き事之段、聊以凡慮之不及所にて可入之段者不申及、諸大名に至迄海陸之御馳走、何角有御座候、然る所、天和信使之節、風說に上之御物

通航一覽卷之二十八

朝鮮國音四

○宗氏通信御用參勤御暇并家格、御加增
老臣叙爵并拜謁等、するに、宗氏通信使司參勤、及ひ御暇等の事

宗氏通信使同道參勤及ひ御畠等の事は
分不備

慶長十乙巳年、是より先、宗對馬守義智銕命によりて、朝鮮國和親再興を慶び、こゝにいたりて、かの國より講和使として孫文或等來り隣交畧整ふ、事は修好に詳始末の條に詳、よて義智に、以後兩國通信等の事を命ぜられしより、宗氏世々これを掌とる、この時、參觀の事も三年に一度たるへき旨懇命あり、寛永十二乙亥年、對馬守義成のとき、老臣柳川豊前守逆訴の事にて罪科に處せられ、義成罪なき事分明なるにより、本任の命を蒙りて歸國す、下條併せみ正徳元辛卯年七月、對馬守義方に平生とも薙刀持たしめ、また信使の式には、乘轅及び供奉の老臣等も、諸大夫に准すへきよし免許せらる、この年、信使來聘には前式を改められ、諸事嚴重にせらるるによりてなり、○下の襲封及び老臣叙爵、并拜謁等の條併せ見るへし、

見信使、接遇甚厚云々、按するに、台德院殿にも拜謁のな記せしは誤りなり、事は修好始末に詳
く、以本多佐渡守主并承兌長老爲上使、被仰和好之
義義智君、曰汝旣掌兩國之通交、而爲本國之藩屏、
故自今以後令許毎年之參勤之間、三年一度致參勤、
以可述其職云々、本州編稔略。

るに、孫文或僧松雲なり謹而御請申上安堵仕候、又義智に被仰付候者、其方義彌兩國之通交を掌り、可爲日本之藩屏候、自今以後隔年毎年の誤りなるべく不及參勤、三ヶ年に一度宛參勤可仕と之上意に而候、日本朝鮮按するに、こゝにいふ藩屏の事により、諸藩政事問答に載する、寶永七年巡見使に書上の箇條及び交隣提醒に載する、享保十一年

朝鮮國より對州之儀を、はん國と申候由、御聞被成候、如何様之譯に而候哉と御尋被成候、右之段不存事に候故、儒者へ相尋候處、朝鮮國より對州之義を、はん國と申候義終不承、書籍にも見當り不申候、然者對州之義は日本藩屏之地に候故、日本人心得違にて、右之通爲申にて可有御座候哉、朝鮮國より藩國と可申様無之由、儒者共申候、〔對藩政事問答〕

有之、第取舊例與近例、而備考證焉、

寛永三年丙寅告還使者橋成方 寛永九年壬申告還
使者橋成供 元祿三年庚午告還使者正官吉賀兵右衛
門 封進小宮儀兵衛 譚錄

古來朝鮮之書物、高麗と有之候を、高麗とは對應の國に候と申字義に候段、其心得無之、ケ様に御誠信を以、隣交を被結候へ共、朝鮮には今に舊怨を忘れ不被申、日本をかたきと被書と相心得、又御國より朝鮮の爲、海賊を被防候と申事を書述候とて、對州は朝鮮の藩屏と申言葉は、家來の主人に對し申言葉に候所、心付無之候人有之候、ケ様之事我々式粗學の人には、今以其弊難免事に候、文字を得て讀分け不申候ては、了簡も夫に應し申事に候へは、兔角御國之義他國とは甚違ひ候事にて、學問才力の勝れ候人を御持不被成候ては、如何程に上に心を御盡し被成候ても、御隣交之筋難立可有之と存候、學力有之人を御取立被成候義、切要之事に御座候、

慶長十八癸丑年、公
按するに、對馬
參觀、島津記略、

寛永三年丙寅十一月、公_（接をするに、對馬守義成をさす、下同し、始て書を禮

太守自江戶歸時、遣使者於朝鮮、告本邦之平安、且問善隣之安否、是禮也、不可欠者也、此例輪番書稿

嚴中、自被仰曰、義成與調興之事故數爲糺明、且吾

自糾明而、知義成之無罪、職掌如舊、兩國通交之事

益盡心裁判之、若有可啓之事當啓之、勿敢怠惰、義

成君敬拜台命、同年八月四日、義成君受暇命、有懇

懇之恩言、同五月義成君奉捧誓詞、同年十月義成君

歸國、州中上下開眉悅了、本州編稔略、

寛永十二年七月、箇條按するに、法令を公に賜ひ、且

暇を賜ふ、十月公歸國、津島記要、

寛永十三丙子年、朝鮮國禮曹參議趙緯韓、奉復、日本國對馬州太守平公閣下、音耗久曠、係戀方動、專

介枉書、詞意鄭重、就認行旆好、還島服帖奠、區々欣

幸良不自已、每念兩國修好、迄垂三紀、貴島信義益

篤、條約不渝、此誠上天之所以垂祐、生靈之所以獲

祉者也、不意、橫逆之端出於僚貳、致令行李久淹江

戶、尋常廻念不敢少弛、訴論の事をさす、柳豐前今聞、貴國大

君明燭姦情、洞雪冤狀、黜罪伸枉、咸得其當、治理之

公平、政刑之嚴截有如此者、豈惟貴島式固藩屏、亦

使敵邦永結隣懼、太平之福、自今更始、逖僂風聲、欽

尚無任、槎便之回單、此申慰、餘容別差候問、此不枚

悉、統希崇照、不宣、

壬子の年六月日

禮曹參議金益良、慶延略記、○按するに、この原文今所見

天和元辛酉年巡見使に答ふへき箇條書の中、

御家中騎馬數御尋候者

九十騎ほど御座候、併部屋住右の内へ入、對州田地無之國にて候ゆへ、他所の騎馬とは各別、尤在所にては妻子育申程の義に候へとも、他所へ召遣候時は不足候に付、江戸へ召つれ候刻も、別て合力申付

崇禎九年正月 日

禮曹參議趙緯韓、異國日記、

宗對馬守義成、江戸參勤をよひ歸國のいとまたまはる時、上使をたまはり、或は米穀を拜領し、或は吳服白銀を給はり、あるひは御馬をくたさる、江戸

伺候の間、或は御菓子をたまはり、あるひは御鷹の鳥をくたされ、或は召に應して登城し、御茶をたまはる事、又これあり、寛永宗義成譲、

慶安元戊子年、公始て參觀の事を禮曹に告られたり、朝鮮通交大紀、

鳥をくたされ、或は召に應して登城し、御茶をたまはる事、又これあり、寛永宗義成譲、

慶安元戊子年、公始て參觀の事を禮曹に告られた

告太守參勤例

慶安元年十一月、太守義成公遣書於禮曹告參勤、書

略、有異事則可告留守者云、在輪番栢西堂書稿、韓錄、

明暦二丙申年五月、朝鮮遣二譯官于對州、賀義眞君

嫡子播磨守なり、來州、

萬治三庚子年、義眞君始還州、告朝鮮以大浦權右衛

門被爲使了、以上、本州編稔略、

寛文十二壬子年正月十四日、宗對馬守へ上使として、久世大和守を

久世廣之なり、以て、白銀貳枚、並

小袖三十被下之、是は去冬朝鮮國出火の節、彼地に

候、右侍共遣様之事、

馬廻り拾六人 大小姓拾人 歩行之者三拾

人 中間二拾人 ベ七拾六人 朝鮮、

馬廻四人 步行拾人 中間拾人 ベ貳拾

四人 鰐浦改所 外に夫貳人

馬廻り貳人 大小姓貳人 歩行拾人

多馬廻 豈人 中間貳人

中間貳拾人 ベ三拾四人 田代 外に夫四人博

馬廻り貳人 大小姓貳人 歩行四人

馬廻 豈人 ベ貳拾八人 京 外に夫四人

馬廻 豈拾四人 在郷侍貳拾四人 中間四

馬廻 豈拾四人 大小姓四人 歩行八人

拾八人 ベ九拾六人 遠見番、但壹人ニ侍貳人、外

に夫貳拾四人、但、中間兩人之内ニ、

夫壹人ツ、

馬廻り四人 貳拾四人

中間八人 ベ貳拾四人 浦廻り貳組 外に夫貳

人 水夫三拾六人、貳人貳人船頭、貳人上乗、

人 水夫三拾六人、貳人貳人攝取、十二人水主、

右侍從被仰付、始而御暇に付被下之、柳營日次記、
寛保元辛酉年三月十五日御白書院綠頬、

右之通御暇に付被下之旨、老中列座伊豆守申渡
之、按するに、御日記に御藤中柳營日次記、
之に付御目見無之さあり、御日記、

御刀雲州盛久代金合五枚、

御馬被下、盛夕作金指玉林宗

朝鮮國之儀可入念之旨、御誕有之、寶曆年錄、卯營田次記

寬政三辛亥年二月十五日、御白書院、

御暇

御馬被下刀箭前師光代金給五枚、

朝鮮國之儀被仰出

重刊
卷之三

文仲一四二五金一月十八日
卯月吉日亥时成合五政、
御暇

御刀高田友行作金指玉柄
初而御馬被下

朝鮮國之儀被仰出之、柳營日記、

慶長十乙巳年春、對馬守義智の勤勞を賞せられ、肥前國基肆養父西郡のうちにて、二千八百石加恩の地を賜ひ、この加恩の事、對馬國記等に、慶長十二年とし、朝鮮物語には、今多分にし、其内千石は老臣柳川豊前守に頒與すへきの命あり、次條併せみるへし。○隣交始末物語によるに、寛永十三年、の頃、また加恩の密旨ありしが、故ありてその事終に止め、

文化十四丁丑年二月、對馬守義質に肥前國松浦郡、筑前國怡土郡、下野國安蘇郡都賀郡の内にて、拜領地名の書に載せざれども、今の藩士に聞こころをもて補ふ、新規二萬石の地を賜ふ。

文祿四年乙未四月二十六日、太閤賜薩摩國出水郡一萬石地子義智君、依之以早田七左衛門被爲代官、基肆郡養父郡之地賜之、依之以古藤三郎左衛門被爲代官、慶長十年乙巳加賜基肆郡養父郡之内二千八百石云々、本州編稔略、

文祿四年當對馬守^{義眞}、高祖父對馬守義智へ、朝鮮陣連年之依戰功、於薩州出水郡壹萬石之所を、從前州之内、基肆郡養父郡之内に御引替被下候、其後秀吉公被下之、慶長四己亥年從權現様右之地を、肥慶長十乙巳年、義智へ朝鮮和交儀を相勵候様にと被仰付、其節基肆郡養父郡之内に而、貳千八百石御加增被成、其内々千石家來柳川豊前守智永に遣候

様にさ本多上野介より義智方は御狀を以て被仰下
則園部按するに朝鮮物語に田代さあり、こゝに千石之所を
園部さいふはその旁近の地なる故にや

慶長十二年四月、祖父對馬守朝鮮之信使召連、江戸參上仕候段、御悅喜に被思召上にて、從權現様基肆姫父郡之内二千八百石被下置、○接するに、こにして、異同あるはふしんなり。彼らの書對馬國同藩の記

慶長十年松雲

増二千石を賜はる、同十二年三使來朝、事畢て後秀忠公より肥前田代にて加増千石を義智に賜り、慶長十年に賜る所を合せて三千石なり、但し三千石の内、千石をは柳川に按するに下野守調信の、とらせよと仰出さる、朝鮮物語、○按するにこの書記すところまゝ耆老と仰出さる、た前の二書に異なり、姑くとも存す、相傳へていへるは、寛永十三年の砌、肥前の内唐津御加領としてなし下さるへきの密旨これありたる所に、官儒朝鮮の學士權岱と筆談之上に、對州の人朝鮮に渡りたる時、朝鮮よりの款待いかやうにいたすやと尋ね有けるに、學士答ていへるは、慶尙道三百萬石有るの所を以て、接應するの旨書に述、其趣上へきこしめされ、扱は對馬守事日本にて類も

なき大身なりと上意有之、御加領之義相止、印月江の畫軸頂戴仰付られしこ申傳ふ、朝鮮學士のいへるは、對州よりの使者供給の雜用、並に日本を通路有之に付、官人を東萊釜山に下し置、其外所々役所をかまへ、役人をあておける用費、みな慶尙一道よりこれを辨する事をいへり、彼國對州の所屬ならねは、一道の賦稅を對州へ送るべき道理あらんや、つら／＼案するに、對州は日本藩屏の地に住すといへども、元來米穀甚すくなき國にて、土產の穀内を以ては、一州中人民の食用も基肆養父の賦稅を加ふといへども、兵馬そなへ武備を設くべきやうこれなき故、東照大君の御時より、朝鮮との交易をさしゆるされ、其所務を以て對州基肆養父兩所領の不足を補ひ、諸士をやしなひ人數を設け、異國鎮衛の當職を勤め來れり、しかりといへども、武備は兵馬を主とし、兵馬は土地より生すれば、土地なくして武備相整ふへき様これなし、交易は日本朝鮮和好相談の時は、交易も相續すべけれども、隣好斷絶のときか、又は漢土朝鮮より兵禍おこりたる時は、交易も自然と斷絶すへければ、たゞへ日頃大勢

の人數ありこも、交易の餘利を以て備へおきたる人數は、當用の益に立さる道理にあらずや、まして生しかたきの金銀を以て異國へ渡し、我國のたらを失事、誠にをしむへきのはなはたしきに似たり、是によりて對馬守義智、東照大君より交易を免させ給ふ始め、銀貨の交易を獻し奉り、土地頂戴の願ふかきのみならず、日本國天下後のためにはかりても、永代不動の土地を賜り、異國へわたり、すたりの銀貨にかへられ、永く對州をして、外國藩屏の職をつくさしめ給ふは、保國經遠の策いつれか是にしかんや、かたしけなくも大猷大君の加領なし下さるへきやの密旨有て、對州の武備たしかなるへきの時節到來の所に、學士の一言にて、事鳥有に歸し、日本國天下後代の大計にさまたけある事、まことに對州の不幸のみならんや、對藩政事問答載
隣交始末物語

正徳元辛卯年十一月十三日 宗 對馬守
今度信傳來聘に付、御例改り候事共多有之處、精力を益し候故、諸事無滯相濟候段御感に被思召候、殊近年勝手向不如意之旨被及聞召候、朝鮮之御用相

叙爵を命せられ豊前守と稱す、同年九月豊前守家督のとき、この春義智に加恩のうち千石の地、かれに頒與すへき旨命ありてこれを領す、慶長十二年、朝鮮國王先夫を授る事、朝鮮國王嘉喜大夫同十八癸丑年豊前守死す、義智其子權物語等に見ゆ、本州編豊前守に嘉喜大夫に、豊前守に今津島記略に是より義智請ひ奉りて、御用便宜のため權之助に家を嗣しめ、東照宮に拜謁せしむ、兩御所記載に、したがふ、記載に是より義智請ひ奉りて、御用便宜のため權之助を常に駿府にをき、元和二丙辰年四月、對馬守義成の時乞て叙爵せしめ、また豊前守と稱す、同書に、慶島記略の時、玄蕃頭と稱せしこと記せども、國師日記によるに、津島記略に、この年させしを得たりとす、また玄蕃頭であるも、他の所見なれば、寛永八辛未年柳川豊前守にはかり、寛永八辛未年柳川豊前守逆意を企、義成の事を執政の許に訴ふ、よてしは、この年豐前守知行分子石は、及ひ其黨與のもの極刑等各差あり、義成は冤罪により本任の命を蒙る、正徳元辛卯年七月、信使來聘の時は、宗氏乘轎且老臣等諸大夫に准し、束帶衣冠供奉を免許せしめ給ふ、證は前に同年十月自今朝鮮人同道參府の時は、老臣拜謁の事、願の旨に任せらる、享保三戊戌年十一月、對馬守義誠襲封御暇の時、老臣三人拜謁を許され以後例となる、對馬守義誠襲封御時、老臣

對馬國の證は、襲封の條にあり、○前條及び對馬國以降廢輪番の條併せて見るべし。

慶長十年二月、神君台德君朝鮮の孫文或釋惟政に伏見に見へ給ふ、一千八百石の地を公に按するに、義賜ふ、自注、贈前基業、此時柳川景直自注、調信か、子、五位諸大夫に任す、九月家臣柳川調信死、子景直、後智承云、正純、上野介、公に正純、家督をつゝ、此時執政本多土野介、正純、公に書を遣し、今度加増の二千八百石之内、千石を柳川景直に賜はれど、公從之、調信は佐護の生れ也、卑賤より起て大役を得る、又此節大功ある諸老臣の及ぶ所にあらず、然とも恩遇の厚きをたのみ、漸臣子の節を失す、我州主を視る事、長官と次官との間の如し、州人調興か奸惡は、調信か時より起るといふ事も又まことなり、津島記略

慶長十年、松雲錄事孫文或御目見事畢て、本國に歸り此由を申しければ、朝鮮國王満足し、此度の報恩に調信に、嘉喜大夫の位を授け衣冠を贈る、對馬守は朝鮮の官位を受へま身にあらされは、其儀に及ばずして、柳川を賞しけるなるへし、慶長十二丁未年此度先例に依て、柳川豊前守景直嘉喜大夫に任

勧儀に候得者、爲御加恩柳川豊前舊領之地返し被下旨被仰出之候、按するに、この日對馬守御賜也

右之趣、御禮之前のあれば、その御禮をさすなり、御黑書院於溜間豊後守中阿部正喬、申渡之、

同年同月十五日

文化十四丁丑年二月廿八日 錦百把・金馬代、

舊領拜領之御禮宗 對馬守

同年同月十五日 文化十四丁丑年二月廿八日

宗 對馬守

朝鮮國凶年以來、交易差滯難儀之由、被申立候付、去々年御手當米被下候處、此以後入送米等如元可相成程合も難計趣相聞候、其方儀代々朝鮮之御用相勤候故を以、格別之御手當も數度被成下、其度相達候趣も有之、容易に難及御沙汰事に候得共、亡父對馬守當地聘禮之御用、多年相勤入送米其外國用相減し候をも厭はず、聘事順成致し候儀共被思召、此度之究迫難被捨置、出格之譯を以御手當地方貳萬石被下候、場所之儀は追而可相達候、右於御白書院縁頬、老中列座大炊頭按するに、土井利厚、書付相渡之、以上、柳營日次記、

慶長十年春、對馬守義智の老臣、柳川下野守の子某も

す、朝鮮物語、

慶長十八癸丑年、家臣柳川智永死、子調興家督、此時調興申て曰、臣か父祖代々公儀拜謁を免し給ふ、調興先駿河に行、今年公參觀調興を神君に謁し奉らしむ、或人公にいへらく、對州は遠方ゆへ公儀の義詳に知れ難し、恐らくは事を誤らん、調興を御城下にとゝめて、公儀の仰を承ることにして可ならん、すつねに調興を駿府にとゝむ、津島記略、慶長十八年、柳川豊前守智永死、於是義智君使其子柳川玄蕃頭調興自注、後號豐嗣家、調興奉拜兩御所、依之、請參勤之節可被召連之由有仰之處、先可到駿府之旨申之間、即副江内左馬柳川河内被遣之、義智君後參勤令請諸閣老、使調興奉拜東照神君、布施元甫老被申義智君曰、對州遠幕下之間、以調興於被留置者、令知公儀之爲使宜乎、義智君然之、請本多上野介主、使調興居幕下云々、本州編稔略、元和二丙辰年四月台德君繼統、公義成をさす、下同し

台德君に江戸に謁し奉らる、叙從四位侍従、公家臣柳川調興が官を申させ給ふ、則五位諸大夫に叙す、津島記略、

寛永三丙寅年十二月、柳川豊前守調興忘主恩曰、調信千石、智永領二千石、皆是大猷君所賜也、非對州之家臣之間、請得大樹君印、義成君不許之云々、謝其罪守家臣之禮、同二十一日、調興以花房右馬助主告義成君曰、二千石家督印受之大樹君、時義成君曰、義智加增一萬石之内、而所與之千石之印、調興拜受之大樹君、則予爲調興似所奪千石、故不許之、於二千八百石内之千石者、就閣老本多上野介主指揮與之間、於此千石者難制止歟、於一千石内之千石者、決不許之由被仰、同二十七日花房右馬介主瀧善貞老被來義成君之亭曰、先日仰之趣告調興之處、調興曰、一萬石内之千石印受之義成君、二千八百石内之千石印受之大樹君、願之由被申之間、義成君曰、調興所申不違則可免、若再發橫逆言者、誰人雖被仰不致許容之由被仰出云々、其後寛永十一年、於京都義成君家督御判書從大樹大君拜受之、此時被收彼千石云々、自注、園部是也、本州編稔略、

寛永八辛未年、家臣柳川調興公を執政に訴ふ、此後執政諸大臣、しばく調興が申出たる趣を公に問ふ、津島記略、

寛永八年二月十日、調興告義成君曰、所受於太守之田祿及歲船今日還納之、太守義成君易不許之、調興謝罪云々、義成君以寺田與左衛門爲使、被仰調興設虛辭之由于閣老土井大炊頭主利勝、按するに云々、同十年癸酉五月十二日、諸閣老召義成君子酒井阿波守主忠行、按するに、宅曰、與調興之事故具達上聞之處、大樹君仰曰、上洛在近、可供奉還御之後、可有糺明事故之由也、可被承知此旨云々、義成君拜命、同十一年甲戌五月、調興還妻自注、宮是也、子義成君了、按するに、下の朝鮮物語によるに、成の妹なり、

同年七月大猷大君上洛、義成君供奉、同年冬諸閣老召義成君與調興被問是非云々、同年十一月就義成

君與調興之事故、自大炊頭主横田角左衛門、自伊豆守主松平信綱、按するに、篠田九郎左衛門遣對州、被止對馬朝鮮往來之船了、同十二年乙亥正月、横田篠田兩士伴預事故之輩到江戸、本州編稔略、

寛永十一年大猷君上洛、公供奉、十二月執政家臣横

田角左衛門篠田九郎左衛門州に来る、此時州船釜山往來をとゝむ、同十二年二月横田角左衛門篠田九郎左衛門、此度の事に預る人を江戸につれ来る、執政諸大臣しさは事を問ふ、津島記略、

寛永十二年三月十日、宗對馬守利勝、按するに陪臣柳川豊前守日來出入に付、度々評定有之、然者明十一日於御前可對決旨被仰、因茲參勤之國主并御譜代之面々可令登營由、御謹之趣大炊頭讚岐酒井忠勝、按するに、伊豆守より觸遣之、同月十一日、

一巳刻大廣間出御、宗對馬守柳川豊前守公事之義、三反於御前被召決畢、依之尾紀兩亞相、水戸黃門御參、諸大名不殘羣參なり、

一宗對馬守柳川豊前守昨日對決之儀被聞召、今日於御黒書院、御譜代衆被召出、被仰聞按するに、この文によると、しめに十二日の文、上意之趣、豊前守申掛段々慥成證據無之間、切腹雖可被仰付、權現様台德院様至御當代被召仕候者之儀に付而、津輕の御預有之なり、七右衛門儀、對馬守豊前守幼少之時より、悉

七右衛門非儀仕來謀書雖捧之、其身仕義候間、是以證據に不被思召候間、父子とも被所斬罪畢、一方長老謀書案文仕義曲事に思召之間、斬罪雖可被仰付、依擅命書之間、南部に流罪被仰付之、

一對馬守此度者、被成御免本住被仰付、以來朝鮮之通事廉直に可仕、若重而非義於有之者、其節者改易可有之旨、御前に被召出右之趣所被仰聞なり、

同月十四日、已下刻御黒書院出御、宗對馬守御前へ被召出、今度公事出入之儀被成御赦免候、段々御直に被仰聞、暫御前に祇候、御譜代大名不殘登城、御勝手之方伺公、入御之後伊豆守傳仰之旨、歟廟日記、

寛永十二年三月十一日大猷君殿中にて、公と調興と對決せしむ、調興か黨松尾七右衛門僧立方も同く對決、十二日諸大臣公を土井大炊頭屋敷に招き事をのぶ、將又柳川調興を津輕、僧立方を南部に流す、自注僞書の事、立方も同謀の疑あり、此故に流罪、松尾七右衛門及子一角を江戸に於て誅す、

同月十四日大猷君、公を殿中に召し直に命を給ふ、此日執政大臣命を傳へ、島川内匠及子某、松尾七右衛門か次男某を對州にて誅せしむ、流芳院住持玄

昊自注智永爰に葬、立良僞書を修す、秋田に流す、立郡等を追放、又宗讚岐知順を召し、簡條を渡し給ふ、公に

簡條之通可被行との由なり、津島記略、寛永十二年三月十一日大猷大君、召義成君、方長老、調興并乙名松尾七右衛門智保子殿中、自糺明事故、君之無罪詳達上聞了、本州編総略、

寛永十二年、義成家臣柳川豊前守調興と爭訴の事ありて、三月十二日仰によりて登城し、御前にをいて對論す、調興か申所明ならずして言語遂に屈す、則命有て、調興を奥州津輕にながし、義成本領安堵し、及朝鮮接待の事もこのことし、時に義成年三十

二、寛永宗義成譜、寛永十二年三月十二日、次誤りなり宗對馬守柳川豊前公事於御前對決、尾張大納言殿、紀伊大納言殿、水戸中納言殿、仙臺中納言、加賀中納言、島津其外日本國中大名小名大廣間の伺公、公方様上壇に御簾を上出御、古今稀成御規式也、柳川方より言上す、双方度々及對決事一時半被爲聞各退出、御三人

方には御談合之跡也、

寛永十二年三月十二日、次誤りなり宗對馬守柳川豊前公事於御前對決、尾張大納言殿、紀伊大納言殿、水戸中納言殿、仙臺中納言、加賀中納言、島津其外日本國中大名小名大廣間の伺公、公方様上壇に御簾を上出御、古今稀成御規式也、柳川方より言上す、双方度々及對決事一時半被爲聞各退出、御三人方には御談合之跡也、

寛永十二年三月十二日、次誤りなり宗對馬守柳川豊前公事於御前對決、尾張大納言殿、紀伊大納言殿、水戸中納言殿、仙臺中納言、加賀中納言、島津其外日本國中大名小名大廣間の伺公、公方様上壇に御簾を上出御、古今稀成御規式也、柳川方より言上す、双方度々及對決事一時半被爲聞各退出、御三人方には御談合之跡也、

同十三日、又被爲召之、御直に、

柳川 豊前

津輕に御預

方 長 老

御成敗

七右衛門父子

右之通被仰付、是對馬守と豊前守と物言ひ也、自注五十一年過、貞享元甲子年十月朔日、於津輕柳川豊前死去、爲檢使御徒目付酒井彦太夫、今井三郎右衛門被遣之、七十七年過、正徳元辛卯卯年十月、右柳川豊前舊領宗對馬守被下之、按するに人見私記に、貞享元年十月廿二日、柳川豊前守死骸檢使津輕へ、徒目付今井三郎右衛門酒井彦太夫被遣に付、朱印傳馬及金十兩被下さり、慶延略記

寛永十二年三月、今般調興一件有台命而被定流罪之輩、柳川調興、自注津輕、方長老、自注南部、宗讚岐守智順、自注最上、流芳院、自注秋田、又被追放郡首座、又被定死刑島川内匠及子、并松尾七右衛門智保及子一角也、四月十六日於對州被誅之了、本州編總略、

寛永十二年四月、仰により州船釜山に往來を免さる、十六日島川内匠及其子某、并松尾七右衛門か次男某を對州に誅す、津島記略、

寛永十二年三月、智永子柳川調興對馬守曾祖父義成に對し横逆を企、同月十一日公事御裁許相濟、調興流罪被仰付、同年八月園部按するに肥前國基肆郡にあり千石之

おるて討手向ふと聞、奸人の爲に殺さるゝ事を怨り、鐵炮を以打殺さんとす、來使の姓名を問へは津江太兵衛也、藏人歎して曰、太兵衛は忠義の士なり、一時の怒りを以忠義の臣を殺すへき様なしにて、禮を以迎へ入れ、君命を聞て死す、公後にさどりて悔給ふ、其外ケ様のたくひ多し、其黨松尾七右衛門常に惡を助く・自注 大浦權左衛門、初は織部といふ、(津島記略)

寛永十二年十一月、唐坊佐左衛門遣朝鮮、令告事故

決斷及職掌采地一依舊之事、且被返調興官職衣冠、

及調興送使以町菴流芳院送使之銅印、同島雄貞右

衛門大浦新兵衛爲使者、方長老調興等家財被付松

浦肥前守主、各所蒙嚴命也、本州編稔略、

寛永十二年先生五十三歳三月、預聞宗對馬守義成

柳川調興朝鮮書簡眞質訴論之事、從諸執事啓達之、

而後幕府直聽以決之、調興被罪朝鮮物語に、柳川代々の始末を載す、参考のためこゝに附す。

宗對馬守家老は吉田平田杉村等也、柳川は元來浪人にて、諸國を見たるもの也、義智父義調代に、柳川下野守調信對馬へ來りしを、さかしかりしに依て、取立て使ふ、其比ひ秀吉公九州に發向し、島津

を征伐す、九州の大小名使者を秀吉の陣中に獻す、對馬よりも使者を獻すへしと談合す、遠島の事なれば、公界へ出て義智の名代を勤んといふ者なし、柳川下野守新參なれとも、諸國經歷の者ゆへ、家老なみに取立て、使者として秀吉の陣中に遣す、首尾よく調て歸り、義智を領相違なく、秀吉へ禮申すにより、柳川國中に威強くなりて、對馬守は在京し、柳川は在京して、國へ時々歸り、萬事仕置せるに依て、自ら直參の様に成來れり、秀吉へも家康公へも御目見申し、松雲來朝の時も、柳川江戸對馬に往來し、直に釜山浦へも渡りて、兩國和交の義を調けるに依て、大なる事計り對馬守より申し遣し、少々の事は、朝鮮の取次みな柳川か心に任せり、對馬より朝鮮への送使船毎年貳拾艘、柳川も元來家老なみに壹艘を領しけるか、威強くなるに依て、三艘を領す、ゆへに朝鮮にも其名隠れなく、嘉喜大夫の位を授けたり、慶長十年松雲來朝の時、義智に、肥前の大代にて加増二千石を賜る、慶長十二年三使來朝、事畢て後、秀忠公より肥前田代にて加増千石を義智に賜り、慶長十年に賜る所を合て三千石也、但し

三千石の内、千石をは柳川に取らせよと仰出さる、對馬は小國にて元來二郡なり、然るを分て八郡とし、其内一郡を柳川知行す、柳川如此威勢強しこいへとも、調信景直二代は、對馬守を大切に思ひ、公儀をつくろひて己か財寶をも惜まず、對馬守事の乏しき時は、自分の物を添て補ふ、義成幼少にて父に離れけれども、柳川よく守立しに依て、公儀かはる事なし、調興幼少より證人となりて、在江戸する故、奉行役人へ能取入て、義成たまゝ江戸參勤の時は、柳川指圖次第公私を任するゆへ、柳川家人朝鮮の事を自由に取行ふ、釜山浦の倭館に附置對馬の代官も、柳川か家人なり、對馬守知行も大方柳川か家人代官す、朝鮮の送使船にも柳川申遣す用所は、柳川江戸にて奉行役人に頼まれたる用所なりとて、申し遣すに依て、對馬守用所は、滯ることあれども、柳川が申し遣す事は早く相調ふ、送使船とは對馬より釜山へ渡す商買船也、此船釜山浦へ着て、毎月和館にて市を立商買す、對馬は小國なるゆへ家人等送使船を知行とす、信使來朝の時は、其前年柳川御暇を給りて歸國し、朝鮮へ申遣し信使を

同道し、對馬守相與に江戸に下向し、信使歸國の時は、柳川對馬の鰐ヶ浦まで送ること毎度例也、然るに寛永元年調興京まで送り、江戸に御用ありと稱して國へ赴かず、大徳寺の旅宿にて暇乞しければ、信使等兩國往來の事に、先例を背くこと不届也、然るに於て御返簡請取ましき由を申し、事既に大ひに成りて如何なりければ、和談をつくろひて、此度は柳川に代りて方長老鰐ヶ浦まで送るへきに定りぬ、元和三年信使來朝の時、義成は十三歳、調興十四歳也、共に幼少なるに依て、何角の事對馬家人島川内匠と、柳川家人松尾七右衛門談合し執行ふに依て、御返簡を私に書改め、王の字を書入だるこそ、義成も調興も知す、其後對馬守は折々の參觀計りにて、柳川在江戸し公儀に狎たり、或時對馬守母方の舅吉田藏人と云者、使者と成て江戸へ來り御目見申し、老中へも出入し首尾よく歸國す、柳川か家人密談しけるには、此者江戸に往來せは、自餘の家人には違へり、國にて威重く成なは、柳川家の妨なるへしと、讒言をかまへ、藏人公儀への使たるに依り、往來の間、過分に對馬守か金銀を盜み使ひて

私曲多しと、對馬へ申し遣す、藏人は是は虚説なれども、已此云ひわけをするならは、家中の騒たるへし、兎角家の爲よき様に然るへしと、對馬守母と談合し、對馬の府中を立退て蟄居す、對馬守猶若輩なるうへ、柳川は義成妹婿にて親しき間也、且は公界に狎たる者はれは糺明に及す、其頃布施元豊と云者あり、家康公の御時より象戯の御相手にて、御側徘徊す、柳川と親しかりける故に、對馬守事の取次仕るへき由仰に依て、朝鮮信使來朝の時も其事に預れり、柳川か家人元豊を使、老中へ藏人の事をさへ、元豊か狀を取て對馬へ遣し、藏人か惡事老中へも聞て、對馬守爲笑止也と申し遣すに依て、藏人切腹す、是より柳川いよ／＼恣まゝなり、然れは義成と不和の本は是より始る、朝鮮禮曹への書簡は、對馬守も柳川もみな方長老に書しむ、但對馬守書簡は、清書も方長老弟子ともに調させ、古川右馬介に渡して、對馬守まへにて印を押て遣す、柳川か書簡は、草案計りにて渡、柳川所にて清書、果首座と云者方長老處にて學問す、柳川是を扶持して書簡を清書せしむ、或時に果首座清書を持て、方長老に見

せけるを讀て見けるに、草案に無之ことあり、是は如何にと問へは、毎度加様に侍ると申す、自是心付て不審なること多きに依て、折々對馬守にも氣の付やうに、雜話の端に耳に入る、柳川家人等にも意見を加へ、調興にも逢時は、私曲無様にと諫めけれども、さらぬ躰にてもなし年月を送る、方長老己れ目付にはあらねども、公儀御存にて、對馬守柳川か書簡を調れば、此こそあらはれは同罪に處せらるへしと思ひ、三度まで國を立退んとせしか、對馬守さま／＼に留め、其上渡海の船を留めるゆへ、すゑ様なく、蘇長老以來よりのなしみも闕れば、危ふみながらうか／＼と打過ぬ、方長老朝鮮に赴し時に、對馬守と内談し、東萊に到て通事崔判事に賂ひて、密に日本よりの書簡を書留たる冊子を借て見れば、柳川方より遣す書簡、方長老草案に違ひて、様々の私曲を書加たり、方長老草案には、對馬守をは日本國臣對馬州太守從四位侍從平義成と書き、柳川を日本對馬州柳川調興と書くこと例なり、然るに偽て柳川高官を書加へ、松尾七右衛門またも偽り、官位を書て書簡を遣す留書あり、書中私曲

の條々、日本の爲然るへからざることのみ多し、方長老仰天すといへども、少しも知らぬ體にて冊子を返す、對馬へ歸て後、密に義成に語る、是よりして義成每事氣遣ひし、釜山浦に置處の柳川か家人を改め、對馬守家人を倭館に遣し置、對馬并に田代の代官をも、柳川か家人を取替て、對馬守家人を代官とす、是より柳川私曲成難きに依て、いよ／＼不和也、又柳川江戸にて奉行役人の親しきに内談し、對馬守へ申しければ、對馬にての知行一郡をは返進申すへし、公儀より拜領の田代千石にて各に罷成り度と云々、義成同心せず、事既に大ひに成れども、義成同心せず、柳川重て然らは所領悉く返進申へき間、主従の名を止られ、身の暇を賜れど申けれども、義成同心せず、事既に大ひに成ければ、藤堂和泉守并傳長老あつかひに入て和談せしむ、對馬守申しけるは、調信景直時の如く奉公の勤めらは、相替らす召使ふへしとのことにて、暫無爲になりぬ、其後對馬守江戸へ參勤すへしとて、在國の家人方長老頼みて書簡を調へ、馬鷹を

求めに遣す、對馬守參勤程近くなるまで所望の馬鷹來らす、柳川か所望の馬鷹は先に申し遣すに依て早く來れり、對馬守喜ひす、方長老を呼て書簡を何と書き候や、柳川か所望の物は來て、義成求る處の物はいまだ來らす、發足の日限已に迫れりと、不平の體なり、方長老是は書簡の難には非す、申し遣す前後に依て遲速あり、御所望の馬鷹も程近く参るへし、調信景直か時より、對馬屋形に指當て事欠る物あれは、自分の物を以て補ふ先例也、今調興か馬鷹到來幸也、先づ是を屋形の御用にせらるへしと、方長老其趣を柳川か家人に断りければ、是は調興自分の用に非す、江戸にて約束の御方あれは、屋形の御用といへども成かたしと申す、方長老色々云合て、半分を以對馬守に渡す、對馬守發足の跡にて馬鷹渡りければ、借て遣す數ほど柳川か家人に返して、其外をは路次にて對馬守に追付やうにて發遣す、加様の事積りて又不和也、其後義成在國の砌り、江戸より松尾七右衛門かりそめの便に對馬に來りけるを、義成穿鑿すへきことありとて留置て、四五年も江戸へ歸さず、何角尋ね問ふ、私曲

とも漸くあらはれければ、七右衛門ごと大事に成へきと思ひ、柳川方へ申遣す條々ありと聞ゆ、寛永十年癸酉比、家光公來年御上洛あるへしこの御觸あるに依て、供奉の爲義成江戸に參勤す、夫またも表向主從の義替る事なし、翌年仰に曰く、對馬守は御上洛東山道より上洛すへし、柳川は供奉すへしと公儀相定る、其砌り柳川訴狀を老中へ捧け、對馬守朝鮮筋の義に付、私曲條々有之ゆへ某を隔心し、前々の如く何角の相談に不及、却て某を私曲ありと公儀へ訴ふとの内存也、然るに於ては力及はず、對馬守私曲をも言上すへしと云々、御上洛の前なれば、暫く御裁許に及ばず、對馬守は上洛す、此時方長老も江戸に來て御目見申し、御暇給りて對馬守と同道上洛しけるか、朝鮮の馬藝上覽あるへきむね、堀田加賀守奉て仰せ出さる、依て京より方長老を對馬國へ歸し、書簡調へて申し遣す、對馬守上洛の跡にて、柳川其妻を離して、對馬守が江戸の留守平田將監方へ返す、此事京へも國へも聞へ、家中騒動す、對馬守も返答の目安を調て、御裁許を待ち奉る、然れども御在京の内は其沙汰なし、江戸

へ還御の後、諸大名は御暇下さるゝと云へとも、對馬守は在江戸す、其年の冬より井伊掃部頭、土井大炊頭、松平伊豆守等仰付られ、双方訴る處を聞届て言上せしめらる、先年^{元和三年}に^{按するに前文}朝鮮への御返簡私に書改ること、主の字の點を削て王の字とする事、對馬にて進物を加へ別副を書改ること、條々争て柳川方より、皆義成か所爲也と申し、對馬守方よりは、柳川三代朝鮮の事をさばくに依て、私曲は皆彼か所爲也、己は存せずと申す、是に依て、大炊頭郎從横田角左衛門、伊豆守か郎從篠田九郎左衛門上意に依て、對馬に赴き國中にて穿鑿を遂、方長老、松尾七右衛門、果首座、其外證人に成へきものを召連れ参るへしとの仰にて、横田篠田急に發足し、對馬にて數日糺明し、方長老、松尾、果首座以下數輩召連れ、船中にも一人づゝ間を隔置て、内談せしめす、江戸に歸る、此往來の中に、寛永十一年甲戌暮て、翌年乙亥春酒井讚岐守若狭より參府、掃部頭大炊頭に相加て双方對論せしめ、穿鑿數度に及へり、其事繁多なれば記すに及ばず、大なる訴なれば、直に聞召し御裁斷あるへしことて、三月十一

正徳元辛卯年十月十九日、覺
宗對馬守參勤之節、家來共只今迄御目見は不仕候、今度朝鮮信使同道仕候に付、朝鮮へ之御用に懸り候家老共、御目見被仰付候様仕度旨願に付、向後朝鮮人同道參府之節計、家老共御目見可被仰付旨被仰付候に付、今日家老三人御目見仕候、以上、

正徳元辛卯年十月十九日、覺
林春齋^{朝鮮物語}
右此方より文言認之書付御前に差上之、正寶令條留
享保十三年兩森東五郎書上、
此儀其譯有之候ての事に候ゆへ、此後不相替候

日大廣間に出御あり、尾張殿、紀伊殿、水戸殿を初めとして、仙臺中納言政宗、以下諸大名、御譜代御家人悉く仰に依て伺候し聽聞す、對馬守をは讃岐守召連て下段に出づ、方長老其後に有り、柳川をは伊豆守召連て出す、松尾七右衛門其後にあり、柳生但馬守、井上筑後守、加々爪民部少輔、堀式部少輔二人定分れて双方の傍にあり、掃部頭を以て御使として仰出さる、旨ありて、双方對論條々の段々上聞ありて、柳川が私曲明白なるに依て、津輕に流罪せらる、但し幼若の時分の事なるに依て、死罪一等を赦さる、松尾七右衛門父子は斬罪せらる、果首座は由利へ流罪せらる、方長老は松尾か申に因て、主の字を削りたる罪、其上御前へ罷出る身にて、累年私曲のことを存しなから、江戸へ罷下の度度少も老中へ迄も申さる、こと不届に思召れ、南部へ流罪せらる、松尾に比すれば、罪輕によつて死罪を赦さる、對馬守は幼少にて存せざる旨もあるへしと思召れ、相替らす朝鮮の取次仰せ付らる、島川内匠老病にて對馬に居けるを、父子ともに斬罪せらる、松尾か末子二人在國しけるか死罪せらる

様に有之度事に候、交隣提醒、

通航一覽卷之二十九

朝鮮國部五

○宗氏通信御用

御手當并拜借、
襲封、

元和元乙卯年正月、宗對馬守義智卒す、嫡子產七郎に襲封、及び朝鮮國御用等先規のことく命し給ふ、以降例となる、萬治元戊戌年四月、對馬守義直公裁を経て、襲封の事をかの國に達す、この事、また承。元祿七甲戌年十一月、宗次郎義方に、兄對馬守義倫の遺領を賜はり、幼年により祖父刑部大輔義眞に、かの御用等再接へき旨命せられ。同十四辛巳年九月、對馬守義方に義方元祿九年十一月叙任あり、前代のことく御用を命し給ひ、義眞の接職御免あり、文化九年壬申年十月、宗岩千代幼稚により、脇坂中務大輔安董かの國御用およひ家政等、補弼あるべきむね命せらる、文政三庚辰年その事御免賜物あり、

通航一覽卷之二十八 終

慶長十八年己年三月、宗對馬守義智江戸に参向す、台徳院殿其子あるを聞たまひて、富士の巣鷗二聯義成にたまはる、時に彦七郎と稱す、いまた拜謁し

馬守義成公封をつく、公初めの諱は貞光、後に義成改む、先對馬守公の子也、先公逝する時、公十二歳、忌明て京都に登り、神君台徳君に謁し奉らる、此時家督を命す、執政佐渡守を以、朝鮮の役を命ずるよし傳へしめらる、四月神君台徳君大坂を攻給ふ、公を京都丹波口の守護とし給ふ、津島記略、

元和二丙辰年、義成江戸にあり、仰によりて台徳院殿に謁したてまつる、御前に出、則父の例を追侍從に任せらる、仰にいはく、朝鮮の信使來朝する時は、たゞひいまた參内せずといふとも、裝束を着すへしとなり、時に義成年十三、寛永二十癸未年八月三日、義成の嫡男彦満丸五歳にして、將軍家及び竹千代君を拜したてまつる、時に御懇意ありて戯具をたまふ、寛永宗義成譜。

宗義真、少名彦満丸、按するに、本州編総略に、正保二年義眞と稱すと載す、播磨守、

候刻於御前本多佐渡守殿上意を蒙、抑祖父義成よりいふ故に、持來候知行無相違被仰付領知仕候、

公然肥前領分之内、千石家來柳川豊前に遣置候故、

公儀へ上り、唯今末次平藏御代官所に罷成候、對馬義智は祖父なり、持來候知行無相違被仰付領知仕候、

元和元年乙卯正月三日、公逝去、按するに、今年春對

馬守、
本州編総略、
義成の子
國記、
對馬
在豐岐一州之地、及肥前國内、同十二月廿七日、任侍從改

稱對馬守、改選諸家系譜、

明暦三丁酉年十月二十六日、義成君逝江戸柳原之正寢、奉稱光雲院殿、壽五十四、送棺葬對州鐘碧岳

云々、病中殿下、遣阿部豊後守忠秋主令問病、同年

十月二十七日、按するに、前に十二月誤りにや。義眞君蒙家督之命、

即日被任侍從、從四位下如元、自是稱從四位下行侍

從兼播磨守平義眞朝臣、其後補對馬守、本州編總略、

萬治元戊戌年四月廿九日、宗對馬守家督相續之儀、

朝鮮國へ相達度之由に付、奉書被下之、

一筆令啓達候、貴國可爲靜謐と存候、本邦も別條

無之候、貴大君益御機嫌克被爲成御座候間、可心

易候、然者我等事、舊多無相達家督并官位、義成

同然に被爲仰付、重疊難有仕合可有推察候、殊朝

鮮取次之儀、不相替如前代被仰付候、彌以誠信相

互に可申通と存候、仍輕少之土宜、以別錄令進達

之候、委細使者可爲演說候、不宣、

月日

禮曹

參判書簡銘々

右文言之心に書簡相認可遣之旨、豐後守按するに、中阿部忠秋、老達之、御日記。

令嗣、貞享元年甲子十二月二十五日、叙從四位下爲

右京大夫、時年十五、自注、實十四元祿五年壬申六月二十

七日、常憲大君賜退休之嚴命于義眞君、以病告老

也、隱居對州稱刑部大輔、同日義龍君受家督之命、

改名義倫君、又別號稱泰雲、同年十二月十七日、義

倫君補對馬守、同十八日任侍從、自是稱從四位下行

侍從兼對馬守平義倫朝臣、遣使于京都拜受口宣、本

州編總略、時四同年七月廿七日、義眞隱居、改稱刑部大輔自注、時十五歲同年七月廿五日、叙從四位下任右京大夫、元祿五年壬申六

月廿七日、義眞隱居、改稱刑部大輔自注、時四同年七月廿五日、拜謝隱居之事、時獻御太刀金馬代、同日爲

遺物獻御刀自注、貞吉代金五十枚、御壺自注於將軍家、古今和歌

集自注、二條家於同夫人、同年六月廿七日、義龍繼父家

督拜領、萬石、七月十二日拜謝家督之事、時獻御太

刀自注、重久代金六枚、黃金三十枚、綿百把、同十二月十八日、

任侍從改稱對馬守義倫、自注、父義眞、時改稱刑部大輔同廿八日拜謝

任官之事、時獻御太刀金馬代時服十領、改選諸家系譜、

萬治元年四月廿九日、宗對馬守家督相續の儀、朝鮮へ相達度由達上聞候處、可申遣旨被仰付、人見私記、

告大守承襲例格

元和元年正月三日、義智公逝去矣、同年之春、義成

公襲封、上洛見東照君焉、同年之夏、本國有大坂之變、義成公雖少年率兵赴戰場、蒙命防禦丹波地方

焉、國家騷擾之際、暫闕歲遣使、故無告承襲使者也、至太守義眞公之時告承襲、明暦四年告太守義眞

公承襲使者、正官杉村又左衛門、封進早川三郎兵衛、元祿六年告太守義倫公承襲使者、正官樋口左右衛門、都船主小島孫兵衛、封進三浦貞右衛門、韓錄、

對馬守義眞、居所對馬之府中并に肥前にも領あり、本知二萬石、國中米穀乏しく、壹岐肥前より來る、

朝鮮之諸連上莫大なり、右運上米一石銀子一枚積りにして、四ヶならし凡十萬石に及ぶといふ、家來

へ米を渡さず、朝鮮への渡海、百石に付何度遣すといふことあり云々、武家觀鑑記、

寛文十一年辛亥三月二十六日、義倫公誕生對州、母三浦氏、小字右京、諱義龍君、延寶五年丁巳始拜謁

嚴有大君、時年七歲、同八年庚申十二月二十二日爲

到江戸、九月出帆對州、即爲養君稱宗次郎義方君、

同年九月二十七日已刻、義倫君逝江戸柳原邸、壽二十四、奉稱靈光院殿、本州編總略、

元祿七年九月廿七日、義倫先父歿、時廿四歳、同年十一月廿八日爲遺物獻御刀自注、來國光、代金五十枚御壺自注、連濟於

將軍家、古今和歌集自注、飛鳥井雅親於同大夫人、改選諸家系譜君按するに、義龍は義倫の初名なり同、小字岡次郎、其後依采地稱根尾

次郎真氏主、本州編總略、

宗義方、少名二郎、對馬守從四位下侍從、始義通、實義倫弟、元祿七年甲戌十一月廿五日、繼父按するに、義父義倫なり、

金仰付られ、後交貿中絶等により請ひ奉り、またしには拜借あり、

萬治二年己亥十二月二十七日曉、對州府中火自丸山口多田近右衛門出火、及大火、家數合千七十八軒、早船四艘、橋八所燒了、死人十六人、謂之一番火事、未曾有之次第也、同三年庚子正月二十七日、嚴

有大君召義眞于營中、以閣老有台命、今般就領國大火賜米一萬石之旨也、義眞君拜命、於肥前州唐津攝州大坂兩處賜之、本州編總略、

正徳元辛卯年、朝鮮來に付、宗對馬守殿五萬兩拜借、屋敷造改めらる、中村氏筆記抄、

正徳元年二月廿七日、宗對馬守殿先頃より御不勝手に付、今度信使御同道被成候に付、御拜借金御願之處、二月廿七日、御用番方月堂見聞集に使者被爲召、御拜借金五萬兩被仰付候由、寶永七年朝鮮人來朝御用代々宗對馬守承り候金十萬兩拜借被仰付さあるは誤りなり、誤りなり、天和元辛酉年巡見使に答ふへき箇條書中、

信使唯今迄幾度渡海致し候哉と御尋候者、

祖父義智代三度召連、先對馬守五度、慶長十二年の信使は義智同道し、元和三年、寛永元年、同十三年、同二十年、明暦元年五度の信使、及び寛永十二年馬藝御所望により、取者、正徳元年五月、柳營祕鑑脱漏

と被仰出候得者、旁以拜借等可被仰付様無之候、然共間近く來朝、對馬守も不幸之仕合、差當り物入も可有之故、正徳之年依願五萬兩拜借被仰付候、右上納金只今迄相濟候、二萬七千五百兩を以、拜借被仰付候、以後之例に者難成事候、可被存其旨候、以上、

十二月御日記、

享保二丁酉年の誤りなり、三年十一月廿三日、宗式部家督被仰付、同年十二月朔日御禮之節、養父對馬守頤に依而、金二萬七千五百兩拜借被仰付之、則正徳之例也、正徳より以前者拜借之儀無之、柳營祕鑑脱漏

享保十七壬子年五月廿六日

宗對馬守

其方在所出火、家屋敷數多燒失に付、米一萬石被下之、委細者御勘定奉行被承合可被請取候、

右之段、名代宗修理大夫に讀岐守傳達之、柳營日次記、享保十七年五月廿六日、

宗對馬守領分、對州府中家屋敷數多燒失に付而、米一萬石被下候、依之城詰御用米之内、松平隱岐守より三千石、阿部伊勢守より二千石、土井大炊頭より五千石可相渡候、委細者御勘定奉行に可承合様に

等渡來の時さもに、義成先容た以上八度、渡海一度之入目、
り、この書混まざり誤りまちなり、凡千四五百貫目馳走之雜用入申候、かやうの儀に付て、先代より當對馬守に至り、大分借銀仕居申候、對馬國記○接するに、この書因に附す、下るなし、寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、

一旅人吟味方御法之御尋之節、

當國之儀、四五十年以來他國者段々入來、當國に而生増候者他國へ出不申さ之兩様に而、府内之浮民甚相增、其上十二三年以來者、朝鮮と之交易之利分、其以前之様に無御座候、就夫府内之商賣も衰へ、生業成兼候者とも年々に多く成、其分に致し置候而者、以後に至り饑寒之憂も可有之哉と其所大切に存、四年以前旅人吟味と申新役を申付浮民減し候、浮民之内、病衰病身成者を救候法を立申候、尤其譯年寄之御老中迄申上置候、對藩政事問答、享保三戊戌年十二月朔日、於御白書院河内守○接するに、老中井上申渡、書付渡之、

宗式部

朝鮮の信使來朝付而、之父對馬守拜借之儀相願候、前々者無之事候、其上今度は諸事天和之節之通に

享保三戊戌年十二月朔日、於御白書院河内守○接するに、老中井上申渡、書付渡之、

宗式部

と、右三人に申渡候、尤對馬守へも、何れもへ可承合旨申渡候間可被談候、
一運貨代銀も被下候間、對馬守へ可被相渡候、
五月但日付無之、大成令、
享保十九甲寅年五月廿三日

宗對馬守

右被爲召、近年人參拂底に付、願之通金一萬兩拜借被仰付旨、御白書院綠頬に而、伊豆守○接するに、老達之、以上、柳營日次記、

一、對馬殿知行之儀、對馬國一萬石田城一萬石柳川以上三萬石にて候、併家來之配りは、隅米五萬石程有之候、是は朝鮮之交易之利潤を以、家來配當も其通に被仕候、只今は朝鮮交易之利潤前々に違ひ、少分に罷成候故、對馬殿勝手も差詰り、不自由之趣に候事、

利潤を以、物成として被居候事、此十箇年程跡には、

按するに、この書年代を記されしも、前後の文によりて推考するに、享保改元頃の記なるへし、然ればこゝに十箇年ほと跡あるはさするなるへし。

對馬殿

之利潤、元祿銀にして三千貫目

程も唯一年に有之候處、近年は少く相成、大體今は千貨目計も可有御座候、近年は朝鮮物高直に相成候、朝鮮にも本唐よりいろいろのもの買込候而、朝鮮物に交朝鮮ものと申候て、日本へも相渡候様に被成參り掛り候、唐之本か殊之外高直に相成候、夫故段々高直に成、何角六ヶ敷利潤欠け候て、對馬殿勝手、元よりは惡敷相成申候事、異本朝鮮物語、

延享三丙寅年七月、御勘定奉行に、

宗對馬守

近年交易利潤無之に付、勝手向差支難儀旨相聞候、依之、御勘定所より金一萬兩充、當年より年々相廻候間、向後勝手向入用等に至迄、隨分儉約相用、家來等迄奢かましき儀無之様被申付、被取續候事專要候、尤交易利潤段々有之様取計之儀心掛可被申候、金子請取方之儀者、御勘定奉行可被承合候、右之通、宗對馬守に相達候間、被得其意御金可被相廻候、

同年九月、御勘定奉行に、

宗對馬守

朝鮮之信使來朝に付而、拜借之儀被相願候、近年交易利潤無之、勝手向難儀之旨相聞候付、先達而被仰付候品も候得共、未間も無之儀に付、按するに、この間脱文あるへし。此度願之通、金三萬兩拜借被仰付候、以後之例に者難成候間、可被存其趣候、

九月

右之通、拜借被仰付候、返納之儀者、來巳年より十箇年に差上候積りに候間、可被得其意候、

同四丁卯年三月、御勘定奉行に、

宗對馬守

朝鮮之信使來朝に付而、拜借之儀被相願候、先達而三萬兩被仰付候、然處不足に付、來年之御廻し金一萬兩當年相渡、來々巳年之御廻し金を來正月相廻し、來ル巳年より寅年迄十箇年之間は、一箇年に金九千兩宛相廻し被下候様にと被相願候、願之通被仰付候間、可被得其意候、

三月

右之通、被仰付候間可被得其意候、

寶曆四甲戌年四月、御勘定奉行に、

宗對馬守

座賣人參長之中絶に罷成候に付、拜借之儀被相願候、先年相達候儀も有之候に付、拜借之儀は決而不相成儀に候得共、差當り世上難儀之由相聞候に付、格別之思召セ以、此度金一萬五千兩拜借被仰付候、此已後世上人參通用差支無之様、急度出精作略可有之候、且又上納之儀者、願之通當時御免被成候間、追而本銀相立候上に而、上納之儀可被相伺候、右之通、相達候間可被得其意候、以上、大成令續集、寶曆五己亥年七月朔日、宗對馬守朝鮮國中この間脱文あるへし、不勝手に付、憐愍之儀相願候趣上間に相達、金壹萬兩充、當亥年より來丑年迄三箇年之間被下置候旨於御白書院綠頬、老中列座西尾隱岐守按するに、老中忠直、申渡之、寶曆年錄、

寶曆五年七月、御勘定奉行に、

宗對馬守

朝鮮交易、此節差滯利潤無之不勝手に付、國中之人民食用差支難儀に付、御憐愍之儀被相願候趣達上

寶曆十二壬午年四月廿七日

御白書院綠頬

宗對馬守
名代
松平大膳亮

右者、在所出火家屋敷數多燒失に付、米壹萬石被下

之旨、老中列座左衛門尉按するに、酒井忠寄、柳營日次記、申渡之、

寶曆十三癸未年四月四日

宗對馬守

宗對馬守

安永五年三月四日

五丙申年三月四日交易及手切候に付、年々金壹萬貳千兩被下、御日記

前々朝鮮人來朝之節、道中往來人馬割從公儀被仰付候得共、當未年來朝之節者、從大坂江戸迄、道中

往還宿々人馬一式、其方引請に被仰付候間、被得其

意、來朝歸國之節共、隨分順路に差支無之様、可被

取計候、右爲入料金九萬七千兩可被下候、委細之儀

は、池田筑後守按するに、大目付なり、一色安藝守、安藤彈正少

弼按するに、以上古坂與七郎勘定吟味役、御勘定奉行勘定吟味役、可被承合候、

四月四日、大成令後集、

明和四丁亥年八月十七日

御白書院綠頬

金一萬五千兩

宗對馬守

名代長澤壹岐守

右願之通、拜借被仰付、先達而之拜借上納者、十ヶ

年御差延被下旨、老中列座伊豫守按するに、阿部正右、申渡之、

柳營日次記、

明和七庚寅年、近年朝鮮交易相絶候に付、相開候迄、大坂御金藏に而、銀三百貫目充年々御廻、安永

右者、朝鮮之交易相絶、御役儀手當者勿論、相續も不罷成候に付、御役儀相續相勤、國內相立候様被相願之趣、達上聞候處、是迄數度御手當も被成下候儀に候得者、難被及御沙汰事に候得共、此度者、交易爲被開、彼國に差遣候使者眞文を以申斷、全及手切候段被届聞召、永續爲御手當年々金壹萬貳千兩充被下置候間、可被存其趣候旨、於御白書院綠頬御老中被仰渡候、令條錄

安永八己亥年十一月、御勘定奉行付

宗猪三郎

去々年領分多分損毛有之、去年は皆無之損毛、家中扶助渡方、去々年以來滯に相成、其上祖父式部大輔卒去に付而、朝鮮國より弔詞之譯使去々冬上船渡海に臨、父對馬守卒去之儀被達候に付渡海相止、手當入用捨相成難澁に候處、其方に家督被仰付候而、

文化二乙丑年七月十六日

宗對馬守

朝鮮信使之御用數年彼國往復、及び此度對州迄來聘に付、別段之以思召、金壹萬兩被下之、

右於御白書院綠頬、考中列座備前守按するに、牧野忠精なり、申渡之、

以上柳營日次記、御徒方萬年記

文化六己巳年十一月十一日

朝鮮人來聘手間取、物入等

之儀に付、格別之思召を以、名代宗

對馬守

右之通、被仰渡之、御徒方萬年記、

名代織田大學生

右之通、被仰渡之、御徒方萬年記、

文化六年十一月十一日、宗對馬守義功朝鮮人對州

迄來聘の事、彼國と懸合の御用相整たるに依て、金

子三萬兩拜借仰付らる旨、御白書院綠頬にをして、

老中列座牧野備前守忠精傳達せらる、續日本王代一覽後記

文化九壬申年七月四日

名代松平織部正

朝鮮信使於對州聘禮相整候御用向、年來物入有之

候間、彼國入送米及減少、旁可爲難儀に付、格別之

年賦之御廻金之内可有返納候、

右於御白書院綠頬、老中列座大和守按するに、久世廣明、申渡

被仰付候、是迄之拜借年延に不拘、來卯年より十ヶ

年賦之御廻金之内可有返納候、

右於御白書院綠頬、老中列座大和守按するに、久世廣明、申渡

思召を以、當申年より二十ヶ年之間、年々爲御手當金貳千五百兩充被下、且又寛政五年之拜借米壹萬石、去已年之拜借金三萬兩返納方も、十箇年被差延候間、來ル午年より三十箇年賦に可有返納候、右於御白書院緣頬、老中列座下野守接するに、申渡
青山忠裕、申渡

之、

宗 對 馬 守

其方勝手向、年來不如意之上、對州限聘禮御用相勤、莫大之物入有之、其上朝鮮入送米相減、旁難儀之趣に付、此度御手當被成下候、朝鮮國交易筋相衰來候者年久敷事に而右に而者安永以來格別之御手當も有之候處、常々心掛薄改、此度聘禮に付而も、分外之御手當等相願候次第に至候事、安永度勝手向取計方、段々相達候趣も不行届儀と被存候、外國に對し候用向故、只今迄萬端出格之御沙汰も有之儀に候得共、此上之事は公儀に而も難被成下筋に候間、領分之收納、并御手當等之高に應し、在所勿論、江戸屋敷共出格儉約致し、萬事質素を守り、自分住居向暮方等尙又被縮諸入用不及闕乏候様可被致候、且又在所百姓にも、怠惰之風多、農業

漁業等も精を入不申様相聞候、左様に而者、自然與國中彌可致衰弊候、此度者厚く教示を加へ、風儀相改勝手被直候様、可被心掛候、此上未熟之次第有之をいては、急度御沙汰之品も可有之候條、可被存其趣候、

同 對 馬 守

此度朝鮮之入送米減少候に付、用米不足之儀も候は、在所最寄之御料所御收納米、此度被下金高に而買請可被仰付候間、其時々可被相願候、柳營日次記、文化九年七月四日、宗對馬守義功を江城に召れ、朝鮮使對州聘禮御用相勤、積年の物入難澁たるへきに依て、當申年より二十年の間、每歲金子貳千五百兩賜はる旨、ならひに寛政五年の拜借米壹萬石、文化六年の拜借金三萬兩をは、三十年に返納いたすへきの旨、御白書院緣頬にを以て、老中列座青山下野守忠裕傳達せらる、御徒方萬年記、續日本王代一覽後記、

文化十二乙亥年七月十七日

宗 對 馬 守

朝鮮國饑饉之由に而、對州に之入送米差滯、米穀買上方難及自力に付、願之通御手當米壹萬石被下之、

右於御白書院緣頬、老中列座下野守申渡之以上、柳營日次記、
此度在所出火侍屋數數多燒失可爲難儀候此迄

通航一覽卷之三十

朝鮮國部六

○對馬國以町庵輪番

寛永十二乙亥年三月、宗對馬守義成の老臣柳川豊前守逆訴の事落着あり、事は宗氏通信の御用老臣叙爵にあり、並譲等の條にあり、請ひ奉りしにより、命ありて永く五山碩學の僧、對馬國以町庵に輪番ごし、東福寺瑞長老を朝鮮國往復の書翰を掌どり、かつ信使來聘にはその館伴たらしむ、同年義成より返却せし玄方送使船、これ慶長十四年玄方の師たいて、歲船約條等の勤勞ありしにより、の國にをの遣使船なり、詳に貿易授職人送船使船等の條にあり、また約してこれを以町庵に附し、是より以町庵送使船と稱す、宗氏通信の御用、老臣叙爵並譲等の條及び貿易副使、并以町庵使の條併せ見るべし、

寛永十二乙亥年七月、寶勝院自注、東隣西堂受嚴命來對州、居以町庵主聆文書之事、義成君依頤也、是以町庵爲輪住始也、本州編給略、

按するに、玄蕃慶長十四年朝鮮國に使たりし時、かの李某に以て参考に
酌庵の記を需むる書あり、庵號の由來にあつたりしなれば、姑存す。

慶長十四年己酉、蘇長老在朝鮮之時、告宣慰護曰、
予生日本天文丁酉之故、縮丁酉兩字自號酌庵、此以
書酌庵記可給望之間、即書之送蘇長老云々、自注、丁酉年始結庵、故號以酌庵。今年以酌庵建今之國分寺之地也、稔略

之說甚非也、○按するに、下の驥山住籍による、この年以て
酌庵建させしに、また誤りなるべし。

宣慰使大人閣下、余先是己丑十七年なり、天正奉吾國命超海之日、李老人受宣慰之選、而自釜山至京城、
辱視余猶朋友、余亦視閣老猶師父、至今未忘其厚意
爾、余一日求仙巢記、閣老乃製以賜之、余歸後裝幅
而掛著壁上、起居讀以消遣世慮矣、今也閣下亦視
余、猶閑老視余、余亦視閣下猶視閑老、實是宿緣所
感乎、仰冀、閣下製酌庵記賜之、則畫錦未爲榮焉、余
生于陋邦天文丁酉、乃是皇明嘉靖年中也、如今暮年
縮于七十又三、合丁酉兩字自號酌庵、閣下記以賜則
齋之歸、又幅而掛著壁上、以與閣老仙巢記二難并見
者、寔老後一快意也、頓首、
亦復拜啓、余陋邦筑前州博多縣、扶桑最初禪窟、安

國山聖福禪寺僧也、對馬島前太守義調好學志道、聞
其風適避筑之亂、去寓居對馬、後亦豐臣太閤秀吉命
兩國通文之事、不得退歸留滯者有年于茲、全非對馬
之人也、歸便將投老於舊寺者必矣、是故對馬是非得
失據不關我事、冀記中一切除對馬之事則足矣、餘付
譯舌、不宣頓首、

四月十五日、仙巢稿、

驥山住籍序

海西對州下縣府城之東、驥山以酌禪庵者、本朝賜紫
輪次、按するに、朝鮮物語によるに、皇明特賜本光禪師景轍和尙
修文之人於東武、大君可其奏、而命五岳擇之、璘玉
峰、按するに、寶勝院召棠陰、按するに、南昌院玄召東堂、院玄召東堂仙洞叔始奉鈞
選、輪住此山、其後周南鈞天茂源相次祇役、爾來二十
餘年、浮杯此州者幾十餘員、余今春承上命來、適
坐幽丈、百拙疎慵、尤有媿于前賢、惟夫當山二師、攝
卿再創之功多、况五岳前住之耆彥、考績鯨波蟹靄之
間、而爲國家厘圖隣情之懷委于我、及至其日寢月
久、則名齒泯沒于茲、某歲某月不知誰某住于此、豈
是仁人傳美於將來之遺意耶、故撰壹本住籍、貽此於
祖室、冀使後之見者識某人住幾某人住少、豈翅一已
之私簿、是亦歷代之砧基也、後人以僭踰、勿罪於我
至幸、

寛文第什壹辛亥年秋七月日

住山比丘泗濱江岳策敬識

對馬州曉驥山以酌禪庵

慶長二年丁酉草創、請景轍蘇

三使來

聘

○(一世)第一世、景轍玄蘇東堂、慶長十六年辛亥十月二十二日化、

述仁人傳美於將來之遺意、實是堪嘉獎矣、仍繼其志、新整飭前住忌簿一冊、悉溫繹其示寂諱辰、手親記之、安附于祖堂以傳不朽矣、伏冀、自今而後住山之人、倘有聽前住戢化之訃、則載諸簿上者、是余志也、惟夫住籍者、以記現在之名、忌簿者以記過去之名、俱是要使將來之人知有曆代住山之勤績而已、全非一己之私、抑又五嶽所據也、嗚呼亦不知何時日不免被點著此鬼簿上矣、因叙鄙志鄙趣、以貽後鑑云、

元祿十二歲舍己卯、小春廿二日

當山三十二代住持小比丘玄中敬書置之、日韓提要、むかし大元の世祖、我國に使をつかはし朝貢をめさる事、度々に及へり、鎌倉の執權等相議して返牒に及はす、其使とも皆々きつてすつ、自注、臣ひそかに接するに、外國の使をきてすし事、以外の事は勿論也、但し、鎌倉の代には、よより執權文學をふかくこのみで皆々倭漢の才ゆたかなりし、かは、陪臣の身として九代に及びて天下の政を心に任せたりきされば、異國の形勢をなぞ講せしめられしのみなり、かは、すこもせず、終に軍起るに及びて、二度まで打破りてすすれば、今に及びて彼國より我國を來り犯すべき事、代々に其望をたまね、誠にわが國萬代の功世祖我國禪法を尊信すときこしめありと申すへし、主なり、いかさまにもおもひばかり給ふ所あるべき事也、これらの事よく深く我國のために、此時南朝征西將軍の宮懷もしひはかるべき事共也、此時南朝征西將軍の宮懷良親王筑紫にて其使に應接ありて、やかて禪僧を御使となされて其禮に答る、これ我國の禪僧外國に使するの始なり、其後鹿苑院殿よりこのかた、大明朝鮮に聘せられし、代々皆々禪僧を以て其使となされき、されば當時の管領を始て、諸國の守護并に對馬の私聘等、皆々禪僧を以てその使させざるものなし、文祿の始、豊臣太閤大明を攻られんとして、まつ朝鮮を犯されし時、或入禪僧を撰ひて、書記の事しらしめらるへしと申せしに、われ我國のいろはを以て、萬國に布行ふへし、異國の文字などの益あるへきとて用ひられず、されど文字の往來事ゆかすなりたれば、やかて五山の禪僧をえらひて、名古耶の陣にめしくせらる、其後我神祖の天下

をしろしめすに及びて、常に五山の僧をめし集められて、文字の事をつかさどらしめらる、自注、この文才ありさて召されし、さ、いまたさしわかけ比林道春は文才ありさて召されし、さ、いまたさしわかけ、駿府御座を移されしのち、南禪の傳長老に仰下されて、五岳の長老こと、くめされ、北辰居其所而衆星共之の論を試らる、然に當時名寺の僧一人も試に中らず、たゞ、小院の僧皆々試に中れり、神祖御氣色殊によろしからず、傳長老をめして其旨を尋仰下る、長老答申けるは、此事あやしむにたり候はず、近代亂世已來五岳の僧とも學の淺深によらず、たゞ、財寶の多少によりて、出世と仕り候へは、當時よき寺院に住候ものは、皆々學を勤候ものとには候はず、たゞ、其財寶のゆたかなるもの共也、されば此度、形のことにも文字をつらね候ひしもの共は、皆々かちはたしにて、柿かみつかみ肩にして、めしにしたかひ參りしもの共にて候、是らはたゞ、學業をのみ精して勤て、其名をもよにのこさはるゝと存する輩なりと申す、

神祖不學の僧の寺領多して、碩學の僧の貧窶ならむ事然るへからず、その不學の僧の寺領をけつり

ち元弘建武のみたれの後、大明の太祖即位の初、我國に使せられしも二人の僧に勅せらる、これ大元の例によられし故にや、本朝異朝の通好絶ゆる事なし、元明の代その事なりしかば、此兩代のはしめ皆々使おりて我國の使をめされき、然るに今大清の代となりてすに七八十年一度もその事なし、然るに又、その天子その國の厚ふる所か、ことに英雄の主なり、いかさまにもおもひばかり給ふ所あるべき事也、これらの事よく深く我國のために、此時南朝征西將軍の宮懷もしひはかるべき事共也此時南朝征西將軍の宮懷良親王筑紫にて其使に應接ありて、やかて禪僧を御使となされて其禮に答る、これ我國の禪僧外國に使するの始なり、其後鹿苑院殿よりこのかた、大明朝鮮に聘せられし、代々皆々禪僧を以て其使となされき、されば當時の管領を始て、諸國の守護并に對馬の私聘等、皆々禪僧を以てその使させざるものなし、文祿の始、豊臣太閤大明を攻られんとして、まつ朝鮮を犯されし時、或入禪僧を撰ひて、書記の事しらしめらるへしと申せしに、われ我國のいろはを以て、萬國に布行ふへし、異國の文字などの益あるへきとて用ひられず、されど文字の往來事ゆかすなりたれば、やかて五山の禪僧をえらひて、名古耶の陣にめしくせらる、其後我神祖の天下

て、其領を以て碩學の僧にあたふへしと仰ありしより、初て五岳の碩學領といふ事は出來て、今も學方の聞てあるものとも撰ひて、かの碩學領を賜る事にはなりたり、此時南禪の一寺のみ不學の僧一人もなかりしかば、此時の僧のみ寺領をけつらるるに及はす、永く此寺の規模とは申す也、自注、神祖南錄司さなされしも、その、ち寛永の比、接するに寛永十二年、の事前條に詳なり、對馬守その家人柳川と獄の事決してのち、義成望みて兩國往來の書、私にするさん事然るへからず、公より此事つかさどるへき人を差下さるへしと申ければ、申所其理ありとて、かの五岳碩學の僧を撰はれて、始て東福寺の邵長老を差下され、自注、これ老の祖也、○接するに、邵長老は即長老なり、さ、最も最初は、環長老なれば、この書誤りなり、其國以酌菴に寄住して、兩國往來の事をしらしめらる、これ五岳碩學の僧對州に輪番する事の始なり、これよりしてのち、およそ朝鮮聘使の度ごとに、館伴の事もつかさとれり、自注、但し當番の外、別に壹人を擇ひつかはざなこ申是古來我國の使として、外國に聘事に從ひしか故なり、朝鮮雜錄○接するに、朝鮮通交大紀に、宗譲岐守をして通交の事を司らしめ、小船越海林寺の住鍾歎をして、文書を掌さらしむと記せり、

寶永七年巡見使に書上し簡條書中、覺

一城下何ご申候に而候哉との御尋、

府中と申候、

一以町庵輪番之長老に余力之義御尋、
一ヶ年現米百石遣し申候、其外炭薪入用次第遣

し申候、尤端午七夕帷子、重陽歲暮に小袖遣之、

并同宿のも遣し申候、

以町庵境内之間數、

西間口五拾貳間 東間口七拾六間 北裡行七拾

三間 南裡行百間

同建家之間數

南北貳拾貳間 東西八間半

右坪數にして々百八拾七坪 以上

一以町庵に而御書翰致出來候譯之儀、御尋之節、

朝鮮に差渡候書簡之儀、曾祖父對馬守代に願上

候而、五山碩學之衆三年代々被罷下、私方より送

候和文之趣を以、眞文に被相認候、

一御書翰公儀に被差上候趣之儀、御尋之節、

毎歲相定候約條之書翰返簡者、以町庵見分にて

相濟申候、其外不時之書翰者、公儀に指上入御被

見候、

一御書翰御宛所之儀御尋之節、

禮曹へ宛候而遣申候、位階者正三位に而御座候、

對藩政事問答、

五山長老輪番に對州へ詰て、朝鮮國より到來の書翰返書等を認る役に定らるゝか故に、五山僧徒は學文なくて成かたき事也、五山長老の中順番にあたりて、對州へ發行の仁定る時は、先關東へ下り登城致し、五山和尚位に任せられ、謁見の禮あり、時服其外拜領物例ありて過分の事也、其後上京、對州へ着船の上、都て朝鮮の書翰を司る、別館有て饗應丁寧也、寒暑に人參壹斤ツ、對州より賜はる事とぞ、朝鮮より來書あれば、封の儘長老へ渡す、長老開封して事の次第を和語に寫し、關東へ傳達し、御下知を得て、漢字返翰に認め、對州役人へわたらし、則朝鮮へ送る事也、此勤役三年と也、三年事濟て、後の長老に委託し、出船上京して、和尚位を辭し隠居する也、和尚生涯公儀より年々百石ツ、下し給ふ事こそ、譚海、

五山の長老輪番にて、三年替りに對馬に詰る、府中

右第一船中戻仕候時、吹噓壹本、

一特送使 一號船 本書一本、正官名乘、都船名乘、

同封進物 別幅一、 同二號船 吹噓一本、 同

水木船 吹噓一本、

右此送使御渡候時、添書之事、

二三特送使 本書二本、 同封進物、別幅二、

彦三送使 本書一本、 同封進物、別幅一、

遣船六艘 本書六本、 同封進物丹木三十斤充

別幅六、但、番付五番、六番、七番、八番、九番、十番

也、右は一度に被相渡候、

此間に、中戻又は渡前之船に吹噓數之事、

壹特送使一號船中戻、吹噓壹本、 同二號船中戻、

吹噓壹本、但、右之中戻遅參候而、從此方用所共候

而船を渡度由被申候者、二特送使一號船渡前、

吹噓壹本、 同二號船渡前、吹噓壹本、 又同

本、 三特送使一號船中戻、吹噓壹本、 同二

號船渡前、吹噓壹本、 又同一號船中戻、吹噓壹

本、 同二號船中戻、吹噓壹本、 彦三送使渡前、

吹噓壹本、 同中戻、吹噓壹本、

別幅一、 第一船 本書一本、正官名乘、同封進物同前、

別幅一、 第四船 本書一本、正官名乘、同封進物同前、

右之送使數四艘は、一度に被相渡候、

右迄渡り前の吹嘘相濟候得者、

小送使歲遣船之渡前吹嘘六本、但、番付五番、六七八九十番目迄也、是は一特送使に書計六艘分渡

候而、船は渡り不申候間、船渡し度由被申候時、吹

嘘壹本充御認候而、番付を以て段々可被相渡候、

萬松院送使 本書壹本、御印被付候、萬松院に參候而 同封進物

別幅壹、同添書 義成印壹本、同水木船 吹

嘘壹本、

右此送使渡り候時、添候書之事、

歲遣船七艘 本書七本、同封進物丹木三十斤

充、別幅七、但、番付十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、是迄小送使十七艘渡相濟申候、右

一度に相渡候、

萬松院送使中戻、吹嘘壹本、小送使渡り前、吹

嘘壹本、是は、右萬松院に小送使七艘之書契計添

渡候而、船未渡候間、用所に而船の渡度由被申候

時、吹嘘御認候而、番付を以て可被相渡候、是迄に

小送使本書吹嘘相濟申候、此送使迄渡り候事無之

候、必五艘十艘つ、無用所候間渡り不申候、小送使

に中戻無御座候、

代官歸國之時、かり船と申事仕渡候事御座候 時は、代官かり船戻候、吹嘘壹本被遣候、

幅特送使一號船 本書一本、正官名乘、副官名乘、同封進、古□四百斤、別幅壹二船同、同二號船

吹嘘一本、留船同、同水木船 吹嘘一本、二號船に

之中戻仕候時、一號船に 吹嘘一本、吹嘘一本、

以酌庵送使船 以酌庵に參候御印に而本書一本、正官名乘、

同封進物、別幅壹、同添書、義成御印壹本、右

之送使中戻の時、吹嘘壹本、

右大形一年分の御書數朱點仕候處、書數の分也、御覽あらため如此に候、此外飛船使者船は、別紙に被

成置可然候、

庚辰八月日

有田木工兵衛判

南昌院尊前御披露

恕公座元<sub>接するに、庚辰は
寛永十七年なり</sub>

正官

都船主

杉村主水

川邊幾右衛門

島村兵之助

封進

荷押物
藤幾左衛門

右之書付、正保三年丙戌年鈞天東堂見手跡認冊子、

一、歲條送使吹嘘之事、譬は當年の歲條の第一船の一

水木船、又は其外の船の吹嘘にても、當年の送使な

れば、吹嘘の文脉の内に、當年の支干は不書入也、

唯歲條第一使水木船□□等とかく也、或は去年去

去年の送使と、こほりて残り、年を越て渡す事あり、其時は役目の衆より吹嘘の事申來、手紙にも念

入其年の支干書來故、其年の支干に應して、譬は戊午之條第一使水木船、方今超海など、書也、歲條とはかり書くは、皆當年と心得へき也、

一、可漏の上書にも、譬は庚申の歲條なれば、庚申

歲條第一船之書と書付る也、ケ様に其年の支干を

加へて書付たる、分明に其儘能しれて好也、去年か又は去々年の歲條送使なれば、猶以可漏にも其年の支干書加たる好也、

一、密承台候安佳甚慰々など、書文脉は、返翰の文脉也、緬想台候安佳馳仰不已など、かく文脉は、此方より遣す時の文脉也、古來の迹留、ケ様の處意を着て可考也、吹嘘のあて所、朝鮮國各道各官とか

く時は、僉位下とかくは不宜、僉足下と書て好、各官の官の字は位の字の心ある故也、或は各道各浦など、かく時は、僉位下と書ても不苦、然とも古來多くは僉足下とあり、可考、

一、奉書、啓書、啓達、以上三品あり、上中下の意也、可着意、

一、時令有之書は少し也、縱有とも朝鮮より來る書の時令は簡古也、日本の書は偶對多く、文字長くして不宜也、特に近來飛船の吹嘘などの書にも、時令書たる有之、朝鮮人笑之由聞及、惣して吹嘘と云は、日本の切手と云類なる故、時令あるへきものにあらすじ也、

一、書頭に時令ある書に、終りに又時令二三字入る事あり、譬は夏の時令ありて、書尾に時熟自玉等の文脉は、二重になりて不可宜也、

一、棠隱東堂の代崇禎十年、朝鮮より來る書に、金氣已回緬惟起處珍勝慰仰不已と云々、慰仰と書たる事少也、馳仰の意に用たるるへし、然は唯馳仰と書たる穩にて宜乎、慰仰の字は返簡にも可通乎、一、延寶七年九月、薩州飫島の漂民の書契の草案西

山寺内談す、彼草案の内に、人數二十六人と云處、廿六員と書す、西山寺物語に、先年朝鮮判事渡海し來る時の茶話に、員の字は高官壹人の衆に用之、平人には不用と云事ありき、改て可然歟と也、歸て字書を考るに、員の字の注に、官之數也と云云、仍二十六口と改書す也、

一、同八年正月廿五日、西山寺來話、去年の義眞送使に、太守副書添遣す、於朝鮮判事相議曰、近來無副書、不可受て、頃日返し來、其例如何と云、予曰、茂源代の迹留に有之故書遣と云、西山寺予茂源の書稿を持て、城に到て家老衆へみせらる、當番杉村三郎左衛門云、茂源代に太守副書ある事、義眞未た部屋柄の時故、前太守義成より副書ある也、只今義眞爲太守故、太守の副書可添理無之、故に義成逝去以後の書、皆副書無之と也、西山寺並予於此會得す、

一、同時封進の封の字、或は表上とし、或は二字通りに書する事、朝鮮にて相議し、願くは自今以後一字表上に定めくれよと請ふと也、仍古來の書稿代代相考處、書法不一樣、就夫書稿共西山寺持歸り、

家老衆へ見せらる、其後於城參會之時、封之字は二字通に可書遣由、杉村三郎左衛門被申、正月廿六日申に付、家老衆相談にて、井出彌六左衛門飛船にて態と朝鮮へ被差渡、此儀三月四日議定、則四日晚西山來報、即時普首座珍首座兩人來て、飛船吹嘘調遣す、彌六左衛門朝鮮に到て、古來の書例一々辨説す、朝鮮人理に屈し、右の書契請取相濟、彌六左早速歸國、其より以後封進の二字口上に定れり、蓋此方書式不一樣故也、

一、同二月七日、西山寺來話、舊冬漂流人送遣時の東萊への書中に、縷々の下の縷字略して縷々と如此書遣故、朝鮮の判事共吟味して請取間敷由申來る云々、就夫古來迹留遍く考見に、迹留には皆略書にして證據とし難し、其上略書せる證據ありとても、元來不宜義也、況又非を遂る事は聖賢の戒也、改に憚るへからずと返答して、即書改遣之、然れば跡認を以て證據とする故也、同晚先書之縷々と書たる處を、縷々と書改遣す、

然れ共此事は、決て不可改云々、

一、以町菴送使の太守の副書のあて所、古來多くは東萊府使とばかり書也、然るに或は東萊釜山兩令公と書たるもの有り、又は東萊府使公と公の字を添たるものあり、如此代々の書式不定故、後日異論出來也、

一、不宣、不備、不悉等の類、是又不一樣、是又可爲

一樣事、就中近年の事に、不備謹啓など、書たるあり、ケ様之事、後日の害に成也、古今一定せる書式は、朝鮮人異儀に不及、以故一切一定したる好也、

一、歲條の書に、禮曹大人と云處、禮曹參議大人と書事可考、

一、歲條の書は、時令と正官の姓名との外は、一字も異變したるは惡し、

一、萬松使太守副書、古來多くは東萊府使閣下とはかり也、古記可考、其内班々可隨多分者乎、口公のよりか、謹封の二字書遣す、過當なる事也と云、予

亦可改乎と云て、互に呵々す、

一、同時の話に、吹嘘の各道各官の事、先年より朝鮮人度々願望にて、東萊釜山と書改めくれよと云、予

謂此義尤なる事也、韓文四十卷袁州申使の狀に、故牒の故の字、謹の字に改め謹牒と書て、韓退之か方へ遣すを、退之堅く辭して斷を云たる事あり、退之は道に志す故に、一字も過分の言を不受也、朝鮮人はもとは隔別にて、混すら朝鮮の方を尊仰する事を好む故に、此方に誤てかきたる事をも、彼方の大幸として、後日にはそれを例として理窟を云也、併日本人文字に疎略なるより、ケ様之事も出來歟、可勉可勉、

一、庚申寶八年なり、即延九月八日、於屋鋪參判之書契調る刻、井出彌六左衛門替りの書契の事に付、彌六左衛門役目の名を、古記に訓導と書たる例班に書之、然るに或は裁判役と喚きは、何れか是と云事不知、仍老中并西山寺、小山朝三僉議の上にて、裁判と可書遣由に相定る、仍今度之書契に裁判と書遣す也、訓導と云役者は朝鮮人に有之、然るに此方にも訓導と喚時は、朝鮮の官名を借り用るに似て悪しと也、裁判の裁の字も舊俗催判と書す、然れども催の字は誤也と、予及小山朝三一同に云故、裁の字に定る也、

外面右邊書敬答、自注、奉答奉復、或云左邊書朝鮮國禮曹參判某公閣下、自注、對馬島主以下、則皆稱禮曹大人閣下、內式同、合符處書日本國執政官御門各隨其號、內式同、踏行沙姓名、自注、踏謹封內日本平行、圖書國執政官御姓名、敬答朝鮮國禮曹參判某公閣下云云、年月日以下同上例、別幅執政以下回禮、各白銀一百枚、越前綿一百把、島主回禮彩畫華箋匣一箇、金小屏風二双、彩畫文匣二箇、水晶笠緒二結、粹鑄茗盃二十箇、萬松院回禮、彩畫掛硯一備、黃連五斤、彩畫累合硯匣一備、粹鑄鍋兒一箇、彩畫宴筐一備、以酌庵回禮、金屏風一双、彩畫華箋匣一箇、紋紙五百張、粹鑄茗盃十箇、垂珠掛兒一備、護行長老回禮、大華真朱五斤、青銅火鑪二箇、粹鑄茶器二十箇、撒畫大硯匣一具、赤銅累五、盥盆一部、水晶笠緒二結、黃連十斤、年月日以下同上例、方策新編載日觀要放、釜山浦の番は武官也、東萊には文官の奉行住す、對馬より人渡れば、事によりて釜山浦より東萊の奉行を呼び迎て相談す、又釜山浦の奉行、東萊へ行て談する事もあり、釜山東萊と其間三里計り、對馬より禮曹へ遣す書簡、釜山にて請取り東萊へ遣す、封

一、萬松院送使の書に、誠恐和南上覆と書たるもの、又は誠恐の二字無之もあり、古來不定、然るに庚申十月朝鮮より此事斷申來、自今以後は必誠恐の二字書加へ可給由申來、仍諾之、是又謹封之類也、

一、日本人は武を以利とす、朝鮮人は文を以利とす、眼前の利は武にあり、他日の利は文にあり、史官之記述萬世の龜鏡、文にあらされは傳らす、然れども其智の淺深遠近可知之也、日韓提要、

通文館志、

書契式、自注、節錄註飾黒漆黃鸞鳳、内裏蓋的方紬甲祫、外紅漆、無飾櫃造盛、書契筒、則有金山書契筒、則有金山本國對馬州沙門以酌庵、江口護行長老則云、日本國對馬州太守某公、以上稱閣下、萬松院則云、日本國對馬州鐘禪山萬松院以酌庵則云、日本國對馬州沙門以酌庵、江口護行長老則云、日本國長老、以上稱足下、內式同、合符處書朝鮮國禮曹參判自注、島主則參議爲之、萬松院、以酌庵則云、日踏下謹封內式朝鮮國禮曹參判姓名、奉書日本國執政具御閣下云々、年月日禮曹參判姓名、

回答書契、自注、贋黑漆、襟淺紅絹、無飾櫃束之、回答書契、自注、贋黑漆、襟淺紅絹、無飾櫃束之、

外面右邊書奉書、左邊書日本國執政具御某公閣下、自注、執事以下隨其官號、而對馬島主則云、日本國對馬州太守某公、以上稱閣下、萬松院則云、日本國對馬州鐘禪山萬松院以酌庵則云、日本國對馬州沙門以酌庵、江口護行長老則云、日本國長老、以上稱足下、內式同、合符處書朝鮮國禮曹參判自注、島主則參議爲之、萬松院、以酌姓名、自注、踏圖書、同、下謹封內式朝鮮國禮曹參判姓名、奉書日本國執政具御閣下云々、年月日禮曹參判姓名、

蒙命赴對州、以明年朝鮮三使來聘之故也、自注、朱氏謹綺、天龍洞叔を加へしは誤りなり、○按するに、前書によると、この年十一月對馬守義成より、朝鮮に返せしところに、この書の送使船なり、

寛永十二年九月、天龍洞叔、東福崇陰、及玉峯西堂寬永十二年、朝鮮付調興送使于義成君、付玄方送使于以酌菴了、本州編稅略、○按するに、これ柳川調興等流刑により、この年十一月對馬守義成よ

寛永十三丙子年十二月八日、碩學棠陰艮長老、玉峯璘西堂御禮申上、僧錄登城御前に被爲召、御直に朝鮮之儀被仰出候。(芝金地院由緒書、○接するに、この書以下輪番を命ぜらるゝ事等なれども、具にする能はず、たゞ見る所に從て一二を擧るのみ)

寛永十九壬午年八月廿七日、使東福寺僧丹長老、建仁寺僧江長老、(江長老は洪長老なるへし)白雲西堂、赴對州、爲異域書翰之役也。(東武編年要錄)

承應元壬辰年七月廿四日、建仁寺之澤長老、天澤寺之僧(按するに、天龍、西堂兩僧者、對州に在國し、朝鮮國寺なるべし)、(接するに、書替をあるば、對州以西)公事裁判之役被仰付、是金地院申渡す。(慶明錄、寛明日記、

萬治三庚子年四月晦日、朝鮮國書簡之役、憲西堂、瞻西堂、金地院連々申上に付被仰付之、最前より彼者(接するに、役者四人雖有之、老後又は病氣に付而也、彼の誤寫にや、されども足利學校の事、他に所見なし、

寛文二壬寅年八月七日、(慶明錄、寛明日記、

右者、朝鮮國に書替被仰付之、以上、柳營日次記、○接するに、書替をあるば、對州以西

庵にないて、和文を漢文に書替て、かの國に遣はすない

天和三癸亥年二月十五日

足利學校

通航一覽卷之三十一終

通航一覽卷之三十一

朝鮮國部七

○宗氏通信使伺并掛合

從元和度至明曆度

按するに、この條は、かの國と和親再興の後、慶長十二年はしめて、信使來聘ありしより以降、至親の事にいたりては必ず宗氏より信使の事を伺ひて、かれに通達する例なり、されども彼或はたやすく承諾せざるあれば、しはく書簡往復に及ひて來聘の期を定むる奉書等を遣すのみ、その事は各自下條にいたす、

慶長十九甲寅年、宗對馬守義智東照宮の鈞命により、朝鮮國に通信使の事を達せしに、彼輒く肯はす、翌元和元乙卯年正月義智卒し、嫡子義成襲封ありて、同年七月使書を遣はし、猶其事をはかり、かつ阪役御勝利の事を傳説し、しはく往復ありて、同二丙辰年十二月事遂に成る、(同三丁巳年八月、信使來聘あり)

慶長十九年甲寅、義智公奉東照君之命、遣使於朝鮮請通信使之來聘也、蓋令賀平定大坂而邦内一統也、(智をさし下同し、神君の命を承り、朝鮮に信使を請ふ、今年神君台徳君大坂を攻、公州兵韓錄)

同 東福寺 鶴 章 長 老
同 建仁寺 西 堂
右三人、朝鮮國書簡被仰付之、碩學料被下御禮なり、萬天日錄、

寛永七庚寅年四月廿一日申渡、

東福寺 松隱棟長老

來年秋中來聘之朝鮮信使同伴、書役加番相勤候様可申渡旨、建仁寺雲齋集長老は、當年より對州へ罷越、彼院に罷在候に付不及申渡、御日記、

享保三戊戌年三月

對州書役當番 天龍寺真乘院月心湛長老

同加番

東福寺即宗院石霜菖長老(柳營脫漏祕鑑話爛談)

一束一卷

天龍寺

長院

通航一覽卷之三十一終

慶長十九年、公(接するに、對馬守義智をさし下同し、神君の命を承り、朝鮮に信使を請ふ、今年神君台徳君大坂を攻、公州兵韓錄)

和文

遠く書教を承はる、また信使を以ていふことをなせり、是前日の報書既に是を盡して、足下猶いまた覺察せざるに似たり、貴島の歲船及び約條等のこゝき、皆是を天朝に裏し、其事を施行せしなり、此外絲毫の事さいへども、本國の敢てみづから擅にするこゝあたはざる、是皆足下の詳にしれる所なり、今此使を日本に遣るのこそ、義に於て當らざるのみ非す、また誠に據なきものなり、これを請ふのやむこゝなしこうふこゝ、終にまた益ながらむのみ、足下宜く此意を體し、またいふこゝながるへし、凡兩國間の事事ら誠實を盡して、其間に周旋し、始終朝廷の徳意に背くこゝながるへし、後水尾院御守、元和元年乙卯、明の萬曆四十三年、朝鮮光海七年、從是さき甲寅年、按するに慶長神君の命十九年なり、按するに、萬松院公の法證なり、義智通信使の事を彼國に請れしかども、彼國禮曹參議金匱をして、書を復し此事を難しけり、此年正月初三、萬松院公捐館あり、公守義成をさす、對馬頓て上京、兩御所に被詔襲封事畢り、秋七月歸州なり、井出彌六左衛門をして、再び通信使の事を彼國へ求められしなり、此年十月禮曹參議書を復せり、其書左に記す、

鮮光海七年、從是さき甲寅年、按するに慶長神君の命

十九年なり、
按するに、萬松院公の法證なり、義智通信使の事を彼國に請れしかども、彼國禮曹參議金匱をして、書を復し此事を難しけり、此年正月初三、萬松院公捐館あり、公守義成をさす、對馬頓て上京、兩御所に被詔襲封事畢り、秋七月歸州なり、井出彌六左衛門をして、再び通信使の事を彼國へ求められしなり、此年十月禮曹參議書を復せり、其書左に記す、

不宣、

和文

橋使來り、仍て書意を審にせり、請ふ所信使の事、先太守在世の時、詳かに貴島に告たり、夫日本の慶弔によつて、我國使を遣るの事、また其例非す、今却て我をして信使を通せしめむこゝむ其意甚薄し、恐らくはあやまつてこすへし、且以前貴島誠意を致すを以て、我國是を天朝にもふし、市を釜山に開く事を許せり、凡約條の事いづれか天朝の裁定に非すと云こゝなし、今此信使を遣るの事、是を天朝にもふさすして、擅に貴島に許す事を得へんや事常例に非す、恐らくは輕しく議定し難からむ、願くは足下成規にしたが

ひ、朝廷終始の徳意に背く事なれ、

此年十一月公、再び書を禮曹に送り通信を請れし略に、吾殿下至今不忘往年信使之誇光、自前強請、而今貴曹非但不許、加之、以貴示、事非常例、恐難輕議云、如是縷縷之意達於殿下、則僕之罪甚過速、故閉口不洩、與橘智正悶望、伏願俯諒陋島事勢悶望、特一遭遣使、刷還擒人以安生靈、是不謂兩全乎、今年再次告急、賜德意以敷東恩、不勝幸甚と有て、井手彌六左衛門を使とし、頻に此書を請れたり、翌丙辰年通信使の事、始て決せしなり、以上、朝鮮通交大紀、慶長十九年東照大君、對馬守義智をめし、大坂平定域内統一するの賀儀として、朝鮮より信使來聘せしむべきの旨を命し給ふ、其旨を申遣はす所に、彼國例なきを以て峻拒すといへども、上命嚴急なる故に、使書の往來數度に及び、元和三丁巳年三使をして、國書を持來らしむ、隣交始末物語解、

元和二年丙辰四月、東照神君薨御、依之、義成君を侍從、自是號從四位下行侍從兼對馬守平義成朝臣、

本州編略、

元和二年、明の萬曆四十四年四月禮曹參議李瑗、公に復せし書あり、左に記す、

朝鮮國禮曹參議李瑗、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使再來書問鼎至、憑審珍衛慰浣良深、滿紙辭意罄吐備曲、要乞信使、足見貴島誠欵、日本之勦滅大坂固出於爭戰、實非爲我國報怨、而或者天誘其衷假手致此、則我國嘉其蕩掃之績、遣使報喜亦是一道、況貴島居中行事、情勢之逼切、朝廷槩已領會、但我國於天朝大小機務無不稟報、故上年冬間、曾以貴島請使之意、委咨鎮江遊擊鎮府矣、昨蒙總督軍門送稟鎮江轉咨來到、乃以勿遣信墮其狡計爲言、此則天朝戒飭我國者也、第念貴島之怨禱至此、今日之事理宜熟講、往年日本右府委送書來、固要通使我國、因此具稟天朝、乃有回答之禮矣、茲者日本若遵前例通書致欵、則朝廷當即依例據實稟請天朝、而信使之遣、隣好之修、庶速就完、幸望貴島詳諒、體行餘冀勉旃、不宣、

和文

橋使再び来る、信使を請ふの事貴島の誠意を見つへし、但日本の大

坂を討滅する、實に其國を争ひ相戰ふの事にして、我國の爲に怨を報するにあらず、しかももしくは、彼の罪惡の極まり天理に背けるを以て、手を此人に假て、是を誅滅せしむるなるへし、是我國其功を嘉し、使をして是を慶ないとす、また其理なきに非す、且貴島中間に在て爲に信使を請ふ、其情勢の其過れる、朝廷既に是を察せり、然も我國大小の事、是を天朝に報知せすといふことなし、故を以て往年冬間貴島通信を請ふの意を以て、鎮江の遊擊府に告く、

頃總督軍門票を鎮江に送り、我に示して信使を遣りて、其奸計に墮る事なれどいふをもつてす、是天朝我國に教へ誠しむるの意なり、但貴島の懇請がくのこゝし、今日の事また熟々講義せすんは有へからず、往年日本古府書を送りて、同様に使を通せん事を求む、我國よつて是を天朝にもふし、終に回答の禮有しなり、今もし日本よく前例のこゝく書をなし、誠をいたさば、朝廷其事を天朝にもふし、前例によりて、信使を遣り隣好を修むべきのみ、幸に貴島此意を察し以て是に處すへし、

同年十二月、通信の事始てなれり、時に禮曹參議柳希亮我州に復せし書有、左に記す、

朝鮮國禮曹參議柳希亮、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使之來獲承遠書、憑審體履、順延遙慰不淺、貴島於通信一事、乞歎有年、足下今又申請克繼先志、朝廷嘉其誠悃、務盡綏懷之義、擬於明年春夏間差遣行人、仍奏天朝、勉副輸琛之懇、統惟盛諒、

餘希珍重、不宣、萬曆四十四年十二月日、

和文

遠く書教を承る、貴島通信の事にひて、是を請ふこそ年を経り、足下今また先志を繼き事ら此事を求む、朝廷其誠意を嘉し、務てその請ふところにしたがひ、明年春夏の間にあつて、信使を遣し送るのこと、是を天朝に奏せり、幸に此意を察せむことを、以上、朝鮮通交大紀。

寛永元甲子年、宗對馬守義成より、朝鮮國に大猷院殿御繼続の賀慶通信使の事を傳達し、この年十二月來月聘あり、

寛永元甲子年、秀忠公天下を家光公へ御讓ましますよし、對馬より申遣す、朝鮮物語。

寛永十三丙子年、春前年宗義成に鉤命により、かの國禮曹等の輩と、昇平奉賀の信使來聘の事を沙汰し、この年十二月來聘あり、

寛永十二乙亥年三月、宗對馬守は申ひらきこれある故、按するに、前文柳川豐前守訴論の事により、流刑に處せらるゝ事を載す、代々勤め來候通、朝鮮往來の儀沙汰すへしと仰出る、豊前守か私曲朝鮮へ申遣し、來年急度朝鮮の官使同道すへし、向後朝鮮より書簡には、日本大君と調へさしこすへし、御返簡は御代々之通、日本國とはかり可被

遊よし、御直に仰出さる、朝鮮聘考、

寛永十三丙子年三月對馬島主與朝鮮國東萊府使書

按、明崇禎九年丙子、朝鮮國王李倧遣任統金世濂黃床來聘以賀我國家昌平事、在我寛永十三年、

而正是大猷廟時云、此其信使迎候書也、

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓書朝鮮國東萊府

使足下、孟正所勞報書披緘、就審貴國寧綏可嘉矣、

茲蒙先大君薨後信使、久疎絕好音之日、按するに、この書今所見なし

し、今は爲宜、故遣使臣橋成供告焉、心緒奉陳禮曹紙

面轉達莫忽、不宣、龍集丙子二月對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大

人閣下、月正所賜答書、按するに、この答書今所見なし、主復爲、憫憂憂

茲諦震艮清適、幸嚮我大君受禪之日、雖俾願使來賀、

先大君薨後、倍加泰平有年于茲矣、共仰徹事于貴

萬年之基、斯時之然素綏忱抱、摠希恕亮、維時慎愛、

不宣、龍輯丙子二月日、對馬州太守拾遺平義成、

朝鮮國禮曹復對馬島主書、

朝鮮國禮曹參議鄭弘溟、奉復日本國對馬州太守平

公閣下、續接惠翰其認眷意、仍惟、邇間所沿平順感

慰之懷有倍常、素自兩國通好雖信義已孚、而至於使

介之行、必待貴國書契、委請而往、今承來示、貴大君

嗣位以來國內平泰、望我隣好之誼、申致修聘之禮、

此意良勤、茲已啓稟將差專使起去、貴島預飭過海諸

具見待爲幸、統惟鑑諒、不宣、崇禎九年三月日、禮曹

參議鄭弘溟、

對馬島主與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、致書朝鮮國禮曹大人閣下、信使下碇致禮一件、先差一使啓稟本邦執

事、執事遽然奉奏、維時當于季秋初冬、必可迎待之旨亦復告來、繇是再俾使煩聒矣、區々曲折嚮已通達

於東萊府使、想夫該曹洞照焉、不佞述職東武、近間須歸鄉、而以遣一介督星槎船路、謂積詞不罄意、伏

布下鑑、不宣、丙子六月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

朝鮮國禮曹參議金南重、奉復日本國對馬州太守平公閣下、遠辱惠札、續探使事、盛意可掬、信使今已辭

朝、想不遠貽勤館護尤自政荷、餘冀自玉、不宣、崇禎九年八月日、朝鮮國禮曹參議金南重、

又東萊府使復對馬島主書、

朝鮮國東萊府使鄭良弼、奉復日本國對馬州太守平

公閣下、爲候使行續委件書、厚義謗然、今此信使以

秩高望重之人極擇差送、朝議所以重兩國之好也、行

李已發海口、想不日當到貴島、惟冀清亮、崇禎九年

九月日、朝鮮國東萊府使鄭良弼、以上方策新編、

寬永十三年十月廿八日、宗對馬守所の次飛脚被遣

之、同時に大坂城番衆の奉書被遣之、所仰對州に之

奉書可相屆之旨也、或書載寬永日記、

寬永十八辛巳年八月、嚴有院殿御誕生により、朝鮮國

信使聘禮の事、宗對馬守義成より仰を傳へ、かつ日光

山にも詣拜あるへきむね使書往復して、其來期を約

す、寛永二十年七月來聘あり、

辛巳_{（永十八年なり）}島會奉書禮曹、報關白生子、癸未_{（十年なり）}

島會平義成賄書洪喜男、以爲大君年時四十、始得一子、宜有賀使、日光山家康廟新創社堂家

康爲魁殲滅秀吉_{（頼カ）}、和好誠信必有送物留迹、遣

尹順之趙綱申濡通信、方策新編載日觀要攷、

寬永十九壬午年、朝鮮國禮島復對馬島主書、
按、明崇禎十六年癸未、朝鮮國王李倧遣尹順趙綱申濡來聘、以賀世子之誕兼聘儲君、_{（自注聘諸君實始于此）}事書牘並載于此、

朝鮮國禮曹參議趙緝韓、奉復日本國對馬州太守平公閣下、春潮帶信華問遠至、就審、天錫純祐、國有

弄璋之慶、相好之間曷任欣喜、一分專賀以敦修睦之

義、雖無前例情禮似然、未知左右以爲如何、幸諒示、

天時向和、惟冀、興居益相、薄儀錄在別紙、堯入爲幸、不宣、崇禎十五年二月日、朝鮮國禮曹參議趙緝韓、

又

朝鮮國禮曹參議趙緝韓、奉書日本國對馬州太守平公閣下、獲承抵象官處別示、貴國增新道場、大闢日光之勝、奉先追遠之孝可以感動、幽顯瞻聆所及孰不

欣鑿、欲將微敬表遠意、未知如何幸_{（按するに、の間）}、崇禎十五年二月日、朝鮮國禮曹參議趙緝韓、

又

朝鮮國東萊府使鄭致和、奉復日本國對馬州太守平公閣下、使至獲接惠翰、仍審、貴國慶叶熊夢歡騰雀

鑄成以宜差送焉、餘懷千萬在槎使平成倫口布而已、
據惟炳原若序自玉、寛永十九年壬午七月十一日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

本國對馬州太守拾遺平義成、

又再答朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、再答朝鮮國東萊釜

山兩公閣下、櫛使還開示報、就認、官履勝適慰謝曷

既、信使來臨、且日光堂具之萬般、悉于貴曹書詞

暨差使舌上、乞速轉啓、以全彼此之始終、歸朝在近、

餘容須嗣後翼、仍別楮薄物聊旌遠誠、忍劇不贅、寛

永十九年壬午八月十一日、日本國對馬州太守拾遺

平義成、

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊釜珍誦罔措、就承、日光廟具快早大成、深增欣慰、仍信使超溟之期、近日必有示諭、不移時日宜以啓票、前件情由吐露南宮則爲幸、不宣、寛永十九年壬午日、_{（脱せしより、月を）}日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓告朝鮮國東萊府

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉復朝鮮國禮曹大

人閣下、貴國遞傳聆日光靈廟經始亟成、來誠懇諭、

特矧晨奎之落紙、及諸位之佳什附寄回使、而著見

不替之信、故善圖以奏報于上聽、其欣慶可以計也、

想夫信使來幣之獻收靈塲哉、且煩堂社諸具亦快早

日本國對馬州太守拾遺平義成、

又復朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉復朝鮮國禮曹大

人閣下、貴國遞傳聆日光靈廟經始亟成、來誠懇諭、

特矧晨奎之落紙、及諸位之佳什附寄回使、而著見

不替之信、故善圖以奏報于上聽、其欣慶可以計也、

想夫信使來幣之獻收靈塲哉、且煩堂社諸具亦快早

使閣下、今月十九日東武之既足來到曰、貴國之信使來歲三月中下旬頃、當以超海、故先爲漏此意、茲差飛船、次呈短牘、伏乞轉達禮曹、萬般情由後必悉差平成幸之日而已、只此草々、寛永十九年壬午臘月念日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、緬承、國內平泰嘔喻倍常、吾邦亦不異他、蔓祉共膺、仍審、今月十有九日東武來書曰、顯价超溟來歲三月天時動和、此節惟幸矣、貴國先欲差渡信使以修弄璋之慶、今攸指示何敢爽也、故伸此情即以報答、其三月中下旬之交、必斯解纜、乞勿遲延、猶盼發行之日、將差駄足轉啓、而已彼此鄙慮別諭譯官、想已吐露後、必爲槎使之引從俾平成幸差遣、餘蘊容藤智繩舌頭、是故書不盡意、冀祝揆序益珍、不宣、寛永十九年壬午臘月廿六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

同二十癸未年朝鮮國禮曹復對馬島主書

朝鮮國禮曹參議閔應亨、奉復日本國對馬州太守平公閣下、芳誠與春偕至、仍想、迓新增社慰賀倍常、信

使之送、謹依盛教啓稟施行、治行雖似忙遠、厚意勤懇豈敢忽乎、信使即已選差定、二月三十日發京、三月十五日開船下海黃州、據此斟酌、便爲接應幸甚、姑先備復、統崇照、不宣、崇禎十六年正月日、朝鮮國禮曹參議閔應亨、

對馬島主與朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊府主閣下、嚮奉信使之行、先漏東武示意告將飛誠、想必轉達、來歲三月天時動和逾海惟幸矣、生蒙其示諭、茲即報答曰、朝鮮先欲差渡願使以修熊夢之慶、而請我以日時之指計、今也其期豈有敢爽云々、僉雅周旋圖力以勿遲延、猶盼發程之日、將差疾足轉啓東武、慶禮之後、耑价當必參詣日光、彼此曲折更翼洞徹禮曹、餘蘊都附藤智繩口伸、故書不盡意、統希晴照、不宣、寛永十九年壬午臘月廿六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊府主閣下、革故鼎新、候氣和煦、緬惟動定迪吉、仍就顯使之行、徂冬如伸書面、到抄春中下旬、攸希必以發

程重微都下、過傳報答、即以奏達東武、左右曲折情實諭藤智繩倭館司、是故不盡縷縷、後必差遣第一使船以表復端、祝釐之次詳附槎使、以說萬乙、不宣、寛永二十年癸未正月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、爰差歲船綯致候問、徂冬槎使渡海指期以季春、然未承報答、跂予望之、仍申釜山令公、古來主幹本邦諸凡之事、膺周旋圖力之選、今也竊聞、緩緩疎意、是以洞徹、急擇傑出之仁、改替任于釜使、此誠貴域之慶而修陸之福也、孰只以恒式豈茲容啓稟乎、信使倣裝、想其冗瑣、故無思慮以煩貴聞、猶期嗣布、此弗多及、不宣、寛永二十年癸未正月十六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、謹再啓朝鮮國禮曹大人閣下、耑使超海之時、宜窮臘已旣告報、今茲獲審四亟圭復、感荷以此示諭、速奏聞于東武幸甚、勿違涓吉、先期爲迎請信使差平成幸、區々情由在槎使

對馬州大守拾遺平義成、

使之送、謹依盛教啓稟施行、治行雖似忙遠、厚意勤懇豈敢忽乎、信使即已選差定、二月三十日發京、三月十五日開船下海黃州、據此斟酌、便爲接應幸甚、姑先備復、統崇照、不宣、崇禎十六年正月日、朝鮮國禮曹參議閔應亨、

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊府主閣下、嚮奉信使之行、先漏東武示意告將飛誠、想必轉達、來歲三月天時動和逾海惟幸矣、生蒙其示諭、茲即報答曰、朝鮮先欲差渡願使以修熊夢之慶、而請我以日時之指計、今也其期豈有敢爽云々、僉雅周旋圖力以勿遲延、猶盼發程之日、將差疾足轉啓東武、慶禮之後、耑价當必參詣日光、彼此曲折更翼洞徹禮曹、餘蘊都附藤智繩口伸、故書不盡意、統希晴照、不宣、寛永十九年壬午臘月廿六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、再達朝鮮國東萊府使閣下、頃日獲披閱禮曹復誨、爲迎請信使差遣平成幸、請題勉圖力以過海莫敢忽焉、餘悉詳先書、故不覲縷、統惟洞照、不宣、寛永二十年癸未二月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、以上方策新編、

承應二甲午年冬、御代替りの慶安四年六月にあり、通信あるべきむね、宗對馬守義成より朝鮮國に達し、承應三年往復の書に、舊冬の報書に據る、また日光山參拜の事等を約定す、來聘あり、書に、明暦元年十月

承應三甲午年、宗對馬守殿より、明年朝鮮國信使來聘可仕旨、被相伺候處、御老中方御相談に、當年西國洪水にて、所々損亡の地も多く見苦敷候間、異國のものに見せ候儀、いかに可有之、暫延引可然哉この儀に候處、中將様後守正之をさす御聞被成、天災流行何れの國とても、なきことにあるへからず候、異域より御代替を祝し、遙々山を越波を凌き來聘いたし候儀、我國の美事に候、水災一通の儀を以、

被差延候には及間敷よし被仰候て、其通御評議相變し、明年來聘の筈に相成候千させのまつ。(按するに、承應元年せに、は誤りなり。)

承應三年對馬島主與朝鮮國禮曹書

按、乙未歲清大祖順治十二年、朝鮮國王李淏遣趙珩俞陽南龍翼來聘、以賀嚴有廟繼立、事在我明曆元年云、此其迎候信使書也。

日本國臣從四品侍從對馬州太守平義成、致書朝鮮國禮曹參判大人閣下、一葦航海兩地通潮、爰視舊冬報書、得聞貴國昇平、歡悰甚、本邦亦無它、莫勞緬懷、就審、信使來聘可以賀我貴大君承繼前烈平治闔國、而豫被問其期也、懇欵之至可謂鄭重也、比及明年仲秋上旬、要須信使來達東武也、然則其倅裝、宜計量海陸期程、以被膏車鐵舟、而已我儕自去歲祇役于東武、頃間旣賜暇、邇日馬首西歸、早到州可再陳之、菲物件々聊表微忱、笑納惟幸、不宣、承應三年甲午孟夏日、對馬州太守平義成、

又

日本國臣從四品侍從對馬州太守平義成、贈書朝鮮國禮曹參議大人閣下、舊冬被寄回簡、頃日達于東

武、展封以知貴邦無爲、欣幸欣幸、本國亦彌致昌平、宜安遐想、且承、信使渡海可慶我貴大君繼志述事、統御郡國、而被問來聘之期、其隣好之厚可以嘉焉、所待明年八月上浣到東武而可也、然則不違此期、豫算舟軍之行程、可以被出施于貴地也、我今旣賜官暇將歸馬島、到州之日可告報焉、薄儀數事聊抒寸丹、莞爾幸甚、不宣、承應三年甲午孟夏日、對馬州太守平義成、

又與東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、舊冬回教具遂鄙見、獲聞貴邦之清寧、甚慶甚慶、因達信使踰海之期、來歲八月初旬到着于東武則宜乎、故今差遣平成政以指示焉、且又譯官一員、今年九月十月之交渡來于陋邦、翹足俟之、此情由信使在吾貴大君前聘禮之端倪、悉可面稟、必勿違時日矣、觀縷審該曹之書牘而已、不腆土宜、錄在別楮希莞納、不宣、承應三年甲午六月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣

下、潦水旣盡、曉霜始降、恭惟、貴國安康易勝欣躍、本邦亦無異於是、不僂終職于東武、以故賜官暇不日而催歸裝、旅驛無恙、九月旦到著敝邦、莫勞緬懷、先是差一价、以告諭信使超海之期、來歲八月初旬到東武則可也、算其日程、肅消良辰、可發轉舟車于貴域、兼又譯官一員來于陋島、刮目相俟、必莫違所諭時日矣、意緒萬般書不罄言、薄儀敝產、錄在別帖、笑領多幸、伏冀電榮、不宣、承應三年甲午九月日、對馬州太守平義成、

又

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、菊殘傲霜、葉落歸本、緬惟、上國平寧以致寬裕之祝、本邦安謐勿勞遐想之情、吾生久在東武脩公務、頃者賜休暇、而海陸無異、九月朔歸采邑矣、今進一价、再告信使超溟之期、如前諭來歲八月上澣可到着于江府、算其日程解纜可也、兼稟譯官一員、邇日待其來、莫遲延、餘付槎使三寸而已、菲薄方物載在別幅、陋領所庶幾也、不宣、承應三年九月日、對馬州太守平義成、

又與東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣下、時維三月、處處花飛、胡蝶駭去、杜鵑聽稀、伏承、日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣

貴邦安泰、本州同歸、去歲領信使超溟兼諾之回翰、於是不日轉達東武、而以聞台聽入觀之期、莫違于前論之時日、其嚴命惟重矣、且達今茲遣平成扶掌館職、這箇情由對譯官兩使亦面稟焉、後來兩國修交之件件、與此小吏一彼此於胸臆、則爲幸矣、仍非焉敵產、錄在前楮、伏冀采納、餘總悉槎使口布、爲國順序自齊、不宣、承應四年未三月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、緬惟、清履佳裕欣慰欣慰、信使到著于東武之答書、奏稟台前、來期必無違則可也、且又平成扶任兩國通用之職、譯官歸帆之日、吐露此情委悉口陳者察焉、諸般在禮曹之尺牘、不借管城子之舌頭、仍薄物土宜、聊旌微忱、哂納所庶幾也、統疋照亮、不宣、承應四年未三月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣下、時維知四月春、緬懷安石入薈微洞、追重午節、猶祖疊山賦菖蒲奇、伏惟、朝鮮遍施朝廷之恩光、日本永屬日照之和氣、兩國修好千里同風、承聞、信使五

月下旬欲到着敝邑、邇日促妝裝、僕館卑僚傳達焉、以故今遣平成連以邀迎矣、萬縷啓申參判大人之短牘而已、共打白璧之雙談、無違黃金之一諾則多幸、仍獻薄產、聊表芹誠、伏乞賢察、不宣、承應四年未四月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、韶景唯遷、孟夏漸熱、緬惟、履况佳裕、慶抃慶抃、仄聞、信使周旋今月下澣、發輪於貴國中華地、越不日而奏稟于東武、今又平成連艦舟以送、仍薄言菲禮、惟冀芥留之幸也、餘在一介之舌頭、不敢煩管城子、順時保重、不宣、承應四年未四月日、對馬州太守平義成、以上方策新編、

通航一覽卷之三十一 終

通航一覽卷之三十二

朝鮮國部八

從天和度

至寛延度

按、壬戌歲^{清康熙二年}、朝鮮國王李焞、遣尹趾完李彥綱朴慶俊來聘、以賀常憲廟繼立、兼聘儲君云、事在我天和二年、此其信使迎候書也、

○宗氏通信使伺并掛合
天和元辛酉年、宗對馬守義眞伺のことく、御代替により朝鮮國信使^{はよれるなれば}、別に本文に掲げず、明年秋來聘あるへしと命せらる、よて義眞よりかの國禮曹等の輩と、互に書簡を通してその事を議定す、明年八月、天和元辛酉年、秋宗對馬守言上して云、先例御代替より之節、朝鮮人來朝す、此度も來朝申付へきの由と云々、即對馬守に歸國の御暇被下、來年八九月の頃、朝鮮人同道參勤付るへき之旨被仰出、^{天和二年朝鮮來朝記}、^{萬日錄}、^{但し、萬天日錄には、老中被仰渡之あり}。

天和元年十二月、朝鮮禮曹參判參議兩通の書簡、宗對馬守より傳達す、先例之通り彌來聘すへきの儀、

朝鮮人同道參勤付るへき之旨被仰出、^{天和二年朝鮮來朝記}、^{萬日錄}、^{但し、萬天日錄には、老中被仰渡之あり}。

天和元年五月廿三日、宗對馬守義眞を召て、朝鮮信使來年の秋來聘すへしといふ事を命せらる、^錄、^{萬日錄}、^{但し、萬天日錄には、老中被仰渡之あり}。

天和元年十二月、朝鮮禮曹參判參議兩通の書簡、宗對馬守より傳達す、先例之通り彌來聘すへきの儀、なり、朝鮮聘考、

天和元年對馬島主與朝鮮國禮曹書

朝鮮國禮曹復對馬島主書

朝鮮國禮曹參議尹指、奉復日本國對馬州太守平公閣下、舊奉槎使惠書、仍審動靜、珍惡良用慰、況聞貴大君克紹前烈、且有令嗣、其在交好、曷勝忻賀、信遣當依來示、盛贖謹領厚意、薄具仍伴回誠、肅此、不宣、辛酉九月日禮曹參議尹指、

判大人閣下、惠風和暢、緬惟、貴國一清一寧、僕望良深、本邦同文同軌、遐念勿勞、先報而使來聘之事、可謂舊交之不遺誠信之所厚也、仍遣正官平眞幸、副官平成尙、都船主藤成清迎候聘使、要且四月發輶於貴國、而五月解纜於敵州、須促妝裝莫違其期、區々之情附在介舌、不腆土宜聊表微忱、莞留爲幸、統希崇義真、

又

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、律調姑洗、緬惟、貴國至治、本邦無異、天所祐也、時豈偶然、特煩盛价將修鄰好者、已審示諭、高誼之敦可見而已、今爲迎護聘使、遣於正官平眞幸、副官平成尙、都船主藤成清、要且四月起行施於貴國、五月揚征帆於敵州、丐當算日不寬作程、書不聲言、總附使說、仍具菲品、哂領爲望、并冀賢察、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮東萊釜山兩令書
日本國對馬州太守拾遺平義真、啟書朝鮮國東萊府山兩令公閣下、季春想惟、僉雅鼎齒迪吉、不任馳情、

茲差正官平眞幸、副官平成尙、都船主藤成清、預迎聘使令者行程道遠期近、仲夏欲舉碇于敵州、則來月在發軅于貴國、仍呈書禮曹以告此、事速丐轉達、別幅薄物用表遠誠、粲留惟幸、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、緬惟、貴國修隣睦之儀、本邦期聘禮之盛、乃差价迎星使、別遣裁判平成次而辨兩國交際之事、與之胥議須通信矣、土宜雖輕錄在別幅、愧赧益深、丐勿叱擲、肅此不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守拾遺平義真、啟書朝鮮國東萊釜山兩令閣下、爰惟、兩國以善而隣交誼依舊、矧令聘使表信義、來期殆近、迎价速發、別差裁判平成次要辦彼此、覩縷復于南宮、此不多及、菲具別錄、笑納多幸、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊府使書

章院殿に禮物の事、及び執政の輩に、かの禮曹よりの通書をさへめられん事等を命ぜらる、義方これ等の事を通達せしに、東萊府使等はしめ肯はさりしか遂に果す、正德元年十一月來聘す

寶永六己丑年四月

朝鮮來聘之儀被仰渡

同七庚寅年三月十五日

朝鮮人來聘時節為何差上之

宗對馬守

守

宗對馬守使者

杉村采女以上、柳營采女文露叢、
○按する

事を脱せしなり、

日次記

事を脱せしなり、

時服一羽織

朝鮮來聘之儀被仰渡

同七庚寅年三月十五日

宗對馬守使者

杉村采女以上、柳營采女文露叢、
○按する

事を脱せしなり、

日次記

事を脱せしなり、

具薄儀、以表遠誠、更新爲國若序自薦、統希盛亮、肅此不備、

寶永七庚寅四月日

朝鮮國禮曹參判洪萬朝、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、辱惠書、喻以貴大君克紹前烈、安緝邦家、要我信使修舊好、茲乃善隣之至意也、欣感曷已、行期遲速聊不如示、珍貺謹領、薄儀表忱、統希照亮、不備、

庚寅四月日

禮曹參判洪萬朝

琉韓紀事、○踐好錄
七月、是なるべし。

寶永七年巡見使に答ふべき箇條書中、

一、信使者、來年何月頃被致來聘候哉と御尋之節、時節之儀相窺候處、來年秋中可致同道旨、被仰出候、

一、此度者、日光に被致參詣候哉與御尋之節、相窺候處、不及參詣由、被仰出候、

一、若君様にも御禮申上候哉と御尋之節、相伺候處、御禮并進上物に不及由、被仰出候、

一、御手船之員數御尋被成候は、早船荷船飛船共に五十艘餘御座候、來年信使來朝に付、早船は爲造踐好錄同し、

鄰禮際幣物將意古道然也、今所停除雖無損於我、我所重者在禮、而貴邦之遠欲並廢其禮者、抑何意歟、大抵兩國之間、有事則必有辭命、茲事果是貴州受江戸指意者、則宜以文字通報、今欲變改故常、而曾無片牘之見及、唯來差口舌、是憑不用壬戌天和二年なり、嚴有院停寢時別草之前事、此在貴邦既有欠於審慎、我朝廷亦無可以徵信、茲用馳書奉問、望須明示江戸之指意、使兩國交際之禮靡有隙缺幸甚、使船當待回復以發、並宜諒之、統希崇照、不備、辛卯年四月日、

和文

近頃使事によりて、頻に來教に接する事が得たり、但、貴价のいふ所、書禮を除くを請ふ事妨かにおもへらく然らず、本朝信使の時、禮物を貴大君の胤子に送るもの、壬午年より初まる、此とき、新に生るゝを以て貢を致して、又禮物有ときは、今いかむ、其年幼くして、いた封を定めざるを以て、其禮物を停めんことをもどむへんや、禮曹の書を、貴國執政に致すもの、其よりて来る事すて久し、今日の慶すへき所に非ざるものなり、其書を通する事、是まで琉韓紀事、

替、大坂に指登置、當地に者纔殘居候旨可申上事、對藩政事問答、

正徳元辛卯年四月廿四日、京都大坂對州に次飛脚遣之、但、對州に者朝鮮人來聘付而、御用之儀宗對馬守に、土屋相模守中土屋正直、より達之、御日記、正徳元年儲君禮物執政禮曹通書、此度より停止の事、公守義方なきす、對馬是を萊府に報せられたり、東萊府使李正臣我州に送りし書あり、左に記す、

朝鮮國東萊府使李正臣、奉書日本國對馬州大守拾遺平公閣下、縊惟、清和興居珍迪、近因使事、頻接音耗、良用慰沃、第貴差所言書禮請除事、縊以爲不然、蓋本朝於信使行、贈遺禮物於貴大君之胤子者、肇自壬午、伊時以新生爲質、壬午は寛永十九年にし而示有禮物、則今何獨、以猶在襁褓時未定封爲辭耶、禮官之通書貴邦執政者、其來蓋久、有非今日所可遽廢也、通書始自丁未、十二年なり、則己酉約條之四年なり、載不載非所可論、且當兩國之重尋和好、貴國先還俘口、慶長十一年にあり、逮我遣答使禮官之有書者禮也、刷還事則特其附及而已、厥後雖無別事所附、每使輒有書禮、則其可謂我有求而爲之耶、夫交

書し加へたりしのみ、其後事の求むべきなしがへとも、信使の行有ることに、必ず書を通せり、是求る所あるによりて、是をなすといふへんや、交隣之間、幣物を以て意を致す、古へよりして然る事あり、今是を停めむことを求む、我に在て損する所なしがへとも、我重んずる所は、其禮に在て、貴國の遠に其禮を廢せんことをさるものは、果して何の意ぞや、又兩國の間、事あるときは必書契あり、今此事、貴州果して江戸の指意を受けるものならば、宜く文字を以て之を通報すべし、今其舊式を改んざして、一字の書し及はざるなく、但來差をして口すらこれを傳へしむ、其壬戌年、嚴有院寢候に停むるの時、別草を以て書し示さるゝの舊例を用ひす、是し、よりて爰に書を馳せ以て此意を告く、宜く明かに江戸の指意を示し、兩國交際の禮をして缺る所なからしめは幸甚、信使船また回復を待て發し去しむべし、統て崇照をこひ願ふのみ、(朝鮮通交大紀)

正徳元年宗對馬守に之書簡、

朝鮮國禮曹參議吳命峻、奉書日本國對州太守拾遺平公閣下、縊惟、炎序興居增重、朝廷遇爲賀貴國新化彌光、專介奉幣惇信修好、諒奉至意、勉輸心力、略表菲儀、並希莞領、不備、

辛卯年五月日 禮曹參議吳命峻續武家評林、方範新編、奉書日本國對州太守拾遺平公閣下、縊惟、炎序興居增重、朝廷遇爲賀貴國新化彌光、專介奉幣惇信修好、諒奉至意、勉輸心力、略表菲儀、並希莞領、不備、

ふな
り、達東都、
從五位下彈正少弼藤原忠晴、奉書對馬州牧宗拾遺閣、馬拾遺書、

本多彈正少弼藤原忠晴、奉書對馬州牧宗拾遺閣、馬拾遺書、
朝鮮來聘業已在近、想當不愆於素耳、先是、聘使之來、將禮物贈我儲闈、又使禮曹與我閣老書更相問遺、以致懲懲、去歲秋朝廷議以爲、此兩件不安於事體以妨事宜、是欲從今而廢之、乃使對州牧先達此意、以故今不得不具事狀以報寬永癸未之歲、嚴廟降誕、彼國遣使來賀之、朝鮮之有聘儲君、是其始也、及天和壬戌憲廟承統之三年、朝鮮來聘以賀嗣位、是時、有儲闈在西城、而信使詣闕拜謁、憲廟以儲副尙幼不進使譯者言曰、君幼以重臣代受拜、我國之禮也、不克新臨、命時執政臣某、代儲君受拜、三使方就位、不肯拜曰、吾受命之日、聞拜世子、未聞拜執政、禮官某起拜空位而退、今朝廷盛意謂、修好善隣國之寶也、一拜一揖禮之末也、今儲副猶在襁褓、則受聘不受

謁、如寬永故事亦可也、然隣國修好萬世事、後世儻在儲副幼居別殿、如天和時、亦恐爭禮拜謁之間、以致賓主之異言、其或由是以失兩國歡心、則是徒取禮之末、而舍國之寶也、不若從今罷通聘儲副之事爲便、若夫禮曹通書我執政之臣、考之於古質之於禮皆失之、初我神祖修兩國之好、尋室町家舊好也、當室町御世之時、每朝鮮來聘、如有事則彼議政府通書附及我管領、除外會無書附、其他如九州探題、亦有左右議政相往復者、第管領暨各州郡若有私聘、纔與禮曹通信、此其事體不同所不論也、方慶長丁未始通好、彼國禮曹職掌朝聘、以致我執政書、當其時我執政亦不得不以書報、彼遂執而因之、朝廷謂、今我有執政、即古管領也、議政與執政通問、一依室町之舊有何不可、若言禮曹職掌聘問要通其禮、則我國自有其職在、雖今欲復舊遽改近例、彼所不由、若仍近例而行、吾所不安、彼之不欲者吾所欲也、彼此鑿枘、又恐失兩國歡、夫修隣好明國信、既有國王之書足矣、故謂停除之可也、由是觀之、廢除二事皆朝廷深計遠慮、不獨爲我國謀、亦爲朝鮮謀也、而彼府使不之察、固執以爲不可、竊爲朝鮮不取、今奉閣老之旨、

以書達閣下、書到其諭告于彼、使彼曉然知朝廷意、不宣、

辛卯六月日

本多彈正少弼藤原忠晴

琉韓紀事好錄

正德元年辛卯十月、朝鮮信使來聘す、是より先に、朝廷の御稱號も允當にあらず、大君と申は、天子の稱にして僭上するなり、且朝鮮にては大君と呼び、琉球にて王子といふ者、並に皆彼の國の官號に有れは、朝鮮よりして我か朝廷を大君と稱する事、今知らざるを以て、臣とし視るに齊しく、我國においては、天子の稱を僭するなりと議論せられ、昔も明朝の永樂の天子より、宗帝、大室町家を自注、義滿公、日本國王と稱せし例は古より多し、此事に詳なり、然れど日本國王を以て稱すへしと議定り、此時の朝鮮の來書にも、御國書にも、並に日本國王とそ稱せられたり、此時の聘禮儀容は、前朝とは間々改り替りたる事故に、先例の如く、宗對州よりの朝鮮禮曹司洪萬朝に、聘使の事の書翰往復有り、今又對州より、禮曹より執政へ書を贈る事と、此二事を廢せんと、

と申越されしを、東萊府の李正臣より、此二禮は何分にも廢しがたくとありし故、本多彈正忠晴より、對州へ書を寄せられ、寬永癸未天和壬戌の事を云て、書を以て諭せられて、其二事を廢しぬ、正徳朝鮮聘使錄序言、按す正徳元年十一月十三日、對馬守と相渡候書付るに、この日御暇賜もこのありしなり、

宗對馬守

朝鮮聘使に付、御教諭を被成下候通、諸事御吟味之上、今度御規式被仰出候、然上者、今度之御式

永々之可爲御常例候、依之、御次第書等委細書改、追而可相渡候間、可被得其意候、

右御白書院縁頬に而、土屋相模守申渡之、書付渡之、且又來年參勤御用捨被遊候旨、豐後守老中井上河内守正岑命を傳ふ、義方かの國と往傳之、柳營日次記、○按するにこの御書付に、永々之可爲御常例記、云々云あれば、後來掛合等のためなるへければ、こゝに附す

事保二丁酉年五月、先に宗對馬守義方伺のことく、朝鮮信使來聘、來々亥年召連參府あるへきむね、かつこたひ、舊規に復し、諸事天和度の例に准し執計ふへよし、老中井上河内守正岑命を傳ふ、義方かの國と往復あり、事保三年五月義方卒し、對馬守義誠襲封の後、尋ねてその事を奉はり同四年十月信使來聘あり、

享保二丁酉年四月、宗對馬守參勤御禮相濟、御代替如御吉例、朝鮮人來朝之儀可申達哉之旨、土屋相模守を以言上す、同年五月對馬守營中に被召出、相模守を以、朝鮮人來朝之儀、來々年己亥年召連參勤可仕之旨被仰出之、柳營祕鑑脫漏、雜話燭談

享保二年五月十二日

宗對馬守

右被爲召、來々亥年朝鮮人可爲來朝旨、老中被傳之、柳營日次記

享保二年五月十二日

宗對馬守

被爲召、就御代替朝鮮人、來る亥年秋中可致來朝之旨、於御白書院緣頬、山城守中戸田忠眞被申渡候、柳營日次記

享保二年七月十六日

宗對馬守

朝鮮人來朝之儀に付而、前々之格を以被爲請、就中天和の通被仰付候、其趣を存、對馬守取計可申候以上、七月

右於河内守宅申渡、御日記、

日本國執政源數直

如此之書例に而、執政の之書例可差越候、執政よ

りも右之書面に、銘々に一通宛可相調候、雜話燭談

享保三年五月宗對馬守家來差出窺書之覺、

信使之儀、朝鮮國に申遣候處、答致延引候間、早々

申越候様に對馬守方より申遣し候處、彼國役人共

申候は、世子之嬪宮世子の后なりに、嬪宮は去冬より病身に

而、至當春段々差重り、二月七日薨去仕候に付、御

返答延引仕候由申候に付、彌無油斷催促仕候間、近

日返答可申來候、其節可逐案内旨申越候、依之先右

之段申上候、以上、

同年五月、朝鮮國に來朝之儀、對馬守方より申遣候書翰に、五月中對州に到着、七八月頃御當地に參着

候様に、可致來朝旨申越候處、得其意候、追付返翰可相渡由、對馬守使者に申聞け、返翰之下書見せ候旨、右之使者對州に申越之由、對馬守より注進之、

朝鮮より宗對馬守に送る禮曹參判書翰、

朝鮮國禮曹參判金興慶、奉復日本國對馬太守拾遺平公閣下、星槎帶信憑譯啓居珍茲、欣慰亡量、況以貴殿下新承丕基、要遣信使益修舊好、盛意勤摯、敢

不如示、佳覶謹領、菲品回敬、統希照亮、不備、

戊戌年三月日

禮曹參判金興慶

同四亥年老中より、宗對馬守方に申遣す狀、

一筆令啓候、公方様益御機嫌能被成御座候間、可被

心易候、將又朝鮮人來朝に付、此度者御規式等之

儀、御舊例被仰出候趣に付而、別紙相達候條、可被

得其意候、恐々謹言、

三月三日

水野和泉

戶田山城守
井上河内守

別紙

正徳に朝鮮人來朝之節者、御規式并御馳走等迄被改、御念入事共にて有之候得共、元來日本之風義不

案内之事故、品々難致得意、遲滯候儀有之候由、然

に諸事無滞首尾能候様にと被仰付義に候處、相違

候事共候而者如何に候、前々之格者、彼方にも能覺有之事に候間、今度者御規式御馳走之次第、如舊例被仰付候御事に候、件之趣信使令對談之節、自分心

享保二年七月十五日、井上河内守宅に宗對馬守召寄せ、上意之趣書付を以申渡之、左之通、

朝鮮人來朝に付而、前々之格を被爲請、就中天和

之通可被仰付候、其趣を存、對馬守執計可申候、

以上、

執政の之書翰、寛永元年迄者一紙連名に候故、執

政より返翰も連名に候、寛永十三年以來者、執政

ら、銘々に一通宛來り候故、返翰も一通宛遣し候

こ、林七三郎同百助申上之、雜話燭談、○按するに、この書日次誤りなるべし。

享保二年十月五日、義方君歸對州、受伴信使之由台

命、本州編繪略、○按するに、義方明年

享保三戊戌年正月十四日、宗對馬守より朝鮮人來

朝之節、執政へ差越候書翰、銘々之名付如何可仕哉

と相窺候、且又正徳之頃、家光之光之字忌候得者申

遣し候、今度も二字之御諱字をさけ申には及申間敷

書付入上覽、二字之御諱字をさけ、書翰迄相改被

差越候故、今度も先除き可然候、此段上に者不申

上、此趣河内守より内意可申遣由、御前に而林大

學頭に被仰付之、

得之様に申達候様に被仰出候、今度舊例之通被仰付義に付、信使の申聞候様に之義者、正徳之時分

舊例を改替候之事、品々書付を以被仰出之儀、又此

度何之故なく、舊例之通に被仰付候而者、朝鮮人不都合に可存歟に而候、右之義を能々勘辨候而可被

申聞候、且又右之趣書付に而申聞候而者、急度がま

しく候條、此方よりは口上に而申聞、其段朝鮮人承知候と答、書付に而差出候様に致し候方に而も可

有之候哉、又は此方よりも自分之覺書之躰に致し可申聞哉、此段は如何様共、宜作署可致事、

禮曹よりの書簡、

朝鮮國禮曹參議尹鳳朝、奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、遂惟、長夏對時、珍相慰係交至、朝廷爲

賀貴國新大君嗣位之慶、專價奉幣、此係善隣修好之義、惟願諒奉至意、勉輸心力、將護海路往還以時幸

甚、略表菲儀、並希莞領、不備、

己亥年四月日 禮曹參議尹鳳朝以上、柳營祕鑑脱漏、雜話燭談

延享三年丙寅年八月廿七日、宗對馬守義如を召、朝鮮國信使來々年同行あるへしと命せられ、同廿九日御暇賜ものあり、明年義如かの禮曹參判等と往復ありて、

その事決す、翌寛延元年五月來聘す。

延享三年丙寅年八月廿七日

宗對馬守義如

右召之、此度就御代替、朝鮮人來朝之儀、來々年辰四月中信使同道可致旨、於御白書院御縁頬、

老中列座酒井雅樂頭按するに、忠知、被申渡之、

同月廿九日

銀三拾枚、卷物貳拾、右同人

右就同斷、國元の御暇被下旨、上使堀田相摸守を以中堀田正亮、老被下之、

九月朔日、御白書院

右同人

同日 御馬

昨廿九日以上使御暇被仰出候、爲御禮登城之處、

於御座之間御目見被仰付、上意之上御馬拜領之、

大御所様、大納言様より者御馬無之、

來々年信使同道に付、來年參府に不及旨、老中列座酒井雅樂頭被申渡之、

右に付、宗對馬守より朝鮮國禮曹參判に來々年信使可被差越旨申遣に付、禮曹より之返簡左之通、

六月、依所請回答矣、今年農事失稔、人民飢餓、明年春夏賑恤救活、然後可以使役、願姑變通信使乘船退定、於明年八月信行、凡事皆以八月舉行、是希此意分付訓別言于館守、通報對馬州、事任官丁寧承教、願以此事通報貴州、俾無違繕千萬幸甚、

壬午十月初二日

訓導李僉知黒印

別差玄僉正黒印

按するに、この書かく記せこも、猶これら之事に

よりて延期し、終に申年となされしなるへし、

朝鮮三使東萊府出帆之時節、兼而仰越さるゝ通、來年六月を以定

む、然れども今年不慮にして耕作宜しからず、人民飢に及ぶ、故に來

年春夏之間に賑はし恤み救ひ活して、其後使を遣すへし、願くはし

はらくの間、來聘の約束をかゑん、これに依て、三使乘船之事者、來年六月を延引して八月に定めん、凡今使をつかはすの事は、皆八月

以て行わん、是にいれかはくは、此心を考て數をわかちくれよ、此事偏に備守にまふす、よろしく對馬の守に通達せられよ、諸事官に任す、丁寧に教をうけたまはらん、願くは此趣を以て、貴州に通達せられよ、いさゝかたかふ事ならしめは、千萬以て幸せん、

未四月(視聽抄)○按するに、この書もと年號を記され、れども、本書に壬午とあれば、断して年代を定む、

寶曆十三癸未年、信使來聘に付、禮曹より對州への

朝鮮國禮曹參判金尙魯、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、惠音遠屆、慰倚良深、仍聞、貴大君克紹前烈、不膺洪緒、要我通信修厥舊好、茲乃善鄰之誼、曷勝欣感之私、使行程期當如來示、謹領珍恵、署伸菲儀、統希照亮、不備、

丁卯年三月日

禮曹參判金尙魯朝鮮來朝記、鷄林求聘詳錄、

寶曆十一辛巳年正月十八日、宗對馬守義幡に、朝鮮國通信使伺のことくたるへきむね仰出さる月來聘あり、

寶曆十一辛巳年正月十八日

名代宗對馬守
松平織部正

右被爲召、御代替に付、朝鮮人來朝之義被伺候、先格之通可爲來朝、尤時節之義者、追而以使者可被相伺旨、接するに、下の李僉知の書によるに、於御白書院御綠類、老中列座松平右近將盛武元、申渡、

巳正月十八日栗園漫抄、如官日簿抄、

寶曆十二壬午年、朝鮮之兩譯差出候眞文點付和解、

覺

東萊府使道下來時、朝廷教是通信乘船之期以明年

朝鮮國禮曹參議朴道源、春書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟、秋涼啓居對序珍迪既慰、且係朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專介修幣敦信續惟希望茲至意、另無將護、俾得遄返、幸甚幸甚、仍將菲儀、並冀莞領、不備、

癸未八月日

禮曹參議朴道源栗園漫抄、

明和二乙酉年六月晦日、宗義幡を召し、孝恭院殿御誕生の寶曆十二年十月なり、賀使、朝鮮人來聘の伺ありしか、御宥恕もてその事に及はざるむね、老中松平右近將監武元命を傳ふ、

明和二乙酉年六月晦日、御白書院綠頬

宗 猪 三 郎

名代 松 平 大 膽 亮

右者、若君様御誕生に付、朝鮮國信使差渡、御祝詞申上候儀、勿論之事に候、然る處、御代替之爲御祝儀信使差渡、未年數も不相立候、且彼國近年荒凶打續難儀之趣、粗其聞有之候、依之、別段之思召を以、信使差渡候儀御用捨被遊、對州に譯官差渡御祝詞申上候様可仕候、右者格別之御免恕を以、被仰出候儀に候得者、向後之例に者決して難相成事候、右之

段彼國に可被相達候、尤譯官相渡御祝詞申上候儀、無遲滯様可取計候、
右之通、老中列座右近將監申渡之、御日記、柳營日次記、
明和二年六月晦日、若君様御誕生に付、朝鮮人來朝之儀、宗家より伺、

名代 松 平 大 膽 亮

若君様御誕生に付、朝鮮人來朝之儀相伺候處、不及其儀、此度者御免、例に者不相成旨、
右於御白書院綠頬、老中列座松平右近將監申渡、御徒方萬年記、栗園漫抄、

通航一覽卷之三十一終

通航一覽卷之三十三

朝鮮國部九

○宗氏通信使伺並掛合 文化度

天明八戊申年三月九日、宗猪三郎寛政二年十一月叙爵、義功をめし、御繼続の信使來聘伺ひ、舊例のことくたるへしと仰出されしか、同年六月その來期延引の事を計ふべきむね命せらる、この延期の後、また易地通聘の事を仰功れを愛ひ、しはく書使往復等にて事延滞し、二十三年を経て、文化八年迄に對馬國において聘禮行はる、

天明八戊申年三月廿日

宗 猪 三 郎

名代 柳澤信濃守

右朝鮮人來朝之儀相伺、可爲先格之通候、時節之儀者追而可相伺旨、於御白書院綠頬、老中列座周防守接するに、天明錄、柳營日次記、但し、柳營日松平康福、申渡之、次記には、三月十九日に係く、
對馬守義功か時、天明八年五月將軍家御代つかせ給ふに寄て、朝鮮國より信使來聘の事有へしといへ共、暫其期を延らるゝの旨、仰を蒙りしかば、や

かて彼國禮曹參判の許に其由を達せり、山本氏筆記、天明八年六月
先達而來聘之儀先格之通、時節之儀者追而相伺可申旨被仰出候、通聘之儀、只今迄格別延引等いたし候儀者無之候得共、卯年以來凶事打續、下々困窮宿驛致衰微、諸大名逆も不如意之輩多き事に候間、此節來聘等有之候者、彼是可爲難儀候、通聘之儀も不輕儀に候得共、下々難儀困窮に可及儀、尤以重き事に有之候間、追々下民舊時に復し候儀も遠かるましき事候間、暫來聘延引之儀、懸合候様に可致旨被仰出候、凶年打續候儀、外國へ相聞へ候而も、曾而不苦事に候、隣交誠信之儀に候得者、凶年等之儀不相顯、彼是取かさり候様に而者、誠信之道にも相背候、且又人々難儀に及候儀有之候而者、朝鮮においても、同様に可厭事に可有之候、此節專御救荒之事而已に而、御仁惠之餘り、通聘延引之儀被仰出候而者、朝鮮にをいても、同様に可存事に可有之候間、誠實を以懸合可被申候、就右例は以和文、以酌庵遣し候、於彼所書翰取調候事に候得共、和文に而者却而行違可申候に付、案文取調被遣候間、以酌庵に

遣し候而取調候様可被申談候、追而朝鮮の申遣候刻、彼是懸合之儀有之、譯官通辨之儀に付、萬一小少、語誤之違等有之候而者不容易事、殊に聊も疑心有之様に而者、不熟之本にも候之間、此度者不殘、筆談を以互に掛合、一々以町庵等に申遣候様可被致候、對州表にをいて即答申遣しかたき旨も候は、早々關東へ可被相伺候、尤惠林院按するに、以町庵に預りし長老なるへけれども、今詳ならず、出府いたし居候間、是又同様に申聞候早々以町庵にも申遣候様に申渡候、是等之儀も相心得可被申候事、右之趣、宗猪三郎家老へ申遣候間、其趣可被存事、

靈法類集、朝鮮來聘記、天明八年

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、維時金運正殷、伏惟貴國協寧、虔祝無已、茲者我大君受位之初、乃貴國通聘之際例當在近、但以本邦比年凶儉穀物不稔、億兆離凋弊之患、大君新政要在仁惠、庶官承行、一以撫恤爲務、庶幾歲月彌久、而膏澤之洽無遺也、乃於見時、貴國大使嚴然來臻、則所在調發民徭奔命、其勞苦之狀、猶卉木將萌而中

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、秋序平分、緬祝、雅度冲裕寔慰瞻企、告者我大君有嗣位之慶、乃貴國爲通聘之期、料當襲舊典、但以本邦歉歲薦臻、兆民不贍、殆將墮隘、東武新政耑在惠濟、於是之時、貴使惠然踰海、則所在調發民給徭役、非徒不遑養息、又恐加於凋瘵是以、朝議欲姑緩來聘之事、因使不佞具由以告、即此差正官平暢往、都船主平暢亨、耑布此意、密望、體察從善啓聞就承肯諾幸甚、縷縷使者稟達、另具美鎖略寓芹衷、鑑領爲榮、餘冀若序膺福、肅此、不備、

天明八年戊申八月日 對馬州太守平義功
任譯初見諭文二通

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、秋序平分、緬祝、雅度冲裕寔慰瞻企、告者我大君有嗣位之慶、乃貴國爲通聘之期、料當襲舊典、但以本邦歉歲薦臻、兆民不贍、殆將墮隘、東武新政耑在惠濟、於是之時、貴使惠然踰海、則所在調發民給徭役、非徒不遑養息、又恐加於凋瘵是以、朝議欲姑緩來聘之事、因使不佞具由以告、即此差正官平暢往、都船主平暢亨、耑布此意、密望、體察從善啓聞就承肯諾幸甚、縷縷使者稟達、另具美鎖略寓芹衷、鑑領爲榮、餘冀若序膺福、肅此、不備、

天明八年戊申八月日 對馬州太守平義功
任譯初見諭文二通

示意謹悉、而大抵任官之職務、專在於兩國間誠信之道、而今番事、寔出於萬不得、而則許施與否、唯在於朝廷處分、而自下周旋之道、豈不極力哉、回下下來後、更當報爲詳耳、幸望姑待焉、

戊申十一月 日

訓導 金主簿

別差 崔愈正

今番聘使緩期一款、東武朝議、實出於交鄰大體、推誠同仁之義、其諄諄丁寧之意、粲然于太守之書、不復贅辭、舌頭、此行也、即曩召俺於東都、命是事狀、使以報太守、通告貴國、寔東武特意慮于鄰盟鞏固矣、衆官之職深體兩邦誠誼、切爲周旋、具陳東萊府、速承朝廷允諾、務歸順便之地矣、

戊申十一月 日

大差使方策新編、朝鮮來聘記、

朝鮮國禮曹參判金魯淳、奉復日本國對馬州太守平

公閣下、星槎遠屆、華札隨至、憑謁啓居珍達、欣慰良深、仍聞、貴大君克紹前烈、不膺洪緒、宜循故常亟馳賀价、而貴大君新政仁惠、深軫荒年民弊、爲請緩期、

有此委報、茲將盛意、即已轉達朝廷、信使行期當俟更示、別幅珍品多謝原諒、不腆土宜用伸回敬、統希賀价、而貴大君新政仁惠、深軫荒年民弊、爲請緩期、

己酉年三月 日 禮曹參議金履正
朝鮮國禮曹參議金履正、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使遠至、獲承委翰、憑審興居沖迪、慰沃良多、仍聞貴大君傳序嗣服、增葺舊緒、其在鄰好宜馳賀价、而貴國深軫荒年民弊、委報緩期業已轉聞朝廷、信使前頭行期、當俟後日更示、盛貺益見厚誼、薄儀聊表鄙忱、統希崇亮、不備、

己酉年三月 日 禮曹參議金履正
別幅員數同右、朝鮮來聘記、

寬政元年七月十一日

宗 猪 三 郎

今度朝鮮之信使來聘御差延之儀に付取計行届、
名代 佐 竹 壱 止 守

彼國之掛合無滯相濟、一段之事に被思召候、此段可申聞旨上意候、

右於御白書院緣頬、老中列座鳥居丹波守忠意、
申渡之、

銀三十枚 時服三

宗猪三郎家來

同貳拾枚 同貳

名代黒川圖書

大浦左衛門

如官日簿抄、御徒方萬年記、

按するに、次卷に出て宗氏家來御用掛名簿によるに、黒川圖書は古川圖書、大浦左衛門は大浦兵左衛門の誤寫なるべし、右者、朝鮮人來朝之儀、近年御物入多、暫御差延被仰出、御用向取扱候に付被下旨、於檜之間同人申渡、寛政年錄、御徒方萬年記、

文化元甲子年六月、朝鮮の信使近年のうち、對馬國にを以て聘禮あるへしと仰出され、同二乙丑年五月、宗對馬守義功に來聘使已年春中渡來の事、かの國に達すへきむね命せらる、易地聘禮の始末等詳にせず、御書付によれば、かの國にてこの頃すてに、その事の本諾ありしこく見ゆれども、文化三年かの禮曹等より、義功に贈る回書に符合せず、然れば下に示す式留書にかの譯官中間にありて、奸曲ありしにより詰せられし事見えたり、これ此事の翻訛せしゆへなるへし、また已年聘禮仰出されも、これら之事により整は終に延引せしものなり。

文化元甲子年六月朔日御書付、

朝鮮之信使來聘之儀、思召旨有之只今まで相延、信使當地不及相越、於對州聘禮相整候之様、追而被仰出候處、於彼國も承引に付、近年之内對州迄信使可爲來聘候柳營日次記、○按するに、これの日出仕の輩に申渡之、御徒方萬年記、

文化二乙丑年五月十九日

朝鮮信使來聘時節之儀、已年

春申たるへき旨被仰出候間、其段朝鮮國に可被相違候、

右於御白書院緣頬、老中列座土井大炊頭利厚、申

渡之、御徒方萬年記、

文化三丙寅年、參判回書、

朝鮮國禮曹參判趙德潤、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、星槎遠涉、華札隨至、敬審、興居對時崇衛、慰浣良深、信价行期會有約定、交聘之所贈幣之節、但當遵奉舊章、不可遽開新規、甲寅復書、明按す甲寅は寛政六年なり、されども、その回書今所見なし、在兩國必諒丁寧之言、交勉誠信之意、曩要任譯預講儀節、貴在相孚鄰誼愈篤、今奉來諭、又以爲邀詰敵州若櫛所告、反覆思惟、訝惑交中、苟非復申前說、無或有所見曉、敵邦衆譯輩、恣行奸計欺蔽兩間、私標之情節莫掩、僞契之真贓畢露隔水館宇想聞厥由、渡海委告反涉文具、臨境顯戮

難屈常憲、朝廷之處置也如此、豈但曰修我所在云、再亦在高鄰、可使聞之、不圖來書盛意、若有所未盡洞曉者也、欲除勞費、遽改聘儀、不但大傷於事面、若緣交蔽苟完使事、淺恐有欠於信好、有國所尚禮義是已、禮莫大於循常、義莫切於遵古、更希謹察恪守約條、誠區區之望、委惠珍品、感豈在物、茲將菲儀、庸表遐悰、緒惟亮照、不備、

丙寅年五月 日

禮曹參判趙德潤

禮曹參判より之返翰和解

貴札致拜見候、彌御堅固珍重存候、然者、信使渡海之時節者、兼而約定有之、交聘之場所贈幣之節目、可爲舊例之通事に而、別而新格を始間數々之儀、甲寅年之回簡に致明白居候得者、兩國共急度、其通可相守儀にて、先達而譯官を申付、兼而より節目講定致し可被置之の趣、誠信之上にないて御丁寧之至に候、然る處、今度被仰下候趣に而者、又信使を對州に被迎候儀、兼而被仰越置候と相見、數篇思慮致し候得共、別而不審に被存候、若者再び先年之儀を被仰聞に而無之候は、極而歎を被孰候筋共者無之哉、存候處、果而我國譯官共、我儘に奸惡を行ひ兩國を掠め似せ手形爲書之實情相顯れ、見張之和館有之候得者、定而其筋御聞及可有之、態々海路を經、委しく爲御知申候段、結句手數々間相聞可申境上に於及刑罪候者國法維持、朝廷計ひに候、如此強て我國之筋を立候計りに而、貴邊に相響候爲に候、然に存外之來書、萬一者委敷御明察無之故歟、存候、

而無之候は、極而歎を被孰候筋共者無之哉、存候處、果而我國譯官共、我儘に奸惡を行ひ兩國を掠め似せ手形爲書之實情相顯れ、見張之和館有之候得者、定而其筋御聞及可有之、態々海路を經、委しく爲御知申候段、結句手數々間相聞可申境上に於及刑罪候者國法維持、朝廷計ひに候、如此強て我國之筋を立候計りに而、貴邊に相響候爲に候、然に存外之來書、萬一者委敷御明察無之故歟、存候、

東萊回書

朝鮮國東萊府使吳翰源、奉復日本國對馬州太守拾

遺平公閣下、撫便鼎至、華誠隨在在、憑審啓居清裕、慰沃良多、有例之聘行、舊城昭載莫可進退、無間之鄉誼、前札備陳、已荷領悉、交蔽奸譯旣行顯戮、勞費瑣節顧何足論、來諭雖出曲念、前規有難變改、惟願、諒恕遵守約條、盛覲珍謝、薄儀聊伸、不備、

丙寅年五月 日

禮曹參議李好敏

丙寅年六月 日

東萊府使吳翰源

釜山回書

朝鮮國釜山僉使李彌培、奉復日本國對馬州太守拾

遺平公閣下、貴介來獲承華翰、仍審、動靜佳勝、慰感良深、交聘之行、自有約條、想在萊府回書、茲不更費

贅說、佳駁領眷、薄物表忱、不備、

丙寅年六月 日 釜山僉使李彌培

朱書
文化四丁卯年

十月廿三日到來、

七月十一日差出之封書、當月十五日到來令披見候、然者、古川又三郎其外風聞之趣、委細被申趣心得に

も相成候事に候、

修聘使今以不戾儀、不安心之儀に而相掛り、一同、右之左右日々相待居候事に而、就脫^{◎夫}於對州聘禮被執行候儀、且來々已年信使可差越旨、朝鮮國より先達而申越候書翰者、僞書之由可申出哉、杯との風聞、何者之中出候事に候哉、不取留事ながら其聞有之候、其地に而も、右之風聞有之事に而候哉、内々風聞承り、可被申越候、以上、

九月廿二日

佐宇右衛門 印

朱書
按するに、御勘定久保田吉次郎、御徒目付野中新三郎なり、この二人は、この年二月晦日御用命せられ、對馬國に赴きしり、こは聘禮延滞によるべし。

久保田吉次郎殿 野中新三郎殿

柳主膳正 印

朱書
御勘定御目付の返書印封、十一月廿八日差立之、九月廿二日附御狀、十月廿三日到來奉拜見候、然者、古川又三郎其外風聞之趣、先達而申上候處、被御聞置候旨被仰下奉承知候、

修聘使今以不戾儀、御不安心之儀と而、御相掛り御方々御一同、右之左右日々御待被爲在、就夫於對州聘禮被執行候儀、且來々已年信使可差越旨、朝鮮國より先達而申越候書翰者、僞書之由可申出哉、杯との風聞、何者の中出候事に候哉、内々承可申上旨、是又被仰下奉承知候、兼而私共儀も申合、都而之様子心掛相探候得共、府内市中之者迄も、何事も不申聞様口留致し置候趣に而、既と仕候儀者難相分候得共、去年中者先

年之書翰僞書と申儀に、可申出哉之取沙汰、當地に而も御座候由之處、先達而東萊府使書翰請取、茶禮封進宴無滯相濟、其趣申來候後者、右之風說相止、此上猶又其沙汰可申出哉之様子等、於當地者先相聞不申候、右之外對馬守家來來聘懸之者、近頃追々爲引込置、或者退役等申付候風說、其外之意味共、内々及聞承候始末別紙奉入御覽候、

右爲御請申上候、以上、

十一月廿六日

野中新三郎 印

柳主膳正 様

佐宇右衛門 様

朝鮮表に差渡置候修聘使古川圖書、彼國返翰遲々仕候旨に而、今以歸國不仕、右内密之子細穿鑿仕候處、一脉狹少之土地柄、殊に御用向談方に、私共に附置候對馬守家來、小田孫六中川奥右衛門兩人之外よりは、何事も不相聞様町家までも、嚴敷口留仕置候振合に而相分兼、種々手段仕候處、側用人人黒岩最左衛門儀者、江戸表に而者來聘御用向掛合仕候ものに有之、去る夏中私共旅宿にも兩三度罷越、對

話之中表裏無之、存込も宜様相見候ものに御座候處、其後一向不罷越候間、去る十月様子相尋候文通差遣候得者、九月中退役被申付、夫故疎遠打過候旨、其外不得意之趣等申越候、依之、十月廿六日密密猶又文通仕、譯合相尋候處、一印之返書差越、右返書之趣に而者、萬事打明申立候最左衛門心得方と諸事相包み取計候國元家老初勤振と達候而已に、御用筋肝要に承度始末難相分、乍去都船主之役而、御用筋肝要に承度始末等、略書載有之候に付、私共評議仕候者、鄉左衛門儀者、當時繁右衛門同意仕候勤振と相聞候得共、心腹之趣者既共難相分者に有之、乍去幸ひ御普請役代千田八郎儀者、先年對州表御用中之馴染に付罷越、何となく様子相尋候は、又相分候儀も可有御座哉と、十一月八日千田八郎差遣候處、得と子細者不申聞候得共、話之内自然と不得意之趣相見候旨申聞候、前書鄉左衛門心中難計候得者、押而尋候儀も難仕、左候得者腹心相知れ候最左衛門に、今一應承候方可然旨評議仕、廉々箇條書に仕、十一月十日文書仕候處、同十二日二印之返書貳

通差越、當時之様子先の大駄相分、且内密別啓と申書面之方に、加納郷左衛門儀も同腹之様子書加御座候に付、十一月十三日夜、八郎儀も猶又郷左衛門方々に差遣、得と内話爲仕候積之處、同人儀も去一日より出勤差留有之由にて、人口を恐れ面會難仕程之駄故、朝鮮之様子等咄合仕候も遠慮之由申聞候に付、翌十四日是亦箇條書仕、八郎より文通爲仕候處、三印之返書郷左衛門差越之、右兩人書面之趣に而者、難捨置筋合に相聞候に付、猶又勘辨仕候處、家老仁位求馬儀者、先般裁判役差渡候儀、其外共御用筋にて、度々私共旅宿の罷越候間、此手之筋を一應承可申旨相招、何となく修聘使歸國延引之様子等物語仕、存念引見候處、同人申候者、全く推察之沙汰といへ共、箇様に返簡及遲候者、彼國に望有之哉と相見候、右望と申譯合者、中古御和交以來、いつとも日本より、何々に付信使可差渡旨被仰遺、夫々段々之手數掛合に而、聘使罷渡候先例に而候處、此度者寛政七年五月彼國之望みにより、延聘緩期之御令旨被仰出、彼國に相達、右御請も差越、一旦事落着仕候處、其後寛政九年已年彼國より易

地聘禮之儀申込、夫より追々往復有之、年期內掛合も相濟、表向に而修聘使差渡候様、彼國より催促に付即差渡候處、案外に返簡手間取候者、全く先例と違、初發彼方より掛合初候に付、後記に殘候而も事體不宜故、日本より又々易地聘禮被仰遣、夫により追々取極候形に仕度合に而延し置候哉と推察仕、是等之次第中川奥右衛門の申合、繁右衛門迄示談之爲め、先頭急に江戸表の差遣旨右物語仕候内、是まで多年朝鮮之掛合中、行違之儀等有之、何角と及遲々候をも申聞、全く追々之掛合方不束と不申聞計に被察申候、其外何れに仕候而も、御年限に相違無之様、専ら心力を盡し候旨申之候得共、悉く取繕ひ候咄振に付、何共眞僞難察相聞申候、右追々穿鑿仕候處、書面之通に御座候、先般最左衛門儀、私共旅宿の罷出候に付、家老より相答、去九月中退役申付、郷左衛門儀も是亦、八郎方より追々可立入歎之疑念に而爲引籠候趣に候得者、繁右衛門同意之もの共、外にも可有御座候得共、身分を恐れ一同口を閉候間、最早此之機密之様子近も難相分候に付、別紙最左衛門郷左衛門返書四通相添、此段先

奉入御内聽候、以上、

十一月

久保田吉次郎

野中新三郎

以別紙申上候、本文相探候書通之内、三印郷左衛門

返書、大森不首尾共相見候は、必定其虚に乘可申姿、何共相察不申候得共、大森氏之跡を繼と申形に者決而參問敷旨、左候得者御年延申上候手段と而已相聞候得共、其外彼是之様子を以、私共相考候得者、氏江兵庫始杉村直記餘類共之手段に而彼國と駒合、修聘使之歸國引しろはせ、其内に者追々年月も詰候に付、繁右衛門始不首尾に陥可申、其時に至り是迄朝鮮の之掛合方品々行違有之候故、返書延引に付役人引替、速に御用便し候様可仕旨に而、兵庫始直記餘類入替來聘掛罷成、手柄可仕巧に而、御年限相延し候筋には有之間敷哉と推察仕候、右譯者對馬守御手當金之内に而取賄候口々、同人屋敷取建物を始、朝鮮人通筋家中家も取、補理に相掛候向も有之、國分寺前通道巾狭き所取廣け方も此節出來仕、右等に而愚考仕候得者、旁以前之通、是まで取扱候役人不首尾に可仕迄之儀にも可有御座

哉、只々來聘御年延可申上計略に候は、對馬守格別困窮之身代柄にも御座候處、自分入用に而仕候場所々々此節夫々出來、猶手操仕候儀者有御座間敷哉と奉存候、
一、此度中川奥右衛門、江戸表の罷出候實意之譯一向相知不申、此者儀者、繁右衛門手に付、毎年相勤候者之由に御座候處、當初秋以來氏江左織を始、繁右衛門附屬之者一同不首尾に付、往々身分之成行を恐れ、今程者半信半偽に志し變し候由、最左衛門書中にも相見申候、是等を以勘考仕候得者、今般家老共之口上使として出府、今以朝鮮より返書不差越、迎も已年之御間に者合兼可申趣、何歟子細取拂繁右衛門を可陥巧之使に而候哉、又今一儀深く相考候得者、奥右衛門儀者、最左衛門杯と違ひ底意難計心を許し候様僞取計ひ、江戸表の罷出候而者、兵庫始不辱之次第、逸々繁右衛門に申聞、御威光を以速に兵庫を始取除候含歟も難相分、右兩條之始末御含被置候而、繁右衛門被召呼、今般奥右衛門示談之様子、御内々御穿鑿被爲在候は、相分可申哉、若

奥右衛門全く志變し、兵庫其外と一味仕、御年延等申上候筋に而も御座候は、急速に嚴重之御沙汰無御座候而者、已年之御間に者合申間敷哉、且又本文に申上候通、求馬に折入承候趣に而者、奥右衛門江戸表に差遣候意味者、朝鮮國望之手數通御許容も被成下候は、不日に返簡差越可申譯合、繁右衛門に示談爲仕、公儀御内伺仕候まで之由を相聞候間、彌右之通之儀に候は、格別滯候儀にも有御座間敷哉と奉存候、

一、黒岩最左衛門退役之様子及承候處、病氣申立引込居候様、家老より内意申聞置候を、取用ひ不申押而出勤、主人の目通仕無實之趣申立候由、依之、心得違之咎に而退役申付候趣に候得者、たゞひ存込者宜候而も、右家老共内意申渡候を違背仕咎め請候様成、不勘辨に而、正直一途之生質と相聞候間、本文に相添差上候書面之趣、逸々前後深き意味を構候趣意共難申、且加納郷左衛門儀者、當年まで三箇年朝鮮在勤、九月中歸國申付、此もの儀者最左衛門抔に違ひ、存寄深く殊に心脉之虛實難計候得共、此度之御用向出精相勤候者之由、最左衛門書面に相見、

乍然郷左衛門申付候趣者、當時之姿に而被差置候は、來聘相調候儀無覺束候哉との一筋に相聞、此度暫之在勤追々御現禮に近寄候處、歸國被申付候儀者何故候哉、對馬守手沙汰に而取賄候手配、都而之成行を以考合候而者、申口實意共不相聞、是又眞僞之處難相分奉存候、

一、本文に書載候外、求馬申口之趣に而者、已年春之來聘、たゞひ夏秋之頃に相成候共、御年限相延候而者不相濟儀、折角と掛合相盡し候旨申聞、猶於此所者敢而僞候儀共相聞不申候、乍然此節來聘御掛之内、何そ心障之もの者無之哉と相尋候處、聊如何者無之、尤通辭之内、存込不宜もの二兩人有之段相聞候に付引替申付、其以來者成丈通辨不爲仕、役人共より眞文筆談而已に而用便掛合候間、此上者間違有之間敷旨申之、最左衛門郷左衛門退役引替等之儀更に不申聞、是等を以愚考仕候得者、求馬申口も相包み候事共多く、何共難取用奉存候、其外求馬對話之内、朝鮮とても兼而之約定、今更相書き可申候者無之候得共、乍去實に譯合相立候筋に而、彼方より延し候儀者、於對馬守も可仕様も無之、其

所甚苦念仕候旨抔に申聞、是者御年延相願候機發か共相聞候得共、私共再應愚考仕候處に而者、初箇條に申上候通、直記餘類之勢ひ又々盛に相成、繁右衛門始當時之役人に手違爲仕、入替手柄可仕巧まてに可有之哉と相察し申候、段々掛合取極、斯迄被仰出候處、今更年限相延候而者、主人始蒙御咎、一國如何様離散可仕哉之程を不存ものも有御座間敷哉と奉存候、

一、來聘御用取扱候對馬守家來、追々私に引替候儀者、兼而之御達にも相振、如何之取計に御座候得共、右掛之者引替候儀、私共にも深く相包不申聞、此後之始末も難相分儀に付、奥右衛門出府仕候意味御糺之上、嚴重之御沙汰被爲在候方にも可有御座哉、乍然御用向に強而相障候儀にも無之候筋合に而御座候は、家中之内騒動も仕、私共在勤に付而之儀と相妨、却而御用辨にも相成間敷哉、左候は此儀者追而御沙汰御座候方、穩可有御座哉に奉存候、

右私共打寄品々申談候趣、御賢慮之御一端にも可相成哉と、御舍までに奉申上候、今般密々申上候一

件、對馬守家來に相渡差上候而者、何共不安心之様子も御座候に付、召連候家來之内、大坂表まで用事有之差遣候旨申斷、便舟に爲乘組差立之、銅座詰御勘定方迄幸便之脉にて相達、夫より爲替使と以奉差上候、以來御内狀被下候儀も御座候は、對馬守家來に御渡無之、御普請役御小人目付之内、早め代得者代合壹人出府、御直に申上候故、難書取趣意も具に申上候様罷成、且又其以前にも格別難捨置程之子細及見聞候は、御普請役御小人目付之内壹人差立申上、又者品に寄私共之内罷出申上候様にも可仕と奉存候、尤右様之機し當時相見候儀者、決而無御座候得共、深く萬一之儀迄を相考、爲念申上置候儀に付、乍恐曾慮易被思召、必御懸念被下置間敷候、依之此段申上置候、以上、

十一月

久保田吉次郎

朱書
卯十月廿六日 黑岩最左衛門より之返書、
尊墨被成下、逐一奉拜見難有奉存、左に御答申上候、益御勇健被成御座之段奉大悅候、猶時候御厭被

爲成候様奉願候、然者、私出勤仕候而者、御用向外掛之銘々一決難成譯合、猶得と御聞被成度との儀、是と差當可申上譯者無御座候得共、先私之勤振者、兼而繁右衛門取立に而勤方心得、共に内外取計筋、公儀御役人様へも有様を以申上、取計筋共に殿誰様御前に而も相貫候儀を以、相勤候心得に而相勤罷在候、尊老様御方に而も御國家之爲を思召被下候段被仰聞、何かと蒙御懇話主人之爲に相成候様に者相心得候儀に而、有様を以奉申上候、繁右衛門勤振對馬守勝手向者素より、諸事不行届自然有躰に白川様にも按するに、信この頃濫詰なり松平越中守定申上、其後段々之勤振誠實を以、公儀にも打貫相勤、既に御聞得も宜かとも相心得難有奉存候、其心得勤振り御國支配之内、諸役之内にも間に合不申、外々勤振者諸事穩密之取計、打明候儀を不相好風も御座候、近頃者在役中にも朝鮮向之儀、諸御用向支配より談し不仕儀とも御座候、

一、今以修聘使歸國不在、若亦來々已年信使罷渡候儀、相延候譯にも相成候哉と被仰下、私在役中者之儀に御座候故、勘定奉行に而出勤仕罷在候、尤着時分者少々相痛罷在候得共、段々快差繕出勤罷在候、鄉左衛門歸國後者、掛合方改未た歸國も不相知かと奉考候、併退役之身分遲滯之一件者、決而何共不奉存不申上候、手筋より御承知可被成下候、千田様方に者、鄉左衛門御舊懸之譯に而、御挨拶に罷出候筈に相心得候と相聞候得共、御用達か不相好向共はと考罷在、前後相恐罷出兼居候趣に相聞候、格別御用には出精之人に御座候得者、差而申上候儀可有之儀に奉存候間、一昨日も御内々申上候儀共身分、人目人口を相恐候付罷上不申候、其段は不惡御汲分被成下候様奉願候、何事も萬端御國家之爲、且第一者御用御順路之儀而已奉至願候、不計退役

罷在、然る處段々修聘使歸國方遲々仕候付、重松此面差渡、此面掛合に相成候而之彼地模様者、退役之身分と罷成、何事も承知不仕候得者不奉存候、尤御用中者朝鮮渡之銘々と、自分の書通等は差留有之候故、外口より承知仕候儀も相成不申候、

一、信使來聘已年に者相違無之候得共、治定取極以前に何ぞ勝手にも可相成筋申立候譯等に而、私出勤致し評定難成譯合に而、退役にも到候儀哉と御尋被下、左様之儀も御座候は、不慎可申上候得共、左様申儀先相考不申候、繁右衛門打貫心得之勤振と、又流儀違穩密之心得は間に合不申より、退役に到候儀奉存候、

一、加納鄉左衛門、先般朝鮮より歸國仕候譯申上候様被仰成下、是以如何之譯に御座候哉、在役中之儀に御座候得共、一向支配より不申聞、歸國方申遣候而後承知仕候、折角御用成、心力相盡罷在、修聘使にも便に致し、隨分朝鮮人氣請も宜、御用濟日取にも相及居候處、故も無之爰元より歸國申付越、既に修聘使にも歸國之期も見候程に到、鄉左衛門掛合に及候ものを引取に相成歸國仕候、此被引取候者

仕、公儀御達之御旨にも違候段、此場御用立不申段、殘心至極奉存恐入候次第、御賢察を以何事も宜奉願候、先者以愚筆漸と尊答奉申上候、乍恐御推量を以、御汲分被成下候様に只々奉願候、恐惶顛首、

十月廿六日

吉次郎様

黒岩最左衛門

百拜

朱書

卯十一月十二日黒岩最左衛門返事

二印
御懇書極密御厚情之儀難有奉存候、如尊命寒風昨今別而相募候得共、益御勇健被成御座之段大悅奉存候、私引込罷在心中、御賢察被成下候段難有奉存候、八郎様加納鄉左衛門方に御出被下候段、夫に付鄉左衛門打解御咄にも不被到、少々流儀改候歟と被思召候段、甚恐入候仕合奉存候、久々に拜顔も仕、其上近頃六箇敷時體向故に、申上度儀も成丈相慎候儀共哉と愚考仕候、聊以流儀は改候儀無御座候、追々心得方も御聞分可被成下候、猶打解難申上時體向は別内啓上仕候、將又江戸表に被仰越候御儀に付、御時宜合に而私御用に付、御呼寄等之儀も御座候時、無子細罷登候儀心得御尋被成下難有奉

存候、當今之時體向に而は、御國家之安危不易程大切に奉存候得共、可成道も無御座、公命之出居候來聘御用掛も手數にも不相掛け、退役被申付候様之儀、殘念千萬奉存候、然る處、右之御時宜合にも到候は、誠に本望と奉存候、此御場之儀に而御座候得共、速に罷登無此上仕合奉存候、乍口共御座候は、繁右衛門にも對面相叶、尙又申談度筋も數々に而難有可奉存候、何事も大急に望罷在候故、幸に尊老様御方々御下向、對州之爲を思召、御厚き儀御便に奉存罷在候、何事も一日一日と損は參候得共、得者無御座候、時體向に付時月御延不被下御賢計之儀奉恐願候、御箇條一日不顧前彼有様を奉申上候、尤申上候までも無御座候得共、不心得成と共思召被成下候儀者、御用捨に被成下候様奉願上候、一來聘御用掛り勤居候ものを妨候企て有之様に御考有之候旨、先達而御書通に相見候、右者杉村餘類より邪魔を入候歟、又者何人之企に而候哉、御心當承度候事、

右御答、杉村之餘類奸計を盡し候事者、不相止儀此相考申候、是と差極め候儀有之候は、可差置

相成候は、又杉村方入替御用取扱候企に而も有之候哉、
右御答、大森繁右衛門同意と申ものは、來聘御用掛に而も何に而も、次第に退役に取計候勢に御座候、先私退役後、氏江左織引込罷在候、兵庫と親子不知に而御座候、郡奉行に而來聘御用掛有田謙退役申付候、退役到らざるも皆不首尾と申向に候、繁右衛門と不同意之銘々左之通、大浦左兵衛、是者町奉行に候を、私代に用人役に申付、來聘御用掛を用人に而、泉萬右衛門大島七左衛門を申付、三浦百助を大目付來聘御用掛に申付候通、又未申付候得共、杉村之餘類田中所左衛門杉村司を與頭に沙汰し、仁位狩野介西山宅磨を郡奉行に沙汰に而、主人迄家中より伺に及候と相聞、物頭に杉村縫殿、大目付に山川與左衛門を申付、段々杉村之餘類が役人に相成、繁右衛門同意之もの退役仕候を以、御考も可被成下候、繁右衛門を不首尾に致し、杉村家入替り御用取扱儀も、右を以御考可被成下候、

一、繁右衛門殿手に付被勤候面々者、段々に相除

様も無御座候得共、自然と人氣之押移候に者入さる御用に而、對州之ものは難儀杯と風聞を致させ、若や此御用か不出來様に相成候と、又直記罷出候而、繁右衛門は直記か通杯と申ふらし申候、此節來聘御用掛を差免候計、氏江兵庫計に而御座候、御用掛も不蒙人、近來隱居之身分主君直談に而再勤致し、惣支配に相成、一向來聘御用者素より、近例公儀被仰出國家之政事向勝手向、に不辨に而、私に何事も敢計、是に付纏候出入之人、杉村に釣合有之者次第に付け入申、三浦百助と申者近來大目付に相成、既に私御役人様御方御出入申様之無筋儀を申上込候など、御出入不致者か御出入仕候様申なし、言上に而夫を兵庫求馬取上、退役之端と仕申候儀共に而御座候、御役人様の方御密談として御沙汰向引合候者、中川奥右衛門に而御座候、此奥右衛門と申ものは、半信半偽之者に而御座候、
一、巳年信使差渡候に子細無之候上者格別、御家中方當時來聘御掛之御手前を始、邪魔被致候筈者有之間敷、何故に候哉、若精忠之大森氏を始不首尾に申半信半偽之者に而御座候、

一、牛田善兵衛と申もの、杉村方と馴合、朝鮮人不審を生し候様通辨致し、彼方返書延引致し候様全く其手者無之とは難申上、今は此手か氏江兵庫に移候様奉愚考候、兵庫儀町人共に亂に内々出銀等を申付、私に取遣候儀共、不得其意儀に御座候、此儀御心當者如何に候哉、

右御答、善兵衛と申もの、杉村方と馴合、朝鮮人不審を生し候様通辨致し、彼方返書延引致し候様全く其手者無之とは難申上、今は此手か氏江兵庫に移候様奉愚考候、兵庫儀町人共に亂に内々出銀等を申付、私に取遣候儀共、不得其意儀に御座候、此儀御心當者如何に候哉、

右御答、善兵衛と申もの、直記取立之者にて、様々沙汰有之ものに御座候、併愚なる者に而、格別なる巧は出來不申者と、加納郷左衛門など申候、如何様に沙汰不宜ものに御座候得者、繁右衛門左も存候筈に奉存候、近來者吉松善右衛門、吉候者に候を差渡被申候儀共、是皆求馬計らひに御座候、郷左衛門杯に者引取に相成、扱々不易儀

若心得違之者を右様に召仕、御用不調にも相成候時者、言語同斷之儀と奉存候、寔御用之主と成居候繁右衛門、力にも不及儀かと奉感心候、得一、求馬殿とても、繁右衛門殿同腹に而有之候得者、今更何故流儀達に被相成候哉之事、其子細承度候、

右御答、求馬儀者元來繁右衛門懇談仕候儀も無し人に御座候處、去子年大目付役に申付、勤振も相應に有之、同年に家老に昇役被申付、來聘御用掛にも相伺被差加候儀に而、繁右衛門功者之儀故、文通に而何か申談、相勤居候人に而御座候、段々之計方、役人之相撰候行方、私共同意に者不奉存候、御下向之御役人様御應對之申振り差圖方御用達を以而已仕、諸般繁右衛門御參會申上候ご者達可申と奉存候、然者私共に而も御旅宿に罷上候儀、相嫌ひ候風に而御座候、其上繁右衛門の背候風、杉村家に付候ものを役人に沙汰申付候意を以、御賢察可被成下候、

一、來聘掛之内、手取之役人衆兩三人差免差扣等御申付有之この由、右御姓名致承知度候、尤何も繁右

衛門殿御隨身之人物に候哉、

右御答、是者公儀の名前等申上候格之ものには無之候得共、祐筆方を相勤案書役人に而、御用之候處、東萊府使書通請取、茶禮封進宴も無滞相濟候旨御申越に付、右僞書之沙汰一時に相止み候由、昨年之風聞に承申候、彌左様之趣去年中沙汰御聞及被成候哉、且當時もまた僞書と申取沙汰申觸之儀、御聞も被成候哉、是又承度事、

右乍恐御差圖に任せ、不顧前後亂筆奉申上候、何哉、沙汰之沙汰をも承候得共、如命沙汰相止申候、寔不埒之者之成候儀と奉存候、當時者私に者其沙汰も先承知不仕候、

右乍恐御差圖に任せ、不顧前後亂筆奉申上候、何にも御國家之爲宜敷様、御取成之程奉願上候、頓

首、十一月十二日

朱書
前同斷別封

内密別啓上仕候、近來之時躰向、繁右衛門の同意仕者は、何とか節を付、退役之沙汰に相考、退役之上而、心得方に寄候は、府内にも不召置風に而、殊外相慎申儀に而御座候、私共にも病氣と申引込、此砌外出をも不仕、當時名も無之躰に而相凌罷在候、左様申儀に付、郷左衛門にも千田様御出被下候儀者、早速私共も爲相知候儀に御座候得共、當時之模様萬端相恐れ候由に申聞候、既に御逢も可被下儀、八郎様小田孫六の御咄有之と、夫を早や孫六より家老共内に相通し何たる御咄共仕候哉、早や廻り氣懸り候様之儀に付、先何事も差扣候由に申聞候、近日御出之御挨拶に、郷左衛門千田様に罷上可申、其時も先孫六同伴にて罷上候様仕廻り氣を抜置、時候之御伺と申、段々御親に相成御懇話も承知仕候心得と申聞、不興千萬御内々申上も恐入候儀共に奉存候、素より不申上候而不叶儀にも及候は、何事も申上御用承知仕心得に御座候段も申聞候、

乍憚不惡御聞被下置候様奉願候、

一、新三郎様の去夏時體向不相濟儀有之、出府方之儀御願申上候儀も有之候得共、被成兼候御儀者御懇に被仰聞、偏に對州御用場も少しも無障様、第一は繁右衛門を御用之柱と奉存、相勤罷在候様に御座候得者、其繁右衛門差圖を不受して不叶儀且者新三郎様、繁右衛門御吹聴被下候儀に付而者、繁右衛門身分を相厭ひ候御内話被申上、次第に御懇意に被仰付候も、偏に繁右衛門同腹之ものと御心得被成下候儀、隨分近來に到候而者、吉次郎様御同様御懇話等も被成下、偏に御用中と申、萬端御國家之内話奉申上、御用場御爲筋奉申上候様にも被仰付候私に御座候處、左之述之風聞取揚に相成、其上奥右衛門より去夏新三郎様より、極密に被仰付候を、去九月に到り、書付を以支配共に申出、失を以私に尋掛候得共、左様之覺無之段申開候處、其後者聊之譯を以役儀差免候、簡様之時體向に付候而者、何たる風聞もと相恐候儀共、乍恐御賢察被成下候、誠以御懇に御密に被仰聞候付、何事も不顧恐失敬

成儀も奉申上候に付、必も何事も御聞捨被成下候様偏に奉願候、今般奥右衛門出府仕繁右衛門の何と申込候も難計、山越繁右衛門にも^{按するに、大森繁右衛門の誤寫なるへ}不相分して、信偽之聞違にとも相成儀も可有之哉と、是亦不易相心得罷在候、若や御用に而東武に御呼寄も被下候御時宜にも至候節、障候もの無之速に御呼被成下候儀を奉願望候、簡様に自分好みを申上候段、御汲取之程も奉恐入候得共、御内話を申上候儀故、不惡御聞入れ被成下候様、偏に以奉願上候、以上

十一月十二日

朱書
十一月十四日加納郷左衛門方に、一同相談に而遣し候八郎名面に而文通、

昨夜は密々面會、大慶と申文言略之、

一、貴所様此節朝鮮より御歸國後、黒岩氏にも御退役、氏江御子息にも當時引籠、爰許に者大森氏隨身之衆過半退役に付而者、大森氏に難澁爲致候巧に候間、是にて萬端推察可致哉之旨被仰聞、右御内話を以得て致推察候處、修聘使歸國にも可被至處差留置、杉村隨身之衆中此節までに入替候に付而者、

十一月十四日加納郷左衛門方に、一同相談に而遣し候八郎名面に而文通、

昨夜は密々面會、大慶と申文言略之、

一、貴所様此節朝鮮より御歸國後、黒岩氏にも御退役、氏江御子息にも當時引籠、爰許に者大森氏隨身

最初之掛合振不宜故、修聘使歸國延引など、申なし、彼是手間取候内に者、大森氏手筈達候故、江戸表不首尾に被相成可申、其虛に乘杉村方一統入替御現禮調候様、相巧候儀に而者無之哉と相考申候、一、前文被仰付候趣を以、猶亦別に相考候は、當時追々杉村方又發向に付、通辨之ものを以、是まで之掛合彼國にて不審起、返簡延引致し候様相巧み、已年來聘逆も無覺束譯合に相移候儀に而も候哉、前箇條之行道に而は、來聘さへ年限通り相調候得者、大森氏左而已難澁被致候にも至間敷哉に付、強而巧みを被掛候も、左而已無詮儀共相考申候、左候得者已年之來聘不調様、相妨候筋合に可有之哉と被存候、

右兩條察し之趣相違候而、其餘之儀も有之候は、
其譯得と被仰下候様致度候、最此儀如何成事に成行候共、御手前様御名前等決て出し不申、此段者御安心可被成候、以上、

朱書
十一月十四日

三印
昨夜者御書被成下候處、病中不得止之餘り言語同

斷成不禮誠に耻奉恐入候、何分御容恕奉仰候、然者二箇條之御尋被成下奉畏御請申上候、

一、私朝鮮より歸國後、黒岩氏退役、氏江息男にも當時引籠、爰許に而は大森氏隨身之衆過半退役に付而者、大森氏に難澁爲致候巧歟共御察被成候趣奉承知候、黒岩氏退役之所者、果而左様歟と考申候、其外之儀も是と可申上品者者當不申候得共、自然に黒岩氏に類し候哉に相考申候、氏江父之行形を考候に、親子之情他に異哉に相考、行作惡染之古流と相見申候、右之様子を以は御新禮之易地、同意不不同意之心中何と可有御座候哉考知不申候、將亦修聘使歸國方之儀被仰成下候處、是は此節差當候儀は無御座候得共、年來追々に彼國歸服惣様に共作書置候族は無之哉共被考候、自然之しからしむる體にて、絞をなし申たる事共者無御座候哉、且又其虛に乘可申、其姿者何共相察不申候得共、大森氏跡を繼と申形に而者、決して參り申間敷相考申候、一、前文に隨ひ、猶又別に被相考候を以被仰成下候趣奉畏候、當時追々杉村之衆情發向に付、通辨之も

朱書
十一月

卯十二月四日加納郷左衛門方に、千田八郎より文通

のを以是まで掛合、彼國に而不審起り返簡致延引候様相巧み、已年來聘逆も無覺束譯合に相移候儀に而も候哉と被仰下候、夫體之意味は只今起、只今行れ候と申形に而者有御座間敷、兼々植込置有之候に而者無御座候哉、且又來聘さへ年限通相調候得者、大森氏に左而已難澁被致候にも至間敷哉に付、強而巧みを被盡候も、左而已無詮儀共御考被成、左候得者已年之來聘不調様、相妨候筋合に可有之哉と思召之趣奉畏候、其巧何れ共考者不仕候、然共杉村氏之衆情壯に相成候處に而、何之巧を入可申も難計、願敷所者一言半句も出候事之不相叶様有之候は、自然に正道被行候に置候歟と奉存候、叔亦已年聘禮之儀、御公邊思召により隨分無間違相調ひ可申、尤追々相延ひ候只今故、年延等之儀思召次第之事に相見申候、

右兩條御尋に付、荒増を書載仕候、何事も宜御察可被成下候、以上、

右兩條御尋に付、荒増を書載仕候、何事も宜御察可被成下候、以上、

之返書、

一、朝鮮國掛合年來追々に、彼國歸服惡敷様に作込置候族者、役人中之内誰々に候哉と御尋被成下、左に申上候、

先般通詞陶山彌七と申もの其證跡爲有し事に承候處、此者敏く死去仕候、外に一人是者、模様を以專下墨候處に而、其證跡慥成處無之、此者は五人通詞相勸居候内之事に而、役差免候後逆も罷渡、不思儀に考付爲申事に承候は、泉庄藏と申ものに而候處、此砌如何之譯候哉、妻子も引連筑前筋の罷越居候由に承候、其外あれこれと考候之候事、

一、右姦謀を取計候衆之内、先達而差越候約定之書面は全く偽書に候哉、又偽書と申は取扱之風聞に候哉と有之候段、左に申上候、
偽書と號候物を偽書に爲仕候而は相濟不申、其道を相立候勤方役人心得之可有之處に而、眞偽之處差極難申上、只今之朝鮮體何と相極居候哉、事事不明候得者卒忽に難申上候、

、大森氏跡を全く打捨候と申には相成間敷、然共是迄之行道を體に仕候而は、次第次第に押行旨、先達之返書に相見候處、右跡繼を不申様に有之者、兵庫殿を始來聘御年延之取計ひ専に候哉と有之段、左に申上候、

大森氏之跡を全く打捨候と申には相成間敷、然候をこそ、繼共可申候哉、是迄之形を押破り、道を新にして取繕と申候得は、又其意味違候様に覺申候、兎角大森氏事、御公命を請爰元に申遣候主意、決して違不申程に、御公儀より權を不被成下しては、御用全處に至兼可申、只此處不安苦念罷在事に御座候、右之難有御主意相備候は、、事事口々至り御取捨之仰計に相加可申候哉、此段に至候而は閉口之場に奉存候、

一、戸田頼母押込に相成候哉之趣、右一體之人物は如何之氣性に候哉、且答之時節之事御尋被成下、左に申上候、
頼母儀、此御用を承身命をはめ出精仕居候事に考申候、如何なる故を以、右之沙汰に候哉考知不申候、時節は十一月初歟と覺申候、

一御書添に朝鮮在勤輕き面々に至、不首尾之儀御尋被成下、左に申上候、
右之頼母を始、最初より掛り之面々に而、頼母、早川恕助、通詞小田幾五郎、牛田善兵衛、吉松右助に有之候、
一、通詞小田常四郎、吉松右助、吉松善石衛門、右三人先達而朝鮮の被遣候處、右之もの共は御用には嫌ひに候者共に候由、黒岩氏より申上候由、左に申上候、

常四郎事は議聘使罷渡居候時分は專爲相勸者に候、然共意味惡敷心より歟、異様之體共相見申候、右助儀は頼母手に專相勸候ものに有之候、是又意味惡敷離れ候歟と相考申候、善石衛門儀は阿房に而専人に被遣候と可申人物に候、
但、右之外東田庄右衛門と申ものも被遣候由被仰下候、左に申上候、
庄右衛門儀は堅固なる人物にて、是は善惡之無差別相勸候振に考申候、餘堅過變之用に通兼可申候哉、

右之參候譯は、何之爲に被遣候哉、

是は何之爲に被遣候と申處、考知不申候、
一、先日御面會之砌、御内話之内朝鮮在勤中、餘程論合も被成候旨、右は彼國との立會にも候哉、又者詰合談合にも候哉と被仰下、左に申上候、
右之儀者、東萊府使に面談仕、御用之主意相立居候、其主意申貫置候事に有之候、

來聘御用不熟と可號事可有之様も無御座、隨分子細無之ものに可至と心得罷束不安心之様子等、其後耳に入候儀も候は、申上候様にこの御事、左に申上候、
右御本文之外、引籠中に來聘無覺束不安心之様子等、其後耳に入候儀も候は、申上候様にこの御事に御座候、

來聘御用不熟と可號事可有之様も無御座、隨分子細無之ものに可至と心得罷束不安心之様子等、其後耳に入候儀も候は、申上候様にこの御事に御座候、

通航一覽卷之三十四

朝鮮國部十

○宗氏通信使伺并掛合 文化度

文化五戊辰年正月、對馬國在勤御用掛御勘定久保田吉次郎等より、通聘延滞の始末探索等の事、江戸御用掛柳生主膳正等以下に、印封の書を贈る、この事、前冊に述べる。

文化五戊辰年正月四日、古澤常吉仁位求馬按するに、
は對馬國在出の御小人目付なるべし、仁
位求馬は宗茂功の老臣にて御用掛なり、同船に而、對府出帆之節、左之書面共常吉に相渡、江戸表柳生主膳正殿、遠山左衛門殿、佐野宇右衛門殿に申上候に付、此手紙は常吉大坂着之節、銅座詰御勘定山本雄三郎に爲相渡、六日限り使を以、御勘定所に遣し、尤臨時に常吉歸府に付、其様子爲知候爲組頭に申遣す、

以切紙啓上仕候、然者先達而朝鮮表に爲裁判役

差渡有之候對馬守家來重松、此面より此度申越

候儀に付、家老仁位求馬儀、急に江戸表に出席い

十二月廿九日

久保田吉次郎 印

川 助 左衛門 様

按するに、御勘定組頭加藤惣兵衛、御徒目付組
頭川村助左衛門にして、さもに御用掛なり。

朱書 本文組頭に遣候書狀之外、來聘相懸り同役にも、一通り案内申遣す、

朱書 徒是以下不殘常吉持參之覺、

易地聘禮約定之分、是迄往復之書翰者、全僞書之旨、今般裁判役申越候段、仁位求馬申聞候趣、并同斷之始末内々相糾候子細、左に申上候、十二月九日、按するに、前後の文によるに、家老仁位求馬儀、私とも旅宿に罷越申聞候は、兼而朝鮮表に差渡置候役人共より、彼國之事脉相變候儀無之旨、毎申越候得共、修聘使歸國兎角遲延仕候に付、當八月中爲韓事裁判用人、重松此面猶又差渡返翰催促爲仕、様子爲相糾候處、去々丑年按するに、修聘使より年期約定之書翰、彼方に相渡候後、有無之沙汰不仕、去寅年五月に至、禮曹參判同參議より差越候返書と者文言彼國に而者、寛政六寅年延聘緩期之御約定後者、書翰之往復無之儀と心得居候處、存外之書翰到來、段々遂穿鑿候處、衆譯とも中間之奸曲に相違無之、依之其者共者罪科に處し候旨、右に付易地聘禮之儀、存も不寄趣之旨而已に付、其節講定役戶田頼母、都船主加納郷左衛門等、右書面取上け不申、以前之趣意を顯懸合候故、彼方氣請を損し、却而埒明不申、依之其品を替裁判役和らかに懸合、去寅年之書翰、并傳令其外共請取差越之、右書面之趣意、

に而は、一向不同意に相見候へ共、朝鮮國都表に而も、實は易地聘禮不好義にも無之、併奸譯之計策を基に致し、易地聘禮承引は難致候に付、別紙案之通、東武之思召に相違無之旨之書契、差越候は、精一盃取計可申旨、判事共短簡相贈候旨、當十一月七日此面より巨細申越候間、主人始評議仕候處、右是迄彼國譯官共に欺れ候段者恐入候儀、然其裁判差渡候甲斐有之、右之實情相分候に付、時日を不移公儀に段々之次第申上、猶寛大之思召を以、今一應之懸合方御許容被成下候は、御令文を奉願、夫を以易地來聘、元來東武之思召に出候に相違無之旨を相示し、今更斷て申候而は、東武の申譯無之、對州急難之仕合に付、何分頼入候旨懸合候は、彼國とても年來隣好之儀故、見捨も仕間敷候に付、必定相調可申、右願御許容被仰出候にをいては、公儀御役人中、彼地の御越候懸合方をも入御覽申度、左候得者、公儀よりも御役人被遣候と申儀、彼方にも相響、猶又取用之請方も宜可有之、右次第私共よりも同様、江戸表に申立有之候様相願候旨、求馬申聞候、

一、仁位求馬儀者、是迄何事も相包不申聞候處、前書之始末に限り申聞候は、如何にも不審御座候に付、朝鮮表實事之筋承度、彼國より近來不首尾に遣候處、此者儀最早當時之成行を恐れ、其上大病人有之趣に而、面會斷候返書に付、猶手段評議仕候内、十二月十四日黒岩最左衛門方より難捨置儀有之、夜分密々相咄申度旨申越候間、早速面會候處、此節求馬江戸表の出府之儀、甚不容易次第に而、對馬守浮沈此一事に極り候に付、當時無役之身分なから、主人之爲一應聞に入申度旨、右者寛政八辰年朝鮮之譯官使士正朴僉知と申者、對州の來候節、易地來聘之儀申達、翌年東萊府使より表向に懸合申來、其頃者繁石衛門國許に罷在萬事引受、易地之約定相調、其後繁右衛門江戸の出府仕候に付、對州之姦人朝鮮之譯官と馴合、彼地に而不審起り候様追に仕成、最初之懸合は僞書と申觸し押詰め候所に而、去夏に至、修聘使に全僞書と申書面差出候處、賴母、郷左衛門一向取合不申、是迄之書翰僞書

と申され候は、東萊府の罷通候儀は見合吳候様、何れ返所迄出張三日滯留、右返答を責候處、彼方大に迷惑之様子に而、東萊の罷通候儀は見合吳候様、何れ返簡出候様に可取計旨、判事共申之候に付、返簡さへ相渡候儀に候は、見合可申逆和館の引返し、追々責論仕候に付、最早不日に何と歎沙汰可有之一段に相成候砌、去る八月中求馬差圖に而裁判役相渡り、郷左衛門儀は手荒之懸合不宜旨に而引戻し、出勤差留置、朝鮮表は裁判より和らか一篇之懸合に罷成候間、去寅年^{按するに、文化三年なり}五月より彼是論談いたし居候僞書と申書翰、并傳令東萊釜山に附書判事共之經簡等裁判受取之、求馬の差越候に付、只今迄年來之懸合逸々不宜に相成、講定役戸田頼母、目付役早川恕助、其外通辭小田幾五郎、牛田差兵衛、吉松右助一同叱り、於和館愬に申付置、當時彼地に而は、裁判一人に而御用取扱罷在、求馬儀は僞書と申趣を表にいたし、主人に一了簡申立、此一件江戸より御越之御役人、并以町庵も同意に付、江戸の伺付然段申聞せ候に付、主人も早速許容致し候旨、甚以

不易事共に付、氏江左織、平田隼人等内も自注、邦助父に而隱居仕罷在易地來聘元密々咄合歎息仕候由染々と申聞能歸候、

卦差渡様子相續候處
拜傳令等、修聘使受取不申抑合居候故、却而遲々
致し、右書翰之内、東武之御書契に而も參候は
は、相整可申哉に而相見へ、裁判より申越候に
も、是迄宜懸令候判事共は、猶又和館詰越之儀東
萊より申付候由に付、全く彼方にも調熟を好み
候姿に有之、都而右和らか成取計に相成候は、
十に七八は出來可仕旨に付、右を日常に而出府
仕相伺候心得之旨申之候、

月表出廁申立候趣意同意け候は、私どもにも同様申立吳候様頼候は能き手懸りに付、求馬を招き申立方相談之體に而相尋候は、必定心服相咄可申乞、十二月十六日相招、左之通尋問仕候、
朝鮮之書翰僞書と申儀、江戸表にも素より其沙汰有之候得とも、今更品能御申上有之候逆、容易に信用可有之筋無之、今度其子細破申立候には、御用調熟之節碇と相分り候儀有之候而之儀に候哉、
求馬答、碇と調熟相決し候とは難申候得とも、彼國に而も萬一御絶交等に相成候而は、清朝に對し難行立事狀有之候旨毎々相聞、去る八月裁

問、右之通に而は、兼々江戸對州朝鮮表三方一致之心得に而、自然謀書謀判なと、彼國不筋申懸候節、正道に而貫き候繁右衛門殿示談と大に振候は、如何に候哉、

求馬答、右者、繁右衛門朝鮮表當時之事状を不存候故、強く筋道を以懸合候節之申合に候得とも、近來彼國に而も、無據件々を申懸け候に至候得は、此方も又手を替、御令文を相頼、和らかに懸合候方、順便之様子に相間候に付、今般伺方罷出候儀に御座候、

問、朝鮮書翰之様子を以考候得者、彼國と對

州と譯官に欺れ候に付、奸譯共者致刑戮候、朝廷に而は甲寅年約定之通^{されど前冊にも辨せしこそ}、彼國奸譯之仕業而已申之、聊も對州にもケ様之奸計とは書載無之候、然處、易地聘禮朝鮮不承知にては、東武に申譯無之、對州之立と不立と危急之場に付、何分類入候段、御令文を被懸候而是、彼國之誤を對州に引受、此方より彼國の誤候に相當り可申、且御令文之御威光を以、懸合之趣に候得共、對州如此手を下け、朝鮮に頼込候得者、公儀もやはり御手を下けられ、調熟一筋を御好被成候様而已に相響、左候而は今般手を替候之一件等者、公儀之思召次第に而御座候得者、今度出府仕相伺候逆も、強而和らか一筋可仕と申取計に而、御威光を減し候方には當り申間敷哉、求馬答、右之趣意并前段繁右衛門、兼而示談上候にも無之、二筋三筋にも議論を懸て相伺候積り、繁右衛門打合、其上に而免も角も御差圖次第、取計ひ候爲之由に、何歟二半に口を替答申聞候、

廣く存意を被爲聞候而後、御取計可然旨申演候處、對馬守答候者、右始末は江戸より被參候役々、并以酌庵^わも求馬申談、一統承知之旨に付、出府申渡候得共、同職共^わも相談いた無之候は、先つ出帆見合之儀可申渡旨^に而、差留に相成候段、最左衛門申聞、右内咄に而求馬一已之奸謀と申儀、私とも初而相察し、此上者氏江左織早々出勤有之様被取計、表向にて左織被參候は、得と談方も可有之、早速不仕候、

但、最左衛門儀者、先便^わも申上候通、正直一途見合旨、側用人申達候に付相扣、無據一同相揃左織も出勤に而、主人目通^わ罷出申聞候様、一人罷通候儀者可見合旨、側用人申達候に付相扣、無據一同相揃左織此度求馬江戸表に^出府爲致候儀、一同如何存候哉

一、同十八日夜、最左衛門罷越申聞候者、昨十七日朝、求馬早めに罷出、主人^の目通申込候處、家老一同相揃候上に而罷出申聞候様、一人罷通候儀者可見合旨、側用人申達候に付相扣、無據一同相揃左織

右之外、品々申談候得とも、一向押所も無之、答振りに而、入組候事共に付、左候は、認被兼候意味も品々に付、此方よりも御普請役御小人目付之内、一人差立御同様申立候は、都合も宜可相分と申聞候處、左様も有之候は、別而仕合候と喜悅之體に而罷歸候、

一、右求馬申口、去る九日面談之節、和らか一途之懸合に而調熟可仕と申聞候口振とは相違仕、今日論談仕候處に而は、幾筋にも繁右衛門迄相談仕候積を以出府仕候旨申之、何とも不審之儀と咄合罷在候内、暮時頃黒岩最左衛門より密書到來、今日主人より、求馬出帆先つ見合候様申渡有之、委細は後刻密々罷出可申聞旨に付、相待罷在候處、無程同人罷越申聞候は、用人役高瀬五郎左衛門と申者、^{自注、是は}來聘懸りには無之候得^{こも}繁右衛門同意之^は今朝主人^の目通^に而、出場時向^き不宜引込^ハ罷在候由、今朝主人^の目通り相願、此度江戸表に被差遣候御用向之次第、氏江左織引込中^こは乍申、筆頭之儀に候得者、存込相談も可仕處、求馬より少々之相談も不仕、其餘來聘御用相勤候者^の者猶更不申聞、同人一存に而出府仕候儀、何とも如何相聞^わ、重大之御用筋に候得は、

いまた六ヶ敷と申にも至不申候得者、此上精力を盡し懸合候方可然、東武に御伺に者先づ及問敷旨相答候由、其節求馬進出、今般江戸御役人^の以酌庵^わも内談相濟候上は、何れ被差遣御内伺有之候方と申張候由、猶又主人より、左織者如何存哉と相尋候處、同人答候は、私は迄病弱に而引込能在、何事も不相辨候得ども、何れ評議を被懸候上、御思慮有之、求馬出帆可然^シ申候を以、然らば先一同之相談決し候迄、求馬出帆見合可申旨、重而差圖有之、夫宜出勤に而、一兩日中表向に而罷出存意可申伸旨、最左衛門物語仕罷歸候、

一、同十九日、仁位求馬押而出勤、昨日論談之趣意、江戸御役人以酌庵^わも申達候上は、事體不相濟、何れ不日に出帆致度旨申之、家老一同様々評議に相成、夜五時過迄對馬守屋敷に相詰、申談候得ども評決不仕、然る上は御役人より被申立候御用向、緩急之次第問合、右挨拶次第に而求馬出帆之遲速可被極、何れ明日左織儀御役人旅宿に罷越可掛合旨に而、其夜之評議者相濟候由、

一、同廿日晝時過、左織籠越一同面會仕候處、今度求馬江戸表に御用筋伺之爲罷出候に付、御一人御用に而御歸府も可有之旨、右は格別御急之筋に候哉、左候は、萬事差遣求馬出府可爲仕候得とも、いまた調残りも有之、可相成候は、少々相廷候而も不苦候哉之旨申聞候、此方に而も畢竟、求馬被相伺候筋之内話有之、右一件入組書面に難認取、依之壹人差立候積申談候迄に而、其方調出來兼候は、少延引不苦旨及答、夫より折入内話仕候處、求馬儀元來奸智之人物に而、同職一同不熟、殊繁右衛門存込とは甚相違仕、既朝鮮表に裁判差渡候後、講定役戸田頼母を始一統慎申付、専ら彼國望之通を取持、江戸表に申上候振合ひ仕組候處、昨日同職一同之評議之節者、兩様三様にも江戸の伺候杯と、辯舌に任せ申所、押詰之論難決、且又中川奥右衛門儀、心體如何敷者に而、求馬と無二に申談、先船奥右衛門存出府之節、追付自分も出府仕へく段、求馬密談仕候段風聞も有之、右兩人示合、江戸表に者可申立哉も難計、萬一主人之浮沈に及び候始末等に至候而者、何とも殘念之儀、依之乍病中押而出勤不同意之趣

候得とも、國許に被居候而者、諸般評議之差支に相成、御用便に相拘り候儀、且爲差筋も表向相見不申候に、役儀差免しども、難被取計、并杉村氏之前蹤も有之候へは、假令無役に被相成候而も、何歟差障を生し可申、左候得者江戸表に出府被望候こそ幸之儀に付、跡々之始末曉と被取極、身命に懸け報國之趣意可被盡候は、其譯江戸表に拙者共申立、無何と御引留に相成、歸府無之候は、彌調熟之順便可被盡候哉、

左織答、右之通、御取計も有之候は、別紙に書載致し候筋を以、相盡し可申候、

問、裁判重松此面、并爲都船主今度差渡候岩崎右京、其外當表にも御用筋障候者、有無如何に候哉、

左織答、此面右京兩人者、素より隨身之者に付、求馬同意に者無之、當地求馬相除候得者、格別差障候者外に者先無之候、

前書之通左織赤心之意味を打明申聞候に付、猶私ども評議仕候處、同人儀是迄引込御用筋に、強而拘り無之存念等申仲候趣も相聞不申、勧向は打はま

意申張候旨左織申聞、其存込甚尤に相聞候間、左候は、朝鮮懸合向、正道を以相貫候心得方了簡被致被爲見候様、此方之存込をも相談可致旨申談候處、近々書面に仕立持參可仕旨申聞候、

一、同廿六日夜、左織籠越兼而申聞候同人存込之朝鮮懸合方、別帳差出候處、書付下に見ゆ、兼々繁右衛門示談之振合、當時之模様を加へ、修聘使と裁判より強弱兩様を以、返翰を催促仕候致方、此方之理を以、彼國之非を責仕候趣に而、尤に相聞候に付、猶存念左之通相尋候、

求馬此方に被居候而は、萬端評議差支候哉、又者宜方に候哉、御用筋において如何被存候哉、

左織答、兼而も申入候通、諸般評議手入に相成、入組差支候に付、求馬居合せ不申候方、國許之爲に者舊宜旨、併此度一存之申立方、公邊御聞請次第に而、對馬守身分に拘り候儀、並老年之繁右衛門格別迷惑も可仕候得者、何分差憎候心得に候旨申聞候、

問、求馬今般一存之趣意を以、出府被伺候趣に付、主人之爲を被存、強而差留被申候儀尤可然に候旨申聞候、

り少く、且者脇中手弱き様にも奉存候に付、兼而内内相探り候處、此儀も則求馬計ひより、右様成行候儀と相聞候、右譯は左織儀、元來連枝之家柄に而、對馬守賴により家老相勤候と申程之取扱故、國內に而者素より勢ひ有之、其上年若ながら存込正敷、此者筆頭に精勤致し居候而者、求馬自由に取扱候儀も難相成、依之、左織父兵庫當時隠居之身分に而、常々淫酒に耽り、父子之間柄不宜を見込、求馬吹舉致し家老筆頭に仕候故、兵庫時を得早速本宅に引移り、伴左織を別屋之隠居所に引移らせ、外聞不宜様に致し懸け、兵庫勤向之儀者、元來思慮も無之生質故、求馬助言而已を以、萬事取計ひ候間、左織儀何分勤兼候様罷成、殊に透を見合求馬密々間を入れ、對馬守手前を不首尾に仕候に付、不得止左織去る九月頃より全く引込候由、右之通主人と父と之儀次第に相聞候、且又求馬儀者年輩と申、一體之容貌實體質素相見、挨拶柄文通向共甚丁寧に而、奸惡有之人物とは更に相見不申、何れを承合候而も求馬を譏り候もの先者無之候處、此度之一件に而前

後得と勘辨仕候得者、以之外成奸智に而、第一繁右衛門是迄之取扱に非を打候得者、杉村之黨忽ち同意仕、追々集り候を以、手段を企黨與之内より繁右衛門同心之者、退役跡之役儀申付候而、一同を喜悦致させ置、扱前書之通自分手を下し不申して、筆頭之左織自分引籠候様取計ひ、此節に至り偽書と申を表に出し、主人始是迄之役々、年來朝鮮之奸譯に欺れ、不行届旨を以、公儀の申上、自分者文化元子年より之來聘御用懸りに候得者、以前仕拵へ密伏之取計ひ、唯今初而發明仕候と申筋を以身を逃れ、杉村直記と大森繁右衛門と致置候、黑白成風儀之外に、文別派之新流を立て、一己之功を顯し、後に國內壹人に可相成、甚敷姦謀と相聞申候、然とも幸に左織儀、此節報國之忠志を盡し、是非に差留め、り受取、私共にも被爲見候上は、夫成りに可仕様無之儀と存候旨、私ども及挨拶候に付、求馬出府仕候候次第に押移り候處、何れも偽書と申書簡朝鮮よ彼國に手を下け相頼候様成不埒之筋にも御座候は

書面之外意味有之儀は、古澤常吉口上を以、猶申上候に而御座候、則求馬差出候朝鮮書翰寫一冊、同和解一冊、氏江左織存込、書面一冊共相添、此段奉申上候以上、

十二月

文化四丁卯年九月、傳令訓別等、

二百年約條堅如金石、往復可否惟在於兩國朝廷、信

使行止、是何等重大之事、而因奸譯輩之中間偽造、如

是強迫、仍欲依其偽造者而施行之、此豈誠信相與之

道、不但在我國、決是萬萬不可行之事、雖以馬州事

東武之道言之、今於奸譯欺誣發覺之後、豈不以實狀

詳告於東武乎、從前雖有極難之事、未嘗不曲從、彼

人之所知也、至於此事則事體極重大、苟有萬不獲已

之故、則自東武備陳事狀、更以書契來請猶或可也、

否則我國譯官入去東武、親聽東武衛門之言、且辨明

我國朝廷與馬島俱、被奸譯所欺誣之實狀、然後、受

書契歸告我國朝廷、以待處分、方成事體不如此、雖

馬島固不宜强迫、況大差豈可如是乎、今彼人之言、

則惟恐奸譯之罪見知於東武者、然以此推之、東武似

不知馬州之爲此舉也、我國既知東武不知、則豈可與

は、求馬並中川與右衛門共、對馬守江戸屋敷に被御留置、自分文通等國許には堅く仕間敷旨、急度被仰渡御座候様仕度、右脉深く奸智を廻し候者とも故、歸國仕候は、杉村直記之類ひにて、又如何様之妨を生し可申哉も難計奉存候、尤對州表之儀は、左織儀頭取指揮仕候上者、別條も有之間敷、杉村か殘黨と申者共も聞へ候程には無御座、蠅之臭氣に聚り候に類し候族に而、勢を以拂候得者、直に散亂仕候に付、重役正敷御座候得は、少しも御氣遣成儀有之間敷と奉存候、乍去最早時月相迫り候に付、調熟仕候迄も已年春之御間に合候様には如何可有御座候哉、今度求馬出帆さへ仕候得は、早速朝鮮表には左織存込之強弱兩様を以、修聘使者裁判より爲懸合可申旨に付、たゞひ萬一此上求馬心中に貯置候格別之奇計有之、御聞濟に而其通りに懸合候様、被仰渡候儀に相成候とても、當時強弱兩様之懸合責論仕候故、敢而後々に障候筋も有之間敷、又兼々繁右衛門申上候道理之懸合方に被仰渡候時は、只今より前文之通相盡し候方、其之手操に御座候間、兎角時日を不移、朝鮮の懸合可然旨左織の申談置候、右

馬州相唯詰乎、信約爲重事體爲大、雖百番闇出、徒添彼人違約犯禁之科而已、規外裁判轉益煩擾、不送書契而稱以舌頭者、尤可見東武之漠然不知、雖十年如此、萬無所益、勿爲執迷、深悟事體道理之不當然、即即還歸之意、曉諭義判之處宜當者、

丁卯九月二十七日

傳令和解

二百年之約條金石之こそ、往復之成否者、專兩國之公儀に關り候儀にて、信使東武に通り候て、對州に止り候て、別て重大之儀に候、奸譯乙輩中間之偽造に依て、是非偽造之通り取行はむと存候は、如何にも誠信之道とは難申、於我國決て被執行間敷は勿論、對州より東武に對候ても、此節に至奸譯之欺誣露顕致し候上は實状を以詳に東武に可被申出儀に候、以前より各別手入之儀も、是迄枉て任其意候は、彼國之人存知之前に候、此事に於ては、東武より委敷事情を伸、別て書契を懇請有之候は、又も假成之事に候、左も無之候は、我國譯官を東武に差越、而り東武之申分を承り、扱又我國と對州いつれも、奸譯に欺れ候實辨致し候上書契を請取歸國之上朝廷に申出、都議に任せ候て、其上にて筋道可相立事に候、此通に無之候ては、對州に致し候ても、元來ケ様に無駄に差詰可被申儀にても無之候、勿論增て大差使よりは、彌以之事に候、對州之人申分之通に候得者、一筋に奸譯罪科之一段、東武の相知候を專恐候ものと相見候を以推量致候得は、對州より無駄に差詰候一段は、東

武には一向存無之ものと被存候、且於我國も東武之一向存無之儀を御承知之上は、對州計り之申分にては、決て領掌可有之儀にて無之候、通信之儀は、約定と言ひ事跡と言ひ、別て重大之事に候得者、此上出門等之儀、幾邊有之候而も、徒らに彼國之人、約條に背き制禁を犯し候と申迄に候、依而者不時裁判之渡海も、彌造作手入りを益し候と申との、別書契も無之演達とのみ有之候を以相考候得者、彌以東武之一向存無之候處相見候右之通に候ては、假令拾ヶ年掛り候ても、少も事跡筋之急度ケ様にて無之筋を深く致得心、早々歸國に至り候様との趣、明白に裁判に可申達者也、

丁卯九月廿七日

傳令訓別、

交隣之道、貴在誠信、兩國相與之際、雖片言半辭、不宜一毫杜撰以傷誠信本意、而今於奸譯伏法之後、援引其假托驚張之說、遂欲因以成事者、已非道理、且況我國與江戸二百年、和好約定堅如金石、未嘗有毫末相失、而馬州不過居間一違兩國之約以通往來而已、今忽以聘禮易地之請、委送使价三年不歸、殆若故生葛藤者、然其間許多說話俱欠誠實、我國與江戸有約、不欲輕變其舊、且懲奸譯之事有難許施、故已將此意備悉於書契中、以爲答送、則爲使者之道、當奉書還歸而已、馬州事勢若有萬不獲已之端、則以

此實狀報于東武、或以國書、或以書契、備盡委曲、更爲來請、事體道理固當若是、而一向執拗迷不知返、設若當許之事、只因一介之言、萬無許之之理、其在使價之道、尤不當若是、須即奉書還歸、以此事狀詳告于島主、則島主必以爲當然報于江戸、則江戸亦必以爲當然、如是之後不必更事、逗留徒損事體、

丁卯年十月二十四日

修聘使の差出候傳令和解

交隣之道は、誠信を責む候儀にて、兩國間之取遣り一言半句も辯事にて、誠信をそなひ候儀有之間數事に候、然に奸譯刑罪之後に至り、其者共之假り設候儀を以實事に可致と申儀、先以道理に無之候、况我國江戸と二百年和好約定堅き事金石之とく、少し之間違入組も無之儀にて、對州之儀は、其間を取扱ひ、何事も兩國之約條に隨ひ可申事に候を、俄に禮易地之儀を以、使者差越三ヶ年致逗留、兎角入組難澁を申起候趣甚以誠實之道に無之候、我國之儀、江戸と以前より輕々數々約を變じ申間數段申組有之、其上奸譯之仕形に懲り候は、中々望通難許容、依其譯委曲返翰に書載候得者、請取致歸國候儀、使者勤之當然に候、對州之事勢不得止筋も有之候は、右之實狀を東武に申出、國書又書契にても、子細な詳に書載致し重て可及懲惡儀、事體道理に叶可申を、一圖に申詣候段不不了簡に候、萬一も相成筋に候は、使者之一言にて相濟に、不相成筋に於ては、使者之身分左様には有之間數事に候、何分右之通返翰

傳令和解

一二百年之約條堅如金石之とく、往復之承知不承知は、專兩國之朝廷に有之、信使之行き候と止り候とは重大之儀に候を、譯官之僞造に依て、是を執行ひ候は、誠信相交之道とは雖申候、

一以前より各別手入之儀たりとも、此迄往而其意に任せ候は、彼人存知之前に候、此事にあわてば、事跡至極重大に候、若も萬々不得止之儀有之候は、東武より眞に其情を陳し、別段書契を以て來り被請候は、假成之事に候、

一或は我國より譯官を東武に差越、面り東武之旨を承り、扱又我朝廷と對州と何れも、譯官に被欺候實情を明辨致し候上、書契を受取歸國之上、我國に申出處分に任せ候は、事跡相立候と可申事に候、

一今彼人之言、則惟恐譯官之罪見知於東武者、然以此推之、東武似不知、則豈可與馬州相唯諾乎、一規外裁判轉益煩擾、不言書契而稱以舌頭者、尤可見東武之漠然不知、雖十年如此無所益也、

丁卯十月日

訓導敬天玄同知

一修聘使公幹、今以傳令大槻觀之、更爲來請爲宜當

云、朝廷一出書契、尙無便動、故有妨國體、自然延

抱矣、貴州時急事情聞之已久、俺等適爲日本判

事、此時盡心力、而雖爲周旋、朝廷有時時之勢、公

體無順便之意、俺等不及竭力、極爲恐怖、如此則

尤爲遲滯、兩國順便之道、別般口詳量周旋、千萬

幸甚、

丁卯十一月日

訓導敬天玄同知

別差明遠崔判官

大差使 都船主 尊公

兩譯書付和解

一修聘使御用向傳令之趣を以相考候得者、御書直しに相成可然奉

事に候故、只今之にさく及延引候、

貴州御差急之御事情者、深く致體察、其上我々日本判事之儀に御

座候得者、御用向少しも油斷不仕候得とも、朝廷にも時々之勢有

之候故、表向順便之道無御座候、此儀は我々力に不及儀に而恐入

罷在、遲滯之儀に而も難相濟候故、兩國間順便之通、別段御了簡

御周旋可被下候、

丁卯十一月
覺

一貴州時急事情今已稔知、若非別契無他好道理、別

丁卯年十一月日

兩譯書付和解

一貴州御急之事情、委く體認仕候處、別而御書契不被差渡候而ば、外に仕様無之、依而別に御書契御差渡被成候は、精一益相勵可

申候事、

別書契參判書

寒威崇嚴、密惟貴國寧綏、本邦同揆、驩誦倍恒、因我大君殿下降立、信使超溟、己巳之春際邀諸敝州、新創聘禮、祇出東武懇旨、隨例遣修聘使、淹留約將三期、具諳間有事故、覆帖至來、象官欺蔽、恐生釁鄰、號廟之曷止、竊以馳聞東武、有悉延滯之由、爰命慶禮、詛普鄙哀、別以正官姓名轉達之、明察敝州急難之情形、邇速順便修答、耑介過道、鄰誼愈篤、菲儀別錄、聊表遐悃、莞納幸甚、統希內炤肅此不備、

別書契和解

嚴寒之時分に御座候得とも、彌可爲御平安珍重存候、然者、大君殿下御龜立に付、信使渡海之期、己巳之春對州御返越、聘禮被相整候様、新に東武より被仰出候に付、例之通修聘使差渡候處、三ヶ月及逗留子細も有之哉に相考候候折節、御返輪相達謂言とも計策も有之たる段、兩國入組之甚驚入たる次第に候、則内々東武に言上、修聘使遲滯之譯御間届之上被仰出候者、慶禮之儀は及延引候も、聘禮之宜相濟候様、重而先般之通、申向候様との御事に御座候は、此儀は御順諾之有無に依り、對州之立と不立に相係り候事故、別に正官何某を以、此方實情を申入候に付、急難之事情御明察之上、御用向順便之御返輪に差越、信使被差渡候は、御鄰誰にもゐて大幸之儀可有之候、隨而經済之至候得とも、別錄之通致延覽之候、按するに、の書年代を載せられとも、文中使來聘の時節、己巳の春と仰出されしにより、修聘使を渡し、三年遲滯に及ぶ云云とあれば、これまた文化四年の草稿なるべし、されども前の書面中に載する久保田吉次郎等、仁位求馬さ問答の條に、對州より手を下けて、かの國に頼入る事は公儀よりせらるゝも、同様の理に當るべきなごみえなれば、この別書契は、かれに贈らざりし、併し、これらの事ありしにより、文化六年にいたりて、かの譯官使等渡海ありて、通聘の事を講定ありしものか、その間の事實今こそに考へかたし、

書付扣

朱書

本書に如此短冊美濃紙に而張付遣す、
氏江左織朝鮮表掛合方存込之趣、認差越候書面、
朝鮮御用件之趣、近來に至追々申來候次第に依、今

般求馬儀、急出府被申付、既に上船にも至候處、猶又主人三思いたし、心付之品有之候、依其段私ども此上深致評議候様被申付候に付、折返し加評議候處、右御用篇之儀、繁右衛門初發より全篇心得居候候節者、公儀の申上候階梯差等可有之儀勿論に候、則繁右衛門にも、其段は深く相心得居候處、しからず存寄等も申越候次第も有之、彌此上人組等相生處より、多年心膽を碎罷在、何分調熟之道相盡方追追存寄等も申越候次第も有之、彌此上人組等相生候節者、公儀の申上候階梯差等可有之儀勿論に候、則繁右衛門にも、其段は深く相心得居候處、しからず筋道を相立、道理を盡し詰候下知方に依、我々ども不調杯と表立奉申上候段、御聞得之程何と可被爲御座在候哉、甚以大切不安次第、主人にも千辛萬苦心力を相盡、誠繁右衛門方とも曳如く内心を致示談罷在候、然る中不圖求馬致出府候而者、事之不行居とも可申筋に相見、嘸以致當惑候儀哉と愚考仕候處より、則主人存念通、今少し出府見合可然と同意仕候儀に御座候、此上とても尙又書狀を以委細申越、得と繁右衛門了簡等も承り候上、彌以此上存寄無之と申に至候節は、事之筋道を明白に相糺詰候上に而、出府爲致可然と之存念に御座候、扱又此節求馬出府之儀、於私に致不同意候譯者、外に愚意

書契出來、當極力周旋事、

丁卯十一月日

訓導敬天玄同知
別差明遠崔判官

之品有之たる儀に御座候、私儀右御用掛之儀、近來に至則當職被申付候上に而按するに、氏江左織は家老職たり相勸罷在候處、先最初に以御内密易地之御用蒙仰居、其後に至追々朝鮮國承諾相濟、既に禮曹より謝書迄差渡、日を追而終に年期迄も及御議定候上、御國中今程者御打出しに相成、已年春來聘之儀被仰達置たる御事に御座候、然處に其譯筋も相立不申、不相調坏と申儀、公邊に而其分に被相濟間敷儀、自分に取累代蒙仰居候御役儀之詮、更に相立不申、私式公軀を計申上事、不遜之至奉恐入候得とも、若者御持扱なる御儀共に至り申間敷候哉と、誠以私共に至恐怖戰慄此事に御座候、依而者餘事を差置、公義之御威光に不相抱處を相盡、異國之偽欺を請候處之無之様、出精不仕候而難相濟段、勿論之儀に御座候、此上對州一篇之力に而者、尖に御順成難相成趣に而、公邊に被申上候程之譯筋たに相立候は、其節誠に不得止事表立奉申上、御賢明之御沙汰を、彼國に申達方之義、御差圖之品可被成御座候哉、彌承諾拒詰候場に至候は、是則不調と申場に而可有御座候得とも、いまた兩端曉と相見不申處、假にも不調

此儀急度順成と申見通相成儀に無御座、手に取候論に而無之致愚考候付、出府之儀押而致不同意候儀、若今改而主人より相頼候杯と申に相成候時者、に近年之儀、勸掛以前之儀者何れも書面に而、事之行道相心得候迄に而、事情に不行届儀も可有之、其儀に御座候、私儀右御用掛り者勿論、職分之勸ども處至而不安相考、素り同役内年輩も有之、評論を承り候上に者御座候得とも、生得短才に有之殘念仕候儀勝に御座候、

朝鮮御用盡し方之大意

先般修聘使之書契相渡候後、三ヶ年に至返翰入送段々相滯候付、追々使者より及責論候處、頓而回下至來可致候而已申出、時月を延急場不致候に付、東萊府宴席に罷出候節、先都船主加納郷左衛門出席、是迄奸譯之偽欺に起り、段々申出件々大に及論談候次第、別紙之通に候得とも、彼國例俗強而拒爭を不相設、如何様御尤、又者其儀者朝議に出候事と申

過れ、此方之役々屈憤之時を待候、論談主客を立直し候奸策と相見、年期者次第に日間廻り候に付、理非之論談は差置、急場之爲と申を以、幹事裁判役重松此面差渡、右爭論之中に入、若も貴國內々難澁筋も有之儀に候は、又此方聞請可申、返翰相滯候而者、東武之首尾合至而大切に有之貴國之奸譯よりして、對州之迷惑不首尾、國家之浮沈難計、是迄御交誼御誠信において、何と御心得可被下哉、押詰東武此上之御沙汰向、大切至極恐入たる事情を致躰認、何分順成之道を双方致和調候爲、差渡たるご相候的ごも相見不申、柱礎者矢張右不應之返翰を相渡、修聘使を引取らせ、跡は其身共注文を出し望通候而、一端道理を立、其跡は直に奉應上命候儀、慥に見通し度候得とも、此儀考量難相成、當時は修聘使方之論談を相止め、裁判方の致熟談候と申姿に

仕、時月を重是と其益相見不申、兎角已之春に及候は、何と哉掛合を起可申と見計り候底意共に者無之哉共相考、誠に以難相濟行形に御座候、然處右不應之書面主人一覽被致候而は、箇様之不心得成返答を、東武に可差上役筋に無之候付、一應も再應も三應も責論差詰、又者諭達を盡度、是則又々修聘使より強く爲掛合見度存付候儀に而、折節都船主を引換に代岩崎右京を召仕候付、新に論談を可相設機會哉と致愚考候、揆又易地之儀は、是迄色々書等之奸譯有之たる段被仰聞候、兩國間之御交書翰圖書を以爲證、御互に相交候儀、數百年間少も間違候儀無之、御通交致連續候儀者、今更新に言迄もなく候、然に名體奸譯之計ひに而、御隣交重大之御役筋間違生し、一向朝廷に御存知無之段被仰聞、いかにも易地之次第奸譯之謀計に而、朝廷御存知無之筋被仰分方有之相貫も可致歟、若哉聘禮古格に復候様にと致旋力候爲、此返翰を東武に致稟啓候時、右昌地者一編之聘禮に而、本源之御通交之格是

迄之通に而は、兩國間奸謀之族重而相生間敷に無之、左候へは後來奸惡之患を被恐、於公儀に御隣交之手敷を新に被相設、以來は禮曹之御書契を請候使者は、王京の罷登候様被及御相談外無之、兩國之間に取重大之御談筋たに間違相生候段は、扱々御互に不安次第不及言句事に候、依而是禮曹之書は、則禮曹之於院中受之、東萊釜山之書は其榻前にて請取候様相改、使者は王京の罷越候様被及御談、口節目講定之上、是迄之委此節御改革被仰出、長く兩國之間、奸惡之患無之様にして、御交誼を可被結との御誠意被仰出候はゝ、易地之儀者御隣交相立候中之一大禮に而、根元御通交之大本、御改革之御議論可相生、其節貴國においても不安儀哉と相考候、是則被仰下候通、揆するに、これ前に出す文化三年、五國月禮曹趙德潤の回書をさなり家を立候者、禮義を第一とする之御厚意に候、兩國間奸偽之儀者、此節貴國より初而被仰越候得者、右之御誠意者其節何分御請可有之候、萬一其儀をも等閑に御心得有之、御請無之共押移候はゝ、若者之儀に候、對州之儀數百年之間之御交誼爰に破談

に及候に至候段、扱々歎息無限次第に候、御和交之儀、大權現様より祖先義智に被命、誠に紛骨之勢を以、漸く被相結今以致連續居候儀、當義功代に至り御絶交にも相成候様成行候儀、大權現様之御神慮を被恐、且は義智に之孝道を被欠、此節祖先之遺命を水に相成し候而者、悲歎不少儀に候、貴國におるては、右奸譯之次第を以、易地之子細被仰聞候得とも、易地者左に成、御隣交之御改革右に出可申、吹毛之御過とも可申と存候、其餘様々可及論談候得とも、此大綱之一條を以致諭談、今にしては貴國と對州と之交り厚き處之誠信を以、大意として相盡候様、修聘使に申達、其趣及責論候はゝ、必定如例彼國返答之成兼候儀は、先々脇に直し裁判に打掛、右體別條異難之懸合相生候而は、彌朝廷に怒氣相隨、裁判は溫和を以、彼方に而は御用を相熟し候處を相心得、右と左より強弱を相盡させ見度、即今之儀者兩國之際、只々和順を腹膺し、修聘使之強きに相心得候付、折角相盡候裁判の方、和順却て力を

裁判方之温順忽ち益を生し可申哉に相考候、乍然此件々聊以見通し相成候儀者、毛頭も無之候得とも、先是迄右様之懸合は不致候付、若萬一も是より談儀之道を開可申哉、誠に暗夜に礫を打候管見愚

者を少相認見候、中新三郎の書面によるに、この二人の智計をもて、氏江左織に内談を遂げ、文化五年仁位求馬を、江戸に出席せしめしなり、然れば、江戸において、後必その御處置ありしなる。へやれさま詳ならず、たまゝ、柳營日次記により、文化六年十二月宗對馬守家來吟味のにより、寺社奉行吟味物調役星野源三郎等三人に賜わるものあるをれば、是疑らくは同人來て御用掛のうちこの仁位求馬のことき奸謀の輩、及び前冊に取め同じ書にて附記し

文化六己巳年十二月廿八日

寺社奉行吟咏物調役

御期定組頭格
星子載

金匱要略

同壹枚

23

宗對馬守家來令味致八
出請目勸美二十坡

劉子家至明月山出糧相望傾日食被下之

通航一覽卷三十四

右於御右筆部屋綠頬、備前守_{中牧野忠精}按するに老、申渡之、柳營記、日次

家老
次第行月指名ノ名前

見江左經

古川圖書

江戸に差置

按するに、前の書簡中

講定役、持役與頭、

戶田賴母

多田源右衛門

美先得

泉萬右衛門

江戸に差置
吉村龍
斬

表用人格、佑筆頭衆
留守居勤役

小島宇左衛門

卷之三

四百四十三

月入送之事、亦一番通告我國後決定事、

敬天玄同知印

明遠崔僕知印

玉汝卞判官印

覺

御交隣以來、信使之節二使臣を以、御賀詞被申上候者、其事を被重候道に而、省繁之本意を以、たゞい

易地に相成候共、三使を被差渡候方可然と奉存候、

正副從三員に相成候得者、一様に見掛も宜く、兩使被差送候而者、東武に奉對、至極失禮之事御座候間、

先形之通三使可被差渡事、

追曰、先達而之事情者、御承知之儀と存奉候、依之今般譯官を以、信使易地之御面談申上候に付

而者、萬事さつはりと物每御順使に御取計被下候は、可忝候、

追曰、三使被差渡候は、上上官も一人差加可被申、尤召連候下人者三百五十人に過不申事、

己巳七月小野某印、

交隣以後、如有信使以三使臣致賀、重其事之道以省弊本意、設若易地送其三使可也、正副從三員一樣體面、而送兩使則其爲東武至極失禮、依前送三使事、追曰、前日事情想有聞知、而今番渡海亦有信使易地面譯者、掃除萬事、每事順便幸甚、追曰、送三使則上上官一員加差、下率無過三百五

十人事、

敬天玄同知印
渡海堂上官
明遠崔僕知印

通航一覽卷之三十四 終

通航一覽卷之三十五

朝鮮國部十一

○來聘御用掛附御書御褒美等

從慶長度、至天和度、

按するに、御用掛のうち、信使來往旅中の御馳走人は、の宿泊慰息の次第に關係せるもて、その命せられし日次詳ならざるは、今多分信使参向道中、及び信使歸國道中の條に出す、併せ見るへし、

慶長十二丁未年、朝鮮國通信使來聘、て聘禮行はる、元和三丁巳年同斷、八月廿六日、伏見城に、寛永十三丙子年、同斷十二月十三日、江戸御用掛を命ぜらる、寛永元年の事、今見月にひいて聘禮、御用掛を命ぜらる、是を歸るに、

慶長十二丁未年

奉行

大德寺旅宿 板倉伊賀守舜舊記、○按するに、伊賀守は京都所司代勝重なり、

吉田、岡崎衆、按するに、遠江國濱松城主松平左馬允忠期、同國

立番頭家清、同國岡崎城主本多、高麗人爲馳走本國に被返、

慶長見聞錄案紙、十三本慶長日記、○按するに、慶長

年錄天元日記、官本當代記等、日次異同あり、

慶長十二年三月廿五日、朝鮮信使駿武へ可遂來聘ゆへ、驛次夫馬等を役すへき爲に、岡崎、吉田、濱

松掛川以下の人夫は、是を歸し遣はし給ふ、武徳編、年集成、

元和三丁巳年八月

執事

奉行

本多上野介正純

執事

板倉伊賀守勝重

松平右衛門佐正之

伊丹喜助康勝慶延記、

助は、今御勘定奉行の職たり、

紀年錄、○按するに、右衛門佐喜之、寛永十三丙子年十月八日、朝鮮人來朝之期、於江戸御馳走之儀、安藤右京進、脇坂淡路守兩輩被仰付之云々、或書載寛永日記、

寛永十三年十一月十日、今日朝鮮人來朝す、宗對馬守義成相伴之、此儀當四月始より有御沙汰、西國中國之諸大名の奉書出、大略其趣者、

一筆令啓候、當年八月從朝鮮國信使來朝候、就夫於領内萬馳走之義、可爲如去未歲候、十二年なり、慶長來朝

之人數書立、今日宗對馬守先達而可差越候、膳部之

獻立別紙に記之遣之候、自然彼船遭風波之難相定

泊之外、何れ之地に令着岸候共、其所之船出之、綱錠カ綱水薪等無滞様に、前廉可申付候、恐々謹言、

四月十六日

酒井讚岐守
土井大炊忠勝
利勝

松平新太郎殿、寛明日記、

寛永二十發未年、朝鮮の信使來聘御用掛、及ひその職により任愈の輩あり、信使登城禮ありしは、七月廿八日なり。

寛永二十發未年四月七日、今度朝鮮人來朝付而、在江戸中馳走之儀、加藤出羽守被仰付旨、老中被申渡之、之、歎廟日記、

寛永二十年五月十九日、唐人下向に付、北條久太郎

榎原市郎右衛門、大坂迄道中見廻御使に被遣之、

同年七月酒井河内守は侍従、牧内匠は四品諸大夫に被仰付候、以上、御徒頭無名氏之記、○接するに、河内守は忠行なるへし、牧内匠は牧野内匠頭信成なり、また按するに、諸大夫の上恐らくは人名を脱さしなるへし、これともに信使來聘によりてなれはなり。

寛永二十年七月七日、信使本誓寺に入、岡部美濃守

加藤出羽守馳走奉行被仰付、按するに、前書に加藤のみを記したるによれば、岡部は後

日に命ぜられた安藤右京進松平出羽守も接するに、安藤重長、松平隆は、

御用掛寺社時々順檢すへきよし被仰付、朝鮮使來聘記、接するに、これま

た着餉以前命せられしな

るへければこゝに出す、

明暦元年三月朔日

石川彌左衛門
妻木傳兵衛

右當八月朝鮮使參向に付、江戸より大坂迄道見分として可被遣旨、御日記、正慶承明記、

明暦元年三月二日

石川彌左衛門
妻木傳兵衛

右兩人、東海道を大坂迄之道筋見廻可申付旨、是者八月に朝鮮人來朝に付被仰付候、

佐藤勘右衛門

明暦元乙未年三月朔日、江原與右衛門、佐藤勘右衛門、柘植右衛門佐事、由比接するに、清見寺之間、さつた山之道接するに、正慶承明記には、油比蒲原之山道あり、惡きに付而、往行能

様に普請可仕旨奉行被仰付之、是頃而朝鮮人來候

御用之山、朝鮮使來聘記、正慶承明記、

明暦元乙未年三月朔日、江原與右衛門、佐藤勘右衛門、柘植右衛門佐事、由比接するに、清見寺之間、さつた山之道接するに、正慶承明記には、油比蒲原之山道あり、惡きに付而、往行能

様に普請可仕旨奉行被仰付之、是頃而朝鮮人來候

御用之山、朝鮮使來聘記、正慶承明記、

柘植右衛門佐
右三人者、由井蒲原之山道筋能可仕之旨被仰付、接するに、この書二日上
係しは誤りなるへし、

同年同月廿八日、石川彌左衛門妻木傳兵衛、是は朝鮮人當秋參候に付、大坂迄之道筋見分之爲御暇出

る、以上、寛明日記、

明暦元年三月廿八日

一御暇金三枚、時ふく二 石川彌左衛門

一回断 妻木傳兵衛

右兩人、朝鮮人來朝に付、大坂迄道橋爲見分被遣

に付、御日記、

明暦元年六月廿六日、朝鮮人迎に岡崎迄可被遣之旨、松平伊豆守接するに、申達之、老中信綱、

明暦元年八月廿一日、朝鮮人迎之爲御暇被下、御日記、

金三枚、帷子單物羽織壹、岡野權左衛門御日記、正慶承明記、

明暦元年八月廿一日、岡野權左衛門事、朝鮮人迎に

岡崎迄御暇、黃金三枚時服三被下之、朝鮮使來聘記、明暦元年十月廿三日

大坂御日付代御暇
金五枚つゝ、御手洗四兵衛

朝鮮人之先達而可參旨 坂井八郎兵衛御日記、

信使江戸旅館、ならひに道中御饗應、及び乘馬等の事、尾紀御兩家をはじめ諸大名に仰付らる、

明暦元年四月晦日、當八月朝鮮人來朝に付、各以領内馳走可仕旨被仰付其衆、

松平新太郎

松平大膳大夫

松平山城守

松浦肥前守

時服二十

時服五羽折

青山大膳亮

亮

朝鮮人來朝之節、馳走依爲役人在所に御暇被下之、

接するに、石川主殿頭昌勝は、伊勢國龜山城主、青山大膳亮は攝津尼崎城主なり、その御馳走所は下に見ゆ、次に、

時服三羽折

板倉甚太郎

新居に而、兄主水正一所に右之馳走可仕旨に而、御暇被下之、

時服五羽折

青山大膳亮

亮

朝鮮人來朝之節、馳走依爲役人在所に御暇被下之、

接するに、石川主殿頭昌勝は、伊勢國龜山城主、青山大膳亮は攝津尼崎城主なり、その御馳走所は下に見ゆ、次に、

時服三羽折

板倉甚太郎

府之節、岡崎迄上使可被遣之旨被仰付之、柳營日次記、
天和二年六月十五日、此座朝鮮人來朝之節、岡崎迄
駒井次郎左衛門上使に可被遣間、支度可仕旨被仰
付之、御徒方萬年記、

天和二年七月

一十日朝鮮人罷通候節、舟渡按するに、萬天日錄に荒無
井舟渡さあるを是す。

滯様に、石川五四郎相談可仕旨、土屋主稅近藤縫殿

介へ被仰付、自注、兩人十一日

一十一日駒井次郎左衛門、岡崎迄御使に被遣候に

付、金三枚時服三被下、萬天日錄、
甘露叢、

天和二年七月十一日、御使番駒井次郎左衛門途中

に出迎へて、朝鮮の信使を勞ふ事を奉る、憲廟實錄、

天和二年九月十五日、朝鮮御用相勤に付被下之、

天和元年九月廿三日、覺

時ふく二つ、

林 春 常

人見友元柳營

記、○按するに、自餘御
褒美の事所見なし、

江戸客館をはじめ、朝鮮使旅中の御馳走、及び人馬等の御用、尾紀御兩家以下諸大名に命せられ、また御書

付を出さる、

天和元年九月廿三日、覺

西九月廿三日、令條錄、

二十七年以前朝鮮人來朝之節、從對州江戸之海

陸泊々、馳走人馬被出候哉、并西國中國之面々者、船も被出候哉、先年之扣焼失に付難知候、右

之節何によらず被勤候面々、先年之扣を以委細

書出し可有之候、以上、

天和元年、廿七年以前明暦元未年朝鮮信使來朝之時、御役相勤候諸大名方十二日大老を命ぜらるこの頃猶老中にや、被仰渡其時之記、堀田正俊、累代武鑑によるに、この年十二月、被仰渡其時之記、共、水野右衛門大夫方右之衆中留守居共持參之、其外御代官役人衆よりも如斯、天和韓聘記、天和二年二月十七日、三使來朝に付自大坂淀迄川舟可出之旨被仰付、但先して於大坂舟上分有之て後各舟相定る、

正使

副使

從事

上官以下

松平安藝守

高拾萬石

稻葉右京亮舟

伊達遠江守舟

水野美作守舟

松平大膳大夫

高七萬石

壹萬石

西九月廿三日、令條錄、

貳拾五萬七千石
松平淡路守
松平士佐守

拾五萬石

松平隱岐守

六萬五千九百石餘

松平主殿頭

右所謂十人也

同年三月廿八日、三使來朝に付、江戸并道中の御馳走被仰付在國在所之面々に者、以奉書被仰遣之、

江戸本誓寺 八萬石小笠原信濃守、七萬石内藤左

京亮、三萬貳千石松平市正○品川晝休

口口口口接するに、諸記によるに、この書植樹右衛門佐の名を脫せしなり、○神奈川泊

五萬石伊達宮内少、貳萬五千石土岐伊豫守接するに、藤甘露叢に藤

澤宿參向の時、一大磯晝休

口口口口接するに、諸記によるに、この書植小田原泊 箱根晝休

五萬石水谷左京亮、五萬石小出備前守○府中晝休

三島泊 五萬石淺野内匠頭、貳萬千石木下肥後

主殿○藤枝泊 四萬五千石土屋相模守○金谷晝休

休 ○吉原晝休

五萬石水谷左京亮、五萬石小出備前守○府中晝休

河加番 五萬石石鷺井上筑後守、五千石平野丹波守、五千石本多

澤宿參向の時、一大磯晝休

口口口口接するに、諸記によるに、この書植小田原泊 箱根晝休

五萬石水谷左京亮、五萬石小出備前守○府中晝休

三島泊 五萬石淺野内匠頭、貳萬千石木下肥後

主殿○藤枝泊 四萬五千石土屋相模守○金谷晝休

休 挂川泊

右之内、三使來朝之期在江戸之衆者、右之下墨星を附七人也、自江戸御馳走所被參候衆七人者、名頭に朱の丸を付、本さらにはこの事見えさるは、遺漏なるへし。原内匠頭、木下肥後守、九鬼大隅守、水谷左京亮、小出備前守、右五人者役所に被參、歸路迄面々役所逗留、其外は自在所役所に被參候、

二十萬石以下之面々者、御馳走御賄御代官被仰付、十萬石以上者自分御賄朝鮮來朝記、

天和二年三月廿八日朝鮮人道中御馳走人被仰付

壹岐勝本

松浦肥前守

○筑前藍島

松平右衛門佐

○長門赤間關

松平長門守

○周防上關

同人

○松本長門守

○安藝浦苑

松平安藝守

○備後鞆

水野美作守

○備前牛窓

松平伊豫守

○播磨室津

本多中務大輔

○攝津兵庫

山大膳亮

○大坂東本願寺

岡部内膳正

按するに諸記

守

○淀泊石川主殿頭を脱せり

○京本國寺

本多隱岐守

○大津

九鬼和泉守

谷出羽守

○泊守山板倉隱岐守

○泊彦根

井伊掃部頭

○畫八幡山

山口修理亮

○小堀和泉守

○畫今津

岐守

○泊大垣

戶田左門

○畫墨侯

松平丹波

京亮

小出備前守

○畫吉原

三島

淺野内匠頭

木下肥後守

○畫箱根

稻葉美濃守

○泊小田原

同人

○稻葉美濃守

○畫大磯

松平周防守

○泊藤澤

伊達宮内少輔

土岐伊豫守

○泊神奈川

伊東出雲守

植村右衛門佐

○品川

松平市正

○江戸本誓寺

大村因幡守

小笠原信濃守

内藤右京亮

柳營日次記

天和二年三月廿八日、朝鮮人來朝之節、道中に而御馳走人大名衆十七人被仰付之、御徒方萬年記、○按するにこの書によれば御馳走人を命ぜられしほ、一時の事にあらざるへし。

天和二年三月廿八日、近江國彦根城主井伊掃部頭直興、美濃國大垣城主戸田左門氏包、山城淀城主石

守

○の誤脱なり

○泊名護屋

竹腰阿波守

○畫

鳴海

同人

○竹腰阿波守

○泊岡崎

水野右衛

門大夫

○畫赤坂

小笠原壹岐守

○泊吉田

同人

○小笠原壹岐守

○畫新井

三宅土佐守

○泊濱

掛川

井伊伯耆守

○畫金谷

同人

○井伊伯耆

守

○泊藤枝

土屋相模守

○畫府中

井上筑

松

青山和泉守

○畫見附

西尾隱岐守

○泊

京亮

小出備前守

○畫吉原

九鬼大隅守

○泊

三島

淺野内匠頭

木下肥後守

○畫箱根

稻葉美濃守

○泊小田原

同人

○稻葉美濃守

○畫大磯

松平周防守

○泊藤澤

伊達宮内少輔

大

土岐伊豫守

○泊神奈川

伊東出雲守

植村右衛門佐

○品川

松平市正

○江戸本誓寺

大

村因幡守

小笠原信濃守

内藤右京亮

柳營日次記

大

天和二年三月廿八日、朝鮮人來朝之節、道中に而御馳走人大名衆十七人被仰付之、御徒方萬年記、○按するにこの書によれば御馳走人を命ぜられしほ、一時の事にあらざるへし。

天和二年三月廿八日、近江國彦根城主井伊掃部頭直興、美濃國大垣城主戸田左門氏包、山城淀城主石

直興、美濃國大垣城主戸田左門氏包、山城淀城主石

川主殿頭憲之、和泉國岸和田城主岡部内膳正行隆、

三河國岡崎城主水野右衛門大夫忠春、同國吉田城主小笠原壹岐守長祐、丹波國龜山城主松平伊賀守忠昭、三河國田原城主三宅土佐守康時、攝津國三田城主九鬼和泉守隆仲、丹波國谷出羽守衛廣、播磨國赤穂城主淺野内匠頭長矩、常陸國牛久領主山口修理亮弘隆、當秋朝鮮國信使來聘之時、道中饗應の事を奉る、明暦元年の舊規に依るへしとの仰なり、憲廟寶錄、

天和元年宿々御馳走人被仰付、人足、上乗馬、中乘馬、乘掛荷馬も相應に出すへき旨、諸大名へ兼々觸遣さる、天和二年朝鮮來朝記、

天和二年三月二十八日、今度朝鮮人來朝に付、上方道中筋の大名、領分にて馳走可仕旨被仰付之、萬天日錄、

天和二年三月朝鮮人來朝之節御馳走人被仰渡覺、一信使宿左右番所壹ヶ所に、侍五人、弓拾挺、鎗炮拾挺、鎗拾本ツ、可被置候事、

一諸大名より被差出候乘鞍馬皆具若不足候者、宗附、町口番所侍貳人、鎗五本可被差置事、

三

一中官下官 長老 通詞 常之膳部 曹休
一信使 上上官 五五三 上官 常之膳部

歸國之時泊晝

一上官以上者、下行相渡之、

同泊晝

一中官 下官 長老 通詞者、參向之時分同前、以
上、

三月廿八日

給仕之覺

一三使に者、朝鮮人之小姓致給仕候、但、次之間迄
者、御馳走人之小姓上下に而持參事、

一上上官には、御馳走脱カ人之小姓長袴に而給仕之
事、以上、

三月廿八日 令條錄、

天和二年四月朔日

小笠原信濃守 内藤左京亮

右於本願寺、朝鮮人御馳走被仰付之、御徒方萬年記、

天和二年五月廿三日

來朝歸國之節、諸大名より乗物并皆具等出之可

三月廿八日 令條錄、

天和二年四月朔日

成瀬豐前守殿

同年同月廿七日

一紀伊殿、水戸殿、甲府殿御事御在府に依而家老之

右國中知行有之面々、當秋朝鮮人來朝之節、又歸國
之節も人馬出候様に、其場所之御代官所より可相

觸候間、其趣無滯可被出候、以上、
戊六月朔日 柳營日次記 御徒方萬年記、令條錄、萬天日

一乘鞍馬鞍皆具御定之所に、使者召連罷越、御馳走
人并御代官に相達、其後宗對馬守家來馬割役人

申談、差圖に任すへき事、以上、

五月廿七日

右者、紀伊殿御家老安藤帶刀方に被相渡候、水戸殿

甲府殿御家老にも、同様之書付一通つ、被相渡候、
尤馬數所付之儀者不同也、令條錄、

天和二年五月廿九日、當秋朝鮮人來る付、三島より

江戸まで馬拾壹疋出る事、鞍皆具は貰拾六疋分、壹

疋に付口付貳人、沓籠、手傘、合羽、并足輕壹人

つ、右之通書付伊勢守、按するに甲府附、右衛門大夫

殿自注、水野なり、○接する御渡しなり、人見私記載二田錄、
殿に寺社奉行水野忠春なり、御渡しなり、人見私記載二田錄、

天和二年六月朔日覺

山城 大和 和泉 河内 摄津 近江 丹波

播磨 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆 相模

相送旨被仰出、國主領主面々に以奉書被相觸候、
在江戸之輩者以書付被相渡候、
一尾張殿依在國、以奉書被相達候、

一筆致啓上候、朝鮮國之信使來朝に付而、從名古屋
吉田迄、歸國之時從吉田大垣迄 乘鞍馬并鞍皆具出
之可相送之旨被仰出候、然者信使到着之日限馬數
等之儀者、稻葉丹後守可申入候、萬端無滯様に御沙
汰尤に存候、此旨可有洩達候、恐惶謹言、

成瀬豐前守殿

戶田山城守
阿部豊後守
大久保加賀守

同年同月廿七日

一紀伊殿、水戸殿、甲府殿御事御在府に依而家老之

面々に、書付被相渡候、

覺

一乘鞍馬 八疋
壹疋に付口付貳人、沓籠持壹人、長柄傘、総合

羽、并足輕壹人宛、

一鞍皆具 拾八疋分

天和二年六月十四日

朝鮮人來朝依爲道筋、在所御暇、

時服五羽折

板倉隱岐守

右國中知行有之面々、當秋朝鮮人來朝之節、又歸國
之節も人馬出候様に、其場所之御代官所より可相
觸候間、其趣無滯可被出候、以上、
戊六月朔日 柳營日次記 御徒方萬年記、令條錄、萬天日

重常脱カに暇を賜ふ、朝鮮信使經過の路なる故なり、

憲廟實錄、旨、前廣領分急度可被申付者也と載す、

天和二年七月十八日、本誓寺火の番被仰付之、
藤堂佐渡守甘露叢、萬年記、

天和二年八月、朝鮮使御馳走小笠原信濃守病氣故、
嫡大助相勤可申由、甘露叢、

通航一覽卷之二十六

朝鮮國部十二

○來聘御用掛付附御書御褒美等 正德度、

正德度朝鮮國信使來聘來聘仰出されしは、正徳元年四月なり、柳營日次記、御徒方萬年記、天和二年以前は、その事所見なし、

御用懸り、及び其事につき任叙の輩あり、正徳二年十一月朔日登城聘禮あり

寶永二乙酉年四月廿三日、朝鮮御用之儀、土屋相模守按するに、老中正直、御徒方萬年記には、正直朝鮮御用掛り命せられしを、寶永六年十一月廿五日に係しは説りなるへし、可申談、異國之儀爲大切之間、彌入念可申旨、御日記、○按するに、これすへて、御用掛りの輩に命せられしにや、

寶永六己丑年十一月廿五日

寺社奉行

本多彈正少弼

大目付

仙石丹波守

御勘定頭

荻原近江守

右、來卯年朝鮮人來朝に付、御用掛り被仰付旨申

正徳元辛卯年正月十九日

中之間

鈴木伊兵衛

河野勘右衛門

寶永七庚寅年正月十八日

來秋朝鮮人來

御右筆

馬場塙之助

玉置半助

寶永六年十二月十一日、朝鮮人來聘御用被仰付、加藤越中守柳營日次記、するに、若年寄文露叢○按するに、若年寄文露叢○按

渡之、柳營日次記、御徒方萬年記、
寶永六年十二月十一日、朝鮮人來聘御用被仰付、加藤明英なり、柳營日次記、

右者、朝鮮人來聘に付御用可相勤旨、加賀守按するに、老中大久保忠増、申渡之、柳營日次記、

右於御前、但、當秋朝鮮人來聘に付而被仰付旨也、御日記、記、本多忠良は御側御用人なり、

正徳元年正月十九日、大坂町奉行太田和泉守、京町

奉行安藤駿河守、大坂船奉行八木勘十郎、右江戸に居合候に付、朝鮮人御用被仰付、同日御目付河野勘

右衛門、鈴木伊兵衛、小普請奉行竹田丹波守三人、

朝鮮人御用被仰付、文露叢、

正徳元年二月廿九日、

寄合

松平駿河守

同鍋島内匠

右兩人、朝鮮人來朝之節、駿州遠州新井筋船渡等

御用被仰付之、柳營日次記、御徒方萬年記、

正徳元年二月廿九日、當秋朝鮮人來聘に付、新井船渡場に被遣旨、

被任侍從

同松平駿河守

鍋島内匠

文露叢

正徳元年六月朔日

被任侍從

阿部豊後守

寶永七年、來年八月朝鮮人來朝に付、本國寺大佛殿御巡檢として、大目付仙石丹波守殿、勘定役大久保

大隅守殿、其外下役衆十月十二日上京、月掌見聞集、

正徳元辛卯年正月十二日、左之通申渡之、

金拾兩

松坂源太郎

御被官

當秋朝鮮人來聘に付、三州吉田之橋、同矢作之橋爲見分依被遣被下之、御日記、

正徳元年七月五日

大目付

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

正徳元年七月五日、朝鮮人來朝道中見分、

大目付道中奉行

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

正徳元年七月十二日

大目付

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

正徳元年七月十二日

大目付

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

正徳元年七月十二日

大目付

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

正徳元年正月十四日

大目付

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

正徳元年正月十四日

大目付

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

正徳元年正月十四日

大目付

松平石見守

御勘定組頭

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可

被遣候旨、豐後守申渡之、柳營日次記、

右道中爲見分被遣候に付、被下之旨豐後守申渡之、同年同月晦日、燒火之間、銀貳拾枚充、

右道中爲見分被遣候に付、被下之旨豐後守申渡之、同年同月晦日、燒火之間、銀貳拾枚充、

御徒目付

服部定右衛門

山崎武右衛門

吉岡權左衛門

竹本十右衛門

伊東空左衛門

右朝鮮人來聘に付、兵庫迄罷越、道中饗應之場所見廻り御用被仰付候旨被仰渡之、

右同斷に付金五兩充

御小人目付五人

同年同月廿八日、御勝手より

朝鮮人來聘に付

道中見分歸り

大目付

松平石見守

御勘定組頭

同道中筋見分歸り

御勘定

松平石見守

御納戸構

同道中筋見分歸り

御勘定

松平石見守

御勘定組頭

寶永七年正月十五日、西郭門をたてられし事仰出されし由を承はる、自注今いふ芝口御是は去年七月廿

三日に召れて、朝鮮の聘使來らむ時の事に就て、議

し可申事あらんには、記して進らせよと仰下されたり、十月十日にいたりて、其事を議し申す冊子を

連、根帳に寫取入札可致候、同十二日札披有之候間、此旨可相觸者也、

一朝鮮人來聘に付、大津町宿之御修復入札有之候間、望之賣人來る五日より十三日まで、家持請人召連雨宮庄九郎方より參、根帳寫取右場所可遂見分候、同十四日に札披有之候、此旨可相觸もの也、

以上、

卯三月

一朝鮮人來聘に付、江州守山宿之御修復入札有之候、

同月御觸

一五條橋御修復に付、往還指留之松原通り假橋出來、今日より御普請中往來可仕事、自注五條橋六月十一日普請出來

初、

同年四月廿日御觸

一江州八幡町朝鮮人宿之修復方一式、損料小屋一式、疊薄縁入札有之間、望之賣人來る廿二日より廿三日迄之内、河原町二條下る角倉與一宅内、自注五條橋六月十一日普請出來持請人召連參、根帳に附仕様帳寫取、札披日限之

儀は其節可申渡候、此旨可相觸者也、以上、

同月

一城州淀朝鮮人御馳走宿御修復入札、久下作左衛

門旅宿へ參

一城州淀小橋御修復入札、十五日攝津守屋敷に而

札披、

一朝鮮人來聘に付、淺草橋御修復有之、出來迄之内往來無之、東之方にて船渡し有之候、

同年六月九日觸

一淀、京、守山人馬溜塲之矢來共小屋審所之入札有

之、下略

同月廿一日觸

一泉涌寺四條院御影堂御造營入札、下略、

同廿五日

一本國寺惣門前石垣、松原通石橋兩側仕足、并土橋

御普請入札、以上、月堂見聞集、

正徳元年四月十二日、箱根より品川迄宿々修復被

仰渡、瑞韓紀事、

通航一覽卷之三十六 終

通航一覽卷之三十七

朝鮮國部十二

○來聘御用掛付類御褒美等 正徳度

正徳元辛卯年二月、御代官の輩に信使旅中御賄、其外人馬割等の御用を命ぜらる、同年三月より江戸旅館をはじめ、道中宿驛の御饗應、及び送迎鞍馬等の御用、尾紀御兩家以下諸大名に課せられ、また其事によりかねて御書付を出さる、

正徳元年二月廿三日

一、當秋朝鮮人來聘に付、攝州兵庫より品川迄道中所々御賄御用被仰付候御代官、且道中筋人馬割等、數輩當地在合候面々は、寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘定奉行荻原近江守申渡、役所に罷在候面々者以書付達之、御日記、

正徳元年

来る七月八月之内、朝鮮人來聘に付、大坂逗留中御賄被相勤苦に候、右之段家來共より可申遣旨、土屋

相模守殿中土屋政直被仰渡候間如此候、先例之聞合

正徳元年

段々可被相伺候、
一、大坂御城代、并町奉行衆に可被相伺之儀者、彌
其通可被相心得候、以上、

二月廿三日

大久保大隅守

萩原近江守

仙石丹波守

本多彈正少弼

細田伊右衛門殿

近山清右衛門殿按するに、下文によるに
この兩人御代官なり

朝鮮人來聘に付、御賄被仰付覺、

兵庫泊

室七郎左衛門、前島小左衛門○大坂

逗留中

細田伊右衛門、近山清右衛門○枚方

休

萬年長十郎○淀泊

平岡四郎左衛門、

久下作左衛門○京都

辻彌五左衛門、吉川武

兵衛○大津休

守山泊

八幡休

同人○雨宮庄九郎、同人○石原清左衛門○

井伊掃部頭○今須休

尾張殿○鳴海休

同斷○尾張殿○岡崎泊

多

京都より荒井迄人馬割

遠州前カ舞坂より江戸迄人馬割

平岡孫市

都筑小三郎

竹村太郎右衛門

雨宮勘兵衛

野田三郎左衛門

樋口又十郎
右之通被仰付候、以上、文露叢、

正徳元年、海道方舟奉行

遠州天龍

御代官

窪島作右衛門

駿州富士川

御代官

江川太郎左衛門

相州馬入

右公儀より川船を出され各漕

武州六郷

渡す歸國の時も同然なり

正使

右三浦丸

副使

右住吉丸

對馬守右橋丸

兩長老右蒼隼丸

海道送迎人馬割附奉行

山城淀驛より京に至り其より遠州新居の宿迄は、

竹村太郎右衛門

都筑小三郎

平岡孫一郎

遠州舞坂より江戸迄は、

雨宮勘兵衛

野田三郎左衛門

樋口又十郎

右御代官六人、兩方に相分れ、三使に隨從して勤役

す、歸國の時も同然なり、踰好錄、

正徳元年二月、當七八月頃朝鮮人就來聘、從大坂淀迄川御座船可指出旨、土屋相模守殿に而被仰渡候

大名方、松平安藝守、同民部少輔、同淡路守、同土佐守、同隱岐守、小笠原右近將監、伊達遠江守、宗對馬守、阿部對馬守、松平主殿頭、稻葉伊豫守、按するに、頭書に、六月廿四日大坂にて御大名方船揃有之候由あり、月堂見聞集有

正徳元年三月三日

酒井修理大夫

眞田伊豆守

右當秋朝鮮人來聘之節、宿坊東本願寺御馳走御用被仰付、

右同斷に付、宿坊火之番被仰付、

同年同月十五日、岡部美濃守當秋朝鮮人來聘之節、大坂宿坊往還共御馳走御用被仰付、以上、御日記、

正徳元年三月廿九日

一、當年朝鮮人來朝に付、道中筋御馳走御用可被仰付旨、在府之面々者被爲召被仰付、在邑之面々に

者、老中以奉書達之、此一條異同有之、來聘

朝鮮人來朝に付、御馳走人場所附、

壹岐風本、松浦壹岐守○筑州藍島、松平右衛門佐○周州上ノ關以奉書、松平民部大輔○長

州亦間關、右同人○松平民部大輔接するに、諸記によ

るに、この間安藝蒲壹岐風本、松浦壹岐守○筑州藍島、松平民部大輔○長州亦間關、右同人○松平民部大輔接するに、この間安藝蒲

茹の一所を脱せしなり、○備後鞆阿部備中守○備前牛窓泊

油松平伊豫守○播州室

榎原式部大輔○

攝州兵庫泊

松平遠江守○同大坂西本願旅宿

岡

部美濃守○河内枚方

青山下野守○山城淀泊

本泊以奉書

松平丹波守○京旅宿以奉書

谷播磨守○守山泊

松

多隱岐守○大津晝休

市橋下總守○彦根泊

本井伊掃部頭○今津晝休

右同人○大垣泊

田采女正○起晝休

尾張殿○名古屋泊

御同人○岡崎泊

平和泉守○八幡晝休

水野監物○

赤坂晝休

牧野大寧○吉田泊

右同人○新井晝休

土井山城守○同所船奉行

鍋島内匠、

松平駿河守○濱松泊以奉書

松平伯耆守○見

附晝休

右同人○掛川泊

小笠原山城守○金

岡部美濃守

松平遠江守

右同人○藤枝泊

内藤紀伊守○府中

休以奉書

遠藤下野守○江尻泊以奉書

鍋島紀伊守○同所御番

齋藤飛驒守、戸田朝貢

土井山城守

市橋下總守、谷播磨守

松平駿河守

内藤紀伊守○府中

休以奉書

遠藤下野守○江尻泊以奉書

讀岐守○三島泊以奉書

脇坂淡路守○箱根晝休

大久保加賀守○小田原泊

右同人○大磯晝休

正徳元年五月十六日

一當秋朝鮮信使來聘之節、於駿府往來共、以上使御饗宴被下付而、右御馳走之儀、加番之面々可相勸旨被仰出候事、御日記、

寶永七年五月十二日、小普請齋藤飛彈守三政駿府御加番被仰付、正徳元年九月朝鮮人來朝に付、御馳走被仰付、十月晦日歸府仕候、齋藤主殿家譜、

正徳元年五月廿九日、當秋朝鮮人來聘に付、道中宿

宿御馳走御代官貳拾貳人被仰付之、御徒方萬年記、

正徳元年

一朝鮮人來聘人數之書付、并到着之日限、壹岐風本

松浦壹岐守より、備前牛窓御馳走人松平伊豫守迄、海上所々御馳走人、宗對馬守より相達候

事、

一播磨室津御馳走人并火之番迄、右之段御自分よ

り被相達候に候間、可被得其意候、已上、

月日 御 連 名

松平紀伊守殿按するに、紀伊守は京都所司代松平信昌なり。

一朝鮮人來聘歸國共に、京、大坂、駿府之外、道中泊

り晝休之所々、上官以下は下行に被仰付に付、上官上官宿者、七五三五々三仕立相止、琉韓紀事、

○按するに、月日詳ならず、れども、姑くこゝに附す。

正徳元年、朝鮮人御賄下行之覺、

三使壹人前一日分

一白米四升 一酒貳升 一味噌壹升五合

一醬油六合 一酢六合 一鹽五合

一油五合

上上官壹人前一日分

一白米三升 一酒貳升 一味噌壹升五合

一醬油五合 一酢五合 一鹽五合

一油五合

讀說官、判事官壹人前一日分

一白米參升 一酒貳升 一味噌五合

一醬油參合 一酢貳合 一鹽貳合

一油四合

上官壹人前一日分

一白米貳升 一酒壹升 一味噌五合

一醬油貳合五勺 一酢貳合 一鹽貳合

一油貳合

中官壹人前一日分

一白米貳升 一酒五合 一味噌四合

一鹽貳合

讀說官、判事官壹人前一日分

一白米貳升 一酒壹升 一味噌五合

一醬油貳合 一酢貳合 一鹽貳合

一油貳合

上官壹人前一日分

一白米參升 一酒貳升 一味噌五合

一鹽貳合

一油貳合

御代官の相達、其後宗對馬守馬割役人申談、可任差圖事、

一信使到着之日限等、委細本多彈正少弼、仙石丹波

守、荻原近江守に可被承合候事、

卯四月

月堂見聞集、續談海、○按するに、この下に鞍馬割方の別紙を載す、跋好錄に同しければ省く、

正徳元年、海道送迎鞍馬差出、

貳拾貳疋 細川越中守 捨四疋 松平丹後守

九疋 有馬玄蕃頭 八疋 松平土佐守

六疋 小笠原右近將監 六疋 松平隱岐守

七疋 松平莊五郎 四疋 立花飛驒守

四疋 伊達伊織

右知行高合せて貳百萬四千石餘、馬數共合せて八

拾疋なり、山城淀より京、それより美濃大垣まで送

りて至る、歸國の時、又大垣より淀まで送り還す、

此より以下皆如斯なり、右の馬壹疋に付、各家より

出す人數左の如し、

足輕壹人 口附貳人 背籠持壹人 長柄

傘持壹人 馬合羽持壹人 合羽籠持壹人

提灯持壹人

一鞍置馬 但、壹疋に足輕壹人、口附貳人、背籠持、長柄傘、組合羽持、提灯持、合羽籠持、

右當七月八月頃、朝鮮國より信使來聘に付、美濃

國大垣、遠江國濱松迄、歸國之時、濱松より大坂

迄乘鞍馬出之、可被相通候事、

一乘鞍馬者、御定之所の使者召連能越、御馳走人并

右知行高合せて貳百參萬貳千石餘なり、馬數同じ
く八拾疋、大垣より遠江濱松まで、歸國の時最前の
例に同し、

九疋	松平大炊頭	四疋	松平下總守
拾疋	松平甲斐守	拾三疋	藤堂和泉守
拾疋	酒井雅樂頭		
右知行高壹百八拾七萬九千石餘なり、馬數同しく			
八拾疋、濱松より伊豆三島まで、其例前に同し、			
拾疋	松平肥後守	貳拾五疋	松平陸奥守
拾疋	佐竹大膳大夫	六疋	上杉民部大輔
六疋	松平大和守	六疋	酒井左衛門佐
五疋	松平越中守	四疋	堀田伊豆守
四疋	丹羽左京大夫	四疋	南部信濃守
三島より江戸まで、例前に同し、			

淡路守	壹疋分	小出信濃守	貳疋分	木
下右衛門大夫	同	木下肥後守	同	池田
内匠頭	同	植村右衛門佐	同	森和泉守
同 鍋島和泉守	同 織田山城守	同 同	毛利周防守	同 板倉越中守
同 關備前守	壹疋分 森對馬守	同 同	分部若狹守	同 増山對馬守
島大和守	同 久留島伊豫守	同 同	九鬼豐前守	同 同
膳正	同 土方丹後守	同 松平河内守	同	五加
同 小堀遠江守	同 酒井飛驒守	同 同	同	同
藤出雲守	同 柳生備前守	同 堀田豊前守	同	同
守 同 小笠原遠江守	同 京極壹岐守	同	同	同
同 永井播磨守	同 一柳土佐守	同	同	同
東播磨守	同 一柳因幡守	同 織田丹後守	同	伊
守 同 堀田備前守	同 青木甲斐守	同	同	同
同 立花出雲守	同 本多肥後守	同 織	同	同
田播磨守	同 松浦彈正			
合鞍皆具百八十疋分 人數六十五人	琉韓紀事			
正德元年三月三日 道中筋御大名方 <small>の</small> 被爲仰渡候、				

一道中奉行衆は不及申、御領私領共に道中宿々并路等之儀、今度朝鮮人來聘に付而之儀計と可被心得歟、若左様にも候は、不時之儀に而公儀掛り物入等も、有之様に可被存候、殊朝鮮人之儀相濟候以後、又々唯今迄之通、宿々及破壊往還筋之儀も、不斷に可被成候、道橋人馬等之無滯に限らず、常々之可有心得事、

一惣而海道之城々は不及申、御使等被仰付候面々罷通り候節之旅宿、勅使公家門跡方之旅館、其外御用に而被通之面々之旅宿、又朝鮮琉球阿蘭陀人等、往來にも差支不申様に心掛け有之候、然者、此度之儀に不依、公儀御定たる儀、常々其心得尤之事に候也、

一道中並木之松植繼候様に申渡候、私領方に而者一段々に植繼、又は只今迄有之木下にも苗木を植込候所相見え候由に候得共、御領は于今取掛り申體不相見候由、惣而申渡儀は、御領を相守入念仕候様に可然事に候、以上、月堂見聞集、

正德元年四月十三日

儀爲無之、宗對馬守より先達而様子可申越候條被得其意、無遲滯様に可被申付候旨、海上所々御馳走人、并御料私領共、通船之場所有之面々に可被相達候、

天和二戌年者、肥前國より大坂まで、信使馳走之所處守護中へ、老中連判之證文雖遣之、今度者如此、

右寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘定奉行荻原近江守、土屋相模守渡之、御日記、

正徳元年四月

當秋從朝鮮國信使來聘に付而、於馳走之所々萬滯儀^脱爲無之、從宗對馬守先達而様子可申越候條被得其意、無遲滯様可被申付旨、海上所々御馳走人、并御料私領共、通船有之面々に可被相達候、

同年五月、覺

一 朝鮮信使經過之道驛橋渡往來之煩なく、人夫船馬等迎送之勞なく、御料私領之旅館にをいて、御馳走御賄等之次第被仰出旨相守、各遵行可有由、

府井滯留中御報
の條にゆつる

急度可被申觸事、按するに、この間江戸留館中、御馳走人等心得の箇條を載す、今斷章して信使者

同年五月、覺

一 朝鮮信使經過之道驛橋渡往來之煩なく、人夫船馬等迎送之勞なく、御料私領之旅館にをいて、御馳走御賄等之次第被仰出旨相守、各遵行可有由、

府井滯留中御報
の條にゆつる

急度可被申觸事、按するに、この間江戸留館中、御馳走人等心得の箇條を載す、今斷章して信使者

一 朝鮮信使經過之時、道驛橋渡人夫船馬等、往來迎送之煩なき様に沙汰可有事、
附、水陸之間、或者乘馬荷馬、或は乗船荷船、或
者迎送之役夫、往來之旅人等、混亂停滯なき様
可相計事、

一 畫夜共旅館にをいて、信使以下可用諸道具、米穀
魚菜等、事不欠様支度いたし、飲食之料味そこの
たる物等用ましき事、

一 畫夜共旅館にをいて、信使以下可用諸道具、米穀
魚菜等、事不欠様支度いたし、飲食之料味そこの
たる物等用ましき事、

一 旅館并路次之間、火事地震等不慮之變事、兼而其
備を設け、時に臨て四度計なき舉動有へからさ
る事、

附、城下宿々者不及言、御料私領人民之居、諸
寺社等、火之用心猶更油斷有間鋪事、

門達、

正徳元年六月二日、久世大和守相渡天野彌五右衛門達、

覺

五月以上、大成令補遺

山城	大和	和泉	河内	攝津
近江	丹波	播磨	美濃	三河
遠江	駿河	伊豆	相模	武藏

一 旅館路次之間、信使之從者、私に賣買之事を相か
たらふとも一切取合へからず、譬後日に及て事
顯はるゝといふ共、物之多少價之高下によらず、
嚴科に可被處事、

一 信使往來之間、見物之場にをいて、男女僧尼等雜
り居へからず、簾幕屏風之類を以、其座を隔つへ
し、或は飲食之物を取散し、或者醉狂高聲無行儀

なる體有へからず、往來之旅人止り見るといふ
共道脇へ寄、見物之場を妨くへからざる事、

附、色絹緞子等之幕、金銀之屏風等を以見物之
場を飾る事、禁制に及間敷事、

右之條々、旅館御馳走御賄方者不及言、御料私領之
寺社宿々在々等、各其支配々々に可被相觸候、以上

正徳元年七月十三日

朝鮮信使道中往來共、書簡之與通り候時、下馬下
座等いたし無禮之儀不可有候、菅笠等ぬき候に
は不及候、以上、

正徳元年七月
朝鮮人之音物之銀、京大坂駿府音物有之方々に、
當時通用之銀遣候筈之段、不殘可被相達之候、
七月大成令補遺、文露叢、承寛雜錄

七月

道中に而來る時は彼國書あり、歸る時者御國書あり、

右之趣、道中筋に可申渡候、踰好錄御書付寫御徒方萬年記、琉韓紀事、正寶事錄

正徳元年九月

追而町方に而夜具持合候もの價不相知候は、先御用に相立、重而價は可被渡候、夜具之儀先例も無之、其上兼而宗對馬守役人にも承合候處、入用に而無之由申に付、用意被致間敷由、先頃申遣被得共、先年とは時節遅く冷氣に成候故、右之通に候、已上、

朝鮮より獻上之御馬御鷹に差添來候上官一人中官一人、大坂に而相煩、夜具好候に付、彼地御賄御代官より借渡候出申來候、信使來着之時、三使初惣官人夜具入用之由好候は、大坂に而致支度、間に合不申候分は、大坂町方に而夜具持合候者致吟味、買上被相渡候様に申遣候、大坂に而相渡候得者、中官下官者木綿類に而苦しかる間敷哉、其許に而宗對馬守役人之聞合可被相極候、大坂御賄方にも被申合諸事間に合候様可被相心得候、町方に而夜具調

候儀、若滯候は、此書面を以、町奉行衆に可被申達候、尤町奉行衆にも申遣候、以上、

九月九日

辻彌五左衛門殿

古川武兵衛殿

荻原近江守印

追而、京都在宅之御代官之一封被遣、則相達申候、以上、竹橋藍闇、○按する上、此書因て、に存す、
聘禮後御用掛りの輩に、加恩及び御褒美各差あり、前併せみる

正徳元年十一月廿一日

朝鮮人來朝御用相勤候に付被下之、

御手自被下之御刀來國光代金貳拾五枚

土屋相模守

時服七

同四

時服六

寺社奉行

本多彈正少弼

大目付

仙石丹波守

久世大和守

右之通、於御前被下之、

正徳元年十一月廿二日

芙蓉之間

都合千石に被成下上意有之、以上、柳營日次記、御徒方萬年記

同

御勘定奉行

萩原近江守

御目付
鈴木飛驒守
木伊兵衛
河野勘右衛門
大久保甚右衛門

鎌拾枚
同服部清助

時服貳充

同室新助
三宅九十郎
佐々木萬次郎

右之通被下之、

朝鮮人御用相勤候に付御加増被下、

五百石

新井筑後守都合千石に被成下上意有之、以上、柳營日次記、御徒方萬年記

正徳元年、この度外使の事に勞ありとて、相模國鑑倉郡自注、植木村、高野郡大谷村、等五百石の地を加賜ふ、
倉郡村城廻村、高野郡大谷村、等五百石の地を加賜ふ、
自注、先に賜ひし武藏國比企郡の地を返し奉りて、其後の地をば
埼玉郡野平村にして賜はらむ事を望み申せしかば、許されてこゝ
に在いて、野平村の地悉く我領となり、武藏相模の地總計壹千石を併せ領す、(白石私記)

正徳元年十二月朔日、御前に召之、御懇之上意有之、御加増被下、

壹萬石充

土屋相摸守
秋元但馬守

御記、柳日次

銀拾枚
同五枚
人客館東本願寺に相詰候に付さり、以上三人柳營日次記には、朝鮮

御墨所組頭
小林貞右衛門
竹村伊右衛門
中島源右衛門

御墨所頭
鈴木傳右衛門
福田伊右衛門

銀十枚、時服二
同三枚
寄合

通航一覽卷三十七

一朝鮮人に被遣候太刀掛候に付而、研師金具彫物

師に銀拾枚充、鞘柄巻たけの銀五枚充、長刀研師同

枚充被下之、柳營日次記、

正徳元年十二月十五日

一朝鮮人御用相勤候に付、御褒美被下之、

時服貳

羽折

伊奈半左衛門

白銀三拾枚
釜屋山城

正徳元年十一月十六日

右、御金印之御用被仰付之付而被下之、御日記、

一朝鮮人御饗應之節、舞樂相勤上方樂人四拾五人、

御褒美賜はりしものもあれども、今下に連記す。

正徳元年四月十一日

一朝鮮國王に被遣太刀長刀打候者共、

大刀打候

銀七枚充

鍛治共

銀五枚充

長刀打候

銀五枚充

鍛治共

銀五枚充

鍛治共

銀五枚充

朝鮮往來之御用承に付如斯、中村氏筆記鈔、○接するに、
られしよよ、別に、
賜ものありしにや、

正徳元年十一月十五日

白銀三拾枚

釜屋山城

正徳元年十一月十六日

右、御金印之御用被仰付之付而被下之、御日記、

一朝鮮人御饗應之節、舞樂相勤上方樂人四拾五人、

紅葉山樂人九人、於柳之間阿部豐後守、御暇拜領

物之儀、順々申渡、

但、委細之儀は、朝鮮方日記に在之、

正徳二壬辰年三月十五日

時服貳充朝鮮人御用相勤候に付御目見

御代官石原清左衛門

金壹枚

奥御右筆高階半次郎

銀拾枚

表御右筆竹村伊右衛門

長野善太夫

中島源右衛門

正徳五乙未年十二月廿一日

時服貳充朝鮮人御用相勤候に付御目見

御代官大草太郎左衛門

銀拾枚

奥御右筆高階半次郎

長野善太夫

中島源右衛門

さも姑ら

廣澤先生井次郎太夫接するに俗稱を細柳澤を去て飄泊す、其間

水府黃門殿に仕る事三年、常憲院殿、文昭院殿文事

を以て用らる、有德院殿韓客返翰玉印篆刻、其後數

度公用を勤む、享保四年青山與力に有闕、大久保佐

渡守若年寄なりし時なり、佐渡守謂て曰、數度文事

を以蒙命、青山隊に有闕、此闕を望申さる、時者、

必闕に補せらるへしと、廣澤先生曰、今閣有命黒鍬

といふ共不可辭、自己より望申事絶て有るへから

すと申、佐州感激して曰、尤甫かく有へしがねて

おもふ所なり、若有命必不可辭とて、先生の衣服等

をめくまる、後百人頭堀田源四郎家において、若年

寄大久保佐渡守、松平能登守兩命の書を以て爲興

力、其後有公命、大名執酒四十三卷を撰、宿直を許

して文事耳を以す、享保二十乙卯年臘二十三日、七

十八歳を以て歿す、二老略傳、

享保四年三月三日御觸

一、當秋朝鮮人來朝に付、城州淀宿旅館、并宿々御

普請入札有之候間、望之者カ明後十二日より

同十六日迄之内、烏丸通綾小路下る町平岡彦兵衛旅宿の家持請人召連參、根帳に付仕様帳寫取、來る廿二日肥後屋敷にて札披候様に可相觸者也、按するに肥後あるは即京都町奉行諏訪肥後守なり、下同。

同月十三日御觸

一江州大津御藏園之壇、并會所破損御修復在ガ街入札在之間、來る十五日より十七日迄、中井主水方カ家持請人召連龍越、根帳に付仕様帳寫取、來る廿一日肥後屋敷にて札披候様に、望之賣人共に可相觸者也、

一大坂御城破損方鍊銅滅金、疊表、同縁布、并小買物諸色入札在之間、明十五日より同十七日迄

之内、肥後屋敷に備成家持請人召連參、根帳付仕様帳寫取、來る廿七日朝五ツ時、於大坂町奉行所

札披候様に、望之賣人ともに可相觸者也、

同月十六日御觸

一兩替町御池下る町、同通押小路角烏丸通御池下る町、御拂之家屋敷五ヶ所在之候、望之者來廿二日朝五ツ時入札持參可仕者也、

一淀大橋今度懸直し御普請在之付、右橋古木古板

享保四年三月三日御觸

一、當秋朝鮮人來朝に付、城州淀宿旅館、并宿々御

普請入札有之候間、望之者カ明後十二日より

等入札を以、御拂被成候間、望之者明十七日より寺町通丸太町上る町、中井主水宅に參、根帳に付、橋途見分、來る廿四日安房屋敷にて札披候様に可申觸者也、

一朝鮮人寄宿本能寺御修復之内、今度增御普請在之間、望之者は廿日廿一日兩日之内、千本通二條

下る町、内山七兵衛方に家持請人召連參、元帳寫

取廿二日安房屋敷にて、札披候様に可申觸者也、

卯月十九日按するに、安房あるはまた京都町奉行山口安房守なり、

同年七月六日

一朝鮮人江戸宿坊、東本願寺本堂假り屋御普請被仰付候、

御作事奉行 千百石 柳澤 備後守殿

八百石 久松 豊前守殿

同下御奉行 笠瀬左衛門殿
大工頭

片山 三七郎殿

月堂見聞集

信使旅中海陸共とも御饗應御用等、尾紀御兩家をはじめ、諸大名に命せらるゝ事例のことし、また音信の事により御書付を出さる、

享保四年二月十五日

右同斷之趣、河内守傳之、柳營日次記、

松平 安藝守 松平 大炊頭
松平 筑前守 榊原 式部大輔

戸田采女正	松平遠江守	美濃大垣	戸田采女正
大久保加賀守	小笠原佐渡守	攝津兵庫	御馳走人
青山因幡守	鳥居丹波守	自分馳走	松平遠江守
加藤和泉守	松浦肥前守	相模小田原箱根共	自分馳走
谷出羽守		壹岐勝本	大久保加賀守
		京都	自分馳走
右者、當秋朝鮮人來朝之節、前々之通人馬御馳走無滯可相勤旨、於御白書院緣頬老中列座、升上河內守申渡之、御徒方萬年記、	右當秋朝鮮人來朝に付、馳走之儀仰付之、	近江八幡	御馳走人
享保四年二月十五日、朝鮮人御馳走人被仰付、在府之分に相渡候書付、	但、書付一通相渡之、	相模大磯	本多下總守
		河内枚方	自分馳走
	御白書院於緣頬	遠江懸川	御馳走人
	筑前藍島	同	小笠原佐渡守
	名松平肥前守	青山因幡守	同
	右同斷、	谷出羽守	鳥居丹波守
	松平筑前守		
	右同斷、		
	備前牛窓		
	右同斷、		

菊之間緣頬	寄合	水野和泉守	尾張名護屋	尾張殿	戸田采女正
遠江新居船渡奉行	近藤三次郎	同文言、於岡崎御馳走之儀被仰付候、往來共に下行候間、可被存其趣候、御賄者御代官の申渡候事、	右同斷、朝鮮人御馳走人被仰付之、	同	大津
	宮城三左衛門	同文言、吉田遠州新居於兩所、新居船渡場の近藤三次郎宮城三左衛門被遣候、萬端可被申談候事、	但、書付一通宛渡之、	谷	出羽守
右、朝鮮人來朝に付被仰付候、但、書付渡之、		同文言、於箱根御馳走之儀被仰付候、御賄は御代官申渡候、於小田原馳走之儀、兩所往來共下行候間、可被存其趣候事、			
朝鮮人御馳走人、在府之面々に相渡候書付之覺、		大久保加賀守			
一松平對馬守、横田備中守、大久保下野守に委細可被承令候、自然彼船依難風相定泊之外、何之地に令漂着候共、其所之船出之諸事無滯様、前廉可被申付候事、	同文言、於相州大磯、	松平伊豆守			
同文言、島の文を脱せしり、	尾張殿	同文言、於相州大磯、			
同文言、於江州八幡、	家老衆	鳥居丹波守			
於大垣の三字を脱せしり、					
ケ所往來共に下行候事、					
一萬端天和二戌年可爲歸國之節之通候、且又無益之儀無之様可被相心得候、信使到着之日限、並來朝人數之書付等、從宗對馬守方指遣候事、					
一萬端天和二戌年可爲歸國之節之通候、且又無益之儀無樣に可被相心得候、信使到着之日限、來朝					

島の文を脱せしり、	覺	水野和泉守	尾張名護屋	尾張殿	戸田采女正
同文言、於江州八幡、		同文言、於相州大磯、			
戸田采女正	家老衆	鳥居丹波守			
被承令候、自然彼船依難風相定泊之外、何之地に令漂着候共、其所之船出之諸事無滯様、前廉可被申付候事、					
同文言、按するに、此下於筑前藍					
同文言、於江州八幡、					
於大垣の三字を脱せしり、					
ケ所往來共に下行候事、					
一萬端天和二戌年可爲歸國之節之通候、且又無益之儀無之様可被相心得候、信使到着之日限、並來朝					

堅く御無用に被成候下候様にと諸方へ申達候、此上御音物等被遣候而者、私方より之御断之申様不瑣故、御音物有之、却而御傍輩中に不禮に罷成候様に御座候而は、私迷惑に奉存候間、此段御聞届被下候様にと申達置候、其内御三家様御老中様方より御音物被下候節は、返上仕候事も如何敷迷惑仕候得共、此度之被仰出に而は、右之御方様よりも御音物被下間敷と奉存候、旅宿に而遣候器物に至迄、宿より定り候而可借品者有來候を借し申様に、此節之用追新規に御用意被仰付候儀は、對馬守宿を始、家中宿とも堅御無用被成可被下候、勿論宿へ御馳走人とて、御人被附置候事も御用捨被下候様に、不叶用事も候は、宿亭主に可申達旨、急度兩三度迄申達候、京極若狭守、龜井隱岐守、毛利周防守杯は近き一類に御座候得共、此者共を始音物贈答仕候而は、脇之内之御斷も難立候間、此者共に信使中者、決而音物贈答無用之由申達置候、此儀者被聞召置被下候様に申達候得は、能き御心附候、成程左様之儀者承置候か能候、御家中大勢と乍申上に者別條も有之間敷候得共、下々大勢に候間、下々へ能可被

何によらす、馳走かましき儀一切無之様に、可被相心得候、
五月
右者、御馳走人へ御渡被成候御書付なり、
同年八月十三日、大御目付横田備中守様より今四時前壹人致參上候様にと、御留守居方へ以御切紙被仰下候付、鈴木左次右衛門致同公候處、備中守様御逢被成被仰聞候は、直右方相招可申達候得共、繁多之段致見聞候付、各へ申達候段、信使來聘間も無之候付、兼而申達候通り、音物等之儀者勿論、信使に付而馳走かましき事決而無之候様に、道中筋寺社方へは、松平對馬守方より被相達、御代官方へは大久保下野守より勘定奉行被申渡候、其元へは最前申達置候得共、右所々へ又々被申渡候付而、此段相達候と之御事に而、御書付一通御渡、末々に至迄堅相守候様に、猥に在之に而は對馬守殿御爲に不罷成候間、彌堅被仰付様に被存候、右之段先頃申達候付、對馬守殿より御聞届被成候と之儀、被入御念得心被成候と存候得者、至拙者も別而大慶に存候、

堅く御無用に被成被下候様にと諸方へ申達候、此上御音物等被遣候而者、私方より之御断之申様不瑣故、御音物有之、却而御傍輩中に不禮に罷成候様に御座候而は、私迷惑に奉存候間、此段御聞届被下候様にと申達置候、其内御三家様御老中様方より御音物被下候節は、返上仕候事も如何敷迷惑仕候得共、此度之被仰出に而は、右之御方様よりも御音物被下間敷と奉存候、旅宿に而遣候器物に至迄、宿より定り候而可借品者有來候を借し申様に、此節之用追新規に御用意被仰付候儀は、對馬守宿を始、家中宿とも堅御無用被成可被下候、勿論宿へ御馳走人とて、御人被附置候事も御用捨被下候様に、不叶用事も候は、宿亭主に可申達旨、急度兩三度迄申達候、京極若狭守、龜井隱岐守、毛利周防守杯は近き一類に御座候得共、此者共を始音物贈答仕候而は、脇之内之御斷も難立候間、此者共に信使中者、決而音物贈答無用之由申達置候、此儀者被聞召置被下候様に申達候得は、能き御心附候、成程左様之儀者承置候か能候、御家中大勢と乍申上に者別條も有之間敷候得共、下々大勢に候間、下々へ能可被

拵又今度對馬守殿、尾張殿御領國御通りに付、前々より御音物馳走等有之候、然處、右被仰出譯も有之候、如何可被成哉、何と以前より之通馳走等被成度旨、先頃拙者方迄被仰聞候に付、早速河内守殿迄相伺候處、河内守殿にも御決定難成候付、達上聞候上、あなたに者格別に候間、彌天和正德之通、音物馳走等有之候様にと之御事に付、此書付之通申達候間、左様可被相心得と之御事に而、御書付一通御渡被成候付奉畏候、前々あなた様よりは、對馬守儀は勿論、家老其外末々迄も御馳走等被仰付候、末々之者迄も御馳走頂戴仕らせ可申候哉と申上候處、成程尾張殿よりは御伺にも相見へ候、對馬守殿へは勿論、家老其外末々迄も御馳走等被仰付候、末々之儀も相見へ申候、尾張殿御事は格別に候間、未末に至而も馳走等請候様に、被致候様にと之御事被仰渡候に付、委細奉畏候、早速途中迄可申遣候、此御請之儀如何可仕候哉と申上候處、夫に者不及候由被仰聞候付、奉畏候旨御請申上罷歸る、右之節御渡被成候御書付二通被仰出帳に記候、

上、御取次御用人矢次喜六へ出會、最前備中守様被
印度毛甚二寸、大坂三而一月奉入一寸五分、御音

仰渡候趣に付、大坂に而紀州様より對馬守へ御音物被下候得共、被仰付を重じ候而乍憚返上仕候由、途中より申越候、尾張様御馳走御音物之儀、前々之通受用仕候様に被仰出置候故、此度尾州御領に而も、前々之通受用爲仕に而可有御座候、然處、紀州様御音物は御斷申上受用不仕候段、何とやら手前より差別を仕候様に、御沙汰も有之候而者氣毒に奉存候、水戸様は對馬守方御由緒も御座候故、朝鮮人來朝に付、若御音物も可有御座候へとも、尾張様之外者御差圖も無之事故、□^(○)受用不仕様に心得罷在候通、爲念申上置候段申達候得者、被入御念候承届候、備中守他行いたし候、歸宅次第可申聞由被申罷歸る、

口上覺

今度對馬守參府之節、於大坂從紀州様御音物被下候得共、來朝に付而之音物之儀は受用仕間敷旨、兼而被仰渡候通故、乍憚返上仕候、水戸様に者御由緒も御座候得共、來朝に付而若御音物被下候は、是又返上可仕と奉存候、尾張様計之御差圖有之儀故、此度尾州御領に而御馳走御音物共に受用仕等に御座候、御三家様者御同前之御事に候處、若も對馬守自分に而差別も仕候様、御沙汰等有之候而者氣之毒に奉存候間、此段爲念各様迄得御意候様に、對馬守方より申越候、以上

卷之六

銚末左治右衛門

標御逢被成被仰聞候は、此間以書付被申聞候、於大坂紀伊國殿より音物有之候處、兼而此方より申渡置候趣に付、御返進被成候付被相伺候趣致承知候、前以申渡候節、少々間違之儀有之委細不申達候、御三家様之儀は各別之御事に御座候間、若歸國之節於大坂音物御座候は、御請用有之候様に、勿論水戸殿御事者、御由緒も御座候由に付、内外共に無御遠慮御贈答被成候様に、御老中方者勿論に候間、左様相心得候様に、兼而申達置候通故、及御斷候由御尤成事に存候、依之、紀伊國殿御音物御返進御成候段、如何思召之程被申聞候、其段は早速紀伊國殿に拙者方より申達候、依之、爲心得別紙書付相渡候由被仰聞、御書付御渡被成る、被仰出帳に記之故、茲に略之、享保己亥信使記錄、

付而御音物有之候は、不及御勅受用仕候様に思召候御事と奉存候故奉伺候、右之趣未不申越候故、於岡崎者御音物定而返進爲仕に而可有之と奉存候、此段も御序に被仰上置可被下候、以上、

九月

宗對馬守內

馬守內
鈴木左治右衛門

右之書付、御取次矢次喜六致面談相渡、委細口上に而申達候處、則被申上御返答被仰出候は、尾張殿より者御伺有之故、河内守殿に相伺候而、其段致差圖候、御伺無之分は、御差圖可申様も無之候、曾我周防守殿於岡崎、水野和泉守殿より音物有之候は、如何可仕哉之旨被相伺候故、河内守殿へ相伺候處、受納有之候様被仰聞候故、其段申達候旨被仰出候故、拙子申達候は、去頃も被仰渡候故、何方よりも御音物不被下候儀と存罷在候處、紀州様松平伊賀守様よりは間違候儀に而被下候哉と、彌返上仕儀と存候旨申達候處、委細之趣承届候、追而否之御返答可有之との御事に而、相應に挨拶いたし罷歸る、同廿五日、横田備中守様より御留守居壹人罷出候様に申來候に付、鈴木左治右衛門罷出候處備中守

通航一覽卷之三十八 終

通航一覽卷之三十九

山城 大和 和泉 摄津 河内
近江 丹波 播磨 美濃 三河
遠江 駿河 伊豆 相模 武藏
覺

朝鮮國部十五

○來聘御用掛付類、御褒美等

享保度

享保四己亥年五月、信使道中人馬等の事諸大名に課せられ、及び宿驛の掲書を御馳走人等に出さる、

享保四己亥年五月廿二日、井上河内守按するに、御用

石川近江守若年寄總茂なり、按するに、近江守は相渡御書付、

被

股力

見候書付、

覺

山城 大和 和泉 河内 摄津

近江 丹波 播磨 美濃 三河

遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右之國々知行所有之面々、當秋朝鮮人來朝、并歸

國之時も人馬出候儀、御代官より可相觸候間、無

滯可差出候旨相觸候得とも、請負通し人馬に相

極、右賃銀高割に而取立候筈に候間、追而御代官

より觸可有之候、以上、

五月柳營日次記、大成令補遺、

公私拾芥錄

享保四年六月廿一日、大目付横田備中守按するに、御用

掛りなし

被

股力

見候書付、

覺

山城 大和 和泉 河内 摄津

近江 丹波 播磨 美濃 三河

遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右之國々知行所有之面々、當秋朝鮮人來朝、并歸

國之時も人馬出候儀、御代官より可相觸候間、無

滯可差出候旨相觸候得とも、請負通し人馬に相

極、右賃銀高割に而取立候筈に候間、追而御代官

より觸可有之候、以上、

六月柳營日次記、大成令補遺、

公私拾芥錄

享保四年五月五日、松平對馬守様按するに、御用

掛寺社奉行

御用

人兩大方より直右衛門方へ按するに、即平田

手紙來、

一大坂本願寺より淀へ川船乘船之節、鞍置馬入可

申候、此段も忠兵衛様より按するに、御用

御勘定組頭奥野忠兵衛也、

御聞合可有之候間、明日書付早々忠兵衛様に可被遣候、

右之趣拙者共より得御意候様に對馬守申付候、

同日奥野忠兵衛様より、直右衛門方之御手紙、

一鞍皆具之儀、當秋は淀より大坂へ相廻り、大坂に

而馬者出候筈に御座候、參向之時者大坂逗留も候故、差支候儀も無之候、歸國之時淀迄參候鞍皆具之内、大坂船上り塙へ相廻り、本願寺へ送届候様究り申候、右之通に而差支候儀者有之間敷候哉、是亦兵庫枚方淀共に波戸塙より旅館まで、三使者輿、上々官者乗物、學士、判事、醫師、上官以下共に、程近き事に候間、敷筵之上可爲步行と存候、若鞍馬に而參候儀も候哉、此儀も承置申度候、

同六日、奥野忠兵衛様より昨日被下候御手紙之御返答、接するに、これより下の返書等

は、皆平田直右衛門よりなり

一鞍皆具之儀、當秋は淀より大坂へ廻り、大坂に而馬者出候筈に御座候よし、參向之時者大坂逗留も候故、差支候儀無之と被思召候、歸國之時淀まで参候鞍皆具之内、大坂船揚場へ相廻り、本願寺へ送届候様に御究被成候、其通に而差支者有之間敷哉之由被仰下承知仕候、先頃河内守様より出馬之儀に付、御書付御渡し被成候御書面にも、參向に者淀より新居まで鞍皆具出候面々之内より、八拾疋分被出、歸國之節者新居より淀まで出候面々之内より、八拾疋分之鞍皆具大坂まで差出候に候、依之、馬者

度も船場より信使屋手遠に御座候は、上官以下乘用之馬御用意被仰付可然奉存候、下向淀乗船之節も同前に御座候、

同七日、奥野忠兵衛様より來候手紙、

一鞍皆具參向歸國之節ともに、淀より大坂へ相廻り、馬者所之傳馬に而若不足之時者、大坂御城代御定番より被差出候旨、河内守殿より書付相渡候由、御紙面之通致承知候、

一兵庫枚方者、船場より程近きゆへか、鞍置馬出候段御留に無之に付、乘馬用意に及間敷之由、淀者船場より旅館まで程遠く、天和も乘馬用意無之不宜候付、正徳其譯御申上乗り馬出候由、此度も信使屋手遠に候は、上官以下乗り用之馬用意可然之旨、尤下向淀乗船之節も右同前に由得其意候、

同月廿八日、松平對馬守御用人吉田十兵衛、井川治右衛門方より手紙來、右之返事、

鞍皆具大坂まで、來月幾日頃致着可然哉と御尋被成候、毎度如申上候海上之儀者、順次第之儀に候得者難計奉存候得共、大槻去る十八日彌信使乗船に相極候は、中分之仕合に而來月廿日頃者、大坂着

船も可有之哉と存候、打續順能候は、右日取之内に而參着可有之候哉、とかく少々者前廣に揃居不申候而者、不圖差支候儀も可有御座歟と奉存候、來月十日過にも御揃被置可然歟と奉存候、右之日取を以、何分にも御了簡可被成候、不及申進事ながら、鞍皆具被差出候御大名之内、御在所遠近ち御座候間、其御考被成御差圖被遊候様にと奉存候、六月朔日、大御目付横田備中守様より御切紙、左記之、

朝鮮人來朝に付、人馬道中まで被差出候衆、何頃江戸出立可然候哉、有増可被申越候、自分まで承置候様にと河内守殿被仰聞候間、如此御座候、

六月朔日 横田備中守

平田直右衛門殿

右之返書

備中守様より被成下御切紙拜見仕候、朝鮮人來朝に付、人馬道中まで被差出候御方様、何頃江戸出立被仰付可然候哉、有増御聞置被成候様に河内守様被仰渡候間、申上候様にと之御事奉得其意候海上之儀者順次第之事に候得者難計奉存候得共、五月

奉存候、近日期拜顔萬々可得貴意候、以上、

六月二日 平田直右衛門

奥野忠兵衛様

七月八日、吉田十兵衛方より之手紙、

今晚七時、對馬守宅に御出可被成候、奥野忠兵衛様御出合之筈に候、此段拙者より得御意候様對馬守申付候、且亦忠兵衛様より御切紙相届候様に、御頼に付爲持進之候、御受取可被成候、

七月八日 吉田十兵衛

平田直右衛門様

同日、奥野忠兵衛様より之手紙、

天和正徳朝鮮人來朝之時、入候人馬之譯承合度候間、右に可入書留等御持參にて、松平對馬守殿宅に御越可被成候、今日七時過御越可然候、

七月八日 奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同日

同二日、奥野忠兵衛様より之手紙之返事遣之、

此間に御答に申上候趣、一々御聞届被遊候由被仰下、被入御念御事奉存候、且亦御大名様方より被差出候、乘鞍馬皆具御賄被成候付、御書付二通被下添

尙以、左之趣對馬守様より御尋被成候剋も申上

候、然共對州參着さへ不相知候故、推量も違可申

歎と奉存候、此旨宜様に被仰上可被下候、以上、

六月朔日 平田直右衛門

野村喜平次様

矢須^カ吹喜六様

高主門太夫様

御尋被成、具成譯者存不申候得共、朝鮮人之人數荷物之多寡、又者道中泊數に而も違申候、大概者此通に御座候、昨夕奥野忠兵衛様より被仰下候得共、帳面なご考見候而、御返答可申上と奉存致延引候、後剋於對州様御宅可申上候、以上、

七月十日

大久保下野守様御用入衆中

同十一日、奥野忠兵衛様の遣候手紙、

昨日者得貴慮、珍重奉存候、其節御書付御見せ被成、參向一日之人足高四百六拾貳人、馬之高三百七拾五疋に而、朝鮮人方通詞まで可相濟哉之旨御尋被成候、罷歸得と考見申候所、此度持參之荷物多寡難計は存候へども、人馬に少々餘計も可被仰付由に候故、左候は大方右之通之御心宛に而、大達は有御座間敷と奉存候、歸國之節も御書付之通にて、大概相濟可申歟と奉存候、將又昨夜御書拔御渡被成候御書付之内、歸國一日分と有之所違は無御座候哉、若此方より差出し候書付之書違に而も御座候哉、又者其元様に而御書拔被成候剋、御書違に而候哉、御文句と相違仕、此方扣に合不申候故、爲念御

七月十一日

奥野忠兵衛様
平田直右衛門

尙々、左之趣私壹人之了簡を以、天和にも御濟申たる事に候故、大形事濟可申歟と奉存、左之趣申上候、若參着之上違却仕候とも、其段者御許容被遊可被下候、爲念此段申上置候、以上、

右之返事手紙、并別紙書付、
如仰昨日者、緩々得御意終日御草臥可被成候、其節書付得と御覽候處に、此度持參之荷物難計候得とも、少々餘計之人馬も候は、大方大達は有之間敷と思召候由、歸國之節も書付之通に而大概相濟可申之由、將又昨夜之書付、歸國一日分と有之所違不申候哉と御尋候成程其元より之書付と違申候、被遣候書付一日分人足四百七十三人、馬三百五十一疋つゝと御座候、是に對馬守殿長老之人馬差加り

候處を書付進候と存候、夜前懸御目候書付寫可進候由、危書に而遣申候、此書付も右之所違候に付、張紙致し懸御自候、私も御書付を爲持最早罷出候に付、早々及御報候、以上、

七月十一日

奥野忠兵衛

尙々、天和にも相濟たる事に候故、此度も事濟可申哉と思召候由承之候、以上、

平田直右衛門様

覺

參向一日分 人足四百六十二人、馬三百七十五

疋、朝鮮人、并通詞之人馬、是者、平田直右衛門書出候正徳之人馬之員數を、天和之人馬大格(◎)概を

以相減如此、

人足三百人、馬四百疋、宗對馬守被下人馬、并

自分雇共、是者、御朱印人馬天和正徳之通、自分

雇之内正徳之人馬より人足人馬七十疋、此度減可申由、直右衛門申之候間、相減如此、

人足七十二人、馬三十疋、兩長老、并伴僧乘物、駕籠昇荷馬、是者、此度伺相濟、此人馬之通被下候

由被仰渡候、
合人足八百三十四人、
馬八百十一疋、
歸國一日分

人足八百三十四人

馬七百八十七疋

參面之通、但、馬者歸國之時

人足四百七十三人

馬三百五拾一疋

其元より被遣候帳、一日分之人

馬者如此候、本文書違と存候、

按するに、この二箇條の頭書に、右の箇條

の上に此通紙張にて直し来る記す、

外に

人足五百八十四人

馬八百十一疋

發足前先荷に差出候由、

人馬世話役

人足四百九十一人、內、七十三人、

是者、直右衛門書出候正徳之人足員數を、天

和之人足大格(◎)概を以相考相減如此、

此度も右之積を以、

參向一日分 人足八百八十九人、內、五十五人、

人馬世話役

人足四百九十一人、內、七十三人、

人馬世話役馬七百八十七疋以上、享保己亥信使記錄、

享保四年五月廿六日觸狀

一朝鮮人來朝に付、淀より遠州新居まで人馬御用に付、入札申付候間、人足方敷金新金六百兩、馬之

方敷金新金千兩持參、尤外に銘々請人家質取之候間、致其心得慥成請人召連參、明廿七日より廿九日まで肥後屋敷へ參、根帳記し來月朔日より四日まで、安房按するに肥後は敵討肥後守、安房は屋敷へ罷越根帳記、仕様帳念を入寫取、翌日五日安房屋敷にて札披候様に、望之賣人ともへ可申觸候、尤歸國之節新居より淀まで人馬敷金右同前可指出候もの也、

同年七月三日

一朝鮮人來朝に付、淀より遠州新居まで御用人馬、先頃入札申付候處、人足方京都町人河内屋善右衛門、馬の方者菊屋久兵衛と申もの落札に候所、江戸にて請負候落札之直段より、上方高直に在之由申來候、依之、此許入札入直申付候、人足方敷金六百兩、馬の方敷金新金千兩持參、人足方請人家質新金五百兩、馬の方請人家質新金千兩分取之候間、致其心得慥成請人召連、明四日より九日まで肥後屋敷へ參、根帳記仕様帳念入寫取、同十日札披候様に望之賣人ともへ可申觸候、尤歸國之節人馬とも新居より淀まで敷金右同前可指出もの也、

同年同月六日觸狀

一朝鮮人淀より遠州まで、上下人足毎日三千人之積り也、上下して落札貳千貳百貫目、
札主 河内屋善右衛門
一同馬の方毎日六百疋之積り、淀より遠州新居まで十二日、上下廿四日之積り也、人足方同断落札不知、

一淀より遠州新居まで入用蠟燭、大小凡壹萬三千七拾丁餘、
落札 三百貫目

一同人夫毎日三千人之積り、上下して落札入直し、落札 貳千五拾貫目 河内屋善右衛門

同年
一朝鮮人來朝之節、拾萬石出上馬出候、是者自分御持用の馬皆具相添、役人等相付候、淀より京都、夫より美濃大垣までと割符あり、是者上馬と申、上官の類乗申候、拾萬石以下の衆者、代官衆より在々の馬を請取て乗馬に仕立、馬の皆具馬の役人は其大名より出て、淀より江戸まで通し馬に仕候、是を中馬と申、中官の類乗申候、是も當年は淀より遠州

まで參、夫より東國の大名方御請取被成候由、一朝鮮人參向之節、西國大名方乘馬御出し被成候は、先年は大坂より江戸まで御送候得とも、今度は大坂より遠州新居まで御送候、其代に唯今まで貳疋出之方は四疋に成、五疋之方は拾疋に成候、路法近きに依てなり自注右は大坂より江戸まで通し馬の分、

朝鮮人來朝に付、御用出馬御大名方之覺、

一鞍置馬之分

參向、淀より京、夫より新居まで

九疋 松平肥後守

九疋 松平淡路守

廿貳疋 細川越中守

四疋 立花飛驒守

四疋 本多唐之助

同斷、舞坂より江戸まで、以上八拾疋

拾四疋 水戸

松平加賀守

松平下總守

歸國、江戸より舞坂まで、

貳拾五疋 松平陸奥守

六疋 上杉式部大輔

六疋	松平大和守	八疋	佐竹右京大夫	
四疋	阿部豊後守	四疋	丹羽左京大夫	
五疋	井伊右衛門大夫	六疋	酒井雅樂頭	
四疋	堀田伊豆守	四疋	眞田伊豆守	
四疋	南部大膳亮	四疋	松平日向守	
以上六	以上六拾疋、			
五疋	松平隱岐守	四疋	松平越後守	
七疋	松平出雲守	貳拾疋	松平甲斐守	
拾四疋	松平丹後守	八疋	有馬玄蕃頭	
六疋	小笠原右近將監	四疋	稻葉丹後守	
四疋	奥平大膳大夫	以上七	七拾貳疋、	
六疋分	鍋島加賀守	四疋分	蜂須賀隱岐守	
五疋分	松平主殿頭	四疋分	青山大膳亮	
四疋分	仙石信濃守	三疋分	永井飛驒	
守	四疋分	稻葉伊豫守	三疋分	九鬼丹
後守	四疋分	松平紀伊守	三疋分	細川
備後守	四疋分	藤堂佐渡守	貳疋分	

平市正 四疋分 鍋島攝津守 貳疋分 大
 村伊勢守 貳疋分 島津淡路守 貳疋分
 伊達和泉守 豈疋分 久留島伊豫守 貳疋分
 分 秋月長門守 豈疋分 水野壹岐守 貳疋分
 足分 小出信濃守 豈疋分 木下右衛門佐 貳疋分
 貳疋分 木下肥後守 豈疋分 加藤大藏少輔 貳疋分
 輔 豈疋分 小出備中守 豈疋分 分部左
 京亮 豈疋分 井伊因幡守 豈疋分 市橋
 下總守 豈疋分 京極壹岐守 豈疋分 池
 田丹波守 豈疋分 松平近江守 以上七拾
 四疋 同斷、淀より京、夫より新居まで、
 拾三疋分 鍋島加賀守 九疋分 蜂須賀飛驒
 守 拾壹疋分 松平主殿頭 八疋分 青山
 大膳亮 拾疋分 仙石信濃守 六疋分 永
 井飛驒守 九疋分 稲葉伊豫守 六疋分
 九鬼丹後守 九疋分 松平紀伊守 六疋分
 細川備後守 九疋分 藤堂佐渡守 六疋分
 分 松平市正 九疋分 鍋島攝津守 五疋
 分 大村伊勢守 五疋分 島津淡路守 五疋
 同斷、舞坂より江戸まで、
 九疋分 松平右近將監 八疋分 津輕土佐守
 九疋分 間部越前守 七疋分 土井甲斐
 守 拾壹疋分 戸澤上總介 五疋分 内藤
 伊賀守 拾疋分 相馬讚岐守 五疋分 板
 倉式部 拾疋分 秋元伊賀守 五疋分 松
 平越中守 九疋分 太田備中守 四疋分
 小笠原駿河守 九疋分 秋田主水正 三疋
 分 六郷伊賀守 九疋分 溝口久三郎 三
 疋分 牧野周防守 三疋分 本多若狭守
 同斷、舞坂より江戸まで、
 九疋分 松平右近將監 八疋分 津輕土佐守
 九疋分 間部越前守 七疋分 土井甲斐
 守 拾壹疋分 戸澤上總介 五疋分 内藤
 伊賀守 拾疋分 相馬讚岐守 五疋分 板
 倉式部 拾疋分 秋元伊賀守 五疋分 松
 平越中守 九疋分 太田備中守 四疋分
 小笠原駿河守 九疋分 秋田主水正 三疋
 分 六郷伊賀守 九疋分 溝口久三郎 三
 疋分 牧野周防守 三疋分 本多若狭守

疋分 伊達和泉守 三疋分 池田丹波守
 四疋分 秋月長門守 四疋分 小出信濃守
 四疋分 木下右衛門佐 四疋分 木下肥後
 守 貳疋分 久留島伊豫守 貳疋分 水野
 足分 關備前守 貳疋分 井伊因幡守 三
 疋分 松平近江守 四疋分 淺野又一郎
 貳疋分 小出備中守 以上百七拾五疋
 同斷、舞坂より江戸まで、
 九疋分 松平右近將監 八疋分 津輕土佐守
 九疋分 間部越前守 七疋分 土井甲斐
 守 拾壹疋分 戸澤上總介 五疋分 内藤
 伊賀守 拾疋分 相馬讚岐守 五疋分 板
 倉式部 拾疋分 秋元伊賀守 五疋分 松
 平越中守 九疋分 太田備中守 四疋分
 小笠原駿河守 九疋分 秋田主水正 三疋
 分 六郷伊賀守 九疋分 溝口久三郎 三
 疋分 牧野周防守 三疋分 本多若狭守

三疋分 内藤式部 三疋分 堀一學 貳疋
 分 三宅備前守 三疋分 松平宮内少輔
 貳疋分 戸田大隅守 三疋分 保科彈正忠
 貳疋分 松平主税頭 三疋分 井伊兵部少
 輔 貳疋分 堀長門守 三疋分 南部宮内
 守 貳疋分 前田丹後守 三疋分 岩城左京
 殿頭 貳疋分 植村土佐守 三疋分 大關信濃
 百介 貳疋分 井上筑後守 三疋分 内藤主
 藝守 貳疋分 森川出羽守 三疋分 森安
 監物 貳疋分 一柳對馬守 三疋分 板倉
 兵庫 貳疋分 建部丹波守 本多
 归國、江戸より舞坂まで、
 五疋分 松平出雲守 貳疋分 松平越前守
 三疋分 松平大學頭 拾五疋分 土屋相模
 守 三疋分 松平播磨守 九疋分 本多中
 務大輔 拾疋分 松平左兵衛督 四疋分
 酒井石見守 九疋分 松平中務大輔 四疋分
 分 阿部攝津守 三疋分 織田美濃守 三
 疋分 阿部攝津守 九疋分 松平左兵衛督
 三疋分 三疋分 本多中務大輔 四疋分
 同斷、新居より淀まで、
 五疋分 松平出雲守 貳疋分 土屋相模
 上遠江守 以上百六拾八疋
 守 拾四疋分 牧野備後守 拾疋分 加藤出羽
 主殿頭 拾疋分 松平孫四郎 三疋分 石川
 楠

享保四己亥年八月十五日
一、今度朝鮮人來朝に付て、於在所御馳走相勤、又
は御用勤候面々之外者、國持并拾萬石以上は、淀よ
り遠州新居まで、新居より江戸まで、歸之節者江戸
より新居まで、同所より淀まで、乘馬出之一萬石
以上九萬石餘之面々は、鞍皆具口附等差出之、柳營
享保十三戊申年、兩森東五郎書上、
通鑑
一享保年信使に相附候護衛之軍官は、騎馬にて無
之候ては如何に候へども、其外の上官どもは、駕籠
に被仰付候は、その身ども爲にも宜く、日本諸大
名の費をも省き候事に候ゆへ、譯官どもへ被申談
相頼候事に候は、公儀へ可被仰上候間可被申越
候、
しかし慥に成可申哉否の儀は、不相知事に候間、究
ては被申間敷と裁判方へ被遣候所、裁判被致失念
譯官どもに不申聞内に、最早國々へ被仰付馬割相
濟候、令延引候ゆへ其沙汰に及び不申候、重ては何
こそ護衛の外は、駕籠に成候様に有之度事に候、享
保年書記とも乘候筈の駕籠、軍官どもの内書記を

籠に乘候先規有之候と申候はゝ、必駕籠を乞候事
なと可有之哉と存事に候、交際提醒、
享保四年六月、覺
一道橋修復之儀、近年之内に兎角作直し候ては不
叶程の所は、此節仕直し可申候、左程に無之、朝鮮
人來朝見懸け取繕可申と存候程之儀は、可爲無用
事、
一道筋并家々各別見苦敷所者、取繕せ可申候、箇
様之當分之儀者、當日二日三日前出來候様に可然
候、
一掃除は一日前に可致候、前廣には堅可爲無用
事、
一泊之宿にも、家並に挑灯出し申儀、堅無用の事、
但、朝鮮人之宿所は格別之事、
一川々其外切所、并橋などに挑灯出させ候儀、是又
隨分可爲減少事、
一家々手桶差出置候儀可爲無用候、番代或は朝鮮
人の宿所など、爲用意少々差出置可申候、
但、宿中朝鮮人通候節、水うち候儀は有合之手桶

村右衛門佐	九疋分	松平周防守	三疋分
増山對馬守	九疋分	内藤豊前守	三疋
分	毛利周防守	九疋分	伊東修理亮
貳疋分	鍋島和泉守	九疋分	黒田伊勢守
三疋分	織田近江守	七疋分	龜井隱岐守
三疋分	九鬼大隅守	七疋分	金森出雲守
豆守	貳疋分	片桐石見守	五疋分
守	貳疋分	遠藤下野守	四疋分
近江守	貳疋分	柳生備前守	四疋分
田内匠頭	貳疋分	本多伊豫守	貳疋分
永井播磨守	貳疋分	一柳因幡守	貳疋分
松浦彈正	貳疋分	酒井飛驒守	貳疋分
分	松平兵庫頭	小笠原喜三郎	貳疋分
貳疋分	松平彈正少弼	織田播磨守	貳疋分
貳疋分	織田肥前守	以上百八拾五疋	
大坂西本願寺より船場まで			
貳疋分	松平攝津守	六疋分	牧野備後守
貳疋分	松平左京大夫	五疋分	土井大炊

頭 匠頭	四疋分	加藤出羽守	三疋分	池田內
右衛門佐	四疋分	石川主頭殿	壹疋分	植村
增山對馬守	四疋分	松平孫四郎	壹疋分	
毛利周防守	四疋分	松平周防守	壹疋分	
鍋島和泉守	四疋分	內藤豐前守	壹疋分	
分 織田近江守	四疋分	黑田伊勢守	壹疋分	
疋分 九鬼大隅守	三疋分	龜井隱岐守	壹疋分	
壹疋分 五島近江守	三疋分	金森出雲守	壹疋分	
壹疋分 片桐石見守	三疋分	京極加賀守	壹疋分	
壹疋分 伊東播磨守	三疋分	細川伊豆	壹疋分	
守 江守	壹疋分	柳生備前守	壹疋分	相馬近
播磨守	壹疋分	織田肥前守	壹疋分	井伊豆
浦彈正忠	壹疋分	本多伊豫守	壹疋分	
堀田備後守	壹疋分	一柳因幡守	壹疋分	
松平兵庫頭	壹疋分	酒井飛驒守	壹疋分	
分 松平彈正少弼	壹疋分	小笠原喜三郎	壹疋分	
壹疋分 織田播磨守	壹疋分	以上 八拾二疋	壹疋分	
以上、以上、月當見聞集、				

銀貳拾枚を賜はる、其頃河原半右衛門と云ものあり、氣象磊落不羈なるものなり、きたりて曰、賜銀貳拾枚を以て、越前一伯君の小佩刀あり、求て傳ふへしといふ、刀劍は三作の内なり、長さ尺餘、金を以飾りて彫刻は所謂作なり、半右衛門か云に任せ、即貳拾枚を以てこれをかぶ、二老略傳、

享保五庚子年八月五日、躊躇之間、

御代官

辻 基 太 郎

會 田 伊 右 衛 門

松 平 九 郎 左 衛 門

小 宮 山 長 右 衛 門

柘 植 兵 太 夫

遠 山 七 左 衛 門

鈴 木 小 右 衛 門

秋 山 彥 太 夫

竹 田 喜 左 衛 門

日 野 小 左 衛 門

美 濃 部 勘 右 衛 門

柴 村 藤 兵 衛

龜 田 三 郎 兵 衛

增 田 太 兵 衛

窪 島 作 右 衛 門

森 山 勘 四 郎

岩 室 伊 石 衛 門

山 田 八 郎 兵 衛

飯 塚 孫 次 郎

都 筑 藤 十 郎

遠 山 半 十 郎

前 島 小 左 衛 門

河 原 清 兵 衛

小 林 又 左 衛 門

大 草 太 郎 左 衛 門

江 川 太 郎 左 衛 門

時服二つ、
右者、朝鮮人御用相勤候に付、爲御褒美被下之、

羽織三

御代官 伊奈 半左衛門
芙蓉之間

同年十月廿一日

躊躇之間

時服二

御代官 岩出 彥兵衛
朝鮮人御用相勤候に付被下之、

右河内守申渡之、以上、柳營日次記、

通航一覽卷之三十九終

通航一覽卷之四十

朝鮮國部十六

○來聘御用掛付御書御褒美等 寛延度

寬延度信使來聘この事仰出されしは、御用掛り、及び川々

御修復御用掛り等を命ぜらる、聘禮ありしは、寛延

元年六日朔日なり

延享三丙寅年九月十一日

右同斷之旨、於奥被仰渡之、御徒方萬年記、

延享三年十二月廿六日、御代官佐々新十郎長純朝

鮮人御用掛り被仰付、同五戊辰年六月御用相勤候、

右衛門家譜、久

小普請佐々久

右衛門家譜、久

右朝鮮人來朝に付、御用掛被仰付之、接するに、栗園殿被仰渡ござりり

芙蓉之間酒井准樂頭、漫抄には、於

大成令續集、御

徒方萬年記、

正珍、

老中本多

林 大 學 頭 記

御勘定吟味役 堀江 荒四郎 正木興市
御勘定 小倉 伴助 稲屋金太夫

菅谷太兵衛 池田彌五郎 池田彌五郎
峯本治部右衛門 上野助三郎 羽倉源之丞

池田順太郎 山崎岡右衛門 松村新三郎

神尾喜六 池田忠次郎 松村新三郎

平御勘定 竹田甚左衛門 葉若平太夫
内方鐵五郎 以上

右御用掛り追加 高家 堀川兵部大輔 中山五郎左衛門
奥御右筆頭 蟻川八右衛門 奥御右筆頭 清須孫之丞

御勘定 林 大學頭 林 圖書頭 坂原作左衛門
御納付 伴 勘 七 勝田彌三郎 宮本半四郎

御小人目付 河田忠次郎 黒田甲斐守 松平勝五郎

御勘定組頭 丹羽左京大夫 中川修理大夫

御勘定組頭 丹羽左京大夫 中川修理大夫

御使番 細井左次右衛門 右之通被仰付、
右者、去卯八月大水大破罷成候に付、
面、
右者、川々御普請爲御目付可被遣、用意可仕之旨
被仰渡、

御使番 細井左次右衛門 小幡又十郎
右者、川々御普請爲御目付可被遣、用意可仕之旨
被仰渡、

御勘定組頭 上野助三郎 山崎岡右衛門
御勘定組頭 勘野喜六郎 松村彌三郎

御勘定組頭 内方鐵五郎 松平土佐守

御勘定組頭 松平勝五郎 丹羽左京大夫

御勘定組頭 丹羽左京大夫 中川修理大夫

寛延元年三月五日

右同斷、
右同所割
酒勾川 富士川 阿部川原 吉原之間
大井川 天龍川西方 有馬中務大輔
天龍川東方 舞坂 松平土佐守
美濃國川々 黒田甲斐守
甲州川々 松平勝五郎 中川修理大夫
右之通被仰付、以上朝鮮來朝記、
江戸其外信使旅中、御馳走ならひに人馬等の御用、諸
大名に課せらるゝ例のことし、また音信其外につき、

美濃今須休 同人(拂井伊) 同大垣泊 戸田采女

正 尾張起休 尾張殿

人 同鳴海休 御同人

監物 同赤坂休土井伊豫守

平豊後守 遠江新居休 同人 三河岡崎泊 水野

松平伊豆守

同見付休 同人

太田攝津守

同金谷休 同人 同濱松泊

本多伯耆守

同府中休 駿河加番 同江尻

鍋島攝津守

同吉原休 毛利甲斐守

相定泊之外、何れ之地の令漂着候共、其所之船出之

諸事無滞様、前廉可被申付旨達之候事、

一朝鮮人來朝人數之書付、并到着日限等、壹岐勝本

より攝州兵庫御馳走人迄者、宗對馬守より相達之、

大坂御馳走人より道中所々江戸御馳走人迄者、右

之段牧野備後守より(按するに京都所司代牧野貞通なり)如先例相達候

候事、

一朝鮮人歸國之節者、道中所々御馳走人の之觸、何

れもより被達候場所も可有之候間、歸國之節之儀

者、先例等被相考、追而可被相伺候事、

右之通、被仰付候間滯無様可申合旨、
新居船渡奉行 松 平 三 治
溝 口 修 理

伊豆三島泊 加藤出羽守 相模箱根休 大久

保出羽守 同小田原泊 同人 同大磯休

松平左兵衛佐 同藤澤泊 細川采女正 神

奈川休 溝口出雲守 品川泊 京極佐渡守

江戸客館 戸澤上總介 伊東修理大夫

一萬端享保四亥年之通候、且又無益之儀無之様可

被相心得候、委細秋元攝津守、河野豊前守、逸見出

羽守、堀江荒四郎に可承合旨達之候事、

一海上所々御馳走人之者、自然破船依難風相動候

御代官にも可被申渡候、以上、

四月

御勘定奉行

今度朝鮮人御賄之御用相勤候御代官、御馳走人者勿論、惣而其向より之音物一切受納致す間敷候、且又御馳走人之方より何によらず、馳走がましき儀堅受申間敷候、右之段手代等にも急度申付置、聊躊略無之様可相勤候、右之趣堅相守候様、御賄之御代

官の可被申渡候、

四月

同年十一月

朝鮮人御馳走之所々にをいて、朝鮮人通候に付、態と取繕諸事無益之儀無之様相心得、城下者不及申、諸番所家來并武具差置候儀者、常々嗜有之事に候間、急度被差出可然候、僚様之儀省候品には無之候間、若心得違無之様に、道中御馳走人に寄々通し可被置候、

延享四年十二月十五日、酒井雅樂頭相渡、

覺

山城 大和 和泉 河内 摄津 近江 丹波
播磨 美作 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆
相模 武藏

右國々、朝鮮人往來人馬無滯、知行持候面々差出候様、御書付を以被仰出、

一諸大名

右之趣可被相觸候、(大成令續集、御書付寫)

延享四年十二月御書付寫

大和 山城 和泉 河内 摄津 丹波 播磨
美作 近江 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆
相模 武藏

右之通可差出候、(鶴林來聘記、朝鮮來聘記)

但、來朝之節差出候方は、歸國之節差出候不及候

延享四年、朝鮮人來朝之節、城州淀より遠州新居迄迎馬、付鞍置馬組合、

一貳十四疋 紀伊大納言殿

一御普請御手傳付御用御免、松平土佐守

一同斷 有馬中務大輔

一拾六疋 松平丹後守

一一疋 松平阿波守

一七疋 小笠原右近將監	一四疋 松平主膳正	一六疋 秋月佐渡守
一四疋 立花左近將監	一四疋 津輕若松	一四疋 建部丹波守
中馬組合	中馬組合	中馬組合
一二疋 伊東若狭守	一同 三宅備前守	一二疋 松浦大和守
一同 小笠原内記	二三疋 増山對馬守	一五疋 池田信濃守
一二疋 京極備後守	一同 小笠原信濃守	同國舞坂より江戸迄馬、附鞍置組合、
中馬組合	中馬組合	一二疋 織田山城守
二三疋 松平縫殿介	一二疋 北條美濃守	一四疋 真田伊豆守
二同 五島淡路守	一同 織田信濃守	一四疋 阿部豊後守
一同 織田丹後守	一四疋 松平加賀守	一四疋 上杉大炊頭
中馬組合	中馬組合	一四疋 松平越中守
一同 谷出羽守	一同 一柳主膳	一同 南部大膳大夫
二三疋 池田丹波守	二三疋 關播磨守	同
中馬組合	中馬組合	松平出雲守
一拾二疋 仙石越前守	一拾二疋 松平周防守	一九疋 佐竹右京大夫
一同 稲葉右京亮	一五疋 島津加賀守	
一七疋 松平市正	一六疋 松平攝津守	
一拾二疋 脇坂主殿	一六疋 細川豊前守	
一九疋 蟻井信濃守	一五疋 木下式部少輔	
一三疋 毛利周防守		
一二疋 松平内匠頭		
一四疋 松平大藏少輔		
一同 本庄和泉守		
一三疋 牧野内膳正		
同		
中馬組合		
一拾三疋 小笠原土丸	一六疋 松平舍人	
一四疋 松平勝五郎	一四疋 松平越前守	
松平甲妻守	一四疋 牧野河駿守	
大坂 淀 大垣		
舞坂 濱松 江尻		
藤澤		
右者、朝鮮人歸國之節、新居より大坂迄鞍皆具被仰付、		
右者、川々御手傳御用被仰付候に付、朝鮮人鞍置馬		
差出之儀、御免之旨被仰出、		
右就同斷、朝鮮人鞍皆具差出之儀、御免之旨被仰出、		
右代り		
松平伊賀守		
小田原		
京 岡崎 掛川	御代官	
三島 品川	蓑	
同年正月廿六日	笠之助	
銀五十枚	佐々新十郎	
上使堀田相模守	河 内 玄 蕃	
松平	佐々傳五郎	
大膳大夫	山 本 平 八 郎	

一三疋 阿部因幡守	一四疋 本多豊後守
一同 安部攝津守	
中馬組合	
一三疋 織田兵部大輔	一拾七疋 土屋能登守
二二疋 植村土佐守	一一疋 柳生備前守
一七疋 土井岩之助	一四疋 井伊兵部少輔
一拾三疋 松平和泉守	
一同 堀又七郎	
中馬組合	
一二疋 新庄越中守	一四疋 佐竹壹岐守
一二疋 久世讚岐守	一二疋 井上山城守
一二疋 土井岩之助	
二三疋 細川辰十郎	
一十五疋 松平右京大夫	一六疋 板倉式部
一六疋 黒田大和	
守	

右者、朝鮮人歸國之節、新居より大坂迄鞍皆具被仰付、	有馬 中務大輔	松平 土佐守
松平勝五郎		丹羽 左京大夫
黑田 甲妻守		中川 修理大夫
大坂 淀 大垣		
舞坂 濱松 江尻		
藤澤		
右者、朝鮮人鞍皆具差出之儀、御免之旨被仰出、		
右就同斷、朝鮮人鞍皆具差出之儀、御免之旨被仰出、		
右代り		
松平伊賀守		
小田原		
京 岡崎 掛川	御代官	
三島 品川	蓑	
同年正月廿六日	笠之助	
銀五十枚	佐々新十郎	
上使堀田相模守	河 内 玄 蕃	
松平	佐々傳五郎	
大膳大夫	山 本 平 八 郎	

一二疋 稲垣若狭守	一同 松平備中守
一同 上杉幸松	一同 松平福次郎
一同 堀田若狭守	一同 太田原出雲守
以上 鶴林求聲詳錄、	
柳營拾遺集、	

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚

御勘定組頭正木與市郎

同

銀五枚充

秋山豐五郎

阿久澤彌五郎

蔣田又五郎

根本善左衛門

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

星野宇右衛門

伊東新六郎

丸橋彥助

銀五枚

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

田邊又八郎

田邊又八郎

人見定四郎

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

菅沼久兵衛

菅沼久兵衛

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

星野宇右衛門

星野宇右衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

銀五枚

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

秋野彦四郎

秋野彦四郎

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

大柳八左衛門

大柳八左衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

羽倉源之允

羽倉源之允

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

河田忠次郎

河田忠次郎

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

小林理左衛門

小林理左衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

早川助右衛門

早川助右衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

中村彌太夫

中村彌太夫

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

田加賀守

田加賀守

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

対馬正陳

対馬正陳

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

対馬正義

対馬正義

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間於緣煩老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚充

御細工頭御勘定組頭正木與市郎

同

対馬正義

対馬正義

同年四月八日

羽目之間

御勘定吟味役

右者、朝鮮人御用掛り被仰付旨、左衛門尉老中酒井忠申渡之、
右京大夫松平輝高申渡之、

同年五月廿四日

羽目之間

寺社奉行

鳥居伊賀守

右、朝鮮人來朝御用掛り太田攝津守代り被仰付旨、
右京大夫松平輝高申渡之、

同年六月九日

羽目之間

御勘定吟味役

古坂與七郎

右、朝鮮人來朝御用掛り小野左太夫代り被仰付旨、
左衛門尉申渡候、

同年十二月十八日

林内記圖書頭改

右者、來未年朝鮮人來朝に付、父大學頭一所御用相

勤候に付、諸大夫於奥被仰付之、
同十三癸未年正月十九日

一酒井左衛門尉不快に付、朝鮮人御用掛り願之通
御免に付、代り松平右近將監老中武元御用掛り被仰
付之、

同年二月三日

御右筆部屋綠頬

中興御小姓

本多備後守

代り

藤田伊勢守

右者、朝鮮人來朝之節、三州岡崎迄上使被遣候に付
可致用意旨、水野壹岐守老中酒井忠見申渡之、
按するに、この年十一月廿四日時田伊勢守御暇拜領物ありし
を見れば、本多備後守は御役替か、又は故障ありしなるべし、

同年三月廿日

御右筆部屋綠頬

御勘定組頭

山崎岡右衛門

右者、朝鮮人御用掛り被仰付旨、右近將監申渡之、
同見れば、本多備後守は御役替か、又は故障ありしなるべし、

同年八月十一日

桔梗之間

御使番

松平左太夫

右者、御前被爲召朝鮮人支度之義、御尋有之、

右者、當冬朝鮮人來朝に付、道中并道見分可致旨、
若年寄申渡之、以上、柳營日次記、
寶曆十三年十一月廿四日

芙蓉之間

御小姓組
金田龍登守組

淺野大學

同斷、新井爲船渡奉行被遣之、
右被仰付旨、於芙蓉之間松平右近將監申渡、若年寄
侍座、御徒方萬年記、

明和元甲申年正月十二日、岡崎迄之上使中興御小

姓藤田伊勢守、荒井船渡奉行寄合中根大隅守、松平

源八郎出立、續談海、
明和元年正月廿八日

御黒書院御勝手

寺社奉行

大目付

松平和泉守

大井伊勢守

一色安藝守

同

中根大隅守

松平源八郎

右同斷に付、新井渡船爲奉行被遣に付被下之、同人

申渡之、柳營日次記、○按するに、この條の事、御徒方萬年記載するところ小異なれば兩存す。
寶曆十三年十一月廿四日

菊之間綠頬

中興御小姓

金三枚

時服

羽折

藤田伊勢守

中根大隅守

右者、朝鮮人來朝之節信使に、三州岡崎迄爲上使被遣之、

金三枚

時服

羽折

中根大隅守

寄合

右者、朝鮮人來朝御用掛り毛利讚岐守代り被仰

明和元年朝鮮人御用御掛り。

上州館林江戸より十八里、御者中

若年寄

松平右近將監

羽州山形江戸より九十四里、寺社奉行

松平和泉守

對馬國十萬石以上、朝鮮人代々御掛り

宗谷新し橋、朝鮮人代々御掛り

對馬守

町奉行

依田豊前守屋敷常

土屋越前守

同敷寄

屋敷内

來朝之節、品川より本領寺迄歸國之節本願寺より品

川迄、此二人之内、一人づゝ替りく見廻り相越、

儒者

林大學頭

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

鶴田佐十郎

大目付

御勘定奉行

同組頭

大井伊勢守

同圖書頭

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

犬塚權之助

秋山三十郎

御勘定吟味役

古坂與七郎

近將監渡之、御日記、○按するに、この御書付によるに、こたひに朝鮮人來朝之記等に諸大名より出すべき鞍馬鞍具、及び上馬中馬組合等の事、くはしく記載せしはふしんなり、但し一旦その事か命せらるへよため、差配ありしか止んで、宗對馬守にこの命ありしなが、かの書譲りて、猶その事を載せしものなるへし、聘禮事畢りて、御用掛の輩に賜もの、をのへ差あ

明和元年三月十五日

御刀備前盛光
代五百貫

時服七

松平右近將監
松平攝津守

右者、朝鮮人御用相勤候に付、於御前被下之、

御座之間

寺社奉行

松平

和泉守

大井伊勢守

御勤定奉行

一色安藝守

林圖書頭

御目付

太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

右同斷に付御目見、

同日

芙蓉之間

寺社奉行

松平和泉守

時服六

芙蓉之間

寺社奉行

松平和泉守

右同斷に付御目見、

同日

芙蓉之間

寺社奉行

松平和泉守

時服六

芙蓉之間

御勤定奉行

古坂與七郎

右者、朝鮮人御用掛相勤候に付被下之旨、右京大夫

申渡之、

同年四月十六日

新御番所前溜

御目付

曲淵勝次郎

右者、爲御用大坂表被遣候旨、右近將監申渡、

て、朝鮮人御用によって遣はざるゝなり、こはの地にない出づ、

同年同月十七日

芙蓉之間

御目付

曲淵勝次郎

右者、大坂表に急爲御用被遣候に付、御暇被下之旨、右近將監申渡、

旨、右近將監申渡、

同年同月十八日

御勝手より御暇

御目付

曲淵勝次郎

大坂表に爲

御用罷越候

金五枚
時服二羽折

右者、大坂表に急爲御用被遣候に付、御暇被下之旨、右近將監申渡、

同三つ、
太田三郎兵衛
曲淵勝次郎
御目付
林圖書頭
太田三郎兵衛
曲淵勝次郎
御勤定奉行
一色安藝守
林圖書頭
太田三郎兵衛
伊勢守

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、右京大夫申渡之、
芙蓉之間

金貳枚つ、

時服二

金三枚
外に銀五枚

時服三

金貳枚

時服三

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右同斷之旨、松平攝津守、接するに、申渡之、
支羽田藤右衛門

御徒目付
秋山豐五郎

小川孫七郎

矢島源四郎

伊藤新六

川田安右衛門

山岡幸七郎

淺井平七

多羅尾源左衛門

齋藤彌十郎

銀五枚つゝ

山田又左衛門

湯上彌次右衛門

表御臺所人富山惣左衛門

大久保助三郎

岩田吉左衛門

加藤丈助

葉山清吉

大澤與左衛門

川島半之丞

細井彌左衛門

三浦平吉

青山源右衛門

磯部造酒之丞

津田木野茂

鈴木鐵五郎

吉田金藏

戸谷久次郎

右同斷に付被下之旨、同人申渡之、
御徒目付
秋山豐五郎

御細工頭
伊藤新六

御疊奉行
矢島源四郎

御大工頭
川田安右衛門

根本善左衛門

御疊奉行
伊藤新六

御勤定
松村十左衛門

支配勤定
市野七十郎

同
同十枚

銀五枚

同五枚

銀三枚

右同斷に付被下之、同人申渡之、
御徒目付
秋山豐五郎

御細工頭
伊藤新六

御疊奉行
矢島源四郎

御大工頭
川田安右衛門

根本善左衛門

御疊奉行
伊藤新六

御勤定
松村十左衛門

支配勤定
市野七十郎

同
同十枚

銀五枚

同五枚

銀三枚

右同斷に付被下之、同人申渡之、
御徒目付
秋山豐五郎

御細工頭
伊藤新六

御疊奉行
矢島源四郎

御大工頭
川田安右衛門

根本善左衛門

御疊奉行
伊藤新六

御勤定
松村十左衛門

支配勤定
市野七十郎

同
同十枚

銀五枚

同五枚

銀三枚

同席

御作事下奉行
小楠七十郎

名代

宮重文五郎

小田切新五郎

時服二つ、

吉田久左衛門

青山市左衛門

大畠新藏

時服二つ、

渡部只八郎

小間遣頭

今井孫兵衛

御被官

中山忠助

勘定役

成瀬忠兵衛

勘定役

山田富次郎

勘定役

田中幸助

勘定役

甲良筑前

御疊大工

中村彌太夫

御賄調役

早川助右衛門

御賄調役

上田茂左衛門

御賄調役

山本友八郎

同三枚つゝ

銀五枚つゝ

右同斷に付被下之旨、同人申渡之、
御賄調役

真田忠次郎

野尻助四郎

早川助右衛門

上田茂左衛門

山本友八郎

右同斷に付被下之旨、同人申渡之、
御賄調役

時服二
萬年七郎左衛門

右同斷に付被下之旨、周
防守按するに、老申渡之、
中松平康福

同人申渡之、
御右筆部屋縁頬

右衛門督殿用人
萬年七郎左衛門

宮村孫左衛門 藤木甚助
遠藤兵右衛門 山本平八郎
川田玄蕃 前澤藤十郎

小林孫四郎 御代官稻垣藤左衛門
久保平三郎 大野佐左衛門
風祭甚三郎 今井平三郎
渡邊半十郎 野田彌一右衛門

右同斷、御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡之、
同年九月廿六日 時服三つ、

芙蓉之間

朝鮮人御用付
大坂の罷越
右者、大坂表御用骨折相勤候に付被下之旨、
この書賜もの、右京大夫申渡之、
脱せしなり、右京大夫申渡之、

燒火之間

銀十枚づゝ 御徒自付
清水又八 曲淵勝次郎
山岡幸七郎

右同斷に付被下之旨、松平攝津守申渡之、以上、柳營
この書賜もの、右京大夫申渡之、
脱せしなり、右京大夫申渡之、

通航一覽第一終

伊藤千可良
文傳正興
校

通航一覽卷之四十一終

御徒自付
清 水 又 八
山岡幸七郎

通航一覽

明治四十五年六月廿五日印刷

(通航一覽第一奥附)

明治四十五年六月三十日發行

非賣品

發編
行輯

者兼

東京市芝區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者

早川純三郎

木 許

印 刷

者

高宗啓

藏

複製

印 刷

所

東京市芝區櫻田和泉町七番地
國書刊行會第二工場

發行所

國書刊行會

東京市京橋區新榮町五丁目三番地